譯文大日本史

五

譯文大日本史第五册目次

卷の一百九十一

列傳第一百十八

將軍家臣一

卷の一百九十二

列傳第一百十九

將軍家臣二

巻の一百九十三

列傳第一百二十

將軍家臣三

巻の一百九十四

列傳第一百二十一

將軍家臣四

卷の一百九十五

列傳第一百二十二

將軍家臣五

卷の一百九十六

列傳第一百二十三

卷の一百九十九

列傳第一百二十六

將軍家臣九

卷の二百

列傳第一百二十七

將軍家臣十

卷の二百一

列傳第一百二十八

將軍家臣十一

卷の二百二

列傳第一百二十九

將軍家臣十二

巻の二百三

列傳第一百三十

將軍家臣十三

巻の二百四

列傳第一百三十一

將軍家臣十四

卷の二百五

列傳第一百三十二

將軍家臣十五

卷の二百六

列傳第一百三十三

將軍家臣十六

卷の二百七

列傳第一百三十四

將軍家臣十七

卷の二百八

列傳第一百三十五

將軍家臣十八

卷の二百十二

列傳第一百三十九

將軍家臣二十二

卷の二百十三

列傳第一百四十

文學一

卷の二百十四

列傳第一百四十一

文學二

卷の二百十五

列傳第一百四十二

文學三

卷の二百十六

列傳第一百四十三

文學四

卷の二百十七

列傳第一百四十四

文學五

卷の二百十八

列傳第一百四十五

歌人一

卷の二百十九

列傳第一百四十六

歌人二

卷の二百二十

列傳第一百四十七

歌人三

卷の二百二十一

列傳第一百四十八

歌人四

卷の二百二十二

列傳第一百四十九

孝子

卷の二百二十三

列傳第一百五十

義烈

卷の二百二十四

列傳第一百五十一

列女

卷の二百二十五

列傳第一百五十二

隱逸

巻の二百二十六

列傳第一百五十三

方技

卷の二百二十七

列傳第一百五十四

叛臣一

卷の二百二十八

列傳第一百五十五

叛臣二

卷の二百二十九

列傳第一百五十六

叛臣三

卷の二百三十

列傳第一百五十七

叛臣四

卷の二百三十一

譯文大日本史第五册目次終

譯文大日本史

權中納言從三位源光圀　修
男權中納言從三位綱條　校
玄孫權中納言從三位治保　重校
山路彌吉　謹譯
西田敬止　謹校

卷の一百九十一

列傳第一百十八

將軍家臣(しやうぐんかしん)一

平廣常(たひらのひろつね)

千葉常胤(ちばつねたね)　子胤正　胤頼

三浦義明(みうらよしあき)　子義澄　義連　弟義實　義實が子義忠

平廣常、上總介高望より出で、父を常隆と曰ひ、上總介に任ぜられたり平氏系圖○本書に、隆を、一に澄に作れり。廣常、上總權介となり東鑑。介八郎と稱す。保元・平治の亂に、源義朝に屬し、勇を以て聞え保元物語・平治物語。所謂十七騎の一なりしが平治物語。後平氏に屬せり。源頼朝が兵を起すや、北條時政、頼朝に說くに、廣常は、東國の望族なれば、先之を致さんことを以てせしかば源平盛衰記。頼朝、和田義盛を遣はして廣常を召さしめしに、廣常、觀望して未だ應ぜざりき○源平盛衰記に、義盛を、安達盛長となせり。既にして、石橋の軍敗れ、頼朝、上總に奔りて、復義盛をして之を趣さしめたるに、廣常、託するに徵兵の未だ集らざるを以てし、時に赴かざりしが東鑑。千葉常胤等が頼朝に應じたるを聞き、始て周東・周西・伊南・伊北・廳南・廳北の兵二萬を帥ゐ、往きて隅田川に會せり。頼朝、其の後れて至れるを怒り、輙く之を見ず、土肥實平をして命を傳へしめて曰く、當に後軍に在りて、以て指揮を受くべしと。初め、廣常、意らく、方今、天下の兵馬、平相國の管轄に非ざるはなし。頼朝、單身兵を起すとも、事必ず濟らじ。若し其の人庸瑣にして、將帥の器に非ずんば、則ち當に斬りて以て平氏に獻ずべしと。且つ以謂らく、我、今大兵を驅りて之に赴けば、其必ず大に喜ばんと。命を聞くに及びて、意、大に沮み、謂らく、人君の度ありと。遂に心を傾けて之に事ふ東鑑・源平盛衰記を參取す。頼朝、廣常が軍を併せて、兵勢、大に振ふ。平維盛が富士河に敗るゝに及び、頼朝、兵を進めて後を躡まんと欲するに、時に、佐竹義政・佐竹秀義が、衆を擁して常陸に在れば、廣常、千葉常胤・三浦義澄と、先之を滅さんことを勸む。頼朝、常陸に赴きしに、義政・

秀義が宗族、强盛にして、威、闔境に振へり。故に、諸將と背議し、廣常が姻好あるを以て、往きて義政。秀義を說きて之を降さしむ。而るに、秀義は、父隆義が平氏に屬して京師に在るを以て、從はざりしかども、唯義政のみは、廣常と俱に來れり。賴朝、紿きて其の從者を屏け、廣常をして之を大矢橋上に斬らしめしに、秀義、遂に金沙城に據る。金沙は、高峻にして險絕なれば、賴朝、進み攻めて、拔くこと能はず。明日、廣常、賴朝に謂て曰く、秀義が叔父に藏人義弘といふものあり、狡黠にして多慾なれば、啗すに重利を以てせば、必ず將に離畔せんとす。如し義弘を得ば、秀義を取らんこと難からじと。賴朝、之を頷く。廣常、往きて義弘に說きて曰く、東國の人、武衞に歸仰せざるはなし。今、冠者、孤城に據守して、之と抗せんと欲す。其の亡びんこと足を翹げて待つべきなり。子が爲に計るに、宜しく早く圖を改め、攻めて冠者を殺すべし。則ち啻に死を免るゝのみならず、所在の采地、永く子が有とならんと。義弘、大に喜び、廣常が兵を引き、鼓譟して城後に出でしに、城兵、驚き擾れて支ふること能はず、秀義、城を棄てゝ走る。廣常、素より兵馬多く、功を恃みて驕恣なり。三浦義澄、賴朝を三浦に享するとき、廣常、召に應じて來り會し、賴朝を望み見て、鞍に據りて長揖せしかば、佐原義連、之に勸めて馬より下らしめんとせしに、廣常曰く、我が家三世、未だ其の禮に慣はずと、遂に肯て下らず。宴酣にして、岡崎義實と、醉に乘じて忿爭しければ、賴朝、積みて平なること能はず、漸く之を疏薄したるに、廣常も、亦稍之を覺り、賴朝が雅に京師の人を愛重するを

以て、其の女壻前伯耆守平時家を薦め、以て自ら媚びたれども、頼朝、終に懌ばず東鑑。後、梶原景時に命じて之を圖らしむ。景時、廣常と博し、其の不意に乘じて、急に之を斬れり愚管鈔。子、良常は、小權介と稱せしが、亦殺されたり千葉系圖。廣常、嘗て甲一領を上總の一宮に納めしが、是に至りて、祠官、之を告げしに、頼朝、其の異あらんことを意ひ、人を遣はして之を取らしめたるに、中に一封の書あり、折きて閲すれば則ち、皆頼朝が爲に靈佑を祈るの語なりき。是に於て、始て其の寃を知りて、大に悔い、其の弟天羽直胤・相馬常淸を赦せり東鑑。頼朝、京師に朝するに及び、法皇に奏して曰く、上總介平廣常といふものあり、素より兵衆多かりしが、臣が義を建つる初、召して義旅に充て、數〻大功を立てたり。然るに、常に臣に謂て曰く、方今、關東に盤據せば、誰か敢て之を圖らん、何ぞ王事に勤勞することを之爲さんと。臣、竊に不良の徒を蓄へて、天譴の將に及ばんとするを懼れたり。故に、前に已に之を戮せり。臣が至誠、君に奉じ、身を以て國に徇ふること、是を以て之を察し給へと。蓋し廣常が雄傑にして勢望ありしを以て、特に擧げて以て口を藉きたるなり愚管鈔。

千葉常胤、平廣常と同族なり。高祖常將は、下總の千葉郡に居たり。常將、常永を生み、常永、常兼を生みしが、從五位下、下總權介となれり。常兼、常重を生めり。常胤は、其の長子にして、世に千葉介と稱す東鑑・平氏系圖・千葉系圖を參取す。人となり厚重謹儉にして、世關東の望族たり。源頼朝が兵を起すや、安達盛長を遣はして、檄を下總に傳へしめたれば、盛長、常胤を見て頼朝が意を致しゝに、常胤、沈

吟して未だ答へざりしを、子胤正・胤頼、側に在りて、進み說きて曰く、武衞、義に仗りて兵を起して、國の爲に害を除かんとし、而も、首として兵を我に徵さる。順を扶け逆を討たんは、事、疑はざるに在り。請ふ、速に命に應ぜられよと。常胤、乃ち報じて曰く、將軍、祖先の爲に廢絕の業を興されんとするに、常胤、敢て命を奉ぜざらんやと。乃ち盃を命じて之を勞し、且つ盛長に告げて曰く、今、幕府の駐れる所、要害の固あるに非ず。相模の鎌倉は、源家祖先の故地なれば、宜しく軍を移して之に據るべし。常胤、亦當に子弟を率ゐて奉迎すべしと。盛長、還り報ぜしに、賴朝、大に悅べり。常胤、兵を聚めて將に發せんとするとき、胤頼曰く、國の目代は、平氏の置く所なり、豈に我が爲す所を坐視せんや。宜しく先目代を逐ひ、而して後、兵を進むべしと。常胤、之を然りとし、胤頼等をして之を襲はしめ、風に因りて火を縱ちたれば、敵、支ふること能はず。胤頼、手づから目代を斬る。千田親政といふもの、平氏と姻あり、目代の敗死せるを聞き、兵を勒へて常胤を攻めんと欲せしに、常胤が孫成胤、擊ちて親政を擒にす。是に於て、常胤、騎三百餘を帥ゐて、迎へて賴朝に下總國府に謁して、虜を獻じければ、賴朝、大に喜び、延きて座右に置き、款接すること、甚だ渥し。且つ曰く、今より以往、我、卿を視ること當に父の如くすべしと。東鑑○按ずるに、源平盛衰記に、石橋の戰敗れ、賴朝、上總に赴くや、使を廣常・常胤に遣はして曰く、將に廣常を以て父となし、常胤を以て母となさんとすと。本書と異なり。常胤、建議して曰く、將軍、宜しく多く旗幟を建て、以て軍容を壯にせらるべし。江戸・葛西の徒にして觀望せるものは、皆謂はん、精兵大に集ると、當に踵を蹍み

て來り歸すべしと。賴朝、之に從ふ源平盛衰記。壽永三年、源範賴に從ひて源義仲を討ち、又平氏を西海に攻めて、皆功ありき。常胤は、老將にして、威望素より著れたりければ、賴朝、範賴に命じて特に之を尊禮せしめたり。文治元年、範賴、長門に至り、將に豐後に赴かんとするに、戰艦具らず、糧食匱乏しければ、軍を周防に還しゝに、將士、東國の人多くして、日夜、歸らんことを思ひ、和田・大多和等の諸將は、軍を棄てゝ東歸せんと謀るものあるに至りしを、常胤、獨勞苦を言はざりき。既にして、範賴糧を近國に徵し、戰艦稍集りければ、將に發せんとするに、常胤、諸將に先ちて進めり。賴朝、範賴を諭して曰く、常胤、衰暮の齡を以て、奮ひて身を顧みず、宜しく優待すること等倫に超ゆべし。常胤が功の如きは、終身之に報ゆとも亦盡すこと能はじと。尋で功を以て下總の三崎を增し食む。三年、在京の武士、所在を擾し、群盜充斥せしかば、朝廷、賴朝に命じて之を戢めしめたり。是に於て、賴朝、常胤及び下河邊行平を遣はして彈壓せしむ。行くに臨み、賴朝、書を權中納言藤原經房に遺りて曰く、中原親能・大江廣元、輦下に在りと雖も、是唯閑院修造の土木を監するのみにして、且つ其の人、武幹あるに非ず、若し搶攘あらば、彼の曹の能く制する所に非ず。故に今、千葉常胤・下河邊行平を遣はす、二人は、關東の勇士にして、多く兵馬を領せり、橫暴を按治せんこと、二人に若くはなし。故に、選びて之に任じたれば、宜しく其の用を竭さしめらるべしと。至れば則ち、盜賊、迹を斂め、京師、肅清せり。五年、賴朝、藤原泰衡を擊たんとするとき、常胤に命じ、旗を制して之を上らしめたるに、常胤、賴

義が東征に用ひし所を模して以て獻じたり。師を出すに及び、常胤、八田知家と東海道の兵を將ゐ、岩城の岩崎を經、遇隈河を渡りて之を撃ちければ、陸奧平ぎぬ。建久元年、賴朝、京師に朝せんとし、畠山重忠に命じて先隊となせり。而るに、後隊は未だ其の人を得ざりしに、八田知家曰く、千葉常胤は、宿將にして、衆の推服する所、卽ち其の人ならんと。賴朝、之に從へり。法皇、賴朝に敕して、功臣十人を擧げて官を授けたるに、常胤、當に賞せらるべかりしかども、而も、孫常秀に讓れり。初め、賴朝、諸將に文書を賜ふに、紙尾に必ず親ら花押を畫きたりしが、右近衞大將に拜せらるゝに及びて、政所を置き、復親ら押署せず。事を視るの始、常胤に下文を賜ひ、閥閲勳勞を稱し、子孫をして永く采地を襲がしめしに、常胤、請ひて曰く、今賜ふ所は、惟有司の姓名を署したるのみ、此後嗣に傳ふるに足らず。願はくは、親畫を賜り、以て光榮となさんと。賴朝、之に從ふ。又美濃の蜂屋莊を請ひけるに、賴朝曰く、卿が勳勞、最も大なれば、我、敢て忘れず。然れども、後白河帝と約せることありて、蜂屋莊は、地頭職を補することを得ざれば、他日、當に便宜の地を擇び、以て子孫を資くべしと、語意懇惻なりければ、常胤、感泣して曰く、將軍、至誠もて臣を遇せらる、臣、其の地を得ずと雖も、復憾むる所なしと東鑑。進みて正五位下に敍せられ、建仁元年、卒す。年八十四東鑑・千葉系圖。初め、賴朝が兵を起しゝとき、常胤、闔族歸嚮して、累に戰功を立て、力を展べ忠を竭すに、諸將、能く及ぶものなかりしかば、賴朝、深く之を倚信し、軍機の巨細、諮決せざるはなく、終始、眷遇替らず、

能く其の功名を保全したりき。頼朝、常に曰く、賞を功臣に行はゞ、當に常胤を以て首となすべしと。其の寵異せられたること、此の如くなりき。實朝、功臣の家に命じて、頼朝が賜へる所の手書を上らしめしに、諸將の上る所は、皆兩三紙に過ぎざりしが、唯千葉氏・小山氏は、各數十通を上りければ、時人、之を榮とせり（東鑑）。子は、胤正・師常・胤盛・胤信・胤通・胤頼・僧日胤、皆時に顯れたり。師常は、出でゝ相馬師國が養子となり、小二郎と稱せり。胤盛は、武石三郎と稱し（千葉系圖）。胤信は、大須賀四郎と稱せり。建暦中、實朝が鶴岡社に詣づるとき、胤信、射を善くするを以て、命じて調度を懸けしめたるを、胤信、固辭せしに、實朝、怒りて曰く、故將軍、制せられたることあり、二十矢を發ち、二十人を斃すものに非ざるよりは、此の選に與ることを得ずと。而るを、汝、故事を知らずして、視て以て賤役となすは、甚だ謂なしと、罰して謁見を停めしが、之を久しくして釋くることを得たり（東鑑）。胤通は、國分五郎と稱せり（千葉系圖）。僧日胤は、律靜房と稱し、園城寺に居りしが、治承中、頼朝が密旨を受けて其の興復を祈るに、乃ち一千日を限り、石清水社に詣でゝ、大般若經を默誦して以て神助を求めたるに、一日、神、金甲を授くと夢み、覺めて之を異となしゝが、會以仁王、兵を起し、園城寺に入りたれば、日胤、之を聞き、弟子日慧をして己に代りて禱祠せしめ、王に從ひて奈良に赴き、光明山に至りしとき、王、流矢に中りしに、日胤、追兵と奮戰し、六人を斬りて死せり（東鑑。源平盛衰記を參取す。六人を斬るは、長門本平家物語に據る。）頼朝、之を悼み、伊賀の山田郷を園城寺に附して、日胤が冥福を祈らし

めたり源平盛衰記。

胤正、襲ぎて下總介となり、世に新介と稱せり。頼朝が起るや、伊北常仲を上總に擊ちて、功あり。藤原泰衡が故將大河兼任、兵を陸奧に擧げしを、胤正、葛西清重と、擊ちて之を平げたり東鑑。子は、成胤・常秀千葉系圖。成胤は、小太郎と稱し、襲ぎて下總介となり、父祖に從ひて頼朝に歸し、兼任が亂に、戰功ありしに、頼朝、其の勇を壯とし、且つ敵を輕じて深く入らんことを恐れ、書を賜ひて曰く、戰に臨みては、自ら重じ、先登を競ひて以て危殆を履むこと勿れと。頼朝、那須野に獵するとき、近臣の善く射るもの二十二人を選び、弓矢を執りて左右に列從せしめしに、成胤も、焉に預りしが、其の他の勳舊は、弓矢を持つことを許されざりければ、時人、艶羨せり。和田義盛が亂に、家族を率ゐて難に赴きしかば、幕府、頼りて安かりき。子、胤綱は、襲ぎて下總介となる。常秀は、堺平次と稱す。頼朝が京師に朝するとき、常秀、祖父の功を以て、左兵衞尉となる。頼朝が再び京師に朝するや、時に、民間、流言すらく、源義經・源行家が餘黨、頼朝を途に狙ふと。常秀、比企能員と、命を奉じて東海道を詗察し、後、上總介となる。二子あり、秀胤・時常。秀胤は、上總權介となり、三浦泰村が妹を娶りたりしが、泰村が敗死するに及び、北條時賴、兵を遣はして秀胤を上總の一宮の舘に襲ひしかば、秀胤、薪炭を積みて其の家を環らし、火を縱ちて自殺せり。時常は、埴生二郎と稱す。初め、常秀、埴生莊を割きて時常に與へしに、常秀が沒後、秀胤、之を奪ひ、是に由りて、兄弟隙ありしが、秀

胤、難ありと聞き、之に赴きて同じく死せしかば、時人、之を義とせり東鑑。

胤頼、下總の東荘を食めり。因て、東六郎大夫と稱し東鑑・千葉系圖。操持堅正なり。少にして京師に在りしが、是の時、平氏、事を用ひたるに、胤頼、權勢に阿附せず、遠藤持遠が薦を以て、上西門院に仕へて、從五位下に敍せらる。神護寺の僧文覺が名を聞き、往きて之を訪ひ、一見して契ふことあり、遂に弟子となる。文覺が伊豆に謫せらるゝや、謀を協せて、頼朝に兵を起さんことを勸めしが、檄至るに及び、又父に說きて之に應ぜしむ。頼朝、深く之を德とし、眷遇最も優なり。子重胤は、平太と稱し、和歌を善くすれば、實朝が爲に親昵せらる。嘗て休に采邑に就き、月餘にして歸らざれば、實朝、和歌を賜ひて之に趣せども、時に還らず、大に實朝が意を失ひ、譴を蒙りて家居せり。重胤、深く自ら悔恨し、情を以て北條義時に愬ふ。義時、之に敎へて、和歌を詠じて過を謝せしめけるに、重胤、立に和歌を作りて義時に授けしかば、義時、懷にして府に入り、爲に罪を貸さんことを請ひしに、實朝、其の歌を見て、意乃ち釋け、恩眷舊の如くなりぬ。子胤行も、亦和歌を善くし、實朝に寵あり、讌會あるごとに、陪從せざるはなし。後、中務丞となり、髮を剃りて、名を素暹と改む。寶治中、頼嗣、特に命じて問狀・敎書を掌らしむ。常胤が子孫、世武を以て顯れしが、唯胤行のみ、兼て吏事に曉かなりければ、因て此の命あり。千葉氏の文職に補せられたるは、蓋し是を始となす東鑑。

三浦義明、姓は平氏、其の先は、上總介高望より出でたり。高望が子良文、村岡五郎と稱し、貞道を生み

しが、小五郎と稱せり平氏系圖。貞道は、平家物語劍卷・今昔物語に據る。本書に、忠道に作れり。平氏系圖に云く、忠道、頼光に仕ふ。時に、藤原忠道、關白たり。故ありて、改めて貞道と曰ふと。此に據らば則ち、忠道は、即ち初名なり。貞道、源頼光に事へて、源綱等と名を齊しくせり平家物語劍卷。貞道、爲道を生みしが、平大夫と稱し、相模の三浦に居たれば、因て氏となせり。爲道、爲繼を生みしが、平太郎と稱し平氏系圖。勇力絶倫にして、名、關東に振へり。源義家に從ひ、清原武衡を撃ちて功あり奥州後三年記。爲繼、義繼を生む、相模介たり。義明は、即ち義繼が長子にして三浦系圖。大介と稱す。人となり剛勇にして、信義を重ず東鑑・源平盛衰記。源頼朝、兵を起し、安達盛長を遣はし、檄して關東の將士を招かしめしに、義明、使者至ると聞き、病を扶けて出で迎へ、盥漱して檄を讀み、涙を揮ひて曰く、吾、謂ふ、左馬頭殿の亂、流亡して殆ど盡き、復存せるものなしと、常に深く嘆恨せり。而るに今、此の擧を聞く、何の幸か焉に加へんと。顧みて子孫に謂て曰く、我、老いて且つ病み、朝に夕を慮らざるに、今、辱なく命を受けたるは、實に一家の榮なり。且つ夫天運循環し、興廢時あり、平氏久しく政柄を竊み、奢を窮め欲を縱にし、自ら覆墜を招かんとす。右兵衛佐殿は、我が累世の主君にして、既に院宣を奉じて、國の爲に義を起さる。爾等、宜しく力を竭して輔翼し、亂賊を討滅して、功名を不朽に垂るべし。若し事成らずば、生を捨て義を取りて、貳心を懷くこと勿れと、辭氣愿款にして、衆、皆感動せり。乃ち使者を宴饗し、遣るに刀馬を以てす。頼朝が石橋山に軍せしとき、義明、子義澄・孫義盛等を遣はし、三百餘騎を將ゐて之に赴かしめしが、未だ至らざるに、謬りて頼朝敗死せりと聞き、兵を引きて還り、畠山重忠と少坪坂に戰

ひて、之を破り、三浦に歸る。義明曰く、明日、重忠、必ず來り攻めん、爾等、宜しく衣笠に據りて待つべしと。義盛曰く、衣笠は、坦夷にして、馳突に便なり。然れども、要害に非ず。奴田城は、三面に險を負ひ、一方は海に臨めり。我に精兵一二百あらば、彼、百萬と雖も、其の衆を用ふる所なからんと。義明、聽かずして曰く、奴田は、僻邑にして、人、名を知るもの少し。衣笠は、名城にして、世の稱道する所なり。我が曹、沒後、人、將に三浦黨衣笠を守りて死せりと言はんとす。亦以て名を成すに足らんと。義盛曰く、二城、共に管内に在り、何ぞ彼此を論ぜん。凡そ守るものは、日を曠しくし久しきを持し、敵をして疲勞せしむる、是を上計となす。今、衣笠に據り、日ならずして敗れなば、反て世の笑とならん。願はくは、熟圖せられよと。義明、大に怒りて曰く、今、天下を擧りて讎敵たれば、生を求むるに由なし。而も、一旦名城を棄てゝ僻地に據るときは、時日を引くと雖も、反て怯懦の名を得ん。是勇士の深く恥づる所なり。源家興復の日、父祖戰死の地を以て、子孫、衣笠を賜ることを得ば、豈に榮に非ずや。況や、軍の勝敗は、策の長短に在りて、地の險夷に在らざるをや。身を顧み死を畏れば、戰はざるに如かず。如し命を用ひずば、我、當に獨衣笠を守りて死すべしと。衆、已むことを得ずして、遂に衣笠城に入れるに、兵僅に四百餘騎。義明が女婿金田頼次、七十餘騎を帥ゐて來り會す東鑑に、七十を、七千となせり。今、本書及び長門本平家物語に從ふ。衣笠は、一面に沼ありて、一面に塹を穿つこと三重、二梁を設けて戰路を開き、僅に二騎を容る。令して曰く、善く射るものは、多く弓矢を貯へよ。射に

便ならざるものは、梃を持ちて篁叢に伏せよ。敵の城に薄るを待ち、弓手は連に之を射よ。人馬傷痍して塹に陷るときは、則ち伏兵急に出で、梃を以て之を撻てと。源平盛衰記。乃ち義澄・義連に命じて、城東を守らしめ、義盛・頼次をして城西を守らしめ、義景・義久は、其の中に陣す。東鑑。既にして、畠山重忠・河越重頼・江戸重長等、金子・村山・山口・兒玉・横山・綴・丹黨三千餘騎を將ゐて來り攻む。初め、小坪の戰に、義盛が弟義茂、綴黨の三帥を斬獲したりければ、綴黨、其の讎を報いんと欲し、別に二百餘騎を率ゐ、進みて城門に偪るを、城中より雨のごとくに射れば、兵士、創を被りて、多く塹中に陷りけるを、梃卒、之を亂毆するに、死傷、甚だ多く、綴黨、支ふること能はずして退く。金子家忠、兵三百を帥ゐ、繼ぎて攻め、勇を奮ひて血戰し、其の二門を奪はんとするを、義明、義盛に命じて射させたるに、一發之に中てたれば、家忠、馬より墜ちしに、弟近範、之を肩にして去る。三浦餘一、之を追ひ、反て近範が爲に殺されたり。義澄、令を下して曰く、餘一、單騎敵を追ひて、竟に此の敗を致せり。汝等、唯其の來り攻むるものを射よ。羣を離れて獨進むことを得ざれと。義明、士卒を激して曰く、汝等、何ぞ生を愛むことの甚しき。今、其の鬪ふを視るに、猶兒戲のごときのみ。坂東の俗、父は前に死ねども、子は撓まず、子は後に斃れるども、父は顧みず、屍を踰え血を蹀み、立に勝負を決す。今、當に騎を連ね出で丶衝くべし。敵を誘ひて險に入れ、偪りて之を擊たんは、豈に快からずやと。義澄、兵寡きを以て敢て出でず。義明、聲を勵して曰く、我、年十三にして兵

を操りし以降、屢戰陣を歷て、今、九旬に垂とす。衰病交侵し、碌碌として牖下に死なんとするを、常に以て憾となしたりしが、幸に今日に遭へり。吾、願はくは畢りなん。汝等、我が戰死するを視よと、乃ち甲を整へて將に出でんとするに、勢を作して起つこと能はざれば、六卒、扶掖して、纔に馬に上することを得たり。義澄〇長門本平家物語に、義澄を佐野平太となせり。馬を扣へて之を止むるに、義明、叱りて曰く、陣に臨み死を致すは、兵家の常なり。當に短兵もて接戰し、堅を衝き鋭を挫くべし。汝が曹、城に乘りて箭を放つは、猶射場に藝を角ぶるがごとし。何の日か雌雄を決せんと、鞭を揚げて義澄を擊つ。義澄等、轡を執り、擁して城に入れたるに、會日暮れぬ。義明、子孫を集めて、諭して曰く、今日の力戰、亦勇名を失はざりき。且つ城兵盡く疲れて、復戰ふべからず。意ふに、佐殿は、智勇人に邁ぎたれば、必ず一敗して死に就かれじ。敵を誑し身を全くして房總に走り、以て再擧を圖られんも、亦未だ知るべからず。汝が曹、宜しく夜に乘じて城を出で、一たび麾下に會して爪牙の力を竭し、强寇を殄滅すべし。坂東の士は、皆源家の臣僕なり。一旦平氏に屬すとも、誰か舊主を戀はざらん。義旗の指す所、風を望みて自ら歸せん。老人の言、必ず驗あらん、後、當に我が言を思ふべし。我、筋力衰耗して、歩騎、便ならず、汝等と同じく去らば、恐らくは、免るゝことを得ざらん。若し敵の爲に逼られて、我を脫れしめんとせば、則ち勢可ならず。我を棄てなば、則ち親を遺つるの名を負ひて、我、亦生を愛むの譏を得ん。留りて此の城を守り、多く旗幟を張り、以て敵を疑はせ、一戰して快く

死するに如かず。義明、九十の齡、惜むに足らず。惟佐殿の成立を見ざるを以て憾となすのみと、涙下りて歔欷す。親屬、飲泣して、固く扶け行かんと請へども、聽かざれば、義澄等、已むことを得ず、涙を攬りて去りしに（東鑑・源平盛衰記を參取す。）明日、城陷り、義明、害に遭へり。時に年八十九○按ずるに、源平盛衰記及び長門本平家物語に曰く、義明が従兵、棄て去るに忍びず、強て輿して逃れ、行くこと里許なるに、敵兵追及して、勢甚だ急なれば、棄てゝ奔散せしに、追兵、偏りて義明が衣甲を褫ぎて去り、遂に江戸重長が爲に害せられたりと。本書に載せざる所。故に今、取らず。賴朝、平氏を滅して後、義明が忠誠を追感し、悼念して輟まず、建久中、地を三浦の矢部郷に相し、佛堂を營建して、其の冥福を薦めたり（東鑑。）子は、義宗・義澄・義久・義春・義季・重行・義連。義宗は、杉本太郎と稱し、義久は、大多和三郎と稱し、義春は、多多良四郎と稱し、義季は、長井五郎と稱し、重行は、森六郎と稱したり（三浦系圖。）

義澄、荒二郎と稱し（源平盛衰記。）矢部郷に居たれば（東鑑。）世に三浦別當と稱せり（源平盛衰記。）賴朝が石橋山に軍するに及び、義澄、姪義盛等と、兵三百を帥ゐて、海に浮びて之に赴き（東鑑。兵三百は、源平盛衰記に據る。）風に遭ひて進むこと能はず、將に陸路に由らんとせしに、丸子川の暴漲せるを聞きて、軍を駐むること一日。義盛、之を趣して曰く、會戰、日あり、緩にして期を失はゞ、則ち悔ゆとも及ぶことなからんと。乃ち道を倍して行き、進みて丸子に抵るに、水勢、猛くして濟るべからざれば、水の衰ふるを俟ちて濟らんと欲したりしに、會大沼三郎、石橋より逃れ來りて言く、佐殿、戰歿せられたりと。衆、愕然として色を失ひて曰く、我が徒、主將を喪ひて、倚賴する所なく、前に、伊藤・梶原等あり、後に畠山ありて、金

江川に陣せり。腹背、敵を受け、進退、甚だ艱む。其の卒伍の手に死せんより、自殺するに若かずと。衆、咸之を然りとす。義澄、大沼を詰りて曰く、子、面り佐殿の死を視たるかと。曰く、否と。義澄曰く、傳聞の言は、信ずるに足らざるなり。敵兵、詐りて此の言をなし、我が徒をして解體せしむるに非ざるを得んや。石橋の連山は、海に接したれば、澗壑の間、潛匿して免るべく、安房・上總は、相近ければ、輕舸にて走るべし。吾、一たび北條・土肥の諸將を見て、佐殿の存亡を審にし、事若し實ならば、則ち大庭・畠山を撃ち、以て其の讎を報いて死せんも、未だ晩からざるなりと。衆、之に從ひ、畠山重忠が軍を避け、海に遵ひて還らんとす。弟義連、肯かずして（○長門本平家物語に、義連を和田義茂となせり。）曰く、重忠は、乳臭兒、未だ軍旅に習はず。彼が衆は五百、我が衆は三百、固より與し易きのみ。直に其の軍を衝き、良馬を奪ひて往かんと。義澄曰く、我が兵、奔馳すること數日、馬足疲勞せり。重忠、營を結び士を休め、逸を以て勞を待てり。彼が馬を取らんと欲せば、反て我が馬を失はん。宜しく兵を潛めて海濱より過ぎ、兵馬の聲を波濤と相混ぜしめ、敵兵をして覺らざらしめん。之を撃たんは、計に非ざるなりと。義盛曰く、今、其の鋒を避けなば、後、必ず侮を受けんと。乃ち義連と馬に策ちて馳せ、重忠が營に當り、大呼して過ぐるを、重忠、追ひて小坪坂に及びしに、義盛等、返り戰ひて之を破り、遂に衣笠に據る。重忠、江戸重長・河越重頼と、來り攻む。義澄等、戰ひ敗れ、舟に乗りて安房に遁れ、頼朝と海上に遇ひ、相見て大に喜び（源平盛衰記。）從ひて上總に赴き、夜、民舍に投ず。土人長狹

常伴、素より平氏に屬し、頼朝を襲はんと欲す。義澄、偵知し、掩撃して之を敗れり。重忠・重長・重頼等が、頼朝に來降するに及び、義澄等が其の讐を復せんことを懼れ、之を諭して曰く、彼、罪ありと雖も、其の兵力に藉らざれば、則ち大事成らず。卿等、專ら公忠を存し、私憾を宿むること勿れと。義澄が先世、三浦に居り、父義明より國事を掌りしが、是に至りて、又義澄に命じて其の職を襲がしめ、因て、三浦介と稱す。源範頼に從ひて、平氏を西海に攻め、進みて周防に軍す。初め、頼朝、範頼に命じて曰く、周防の地、西は則ち宰府、東は則ち京師なれば、宜しく咽喉を扼して以て軍機に接すべしと。範頼、將に豐後に赴かんとし、諸將を聚めて議して曰く、勇謀にして多兵なるものをして周防を居守せしめんと欲す、誰か可なるものぞと。千葉常胤曰く、三浦義澄こそ其の人なれと。範頼、乃ち之に命ず。義澄、辭して曰く、臣、願はくは、先登して功を立てん。此に留らんことを欲せずと。範頼、曉諭すること再三して、義澄、已むことを得ずして之に從へり。源義經が壇浦を攻むるに及び、義澄、兵を率ゐ、往きて之に會す。義經、之に先鋒を命じければ、進みて奧津に至りしに、敵陣を距ること二百歩ばかり、平氏、戰はずして走れり。頼朝が藤原泰衡を擊つや、義澄、從ひて熱借山に至り、力戰して敵を卻け、進みて岩井郡に至り、其の魁帥若二郎を獲たり。初め、頼朝が起るや、義明、首として之に應じ、敵を拒ぎて戰死し、義澄・義盛等、攻戰すること數年、强寇を蕩平したるは、其の功、多に居る。故を以て、頼朝、三浦族を待つこと最も渥く、凡そ軍旅の機密、義澄等、參預する所多し。

賴朝、京師に朝せしとき、義澄、焉に從ひたりしが、功を以て任官せらるゝに當り、請ひて、子義村に授けたり。賴朝、征夷大將軍に任ぜらるゝに、敕使、鎌倉に至りしとき、特に義澄に命じて、制書を鶴岡社に受けしめたれば、人、咸之を榮とせり。正治二年、卒す。年七十四東鑑○按ずるに、諸書に、義澄が敍爵を載せず。然れども、本書に云ふ、三浦介平朝臣義澄卒すと。則ち五位に敍せられたるが如きものあり。明文の徵すべきなしと雖も、姑く本書の文に從ひて、卒と書す。　子は、有綱・義村・重澄・胤義・友澄。　義村・胤義は、自ら傳あり。有綱は、山口二郎と稱せり。重澄は、大河戸と稱し、大隅守となれり三浦系圖○本書に、有綱を、有繼に作れり。今、東鑑に據りて之を訂す。

義連、佐原十郎と稱し、身長七尺五寸三浦系圖。膽略ありて、小坪・衣笠の戰に、皆勇名を著したり東鑑・源平盛衰記。　壽永三年、源義經に從ひて源義仲を討ち源平盛衰記。又從ひて一谷を攻めしが、義經、自ら精鋭を將ゐて潛に鵯越に赴き、山を下りて之を襲はんと欲するとき、路極めて險惡、半途に至り、斷崖壁立して、衆、進むこと能はざるに、義連、進みて曰く、我が徒、甲斐・信濃の山中に射獵し、備に險阻に慣れたり。此の山、險なりと雖も、吾を以て之を觀れば、好射場のみと。乃ち馬に策ちて進む。義經曰く、義連は、壯士なり、獨死せしむること勿れと、衆を麾きて之に繼がしめ、遂に大に敵軍を敗れり源平盛衰記・平家物語を參取す。　初め、賴朝、義澄が家に過りて燕飲せしに、岡崎義實、平廣常と醉に乘じ、忿爭して相罵りければ、義連、大に義實を叱りて曰く、叔父、老狂せられたるか。今日、將軍、席に臨まれたるは、實に一門の光榮なり。奔走營辨すとも、唯及ばざらんことを恐るゝに、叔父、何ぞ傲

慢なる。廣常も、亦何ぞ無禮なる。如し言ふ所あらば、豈に他日なからんやと。開譬すること再三しければ、二人、愧服して止みぬ。頼朝、心に之を韙とし、親遇すること日に厚し。北條時連、元服を幕府に加ふるに、頼朝、豫め加冠の人を點せざりしに、期に及びて、豪族畢く集りたるを、頼朝、特に義連に命じて加冠せしめんとす。義連、辭して敢て當らざるを、頼朝、許さずして曰く、我、嘗て三浦に遊びしとき、卿、一言にして紛を解けり。我、卿を是の時より知れり。此の兒は、夫人の鍾愛する所にして、將來、卿が調護に頼らん、善く之を視よと。義連、乃ち命に從ひしが、人、皆之を榮とせり。頼朝、藤原泰衡を撃つとき、義連、軍に從ひて功あり。建久元年、頼朝、京師に朝するとき、又從ひしに、舊勳を以て、奏して左衞門尉に任じたり東鑑。子は、景連・盛連・家連・政連。盛連は、遠江守となり、家連は、肥前守。景連・政連は、衞府尉東鑑・三浦系圖を參取す。盛連が子は、經連・廣盛・盛義盛義は、三浦系圖に據る。光盛・盛時・時連。初め、三浦義村が女、北條泰時に適きて時氏を生みたりしが、後、離婚して、再び盛連に蘸したれば、姻好を以て、北條氏を奉ずること、甚だ謹めり。泰村が亂に、諸子、倶に入りて幕府を援けたれば、泰村が敗るゝに及び、支族多く死したれども、唯、盛連が諸子のみは、免るゝことを得たり東鑑。義明が弟は、義實。

義實、初め、三浦惡四郎と稱せしが、後、岡崎に家したれば、因て、岡崎四郎と稱したり源平盛衰記・三浦系圖。頼朝、伊豆に在りしとき、義實、意を傾けて推奉せしかば、頼朝、亦深く倚信せしが、平兼隆を撃つに

及び、特に密策に豫れり。石橋の戰に、義實、力戰し、子義忠、長尾定景が爲に殺されたれば、定景が降るに及び、頼朝、之を義實に與へて甘心せしめんとす。義實、素より慈仁なり、遽に殺すに忍びずして、之を家に囚へたりしが、定景、自ら免れざるを知り、日夜、法華經を讀誦したりしを、義實、悚聽して、心に深く愍惻し、幕府に詣りて、請ひて曰く、臣、定景を怨むること骨髓に淪浹したれども、而も、彼、法華を持し、專修勤苦せり。臣、其の唄聲を聽きて、怨念漸く消えぬ。今、之を殺すとも、死者に益なくして、而も、徒に罪業を增さんのみ。願はくは、其の死を赦し、以て冥福を助けんと。頼朝、之を許す。初め、義忠、波多野義景が女を娶りて、子實忠を生めり。小名は先法師。義景が采邑、相模の波多野に在るを、義景が京師に在るとき、義實、之を時とし、私に其の地を賜らんことを請へり。義景、還りて之を聞き、大に怒りて幕府に訴へたれば、頼朝、命じて置對辨析せしむ。義實曰く、義景、嘗て其の莊園を先法師に傳ふる約ありきと。義景曰く、先法師は、我が外孫なり。外祖、尚存せるに、何爲ぞ之を請ふ。是義實が姦曲なりと。義實、屈服せり。因て、之を罰して、鶴岡及び勝長壽院に宿直せしむること一百日。會義實が從士、山賊の渠師を箱根に捕へたれば、功を以て罪を贖ふことを得たり。後、老を告げて髮を剃る。正治中、北條政子を見て、泣きて家門の衰薄を訴へしに、政子、甚だ之を憫み、頼家に告げて曰く、先君、業を創むるに、義實等、爪牙たりき。今聞く、年耄し家貧に、子孫を以て憂となすと。優恤せざるべからず。宜しく食邑一所を增し、以て舊

勳に報ゆべしと。命、未だ下らざるに歿す。年八十九東鑑。子は、義忠・義淸。義淸は、出でゝ土屋宗遠を嗣げり源平盛衰記。

義忠、佐那田餘一と稱し東鑑。剛勇多力にして、善く騂馬を馭す。石橋の戰に、賴朝、衆に謂て曰く、敵は、皆東國の精銳にして、大庭・股野、其の先鋒たり。我が麾下、誰か能く此に當るものぞと。義實曰く、賤兒義忠、少しく膽略あり、請ふ、之を命せられよと。賴朝、乃ち義忠に先鋒を命ず。旣にして、敵來り攻む。義忠等、奮戰し、股野景久と、交搏ちて馬より墜ち、將に景久を刺さんとせるを、長尾爲宗、馳せ來りて景久を援く。會昏黑にして雨甚しく、彼此、聲色辨せず。義忠、爲宗を紿きて曰く、下に在るもの、義忠なりと。景久曰く、錯ること勿れ、下なるものは景久にして、上なるものは義忠なりと。盔甲を摸索して之を認めんとしければ、義忠、乃ち足にて爲宗を蹴、急に刀を拔きて景久を刺さんとするに、刀、鞘を脫せず、頻に刺せども入らず、遂に爲宗が弟定景が爲に害せられたり。時に年二十五源平盛衰記。三子、實忠・成實・實久三浦系圖。皆幼弱なり。賴朝、下總に赴くに及び、使を遣はして、義忠が母を慰撫し、其の幼兒の敵の爲に搜捕せられんことを慮り、取りて軍中に置けり。後、賴朝、義實が家に至りて置酒し、召して三子を見、厚く之を撫恤せり。實忠、亦餘一と稱し、左衞門尉となりしが、和田義盛が、兵を擧げたるとき、實忠、其の子二人を率ゐて之に屬し、事敗れて死せり東鑑。

譯文大日本史卷の一百九十一終

譯文大日本史卷の一百九十二

列傳第一百十九

將軍家臣二

北條時政

小山朝政 弟 宗政 朝光

北條時政、姓は平氏、四郎と稱し、伊豆の北條の人なり。其の先は、鎭守府將軍貞盛より出でたり。貞盛が子維將、維時を生み、維時、直方を生み、直方、維方を生み、維將より四世、守・介を歷たり北條系圖・印本尊卑分脈。維方、僧聖範を生み、聖範、時方を生みしが北條系圖・印本尊卑分脈の一說。伊豆介となりしを尊卑分脈。曾祖直方、養ひて己が子となせり北條系圖。時方、時家を生みしが、從五位下に敍せらる。卽ち時政が父なり北條系圖・印本尊卑分脈。從五位下は、系圖に據る○帝王編年記に、時方を以て時政が父となせるは、誤なり。

時政、人となり、外は厚重、内は深阻にして、能く權略を以て衆心を收めたり東鑑・增鏡。源賴朝が伊豆に流さるゝや、時政、伊東祐親と、焉を監視す異本平治物語・曾我物語。賴朝、祐親が家に居り、後、遁れて時政に歸し源平盛衰記・曾我物語。時政が女政子と通ぜしを、時政、知らざる爲して、稍益親厚す東鑑・源平盛衰記・曾我物語。治承四年、源賴政、以仁王を勸めて、令旨を賴朝及び諸國の源氏に下し、平氏を討たしめければ、賴朝、時政を招きて方略を咨詢せしに東鑑・源平盛衰記。時政曰く、

坂東八國の將士、源氏の恩を蒙らざるはなし。而も、其の平氏に役屬するは、死を免れんと欲するに過ぎざるのみ。今、平廣常、藤原忠淸が爲に譖せられ、平氏、將に召して之を罪せんとす。君、若し因て啗すに甘言を以てせられなば、彼、必ず至らん。千葉常胤・三浦義明、族强く兵衆く、素より信義を重ずれば、必ず舊恩に背きて違敕の賊とならじ。能く此の三人を致さば、則ち八國の將士、縱ひ背叛せんと欲すとも、勢、寡弱なるを以て、其の間に孤立すること能はじ。東國、既に順服せば、則ち北國・西國、亦將に風靡せんとす。大庭景親、平氏に服從し、聲勢漸く張り、畠山重能・小山田有重、平氏に屬して京師に在り。重能が子重忠、有重が子重成は、必ず來らじ、而も、兵力は、皆景親に減ぜず。今、事を擧げば、宜しく先撃ちて之を破るべきなりと。賴朝、深く其の言を納る（源平盛衰記。）未だ幾ならずして、賴政、敗死す。淸盛、源氏の族屬を殲し、以て後患を絕たんと欲す。賴朝、害に遇はんことを懼れ、其の未だ發せざるに及びて兵を起さんことを謀り、先目代平兼隆を擊たんとするに、兼隆、山木に館して、險阻に依據したれば、賴朝、人をして陰に山川の要害を圖かしめ、時政を召して、軍士の由る所の道徑を開示し、佐佐木定綱等八十五騎を發し、時政を以て將となし、夜、兼隆を襲はしむ（東鑑・源平盛衰記。）北條より山木に至るに二道あり。是の日、三島の神祭に値ふ。時政、牛鍬は大路にして、往來絡繹たれば、衆の爲に怪まれんことを度り、道を蛭島に取らんと欲す。賴朝、聽かずして曰く、事を擧ぐる初、何ぞ間道を用ひん。且つ蛭島は、狹隘にして騎乘に便ならず、徑に大路に赴くべ

きなりと東鑑。已に發し、時政を召し還して曰く、我、成敗を一擧に決せんと欲す。今日の事、何を以て相報せんと。曰く、捷たば則ち火を放ちて煙を揚げ、敗れなば則ち使を馳せて之を告げん。請ふ、速に自裁せよと。乃ち定綱等を分ちて、別に兼隆が驍將堤信遠を撃たしめ、時政、自ら子宗時・義時等を率ゐて、兼隆を襲ふ。兼隆、力て拒ぎければ、時政、少しく卻く。頼朝、人をして木に升りて煙を望ましむるに、之を久しくして見えざれば、佐佐木盛綱及び加藤景廉・堀親家を遣はして、時政を助けしめしに、遂に之に克ちて兼隆を斬れり。時政、遂に頼朝に從ひて、大庭景親と石橋山に戰ふ。兵敗れて、頼朝、土肥の杉山に走る。景親、追躡して幾ど及ばんとせしに、時政父子、還り戰ひ、力疲れて從ふ能はず、昏に及びて相得たり東鑑・源平盛衰記を參取す。頼朝、箱根山に匿れ、僧良暹が難を避けて、將に土肥に往かんとし、時政をして間道より甲斐に赴き、武田の族を趣さしむ。時政、中途に至りて、以爲らく、撓敗の餘、行くに定止なし。主將の駐る所を告げずんば、彼、將に疑ひて應せざらんとすと。遂に土肥に還り、巖浦より舟行して、安房に赴き、三浦義澄等と海上に相遇ひしに、頼朝、尋で至る。時政、又甲斐に赴き、武田信義等が精兵二萬を得て、駿河の黄瀨川に會す東鑑。頼朝が鎌倉に入るに及び、政子を伊豆より迎へしに、時政は、婦翁なるを以て益親重せらる。頼朝に愛姬あり、伏見冠者廣綱姓闕けたり。が家に蓄へ、間密に往來せるを、時政が妻牧氏、政子に告ぐ。政子、素より妒なれば、卽ち牧氏の父宗親をして廣綱を逐はしめ、廬舍を毀撤して之を侵辱す。廣綱、姬を攜へ、逃れて、大

多和義久が家に匿れ、狀を以て頼朝に白す。頼朝、出遊に託して義久が家に至り、宗親を召して之を面責し、親ら起ちて其の髻を斷ちけるに、時政、以て恥となし、告げずして北條に歸る。頼朝、其の專肆なるを怒りしが、久しくして解くることを獲たり。文治元年、頼朝、將に義經を京師に撃たんとし、親ら兵を將ゐて黃瀨川に至りしに、義經、出でゝ奔る。乃ち時政をして、兵一千を率ゐて（兵數は、玉海に據る。）京師を扞衞し、義經を捜捕せしめたれども、得ること能はざりき（東鑑）。頼朝、因て姦慝を糾察するに託言し、時政をして、國衙に守護を置き、莊園に地頭を置き、其の所在に就きて之を擒にせんことを奏請せしめしに、朝議、之を難じたりしを（東鑑・玉海・保曆間記。）時政、往復論辯して、遂に請ふ所の如くすることを得（源平盛衰記。）七國の地頭職を領せしが、何もなくして之を辭せり。是より先、國司・領家、私に平氏の親黨・家人を以て、多く地頭に署したりしが、時政、籍を檢して官に入れたり。是に於て、頼朝、家人の軍功あるものを分ち遣はして、守護・地頭となせり（東鑑）。王綱の振はざること、實に此に由れり（神皇正統記・增鏡。）是の時、平氏の孤兒、民間に寓し、餘黨、山澤に藏竄し、搢紳・士庶、義經と親善なるもの衆く（東鑑・源平盛衰記。）而も、喪亂の餘、盜賊充斥せり。時政、京師に居ること歲餘、吏務繁劇なれども、彊敏にして滯ることなく、措置、懸に頼朝が所算と合ひ、京畿虞なければ、事に幹たるを以て聞えたり。鎌倉に歸るに及び、帝、亦之を惜み、敕して、自ら代を擧げしめたれば、頼朝が意を以て、從弟時定を薦めて、京師を警衞せしめしに、時定、亦頗る名稱を著せり（東鑑）。頼朝薨じ、頼家、職を襲ぎて、時

政、從五位下に敍し、遠江守に任ぜられ東鑑・將軍執權次第。政所別當となり、軍事を總ぶ。賴家、淫縱にして、嬉戲度なければ、人、皆其の業を繼ぐこと能はざらんことを知れども、時政、規諫するに意なく、循默して自ら保つのみ。賴家が病劇し。政子、關東・關西の守護職を分ちて、賴家が子一幡と弟千幡とに授けしに、一幡が外祖比企能員、北條氏を滅さんことを圖りて、事泄れたり。時政、適將に佛事を修せんとし、名越の宅に歸りたりしに、政子、人をして急に之を報ぜしめければ、時政、轡を按じて思念し、徑に大江廣元に造り、謀りて曰く、能員、頃年、威を負ひ人を凌ぐは、世の知る所なり。今、將軍の羸困に乘じ、命を矯めて亂を作さんとす。吾、其の未だ發せざるに先ち、之を誅せんと欲するは、奈何と。廣元、答ふるに、誅否、意に任せんことを以てせしかば、時政、意始て決し、荏柄社前に至り、天野遠景・仁田忠常に謂て曰く、能員、異志を懷けり。今日、之を誅せんとす。公等が行を煩はさんと。遠景曰く、彼の老翁、能く爲すことなきなり。召して之を誅せんは、一夫の力のみと。是に於て、復廣元を延きて議し、密に計畫を定め、時政、甲を擐て自ら備へ、善く射るものの二人をして小門内に立たしめ、遠景・忠常は、西南の戸内に伏せしめ、部署既に定りぬれば、佛事に託して能員を招く。能員至りしを、遠景・忠常、之を擒殺せしかば、其の子宗員、一幡を挾みて、小御所に據る。時政、子義時を遣はし、諸將を率ゐて之を攻めて、悉く其の族を夷げ、幷て一幡を殺し、諸の能員と媚昵交通せるものを罪に抵す。賴家、病少しく間あり、之を聞きて、和田義盛及び忠常

に命じ、時政を誅せしめんとせしに、義盛、密に其の謀を告げたれば、時政、政子と謀りて、賴家を伊豆の修禪寺に幽し、千幡を奉じて己が家に居らしめ、立てゝ嗣となせり。是を實朝となす東鑑。明年、賴家を伊豆に弑す保暦間記。變故の際、人危懼を懷けるを以て、時政、將士に諭告し、安堵すること故の如くならしむ。是に於て、威權、天下を傾け、諸將、敢て等夷を以て之を視ず東鑑。時政が諸子は、母氏、各異なり。牧氏は、最後に娶る所、傾險にして驕恣なり。時政、之を寵憚し、言ふ所、皆聽く。平賀朝雅・畠山重忠、皆時政が女婿なり。而して、重忠が妻は、牧氏の所生に非ず保暦間記。重忠が子重保、朝雅と忿爭せしに、朝雅、之を牧氏に讒しければ、牧氏、閒に乘じて誣ふるに謀叛を以てし、重忠父子を殺さんと請ふ。時政、兵を遣はして重保を殺さしめ、遂に諸將を遣はして、重忠を二股川に殺さしめたれば、人、以て冤となせり東鑑。牧氏、朝雅も亦源氏の疎屬なるを以て、時政に彊ひて實朝を殺さしめ、朝雅を立てんと欲し、密に兵士を聚む。政子、三浦義村・結城朝光等をして、實朝を取りて義時が家に移居せしめ、義村が計を用ひ、兵を勒へて實朝が命を矯め、將に時政を誅せんとする狀の如くし、迫りて剃髮せしめ、牧氏を幷せて北條に徙す東鑑。愚管鈔を參取す○按ずるに、保暦間記に、牧氏、時政と謀り、實朝を請ひて私室に至らしめ、將に弑逆を浴室に行はんとせしに、事泄れたれば、政子、義時を召して急を告ぐ。義時、自ら馳せて時政が家に至り、實朝を抱きて還る。實朝、心、尙疑ひて安ぜず。義時、具に告ぐるに實を以てせしかば、即ち命じて時政を誅せしむ。義時、陽に之を殺す爲して、牧氏を幷せて之を伊豆に幽したりと。此と小異なり。建保三年、瘍を患へて卒す。年七十八東鑑・北條系圖。法名は、明盛北條系圖。淨福寺と號す將軍執權次第・鎌記將系拔萃○北條系圖に曰く、願成就院と號すと。東鑑を按ずるに、賴朝、藤原泰衡を伐つとき、時政、爲に佛祠を伊豆の北條に建て、願成就院と號し、以て其の捷を祈りしが、陸奥平ぎて後、賴朝が別館を祠傍に構へんとして、地を掘

りて、古榜を得たるに、書して願成就院と曰へりければ、時政、修繕して以て祠字に扁せりと。此に據れば、則ち願成就院は、頼朝が爲に設けしにて、居る所の院に非ず。故に取らず。又按ずるに、太平記に曰く、初め時政、江島の辨才天祠に詣で、子孫の蕃昌を祈り、期、七日に滿つるとき、夜、一婦あり、容貌端麗なるが、時政に告げて曰く、汝が前身は、箱根山の僧にして、六十六部の法華經を寫して、六十六州の靈地に藏めたり。此に因りて、此の土に再生することを得て、子孫相繼ぎ、國柄を秉れり。若し行、度に循はずんば、七世に過ぐべからずと。言訖り、龍に變じて海に入りしが、三大鱗を留めたるを、時政、取りて旌旗に貼せり。此より、相傳へて三鱗形を以て徽號となすと。其の說、怪誕なり。今、此に附す。　子は、宗時・義時・時房・政範。宗時は、頼朝に從ひて石橋山に戰死し東鑑・北條系圖。　義時・時房は、自ら傳あり。政範は、牧氏の所生なるを以て、甚だ鍾愛せられ東鑑。　從五位下に敍せられ、左馬權助となりしが、早く卒したり東鑑・北條系圖。　十一女、長は政子、頼朝薨ずるに及び、擅に中外を制し、將軍を廢置す。北條氏の專權、實に此に由れり。事は、列女傳に詳なり擅制以下は、諸書の大意を參取す。　餘は、皆搢紳將帥に適き、門族の盛なること、與に比をなすものなし北條系圖。

小山朝政、小四郎と稱し、下野の人にして、藤原秀郷が裔なり。秀郷、平將門を討つの功を以て、下野守に任ぜられたり東鑑・尊卑分脈を參取す。　曾祖行尊、下野介となり、行政を生み、行政、政光を生みしが、小山四郎と稱し、下野大掾たり。政光、朝政を生めり尊卑分脈。　朝政、足利忠綱と同宗たりしが、倶に州豪を以て相軋れり。以仁王、令を下して平氏を討たしむるとき、朝政、將に應ぜんとし、忠綱に告げたれども、聽かず。信太義廣が頼朝を襲はんと圖るに及び、兵を率ゐて下野に入り、朝政及び忠綱を誘ふ。忠綱、之に應じたるに、而も、朝政は、將に之を逆へ擊たんとすれども、會 政光、京師に宿衞して、居守單弱なれば、乃ち詐り聽す。義廣、來りて軍事を議するに及び、密に兵を率ゐて出で、野木社に

屯し、伏を林薄に設けて以て待つ。義廣、社前を過ぐるとき、伏起り、樹に升りて亂呼し、聲、溪谷に震ふ。義廣、其の衆寡を測らず、軍、大に驚擾す。朝政、之に乘じて奮擊し、殺傷頗る多し。義廣、射て朝政に中てたれば、馬より墜ちて殆ど死なんとせしを、會弟宗政、鎌倉より來り援け、力戰して之を救ひしかば、義廣、退きて社の西南に屯す。朝政、宗政と合ひて之を擊ちたるに、適颷風大に起り、沙石、目を眯し、義廣が兵復戰ふこと能はず、遂に逃散せり。下河邊行平、古我の高野津に據りて走路を要し、又之を敗り、足利有綱等、又之を小手指原の小堤に擊ちければ、義廣、信濃に走れり。朝政、乃ち宗政を遣はし、捷を鎌倉に獻ず。賴朝、義廣が黨の食邑を沒し、朝政に常陸の村田下莊の地頭職を授け、殊に書を賜ひて其の功を賞す。壽永三年、源範賴に從ひて、平氏を一谷に討ち、尋で從ひて西海に至りしに、軍中、食に乏しく、將士、多く東歸を思へるに、獨朝政・宗政、千葉常胤等と、能く艱苦を忍び、銳意攻戰したれば、賴朝、手書を下して焉を褒め、源義經、薦めて兵衞尉となす。文治中、從ひて藤原泰衡を征せしに、泰衡、敗走したり。朝政、往きて物見岡を搜したるに、泰衡、已に逃れたりしかば、朝政等、其の留る所の兵と戰ひて、之を殲せり。初め、賴朝が師を出して下野の古多橋に次りしとき、政光、駄餉を獻せしに、介士ありて、側に侍したりければ、政光、指して其の名を問ふ。賴朝曰く、此本朝無雙の勇士熊谷直家なりと。因て盛に其の戰功を稱す。政光、哂ひて曰く、身を以て主に徇ふるは、士の常なり。彼、何ぞ多とするに足らん。顧ふに、

彼に屬兵なからん。故に、單身奮戰して、世に稱譽せらる。政光等が如きは、每に從兵を遣はして、力を效す。此同じからざる所以なりと。乃ち朝政等を顧みて、汝が輩、此の行、宜しく獨戰ひて功を樹て、以て無雙の名を蒙るべしと曰ひしに、朝政等、遂に奮勵して力闘し、士卒も、亦能く用を致しければ、凱旋の日、旗幟・弓嚢を政光が家士の功あるものに賜ひて、之を旌異せり。明年、賴朝に從ひて京師に朝しけるに、將士の殊功あるものを擧げて官に任じ、朝政を以て右衛門尉となし東鑑。尋で左衛門尉東鑑・小山家譜。檢非違使に任じ小山家譜・尊卑分脈。從五位下に敍し、下野守となす東鑑・小山家譜・尊卑分脈。正治元年、播磨守護となり、建仁の初、京師に宿衛し、車駕、法皇に覲ゆるとき、朝政、之に從ひしが、會越後人城長茂、謀叛して、兵を以て寓舍を圍みしに、朝政が家士、拒ぎて之を卻けたり。既にして、還りて鎌倉に居る。比企能員が北條氏を滅さんと圖るに及び、朝政、二弟及び畠山重忠等と、擊ちて之を平ぐ。人あり、宇都宮賴綱謀叛せりと讒せしかば、實朝、特に朝政に命じ、兵を將ゐて往きて之を誅せしむ。朝政曰く、賴綱は、臣と外戚の親あり。然れども、私を捨てゝ公に從はん。其の防戰の如きは、豈に力を盡さゞらんや。但專ら使命に當るは、實に忍びざる所、敢て辭すと。乃ち密に狀を以て賴綱を諭しゝかば、賴綱、因て陳謝して免るゝことを得たり。承久の役に、朝政、耆舊を以て鎌倉に留り、軍謀を參決し、兵士を調遣せしが東鑑。曆仁元年、卒す。年八十四。是より先、薙髮して、法名は、生西東鑑・小山家譜。薙髮は、東鑑に據る。〇按ずるに、家譜の一説に、寬喜元年、卒す、年四十二となせるは、誤なり。子朝長は、左衛門尉に任ぜられ、承

久の役に、武田信光と同じく山道を經て、官軍と尾張の大井戸に戰ひて功あり、進みて京師を犯せり。東鑑。
弟は、宗政・朝光。

長沼宗政、下野の長沼邑を食み、因て氏となせり（尊卑分脈に、長を中となせり。）從五位下に敍し、淡路守に任せらる結城家譜・東鑑補遺。源範頼に從ひ、平氏を撃ちて功あり。建保の初、人の畠山重忠が子僧重慶が日光山に據りて不軌を謀ると告ぐることありけるに、源實朝、宗政を遣はし、往きて之を捕へしめしが、宗政、其の首を斬りて來り獻じぬ。實朝、人をして之を讓めしめて曰く、向に、重忠、罪なくして死に抵りしは、良に哀むべきなり。今、其の子叛謀ありと雖も、而も、一浮屠のみ、何をか能く爲さんや。我、汝を遣はして之を收へしめたるは、本按問の後、徐に處置することあらんと欲してなり。而るに、汝、擅に之を斬れり。何ぞ其輕易なるやと。宗政、目を瞋して曰く、彼が反形既に露れて、疑を容るべきなし。臣、若し生擒して之を致さば、則ち或は侍女の其の命を乞ふものありて、將軍、從ひて之を全くせられんも、亦未だ知るべからず。是臣が、先斬りて後に獻じたる所以なり。且つ、故將軍、嘗て臣が戰勞あるを嘉し、將に顯賞あらんとせしに、臣、固く其の命を辭し、因て請ひて蟇目箭を賜り、東海十五國の不法の徒を糺さんとしたるに、將軍、素より武備を重ぜられたれば、竟に聽許を得たり。今日の事の如き、辭なきに非ざるなり。臣、竊に將軍近時の所爲を視るに、武事を講ぜず、唯和歌・蹴鞠に之耽り、婦女を寵して將士を疏じ、諸沒收する所の地は、率皆之を寵

變に賜ひ、榛谷重朝が邑は、五條局に與へ、中山重政が邑は、下總局に賜へり。此豈に治世の宜しき所ならんやと、辭色抗厲なり。實朝、怒りて、宗政、屛居すること月を踰えしに、兄朝政、陳謝して、乃ち出づることを得たり東鑑。延應二年、卒す。年七十九東鑑補遺。初め、宗政、勇武を自負して、以爲らく、門族の中、能く己に及ぶものなしと。弟朝光が讒せらるゝや、同列、連署して、梶原景時を劾し、朝光が罪なきを白しゝに、宗政、亦之に與りたりしが、其の後過あらんことを慮り、肯て押印せざりければ、時人、甚だ焉を醜しとしたりき東鑑。

結城朝光、小山七郎と稱し東鑑。下總の結城邑を食めり。故に、亦結城と稱したり結城家譜。其の母八田氏は、賴朝が乳母なり東鑑・結城家譜。賴朝が兵を起すに及び、母、之を攜へ、往きて隅田驛に候し、兒を以て左右に給仕せしめんことを請ひけるに、賴朝、親ら之に首服を加へ、名を宗朝と賜ひ、諸を近臣中に置き東鑑。後、今名に更めたり東鑑・結城家譜。信太義廣が亂に、賴朝、鶴岡社に禱りしが、拜し訖りて曰く、事、卒に何如と。朝光、劍を奉じて傍に在り、卒爾として對へて曰く、彼、已に臣が兄の爲に滅されたらんと。賴朝、顧みて喜びて曰く、此汝が言に非じ、必ず神の憑る所ならん。果して然らば則ち、厚く汝を賞せんと。是の日、果して朝政が捷報を得たり。乃ち義廣が黨の食邑を分ち賜へり。時に年十五。是に由りて、眷寵益渥し。長ずるに及びて、弓馬を善くす。賴朝、親信の武幹あるものを擇びて、寢室を衞らしむるに、朝光、焉に與り、出入、隨從せざることなし。文治中、賴朝に從ひて、藤

原泰衡を征せしに、泰衡、兵を遣はして熱借山を守らせたれば、朝光、意に先登せんことを欲し、密に山下に至り、畠山重忠等と、先敵を營みたりしに、大軍、之に乘じ、敵兵、敗走せしかば、進みて其の城を攻め、朝光等、殊死して戰ひ、未だ決せざるに、朝光及び宇都宮朝綱、豫め、驍勇七人を遣はし、夜に乘じて潛に敵の後に出で、高丘に登り、讙呼して連射す。敵兵、以爲らく、大軍夾撃すと、驚愕して大に潰えたるを、朝光、追ひて其の副將金剛秀綱を斬りたり。頼朝、嘗て諸源及び千葉・三浦の諸將、朝政・朝光等を召して、親ら子實朝を抱き、之に囑して曰く、此の兒、吾が鍾愛する所、卿等、戮力して之を輔翼せよと。頼朝薨ずるに及び、朝光、深く殊遇に感じ、復府朝に立つに忍びず、僧となりて其の福を資けんと欲すれども、其の委託の命あるを以て、未だ果さゞりしが、一日、衆中、微に其の端を啓き、忠臣は二君に事へざるの語ありしかば、梶原景時、之を譖せしに、頼家、惑ひて、遂に朝光を誅せんと欲せしを、阿波局、密に朝光に告げゝれば、朝光、大に懼れ、三浦義村に詣りて計議す。義村、乃ち其の同列を率ゐ、朝光と連署して景時を劾し、以て其の寃を訴へたれば、景時、遂に罪を獲て、朝光は、難を免るゝことを得たり。和田義盛が亂に、朝光、佐佐木義清等と、大倉に屯して之を拒ぎしかば、義盛、過ぐることを得ずして退けり東鑑。寛喜元年、從五位下に敍せられ、上野介となり關東評定傳・結城家譜。嘉禎の初、評定衆となりしが、幾もなくして、之を辭し、幷に上野介を辭して、薙髮す。法名は、日阿東鑑・關東評定傳・結城家譜。還りて下總に居る。三浦泰村が亂に、兵を

出して幕府を援く。既にして、鎌倉に至り、北條時頼を見て、語、其の事に及び、因て義村と平生の舊あるを敍し、哀惜して涙下り、且つ曰く、我、若し鎌倉に在らば、泰村をして此の極に至らしめざりしをと。時頼、其の忠厚を稱したり。將士の功を論ずるに及び、僉謂ふ、朝光は宜しく賞すべからずと。時頼、以爲らく、朝光が失言、適〻其の忠朴を見るに足れり。今、微嫌を以て勳舊を賞せずば、恐らくは、政體を虧かんと。乃ち小烏莊を賜へり東鑑。建長六年、卒す。年八十七東鑑・關東評定傳・結城家譜。稱名寺と稱す結城家譜。嘗て頼朝が東大寺を落するに從ひたりしに、會〻僧徒、事を以て護卒と忿爭す。梶原景時、之を諭せども、接待すること倨傲なれば、僧徒、益〻怒りて喧鬧せしかば、頼朝、乃ち朝光を遣はしゝに、朝光、敬跪して禮を加へ、辭理切當なりければ、僧徒、竦聽して、乃ち定りぬ東鑑。子は、朝廣・朝俊・時光・重光・朝村結城家譜。朝廣は、七郎と稱し、從五位下に敍せられ、檢非違使・左衞門尉・上野介を歷て結城家譜・東鑑。大藏權少輔となり、正五位下に敍せらる尊卑分脈。承久の役に、北條朝時と、北陸道より進み、越中の般若野に戰ひて功あり。明年、將軍藤原頼經、兵を簡びて府に直せしむるに、朝廣、焉に預れり東鑑。嘉祿中、詐りて僧公曉と稱するものありて、亂を陸奥の白河に作したりしが、朝廣、淺利知義と、擊ちて之を平げたり東鑑脫漏。朝俊は、平方四郎と稱し、時光は、寒河四郎と稱し、皆左衞門尉となる。重光は、山河五郎と稱し結城家譜・尊卑分脈。亦左衞門尉となり、檢非違使に補せられたり尊卑分脈。朝村は、網戸十郎と稱し結城家譜・尊卑分脈。阿波守に任ぜられたり結城家譜。朝村は、射を善くせし

佐佐木秀義

が、嘗て頼經に從ひて京師に朝し、關白道家が第に遊びしに、籠鳥、適逸して、庭樹の上に集りしかば、頼經、朝村をして之を射させたり。朝村、乃ち虛䯓箭を削り、射て之に中てたるに、鳥、䯓中に入りて傷かざりしかば、衆、皆嘆稱せり東鑑。

譯文大日本史卷の一百九十二終

譯文大日本史卷の一百九十三

列傳第一百二十

將軍家臣三

佐佐木秀義 子定綱 定綱が子信綱 定綱が弟盛綱 盛綱が弟高綱

佐佐木秀義、源三と稱す東鑑。其の先は、敦實親王より出でたり。親王、雅信を生みしに、源姓を賜りたり。雅信、參議扶義を生めり。扶義、嘗て近江守となり、兵庫助成頼を生めり尊卑分脈・佐佐木系圖を參取す。成頼、近江の佐佐木莊に居て、章經を生めり。章經、經方を生み、經方、季定を生めり。季定、秀義を生みけるが、佐佐木三郎と稱したり。初め、秀義、年十三、左衞門大尉源爲義、約して父子となりしが印本尊卑分脈。保元の難に、義朝に從ひて、白川殿を攻め保元物語。平治の亂に、源義平に屬して、鎌田政家等十六騎と、平重盛が軍を拒ぎたり。既にして、義朝、兵敗れて東奔し、追兵甚だ迫りしに、秀義、力戰して之を卻けたり平治物語。義朝、既に死して、秀義、鄉に還り、肯て平氏に屬せざりければ、遂に管する所の地を奪はれ、諸子を率ゐて陸奥に赴き、將に姨夫藤原秀衡に依らんとし、路、相模を過ぎしに、澁谷莊司平重國、其の驍勇を愛し、留めて遣らず、女を以て之に妻せたれば、澁谷に寓すること二十年、子義清を生めり。是より先、源頼朝、配せられて伊豆に在りしを、秀義、子定綱・

盛綱を遣はし、候問すること絶えざりき。治承四年、以仁王、檄を諸國に傳へ、平氏を討ちて、軍破れたり。時に、大庭景親、京師より還り、密に秀義を招きて曰く、余、京師に在りて、相國の幹臣藤原忠清に面せしに、忠清、一封書を拔きて余に語りけらく、是、長田入道の告ぐる所なるが、北條四郎・比企掃部允等、伊豆の流人源頼朝を奉じて反を謀れり。事、細故に非ず。高倉宮の事を首め給ひしより、我が相國、諸國の源氏を按治せんと欲せしに、而も、此の書、適至りぬ。速に相國に白さゞるべからずと。景親、君と舊あれば、故に聞ける所を泄すのみ。聞く、賢郎、頼朝と相周旋せらると。宜しく時に及びて圖を改め、偕に禍敗せらるゝこと勿れと。秀義、謝して歸り、卽ち定綱を遣はして、之を頼朝に告げしむ。頼朝、因て速に事を擧げたれば、定綱及び弟經高・盛綱・高綱等、首として戰功を建てたり東鑑。壽永三年、平田家繼等、兵を伊賀・伊勢に起して、平氏の聲援をなし、大內惟義を襲ひ、轉じて近江に入りければ、秀義、甲賀郡の兵を發して、大原莊に邀へ、水を隔てゝ互に射たるに、家繼等、銳を盡して進み攻めければ、秀義、陣を冒して戰を督し、矢に中りて斃れたり。時に年七十三。從兵、憤惋して、水を濟りて奮戰せるに、惟義、來り合ひ、敵を擊ちて之を走らせたり東鑑・源平盛衰記。

子は、定綱・經高・盛綱・高綱・義清。經高は、自ら傳あり。

定綱、太郎と稱す印本尊卑分脈。宇都宮に客居し、澁谷に往來して父を省せり。秀義、定綱に命じて、伊豆に往き大庭景親が語を頼朝に告げしめたるに、頼朝、喜びて曰く、我、將に義を建てんとす。事、已

に京師に聞えたらば、料るに、平氏、必ず目代平兼隆及び大庭景親をして我を撃たしめん。我、將に彼に先ちて襲撃せんとす。本、汝兄弟を召さんと欲したりしに、幸にして適至れり。宜しく留りて此に在りて諸弟を召すべしと東鑑。源平盛衰記を參取す。定綱、還りて甲冑を取り、諸弟と倶に來らんことを請ふ。頼朝、乃ち日を戒めて之を遣り、且つ書を附して、幷に澀谷重國を召しゝに、重國、至らず。定綱、諸弟を率ゐて來り赴かんとするに、會秋潦ありて、道通せず、期に後るゝこと一日。頼朝、以爲らく、重國、方に平氏に事へたり。恐らくは、事漏洩したらんと。意、頗る之を悔いたりしに、翌日、定綱、諸弟と偕に至りしが、定綱・經高は、羸馬に乘り、盛綱・高綱は、歩して從へり。頼朝、其の艱苦を見て、深く忠款を賞して曰く、汝等が來るを遲てり。故に、今曉、敵を襲はざりきと。即夜、經高・高綱と、北條時政に從ひて、兼隆を襲ふ。頼朝、盛綱及び加藤景廉を留めて、自ら備へたり。兼隆が黨、堤信遠、驍勇にして、山木の宅の北に別居したりしが、時政、定綱・經高・高綱を遣はして之を襲はしめたるに、信遠が家兵、矢を發ちて之を禦ぐを、定綱兄弟、力戰して信遠を斬り、還りて時政が陣に入り、倶に兼隆を撃ちて之を敗れり東鑑○長門本平家物語に、信遠を兼行に作れり。石橋の軍敗れて、頼朝、箱根山に奔竄し、將士を謝し遣りければ、定綱・盛綱・高綱、重國が家に匿れたり東鑑・源平盛衰記。頼朝が佐竹秀義を撃つとき、定綱、從ひて金沙城を攻め、功を累ねて左衞門少尉となり、佐佐木莊の地頭に補せられたり東鑑。建久の初、近江守護となる。是より先、佐佐木莊の租入は、延曆寺の千僧供料に充てられたれ

ども、水潦に適ひて逋負多ければ、僧徒、日吉社の宮仕を遣はし、神鏡を奉じて定綱が宅に入り、誅責すること暴急に、門牆を擊破し、奴婢を侵辱し、火を傍近の民屋に放てり。時に、定綱、京師に在りけるが、子定重、忿怒し、兵を麾きて之を禦ぎ、宮仕二人を傷けたるに、僧徒、誣奏すらく、定重、火を放ちて橋を斷ち、騎を縱ちて歸路を扼し、殺傷甚だ多かりきと、定重が父子兄弟を得て甘心せんことを乞ひ（玉海・東鑑を參取す。）又賴朝に訴ふ。朝議、父子を遠流に處し、下手者を獄に繫がんとするに、僧徒、固く請ひて已まず、日吉神輿を奉じて闕に詣れり。凡そ延曆寺の請ふ所、累朝、曲げて優容を垂れば、賴朝、建義の勳舊なるを以て、多方營護すれども、然れども、力、得ること能はず、定綱を薩摩に、子廣綱を隱岐に、定重を對馬に、定高を土佐に流しゝに、僧徒、猶意に慊らず、固く定重を殺さんと請ひければ、已むことを得ずして定重を斬り、首を辛崎に梟せり。四年、定綱等、赦に遇ひて、皆鎌倉に還りければ、賴朝、又定綱を以て近江守護となし、悉く食邑を復せり（東鑑。）子は、廣綱・定重・定高・信綱。廣綱及び定重が子久綱は、自ら傳あり。

信綱、左近衛將監に任ぜられ（東鑑・關東評定傳。）右衛門尉に遷る（關東評定傳・佐佐木系圖。）承久三年、北條泰時に從ひて宇治に至りしに、適大雨ありて、河水、暴に漲りたれば、官軍、橋を撤して、大絚を水底に引き、以て東軍を遏めたり。泰時、諸軍をして齊しく進ましめ、鋭に乘じて決戰せんと欲し、乃ち衆を斂めて退き、柴田兼義をして往きて偵はしめたるに、兼義、水の淺き處を得て歸り報ず。泰時、便ち兼義及び

春日貞幸に命じて、先渡らしむ。信綱、傍に在りて之を聞き、乃ち兼義に隨ひて、其の所を問ふに、兼義、答へずして進めば、信綱、馬を馳せて之に繼ぐ。兼義が馬、水を畏れて進まず。信綱、刀を拔き綱を斷ちて進み、遂に先登することを得たり（東鑑・承久記を參取す。）數所の地頭を兼ね（東鑑。）左衞門少尉に轉じ、檢非違使・近江守となり、功を以て近江守護に補せられ（東鑑・關東評定傳・佐佐木系圖。）從五位上に敍せられ、評定衆となりて、薙髮す。法名は、虛假（東鑑・關東評定傳・佐佐木系圖。）高野山に屏居し（東鑑・關東評定傳。）仁治三年、卒す（○關東評定傳に、二年とせり。）子は、重綱・高信・泰綱・氏信（佐佐木系圖。）重綱は、宇治河の戰に、年十五、父の馬尾を攀ぢ、泅ぎて河を涉り、中島に抵り、父の命を承けて北條泰時が軍に使し、往反、命を將ひたれば、時人、之を壯とせり（東鑑・承久記を參取す。）高信は、左衞門尉に任ぜられ、嘉禎元年、勢多橋を監修するに、高島郡の民丁を發す。郡に日吉神人ありて雜居したりしが、延曆寺の僧徒、其の數人を改補せしに、發するに及び、改補せられたるもの、公役を免ぜられんことを請へるを、高信が吏、聽かずして、神人と忿鬪するに至れり。是に於て、延曆寺の僧徒、日吉神輿を奉じ、京師に入りて之を訴へければ、朝議、高信を豐後に流せり（東鑑。豐後は、百錬鈔に據る。）泰綱は、左衞門尉に任じ（印本尊卑分脈。）檢非違使に補せられ、近江守護となり、壹岐守に任ぜらる（東鑑・印本尊卑分脈。）嘗て澁谷武重と幕府に番直せしとき、泰綱、武重を稱して大名となしゝに、武重、怫然として以爲らく、己を調ると。曰く、我、今大名に列せず。然れども、家祖澁谷莊司は、實に大名の列に厠れり。足下が曾祖、流離の日、嘗て我が門に衣食したり。而して今、子孫、見に大

名となれるに、何ぞ高く自ら矜持して人を侮ることを得んやと。泰綱曰く、曩者、源氏衰へて、關東の將士、皆平氏に款附し、足下が祖莊司と雖も、亦獨立すること能はざりき。我が曾祖、獨抗節して回らず、歷世傳ふる所の佐佐木莊を去り、諸子を率ゐて相模に僑寓せしに、莊司、女を以て曾祖に妻せ、子婿の分を結びたれば、則ち亦人類に齒せられざるものに非ず。况や、幕下を右けて霸圖を創め、諸子と殊勳を建つるに及びて、兄弟五人、十七國の守護に補し、檢非違使に任せられたれば、則ち昔日の流落、何ぞ恥となすに足らんと。武重、語塞りぬ。泰綱、北條氏の爲に親信せられたりければ、子賴綱、首服を時賴が宅に加へ、幕府の上佐、來り會して禮を行へり。氏信は、左衞門尉に任せられ、對馬守に遷る東鑑。曾孫高氏は、自ら傳あり。泰綱・氏信が子孫、聯綿として、世國司・衞府に至れり佐佐木系圖・印本尊卑分脈。

定綱が弟は、盛綱。

盛綱、三郎と稱す。年十六にして、源賴朝に配所に謁せしに、賴朝、安達盛長に命じて、首服を加へしめたり佐佐木系圖。賴朝が兵を起すの初、軍に從ひて功ありき。壽永三年、源範賴が平氏を西海に擊つとき、平行盛、備前の兒島に據りたれば、範賴、之を聞き、舟を棄て丶藤戶に至りしに、敵、屢扇を揚げて之を招けども、範賴が軍、水に阻てられて濟ることを得ざれば、盛綱、一漁者を求めて、淺處を訪ひしに、漁者曰く、上弦は東に在り、下弦は西に在りと。卽夜、與に俱に濟り、密に標を立て丶還る○諸本平家物語に云く、盛綱、漁人の淺處を他人に告げんことを恐れ、之を殺して口を滅せりと。明日、敵、又之を招けば、盛綱、數騎と馬を躍ら

せて海に入りけるに、範頼、其の沒溺せんことを懼れて、人をして之を遏めしむるを、盛綱、聞かざる爲して進みしかば、諸軍、相繼ぎて濟り、擊ちて行盛を走らせたり源平盛衰記○本書及び平家物語に、共に此の役を以て、九月に係けたり。然れども、東鑑に據れば則ち、範頼、十月を以て安藝に至れるに、此の役、十二月に在れども、範頼が事を載せず。且つ明年正月、頼朝が範頼に與ふる書に據れば則ち、盛綱は、範頼が麾下に在らず。而して、本書に云く、「盛綱、範頼に屬して兒島を攻むと。恐らくは、誤ならん。然れども、他書に徵すべきなければ、姑く本書に從ふ。頼朝、手書して奬勸して曰く、古より、河を亂るものは之ありたれども、未だ馬に騎りて海を渡りたるものを聞かず。希世の武功なりと東鑑。因て、兒島を賜ひしが源平盛衰記。功を累ねて左兵衞尉に補せられ、伊豫守護となり、邑を越後に食めり。頼朝が薨じて、薙髮し、法名は、西念。頼家が職を嗣ぐに及び、寵待稍衰へ、事に座して食邑を奪はれたり。建仁元年、越後人城資盛反きしに、佐渡・越後の兵、之を討ちて克つこと能はず。幕議、以爲らく、將領、其の人に非じと。頼家、盛綱に命じて之を擊たしめんとす。時に、盛綱、上野の磯部に在りて、書至りしとき、適〻門外に在りしが、卽ち馬に上り鞭を揮ひて發しければ、從士、束裝するに遑あらず、倉皇として追隨し、其の輕易を諫む。盛綱曰く、吾聞く、天慶中、平將門が反きしとき、宇治民部卿、追討使となりしに、食するに方りて詔書至りければ、箸を抛ちて入朝し、節刀を賜り、家に還らずして、徑に東國に赴けりと。是勇士の尙ぶ所なりと。乃ち道を倍して兼行し、三日にして越後の鳥坂に到り、使を遣はして諭告すれども、聽かず。是に於て、越後・佐渡・信濃の兵を將ゐて、城に傅く。盛綱が子兵衞尉盛季、先登せんとして、海野幸氏と先を爭ひければ、盛季が從兵、轡を攬りて之を止めたれども、

盛季、間に乘じて先登し、幸氏、繼ぎて進みしに、城兵、殊死して戰ひければ、盛季・幸氏、竝に創を被れり。資盛が姑板額、多力にして善く射けるを、藤澤淸親、射て股に中てゝ、遂に之を擒にせしかば、資盛、敗走して、城陷れり。子は、信實・盛季。信實は、加地太郎と稱す。父盛綱、賴朝と雙陸の戲をなしゝに、信實、時に年十五、側に陪して之を觀たりしが、工藤祐經、後れて至り、抱きて信實を遷し、代りて其の席に居りしに、信實、色變じ、起ちて礫を飛して、祐經が額に中て、血流れて衣を汚し、走り出でゝ之く所を知らず。賴朝、怒りて、盛綱をして追索せしむれども得ず。盛綱、謝して曰く、永く父子の恩を絕ちて、立錐の地をも傳へじと。賴朝曰く、汝、須らく祐經に造りて罪を謝すべしと。盛綱曰く、臣、祐經と、本怨讐なし。今、兒の故を以て、膝を儕輩に屈せんは、勇士の意にあらず。願はくは、幕下の寬譬を賜りて、以て祐經が意を慰めんと。賴朝、之を然りとし、使を遣して、旨を諭す。祐經曰く、事の起る所を原ぬるに、臣が過なり。童子の所爲、固より纎芥なし。況や、盛綱は、支梧する所なきをやと。事、遂に解くることを得たり。信實、薙髮して、法名は、西仁。後、赦されて幕府に事へ、承久の役に、北條朝時に從ひ、北陸道より京師に入れり。參議藤原信成が兵河勾家賢、越後の加治莊の願文山に據りしを、信實、擊ちて之を破りしに、林・石黑等、風を望みて降れり。東鑑。盛綱が弟は、高綱。

高綱、四郎と稱し、驍健にして膽略あり。姨に依りて京東の吉田に在りしが、稍長じて平氏に事へ

んと欲す。既にして、嘆じて曰く、家大人、六條判官と約して父子となりて、世骨肉に均しきを、吾、豈に役を仇家に執らんやと。頼朝が兵を起せるを聞き、姨を辭して之に赴くに、馬を得るに由なく、羸れたる膝に蹻を履み、近江の野洲河に至れるに、天未だ曙けず、道路、人なきに、農夫の馬を牽きて過ぐるあり。高綱、假りて之に騎り、河を濟りて直に去らんとしけるに、馬主、將に大に叫呼せんとすれば、高綱、賊名を得んことを恥ぢ、馬主を殺して去り、遂に頼朝に伊豆に謁したり。石橋の軍敗れて、頼朝、杉山に逃るゝや、道路巉險にして前むことを得ざるに、大庭景親、後を躡みて及ぶに垂んとす。頼朝、將に之を射んとしけるに、高綱曰く、從者、尙在り。君、何ぞ輕しく鬪はれん。宜しく速に去るべし。臣、請ふ、君の姓名を假りて敵に當らんと。乃ち弓矢を取りて、自ら頼朝と稱し、呼びて曰く、東國の武士、世源氏に臣屬せり。汝が曹、馬に跨りて迫り近づくは、何ぞ無禮なると。乃ち敵の馬を射けるに、馬斃れて、蹊塞りぬれば、敵、之を除き去らんと欲するに、頼朝、間を得て脫れ走れり。高綱、定綱と力鬪すること數合、遂に敵を卻け、追ひて頼朝に及びしに、頼朝、大に之を嘆賞せり源平盛衰記。壽永三年、源義仲を京師に討たんとするとき、頼朝に二良馬あり、生唼と曰ひ、磨墨と曰へるが、生唼、最も駿なり。弟範頼及び寵臣梶原景季、之を得んと欲したれども、頼朝、靳みて與へず、磨墨を以て景季に賜へり。高綱、近江より來り謁せしに、頼朝、之を勞して曰く、吾、卿が、徑に京師に向はんと謂ひたりしに、料らざりき、此に至らんとはと。曰く、戰陣に臨むも

のは、生還を期せざれば、生日に一たび趨謁することを得、且つ親しく指揮を受け、以て驅馳の力を竭さんことを願ひ、鄕里を發してより、三日にして此に到りしに、馬、既に疲頓したれば、親故に就きて之を丐はんとすれども、然も、方今、人人自ら備へたれば、竟に得ること能はず。故に、等輩皆發したるに、臣、獨未だ行かずと。賴朝曰く、義仲、大軍至ると聞かば、宇治・勢多の二橋を撤し、以て我が軍を拒がんに、卿、能く先登せんかと。對へて曰く、臣、近江に生長したれば、宇治河の深淺廣狹は、諳熟すること久し。先登は、固より臣が任なりと。賴朝、乃ち生唼を賜ひて曰く、此、吾が深く愛する所なれども、今、特に汝に與ふ。向者、蒲冠者・梶原景季、皆之を請ひたれども、與へざりき。汝、當に此の意を識るべしと。高綱、大に喜び、拜謝して曰く、將軍、如し敵未だ敗れずして、臣既に死せりと聞かれなば、則ち是人の爲に先たれしなり。如し臣生存せりと聞かれなば、則ち宜しく其の能く前言を踐めることを知るべしと。是に於て、道を陪して兼行し、浮島原に至りて馬を下り、馬卒數人をして之を牽かしむ。景季、之を見て忿怒し、高綱を刺さんと欲し、道に當りて俟てるを、高綱、望み見て、從騎に耳語して曰く、景季、生唼を得ること能はずして、將に憤を我に洩さんとす。嚮者、將軍の諭されたる所、殆ど此が爲なり。馬を爭ひて共に死せんは、特に益なきのみならず、亦媿づべし。我、將に溫言を以て之を慰めんとす。然れども、事、未だ測るべからざれば、汝等、竊に備へよと。語、未だ畢らざるに、景季、果して問ひて曰く、君、生唼を賜ることを得たるかと。高綱、

顏を和げて曰く、適 近江より來り、馬病みて副なければ、公の厩に就きて之を借らんと欲せしかども、然れども、吾聞く、磨墨は、既に君に賜ひ、生唼は、則ち君と蒲殿と、屢乞ひて獲られざりきと。君等、猶然り、況や、高綱をや、故に、馬卒を誘きて之を盜みたるのみ。他日、如し咎責を蒙らば、請ふ、幸に營救せられよと。景季、以らく、信に然りと。意釋けて、倶に宇治に抵れり。義仲、其の將根井幸親・楯親忠を遣はして、之を禦がしめ、橋を撤して水底に鹿角を布き、緪を引きて以て馬足を梗へんとしたりけるに、高綱が兵鹿島與一、善く泅ぎ、水底に沒して竊に之を撤したり。然れども、雪消え水漲りて、諸將、未だ涉ること能はざるに、高綱・景季、單騎にして小島崎より徑に進み、河水に投じて先を爭ひしが、景季、高綱に先ちたるに、高綱、紿きて曰く、子が馬の肚帶繟びたりと。景季、信に然りと謂ひ、更に肚帶を約めんとせしかば、高綱、間に乘じて流を截り、先登と大呼せり。畠山・足利・三浦の徒、相繼ぎて濟りしに、幸親・親忠、敗走せしかば、北ぐるを逐ひて京師に入り、義仲と六條河原に戰ひて之を破り、義經に從ひて法皇に見えたり（源平盛衰記）。功を累ねて備前・安藝等七國の守護となり（源平盛衰記・佐佐木系圖）。左衛門尉に任ぜらる（東鑑）。初め、賴朝が杉山に逃れしとき、高綱に謂て曰く、我、今日、死せざることを獲たるは、實に汝が力なり。我、如し天下に號令することを得ば、必ず其の半を分ちて汝に與へんと。義仲を討つに及び、又曰く、事平がば、必ず前言を踐まんと。是に至りて、高綱、以爲らく、賞薄しと。之を怨み（源平盛衰記）。薙髮して、高野山に入れり（東鑑・源平盛衰記・佐佐木系圖）。建仁中、延暦寺の僧徒、金子山に據り

て相攻めしに、經高・盛綱、敕を奉じて、之を撃ちしが、高綱が子重綱、焉に從ひ、將に發せんとす。高綱、之を聞き、往きて二兄を見、且つ兵略を說き、重綱を熟視すること之を久しくして、言なし。二兄、側に在りて、盛に重綱が武幹を稱しけるに、高綱曰く、然らず。甲冑は輕からんを欲し、弓矢は短からんを欲す。驅馳に便なるが故なり。山上の坂は、本步兵を用ふるの地なり。今、重綱、厚甲大弓せるは、器、身に稱はず、死を免れんと欲すとも、得べけんやと。重綱、果して敗死したり〔東鑑〕。高綱が弟義淸は、五郎と稱し、相模の大庭に居り〔尊卑分脈〕。大庭景親が妹を娶りて〔源平盛衰記〕。外祖澀谷重國に依りしが〔東鑑〕。石橋の戰に、景親が軍に屬して賴朝を攻めたるに、賴朝、杉山に匿れたれば、義淸、景親と、之を追ひしに、兄高綱、讓めて曰く、我が父、六條判官と約して父子となり、世源氏と款密なり。汝、獨父兄を離れて、役を敵軍に執るは、盍ぞ自ら愧を知らざると。義淸、答へざりき〔東鑑・源平盛衰記を參取す〕。後、擒にせられて、盛綱が家に幽せられしが、父兄の故を以て釋され、幕府に事へて〔東鑑〕。隱岐守となれり〔東鑑・尊卑分脈〕。玄孫鹽冶高貞は、自ら傳あり。

譯文大日本史卷の一百九十三終

譯文大日本史卷の一百九十四

列傳第一百二十一

將軍家臣四

土肥實平　弟　宗遠
大庭景能
安達盛長　子　景盛　曾孫　泰盛
後藤實基　子　基清
加藤景廉
工藤茂光　族　景光　景光が子　行光
比企能員
泉　親衡
河村秀清

土肥實平、其の先は、上總介平高望より出でたり。高望が子良文、賴尊を生めり。賴尊は、山邊祖禪師と號し、常遠を生めり。常遠、常宗を生みしが、土屋四郎と號し、笠間押領使たり。常宗、宗平

を生みしが、中村莊司となり、實平・宗遠・友平を生めり寫本・印本平氏系圖を參取す。實平、相模の土肥邑に居て、土肥二郎と稱せり。治承四年、源頼朝が兵を起すや、實平・宗遠、焉に赴きしが、石橋山の敗に、大庭景親、急に之を追ひければ、頼朝、杉山に逃れたりしに、唯實平のみ焉に從へり。加藤景員・工藤祐茂等六人、圍を潰して來りたれば、頼朝、喜びて與に倶に逃れんと欲せしを、實平、諫めて曰く、君の一身の如きは、旬月を累ぬと雖も、臣、能く計を以て晦匿せん。但人多ければ則ち、蹤、露れ易し、分散するに如かず。今、上下、命を全くし、內外、謀を合せなば、會稽の恥、雪ぐべし。今日の睽離は、則ち他日の福なりと。衆、皆涙を掩ひて離散す。頼朝、髻中に藏めたる所の觀音像を取りて、路傍の石窟に置きしに、實平、其の故を問へば、頼朝曰く、我、儻し元を喪ひ、景親輩をして此の像を見させなば、恐らくは、源家將帥の名を辱めんと東鑑。頼朝、山中に匿れ、糧を絶つこと數日、實平が妻、飯を桶中に盛り、覆ふに樒葉を以てし、僧をして之を齎らして、供佛の花葉を取るものゝ爲して、竊に往來して供給せしめたりしが源平盛衰記。遂に杉山を出でゝ、箱根の山僧永實が家に匿れたるに、僧良暹、頼朝を殺さんことを謀る。永實、其の謀を知りて之を告げゝれば、頼朝、乃ち實平・永實等と、潛に山麓に循ひて土肥に赴けり東鑑。會實平が妻、書を送りて、衣笠城の陥りたるを告げ、且つ言ふ、三浦黨、安房に赴きて、頼朝が所在を覓むと。頼朝、之を嘉し源平盛衰記。實平と眞名鶴碕より、舟行して安房に趣く。發するに臨み、子遠平を伊豆に遣はして家屬を訊はしむ。頼朝、安房に至

りしに、平廣常・千葉常胤、來り屬したれば、轉じて下總に往き、鷺沼に館せしに、將士の離散したるもの、畢く集り、軍勢、大に振へり。頼朝が事を擧げてより、實平、左右を離れず、意を傾けて輔衞せり（東鑑）。源義仲が反きしとき、源義經に屬して、之を京師に擊つに（源平盛衰記）。別に二千騎を將ゐ、追ひて粟津に至りしに、義仲が爲に敗られたり（平家物語）。一谷の戰に、別に兵七千を將ゐて、西門を攻め、源範頼、東門を攻め、義經、鵯越の間道より之を襲ひしに、平氏の軍、大に敗れたり（平家物語・源平盛衰記）。義經、屋嶋に陣せしとき、平敎經、來り擊ちければ、義經、將に自ら之に當らんとせしに、實平、諫めて曰く、大將は、宜しく輕しく戰ふべからず。請ふ、部下の壯士を遣はさんと。乃ち畠山重忠等五十餘騎と進み戰ひ、日暮れて交綏したりしに（源平盛衰記）。頼朝、實平に命じて、軍を備中に駐め、西海の軍事を經略せしむ。時に、板垣兼信、範頼に從ひて西せしが、使を鎌倉に遣はし、訴へて曰く、臣、幸に末屬を辱なくしたれば、應に一面に當るべし。而るに、實平、旨を受けたりと稱して、專恣自ら用ひ、雜務を部署し、相咨詢せざれば、臣、西海に在りて、威令行はれず。願はくは、一行の敎を賜ひて、事ごとに臣が處分を取らしめんと。頼朝、怒りて曰く、我が任使する所は、親疎を問はず、唯器に是從ふ。實平は、忠貞絶倫にして、耳目の寄、二途に出でず、西海の軍事、細大之に屬せり。汝が曹、分、當に命を戰場に捐つべきのみ。何ぞ自ら揆らざるの甚しきと。使者、惶怖して歸りぬ。平氏滅ぶるに及び、兵革の餘、近畿諸國、武夫の暴掠に苦みければ、頼朝、實平及び梶原景時を以て、播磨・美作・備前・備中・備後五

國の總追捕使となせり東鑑。文治中、頼朝、實平に命じて京師を護らしむ。實平、人となり籌略多くして、軍事に曉暢したれば、征伐の際、頼朝、範頼・義經に命じて、其の區畫に依らしめたり東鑑・源平盛衰記○按ずるに、諸書に、實平が死、年月を闕けり○安藝の米山寺の過去帳に、實平、承久二年十一月死すと載せ、東鑑建久六年の條に曰く、土肥實平が寡婦、幕府に詣りたれば、則ち實平が死は、蓋し承久の前に在らんと。承久は、疑ふらくは、建久の訛か。然れども、今、考ふる所なし。子遠平は、彌太郎と稱し、父に從ひて戰功あり。遠平、惟平を生み、左衞門尉に任ぜられ、先二郎左衞門尉と稱し、建暦中、和田義盛と亂を作し、軍敗れて誅せられたり東鑑。實平が弟は、宗遠。

宗遠、相模の土屋に居て土屋系圖。土屋三郎と稱し、兄實平と頼朝に仕へたり。初め、頼朝、下總に至りしに、安房・上總・下總の兵、響應せしかば、將に上野・下野・武藏諸國の兵を發し、駿河に至りて、平氏を待たんとし、宗遠を甲斐に遣はして、武田信義・一條忠頼を諭し、北條時政に從ひて、黃瀨川に會せしめしに、信義等、命に應ぜり東鑑。宗遠、義經に從ひて平氏を擊ちしが源平盛衰記。承元中、私怨を以て、梶原家茂を殺し、幕府に自首して和田義盛が許に囚へられしに、實朝に訴へて曰く、臣は、建義の功臣なり。家茂は、反者の孫なり。忠勤・悖逆、簡擇安にか在る。而るに今、拘囚せられて辱めらる。請ふ、照鑒を垂れられよと。實朝、謂らく、乞ふ所理なしと。然れども、頼朝が忌日に値ひたるを以て赦されたり東鑑。姉夫岡崎義實が子義清を養ひて子となせり○本書に、義清を以て兄の子に作れり。今、東鑑・平氏系圖を參考して之を訂す。義清は、小二郎と稱し、平氏に事へて京師に在りしが、頼朝が兵を起せるを聞き、潛に關東に赴きしが、會宗遠、甲斐に使したるに、夜、足柄山に相遇ひ、父子相得て甚だ悅び、從ひて甲斐に至り源平盛衰記。

遂に幕府に仕へて、大學權助に任ぜられたり。和田義盛が亂を作すや、義清、之に黨して、幕府を攻め、朝夷名義秀・古郡保忠と騎を聯ねて奮戰し、勇、軍中に冠たり。府兵、屢〻郤き、實朝、之を法華堂に避く。義清、甘繩より龜谷に入り、窟堂前を經て之を攻めんと欲し、路に流矢に中りて死せしかば、義盛が兵、復振ふこと能はずして、遂に敗れたり。東鑑。

大庭景能 東鑑○平氏系圖・保元物語に、景義に作れり。 平太又懷島權守と稱し、鎌倉景政が後なり 平氏系圖○系圖一本に、景能を景村が後となし、而して、景政を載せず。或は云く、景政と別族なりと。異本保元物語を按ずるに、亦景政が後となせり。故に今、之に從ふ。 父を景房と曰ひ、大庭莊司と稱して、世相模に居たり ○平氏系圖に、景房を、景忠或は景宗に作れり。 保元の難に、景能、弟景親と、源義朝に屬して白河殿を攻め、爲朝が爲に射られて、馬より墜ちしに、景親、之を肩にし、去りて民家に避け、復返り戰はんと欲す。景能、謂て曰く、余、病みて、復戰ふこと能はず。此は、戰地を去ること遠からざれば、徒に卒伍の餌とならん。吾が輩が力を效しゝは、下野殿の親しく見られたる所なり。今、重創にして退けるを、孰か怯なりと謂はん。汝、我を扶けて遠く去れと。景親、之を負ひて山階に至り、走り歸りて再び戰ひければ、景能、免るゝことを獲たり 異本保元物語。 賴朝が兵を起すに及び、關東の將士を召す。檄至りて、景能、景親に就きて謀りしに、景親曰く、源家は、我が累世の主帥なれば、之に歸するは順なり 然れども、弟、嚮に囚となり、幸に平氏の爲に申理せられ、今、東國の監護となりて、性命を全くし、妻子を保つことを得たるは、豈に其の賜に非ずやと。景能曰く、汝は、恩の爲に平氏に事へよ。我は、義を以

て源家に屬せんと。因て約すらく、平氏勝たば、吾、汝に縁りて、救護を求めん。源家勝たば、吾、汝を保全せんと（源平盛衰記。）遂に弟豐田景俊と、頼朝に歸し、從ひて石橋山に戰へり（東鑑・源平盛衰記。）文治五年、頼朝、藤原泰衡を撃たんことを請ふに、朝議、未だ決せず。而るに、諸國の兵、既に集れり。頼朝、之を患へ、景能が宿老にして軍事に閑へるを以て、召して諮議す。對へて曰く、臣聞く、軍中には、將軍の令を聞き、天子の詔を聞かずと。業已に奏請したれば、報を俟たずして行はんも可なり。況や、泰衡は、累世、家臣の緒を繼ぎたれば、天裁なしと雖も、亟に誅戮を行ふに、何の憚ることか之あらん。（○泰衡が曾祖清衡、源義家に屬して戰功あり。子孫相繼ぎて、陸奥六郡を領し、一方の藩屏たり。源氏と君臣の分あるに非ず。然れども、當時、東國將士の源氏に於ける、其の勢、君臣と異なることなし。故に、景能、之を累世の家臣と謂ひしは、蓋し亦時勢に據りて言へるのみ。）今、兵を聚めて日を曠しくし、徒に自ら罷勞せんよりは、宜しく速に發すべしと。頼朝、大に喜び、鞍馬を與へて之を賞す。景能、嘗て頼朝が前に在りて、諸將と語りて曰く、士の當に意を用ふべきは、兵器なり。弓矢は、宜しく其の力を稱りて、差短小なるべし。鎮西八郎、善く射ること、天下無雙と稱したり。然れども、弓矢の規制は、量に過ぎたりき。保元の亂に、我、八郎に大炊御門河原に遇ひて、彼が左に値りたりしが、八郎、將に射んとするとき、我、以爲らく、彼は、鎮西に在りたれば、騎射に便ならず、我は、東國に長じて、素より磬控に慣れたり、驅けて右に避けなば、轂に入らしめじと。故に、其の矢低くして膝に中れり。然らずば、我、殆ど脱るゝこと能はざりきと。座せるもの、皆焉に服せり。建久中、衰老を以て祝髮し、尋で罪を得て逐はれたり。頼朝が京師に朝す

るに及び、景能、書を捧げて曰く、將軍、義を倡へられたる初より、臣、力て涓埃を效せり。然るに今、罪を得て逐はれ、鬱悒して日を度ること玆に三年、今、既に衰朽して、餘喘幾もなし。冀はくは、趨從の列に備り、以て垂沒の榮となさんと。賴朝、之を許せり。承元四年、死す。東鑑。

安達盛長、藤九郎と稱し、中納言藤原山蔭が後なり。祖國重は、下野掾・出羽介となり、父兼廣は、小野田三郎と稱せり。尊卑分脈。源賴朝が蛭島に在るや、盛長、往來給事したりしが、其の兵を起して東國の將士を募るに及び、盛長を遣はして檄を傳へしむ。東鑑・源平盛衰記。盛長、口辯ありて、至る所、曉すに順逆を以てせしかば、聞くもの、感動し、諸將、響應せり。源平盛衰記。時に、平兼隆、淸盛が族人なるを以て、山木に據り、勢を恃み威を逞しくしたりしが、盛長、藤原邦道を薦めて、賴朝に侍せしめしに、邦道、兼隆が動靜を偵伺して、遂に襲ひて之を殺すことを得たり。賴朝が石橋山に戰ひて利あらず、逃れて杉山に入りしとき、盛長等數人、艱辛を涉歷し、僅にして免るゝことを得、尋で安房に赴きしに、散兵、來り集り、軍勢、稍振ひ、東國の將士、歸するもの日に衆かりしかば、還りて相模に至り、將士の功を論せしに、盛長、焉に與れり。賴朝が志を得るに及び、益親寵せられ、後、下髮して、法名は、蓮西。賴家が職を襲ぐに及び、辭訟を參決したりしが。東鑑。正治二年、死す。尊卑分脈。子は、景盛・時長。時長は、大曾禰次郎兵衛尉と稱し、後、評定衆となれり。尊卑分脈。

景盛、彌九郎と稱し、父の故を以て、時の爲に重せられたり。嘗て妾を京師に買ひしが、姿色あ

安達盛長

りければ、頼家、屢書を遺りて之に挑めども、從はざりしに、會參河の賊室平重廣、羣盜を招集し、縱に剽竊を行ひしかば、頼家、景盛に命じて之を討たしめんとすれども、景盛、事に託して命を辭せり。頼家曰く、參河は、汝が父の守護地なり。他人をして其の事に當らしむべからずと、責めて之を遣はし、乃ち人を遣はして其の妾を奪ひ、景盛が怨望せんことを慮り、事に因りて之を除かんと欲す。景盛、參河に往きしに、賊、既に逃れたりしかば、獲ずして歸りけるを、或、譖して曰く、景盛、妾の故を以て、屢怨言を出すと。頼家、怒りて、兵を遣はして之を誅せんとす。政子、素より其の寃を知り、營救すること甚だ力めたれば、頼家、已むことを得ずして之を舍けり。建永中、右衛門尉に任ぜられ、建保六年、出羽介となり、秋田城を管し東鑑○本書に、或は出羽守に作れり。今、寶治二年の條に據りて、之を訂す。從五位下に敍せらる尊卑分脈○本書に、敍位の年を闕けり。姑く此に書す。時人、謂ひけらく、昌泰以來、數百年間、此の官に居たるものは、惟平繁盛一人のみなるに、此に至りて、景盛が之を得たるは、實に榮選なりと○按ずるに、是より先、出羽守及介となれるもの多く、本書に稱する所と異なれり。蓋し、平長茂、世城介を襲ぎて、北方に雄視したるに、建仁の初、誅死せり。此に至りて、景盛、城介を得たり。故に、時人、之を榮とせしなり。然れども、本書に、其の事を詳にせず。今、姑く舊文に從ふ。明年、實朝、害に遭ふ。景盛、悲慟して髮を斷つ。法名は、覺地、大蓮房と稱し、高野山に住したれば、世、呼びて高野入道と曰へり○明慧傳に曰く、承久三年、北條泰時、官軍の逃亡せるものを索めしとき、秋田城介義景、高辨を縛にして至る。泰時、素より高辨を崇信せしかば、敬待して之を謝遣したるに、義景、之を見、憮然として驚き悔い、遂に高辨に詣り、剃髮して弟子とならんことを請ひ、大蓮房覺地と號したりと。本書に據るに、景盛が出家は、承久の前に在りて、義景は、未だ嘗て僧とならず。明慧傳、父子を合せて、一人となし、事、亦甚だ謬れり。故に取らず。常に鎌倉に往來し、處分あるごとに、多く諮詢せらる。承久の難に、北條時房に從ひて、京師を犯し、戰ひて功あ

り東鑑。初め、景盛が女、北條時氏に適き、經時・時頼を生みたりければ尊卑分脈。時頼が政を執るに及びて、最も尊禮せられたり。時に、三浦の族、貴盛なるを、景盛、心に悦ばず、子孫を戒めて曰く、三浦氏の權勢、比なし、汝が輩、武ならずば、他日、與に抗すること能はざらん。宜しく今に及びて之が計を爲すべしと。會匿名書あり、曰く、三浦の族、變を圖ると。鎌倉、騷擾して、人情、危疑せしに、景盛、心に獨喜び、從ひて之を構陷し、遂に三浦氏を滅したり。寶治二年、病みて高野山に卒す東鑑。子義景は、嘉禎中、襲ぎて秋田城介となり、從五位下に敍せられ、評定衆となる關東評定傳・尊卑分脈を參取す。四條帝崩じて、嗣なければ、北條泰時、義景を京師に使はして、後嵯峨帝を立てしめたり歷代皇紀・五代帝王物語。建長中、病を以て薙髮し、法名は、願智、尋で卒す東鑑。子は、頼景・景村・泰盛・時盛・重景・顯盛・長景・時景。皆時に顯れたり尊卑分脈。頼景は、丹後守に任ぜられ、剃髮して、名を道智と改めたりしが、文永中、事に座して采邑を收められ、正應五年、卒せり關東評定傳。景村は、大室三郎と稱せり尊卑分脈。時盛は、左衞門尉に任ぜられ、評定衆となり、薙髮して、名を道供と改めたりしが、建治中、事に坐して采邑を收められ、弘安八年、高野山に死せり關東評定傳。重景は、左衞門尉に任ぜられ、弘安中、泰盛と同じく殺されたり。孫高茂は、秋田城介となり尊卑分脈。顯盛は、左兵衞尉・加賀守に任ぜられ、評定衆となりしが、弘安三年、卒す關東評定傳。孫時顯・曾孫高景は、皆秋田城介を襲げり。高景は、讚岐權守となり、後醍醐帝の隱岐に幸するとき、北條高時が使となり、京師に入りて尊卑分脈。光嚴院を立てた

り。太平記。長景は、左衛門尉・美濃守を歷、薙髮して、名を智海と改む。時景は、左衛門尉に任せられ、薙髮して、名を智玄と改め關東評定傳。弘安中、泰盛と同じく殺されたり尊卑分脈。

泰盛、九郎と稱す。父死するに及び、秋田城介を襲ぎ、評定衆となり關東評定傳。騎を善くするを以て、世に名あり徒然草。弘安中、陸奧守を兼ね、秋田城介を解き、子宗景を以て代らしめんことを請ひて、之を聽さる。尋で祝髮して、名を覺眞と改む關東評定傳。泰盛、素より北條氏と姻を連ねたるに、女、又時宗に適きて、貞時を生みたれば、貞時が執權となるに及び、勢を恃みて肆横なり。貞時が宰左衛門尉平頼綱も、亦驕縱にして、頗る威福を弄し、泰盛と相軋る。而して、宗景が狂躁奢侈は、父よりも甚しく、自ら謂ふ、曾祖景盛は、實に頼朝が子なりきと、遂に姓を源氏に改む。頼綱、因て貞時に說きて曰く、宗景、私に覬覦の心を懷けり。改姓の一事、最も掩ふべからずと。貞時、之を信じ、遂に泰盛父子を殺し、其の族を滅す。初め、三浦泰村が殺されたるとき、人、皆之を寃とせしかども、而も、敢て明言するものなかりしに、此に至りて、泰盛等、又讒に遭ひて死し、後、頼綱、亦亂を作さんことを謀りて誅せられたれば、人、以て報應となせり保曆間記。

後藤實基

後藤實基、鎭守府將軍藤原秀郷が裔なり。曾祖尾藤左衛門尉公廣は、後藤內則明が爲に子養せられたり。初め、河內守源頼信、備後守藤原公則をして、少納言藤原惟忠が子則經を子養せしめしが、則經、頼信に仕へて、則明を生めり尊卑分脈。則明は、伊豫守源頼義に從ひて、安倍貞任を攻めて、所謂七騎

の一なりき。尊卑分脈・陸奥話記○陸奥話記に、六騎に作れり。公廣、後藤氏を冒せり。孫實遠、左衞門尉となり、實基を生めり。實基、右兵衞尉となりしが、尊卑分脈。平治の亂に、源義平に屬して、待賢門を守り、平重盛を撃ちて之を卻け、進みて六波羅を攻め、北ぐるを追ひて、東三條に至り、大木戸八郎を射殺せり。既にして、義朝、敗走せしかば、實基、從ひて龍華越に至れり。初め、義朝、京師に在りしとき、少女を實基に託したりしが、是に至りて之を問ひしに、曰く、臣、既に妻に囑して之を匿せり、以て念とせらるゝこと勿れと。義朝、喜びて曰く、汝、歸りて之を鞠へと。實基、固く從ひ行かんと請へども、聽さゞれば、遂に京師に還り、意を加へて營護せしが、長ずるに及びて、中納言藤原能保に嫁げり。平治物語。賴朝が兵を起すや、實基、義經に從ひて、義仲を攻め、源平盛衰記。屋島の戰に、佐藤繼信等と倶に進みて行宮を焚きしに、平氏の軍、大に潰えたり。平家物語・東鑑。子なければ、族人佐藤仲清が子基清を養ひて嗣となせり。尊卑分脈。基清、左衞門尉・檢非違使に任せられ、尊卑分脈・東鑑。一谷・屋島の戰に、父に從ひて功あり。東鑑。平家物語を參取す。建久中、平知盛が子知忠、紀二郎大夫友方等と、法性寺の側に匿れて、兵を擧げんことを謀りしとき、藤原能保、守衞の兵を鎌倉に請ひければ、賴朝、基清を遣はし、往きて之に備へしむ。基清、子基綱と、兵を率ゐて知忠を襲ひしに、士卒、矢に中りて死傷多ければ、基清、屋材を撤して濠を塡め、進みて之を攻めしかば、知忠、自殺し、餘黨、悉く平ぎたり。諸本平家物語を參取す。初め、賴朝、基清を以て讚岐守護となしたりしが、賴家、嗣立するに及びて、之を奪へり。是を賴家が父の政を改むる初となす。時人、

之を譏れり。建保中、掃部權助平正重、京師に在りて亂を作さんことを謀りしが、基清、撃ちて之を斬れり。東鑑。承久の役に、王に勤め、軍敗れて降りけるに、罪、斬中に在りしを、基綱、素より東軍に在りければ、請ひて之を斬れり。東鑑・承久記。基綱は、左衛門尉・檢非違使となり、佐渡守に任せられ、康元元年、卒す。關東評定傳。

加藤景廉、鎭守府將軍藤原利仁が八世の孫なり。利仁が孫吉信、加賀介となり、子孫繁衍して、本國の豪族たり。景道に至りて、亦介となり、加藤と稱し、源賴義に陸奥の役に從ひしが、稱する所の七騎の一なりき。景道、景員を生みしが、加藤五と稱し尊卑分脈○本書に、景滑に作り、源平盛衰記に、景貞に作れり。今、東鑑に從ふ。按ずるに、源平盛衰記に曰く、俑能因が子を月次藏人と曰ひ、伊勢に往きて、柳馬入道が女壻となり、加藤五景員を生めりと。此と大に異なり。姑く附して考に備ふ。檢非違使に補せらる源平盛衰記。二子あり、光員は、加藤太と稱し、景廉は、加藤次と稱し東鑑・源平盛衰記○尊卑分脈に、光員を景廉が弟となせるは誤れり。父子、皆勇名あり。景廉、最も鷙猛にして、膂力、人に邁ぎ、時に稱せられたり源平盛衰記。嘉應中、敕して、源爲朝を伊豆に誅せしむるに、景廉、兄光員と、亦遣中にありしが、爲朝、官軍の至るを聞きて、徒屬を散遣し、自刃して死したるに、屍、柱に倚りて僵れず、狀猶生けるが如くなれば、衆、其の勇を憚りて、敢て近かざるを、景廉、身を挺で刀を揮ひて其の首を斬れり保元物語。父景員は、伊勢に居たりしが、平氏の家臣伊藤某と、怨を構へて之を殺し、乃ち二子を攜へて東國に奔り、千葉・畠山に依らんと欲したれども、二氏、皆罪を懼れて、敢て容匿せざりければ、去りて工藤茂光に投じたり。茂光、三戸二郎といふものと相惡

み、兵を構へて交鬪ひしが、素より景廉兄弟の名を聞き、其の力を藉らんと欲し、悅びて之を含き、女弟を以て景員に妻せたり。時に、賴朝、伊豆に在りて、關東の豪傑、意を屬するもの多ければ、景廉兄弟、其の依るべきを知り、常に往來して服役せしかば、賴朝、亦其の材あるを察し、誠を推して之を遇せり。源平盛衰記。 賴朝、將に事を擧げんとし、北條時政を遣はして、目代平兼隆を山木館に襲はしめ、景廉等を留めて自ら備ふ。發するに臨み、時政と約すらく、事捷たば速に館を火けよと。之を久しくして火擧らず。賴朝、疑懼して乃ち景廉を遣はして赴き援けしめ、父義朝が寶愛せし所の眉尖刀を執り、之を與へて曰く、夜戰は、長兵に利あり。汝、速に兼隆が首を斬り來れと。東鑑・源平盛衰記を參取す。 景廉、馳せて山木に赴きしに、時政、戰利あらざれば、景廉、從兵洲崎三郎等と進みて門に薄りしに、敵、矢盡き兵疲れて能く拒ぐことなし。乃ち門を破り、射て三人を殪しゝに、關屋八郎といふものあり、善く射けるが、呼びて曰く、敵將を誰とかする。我一矢を餘せり、請ふ、之を試みよと。景廉、洲崎を顧みて曰く、我、前みて之に當らば、必ず免れじ。顧ふに、佐殿在せば、吾、徒に死すべからず。汝、能く我に代りて死なんかと。洲崎、進みて門に入り、自ら景廉と稱せしに、矢、胸を洞して死せり。景廉、踵ぎて入り、遂に關屋を斬り、又進みて一人を殺し、兼隆が寢室に及びしに、兼隆、戶に當りて敵を待てり。景廉、冑を眉尖刀に挂けて、戶間より之を入れしに、兼隆、急に之を斫らんとすれば、刀、楣に礙へられたり。景廉、突き入りて之を鏦し殺し、火を縱ちて館を焚き、首を眉尖刀に揭げ、

工藤茂光

馳せ歸りて之を獻ぜしに、頼朝、大に悦べり源平盛衰記。石橋の軍敗れて、頼朝、杉山に走るや、敵兵、追ひ逼りて、勢甚だ危ければ、頼朝、力闘せしに、景廉、轡を攬りて回走せしめ、父兄と留りて、拒ぎ戰ふこと數合、頼朝、乃ち山中に潛匿することを得たり。景廉父子、攀縁して繼ぎ至り、將士、稍來り集りたるを、頼朝、諭して散じ去らしめければ、景廉、父兄と箱根山に匿れ、食せざること三日。景員、二子に謂て曰く、我、老いたり、設令脱るゝことを得とも、命亦長からじ。汝が曹は、壯健なれば、徒に死すること勿れ。宜しく我を棄てゝ去り、源家の所在を求むべしと。景廉等、違ふこと能はず、父を走湯の山僧に託して、光員と潛に伊豆に赴きしが、土人の爲に怪まれ、兄弟、路を分ちて去り、駿河の大岡牧に相遇ひ、遂に富士山に匿れたり。既にして、頼朝が軍、大に振ひ、進みて駿河に至れるとき、景廉兄弟、武田信義に從ひ、目代橘遠茂を撃ちて、之を破れり。壽永三年、源範頼に隷して、平氏を西海に攻む。範頼、周防より豐後に赴くとき、景廉、病甚しかりしがども、强て起ちて軍に從ひ、書を還して父に遺りて曰く、日者、命を奉じて、常に左右に侍せり。然れども、緩急の際、難を辭するの日に非ざれば、軍に西海に從ひしに、病に遘ひて死に瀕せり。借如、病みて終らんも、將軍、視て事に死したりとせられなば、則ち死して餘榮ありと。景員、持ちて府に入りしに、頼朝、書を覽て深く嗟歎し、書を與へて勞問し、賜ふに廐馬一匹を以てし、病少しく痊ゆるを待ちて、速に鎌倉に還らしめんとしたり。藤原泰衡を撃つに及び、景廉兄弟、從ひて功ありき。梶

原景時が罪を獲るや、景廉、素より相善かりしに坐して、采邑を沒せられしが、實朝が害に遭ふに及び、祝髪して、名を妙法と改め、覺蓮房と稱し、承久三年、死す。子は、景朝・景義。景朝は、加藤判官と稱し、嘉承中、弟景義と、伯父光員が傳へたる所の采邑を爭ひしに、景朝、政子が書を出して證となし、景義、辭屈したれば、乃ち景朝をして之を領せしめたり。東鑑。

工藤茂光、伊豆の著姓なり。六世の祖藤原爲憲、木工助となりしかば、因て工藤と稱せり。高祖維景は、駿河守となり、曾祖維職は、伊豆押領使となり、祖維次は、狩野九郎と稱し、父を家次と曰ひ、亦其の號を襲げり。茂光、伊豆介となりて、狩野介と稱す。尊卑分脈・工藤系圖○按ずるに、茂光が狩野介と稱するは、蓋し伊豆權介にして、狩野に住したる故に、介を以て稱したるなり。其の他三浦介の如き、亦此の類なり。保元中、源爲朝、大島に流され、島民を威虐して、貢賦を掠奪したれば、嘉應二年、茂光、京師に詣りて之を訴へしに、廷議、茂光に命じ、武藏・相模の兵を發して之を討たしめたれば、茂光、輒ち撃ちて之を平げたり。保元物語。賴朝が兵を起して先平兼隆を襲ふや、茂光等、竊に其の謀に預れり。東鑑。石橋の敗に、賴朝、逃れて土肥の杉山に匿れたるとき、茂光、賴朝が蹤を索めて行きけるに、軀幹充肥して、行歩に便ならず、險に臨めば、氣喘ぎて進むこと能はざれば、其の子親光、之を扶けて行く。茂光曰く、佐殿は、常人に非ず。汝等、終に委託すべし。愼みて、貳を懷くこと勿れ。路險にして敵迫りたれば、兩ながら全きことを得じ。敵の爲に獲られんよりは、汝が手に死するに如かずと。親光、忍びずして、低回して刻を移しゝに、茂光、自ら腹を潰して伏した

れば、外孫田代信綱、爲に之を絶ちしに、親光、淚を收めて首を收めたり。子は、親光。源平盛衰記。宗茂。維光。行光。尊卑分脈。親光は、狩野工藤五郎と稱し、從ひて藤原泰衡を擊ち、三浦義村等と先登して、力戰して死せり。東鑑。宗茂は、狩野介を襲稱し、子宗時は、狩野新介と稱したり。維光は、工藤二郎と稱し、行光は、民部武者所となれり。尊卑分脈。田代信綱は、父を爲綱と曰ひ。姓闕けたり。伊豆守に任ぜられ、茂光が女を娶りて信綱を生みしが、秩滿ちて京師に歸るとき、信綱を以て茂光に屬して之を鞠はしめしに、田代冠者と號せり。長門本平家物語・尊卑分脈を參取す。年甫て十一、會ゝ頼朝、伊豆に在りしに、信綱、往きて侍したり。石橋の敗に、追兵、急に至りしを、信綱、高樹に登りて注射しければ、頼朝、間を得て遁れ去りぬ。源平盛衰記○本書に、異說を載せて曰く、頼朝、從兵を散遣し、加藤景廉と甲斐に奔れりと。他書に徵すべきなし。今、取らず。後、從ひて鎌倉に入りて、深く任遇せられたり。東鑑。壽永中、源義經に從ひて源義仲を討ち、又從ひて一谷及び屋島に戰ひて、皆功ありき。東鑑・源平盛衰記。

景光、工藤莊司と稱し、茂光が宗人なり。頼朝が兵を起すや、景光、子行光と、之に赴けり。頼朝、既に大庭景親が爲に敗られて杉山に匿れしとき、景親が弟俣野景久、頼朝が走路を遮らんと欲し、兵を率ゐて駿河に抵りしに、景光、安田義定と倶に景久に彼志太山に遇ひ、戰ひて之を破れり。○彼志太山は、一に波太山に作れり。景光、射を善くせり。頼朝、大に富士野に獵せしとき、獵射に餠を射手に賜ふの禮あれば、景光、時に選首となりしかば、頼朝、先召して之を賜へり。獵場に臨むに及び、鹿ありて挺走せしが、景光、之を見て曰く、是、我が獲なりと、滿を持して待ちたりしに、衆、咸觀を屬せしが、一發

して中らず、追ひ馳せて三たび發せしに、皆中らざりき。是に於て、弓を投げて嘆じて曰く、吾、十一歳より、射獵を事となし、今、已に七旬餘、射るごとに必ず中れり。而るに今、心神惘然として、鹿をして逸し去らしめたるは、是豈に山神の馭する所か、我が命、此に盡きぬと。昏に及びて、果して病作り、竟に起たざるに至れり。子は、行光。東鑑。

行光、小二郎と稱す。陸奥の役に、弟祐光及び狩野親光・三浦義村・葛西清重・藤原清近・河村秀清と、夜、潛に熱借山を踰えて、西木戸に薄りしに、泰衡が兵伴藤八、多力にして六郡無雙と稱せしが、行光、擊ちて之を斬れり。明日、大軍、踵ぎ進み、國衡等、敗れ走るに、敵將金剛別當が子秀方、幼にして善く鬪ふを、行光が從兵藤五、擊ちて之を斬れり。陸奥悉く平ぐに及び、賴朝、振旅して岩井郡に至り、厨川に館せしとき、郡を以て行光に賜ひければ、行光、杯酒・垸飯を獻じたり。賴朝、鎌倉に歸りしが、時に、陸奥、初て定り、民、未だ安輯せず、浮言して相驚きて曰く、義經等、猶在り、潛に鎌倉を襲はんことを謀ると。賴朝、行光及び由利維平・宮六傔仗國平等を遣はして之に備へしめたり。行光、膂力あり。賴朝が永福寺を創めしとき、諸將佐、自ら厠役に服せしが、行光、畠山重忠等と俱に棟梁を挽くに、力殆ど數十人を兼ねたりければ、見るもの、驚愕せり。行光に三壯士あり、藤五・藤三郎・美源二と曰ふ。賴家が芝田二郎を誅するや、藤五・藤三郎、適陸奥より鎌倉に赴きたりしに、途に之を聞き、馳せ歸りて赴き戰ひ、十餘人を射殺しければ、芝田、遂に敗れたり。賴家、素より

其の勇名を聞き、三人を召して之を見、其の驍壯なるを愛し、一人を取りて府に置かんと欲せしに、行光、辭して曰く、故幕下、平氏を殄滅せられて以來、先臣景光、屢征戰に從ひしに、萬死を出で丶一生に遭ひたるは、皆彼が力なり。今、將軍、天下の精鋭を收め、悉く之を幕下に寘かれたれば、素より少くる所なからん。臣、唯是の三士ありて、死生是託せり。願はくは、之を舍かれよと。賴家、其の言を是として之を強ひず、杯酒を賜ひて罷めたり東鑑。

比企能員、藤四郎と稱せしが○愚管鈔に云く、能員は、阿波の人と。疑ふらくは、安房の誤ならん。今、考ふる所なし。其の世系を詳にせず。姨夫掃部允某、武藏の比企郡少領となりて、三女ありき。掃部允、既に死し、姨、薙髮して尼となりしを、世に比企禪尼と稱したりしが、能員を養ひて、己が子となし、比企氏を冒さしめたり東鑑。女は、長を丹後内侍と曰ひ、二條院に事へたりしが、惟宗廣言と私して、島津忠久を生み、後、關東に還りて安達盛長に嫁げり。次女は、河越重賴に適き、次は、伊東祐清に適けり吉見家譜。禪尼、嘗て源賴朝を乳養せり。其の伊豆に在るに及び、國人、平氏を畏れて、敢て資給するものなければ、禪尼、遙に糧を給すること二十年、未だ嘗て匱乏せしめず、亦盛長・重賴・祐清をして扶助せしめしかば、賴朝、深く之を德とせり東鑑・吉見家譜を參取す。兵を起すに及び、能員、常に幕下に在りて、稍親近せられ、壽永三年、源義高が餘黨を信濃に擊ち、是の歲、源範賴に從ひて、平氏を擊ちたり。賴朝が藤原泰衡を擊つに及び、能員、宇佐美實政等と、別に上野の兵を率ゐて、北陸道より越後を經て、出羽の念種關に出で、泰衡

が將田河行文・秋田致文を斬り、郡邑を略定し、遂に賴朝に陸奧に會せり。明年、泰衡が故將大河兼任、亂を作しゝに、能員、東山道の兵を將ゐ、擊ちて之を平げたり。賴朝、禪尼を遇すること最も渥く、屢其の家に至りて讌飲し東鑑。命じて盛長が女を以て、範賴に嫁がしめ、重賴が女を義經に配せしめ、祐清が妻を平賀義信に再醮せしめ吉見家譜。忠久に大隅・薩摩・日向三國の守護を授けたり。能員、右衞門尉に任ぜられ、檢非違使となり、賴家が生るゝに及び、特に能員が妻を以て乳母となせり。賴朝薨じて、賴家立つ。能員が女、賴家に寵ありて、若狹局と稱し、子一幡を生めり。建仁中、賴家が病篤かりしとき、政子、關西の地頭職を分ちて弟千幡に授けたれば、能員、憤懣し、一幡が母をして賴家に密告せしめ、將に北條氏を滅さんとす。賴家、能員を召して之を謀りけるに、適政子、潛に之を聽きて、急に時政に報ず。時政、使を遣はして、能員を紿きて曰く、吾、佛事を修せんとす。請ふ、幸に來臨せられよと。能員、謀の泄れたるを知らず、將に往かんとしけるを、諸子、諫めて曰く、彼、密議あらん。輒く往くべからず。縱往くとも、亦宜しく警備を嚴にすべしと。能員曰く、我、若し甲士を從へなば、衆、必ず驚擾せん。適嫌疑を招くに足りなん。況や、彼、佛事を修するをや。警備すとも、何にかせん。今、將軍授與の際なれば、彼、將に諮議する所あらんとするならんと。乃ち往きしが、遂に殺されたり。從者、走り歸りて難を告げたるに、子宗員等、其の宗黨と、一幡を挾み、小御所に據りて拒ぎ守りしかば、義時、諸將を率ゐて之を攻めけるに、擧族、奮戰し、火を縱ち

て自殺せしが、忠久、亦坐して守護職を罷められたり東鑑。

泉親衡、小二郎と稱し、鎭守府將軍源滿仲が弟下野守滿快が裔なり。滿快が子甲斐守爲滿、源賴信が女を娶りて爲公を生めり。爲公、信濃守となりたりければ、子孫世信濃に居たり。父公衡は、泉二郎と稱せり。親衡、膂力、人に過ぎたり尊卑分脈。建保中、將軍賴家が子千壽丸を奉じて千壽丸は、保曆間記に據る。北條氏を滅さんことを謀り、僧安念を遣はし、諸國を巡歷して將士を誂はしめしに、應ずるもの、稍衆し。安念、千葉成胤に詣れるを、成胤、縛して北條義時に送りしに、義時、訊鞫して狀を得たり。因て、兵を遣はして親衡を捕へんとしけるに、親衡、奮鬪して、殺傷する所多く、遂に逃亡して之く所を知らず東鑑。後世、武力を言ふもの、親衡及び朝比奈義秀を以て、並び稱すと云ふ太平記。弟公信は、六郎と稱せり。和田義盛が兵を擧げて義時を擊つに及び、公信、幕府に屬して、戰死せり尊卑分脈・東鑑。

河村秀清、幼名は千鶴丸東鑑。藤原秀鄕が後にして、佐藤氏の別族なり。祖遠義は、筑後守となり、父秀高は、河村と號し、山城權守となれり尊卑分脈。父秀高は、東鑑に據る。秀清が母は、源賴朝に仕へて、京極局と稱したり。治承中、秀清が兄秀義、大庭景親に屬して石橋山に戰ひしが、景親死して、秀清、牢落して名を韜み、京極局が爲に鞠はれたり。文治五年、賴朝が藤原泰衡を擊つや、秀清、年十三、從ひて陸奧に至る。泰衡、壘を熱借山に築き、庶兄國衡をして之を守らしめたりしが、秀清、三浦義村等六人と、夜、潛に先鋒畠山重忠が營を踰えて先登し、葛西淸重と同じく陣を犯して格鬪し、斬獲するこ

と頗る多かりしが、衆兵、尋で至り、城陷れり。賴朝、其の自ら名字を呼ぶを聽き、秀淸を船迫驛に召して之を問ひ、其の秀高が子たることを知り、卽ち首服を營中に加へしめ、加加美長淸をして冠を加へしめ、今名を賜ひて、四郎と稱せしめたり。承久の役に、北條泰時に屬し、宇治橋に戰ひて、首級を得たり東鑑。伯父義通は、波多野三郎と稱し尊卑分脈、○平治物語に三郎に作れり。平治中、源義平に屬して待賢門に戰ひしが、所謂十六騎の一なりき平治物語。

譯文大日本史卷の一百九十四終

譯文大日本史卷の一百九十五

列傳第一百二十二

將軍家臣五

北條義時
三浦義村　子　泰村

北條義時、遠江守時政が第二子なり。江馬小四郎と稱し、沈深にして膽略あり、度量、人に過ぎたり。東鑑・増鏡。　源頼朝が兵を起すや、父兄と軍に從ひて、石橋山に戰ひ、平宗盛が西海に奔るに及び、源範頼に隷して、原田種直を豐後に擊ちしが、頼朝、既に平氏を滅してより、義時、政子が弟たるを以て、日に親信せられたり。時政、嘗て頼朝に憾あり、告げずして北條に歸りしを、頼朝、大に怒りて、梶原景季に謂て曰く、江馬は、恪謹なれば、必ず父に從はじ。汝、往きて之を視よと。景季、還りて言ふ、尙鎌倉に在りと。頼朝、喜びて、義時を勞ひて曰く、汝、善く我が心を測度せり。他日、必ず子孫の輔佐たれと。後、結城朝光に書を與へしに、義時を以て家人の最となせり。頼朝薨じて、頼家、比企能員と、北條氏を除かんことを謀りしかば、時政、能員を誘殺せしに、能員が族人、頼家が子一幡が館に據れり。義時、兵を率ゐて、擊ちて之を破り、一幡を殺して、竟に頼家を廢し、尋で亦之を弑

せり○按するに、愚管鈔に云く、明年、頼家を殺せりと。其の語意を考ふるに、義時、時政が意を承けて之を殺しゝが如くなれども、明了ならず。説、頼家が傳に見えたり。　頃之して相模守となり、父に代りて執權となりしが、閑院の成れるとき、勞を以て正五位下に敍せられたり。建保元年、泉親衡、頼家が子千壽丸を挾みて、義時を討たんことを謀るに、和田義盛が子義直・義重及び姪胤長、焉に與りしが、事發覺して、義盛、二子の命を乞ひしに、實朝、之を釋したれば、又胤長が命を乞ひしに、可かず。義時、命を傳へ、胤長を面縛して、故に義盛が前を過ぎ、遂に之を吏に屬せしに、義盛、慚憤し、意を決して兵を擧げしかば、急を告ぐるもの相繼ぐ。義時、適客と棋うちたりしが、辭色變せず、徐に局を竟へ、服を更めて、實朝が館に適きしを、義盛、之を圍めり。義時、大江廣元と、實朝を奉じて、法華堂に避けしに、義時が子泰時等、力戰して之を禦ぎ、將士、多く死傷せり。曉に及び、義盛、稍退きしが、其の黨、來り援けて、兵復振ひければ、曾我・中村等の將士、觀望して未だ難に赴かざりしに、義時、廣元と謀り、書を以て衆を諭して曰く、義盛が兵、既に潰えて、幕府安穩なり、宜しく速に衆を率ゐて殘兵を擊ち破るべしと。是に於て、兵士、競ひ集り、義盛、遂に敗れ死して、事平ぎければ、功を以て相模の山内・菖蒲の二莊を賜り東鑑。侍所別當となりぬ將軍執權次第。五年、右京權大夫となり、廣元に代りて陸奥守を兼ぬ。時に、實朝、文史を娯翫し、和歌を耽好して、政事を視ず、武備、日に弛びしを、義時、心に私權を貪りて、終に規諫することなし。明年、戌神の凶を告ぐるに託言して、藥師堂を建てたり。是の冬、實朝、右大臣に拜せられ、明年、拜賀の禮を鶴岡に行ふに、

義時、劍を持ちて之に從ひたりしが、門に入るや、病作れりと稱し、劍を源仲章に授けて歸りしに、禮畢りて、實朝、將に還らんとするとき、賴家が子公曉、夜に乘じて之を殺し、幷せて仲章を斬れり。義時言く、白狗の側を過ぐるを見て、病作り、禍を免かるゝことを得たりと、乃ち藥師堂を拜したり。實朝、子なければ、義時、政子が意を以て、諸將と連名して、皇子を擇びて將軍となさんことを乞ひしに東鑑。後鳥羽上皇、許さず愚管鈔。攝政道家は、賴朝が姻親なれば、義時、乃ち其の子を迎へて之を立てたり。是を賴經となす愚管鈔・東鑑。賴經、生れて甫て二歲なり。政は、政子より出で、義時、命を承けて施行し、廣元等の宿舊を以て謀議に參預せしめ、一に賴朝が約束に遵ひて、變更する所なかりき東鑑。上皇、常に賴朝が兵權を把握して朝廷を脅制するを惡みたりしが、此に至りて、嗣絕えたれば、以爲らく、威權、當に帝室に復歸すべしと。而るに、義時、異姓の子を擁し、陪臣を以て國命を制するより、上皇、心彌平ならず保曆間記。熊野に幸せしとき、仁科盛遠、子を攜へて道傍に謁するに及び、上皇、其の子の姿貌を見て之を悅び、擢でゝ西面となしゝに、盛遠、感喜して、從ひて京師に留りしを、義時、關東の家人の猥に仙洞に侍せるを怒り、其の食邑を沒せしかば、上皇、宣して、還し與へしめんとしたれども、義時、詔を奉せず承久記。上皇、倡龜菊が故を以て、長江・倉橋の地頭を罷めしめたれども東鑑・承久記。義時、詔を奉せずして曰く、地頭の設は、古、未だ之あらざりき。故に、右大將、平氏を殄滅し、功を以て始て總地頭に補せられたり。此の時に方り、

諸國の地頭、役に從ふこと六年、父子・臣僕、命を鋒鏑に隕せるもの、原野に相枕せしかば、右大將、敢て自ら與へずして、功を論じ賞を酬いたりき。今、罪名なくして遽に之を停めんは、臣が知る所に非ざるなりと。上皇、大に怒り、意を決して之を誅せんとす。是より先、三浦胤義、京師に宿衞したりしが、其の妻、義時に怨あるを以て、期を過ぐれども還らざりしに、上皇、能登守藤原秀康をして之を誂はしめたるに、胤義、詔を奉じ、且つ兄義村に說きて王に勤めしめんと欲せしかば、上皇、之を悅べり承久記。三年四月、上皇、順德帝をして位を九條帝に傳へしめ、心を協せて義時を滅さんことを圖り東鑑・承久記・保暦間記。五月、城南寺の流鏑馬に託して兵を徵すに、近畿諸國の應ずるもの一千七百人。上皇、意益銳く、右近衞大將藤原公經父子を執へ、兵を遣はして義時が置ける所の京師守護藤原光季を誅し承久記。院宣を五畿七道に下し、義時を罪狀して之を討ち東鑑。其の官位を奪ふ百錬鈔○本書に、何時に在るかを詳にせず。姑く此に係く。上皇、胤義に問ひて曰く、關東の士、義時が爲に死せんもの幾何ぞと。曰く、彼、朝敵たり。誰か肯て命を用ひん。縱昏迷の徒ありとも、千許人には過ぎじと。兒王家定、傍より進みて曰く、胤義、言を失せり。治承以來、私恩を承けたるもの多ければ、其の軀を效し命を投げんと欲するもの、必ず萬人に減ぜざるべし。臣をして鎌倉に在らしめば、亦義時に從はんのみと。上皇、懌ばず。秀康が家僮に押松といふものありて、善く走れば、院宣を齎して關東に至り、小山・宇都宮の諸將を諭さしむ。胤義も、亦書を遺りて義村に勸めて、己と力を勠せしめんとせしに、義村、胤義が書を持ちて義

時に示す。義時曰く、存亡は、君に繋れり。唯君が圖る所のまゝのみと。義村、誓ふに貳なきを以てすれば、義時、笑ひて曰く、若し然らば、復憂ふべきなし。吾、久しく此の事あらんを知れり。計るに、院宣使、今、應に鎌倉に入るべしと。乃ち大に索めて押松を獲、院宣を奪ひて之を燒き（承久記）。義村と、政子に詣りて狀を白す。政子、大に諸將を簾下に會せしめ、親しく之を激厲して曰く、故右大將、鎌倉を草創せられてより、傳へて今に至れり。諸君、際會に遭遇して、世富貴を保つこと、恩、江海より深し。豈に報效の志なからんや。今、讒臣、難を構へて、天聽を熒惑せんとす。諸君、名節を砥勵せんと欲せば、宜しく速に秀康・胤義等を斬りて、以て三將軍の遺業を全くすべし。如し院宣に應ぜんと欲するものあらば、去就を今日に決せよと。諸將、感奮して、咸自ら效さんことを請ふ。即日、義時が家に會して、軍事を議す。三浦義村・安達景盛等、足柄・箱根に據りて以て王師を待たんことを請ふ。大江廣元曰く、衆心一ならずんば、險を守るも何の益かあらん。徒に時日を度らば、師老い衆沮み、適以て禍敗を取るに足らん。成敗を天に委ね、兵を進めて直に京師を犯さんには如かじと。政子、之を嘉し、武藏守泰時を以て將となし、兵を武藏に徵し、至るを俟ちて發せしめ、又遠江・信濃以東の兵を召す。諸將、或は言ふ、懸軍、京に入らんは、計に非ざるなりと。廣元曰く、今、大議已に定りぬ。但期を緩くするを以て、異論紛起し、武藏の兵を待つすら、猶不可となせり。況や、累日決せずんば、武藏の兵と雖も、恐らくは、他の變を生ぜん。今夜、武州、當に單騎道に

上らるべし。顧ふに、關東の衆、雲の龍に從ふが如くならんと。三善康信、疾を輿して至りしが、亦廣元が計る所の如くなれば、義時、大に悅び○承久記に曰く、諸將、軍事を會議す。泰時曰く、今、大事を擧ぐるに、兵寡ければ、以て志を得難からん。請ふ、數日を延し、兵の集るを俟ちて發せんと。義時、怒りて曰く、我、上に事へて忠なるに、不幸にして讒者の爲に構へられ、名、朝敵となれり。百萬の衆ありと雖も、其志を得べけんや。命を天に委ね、一擧して決するに如かず。宜しく速に兵を進むべしと。泰時、已むことを得ずして發すと。本書に據れば、此皆廣元が謀議にして、載せたる所、詳委なり。故に今、取らず。泰時に命じて、嚴裝せしむ。翌日、東海道より發するに、從兵、僅に十八騎、東國の兵士、相踵ぎて至り、數日にして、殆ど十餘萬。弟時房・足利義氏・三浦義村・千葉介胤綱、副となり、子朝時・結城朝廣・佐佐木信實等の四萬餘騎を率ゐて、北陸道に出で、武田信光・小笠原長清・小山朝長・結城朝光等の五萬餘騎、東山道に出で、兵十九萬餘、直に京師を犯さんとす。義時、廣元等と居守して、調發を督し、軍務を總ぶ○承久記に曰く、是の時、將士に令して、父兄行くものは、子弟を留め、子弟行くものは、父兄を留めたりと。然れども、長清等が如きは、皆父子倶に行けり。故に今、取らず。乃ち判官隆邦をして宣旨に對ふる文を書かしめ東鑑○隆邦、姓闕けたり。押松を放ち還し、口づから囑して曰く、義時、罪なくして譴に遭ふ、夫復何をか言さん。上、戰を好み給へり。故に、弟時房・兒泰時・朝時に命じて、十九萬騎を率ゐて、三道より竝び發せしむ。上、宜しく縱に觀給ふべし。如し未だ饜き足り給ふこと能はずば、重て兒重時・政村に命じて、二十萬騎を率ゐしめ、義時も、亦當に續きて發すべしと承久記。朝廷、之を聞きて大に震ひ、京師、恟れ駭く。六月、上皇、公卿を召して會議し東鑑。秀康・胤義等の諸將を分ちて九隊となし、兵一萬七千五百餘を發せしが、美濃・尾張の間に屯して、東海・東山の二道を守り、河を阻てゝ陣せり。泰時・時房、之を擊ち

しに、官軍、敗走せり。宮崎定範・糟谷有久・仁科盛遠、礪波山に屯して、北陸道を守りたりしが、朝時、擊ちて之を破れり。秀康等、還りて敗狀を奏しければ、乃ち大納言藤原忠信・前權中納言源有雅・參議藤原範茂及び秀康・胤義・佐佐木廣綱・山田重忠等二萬五千餘騎を遣はして、宇治・勢多・淀・芋洗に分據せしむ。時、盛暑にして雨霽れ、水潦方に漲れるに、官軍、橋を撤して連射しければ、泰時が兵、戰ひて利あらず、溺死するもの衆し承久記。東鑑を參取す。泰時が子時氏、衆に先ちて水を濟りしに、官軍、當ること能はず、守を棄てゝ遁れたれば、泰時、長驅して京師に入らんとし、樋口に至れり東鑑。上皇、出づる所を知らず、乃ち義時が官位を復し、追討の院宣を奪ひ還し百錬鈔。泰時を諭して曰く、此の擧、宸衷に出れるに非ずして、謀臣の爲に誤られしなり。今、當に事事其の請ふ所に從ふべければ、宜しく部下を戒飭して、京師を鹵掠することなからしむべしと。泰時、下り拜して答へず、六波羅に館して、廷臣の首謀者を求む。上皇、咎を忠信・有雅及び權中納言藤原光親・藤原宗行・參議藤原信能の六人に歸す。泰時、諸將に命じて、各一人を拘へしめ、王師の逃亡せるものを捕へ、幷に其の食邑を發して、三千餘所を得、狀を具へて錄送す。政子、功を論じ賞を行ひ、盡く以て將士に頒ち給し、義時は、毫も自ら取る所なく、畿內・西海の守護を改置せり。廣元、文治元年の平淸盛が黨與に準じて、廷臣の罪名を勘へ、忠信以下を死に當てしに、泰時、三位以上を京師に殺すことを欲せず、守者をして將て來らしめ、政子が命を以て、特に忠信を釋し、其の餘は、之を道に殺せり。七月、九條帝を廢

して、後堀河帝を立て、上皇を隠岐に、土御門上皇を土佐に、順德上皇を佐渡に遷し、幷に雅成・頼仁の二皇子を流す東鑑。　義時、外は忠厚を示し、内は陰狡を極めたりければ、旣に頼家及び其の三子を弑し、又宗室阿野全成等を殺し、實朝が弑せられしも、又義時が意に出でたるを、蹤跡詭祕して、人、其の端倪を窺ふこと能はざりき東鑑・保暦間記・愚管鈔大意を斟酌す。　承久の犯闕以後に及び、天子を廢立し、大臣を進退すること、世其の家に出で、攝政以下、愬あるごとに、其の曲直を質しければ、國家の大柄、悉く鎌倉に歸せり東鑑。　元仁元年、近習の爲に刺し死されたり。年六十二保暦間記・平氏系圖。太平記・明恵傳を參取す。年は、東鑑に據る○按ずるに、東鑑に云く、霍亂を病みて卒せりと。疑ふらくは、飾辭ならん。今、取らず。又古今著聞集を按ずるに、曰く、人ありて、石清水社に禱れるに、夢に、神、武内宿禰を召して曰く、天下將に亂れんとす。汝、當に更に北條時政が家に生れて之を輔治すべしと。故に、人傳へ稱す、義時は、卽ち武内が後身なりと。迂怪誕妄なれば、今、取らず。　法名は、觀海、東勝院と號す平氏系圖。　常に蹴鞠を嗜み、嘗て熊野に詣でしとき、還りて京師に入り、後鳥羽上皇の蹴鞠を觀んことを請ひしに、上皇、之を許して觀させたりしが、義時、亦數宮に入りて蹴鞠せしに、上皇、其の法を得たるを稱せり東鑑。　子は、泰時・朝時・重時・政村・時經・實泰・尙村・有時。時尙○系圖諸本、異同一ならず。今、盡く註せず。　泰時・朝時・重時・政村は、自ら傳あり。實泰は、元實義と名け、和歌を善くしたり。玄孫金澤貞將は、自ら傳あり。有時は、駿河守に任せられ、大炊助・民部少輔を兼ねたり平氏系圖。

三浦義村、平六と稱し、義澄が子なり東鑑・三浦系圖。　父に從ひて數戰功ありき。建久元年、源頼朝が入朝するや、義村、右衞衞尉に任せられしが、左衞門尉に遷り、駿河守となり、正五位下に敍せられ

たり。素より結城朝光と友とし善かりしかば、朝光、梶原景時が爲に讒せらるゝに及び、私に義村に就きて謀りければ、義村、爲に計畫區處し、和田義盛・安達盛長等と連名し、疏して其の冤を訴へたれば、朝光、免かるゝことを得たり。義村、小笠原牧を掌りしが、牧人、義村が奴と爭鬩して相訴へしを、源實朝、聞きて懌ばず、謂らく、義村、部下を戢治すること能はず、公民を凌轢して以て忿爭を致せりと、竟に其の司を罷めたり。義盛が兵を擧ぐるとき、義村、初は之と謀を合せたりしが、既にして、弟胤義と議して曰く、高祖平太郎、八幡殿に屬して、武衡・家衡を征し、質を委ね之に事へたりしより、世其の祿を食みて、臣節を失はざりしを、一旦宗黨の逆に從ひて、累世の主を犯さば、則ち冥譴の加る所、恐らくは逭るべからざらん。若かじ、圖を改めて正に歸せんにはと。遂に北條義時に抵りて、變を告ぐ。義盛が幕府を攻むるに及び、義村、拒ぎ戰ひて功ありしが、事平ぎて、波多野忠綱と、交鋒の前後を論ずるに、忠綱、辭ありしに、義時、忠綱を諭して曰く、此の事、姑く置きて論ずること勿れ。變、倉卒に起りしが、日ならずして平ぎたるは、義村が忠、亦大ならずやと。尋で陸奥の名取郡を賜ひたり。實朝が左近衞大將を兼ねて鶴岡社に詣でたるとき、義村、隨兵の選に中りしを、長江明義と偶をなすに、義村に命じて左に列せしめたれば、辭して曰く、明義は、高年なれば、其の左に立ち難し。請ふ、班列を易へられよと。明義曰く、義村は、爵あり、且つ三浦黨の長たれば、理、當に左に在るべしと、相讓りて已まざりしに、實朝、喜びて曰く、今日の事、我が

最も重ずる所なるに、二人、禮を以て相讓れるは、甚だ嘉尙すべし。顧ふに、義村は、年齡猶富みたれども、明義は、前途日なければ、宜しく左列に在りて、以て子孫の光榮となすべしと。二人、喜びて命に從へり。公曉が實朝を戕ふに及び、義村、計を以て公曉を誘ひ、長尾定景をして之を斬らしめ、首を義時に送れり。東鑑。承久三年、後鳥羽上皇、院宣を東國の諸將に下して、義時を誅せんとす。時に、胤義、京師に在りしが、亦私に書を遣りて義村に王に勤めんことを勸めたれども、義村、使者を逐ひて報せず、直に義時に抵りて、書を出して之を視し承久記。遂に與に議を定めたりしが、兵を擧げて京師を犯さんとするとき、北條泰時に從ひて、東海道に赴き東鑑。尾張の一宮に至り承久記。進みて大豆渡を攻めしに、守將、風を望みて潰走せるを、追ひて野上・垂井に至り、駐りて營したり。義村、建議して、兵を五路に分ちて、並び進みたり。義村、淀・芋洗を破りしに、官軍、大に潰えたれば、義村、京師に入り、胤義が首を獲て、之を泰時に送りぬ。是より、義時と益親厚に、心を協せ政を輔け、威望、日に盛なりき。義時、既に卒して、其の妻藤原氏、兄光宗と謀り、藤原實雅を立てゝ將軍となし、所生の子政村を執權となさんと欲し、相聚りて竊に議するに、義村、首服を加へたるの故を以て、政村と甚だ相親厚し、數其の家に出入すれば、衆、義村が之に黨せるを疑ひ、人情恟恟として、鎌倉、騷然たり。政子、潛に義村が家に至りて、切に之を責めしに、義村、陳謝して、衆心、稍定りぬ。語は、光宗が傳に在り。後、評定衆となり、延應元年、卒す。賴經、左馬助光時を

して之を弔はしめ、其の采邑を諸子に頒ち賜ふ東鑑。 義村、十子あり、朝村・泰村・光村・家村・資村・長村・重村・胤村・僧良賢・重時。朝村は、小太郎と稱せり。光村は、三郎と稱し三浦系圖。檢非違使・能登守となれり。家村は、四郎と稱し、左衞門尉となり、射を善くせしが、頼嗣が鶴岡の流鏑馬を觀るとき、期に臨みて射士の暍を病むものありければ、頼經、改めて家村に命じ、泰村、亦君命を以て之を促しゝかば、家村、辭することを得ずして、馬を躍らせて馳射し、周旋節に中りければ、頼嗣、歎賞したり。泰村が敗れたるとき、同じく法華堂に入りしが、時人、其の存亡を知らざりき。資村は、五郎左衞門尉と稱し、泰村と同じく死せり東鑑。 長村は、六郎左衞門尉と稱す。重村は、七郎○東鑑に、九郎となせり。左衞門尉と稱し、泰村と同じく死せり三浦系圖。 胤村は、八郎左衞門尉と稱す。泰村が死せしとき、胤村、陸奥に在りしが、薙髮して自ら囚はれしを、小山長村、之を鎌倉に送れり。良賢は、大夫律師と稱す。弘長元年、家村が子駿河八郎及び泰村が女野本尼と、密に謀りて、北條氏を滅し以て讎を報いんと欲せしに、事覺れて捕へられたり東鑑。三浦系圖を參取す。 重時は、九郎と稱し、泰村と同じく死せり三浦系圖。

泰村、駿河二郎と稱す。承久の役に、年十八、北條泰時・足利義氏と、栗子山に屯したりしに、父義村、別に兵を將ゐて淀に赴かんとしたれば、泰村、請ひて曰く、小子、義として當に大人に從ふべし。然れども、鎌倉を發するの日、京兆と、武州と死生之を共にせんことを約したれば、言を食むを欲

せず、請ふ、此より辭せんと。義村、兵五十人を分ちて之に與へ、進みて宇治橋に至りしに、義氏が兵も、亦至りぬ。泰村、士卒を督勵して、奮戰すること終日。明日、諸軍と同じく濟り、進み戰ふこと、甚だ力めたり承久記。掃部權助・式部少丞を歷て、若狹守に任じ、正五位下に敘せられ三浦系圖。嘉禎中、評定衆となれり。北條時頼が政を秉るに及び、最も親遇せられて、常に機事に參預し、勳舊の豪族、多く姻黨たれば、威焰赫然たり。加ふるに、北條氏の外家なるを以て、驕蹇縱肆にして、諸將を陵蔑したり。弟光村、幼より頼經に侍し、甚だ親昵せられて、常に臥内に出入したりしが、頼經が廢せらるゝや、光村、意怏怏として、護送して京師に至り、別るゝに臨みて、歔欷に勝へず、潛に北條氏を滅して其の位を復せんことを圖り、數泰村に勸めしに、泰村、猶豫して決せざりしが、北條氏、亦頗る之を疑へり。寶治元年、榜を鶴岡に樹つるものあり、書して曰く、若狹前司、驕横日に甚しく、動もすれば法制に違ふ。近日、將に嚴誅を加へんとし、公議、既に定りぬ。宜しく畏れ愼みて以て自ら守るべしと。見るもの、駭愕せり。會時頼、喪に遭ひて、泰村が家に寓せり。時に、三浦氏の族、來り集り、陰に時頼を殺さんことを圖りしが、時頼、夜、鎧仗の聲の錚然たるを聞き、疑ひて安せず、潛に出でゝ家に歸りしかば、泰村、大に懼れて罪を謝す。時頼、人を遣はし、其の家を伺はしめて、事、已に實を得たれば、尋で佐佐木氏信をして泰村を諷諭せしめしに、泰村、謝して曰く、近日、流言あり、道路喧閧せること、深く以て憂懼す。意ふに、兄弟、他族を超越し、位、正五

位に至り、宗族、官爵に甄列して、數國の守護を兼ね、莊園數萬町を領し、盛滿既に極りたれば、讒口を來す所以ならんと。氏信、還り報じて曰く、弓矢器仗、中外に委積せり、事、測るべからずと。時賴、嚴しく警備を設けしに、明日、泰村が家に匿名の書あり、曰く、足下、將に誅夷せられんとす、何爲れぞ備へざる。私に足下の爲に之を危むと。泰村、之を毀棄して曰く、我を害せんと欲するものの所爲なりと。人を遣はして、時賴に謝して曰く、頃、流言を察するに、禍殆ど身に逼らんとす。僕、素より異心あるに非ず。但部下の遠きに在るもの、聞きて來り集りしのみ。此讒者の口を藉く所以なり。此を以て疑を得ば、宜しく速に罷め散ずべしと。時賴、溫語もて慰諭したれども、泰村、意猶安せず、日夕之を患ふ。三浦氏の族、及び毛利季光が兵、相踵ぎて至り、幕府の兵、亦蝟集せるを、時賴、令を下して各解散せしめたり。左衞門尉關政泰といふものは、泰村が妹の夫なるが、兵を引きて常陸に還りしに、中道にして泰村が將に誅せられんとするを聞き、馳せ歸りて復泰村に屬す。季光が妻は、泰村が妹なるが、夜、潛に來りて泰村に告げて曰く、兄、將に難に及ばれんとす。事、既に決しぬ。妾、其の詳を聞けり。請ふ、兄、速に事を擧げられよ。妾が夫、當に力を勠すべし。設使然らずば、妾、必ず說きて從はしめんと。泰村、疑ひて決すること能はず。時賴、使を遣はして泰村を諭し、兵士を斂戢せしめ、再び平盛時を遣はし、書を遺りて曰く、頃者、人情疑懼すれども、幕府、曾て足下を討たんの議あるに非ず。請ふ、速に疑を解き、往日の歡を忘るゝこと勿れと。因て、之に

中ゐるに誓辭を以てし、盛時、亦口づから講和の意を說きたれば、泰村、喜びて之に從へり。是より先、安達景盛、泰村と權を爭ひて相惡み、其の勢威の己が右に出づるを見て、意益平ならず、數時賴に之を除かんことを勸めたりしが、是に至りて、時賴が和を講ずるを聞き、子義景・孫泰盛を召して曰く、泰村、書を得て益驕らんは、我が門の殃なれば、當に雌雄を今日に決すべしと。乃ち急に兵を發して泰村を攻む。泰村、錯愕して、亦兵を出して拒ぎ戰はんとせしが、盛時が還り報ずる比には、兵既に交れり。時賴、謂らく、事、既に此に至りぬ、勢遏むべからずと。弟時定をして兵を將ゐて之を擊たしむ。季光、兵を率ゐて將に幕府に入らんとするに、妻、鎧袖を挽きて曰く、若州を舍てゝ北條氏に與し、平生の言を顧みずして、唯勢をのみ之視らるゝは、豈に武士の所爲ならんやと。季光、遂に泰村が軍に入りぬ。時賴、之を聞きて、其の遽に勝ち難きを慮り、軍に令して、風に因りて火を縱たしめしに、泰村、支ふること能はず、法華堂に逃る。光村、別に八十餘騎を帥ゐて永福寺に屯し、使を遣はして泰村に謂て曰く、此の地、要害にして、戰守兩ながら便なり。請ふ、兵を引きて來り會せられよと。泰村、報じて曰く、運去り力窮りぬ。縱金城鐵壁に據るとも、何の益か之あらん。等しく死なば、則ち故將軍の影像の前に死なんのみ。汝、宜しく來り會すべしと。光村、猶戰はんことを欲して、之を强ふれども、聽かざれば、光村、已むことを得ずして寺を出でしに、道に二階堂行義・二階堂行方・甲斐前司泰秀等が兵に遇ひしかば〇泰秀、姓闕けたり。光村、力戰して、陣を衝き

て過ぎ、竟に法華堂に入ることを得たるに、追兵、大に至りしを、泰村が從士、拒ぎ戰ひて時を移し、矢盡き力屈したれば、宗族、賴朝が像前に列座して、法事讃を修したりければ、光村、意氣奮厲して、慨然として嘆じて曰く、將軍の鎌倉に在すに當り、若し禪定殿下の密旨に從ひて、速に大事を擧げたらんには、則ち當に一門政府に盤據すべかりしを、若州果さゞりしかば、身死し家亡びて、天下の笑となりぬ。悔ゆとも何ぞ及ぶべけんやと。乃ち刀を拔きて面を剺ぎ、人に問ひて曰く、我が面猶存するかと、遂に自殺せり。光村、嘗て攝政道家が密囑を受けたり。故に此の言ありき。時に、光村、堂を火き屍を焚かんと欲す。泰村曰く、事に益なく、徒に不忠の名を取らんのみ、爲すべからざるなりと。乃ち止みぬ。泰村、嘆じて曰く、吾が家、覇府に於て、累世、功を樹てたれば、子孫、罪ありとも、猶當に寬宥に從はるべし。況や、我は、大介より以來、四世の宗たり。加ふるに、北條氏の外親を以てし、政事を協弼して、功ありて罪なきをや。而るに今、譖を以て戮せらるゝこと、豈に命に非ずや。但先人、事に當りて、寃殺すること頗る多かりき。豈に其の報應か。亦奚ぞ北條氏の寡恩を怨みんと。因て、嗚咽して泣下りぬ。宗族二百七十六人及び其の兵士二百餘人、皆自殺せり。泰村及び季光が宗黨、蔓衍して、連坐せるもの甚だ多かりき（東鑑○按ずるに、保暦間記に曰く、安達義景・泰村を讒殺すと。今、本書を考ふるに、義景が父景盛が所爲なり。）泰村、九子あり。長は景村、次は景泰にして、其の餘の七子は、尙幼くして、皆父と同じく死したれば（三浦系圖。）三浦氏、亡びにけり。唯遠江守盛連が族、北條氏に歸したるを以て、存することを得たるのみ（東鑑。）

譯文大日本史卷の一百九十五終

譯文大日本史卷の一百九十六

列傳第一百二十三

將軍家臣六

畠山重忠

畠山重忠、幼名は氏王丸、武藏の人なり。其の先は、平高望が子良文より出でたり。良文、武藏の村岡に居て、忠頼を生み、忠頼は、村岡二郎と稱し、將常を生みしが、武藏守となり、武基を生めり。武基は、秩父別當と號し、武綱を生めり。武綱は、源頼義に從ひ、陸奥の賊を討ちて功ありしが、重綱を生めり。重綱は、下野權守・武藏留守所總檢校となり、秩父權守と號し、重弘を生めり。重弘、重能を生めり。重能、畠山莊司となり、三浦義明が女を娶りて、重忠を生めり。因て、莊司二郎と稱せり尊卑分脈・平氏系圖・畠山系圖。重能、源義平に從ひ、源義賢を大藏に攻めて功あり源平盛衰記。治承四年、源頼朝が以仁王の令旨に應じ、兵を起して平氏を討つや、伊豆・相模の豪傑、先を爭ひて犇り附けり。時に、重能、弟小山田有重と倶に京師に在りしが、平氏、重能が宗人の皆頼朝に屬せんを嫌ひ、拘留して還さゞりければ平家物語。故を以て、重忠、頼朝が調發に從はざりき。八月、頼朝、石橋山に據りしを、大庭景親、武藏・相模の兵を率ゐ、撃ちて之を破る。重能が宗人澀谷重國及び有重が子稻毛重成、

景親と共に頼朝を攻むるに、重忠も、亦五百餘騎を率ゐて金江川に屯したり。時に年十七。會〻三浦・義澄・和田義盛等、兵を將ゐて頼朝を助けんとせしが、途に頼朝が敗れたるを聞きて還り、徑に重忠が陣を過ぎしに、義盛、大呼して之を調る。重忠、部下に謂て曰く、我、三浦氏と固より怨讐なし。然れども、彼、先戰を挑めば、我、一矢を發たざるを得ざるなりと。追ひて小坪に及び、使を遣はし、義盛に謂はしめて曰く、重忠、卿が曹と素より纖芥なければ、宜しく鋒を交ふべからず。然れども、父叔、倶に京師に在るを以ての故に、兵を出して平氏に應じたり。今、卿等、源氏に屬し、我を呼びて戰を挑むに、我、儻し應せずんば、辭の以て父叔に謝することなければ、敢て戰はんことを請ふと。義盛、亦使をして報せしめて曰く、子が大人は、大介の女婿たれば、子は、外孫たり。奈何ぞ孫を以て祖に抗する。且つ佐殿、院宣を奉じて平氏を討たるゝに、子、今之に抗せば、後悔すとも及ぶことなからん。請ふ、之を熟慮せよと。是に於て、重忠が部將榛澤成淸、義盛が陣に往きて曰く、三浦・秩父は、義、一家に均しければ、固より宜しく休戚を同じくすべし。源に附き平に屬し、一時の勢に牽かれ、兩家の勝敗、未だ逆め料るべからざるに、兵を構へて私鬪せんは、甚だ宜しき攸にあらず。如かず、兵を罷めて以て平生の好を全くせんにはと。義盛、以爲らく、重忠が意なりと、乃ち之を許す。義盛が弟義茂、和議の既に成れるを知らず、馬を躍らせて陣を衝きしかば、重忠、以爲らく、義盛、佯り和して、我が不備を襲ふならんと、乃ち兵を縱ちて之を擊ちしを、義澄・義盛、

來り救ひしに、重忠が壯士、死するもの五十餘人五十餘人は、東鑑に據る○本書に、五を三に作れり。　重忠、大に怒り、陣を冒して進み、義茂を搏たんと欲せしに、義茂、射て重忠が馬に中てたるに、馬斃れたれば、成清、己が馬を以て重忠に授け、本田親恒と倶に、復前議を申ぬ。兩軍、乃ち兵を斂めて退きしが源平盛衰記。　一日を間てて、重忠、族人河越重頼等と、金子・村山の諸黨三千餘騎を率ゐて相模に至り、三浦の族を衣笠城に攻めて之を拔けり東鑑・源平盛衰記。　既にして、頼朝が軍振ひ、兵を引きて武藏に至りければ、重忠、往きて之に降らんと欲す。然れども、小坪・衣笠の釁あるを以て、猶豫して決せざりしが、成清曰く、我、源氏に於て四世の恩あり。平氏は、則ち一時の權に從ひしのみ。至親すら敵となるは、將家の常、近時の保元の亂是なり。小坪・衣笠の戰は、事、不意に出でたり。臣を以て之を料るに、佐殿、必ず深く責められざるべし。若し遲疑して往かずんば、必ず將に來り擊たれんとす。速に往きて歸するに如かざるなりと。重忠、之を然りとし、乃ち衆を帥ゐて武藏に赴き、長井渡に至りて、降を乞ひしに長井渡は東鑑。頼朝、讓めて曰く、卿、何ぞ嚮に三浦の族を攻めて、衣笠城を拔きし。今、來り降るとも、我、之を信せず、儻し平氏、卿が父叔を用ひて前導となさば、則ち、父子、兵を接へんかと。重忠、對へて曰く、臣、愚戇にして去就を知らず。秖父叔の京師に在るが爲に、姑く兵を出して、以て責を塞ぎたるのみ。小坪・衣笠の事に至りては、則ち臣が本圖に非ざりき。將軍、諸を三浦の黨に問はれなば、則ち、情狀、自ら明ならんと。頼朝、又其の背旗を視て詰りて曰く、我が旗と同じきは、豈に相抗せんと欲

するかと。重忠曰く、昔者、八幡殿の淸原武衡を討たれしとき、臣が高祖武綱、徵發に應じ、衆に先ちて至りければ、八幡殿、之を嘉し、賜ふに此の旗を以てし、命じて前鋒となされたれば、武綱、遂に戰功を立てたりき。父重能も、亦此の旗を揭げ、惡源太殿に從ひて、大藏館を滅したれば、源氏に於て休祥となす。故に、名けて吉例と曰ひ、傳へて臣に至れり。今日の擧は、將軍、基を闢かるゝの始なれば、故に此を揭げて來れるのみと。賴朝、乃ち土肥實平・千葉常胤と之を議す。二人曰く、重忠が言ふ所、甚だ條理あり。其の人、慤實なれば、釋して其の用を收めなば、必ず以て方面を制するに足らん。否らずんば則ち、相武の將士、皆畠山すら尙免れず況や吾が屬をやと謂て、必ず來らじと。賴朝、之を然りとし、重忠に謂て曰く、我、天下を平げんまで、汝、每に我が先驅となれと、因て、藍皮一張を賜ひて、旗上に著けて、以て之を識別せしむ。畠山氏の旗上に小紋藍皮を著くること、是を始となす。既にして、武藏・相模の人士、來り降りて後れんことを恐る。壽永二年、重能・有重、平維盛に從ひて、源義仲を加賀に擊ち、安宅港に營し、騎三百餘を率ゐて〇長門本平家物語に、五百餘に作れり。篠原嶽に戰へるに、重能、敵の水を涉るを見、兵を督して進む。義仲、樋口兼光に問ひて曰く、赤旗を揭げて來るものを誰とかなすと。對へて曰く、畠山重能なりと。義仲曰く、畠山は、武藏の巨族なれば、匹敵するに足らん。汝、先之に當れと。兼光、陣を張りて進みしに、重能、血戰して時を移し、交〻退けり源平盛衰記・長門本平家物語。京師、守を失ひ、平宗盛、養和帝を奉じて、將に西海に奔らんとするに及び、

重能・有重が家屬の關東に在るを以て、之を斬らんと欲せしを、筑後守平貞能、諫めて之を止めたり東鑑・長門本平家物語を參取す○諸本平家物語に「以て平知盛之を諫むとなせり。重能兄弟、乘輿に從ひて淀に至りしに、宗盛、二人を諭して東に還らしめんとしけるに、重能、對へて曰く、家を顧みて公を遺るゝは、志士の恥づる所なりと。固く從行を請へども、宗盛、聽かざれば、重能等、已むことを得ずして辭し去り源平盛衰記。終に源氏に屬したり。有重、後、鎌倉に在り。頼朝が一條忠頼を殺しゝとき、有重、子稻毛重成・榛谷重朝と、其の事に參預したり東鑑○重能が事跡は、是の後、復見えず。諸書に考ふる所なし。

三年、頼朝が、弟範頼・義經を遣はして義仲を討つとき、重忠、五百餘騎を將ゐ、義經に從ひて宇治に赴く。義仲、東兵の大に至るを聞き、將士を遣はし、橋板を撤して拒ぎ守らしめたれば源平盛衰記・平家物語。東軍、濟ることを得ず。義經、諸將の意を觀んと欲し、議して曰く、水勢の衰ふるを待ちて濟らんか、將路を易へて淀・芋洗に出らんかと。重忠、進みて曰く、河流の慓疾なるは、人の稱道する所にして、暴に至れるものに非ず。春時は、雪消え水漲り、增すことありて減ずることなし。治承の役に、足利忠綱、之を渉りしが、鬼に非ず神に非ず、彼も、亦人のみ。重忠、請ふ、諸軍の爲に之を試みんと。乃ち士卒を誡厲し、流を亂して濟れるに、重忠が馬、矢に中りしかば、乃ち水底を潛行し、大串重親が、馬を失ひて溺れたるを扶持して之を岸上に投げ、副馬に乘りて進みければ平家物語○源平盛衰記に曰く、重忠、士卒を指麾したるに、義仲が將根井幸親、其の容貌を望みて謂らく、此範頼に非ずんば、必ず義經ならんと。弓を彎きて之を射、誤りて其の馬に中てければ、重忠、馬を肩にし、水底を潛行す。幸親曰く、大將、今第一發を誤れり。復射るべからずと、乃ち自ら盾後に屛けりと。此と差異なり。未だ孰か是なるを知らず。諸軍、繼ぎて濟り、大に戰ひて之を敗る。義仲が

從弟長瀨義員、出でゝ重忠を逆へけるに、重忠、刀を揮ひて直進しければ、義員、戰はずして走れり○諸本平家物語に、義員を重綱に作り、如白本に、重經に作りて云く、重忠が爲に獲られたりと。進みて京師に入り、義仲と六條河原に戰ひて、其の將二河賴致を斬りければ、義仲、敗走す。是に於て、重忠、義經に從ひて俱に法皇に謁す。諸軍、義仲を追擊せんとするに、重忠、其の或は義仲を逸せんことを恐れ、亦兵を率ゐて之を躡み、三條河原に及びて、河を隔てゝ射戰せしが、義仲、稍卻きければ、重忠、遂に河を濟りぬ。時に、一騎兵あり、力戰して陣を衝く。重忠、成淸に問ひて曰く、彼の健鬪するものは誰ぞと。對へて曰く、是義仲が妾鞆繪といふものにして、今井・樋口が妹なりと。重忠、笑ひて曰く、彼、義仲が愛する所、我、當に之を生擒すべしと、兵を攙きて之に馳せけるに、義仲、來り救ひて、接戰すること數合。重忠、迫りて鞆繪が鎧袖を捉ふれば、鞆繪、鞭を揮ひて疾く馳せ、馬騰りて袖斷ちしを、重忠、釋てゝ去りぬ。範賴・義經が平氏を討つとき、重忠、範賴が部下に在り。梶原景時が範賴に屬するに及び、重忠、其の驕肆を惡みて、指揮を受くることを愧ぢ、且つ義經が材武に服し、遂に之に屬す。義經、喜びて曰く、重忠が武力、儔なし。此を以て景時に代ふるは、利甚だ大なりと。重忠、義經に從ひて鵯越を踰え、平氏を一谷に攻めて功ありき。源平盛衰記。文治三年、伊勢神人員部大領家綱○家綱、姓闕けたり。重忠が目代の神戸を鈔暴せるを訴へければ、賴朝、怒りて、重忠が采邑を削りて、千葉胤正が第に拘へたるに、重忠、食を絕つこと七日、口を杜ぢて言はざれば、胤正、以て告ぐ。賴朝、大に驚き、釋して召し見たるに、重忠、拜

謝して、乃ち等列に謂て曰く、凡そ邑土を受けんものは、宜しく目代を擇ぶべし。吾、常に清潔を以て身を律するに、今、不良の人に任じて、自ら此の辱を速けりと。頼朝、命じて其の本領を復し、但伊勢の沼田御厨を奪ひて、吉見頼綱に賜ふ。重忠、武藏に還りしに、梶原景時、間に乘じて譖して曰く、重忠、怨望して、宗族を鳩集し、菅谷に據りて叛かんとすと。頼朝、結城朝光・下河邊行平等を召して之を議す。朝光曰く、嚮に、重忠、目代の姦宄を以て、暫く譴怒に遭へり。此の時に當り、唯自ら咎を引きて、曾て怨色なかりき。其の人、天資忠直にして、神を敬ひ義を慕ひ、決して異圖を懷くものに非ず。宜しく之を召致して面其の情狀を察すべしと。頼朝、之を然りとし、行平が重忠と友とし善きを以て、遣はして之を召す。行平、行きて其の狀を告げしに、重忠、大に憤恚して曰く、我、何の缺望ありてか、自ら舊勳を棄てゝ、忽ち叛人とならんや。赤心、公に奉ずるは、幕下の知らるゝ所、而も、讒口の爲に陷れられて、自ら明にするに由なし。子が命を銜みて來れるは、我を誅せんと欲するならんと、刀を引きて將に自殺せんとす。行平、遽に之を止めて曰く、子、常に自ら誇らずと稱すれども、今、詐を逆ふるの此に至れるは何ぞや。信を以て人に接すること、我、豈に子に讓らんや。子は、將軍の胤、我、亦四代將軍の裔なれば、適に相敵戰して以て雌雄を決するに足る。何ぞ詐謀を用ひて子を陷れんやと。重忠、乃ち杯酒を勸めて、平生の歡を盡し、遂に行平と倶に鎌倉に至り、景時に因りて陳謝す。景時曰く、子、如し誠に反謀なくんば、宜しく誓書を上るべしと。重忠

曰く、若し人ありて、我が、勇を恃みて貨財を掠奪すと謂はゞ、則ち、我、深く之を愧ぢん。今、枉げて叛名を得たるは、適〻其の勇を見るに足るのみ。然りと雖も、我、源氏の興るに遭ひ、身を幕府に委ね、未だ嘗て貳を懷かざるに、忽ち讒謗に罹れるは、實に不幸に出でたり。我が心、言と二なし。何ぞ誓書を煩はさんや。且つ盟誓は、姦詐を防ぐ所以なり。我が赤心の如きは、幕下の知らるゝ所なり。子、是を以て、之を白せと。景時、入りて言ひしに、賴朝、默然たり。召し見るに及び、唯寒暄を敍するのみにして、一も糾問するに及ぶことなく、事、遂に釋けたり。五年、賴朝が親ら將として藤原泰衡を擊つとき、重忠、前鋒となり、進みて國見澤に營す。泰衡、熱借山に壁し、山下に壍を掘ること、廣さ五丈、遇隈の流を引きて之に瀦へ、其の庶兄西木戶國衡をして守らしめたり。重忠、先役夫を發し、隍壍を塡塞して以て攻路を通ず。泰衡が將金剛別當秀綱、兵數千を率ゐて山下に陣せしが、重忠、小山朝光・加藤景廉等と、進み擊ちて之を破りければ、秀綱、退きて大木戶に歸りて、國衡と合へり。賴朝、軍中に令すらく、明日、山を踰えよと。其の夜、三浦義村・葛西淸重等七人、先登せんと欲し、夜、潛に重忠が營下を過ぎしに、成淸、重忠に告げて曰く、公、前鋒となりて、營を此に結ばれたるを、諸將、先を爭ひ、身を挺でゝ競ひ進まんとす。請ふ、之を遮り留めん。否らずんば、則ち之を幕府に訴へ、軍法を以て事に從はんと。重忠曰く、我、已に前鋒たれば、假令、他人、敵を卻くとも、我、亦功なしとせず。且つ人の先登を嬈げんは、我が欲する所に非ざるなり。坐ながら其の功を收めんに如か

ずと。乃ち佯りて知らざる爲して、之を遣りしに、淸重等、果して格鬪して、多く首級を獲たり。旦日、賴朝、大木戸に薄れば、國衡、力め拒ぐを、重忠、朝光等と、擊ちて大に之を敗りしに、奥軍、崩れ潰えたり。國衡、逃れ走れるを、和田義盛、射て其の膊に中て、大串重親、追ひ迫りて之を斬りければ、重忠、其の首を以て賴朝に獻じたり。語は、義盛が傳に在り。泰衡、遂に部下の爲に殺され、首を傳へて行營に至りしに、賴朝、重忠・義盛をして之を檢せしむ。宇佐美實政、泰衡が驍將由利維平を生獲したり。時に、天野則景、後れ至りて手を下したりしが、捷を獻ずるに及び、二人、功を爭ひて決せず。賴朝、竊に命じて二人の鎧馬を認め、景時をして維平に問はしむ。景時、維平に謂て曰く、汝は、泰衡が驍將なれば、必ず僞飾することなかるべし。向に、汝を擒にしたるものは、何なる甲を擐たりしぞと。維平、其の倨慢を怒り、目を張りて曰く、汝は、佐殿の家人なるに、何ぞ言の傲れる。故御館は、鎭守府將軍の嫡統なれば、汝が主も、猶此の稱呼をなすべからず。況や、汝は、我と等夷なるに、乃ち敢て此の言を出すをや。運窮りて擒に就くは、勇士の常なり。我、卒に汝が問に對へずと。景時、愧赧して、賴朝に報じて曰く、醜虜、口を極めて慢罵し、復它の語なしと。賴朝、景時が無禮なるを知り、更に重忠に命ず。重忠、親ら爲に坐を設け、徐に問ひて曰く、武夫の虜となるは、古より之あれば、以て恥となすに足らず。我が二品と雖も、亦嘗て辱を六波羅に受けられたりき。然れども、一旦崛起して、天下を蕩平せられたり。足下、禁虜に在りと雖も、豈に終に淪沒せんや。足下の

驍名、六郡に冠たり。故に、將士、足下を獲たるを以て功となし、相爭ひて決せず。此の輩の優劣、足下の一言に係る。足下を執へたるものゝ鎧馬は、何如なりしぞ。願はくは、之を聞かんと。維平曰く、足下は、所謂畠山殿に非ずや。應接禮ありて、前人の驕傲なりしに類せざれば、足下の爲に言はざるを得ず。僕を捉へたるものは、黑絲甲を擐、鹿毛馬に騎りたりき。其の後、衆人、蝟集したれば、記憶する所なしと。重忠、入りて之を報ず。賴朝、乃ち實政たることを知り、遂に維平を重忠に屬して、善く之を遇せしむ。陸奥平定して、賴朝、功を論じ賞を行ふに、三浦義村等が賞賜、頗る厚く、重忠に葛岡郡を賜ひしに、其の地狹小なりければ、重忠、竊に所親に語りて曰く、我、前鋒の命を承けたりと雖も、而れども、大木戸の戰には、則ち、他人、我に先ちたり。我、知りながら禁ぜざりしは、功を等夷に分たんと欲せしのみ。其の酬賞を見るに、果して我が意の如くなりぬと(東鑑)。賴朝、嘗て將士の座次を分ちて三行となしゝに、重忠、三浦・梶原と同じく第一となれり。其の重ぜられたること、此の如くなりき(源平盛衰記)。賴朝薨じ、賴家、嗣ぎて立ちしに、重忠が忠直なるを以て、遺言して焉を保護せしめたり。建仁二年、賴家、密に比企能員に命じて、北條氏を圖らしめしに、事露れて、北條時政、能員を誘殺し、能員が子姪・女婿、世子一幡が第に據りて拒守す。重忠、義盛等の諸將と、北條義時に從ひて之を攻むるに、敵兵、殊死して戰へば、諸將、稍卻きけるが、重忠、精兵を簡びて衝突せしかば、敵支ふること能はず、宅を火きて死せり。元久元年、實朝が婦を娶るとき、重忠が長子重保、

北條政範等と、京師に往きて之を迎へ、重保、平賀朝雅を候ひたり。重忠・朝雅は、倶に時政が女婿にして、重忠が妻は、其の前妻の子なり。重保、朝雅と飲みて忿爭せるを、座客、和解して止めたれども、朝雅、猶餘怒を蓄へ、重保父子を妻の母牧氏に惡す。牧氏、之を銜みて、陰に時政に構へたれば、時政、重忠を殺さんと欲し、稻毛重成と謀る。重成、意を承けて、重忠が謀叛を告ぐ。是に於て、時政、竊に義時・時房と議す。二子、諫めて曰く、重忠は、屢勳績を建て、專ら忠直を秉りたれば、故將軍、素より其の誠款を知り、託するに後嗣を以てせられたり。而るに、能員が難あるや、彼を去りて我に附けり。豈に子婿の好を重ずるに非ずや。今、何の怨懟ありてか、驟に異圖を蓄へん。大人、輕しく單辭を信じて、暴に誅殺を加へられなば、如し之を悔ゆることありとも、其追ふべけんや。先其の眞僞を覈にして、然る後、之を圖らんも、亦未だ晩からざるなりと。時政、怫然として起つ。牧氏、之を聞き、人をして義時に謂はしめて曰く、重忠が異謀、已に成れり。吾、禍の家國に及ばんことを憂へて、之を遠州に告げしめたるに、何ぞ意はん、汝、姦回に阿り、重忠を曲庇せんとは。豈に繼母の故を以て、吾をして讒人たらしめんと欲するかと。義時、懼れて之に從ふ。是より先、稻毛重成、計を以て重保を鎌倉に召し、時政、實朝が命を以て、兵を遣はして、重保が第を圍ましめしに、重保、奮戰して死せしが、重成、又其の子某を菅谷に遣はし、重忠を紿きて曰く、鎌倉に變あれば、宜しく急に來り會せらるべしと。重忠、之を信じ、將に鎌倉に赴かんとす。時に、重忠が二弟長野重淸は、

信濃に在り、重宗は、陸奥に在り、故を以て、相從はず。重忠、纔に百三十餘騎を率ゐて道に就く。鎌倉、簒嚴し、義時・時房、諸將を總督し、道を分ちて武藏に赴くに、從軍、甚だ夥しく、山野に彌滿せり。重忠、進みて二股川に抵りて、始て重保が害に遭ひ、義時が來り撃つを知る。親恒・成淸、重忠に謂て曰く、大兵、奄ひ至る、勢當るべからず。如かず、武藏に還り、要害に據りて之を拒がんにはと。重忠曰く、難に臨みて家を忘るゝは、大將の本意なり。況や、重保、既に死せり。我、何の顧戀することありてか鄕里に歸らん。嚮者、梶原景時は、死を畏れて逃亡し、骸を道路に暴して、世の爲に笑はれたり。我、既に異志なし。豈に其の覆轍を踐まんやと。是に於て、兵を鶴峯に屯す。安達景盛、野田與一・加治宗季等七人を率ゐ、衆に挺でゝ來り進む。重忠、望み見て曰く、景盛は、我が弓馬の友なりと。乃ち其の子重秀を麾きて之に當らせ、格鬪すること數合。重忠、鋭を摧き堅を破りて、殺傷すること過當、宗季以下の壯士、多く死せしが、晡に及び、重忠、愛甲季隆が矢に中りて死せり。時に年四十二。死すること其の罪に非ざりければ、人、皆嘆惜せり○愚管鈔に曰く、軍人、重忠が勇猛を憚り、敢て逼り近づかざりしに、重忠、遂に自殺せりと。麾下の衆、或は戰死し或は自殺せり東鑑。重忠、兵多くして、世武藏に雄たり。勇武絶倫なりければ、賴朝が顧託を受けて、賴家を輔けたりしに、時政、雅に之を忌み、事に因りて之を除かんと欲したれば、故に、禍に及びたり東鑑・愚管鈔・保曆間記を參取す。義時、首を鎌倉に傳へしに、時政、軍中の顚末を問ふ。義時曰く、重忠が親族、多く他所に在りて、率ゐる所、百餘騎に過ぎざりき。是を以て之

を覩れば、叛を謀りしものに非じ。豈に讒構此に至りしか、太だ憫傷すべしと。時政、默然たりき。是の日、稻毛重成及び子小澤重政・弟榛谷重朝、重朝が子重季・秀重、並に皆殺されたり。重忠、天資敦厚にして、沖退を以て自ら守れり東鑑。然れども、威嚴ありて、等輩、重忠が傍に在るに値へば、夏日暑を避けたりと雖も、肅然として容を改めたり。其の人の爲に敬憚せられたること、此の如くなりき愚管鈔。初め、僧高辨を栂尾に訪ひて、將に其の居に造らんとせしとき、高辨が徒、遙に煙塵を望みて、謂らく、京師火くと。高辨曰く、然らじ、當に勇士ありて來るべし。是其の兆なりと。頃ありて、重忠、至り、華嚴を談じて去れり東鑑。又異力ありき。長居といふものあり、自ら其の幹力を負みて曰く、當今、我が力關東に冠たれども、慮る所のものは、唯畠山二郎あるのみと。賴朝、之を疾み、重忠をして角力はせけるに、重忠、長居が肩を壓して地に至らしめければ、骨碎けて氣絶したり古今著聞集。賴朝が永福寺を創めたるとき、諸將、手自ら營築せしに、重忠、佐貫廣綱・城長茂等と、自ら棟梁を挽きしが、其の功、役徒數十人に敵したり。重忠、大石の一丈許なるを捧持して、之を池中に置きたり。賴家、波多野盛通をして景時が黨勝本則宗を捕へしめたるとき、盛通、後より則宗を抱きけるに、則宗、素より多力なりければ、便ち右手を抽きて刀を引き、將に盛通を刺さんとしけるを、重忠、適側に在りて、左手を伸べて則宗が臂を握りしに、骨碎けたれば、盛通、遂に縛して之を獲たり。賴家、盛通を賞せしに、眞壁紀內といふものあり、常に盛通と相得ざりしが、乃ち賴家に告げて曰く、則宗

を縛せしものは、重忠にして、盛通に非ざるなりと。頼家、召して之を問ふ。重忠曰く、臣、實に預らざりきと。退きて紀内を責めて曰く、凡そ士たらんものは、邪念なきを以て貴しとなす。吾子、盛通に怨あらば、盍ぞ躬自ら之を獲たりと言はざる。盛通は、驍勇にして、手を重忠に假るものに非ずと。其の物と競はざること、皆此の類なりき東鑑。初め、頼朝、駿馬ありて生唼と曰へり。義仲を討つに及び、諸將士、多く之を得んと欲したれども、頼朝、靳みて與へず、之を佐々木高綱に賜ひしが、軍、進みて富士川に抵り、重忠、田子浦に次りたりしに、遙に馬嘶を聞きて曰く、異なるかな、是生唼なり、何人か之を賜りしと。從者曰く、戎馬數千、逸足亦多し。而るを、公、斥して生唼と言はるゝは、亦泛しからずや。蒲殿・梶原の強請を以てしてすら、猶賜ることを得ざりしを、況や、餘の人をやと。衆、亦竊に之を笑へり。重忠曰く、我が耳、惑はず、汝等、之を待てと。言未だ畢らざるに、生唼、果して至りければ、衆、其の聰辨に服しぬ源平盛衰記。子は、重保・重秀・僧重慶。重保は、六郎と稱し、父に先ちて殺され、重秀は、小二郎と稱し、父と同じく死せり。僧重慶は、建保の初、日光山に在りて、陰に亡命を聚めしが、事、鎌倉に聞えたれば、實朝、長沼宗政を遣はして之を捕へしめたるに、宗政、首を斬りて之を獻ぜしかば、實朝、怒りて曰く、重忠が罪、誅に至らざりしを、我、甚だ愍惜したり。其の子、僧たれば、縦謀る所ありとも、又何をか能くせん。我、生ながら致して、其の眞僞を質さんと欲したりしに、汝、何ぞ先請はずして、誅殺を專にしたると。乃ち罰して府參を停めたりき東鑑。

譯文大日本史卷の一百九十六終

譯文大日本史卷の一百九十七

列傳第一百二十四

將軍家臣七

和田義盛　子 義秀　孫 朝盛　義盛が弟 義茂
梶原景時　子 景季

和田義盛、三浦義明が孫なり和田系圖・源平盛衰記。父義宗は、長寛二年、安房の長狹城を攻めて、創を被り、家に還りて死せり長門本平家物語。義盛、和田に居たれば、因て氏となせり。小太郎と稱し和田系圖。人となり豪勇多力にして、射を善くす平家物語・源平盛衰記。源賴朝が石橋に軍するに及び、叔父義澄等と、之に赴きしが、途に、賴朝が敗れて奔れるを聞き、軍を回しゝに、衆、畠山重忠が路に在るを以て、間道より之を避けんと欲す。義盛、聽かずして、徑に重忠が陣を過ぎ、大呼して曰く、我は、是和田小太郎義盛なり。佐殿、敗れられたりと聞きて、軍を回すなり。子等、能く遏めば、則ち之を遏めよと。重忠、大に怒り、追ひて小坪坂に及ぶ。義盛、義澄に謂て曰く、叔、當に兵を分ち鐙磨に據り、陣を結びて待たるべし。義盛、坂を下りて敵を逆へ、力戰して以て雌雄を決せん。敵兵、少しく退かば、夾み擊ちて之を破らん。義盛、若し利あらずば、則ち退きて、叔の軍と合はん。進退、兩ながら利なりと。義澄、

之に從ふ。重忠、人をして戰を請はしめけるに、重忠が部將榛澤成清、義盛を說きて和解せしめたれば、義盛、之を許し、將に兵を罷めて歸らんとす。是より先、義盛が弟義茂、事を以て鎌倉に往きしに、義盛、使を遣はして、重忠が兵の至るを告げしかば、義茂、報を聞きて馳せ歸るを、三浦の兵、望み見て、麾きて之を止む。義茂、和の成れるを知らず、直に重忠が軍を衝かんとすれば、義盛、更に命じて傘を颭して連に招けども、義茂、曉らずして、奮戰愈力む。義盛、已むことを得ず、兵を帥ゐて馳せて之を援け、義澄も、亦鐙磨を出でゝ之に赴かんとするに、路狹隘なれば、衆、魚貫して進むを、重忠が軍、望み見て、以爲らく、援兵大に至ると、散じ走るもの多し。義盛等、勝に乘じて進み擊たんとするに、重忠が部將本田親恒・榛澤成清、又前議を申ぬ。義盛、乃ち兵を罷めて還り、衣笠城に入りたれども、其の地の守戰に便ならざるを以て、奴田を守らんと欲すれども、義明、聽かざりき。語は、義明が傳に見えたり。一日を間てゝ、重忠、江戶・葛西等の族を率ゐて來り攻めけるを、三浦黨、拒ぎ戰ひて利あらず、夜に乘じて、安房に走り、海上に賴朝に遇ひ、相見て懽ぶこと甚し。岡崎義實、義忠が命を隕したることを告げ、義澄も、亦義明が節に死したる狀を白して、歔欷嗚咽せり。義盛、進みて曰く、人、誰か死せざらん。況や、戰士は、死を以て自ら期すれば、悲泣すとも何にかせん。今、顚沛の際、君臣相遇ひたれば、宜しく大計を商略し、立ちて富貴を取るべし。鄙語に曰く、食を願ふものは、器を先にすと。往歲、上總介藤原忠淸、東國の侍奉行を領せしとき、諸士、日夜、

其の門に伺候し、色を承けて拜趨し、威權甚だ重かりしが、義盛、常に之を歆羨せり。異日、君、大功を成されなば、願はくは、此の職に補せらるゝを得んと。賴朝、笑ひて諾す。源平盛衰記。東國漸く平ぎ、功を論じ賞を行ふに及び、舊約に遵ひ、義盛を擢でゝ侍所別當に補す。故を以て、征討の密議は、預り知らざることなし。東鑑。後、源義經に從ひて、源義仲を撃ち、又平氏を一谷に攻む。壽永三年、源範賴に從ひ、西海に赴きて、軍事を參畫せしが、壇浦の戰に、又義經に隷して、部下の兵を率ゐ、陣を離れて獨進み、親ら弓矢を執りて、遙に海上の船を射たるに、一矢、二百餘歩に及びて、平知盛が船舷に著きしが、箭幹甚だ偉なりしかば、知盛、見て大に駭けり。義盛、頗る其の能に誇り、扇を揚げて海上を麾きしに、知盛、仁井親清に命じて親清は、平家物語に從ふ。〇本書に、宗長に作れり。之を射させしが、矢、義盛が兜鍪を汰ぎて後騎を傷けたれば、軍中、其の卻て敵の爲に射られたるを笑ひぬ。義盛、之を恥ぢて、輕舸に乘り、進み射て殺傷する所多かりき。源平盛衰記。文治五年、賴朝に從ひ、藤原泰衡を攻めて、熱借山の軍を破りたるに、泰衡が庶兄西木戸國衡、退き走りけるを、義盛、追ひて之に及ばんとするとき、國衡、騎を旋して、弓を控きて將に射んとしたるに、義盛、先注ぎて射て其の左膊に中てたれば、國衡、創を被りて走りしが、畠山重忠が部下、其の首を獲て之を獻じたるに、賴朝、甚だ悦びぬ。義盛、進みて曰く、臣、實に之を射殺したりと。重忠、服せざりければ、賴朝、命じて、國衡が鎧を取りて之を檢せしむるに、鏃孔甚だ大にして、他人の及ぶ所に非ざりければ、重忠、敢て爭はざりき。

建久元年、賴朝、京師に朝し、奏して功臣十人を官となしゝとき、義盛、左衛門尉に任ぜられしが、數年にして、又食邑を增加せられたり。結城朝光が梶原景時が爲に讒せらるゝや、義盛等の勳舊六十六人、連名書を作りて、其の誣枉を辨じ、景時を罪狀し、大江廣元に就きて賴家に啓せんことを請ひしに、廣元が意、和解せんと欲したりければ、遏めて通ずるを得ざらしめたり。義盛、其の遲滯を詰りしに、廣元、實を以て對へたれば、義盛、讓めて曰く、卿は、關東の耳目なるに、景時を畏れて衆の怒を抑ふるは、豈に理ならんやと、聲色倶に厲しかりければ、廣元、許諾して、書、遂に上りぬ。景時、是に由りて罪を獲たり。初め、景時、侍所別當に補せられんことを欲したれども、義盛が職に居たりしを以て、未だ便を得ざりけるに、其の喪に遭ひて數日出でざるを時として、暫く其の職を假らんことを請ひ、之を言ふこと甚だ切なりければ、賴朝、其の意に違ひ難くして、遂に之を許し、義盛が出づるを待ちて之を解くことゝなせりき。而るに、景時、巧詐百端して、肯て職を解かざりしが、是に至りて、義盛、職に復せり。後、上總國司に任ぜられんことを請ひしを、實朝、政子に稟しければ、政子曰く、故將軍、制せられたることあり、諸士、牧守に任ずることを得ずと。今、之を任ぜんは、我が知る所に非ざるなりと。實朝、猶豫して決せざりしに、義盛、再び書を裁し、大江廣元に就きて之を請ふに、詞甚だ激切なりければ、實朝、報じて曰く、我、思ふ所あり、姑く之を俟てと。義盛、喜びて謂らく、必ず望む所を得んと。而るに、三年まで得ざれば、義盛、子義直をして廣元に

謂はしめて曰く、請ふ所獲られずんば、願はくは、前書を還されよと。廣元、以て告げしかば、實朝、其の輕慢を怒れり。然れども、其の宿老なるを以て、之を優容したり。實朝、嘗て近臣の勇力あるものを選びて、便室の北面に番直せしめ、又戎事に老練なるものを擇びて、以て顧問に備へんと欲し、特に義盛及び伊賀朝光に命じて、同じく直せしめたり。建保元年、泉親衡、北條氏を滅さんことを謀りしに、義盛が子義直・義重・姪胤長、之に黨し、事覺はれて收へられたり。義盛、時に上總に在りしが、變を聞きて馳せ歸り、直に幕府に上謁し、自ら己が家の功勞を敘べて、二子の罪を贖はんとせしかば、實朝、之を釋しけるに、義盛、大に悅びて出でたり。明日、又宗族九十八人を牽ゐ、幕府に詣りて、南庭に列し、廣元に就きて、切に胤長を赦さんことを請ひけれども、實朝、其の首謀たるを以て聽さゞりき。北條義時、金窪行親・安藤忠家に命じて、胤長を縛して法吏に屬するとき、三浦の族、盡く之を視たるに、義盛は、深く之を愧ぢ、門を杜ぢて出でざりしが、胤長、遂に陸奥に謫せられたり。其の第、荏柄に在りて、幕府に近く出入に便なれば、近臣、多く之を得んと欲したれども、故事に、沒入の第宅は、皆其の同族に賜ふ。故に、義盛、五條局に就きて之を請ひしに、實朝、焉を聽しければ、義盛、大に喜び、人をして其の家を守らしめたり。未だ幾ならずして、更に北條義時に賜ひければ、義時、行親・忠家に割き與へて、守者を逐ひしを、義盛、聞きて怒りぬ。是より、忿怨することと日に深く、潛に北條氏を滅さんことを圖り、親戚朋友を聚めて、日夜、計議すること歲餘。土屋義

清・横山時兼・古郡保忠等と相結び、時を待ちて發せんと欲す。會義盛、崇信する所の僧を逐ひしに、人、咸之を異み、以謂らく、佯りて放逬する爲して、潛に伊勢に詣でゝ軍事を大神宮に祈らしむるならんと。流言嗷嗷として、內外疑懼す。實朝、橘公氏を其の家に使はして之を廉察せしめしに、義盛、出でゝ之に接し、誤りて烏帽を落しゝが、其の狀、首を隕すが似くなりければ、公氏、以て凶兆となせり。義盛、公氏に謂て曰く、吾が家は、故將軍の元從たるを以て、恩遇優渥にして、言ひて聽かれざるなく、請ひて許されざるはなかりき。故將軍、世を棄てられてより、未だ二十年ならざるに、言ふ所從はれず、請ふ所許されざれば、復面目の世に立つことなし。是を以て、出でざるのみ、豈に反を謀らんやと。時に、保忠・義秀等、內に在りて、器仗を檢閱したりしが、公氏、粗之を察し、還りて狀を告ぐ。是に於て、幕府、令を下して、將士を召し集め、再び刑部丞藤原忠季を遣はして、義盛を諭して兵を罷めしむ。義盛、報じて曰く、臣、幕府に怨あるに非ず。義時、故舊を蔑視して、傍人なきが若くなれば、子弟輩、之を恚り、往きて狀を問はんと欲するを、臣、數之を諭したれども、聽かず、衆議、既に決したり、臣が力の能く制する所に非ざるなりと。後、數日にして、遂に兵を擧ぐ。義時、之を聞きて幕府に入りしかば、乃ち幕府の南門を攻め、分れて義時・廣元が家を攻む。既にして、幕府の四面を合圍し、義秀、門を排きて入りけるが、其の鋒、甚だ鋭くして、衆、支ふること能はず。俄にして、府中火起り、炎焰、天に漲る。義時、實朝を奉じ、出でゝ之を避け、子

泰時をして之を拒がしむ。義盛が兵、殊死して戰ひ、昏より曉に至れども、勝敗決せず。泰時、衆を勵して力戰しければ、義盛、兵疲れ矢盡き、退きて前濱に軍せしを、府兵、勝に乘じて追擊し、其の餉道を絕ちしかば、義盛、飢ゑ困めり。會〻横山時兼、兵を率ゐて來り援けたれば、義盛が兵、又振ひ、擊ちて府兵を走らせ、復幕府を攻めんと欲すれば、泰時・時房等、分れて諸路を扼して、義盛、進むこと能はず。會〻義直、戰死せしかば、義盛、哀慟して曰く、吾が事已りぬ。戰勝つとも、亦奚にかせんと。神思、昏憒して、江戶能範が從兵の爲に殺されたり。時に年六十七〇保曆間記に云く、義盛、泉親衡と同じく兵を擧げ、建曆二年を以て敗死すと。誤なり。軍、遂に潰え散じて、闔族、死亡せしが、唯義村兄弟のみ、幕府に歸したるを以て、免るゝことを得たり東鑑。長子常盛は、新左衞門と稱し、次義氏は、二郞と稱す。次は義秀、次は義直、四郞左衞門と稱し、次は義茂、五郞兵衞と稱し、次は義信、六郞兵衞と稱し、次は秀盛、七郞と稱し、次は義國、八郞と稱せしが、皆父と同じく死して、義秀のみ、獨り脫れたり東鑑・和田系圖。義國は、系圖に據る〇尊卑分脈に云く、常盛は、承久の亂に死せりと。

義秀、朝夷名三郞と稱し、驍勇矯健にして、膂力絕倫なり。賴家、嘗て小坪に遊びしとき、義秀が善く泅ぐを聞き、其の技を觀んと欲せしかば、義秀、海に入りて遊泳し、往還すること數遍、遂に深く沒して見れざりしが、少選にして、三鮫魚を捕へて出でたれば、衆、皆驚愕せり。義盛が幕府を攻むるに及びて、義秀、門を排きて南庭に進み入り、力戰搏鬪するに、勁捷なること神の如くにして、向

ふ所前なく、撃ちて五十嵐小豐次・葛貫盛重・新野景直・禮羽蓮乘・高井重茂等を殺し、北條朝時を傷けしが、足利義氏と政所橋に遇ひて、之を搏たんと欲せしに、義氏、馬を躍らせて塹を踰ゆ。義秀が馬、疲れて踰ゆること能はざれば、轉じて橋上より之を追ひしに、鷹司冠者朝秀、義秀を遮り擊ちたれば、竟に義氏を逸したり。義秀、復幕府に向はんと欲し、武田信光に若宮大路に遇ひて、將に接戰せんとしたるに、信光が子信忠、父を救はんと欲し、馳せて義秀に當りたれば、義秀、心に之を嘉し、舍きて校せず。小物資政、轉鬭して前みしが、義秀、擊ちて之を殺せり。凡そ其の鋒に當るもの、命を隕さゞるはなく、古郡保忠・土屋義清、亦勇を賈ひて死戰し、向ふ所、披靡して、府兵、殆ど支ふること能はず。既にして、義清、流矢に中りて死し、義盛が兵敗れ、保忠、亡げて甲斐に至りて自殺せしかば、義秀、五百人を帥ゐ、船に駕りて安房に走りしが、其の終る所を知らず。或は曰ふ、戰死したりと。時に年三十八（東鑑）按ずるに、安房に朝夷郡あり。蓋し義秀、初め此に居たり。故に、以て號となしゝなり。相傳ふ、義秀、逃れて此に來り、遂に高麗に赴けりと。平氏系圖に、亦此の事を載せたり。延寶中、人をして義秀が事蹟を對馬守宗義眞に問ひ、之を朝鮮に質さしめしに、報じて曰く、朝鮮釜山浦の絕影島に、義秀が祠、見に在り、土人、時に之を祭ると。東鑑に、義秀・朝盛を死籍中に載せたり。而れども、朝盛、實は死せず。事、安貞元年に見えたり。義秀が如きも、亦或は然らんか。但し義秀を以て輙繪が所生となせるは、誤なり。說、今井梁平が傳の末に見ゆ。常盛が子は、朝盛（平氏系圖）。朝盛、右兵衛尉となりて（平氏系圖）新兵衛尉と稱せり。膂力ありて戎事に練達し、和歌を好み、蹴鞠を善くし、源實朝が爲に親昵せられたり。義盛が兵を擧ぐるに及び、朝盛、心に其の非を知りて、諫止すること能はず、深く以て憂となし、將に僧となりて逃れ避けんとす。其の夜、入りて實朝に謁

せんとせしに、會實朝、月下に宴を開きたりければ、朝盛、和歌を作りて之を上りしに、實朝、甚だ之を稱賞し、面數所の地頭職を賜へり。朝盛、拜して出で、家に歸らず、直に僧舍に詣りて薙髮し、名を實阿彌陀佛と改め、京師に赴く。書を家に留めて曰く、近日の議、勢、中ごろ輟むべからず、君を犯せば、不忠となり、親を遺るれば、不孝となり、忠孝、兩ながら全くすべからず。故に、世事を捨てゝ身を釋門に委ぬるのみと。朝盛、適孫となりて、軍事に長ずれば、義盛、賴りて事を濟さんと欲したりしが、之を聞きて大に驚き、左右の手を失ひたるが如く、義直をして之を追はしめしに、手越驛に及びたり。乃ち之を曉譬し、與に倶に鎌倉に還りしが、實朝、未だ義盛が異謀あるを知らず、聞きて甚だ之を憫み、人をして義盛を慰問せしめしに、其の還るに及び、又使を遣はして召し入れたれば、朝盛、僧衣を披て上謁せり。其の寵眷せられたること、此の如くなりき。既にして、親族と同じく幕府を攻めしが、兵敗れて脫れ走れり○按ずるに、本書に、朝盛を以て死籍中に載せたり。而れども、前に其の遁れ去りたることを書したれば、則ち死籍に載せたるは、蓋し一時傳聞の誤ならんか。承久の亂に、官軍に屬せしが東鑑。官軍敗績して、潛に匿れて免るゝことを得たれども、安貞元年、擒に京師に就けり東鑑脫漏。義盛が弟は、義茂平氏系圖。

義茂、小二郎と稱し、鷙猛にして多力なり。小坪の戰に、和の成れることを知らずして、七騎を率ゐ、深く入りて鏖戰せしに、敵兵、披靡せり。義澄が鐙磨より兵を出すに及び、重忠が兵、益散じ走りけるに、義茂、意氣揚揚として、獨弓を杖きて憩ひたりけるを、重忠が部將綴太郎、弟五郎と、

驍勇を以て聞えけるが、羣を離れて同じく進み、矢を注ぎて將に射んとす。義茂曰く、何ぞ相搏ちて勝負を決せざると。太郎、弓矢を棄てゝ進めば、義茂、之を捽倒して首を斬りしに、五郎、繼ぎて進みしかば、義茂、又之を斬れり。太郎が子小太郎、義茂を射けるに、義茂、佯りて創けられたる爲して、謂て曰く、汝が矢、我が鎧を洞すこと能はず。我、奔馳すること兩日、困憊して戰ふこと能はざれば、汝、宜しく手刃以て父の讐を報ゆべしと。小太郎、之を信じ、刀を揮ひて進み撃ちしに、義茂、急に起ちて之を捉へ、又之を斬り、三首を提げて馬に上り、大呼して曰く、戰はんと欲するものは來れと。重忠、怒りて、將に親ら之を搏たんとせしに、義茂、射て其の馬を倒しゝが、義盛・義連等、來りて義茂を援けたれば、重忠、殆ど免れざりしに、既にして、解散せり。祖義明、聞きて喜び、佩刀を予へて之を賞す源平盛衰記。頼朝が東國を平定するに及び、足利俊綱、平氏に黨したれば、頼朝、義茂をして之を撃たしめ、義連及び葛西清重・宇佐美實政、之に副たり。未だ至らざるに、俊綱が家衆桐生六郎、俊綱を斬りて降れり。義茂、使を馳せて首を鎌倉に傳へ、幷せて六郎を縛し送りしが東鑑。後、馬より墜ちて死せり和田系圖。子重茂は、高井三郎と稱し、武力、人に邁ぎたり。義盛が兵を擧ぐるに及び、獨幕府に歸し、義秀と遇ひ、相搏ちて馬より墜ち、克たずして死せり。時に、府兵、能く義秀と相抗して、倶に馬より墜ちたるものは、唯重茂一人ありしのみなりければ、人、之を嗟惜せり。義茂が弟義長、胤長を生めり。胤長は、平太と稱し東鑑。射を善くするを以て聞えたるが和田系圖。嘗て頼家に

從ひて伊豆に獵し、巨蛇を窟中に斬りたり東鑑。義盛が死するに及び、實朝、胤長を陸奥に殺せり東鑑・和田系圖。

梶原景時、平三と稱す東鑑。父景清は、五郎と稱し平氏系圖・三浦系圖。鎌倉景政が後なり源平盛衰記○系圖諸本に、或は云ふ、曾祖景久、始て梶原と稱すと。或は云ふ、高祖鎌倉權大夫景茂、始て梶原と稱すと。而して、景政と別族となせり。但平氏系圖の一本に、景政が後となせるは、本書一谷戰の條と合へり。故に今、之に從ふ。人となり材武あり、狡猾隱慝、口辯ありて、和歌を嗜みたり。源賴朝が兵を伊豆に起せるとき、景時、族人大庭景親に從ひ、兵を聚めて之を攻めたり。賴朝が戰敗れて、土肥の杉山に走れるとき、景親等、衆を率ゐて其の後を踵みしに、賴朝、土肥實平と潛みて山中に匿れたるを、景時、知りて言はず、景親を紿きて曰く、此の處、人跡なしと。乃ち倶に傍の峯に登りて去りければ、賴朝、因て脫るゝことを得たり○按ずるに、源平盛衰記に載せたる所は、此と異なり。說、賴朝が傳に見えたり。賴朝が聲勢漸く振ひ、關東の將士、風を望みて服從するに及び、景親、懼れて來り降りしかば、賴朝、之を殺せり。景時は、實平に就きて降らんことを乞ひけるが、賴朝、赦して之を擧げ、其の才幹を愛して、日に之を親任したり東鑑。平廣常を殺すに及び、密に之を景時に命せしに、景時、計を設けて、廣常と雙陸し、間を伺ひて其の首を斬りければ、賴朝、之を壯なりとせり愚管鈔。壽永三年、源範賴・源義經、諸將を率ゐて源義仲を討つとき、景時、義經が軍に隷せしが源平盛衰記。範賴・義經及び安田義定等が、信を馳せて捷を報ずるに、倉卒の間、諸將の報ずる所、多く詳審ならざるに、獨景時が書のみは、備に生虜の姓名、首級の員數を具へたれば、賴朝、再三善

しと稱したり東鑑。是の月、範賴・義經を遣はして一谷を攻めしむるに、實平を以て侍大將となして、範賴に屬せしめ、景時を以て義經に屬せしめて軍事を監せしめたり。初め、畠山重忠、義經に從ひて京師に至り、後、範賴に隸せしが、景時、寵を恃みて、將士を輕易し、獨軍令を專にするを、義經、悅ばざれば、景時、去りて範賴に屬し、實平、代りて義經に屬せしに、重忠、亦事を景時に受くるを恥ぢ、衆を帥ゐて義經に屬せり○東鑑を按ずるに、景時・重忠、倶に範賴が部下に在り。前後の文を考ふるに、其の更替を記さず。今、本書に據りて、其詳を擧ぐ。て、城の東門生田森に向はんとするに、範賴、景時に謂て曰く、城險にして堅し。今、我が兵寡ければ、猝に拔くべからず、宜しく後繼を待つべしと。景時、令を軍中に傳ふ源平盛衰記。子景高、之を聞きて曰く、將軍の號令、何ぞ誤れる。夫戰陣に臨みて、親子を顧みず、先を競ひて進むは、武夫の常なり。豈に他人の繼ぎ至るを待ちて、其の戰を坐視すべけんやと南部本平家物語。乃ち身を挺で、城門に薄りて力戰す。是に於て、景時、長子景季等五百餘騎を帥ゐ、譁譟して進みしに、城兵二千餘騎、圍みて之を擊ち、血戰して退けば、景季、深く入りたるを、景時、謂らく、敵の爲に獲られたらんと、兵二百餘騎を勒へて、復城中に入り、大に呼びて奮擊せしかば、城兵、崩駭して、敢て近くものなく、乃ち景季と相値ふ。景時、大に悅び、躬自ら搏戰して、手づから城兵眞鍋四郎を斬り、乃ち兵を斂めて退けり。世、傳へて之を梶原が二度驅と謂ふ。是の時、景時、梅花を折りて箙に挿みたりけるが、平氏の諸將、望み見て、其の風流を稱せり南部本平家物語・源平盛衰記。長門本平家物語に曰く、景季、梅花を箙に挿みて、戰ふ。時に一人あり、本三位の使と稱し、一句を唱へて曰く、こちなくも見ゆるものかな櫻狩と、景季、馬を下りて

養ぎ成して曰く、いけどりとらんためと思へば。此と同じからず。文治元年、義經、將に平氏を鎭西に撃たんとして、舟師を渡邊・福島に治むるとき、景時、船に逆櫓を設けんと欲せしに、義經、其の議を黜けしかば、景時、之を銜めり平家物語・源平盛衰記。渡邊・福島は、平家物語に據る。義經、纔に舟師五艘を帥ゐ、風濤を冒して屋島に抵り、攻めて之を拔きしに、後五日、景時等が軍二百餘艘、繼ぎて至れり。義經、進みて平氏を海上に攻めんとするに、景時、前鋒たらんことを請ひしを、義經、許さゞりければ、景時、諍語して曰く、此の人、將帥の器に非ずと。義經、大に怒りて、將に手づから之を刃らんとす。景時、起ちて曰く、吾は、唯鎌倉殿を以て主君となすのみと、刀を叩きて前むを、三浦義澄等、其の間を遮隔し、解諭して止みぬ平家物語。景時、義經が功を害せんとして、書を頼朝に奉り、軍中の奇瑞を報じて曰く、屋島城陷りたる日、神兵、我が陣に現れ、三月二十日の夜、臣が從者、石清水神の使、書を示して、未日に至りて平家死せんと曰ふと夢みたるが、既にして、果して然りき。又參州の軍人、巨龜を獲たるに、參州、簡を繫ぎて之を放ちしに、平氏滅ぶるに及び、龜、我が舫前に泛び、白鴿ありて船上を翔舞せり。又白旗一旒ありて空に見れ、須臾にして消滅せり。是神明の我を祐くるものに非ずや。然れども、判官、自ら以て功となし、高く自ら矜伐して、軍士を恤まず、人人、危懼せり。臣、屢之を諫むれども、聽かずして、反て忌怒に觸れ、常に事に因りて臣を中傷せんと欲せらる。臣、願はくは、蚤く鎌倉に還ることを得んと。頼朝、書を得て怒る。西海平定して、景時、鎌倉に還りしが、尋で土肥實平と同じく近畿の總追捕使となり

梶原景時

ぬ。初め、頼朝、叔父備前守行家と隙ありければ、行家、頼朝を去りて源義仲に依りしが、義仲が敗るゝに及びて、義經、京師を鎭めたるに、之と密に相往來せり。頼朝、益〻義經が己に背くを疑ひ、乃ち景季をして命を義經に傳へしめて、行家を討たしめ、而して、義經が動息を偵伺せしめしに、景季、還り報じて曰く、初め豫州に造りしに、豫州、疾と稱して見られざりしが、銜命至密なれば、人を以て通ずべからず。故に、一兩日を經て之に造りしに、豫州、乃ち几に梯りて引見せられたるが、面貌憔悴して、灸瘡數所ありき。臣、嚴旨を傳へしに、豫州曰く、行家は、偏裨の能く制する所に非ず。吾、病愈ゆるを待ちて、徐に之を圖らん。卿、宜しく此を以て反命すべしと。頼朝曰く、彼、行家に黨せり。故に、詐りて病と稱するのみと。景時、從ひて之を媒蘖して曰く、臣、其の情實を揣度するに、謀なしとせず。人、一日食はず、一夜眠らざれば、身、已に憔悴す。幾所に灸すと雖も、瞬息にして灼くべきを、日を經て見られたるは、計を構へて病と稱せられたるに非ざるを得んや。其の備州に黨せられたること、疑ふべきものなしと。東鑑。景時、又讒して曰く、今、平氏殲滅して、天下の權、將軍に在るに方り、臣、竊に料るに、驍勇智謀は、天下、判官の對なし。一谷を拔き、屋島を陷れ、英謀奇策、一世に冠絶す。他日、將軍の患をなさんものは、必ず此の人ならんと。頼朝、聽きて其の言を信じ、諸將を召し會めて、義經を擊たんことを議す。諸將、口を箝みて敢て對ふるものなかりければ、頼朝、懌ばずして、之を景時に命ぜしに、景時、自ら敵せざるを圖り、遜辭して曰く、將軍、臣をして判官

を討たしめらるゝは、計に非ざるなり。臣、素より判官と隙あり。若し遽に西上せば、判官、之を聞きて、必ず邀擊せられん。適將軍の威を損するに足らん。人を制するものは、戰はずして勝つを以て、上となす。願はくは、之を他の人に命じて、其の不意に出でしめられよと。源平盛衰記。賴朝、乃ち土佐房昌俊を遣はして、義經を襲はしめたるに、反て爲に殺されたり。是に於て、釁隙益甚しく、後、遂に義經を陷れたるものは、皆景時が謀なりければ東鑑・源平盛衰記。畠山・河越等の諸將、之を惡まざるはなかりき源平盛衰記。正治元年、賴朝薨じて、賴家、職を嗣ぐ。景時、結城朝光を賴家に譖して曰く、朝光、常に怨望を懷きて、當世を誹謗し、忠臣は二君に事へずとの言ありき。是、何等の語ぞや。宜しく蚤く之を除かるべしと。朝光、聞きて大に懼れ、其の善くする所の三浦義村に造りて計を問ふ。義村、乃ち和田義盛等と相議し、悉く耆宿を鶴岡社に會せしめ、同盟連署するもの六十六人、景時が誣告を訴へんとす。中原仲業は、文墨の士にして、景時と相能からざれば、因て、其をして疏を作らしめしが、草成りて之を讀むに、鷄を養ふものは狸を畜はずといふに至りければ、義村、節を擊ちて歎賞せり。賴家、其の書を以て景時に示しゝに、景時、辨晰すること能はず、親族を將ゐて其の邑一宮に奔りしが、子景茂は、賴家に寵ありたれば、獨鎌倉に留れり。賴家、比企能員が家に宴するとき、景茂、之に從ひたりしに、賴家、之に謂て曰く、汝が父、權を擅にして、諸將を陵蔑したれば、諸將、皆怒れりと。時に、仲業、酒を行らしけるが、景茂、對へて曰く、臣が父、洊に故幕下の殊

遇を荷ひしが、幕下、世を謝せられて後、上、賴る所を失へり。今、何の恃む所ありてか縱肆ならん。仲業が筆端、利きこと鋒刃に軼ぎたりと、辭色、撓まざりければ、人、其の對を稱せり。未だ幾ならずして、景時、竊に鎌倉に還る。賴家、怒りて、義盛等をして之を逐はしめ、宅を毀ちて永福寺に捨せしかば、景時、復一宮に走りて、竊に戰備を設け、明年正月、族を擧げて京師に赴かんとす。賴家、能員等を遣はして、之を追擊せしめたるに、景時父子、行きて駿河の清見關に到りしが、會蘆原小二郎・飯田五郎等、羣聚して射を習ひ、將に歸らんとしけるとき、見て之を怪み、之を殺さんと欲す。景時、馳せて過ぎんとしけるを、衆、急に之を追ひければ、景時、免るべからざるを度り、還りて狐崎に戰ひて、飯田四郎を斬れり。既にして、吉香友兼（友兼が名は、尊卑分脈・吉川家傳に據る。）等、來り擊ちしかば、父子、皆敗死したり。明日、衆、景時父子の首を山中に獲て、之を路に梟す。是より先、景時、子弟に謂て曰く、駿河の吉香友兼は、勇、一國に冠たり。吾、其の門を過ぐることを得ば、則ち復患ふべきなしと。果して、爲に殺されたり。景時が弟刑部丞朝景、北條氏に因りて降りしを、賴家、赦して罪せざりしが、後、義盛と亂を作して敗死せり。初め、景時、讒を蒙るや、武田有義を立てゝ將軍となさんことを謀り、竊に書を有義に通ぜしに、有義、之を許しゝかば、有義が弟信光、將に之を按驗せんとして、有義が第に至りしに、有義、覺りて逃げ去りぬ。賴家、又勝木則宗が景時に黨したるを聞き、收へて鞫問せしに、則宗、服して曰く、景時、臣をして書を西海の黨類に移さしめて曰く、

景時、密敕を奉じて、鎭西を管す。宜しく來りて京師に會すべしと。是に於て、景時が叛謀、愈露れたり。景時、賴朝父子の寵を怙みて、欺罔陵侮、至らざる所なかりければ、遂に破滅を取りぬ。子、長は景季、次は景高。景高は、平二左衞門尉と稱す。景高が二子、長景員は、荻野二郎と稱し、次景繼は、三郎と稱し、家門の禍に罹りて、編戶に沈淪したりしが、實朝、職を襲ぐに及び、其の謹愨を愛して、竝に之を幕府に召したり。景繼、嘗て實朝に侍して、誤りて燈火を滅したれば、卽夜、亡命して、永福寺に入りて僧となりしが、實朝、之を憐み、使を遣はして曉喩せしめんとしたれども、景繼、使者を見ず、跡を晦して去りぬ。承久元年、實朝、大臣拜賀を行ふに、預め隨兵を定むるとき、小山朝政及び結城朝光、選中に在りしが、家艱に丁りたれば、更に景員及び二階堂行村を以て之に代へたり。賴朝、嘗て令を定めけらく、凡そ隨兵を選ぶに、譜代・弓馬・容儀を以てし、三者備らずんば、竟に預ることを得ざれと。景員、仕途淹滯したりけるに、特に此の選に中りたれば、時人、之を榮とせり。次景茂は、三郎兵衞尉と稱す。子あり、家茂と曰へるが、土屋宗遠と隙ありしに、承元中、宗遠が爲に殺されたり。次は景國、次は景宗、次は景則、次は景連、竝に父と倶に殺されたり東鑑。

景季、源太と稱し、左衞門尉となりしが、最も騎射を善くせり。賴朝、嘗て親臣十一人を選びて寢室に直せしめたるが、景季、焉に預りぬ東鑑。賴朝、二駿馬あり、生唼と曰ひ、磨墨と曰ひしが、諸將を遣はして源義仲を討たしむるに及び、景季、面り賴朝に請ひて曰く、戰陣に貴ぶ所は、馬に過

ぐるはなきに、臣、健馬なければ、願はくは、生唼を賜りて、直に宇治川を濟り、先登して敵を破らんと。賴朝、景時が嘗て己に德ありしを以て、其の子の請を拒まんことを難りぬ。然れども、意に其の不遜を惡み、乃ち之に謂て曰く、生唼は、我が緩急に備ふる所、諸將、累に請へども、與へず。磨墨も、亦駿逸なれば、今、之を汝に授けんと。景季、拜謝して出でたり。既にして、賴朝、生唼を以て佐佐木高綱に賜ひしが、景季、諸將と京師に赴かんとし、行きて駿河の浮島原に抵りしとき、景季、諸將の馬を視るに、皆磨墨に及ばざりければ、乃ち金子家忠に謂て曰く、此の馬、骨法如何と。家忠、稱贊して口を容れざりければ、景季、大に悅びたりしに、適生唼の來るを見て、以爲らく、賜ふ所は、必ず範賴・義經ならん。否らずんば、則ち法皇に獻ずるならんと。就きて馬卒に問へば、乃ち云ふ、佐佐木高綱に賜ひたるなりと。景季、忿然として曰く、將軍、何ぞ士を待たるゝことの偏なる、吾、當に高綱と刃を交へて死すべしと。高綱、尋で至り、溫言を以て之を紿きければ、景季、意解けたり。宇治川に抵るに及び、高綱に繼ぎて先登し、一谷の戰に、父弟と俱に力戰して、菊池高望を斬れり源平盛衰記。文治中、賴朝に從ひて藤原泰衡を擊ちしが、軍、白河關に至れるとき、賴朝、幣を關明神に奉り、景季に謂て曰く、汝、能因が疇昔を思ふことなきを得んやと。景季、即ち對ふるに和歌を以てしたりき。景季、父景時・弟景高と竝に和歌を善くし、其の作れる所、多く人口に在り東鑑・源平盛衰記。父と同じく敗死せしが、年三十九東鑑。

譯文大日本史卷の一百九十七終

譯文大日本史卷の一百九十八

列傳第一百二十五

將軍家臣八

天野遠景　仁田忠常
下河邊行平　弟　政義
葛西清重
八田知家
首藤經俊　弟　俊綱
金子家忠
熊谷直實

天野遠景、姓は藤原、木工助爲憲より出でたり。祖景澄は、入江權守と稱し○尊卑分脈に、景澄が父清定を、入江權守と稱したり。父景光は、藤内と稱し、世伊豆の天野邑に居り、因て氏となせり。遠景、初め、内舍人となり天野系圖。亦藤内と稱し、尋で民部丞となる東鑑・天野系圖。源頼朝が兵を起しゝとき、遠景、行きて焉に屬し、工藤茂光・土肥實平等と、倶に平兼隆を撃ちて功あり。石橋の役に、頼朝、窘急せしに、遠景、諸將と

力戰すること數合、頼朝、遂に脱るゝことを得たり。既にして、伊東祐親、將に駿河に赴きて力を平氏に效せんとしけるが、遠景、之を覺りて、祐親を生禽し、黄瀬川に抵りて、頼朝に會せり東鑑。壽永中、頼朝、源義仲をして、子義高を送りて鎌倉に質たらしめんと欲し、遠景及び岡崎義實に命じ、越後に往きて義仲に説かしめしが、遠景、義仲を見て、曲に利害を陳べしに、義仲、之に從ひたれば、遂に義高を護りて還りぬ源平盛衰記。三年、頼朝、一條忠頼を殺さんと欲して、之を府に誘致して、宴を張り酒を行ひ、豫め工藤祐經に之を斬らんことを命ぜしに、期に臨みて、祐經、難ずる色ありければ、小山田有重、之を察して、其の二子を招き、進みて將に之を撃たんとするとき、頼朝、又遠景に命じ、迫りて忠頼を殺さしめたり。忠頼が從士山村小太郎等、刃を露して衝突し、守衞の兵士、多く創を被り、小太郎、將に遠景を撃たんとせしに、遠景、魚板を擲ちて之を仆しゝかば、從者、就きて之を斬れり。是の歲、源範頼に從ひ、平氏を西海に撃ちて功ありければ、頼朝、書を賜ひて之を嘉し、尋で鎭西守護となせり。文治二年、筑紫奉行となり、又數所の地頭職となれり。源義經が西奔するに及び、頼朝、其の支黨の鬼界島に匿るゝものあらんを疑ひ、三年、宇都宮信房を鎭西に遣はして、遠景と倶に之を撃たしむ。是より先、薩摩人阿多忠景、罪を獲て島中に匿れたれば、筑後守平家貞に詔して、之を討たしめしに○本書に、宗直に作れり。今、之を訂す。風濤險惡にして、進むこと能はずして還りしが、是に至りて、遠景、人を遣はして、島に至りて偵探せしめ、具に要領を得たりければ、四年、書を頼朝に上りて曰

く、臣、既に人をして鬼界島を伺はしめたるに、攻め取らんこと、實に難からずとなす。因て、鎭西の兵士を募るに、應ずるもの、甚だ鮮し。信房は、徑に往きて之を襲はんと欲すれども、臣、其の兵の寡きを以て固く之を止めたり。願はくは、敎書を賜りて以て發せんと。會、攝政兼實等、之を聞き、賴朝を諭して曰く、外征の師、近世、聞くことなし。恐らくは、害ありて利なからん。卿、宜しく之を思ふべしと。賴朝、乃ち止みぬ。已にして、信房、具に海路の曲折を圖きて、之を鎌倉に送りたれば、賴朝、之を覧て、意決し、遂に遠景・信房に命じて之を攻めしめたるに、島人、降附せり。事竣りて鎌倉に歸り、祝髮して、名を蓮景と更めたり。建仁二年、比企能員、北條氏を滅さんことを謀りければ、北條時政、遠景及び仁田忠常をして、兵を發して之を襲はしめんとす。遠景曰く、一老夫を殺すに、何ぞ兵を煩はすことをせん、召して誅すべきなりと。乃ち能員を召す。遠景・忠常、甲を衷刃を執り、戶內に在りて、能員が至るを覘ひ、突出して之を斬れり。建永中、遠景、具に治承以降の戰鬪の功を錄して、恩澤を希冀せしに、實朝、省みざりき（東鑑）。子政景は、六郎と稱し、和泉・肥後の守となれり（天野系圖）。

仁田忠常、四郎と稱し、伊豆の人（曾我物語。名は東鑑に據る○本書に忠綱に、作れり。）賴朝に事へて親近せられ、範賴に從ひて、平氏を西海に撃ちしに、賴朝、書を賜ひて褒奬せり（東鑑）。獵に富士野に從ひたりしに、曾我祐成兄弟、來り襲ひければ、忠常、撃ちて祐成を斬れり（曾我物語）。能員を殺すに及び、又諸將に從ひ、一幡を攻めて之を

殺せり。已にして、頼家、密に忠常及び和田義盛に令して、時政を誅せしめんとせしが、會〻時政、忠常を招きて其の勞を賞せしに、從者、其の久しく出でざるを怪み、以爲らく、事泄れて害に遇へるならんと、家に歸りて之を告げしかば、弟五郎及び六郎、乃ち義時を政子が所に攻めて、克たず、火を縱ちて死せり。忠常、途にて變を聞き、馳せて之に赴きしに、加藤景廉が爲に殺されたり（東鑑○曾我物語に、忠常が死を載せたれども、此と異なり。今、本書に從ふ。）

下河邊行平、鎭守府將軍藤原秀鄕が裔なり。父行義は、小山政光が弟にして、下總の下河邊莊司となりたれば、因て氏となせり（尊卑分脈。）行平、平氏に隷屬したりけれども、竊に心を源頼朝に通じたりしが、源頼政が以仁王を奉じて兵を起せるを聞き、使を伊豆に遣はし、具に其の狀を告げたるに、頼朝、大に悅びたり。後、將士の功を論ずるに、行平を以て莊司となすこと、故の如くしたり。養和の初、小山朝政、信太義廣を野木社に破りしかば、行平、兵を引きて赴き援け、義廣を古我に擊ちて、又之を破れり。時に、鎌倉、草創にして、民情、疑懼せしかば、頼朝、行平及び北條義時・結城朝光等十人に命じて、毎夜、入りて寢室に直せしめ、以て警衞となせり。其の親近せられたること、此の如くなりき。頼朝に從ひて鶴岡に詣でたるとき、左中太常澄といふものありて、舊主長狹常伴が爲に頼朝を刺んことを謀り、竊に儀從中に混じたりけるが、頼朝、見て之を怪み、言未だ發せざるに、行平、擒にして以て獻せしかば、頼朝、悅びて曰く、今日の事急なりしに、卿、善く之に處せり。我、此の

功を賞して、將に請ふ所を聽かんとすと。行平曰く、臣が知れる所の邑、毎年、馬を貢するに、百姓、之に苦めり。請ふ、蠲免せらるゝことを得んと。賴朝曰く、凡そ功ありて賞せらるゝに、其の榮とする所以のものは、爵祿のみ、卿が求むる所、亦異ならずやと。卽ち下總廐別當をして速に之を蠲かしめたり。壽永中、源範賴に從ひて、平氏を西海に擊ちたりしが、尋で召されて鎌倉に還り、良弓•酒饌を獻じたるに、朝賴、問ひて曰く、西征の將士、皆糧食に乏しくして、逃れ歸るものあるに至れるに、卿、長役、年を踰えて、贈遺豐贍なるは、賄賂を納めたることなきを得んやと。行平曰く、臣、西海に在りて、匱乏殊に甚しく、器械を以て軍食に易へたり。豐後に赴くに及び、諸將、皆船を參州に假りしに、臣は、著たる所の甲を賣りて、別に一小舸を雇ひ、身、戎衣せず、直に進みて陣に入り、美氣敦種を斬りたり。時に、此の弓を鬻ぐものあり、製造甚だ精しければ、臣、之を得て以て獻せんと欲し、衣を脫ぎて之を貿ひたり。酒食は、則ち留守の家士の齎す所なり。若し猶疑はるゝことあらば、則ち諸將に質問せられよと。賴朝、其の悃愊なるを歎じ、酒を賜ひて、謂て曰く、卿、忠勤あれば、將に賞するに守護を以てせんとす。往日、卿が經歷したる所の處、何の地を得んと欲するかと。行平曰く、願はくは、播磨を賜へと。其の佳勝、須磨•明石あれば、賴朝、諾して果さゞりき。文治中、京師、盜多し。賴朝、行平及び千葉常胤を遣はし、往きて之を鎭めしめしが、常胤、病ありければ、行平、先京師に到りて、卽夜、兵を分ちて索捕し、盜八人を獲、斬りて首を梟し、其の治、北

條時政が爲せる所に倣ひて、檢非違使廳に聞せざりければ、羣盜、驚き怖れて、皆逃れ去りぬ。尋で鎌倉に歸り、賴朝に從ひて藤原泰衡を擊ち、畠山重忠と、攻めて西木戶國衡を熱借山に破れり。泰衡が奔匿するに及び、賴朝、行平・小山朝政等を遣はし、迹ひて物見岡に到りて泰衡を索めしに、至れば則ち、泰衡、又逃れたり。因て、悉く其の兵數十人を殺せり。行平、射藝に精しかりしかば、建久の初、還りて下總に居たるに、賴朝、親ら書を作りて之を召し、賴家をして射を學ばしめたり。是より、恩眷益〻渥く、又書を賜ひて、行平が子孫を以て永く門族に擬したり。初め、賴朝、泰衡を征せしとき、諸將をして各武器を獻せしめ、行平に命じて鎧冑を製せしめしに、冑後に笠幟を附けたりしかば、賴朝、異みて曰く、笠幟は、當に鎧袖に在るべしと。行平曰く、祖先秀鄕が製なり。士の戰に臨むや、必ず先登を期し、自ら其の名を呼びて、敵をして之を聞知せしめ、又笠幟を設け、吾が軍をして背後より之を見て以て標となさしむ。如し袖に移し置かんとせば、則ち將軍の意に在らんのみと。賴朝、之を善しとす東鑑。子行綱は、左衞門尉尊卑分脈。弟は、政義。

政義、四郞と稱し、信太義廣を擊ちて功ありしかば、賴朝、常陸の南郡を賜ひたり。政義、郡の課役多きを患へ、賴朝に訴へしに、賴朝、書を常陸目代に下して曰く、政義は、外軍務を掌り、內政事に勞せり。故に、賞するに南郡を以てしたり。而るに、聞く、每歲公課繁滋にして、百姓愁苦すと。今より以後、正稅の外、徵發することあること勿れと。是の歲、源範賴に從ひて、平氏を西海に擊た

んとせしに、何もなくして、鹿島の祠官中臣親廣、政義が神宮の所領橘郷を掠めたることを訴ふ。頼朝、政義を召して、親廣と面決せしむるに、親廣・政義が非を言へども、政義、爭はず。頼朝、笑ひて曰く、祠官が爲に屈せり。生平の勇、何にか在ると。政義曰く、臣、聞く、鹿島神は、勇士を保護せらると、敬畏せざるべけんや。臣、辭ありと雖も、敢て自ら陳べずと。文治中、河越重頼・源義經が事に坐せしに、政義、重頼が婿たれば、故を以て食邑を收められたり。政義、膂力ありき。頼朝、永福寺を造るとき、諸將をして親ら土木を輸ばしめたるに、政義、畠山重忠等と、梁材を挽くに、力、數十人を兼ねたりければ、觀るもの、駭きたりき。東鑑。

葛西清重、武藏の人にして、姓は平、秩父の別族なり。秩父別當武基が弟を武常と曰ひ、武常、常家を生み、常家、康家を生めり。豐島三郎と稱す。康家、清光を生めり。豐島權守と稱す。清光、清重を生めり。葛西三郎と稱す平家系圖。源平盛衰記を參取す○按ずるに、清重が先、世武藏に居て、父祖、皆豐島と稱したり。而して、清重は、葛西と稱せり。葛西は下總に在り。蓋し清重、其の地を兼有し、因て氏となしゝならん。勇武にして物を愛す沙石集。源頼朝が敗れて安房に奔りしとき、小山朝政・下河邊行平及び清光・清重に檄して、兵を募りて來り會せしめ、特に清重を諭して曰く、汝、固より節を源氏に效せり○按ずるに、本書に、當時、清重、未だ頼朝に屬せざりしに、此に節を效せりと云へるは、疑ふべし。然れども、小坪・衣笠の戰に、秩父の族、皆與れり。而して、清重が姓名のみ獨見る所なきは、則ち其の既に款を頼朝に輸しけんも、亦未だ知るべからず。姑く疑を存して以て後考を俟つ。然るに、江戸・河越に介居せば、恐らくは、進退決し難からん。宜しく早く海に航して來るべしと、辭意、尤も懇なりき。頼朝、上總に赴きしに、遠近、來り屬するもの、甚だ衆かりき。而るに、

江戸重長は、嘗て大庭景親に黨せしを以て、肯て來り降らざりければ、頼朝、使を遣はして重長を招き、明日、又使を清重に遣はして、清重をして重長を誘殺せしめたり。江戸・葛西は、同族なれば、頼朝、謂らく、清重、貳心なからんと。故に、命じて之を圖らしめたるなり。既にして、頼朝、兵を率ゐて武藏に入りしに、清重、清光と、先來り屬し、幾もなくして、重長、族人畠山・河越等と、亦皆來り降れり（東鑑○源平盛衰記に、清重、重長と同じく來り降るとなし、頼朝が、命じて浮橋を造らしめたる事を載せたれども、本書に據りて之を考ふるに、其の説、疑ふべし。今、皆取らず。）頼朝、將に重長が地を奪ひて之を清重に賜はんとせしに、清重、辭して曰く、封を益し邑を賜ふは、將に以て族類を庇はんとするにて、一身の腴瘠は、問ふ所に非ざるなり。今、江戸氏は、臣に於て族たれば、如し罪ありて地を奪はれなば、則ち願はくは之を他人に授けられよと。頼朝、怒りて曰く、汝、賜を受けずんば、汝が邑も、亦將に之を收めんとすと。清重曰く、臣、今、此に由りて罪を得ば、固より臣が命の窮れるにて、臣が力の能く及ぶ所に非ず。然れども、當に受くべからずして之を受くるは、臣、亦肯てせざるなりと。頼朝、感悟して、乃ち重長が地を收めざりき（沙石集○本書に、其の年月を詳にせず。今、姑く此に係く。）頼朝、佐竹秀義を討ちて還り、途武藏を過ぎ、丸子莊を以て清重に賜ひ、其の家に館せしに、清重、其の妻の親をして、膳を執りて之を供せしめたり。壽永三年、源範頼に從ひ、平氏を西海に撃ちて功ありしかば、頼朝、書を賜ひて之を褒めたり。文治中、頼朝に從ひて、藤原泰衡を撃ちしとき、畠山重忠等、既に熱借山の軍を破りたれば、頼朝、將に翌朝を以て山を踰えて城を攻めんとし、約束、既に定りぬ。

時に、重忠、前鋒たりしが、清重、三浦義村等六騎と、夜、潛に重忠が營を過ぎ、山を踰えて先登し、直に城門を突きしに、城兵、拒ぎ戰ひければ、清重、手づから數人を殺獲したり。陸奥平ぎたれば、賴朝、家臣の奥に在るものに令して、悉く清重が節度を稟けしめ、又清重をして、平泉郡内の檢非違使所の事を領せしめたり。是の役や、賴朝、清重が功多きに居りしを以て、屬するに重寄を以てし、更に伊澤・磐井・牡鹿の地數所を割きて以て之を賞したり。賴朝、鎌倉に還りて、清重を留めて陸奥を鎭撫せしめたるに、是の歳、陸奥、禾稼登らず、加ふるに、兵革を以てして、民、業に安せざれば、賴朝、清重をして窮民を賑給せしめしが、清重、互市を設けて有無を通じければ、國中、大に治りしを、賴朝、感賞せり。泰衡が故將大河兼任が、兵を出羽に起し、轉じて陸奥に入るに及び、賴朝、諸將に命じて之を擊たしめんとせしに、千葉胤正、請ひて曰く、葛西清重は、驍勇絕倫なり。臣、嘗て事を共にして、功を上總に效せり。今、願はくは之と倶にせんと。賴朝、之を許せり。時に、清重、猶陸奥に在れば、迺ち書を下し、胤正に從ひて兼任を擊たしめしに、兼任、敗走したれば、清重、使を馳せて、狀を鎌倉に告げ、且つ將士の功を奏せり。既にして、賴朝、伊澤家景を以て陸奥留守となし、凡そ陸奥の事は、清重・家重をして奉行せしめたり。建久の初、賴朝に從ひて京師に朝せしが、賴朝、薦めて兵衞尉となせり。初め賴朝、親臣の武幹あるもの十一人を選びて、毎夜、入りて寢室に直せしめしが、清重、焉に預りぬ。後、那須野に狩するとき、又親臣の弓馬に便なるもの二十一人を

選びて、獨弓矢を帶ぶることを得させたりしが、清重、復焉に預り（○按ずるに、曾我物語に曰く、清重、獵に富士野に從ひ、鹿を逐ひ崖間に墜ち、馬、動くことを得ざるに、清重、轡を緩べ徐に下りて、人馬、毀傷する所なかりしかば、見るもの、駭歎せり。頼朝、其の精藝を嘉して、常陸の小栗邑を授けたりと。然れども、本書、富士野の獵に、清重が名を載せず。故に今、取らず。）凡そ出入するに隨從せざることなし。其の陸奥に在るとき、其の母、家に在りて疾みたれば、頼朝、使を遣はして訪問し、且つ之を清重に報じたり。其の親遇せられしこと、此の如くなりき。承元中、千葉・三浦等の族と、京に入りて瀧口に直し（東鑑。）和田義盛が亂に、清重、力戰して功あり（沙石集。）後、壹岐守となり、薙髮して壹岐入道と稱せり。承久の役に、耆宿を以て軍に從はず、大江廣元等と、鎌倉に留りて、軍謀を參決し、兵士を調遣したり。伊賀光宗等が亂を作すに迨び、人心恟恟として、鎌倉騷然たりければ、政子、清重及び小山・結城の諸將に命じて、力を協せて鎭撫せしめたり（東鑑。）子清親は、伯耆守となる。朝清は、三郎左衞門、時重は、七郎左衞門と稱し、重村は、河内守（秩父系圖。東鑑を參取す○系圖の一說に、重村を清秀に作れり。）

八田知家、姓は藤原、四郎と稱し、下野の人にして、其の先は、關白道兼より出でたり。父宗綱は、下野守となり、八田權守と稱し、知家を生めり。朝家、左衞門尉・筑前守となり（尊卑分脈○本書に曰く、知家は、本源義朝が子にして、宗綱が養子となれりと。未だ是非を知らず。宍戸系圖に曰く、知家が母は、宗綱が子朝綱が女にして、八田局と稱せり。平治の亂に、知家、宗綱が家に匿れしを、宗綱、養ひて子となすと。然れども、保元物語に、下野人八田四郎とあれば、則ち是より先、知家が既に下野に在りしこと、知りぬべし。而して、東鑑に云く、宗綱が女、小山政光に嫁ぎしが、頼朝が乳母となると。疑ふらくは、此に由りて誤を致せるならん。故に今、取らず。）保元の亂に、源義朝に屬せり（保元物語。）頼朝が兵を起すとき、知家が兄宇都宮朝綱は、京師に在りしかども、朝家、往きて頼朝に歸し、

範頼・義經に從ひて、平氏を西海に撃つ。文治中、頼朝が藤原泰衡を撃つとき、知家及び千葉常胤を以て、別に東海道の將帥となしゝが、常陸・下總の兵を率ゐて、逢隈河に會して、戰功ありき。泰衡が亡ぶるに及び、其の叔父樋爪俊衡が降りしを、頼朝、命じて知家が營に幽せり。俊衡、年甚だ高く、擒に就きてより、絶て言語なくして、日夜、佛經を誦せしが、知家、本佛を崇びたるが故に、深く之を愍み、頼朝に請ひて之を赦したり。建久元年、頼朝、將に京師に朝せんとするとき、諸將、悉く會せしに、知家、未だ至らざれば、頼朝、之が爲に發せざりしに、午に及びて乃ち至りければ、頼朝、之を讓めたるに、知家、謝して曰く、前驅・後隊は、何人に命ぜられたるぞと。頼朝曰く、前驅は、已に畠山重忠に命じたれども、後隊は、未だ其の人を得ずと。知家、千葉常胤に命ぜんことを請ひしに、頼朝、之に從ひて、乃ち發せり。其の親任せられたること、此の如くなりき。知家が邑は、多氣義幹が邑と界を接したれば、勢を爭ひて相惡みたりしに、會頼朝、富士野に獵し、曾我祐成兄弟、父の讎を復して、遠近騷擾しければ、知家、變を聞きて將に往かんとし、乃ち義幹を陷れんことを謀り、竊に人をして義幹を誘かしめて曰く、知家、將に來り襲はんとす、當に之が備をなすべしと。義幹、以て信となし、兵を勒へて自ら守りしに、又使をして義幹に謂はしめて曰く、聞く、將軍の狩獵、戒むることありて、諸將、悉く集りぬと。我、將に公と倶に行かんとすと。義幹、益疑ひて聽かざりければ、知家、富士野に至り、頼朝を見て、義幹姦謀ありと譖す。頼朝、義幹を召して、知家と辨斷

せしめしに、義幹、自ら明にすること能はずして、遂に罪を得たり。頼朝薨じ、頼家嗣ぎて、知家、北條時政・大江廣元等と、政事を參決す。東鑑。後、薙髮して尊念と號し清和源氏系圖。卒す。子は、知重・宗政・知尙・時家尊卑分脈。知重は、小田氏を稱したりしが、養和の初、頼朝、射を善くするものを選びて寢室に直せしむるに、知重、焉に預りぬ。建久の初、頼朝に從ひて入朝し、父の故を以て左兵衞尉に除せられ、後、常陸介となれり。宗政は、宍戸四郎左衞門と稱し、和田義盛が亂に、義秀と格鬪し、克たずして之に死せり東鑑。知尙は、自ら傳あり。時家は、高野氏を稱し、伊賀守に除せられ尊卑分脈。文永中、評定衆となれり關東評定傳。曾孫知宗及び其の二子時知・貞知は、相續ぎて六波羅頭人となる。時家が弟義勝に、子ありて家長と曰へるを、知家、養ひて子となしゝが、中條氏を稱し尊卑分脈。評定衆となり關東評定傳。出羽守に除せられしが、承久の難に、幕府の宿老、皆鎌倉に留りしが、家長、焉に預りたり東鑑。

首藤經俊、刑部丞俊通が子なり。其の先は、藤原秀郷より出でたり。秀郷が玄孫公光、相模守となりて、公清を生み、公清、助清を生みしが、參河に居て、主馬首となりければ、首藤と號せしが、助道を生めり○東鑑に、資通に作れり。源頼義に陸奧の役に從ひて、勇名あり、所謂七騎の一なりき。助道、親清を生み、親清、義通を生みしが○本書の一説に、助道が弟となせり。山内と號し○首藤家譜に云く、俊通、始て山内に居て、山内首藤と稱したりと。刑部丞に任せられ、俊通を生めり。瀧口となりしが○尊卑分脈○首藤家譜の一説に曰く、俊通が五世の祖權大納言藤原長家、通家を生みしが、出でゝ公光が養子となりて、上野介・下野守に歷任す。通家、任にありて子を生み、秩滿ちて攜へて京に歸り、美濃の席田を過ぎしに、郡司守部資信、請ひて己が子となし、名けて資清と曰へり。長ずるに及びて、守藤大夫と稱し、頼義に隷して、後、主馬首となりたれば、因て亦首藤と稱したり。其の來歷を敍すること、本

書と異なり。然れども、本書の一説に、亦云く、助清が本姓は、守部氏、故に、亦守藤と稱すと。家譜と合へり。姑く附して以て考に備ふ。保元元年、源義朝に從ひて禁旅に屬し、力戰して功あり尊卑分脈・保元物語。平治の亂に、義朝、敗走しけるに、平氏の軍、進みて之を撃ちしが、俊通、力戰して死せり平治物語。尊卑分脈を參取す。尊卑經俊、瀧口三郎と稱し、亦刑部丞に任じ、從五位下に敍せらる。源賴朝が兵を起せるとき、安達盛長、檄を傳へて經俊を諭しゝに、經俊、倨傲にして之に禮せず、大言して曰く、人、貧賤に至れば、心を喪ひ守を失ふ。佐殿の單微を以て、隆盛の平氏を撃たんと欲せらるは、譬へば、垤壤と富士と高を爭ひ、老鼠の猫兒の頭上の物を瞯ふが如し。其の人に非ずして其の謀に與するは、我が爲さゞる所なりと。遂に大庭景親に從ひて之を攻め東鑑。源平盛衰記を參取す○盛衰記を按ずるに、俊綱が子三郎利氏、第四郎利宗に謂て曰く云云とあれども、尊卑分脈及び首藤系圖を考ふるに、俊綱に子なし。東鑑にも、亦見ゆる所なし。盛衰記の石橋の戰に、賴朝を攻めし將士の姓名を載せ、瀧口三郎經俊とあり。則ち東鑑に經俊が事となせるを得たりとす。故に今、二書を參取す。射て賴朝が鎧袖に中てたるが。後、賴朝に降りしかば、賴朝、之を殺さんと欲せしに、經俊が母は、賴朝が乳母なれば、自ら幕府に詣りて、哀訴して曰く、先臣助道、八幡殿に仕へて、廷尉禪室の乳母夫となりて、世功勞あり。平氏の難に、俊通、頭殿に從ひて、骸を沙土に暴せり。經俊が景親に黨したるは、一時身を全うせんが爲の計のみ。當時、將軍に抗せしもの、今、多く赦宥に遭ひたり。願はくは、祖先の功を以て、經俊が罪を贖はんと。賴朝、答へずして、乃ち鎧を出して之を示しゝに、鏃、袖に在り、箆を截ちて仍姓名を誌せる處を留めたりしかば、母、泣を垂れて出でたるが、既にして、賴朝、之を赦せり。壽永三年、波多野泰通・大井實春と、信太義廣を伊勢の羽取山に撃ちて、其の

首を獲たり（東鑑）。文治元年、源義經、敗走して、其の將伊勢義盛、來り襲ひしが、經俊、拒ぎ戰ひて之を破り、遂に義盛を斬りぬ（源平盛衰記）。元久元年、平氏の餘黨、兵を伊賀・伊勢に擧ぐ。經俊、時に、兩國の守護たりしが、兵寡くして拒守すること能はず、守護所を棄てゝ走りしかば、平氏、遂に二國を略せしに、平賀朝雅、撃ちて之を平げたりしが、經俊も、亦散卒を收めて之を助けたり。實朝、經俊を責めて其の職を奪ひしが（東鑑）。嘉祿元年、死す。年八十九（首藤系圖）。子通基は、幼名は持壽丸、中山六郎と稱せしが、平賀朝雅が、罪を鎌倉に獲て松坂に敗走せるとき、通基、射て之を殺せり（東鑑・首藤系圖・中山系圖）。經俊が弟は、俊綱（尊卑分脈）。

俊綱、保元元年、父俊通と、源義朝に從ひ、力戰して功あり（保元物語）。平治の亂に、源頼政、六條河原に陣し、兵を按じて進まざりしに、義朝が子義平、其の觀望を惡み、俊通等が精兵を率ゐ、進みて其の陣を突く。俊綱、矢に中りて將に馬より墮ちんとしけるが、俊通、聲を厲して曰く、傷く所は、纔に一矢なり。汝、何ぞ之を忍ばざると。俊綱、勉强して鞍に據りしに、義平、齋藤實盛に命じて曰く、俊綱が創、要害に中りぬ、壯士惜むべし、敵の爲に獲らるゝことなかれと。實盛、乃ち刀を拔き、俊綱に擬して曰く、子が創、重くして活くべからず。御曹司、敵をして獲させんことを欲せられず。卿、寧ろ我が手に死なんかと。俊綱、感喜して曰く、將軍、年少し。圖らざりき、士を待たるゝの厚きこと、此に至らんとはと、乃ち刃を受けて死せり（平治物語）。俊綱が弟俊秀は、幼にして孤となりしを、園

金子家忠　熊谷直實

城寺の僧慶秀、收めて弟子となしたりしが、長ずるに及び、勇敢にして膂力あり、以仁王の敗れたるとき、從ひて南行せしが、敵兵、光明山に追ひ及び、王、流矢に中りて薨せしに、俊秀、苦戰して、十餘人を殺傷し、遂に奈良に奔れり（源平盛衰記・長門本平家物語○諸本平家物語に、並に云く俊秀、力戰して死せりと。）

金子家忠、十郎と稱し、其の先は、平高望より出でたり。父家範、武藏の金子邑に居たれば、因て氏となせり（村山系圖。）保元元年、家忠、源義朝に屬して、白川殿を襲ひ、爲朝が守る所の西河原門を攻め、自ら姓名を呼びて前みしに、爲朝、怒りて曰く、彼、我が矢を避けず、我、其の勇を愛す。彼を挈げて來れ。我、其の面を見んと。高間四郎、前みて交搏ちたるに、家忠、之を倒したれば、四郎が兄三郎、將に家忠を斬らんとす。家忠、三郎を刺し殺し、併せて四郎を斬る。首藤家末、前みて之を射んと欲せしに、爲朝曰く、勇士なり、之を舍け。我、他日、志を得ば、彼を以て臣となさんと（保元物語。）平治の亂に、義平に屬して、六波羅を攻めて力戰し、刀折れたれば、之を安達遠基に乞へるに、遠基、副なく、從士の佩刀を取りて之に授けしに、家忠、大に喜びて、敵軍に進入し、多く首級を獲たり（平治物語。）三浦義明が衣笠城に據るに及び、家忠、畠山重忠等と、家屬三百を率ゐて之を攻め、勇を奮ひて血戰せしに、鎧上の矢、蝟毛の如く、遂に二門を奪へり。義明、爲に杯酒を具して、之を犒ひて曰く、今日の戰は、多く是武藏・相模の精鋭なり。而るに、卿、尤も勇壯なり。請ふ、快飲して奮戰せよと。家忠、弓を杖つきて三飲し、使者に謝して曰く、我が志氣、增倍せり。城を拔かんこと、須臾に在り

と、踴躍して進みしかば、義明、嘆じて曰く、壯士なり。一人當千と謂つべしと。義盛に命じて、之を射させて中りたれば、藤平實國、將に之を斬らんとせしに、家忠が弟餘一近範、家忠を肩にして去る。三浦餘一、急に之に迫りしに、近範、家忠を棄てゝ反り戰ふ。餘一、其の當るべからざるを度りて逃げしが、近範、追ひ及びて之を斬り、又肩にして去れり。後、家忠、近範と、源賴朝に歸し、數軍に從へり源平盛衰記。子家高は、大藏丞となる。家高が子時家は、六郎と稱し、承久の難に、北條氏に屬して戰功ありき村上系圖。

熊谷直實、二郎と稱し、鎭守府將軍平貞盛が後なり。祖左衞門尉盛方、嘗て北面に侍したりしが、法に坐して誅せられたり。時に、父二郎大夫直貞、尙幼にして、乳母と亡げて武藏に至り、小澤氏に依りしが、長ずるに及びて、膽勇、人に過ぎたり。熊谷鄕に巨熊ありて、害をなしければ、鄕閭、之を患苦し、相共に約を定めて曰く、能く熊を殺さんものは、立てゝ黨の長となさんと。直貞、年十六、山に入りて熊を殺しゝかば、鄕人、喜びて私に黨の旗頭となしぬ。因て、熊谷を以て氏となせり。直實、幼にして所怙を失ひ、兄直正と、姨夫久下直光が家に育てらる熊谷家譜。直實、慷慨にして剛直、嘗て直光に代りて京師に番直せしに、等輩、代人なるを以て、之を輕侮すれば、直實、抑屈に堪へず、直光に請はずして、中納言平知盛に仕へしかば、直光、怒りて其の所有の地を奪へり。直實、鄕に還りしに、會源賴朝、兵を起したり。直實、大庭景親等と、之を攻めしが、後、賴朝に降る○按ずるに、熊谷家譜に曰く、直實、嘗

て梶原景時と倶に降を約せり。頼朝が眞名鶴碕に逃れて時に自殺せんとするに及び、直實、其の嘗て景時と約あるを以て、之を止めしが、景時が追ひ至るに及び、直實、途に前議を申れて、頼朝を尼に脱れしめたりと。東鑑・盛衰記と異なり。姑く存して、考に備ふ。
頼朝が佐竹秀義を攻むるとき、直實、平山季重等と、之に赴き、先登斬獲して、其の功、多きに居る。頼朝、之を褒異し、教書を下して、直光が奪へる所の地を復し、地頭職を世にせしむ。東鑑。壽永三年、源義經に從ひて源義仲を攻む。義仲、宇治橋を撤して之に備へたりしに、軍、河上に至れるとき、季重、募に應じて、橋架に先登す。澁谷重助・佐佐木定綱、之に繼ぎ、直實、亦將に之に趣かんとするに、子直家、年十六、父に繼ぎて進む。直實、之を戒めて曰く、橋架、阽危なり、我すら、尚之を難ず。汝、幼弱なり、之を核の未だ堅からざるに譬へんか。宜しく衆兵の至るを俟ち、相憑りて濟るべしと。直家、笑ひて曰く、兒、豈に秋果ならん、何ぞ核の堅脆あらん。大人、毎に風眩に苦まるれば、宜しく須らく兒が扶を須たるべしと、乃ち倶に橋架に登る。直實、矢を發ちて義仲が兵藤太兼助を殪せり源平盛衰記○按ずるに、異本平家物語に、橋架に先登せしものを擧げたれども、直實父子を載せず。一谷の役に、義經、將に鵯越に至らんとす。直實、夜、潛に直家に謂て曰く、我、嚮に宇治河を濟りしとき、心に先登を欲して、佐佐木高綱が爲に先せられしかば、深く以て憾となせり。明日、進みて城門に逼り、以て吾が志を遂げんと。直家曰く、營中、平山季重を見ず。疑ふらくは、彼、亦此の志あらん。九郎殿、亦毎に士卒の先とならんことを欲せられたり。今、九郎殿に從へるに、安ぞ先登することを得ん、大人、宜しく遄に發せらるべしと。直實、悅ぶ。是に於てか、父子、轉じて城の西門に向ふ。時に、天未だ曙けず。父子、自ら姓

名を呼びて戰を挑みしに、城兵、櫓の上より連射すること雨の如く、城門、未だ開かず。謂らく、徒死せんも、益なしと。父子、暫く憩へるとき、季重、果して至りぬ。會、城中、樂を奏す。直實、嘆じて曰く、搢紳の徒、風流なること此の如くなるに、我、此の輩と相殺さんとする、何ぞ不幸なると。既にして、門開けば、季重、先入り、直實父子、之に繼ぐ。城兵平盛嗣・藤原忠光及び弟景清等の精鋭二十餘騎、之を圍む。直家、矢に中り、父に向ひて拔かんことを請ふ。直實曰く、創重からず、我、亦暇あらず、汝、姑く待てと。復馳せて血戰す。諸軍、進み擊ちて、城、遂に陷り、平氏、海に逃れしに、直實、追及して平敦盛を斬れり源平盛衰記○按ずるに、本書の下文に曰く、直實、敦盛が首を義經に請ひ、其の攜へし所の笛を幷せて、敦盛が父經盛に送ると。事、頗る疑ふべし。且つ東鑑等の諸實錄に、見る所なし。故に取らず。季重、姓は日奉平山系圖。平山武者所と稱し、右衛門尉となる東鑑。後、賴朝、一谷の戰功を論じて曰く、直實、夙に城門に至れりと雖も、先入りたるものは、季重なりと。乃ち季重を以て第一となせり源平盛衰記。賴朝、流鏑馬を鶴岡に觀るや、直實に命じて的を樹てしめしに、直實、憤恚して曰く、射るものは馬に騎り、樹つるものは徒歩すれば、優劣あるに似たり。臣、敢て命を奉ぜずと。賴朝、曉諭して曰く、器を擇びて事に從はしむるのみ、我、初より之を優劣せるに非ず、且つ的を樹つるは、賤役に非ず。新日吉祭の御幸の日に、的を樹つるものは、瀧口本所衆なり。是則ち的を樹つるは、射るものより貴からずや。今、其の故實を存するに、汝、拒むこと勿れと。直實、固く從はざりければ、賴朝、怒りて其の邑を削る。建久三年、久下直光と地界を爭ひければ、賴朝、親

熊谷直實

しく之を裁決し、詰難すること數回。直實、素より訥にして、自ら辨明すること能はず、大に怒りて曰く、梶原景時、直光に黨援し、巧言先入る。其の臣を以て曲となすや、宜なり。證する所の文書も、用ふる所なしと。乃ち之を庭上に投げ、走りて西侍を出で、刀を拔きて髮を斷ち、目を瞋らして大に呼びて曰く、吾、復此に詣らじと、遂に家に還らず、馬を馳せて西す。賴朝、之を聞き、人を遣はして處處に遮り留めしむ。直實、將に京師に赴かんとして、路に走湯山の僧專光に値ひしに、苦諫して、初に復さんとすれども、直實、肯かず（東鑑）。遂に京師に走り、新黑谷僧源空に投じて、弟子となり、名を蓮生と更めたり（黑谷上人傳）。居ること數年、鎌倉に來りて、賴朝に謁し、自ら言ふ、專ら佛乘に歸せりと。兵法武藝の要を談ずるに及びて、聞くもの、感歎せしが、賴朝、苦に之を留めたれども、聽かずして去りぬ。承元二年九月十四日、死す。豫め死期を知りて、之を直家に告げたれば、直家、奔りて之に赴きしに、果して其の言の如くなりき（○黑谷上人傳に、建久二年死すとなせり。）。直家は、小次郎と稱す。賴朝、嘗て小山政光に謂て曰く、直家は、本朝無雙の勇士なりと（東鑑）。直實、亦嘗て下文を賜りて、稱して日本第一剛者と曰はれたり（神皇正統記）。父子共に知奬せられしこと、此の如くなりき。承久の難に、北條時房に從ひて、勢多に射戰す。直家曰く、敵、未だ破るべからず。衆、何ぞ休まざると。乃ち衆と地に臥したるに、飛矢、雨のごとく下れども、堅く臥して動かざりしが、時房、亦命じて戰を罷めたり（承久記）。子直國は、平內左衛門尉と稱せしが、勢多に戰死せり（東鑑・承久記）。

譯文大日本史卷の一百九十八終

譯文大日本史卷の一百九十九

列傳第一百二十六

將軍家臣九

中原親能

大江廣元　子　時廣　季光

三善康信

藤原行政

傳に曰く、君子あらずんば、其能く國せんやと。古より、禍亂を戡定し、基業を剏立せるもの、羽翼爪牙の臣あるに非ずんば、安ぞ能く其の功烈を恢弘せんや。源頼朝が府を鎌倉に建つる、熊虎貔貅の徒は、堅を破り鋭を挫くの勞ありきと雖も、而れども、文墨議論もて治體を緣飾すること能はざれば、乃ち搢紳の吏才あるものを延きて、授くるに釐務を以てし、政、内に成りて、兵、外に強く、遂に能く平氏を誅鋤し、王室を匡寧せり。豈に剛柔相濟ふの效に非ずや。大江廣元・三善康信・藤原行政、實に選首となり、平盛時・源邦業・中原經久・藤原邦道等、簿書期會に、各其の能を輸せり。然れども、皆京師より往きて之が用をなしゝこと、杞梓・皮革の楚より往けるが如くなりき。楚、材ありと

雖も、晉、實に之を用ひたり。興隆の象、誰か能く之を遏めん。其の曹に、政所・問注所の署ありしが、政所は、號令賞罰の出づる所、問注所は、辭訟を受くる所、彼此の言を問ひて、注記取決するの謂なり。政所に別當あり、令あり、寄人ありて、問注所は、執事、之を掌れりき。北條氏の政を奸すに及び、評定衆を置きて、軍政を參畫せしめ、問注所を罷めて、引付を置き、隊を分ち頭を置きて、第幾番の名ありき。既にして、又問注所を復して、引付と並べ置き、參互詳覈して、子孫、克く其の緒を纘げり。此の數子者は、覇府を強くして王室を弱くしたれば、功罪相掩ふこと能はず。其の尤なるものを拔き、撰次して傳を爲る。

中原親能、明法博士廣季が子なり玉海○源平盛衰記に、明法を明經に作れり。後、姓を藤原と改めしが、幹事の稱ありて、齋院次官となる。源頼朝が兵を起せるとき、往きて之に從ひ東鑑。甚だ任遇せられたり玉海・東鑑。壽永三年、頼朝、公文所を置きしに、藤原行政・安達遠元等と、寄人となり、尋で源義經に從ひて京師に入り、事を後白河法皇に奏す。頼朝、藤原兼實を攝籙となさんと欲せしに、親能、前權中納言源雅頼と舊あれば、就きて其の意を喩さしめしに、兼實、遂に攝政を得たり玉海。西海の戰に、源範頼に屬し、軍事を參謀して功ありければ、頼朝、特に書を贈りて之を賞し、式部大丞に遷す東鑑。文治二年、頼朝、命じて六波羅に居て京師を守衞せしむ帝王編年記。閑院・六條殿を修むるに、功を諸國に課するとき、大江廣元と、役を董したり。其の京師に在るや、朝廷の糧運を督し、時に上奏する所あれば、或、之を

頼朝に讒して曰く、親能、私を挾みて貢物を抑留したりと。詰問せらるゝに及び、陳謝の辭なかりしかば、頼朝、其の故を問ひしに、親能、辨明せずして、只上奏せし所の草案を呈せり。頼朝、其の誣罔たるを悟りて、遂に釋くことを得たり。之を久しくして、掃部頭に遷り、累に正五位下に敍せらる。頼朝、左近衞大將となりてより、廷臣の關東に在るもの、各分職ありしが、親能は、辭訟を掌りて、京師に往來し、事に隨ひて辨理せり。建久二年、頼朝、政所を置きしに、親能、公事奉行となる。後白河法皇、法住寺殿に遷るや、頼朝が故を以て、親能・廣元を召し、殿に上せて劍を賜ふ。東鑑。七年、再び六波羅に往きて京師を守る。帝王編年記。親能が妻は、頼朝が女三幡が乳母たれば、三幡殤して、親能、薙髮して寂忍と名く。頼家・實朝が時、六波羅に居て、佐佐木定綱等と、京畿を守衞し、承元二年、京師に卒す。年六十六。東鑑。

大江廣元、中納言匡房が曾孫にして、式部大輔維光が子なり。大江系圖。家、世儒を業とし、聞えたる人多し。廣元、幼にして掃部頭中原廣季が爲に子養せられて〇本書に、廣季を廣秀に作れり。今、玉海・除目大成鈔に據りて之を訂す。中原氏を冒したりしが、後、奏して本姓に復す。頗る文史に涉りて、籌略あり。源頼朝が兵を起すや、往きて之に從ひしに、薦を以て安藝介となる。壽永三年、始て公文所を置きしに、廣元、別當となりて、政事を綜理す。頃之して、因幡守となり、待遇、愈隆なり。平氏を討伐するの際、庶務殷に湊りしに、章奏文移、草創する所多し。頼朝、叔父行家・弟義經と隙あり、文治元年、朝廷に奏請して之を捕へ

んとすれども、獲ること能はざれば、頼朝、之を患へたりしに、廣元、議して曰く、世既に澆季にして、姦宄日に熾なり。東海道は、幕府を以て鎭壓すれば、寧靜にして虞なけれども、他道は、遼遠にして、制服し易からず、屢起るを屢征するに、東兵を差發せば、則ち軍需浩繁にして、民戸、凋弊せん。如かず、國衙に守護を置き、莊園に地頭を置き、發するに隨ひて逮捕せば、則ち勞せずして自ら治らんと。頼朝、大に喜び、奏請して之を得、將士を分ち遣はして、守護・地頭を置く東鑑。此より、兵馬の權、盡く頼朝に歸して、朝廷、遂に衰へたり神皇正統記・增鏡。頼朝、以て功となし、肥後の山本莊を賜ふ。時に、關西、干戈の後を承け、武士、橫恣にして、百姓を誅求し、或は自ら地頭と稱して、社寺の邑戸を奪ふものありしを、廣元、京師に往き、院宣を乞ひて、繩檢澄汰したり。凡そ幕府に重事の奏請あるごとに、命を含みて往來し、皆允可せらる。朝章を諳練し、政事に明達し、頼朝が、武威を振耀して天下に號令するを得たるは、廣元・三善康信等が功、多きに居る。頼朝、近衞大將となりて、政所を置きしに、廣元、別當となり東鑑。正五位下に敍し、明法博士に任ぜられ、左衞門大尉を兼ね、檢非違使となれり。關白兼實曰く、彼、世儒流なれば、仕途の由る所は、大外記・明法博士を出づべからざるに、而も、大尉を帶び、檢非違使となれるは、選敍の紊亂に非ずやと。朝廷、聽かず東鑑。後白河法皇、賀茂に幸して祭を觀るとき、廣元、扈從して、廐馬舍人を賜りしが、明年、三官を辭す。之を久しくして、兵庫頭に任ぜらる。頼朝薨じて、北條政子、最も之を重じ、北條時政・義時と連署して敎令せし

大江廣元

む。賴家・實朝が時、背叛及び疑議あるごとに、康信と、參預して之を決せしが、掃部頭・大膳大夫に遷れり。比企能員、北條氏を滅さんことを圖りて事泄れしかば、時政、之を誅せんと欲し、廣元に就きて之を詢りけるに、廣元、對へて曰く、僕、故將軍の時より、府政を毗輔すれども、戎事の得失に至りては、則ち僕が能く辨ずる所に非ず。誅すると誅せざるとは、宜しく賢筭に在るべしと。時政、其の旨を悟り、乃ち起ちて家に還り、天野遠景等をして能員を殺さしめんとせしに、遠景が策を獻ずるに及び、再び廣元を召す。廣元、謂らく、謀議、既に訖りたるに、而も、再び我を召す。人情測り難し。恐らくは、變、意外より出でんと。悉く僕御を屏けて、獨飯富宗長のみを從はしめ、竊に之に謂て曰く、變あらば、速に我を斬れと。既にして、時政が宅に至りて計畫せしが、能員、遂に殺されたり。和田義盛が兵を擧げて北條義時を攻めたるとき、廣元、義時と、實朝を奉じて之を法華堂に避け、謀を協せ力を勠せ、將士を奬諭して、遂に破りて義盛を殺せり。尋で正四位下に敍し、陸奧守に任ぜられしが、目を患へて困むこと劇しくして、薙髮す。法名は、覺阿。後鳥羽上皇、義時を討つとき、諸將、或は曰く、足柄・箱根の險に據りて、以て王師を待たんと。廣元、以て不可となし、首として畫策を陳べければ、義時、意を決して京師を犯さんとす。諸將、兵の集るを待ちて發せんと欲せしに、廣元、北條泰時に勸めて、單騎道に上らしめしが、既にして、軍、大に集り、遂に京師を陷れたり。語は、義時が傳に在り。廣元、三善康信等と、鎌倉に在りて、軍國の事を經理す。會、雷、義時

が廚に震して、養卒、震死せしに、義時、大に懼れて、廣元を招き、問ひて曰く、今、兵を抗げて闕を犯せるに、此の災咎に遇へるは、天譴に非ざるを得んやと。廣元曰く、君臣、兵を構ふ、勝敗は、天に在り。濟ると否とは、宜しく之を天に委ぬべし。災變、何ぞ畏るゝに足らん。且つ既往を以て之を驗するに、此、關東に在りては佳瑞たり。文治中、故將軍、藤原泰衡を討たれしとき、雷、行營に震して、軍、大に利を得たり。宜しく卜筮に命じて、以て天意を驗すべしと。陰陽家、皆曰く、吉と。義時、心稍安じたり。既にして、官軍、大に敗れて、上皇、播遷せしかば、益北條氏の爲に親愛せられたり東鑑。嘉祿元年、卒す。年七十八東鑑脱漏。子は、親廣・時廣・宗光・季光・忠成。子孫、綿延して、世幕府に事ふ。親廣は、自ら傳あり。宗光は、掃部助となり、子、政茂は、引付衆となり、右近衞將監・刑部權少輔を歷たり。忠成は、藏人に補せられ、左近衞將監・刑部權少輔を歷て、從四位下に累敍せられ、評定衆となりしが關東評定傳。兄季光が事に坐して職を罷められたり東鑑。

時廣、左衞門尉となり、藏人に補せらる。實朝、近衞大將となりて、將に鶴岡社に拜賀せんとするとき、時廣、俄に鎌倉に還りて前驅に充てらる。禮已に畢りて、再び京師に往かんと欲せしを、二階堂行村、爲に請ひしに、實朝、悦ばずして曰く、時廣、已に名を院中の籍に挂けて、鎌倉に還れり。何ぞ再び京師に往くことを須ひん。其の意、豈に關東を薄しとするかと。時廣、行村に因りて謝して曰く、臣、朝廷に在るは、本意に非ず、特に廷尉に除せられんことを欲するのみ。今、拜賀を聞きて、

來りて前驅に充てられたり。請ふ、復京師に往きて、以て宿志を遂げ、再び幕府に歸りて、以て忠勤を效さんと。行村、敢て復啓せざれば、時廣、情を以て北條義時に懇ひしに、義時、爲に之を言ひて、聽かれたり東鑑。子泰秀、亦藏人に補し、左衛門大尉に任ぜられ、檢非違使となり、甲斐守を兼ね、評定衆となる關東評定傳。

季光、左近衛將監となり、藏人に補し、從五位下に敍せられしが、實朝薨じて、薙髮し、名は、西阿東鑑・關東評定傳。從五位下は、評定傳に據れり。承久三年、北條泰時に從ひて京師に入り、尾張川の戰に、別に鵜沼を攻め、神地賴經と戰ひて、之を破る。泰時が進みて京師に逼るとき、三浦義村と、淀・芋洗を攻め、大納言藤原忠信・參議藤原信能等と戰ひて、之を破りしが、後、評定衆となる。三浦泰村が難に、季光、將に幕府に赴かんとせしに、其の妻は、泰村が妹なれば、妻、泣きて之を止めたれば、遂に其の言に從ひて、出でゝ泰村を援け、幕府の兵と戰ひて敗れ、三浦の族と同じく自殺せり。子光廣は、右兵衛尉に任せられしが、弟三人と、父に從ひて戰死せり東鑑。子孫、毛利氏を稱す毛利系圖。

三善康信、中宮屬となり、從五位下に敍せらる。其の母は、源賴朝が乳母なり。故を以て、心を賴朝に屬す。賴朝が伊豆に在りしとき、康信、一月に三たび使を遣はして、京師の消息を報じたり。此に由りて、賴朝、遐外に在りと雖も、朝廷の擧動、平氏の聲息を審にすることを得たり。源賴政、以仁王に勸めて、諸國の源氏に令して平氏を討たしめしが、既にして、王及び賴政、敗死したれども、

清盛、蓋く源氏を滅して、以て後患を除かんと欲せしかば、康信、特に宗人康清を遣はし、朝頼に勸めて難を陸奥に避けしめんとしければ、頼朝、遂に意を決して兵を起せり。康信、薙髪して、法名は、善信、世に大夫屬入道と謂へり。頼朝、已に關東を定めて、累に之を召しければ、壽永三年、鎌倉に來りて、軍政を輔け、問注所執事となる。初め、頼朝が問注所を幕府に設くるや、衆人、喧囂せしかば、頼朝、稍之を厭ひしに、熊谷直實が、久下直光と忿爭するに及び、遂に之を康信が家に移しゝが、正治元年、問注所を郭外に設けたり。康信、執事たるの日久しく、聽決、詳に當りければ、府に寃結なかりき。文治五年、頼朝、藤原泰衡を陸奥に撃つや、留務を授け、頼家・實朝が時に在りては、關東の宿望たりしかば、北條政子及び義時父子、皆之を推重せり。僧源性といふものありて、算術を善くせしが、頼家、政所に令して諸國の田簿を徵せしむるに、源性をして頃畝を校せしめ、治承・養和以來、將士に新に給ひし莊園を計り、人ごとに五百町を限りて、其の羸餘を收め、以て新進の近習に與へんと欲し、命、既に下れるに、大江廣元以下の老臣、皆之を憂へたれども、計出づる所なかりしを、康信、苦諫して、事、遂に寢みぬ。承久三年、後鳥羽上皇の北條氏を討つや、義時、將士を集めて之を議するに、康信、疾を輿して至り、廣元と議を定め、軍を發して京師に向はしめ、康信は、留りて鎌倉に在りしが、既にして、疾劇しくして、執事を辭しければ、政子、子康俊を以て之に代へたるに、是の歲、卒す。年八十二東鑑。子は、康俊・行倫・康連。康俊は、右兵衞尉・民部丞に任ぜられ、

藤原行政

加賀守に遷り、問注所執事・評定衆となりしが、子は、康持・康有。康持は、民部少丞に任ぜられ、備後守に遷り、問注所執事・引付衆となる（東鑑・關東評定傳）。子政康は、民部少丞に任ぜられ、加賀守に遷り、評定衆となる。康有は、勘解由判官に任ぜられ、美作守に遷り、亦問注所執事・評定衆となりしが、薙髪して、法名は、善有（關東評定傳）。行倫は、大舍人允となりしが、康信が別曹を攝したるとき、頼朝、命じて局務を視させたり（東鑑）。子倫重は、權少外記、大和・對馬の守に任ぜられ、評定衆となる（關東評定傳）。康連は、民部丞に任ぜられ、阿波權守に遷り、問注所執事・評定衆となり（東鑑・關東評定傳。阿波權守は、評定傳に據る。）子康宗は、民部丞・伊勢權守に任ぜられ、問注所執事・評定衆となりしが、子孫、太田氏を稱す（關東評定傳）。

藤原行政、遠江守爲憲が後なり。父行遠は、白尾三郎と稱し、保延中、遠江國司を殺すに坐して、尾張に流されたり（尊卑分脈）。源頼朝が兵を起すや、行政、往きて之に從ひ（○尊卑分脈に曰く、行政が母は、季範が妹なりと。按ずるに、季範といふは、卽ち熱田大宮司なり。蓋し行遠、尾張に在りて、季範が妹を娶り、行政を生み、而して、季範が女は、則ち頼朝が母なり。故に、頼朝に從へるならん。然れども、他に明證なし。附して以て考に備ふ。）出雲權守・山城守を歴て、從五位下に敍し、主計允・民部少丞に任ぜられ、政所執事となり、二階堂と稱す。二子、行光・行村（東鑑・尊卑分脈。二階堂と稱すは、分脈に據る。）行光は、掃部允・民部丞より、政所寄人となり、頃之して信濃守に任ぜられ、政所執事となりければ、子孫、信濃と稱す。子行盛は、民部少丞・左衞門少尉を歴て、紀伊權守に遷り、政所執事となり、薙髪して、法名は、行然。評定衆となる。子は、行泰・行綱・行忠。行泰は、民部少丞、筑前・加賀の守より、政所執事となる（東鑑・尊卑分脈・關東評定傳を參取す）。北條時頼が薙髪す

るや、行泰、其の舊好を念ひ、二弟及び結城朝廣・三浦光盛等と倶に祝髪して、法名は、行善。披剃するに、幕府に啓せざりしを以て、譴を蒙れり東鑑。行綱は、左衞門少尉・伊勢守を歷て、政所執事となり、兄行泰と同時に薙髪して、法名は、行願。行忠は、彈正忠・檢非違使・左衞門少尉に任ぜらる東鑑・關東評定傳を參取す。行忠、文臣を以て進めりと雖も、頗る武幹ありき。寶治の初、北條時定に隸して、三浦泰村を攻め、奮戰すること、人に過ぎ、斬獲、多きに居たり東鑑。二兄と同時に薙髪し、法名は、行一。行光が弟行村は、檢非違使・左衞門少尉に補し、隱岐守に任ぜられ、侍所司となりしが、源實朝薨じて、薙髪す。法名は、行西。評定衆となる東鑑・關東評定傳。子孫、隱岐と稱す。子は、基行・行義・行久・行方・惟行尊卑分脈。基行は、左衞門少尉に任ぜられしが、容儀美しくして、騎射に工なり。實朝、右大臣に拜せられて、拜賀の禮を鶴岡社に行ふに、儀從を選びしに、基行、請ひて曰く、身は、幕府に事へて、名は、文臣に列り、常に武臣の爲に輕侮せられんことを懼る。今、此の大禮は、千載の一遇と謂ふべし。若し隨兵に充てらるゝことを得は、則ち、子孫、永く仕籍を易へて以て武臣とならんと。實朝、之を許す。薙髪して、法名は、行阿東鑑。行義は、左衞門少尉・出羽守に任ぜられしが、三浦泰村が難に、力戰して功ありき。薙髪して、法名は、道空東鑑・關東評定傳を參取す。曾孫貞藤は、北條高時が傳に見えたり。行久は、左衞門少尉・常陸介に任ぜられしが、法名は、行日。行方は、式部丞・大藏少輔を歷て、引付頭・評定衆となり關東評定傳。惟行は、式部少丞に任ぜられたり尊卑分脈。

譯文大日本史卷の一百九十九終

譯文大日本史卷の二百

列傳第一百二十七

將軍家臣十

北條泰時

伊賀光季 弟 光宗

北條泰時、右京權大夫義時が長子なり。幼名は金剛、江馬太郎と稱す。嘗て徒歩して出遊して、多賀重行に遇ひしに、重行、馬を下らざりしを、賴朝、聞きて大に怒り、重行を詰めて曰く、禮は、老少を別つべからず。人に因りて敬を加へよ。金剛が如きは、汝が儕輩に非ざるなりと。重行、詐りて是の事なしと稱せしかば、賴朝、愈怒りて、泰時に質問せしに、泰時、重行が罪を獲んことを懼れて、對ふるに重行が言の如くせり。賴朝、其の能く人の過を掩ふを嘉して、劍を賜ひて褒奬す。年甫て十三。之を幕府に召して、手づから親しく冠を加へ、賴時と名けしが、後、今名に改めたり。長ずるに及び、寛厚詳雅にして、識量、人に過ぎたり。賴朝薨じて、賴家、職を襲ぎしが、驕奢にして政に倦み、嬖幸と、日夜蹴鞠す。建仁元年、大風洪水ありて、禾穀を損傷せしに、泰時、私に中野能成に謂て曰く、蹴鞠は、風流の戲なれば、將軍の之を好まるゝも宜なり。然れども、時と用舍すべし。方今、災變荐

北條泰時

に臻り、民、菜色あれば、宜しく司天博士を引きて、咎徵の自る所を問ひ、恐懼戒愼して、以て天意に答ふべきなり。而るに今、之を恤まず、日に戲場に在りて、狎客と周旋せらるゝは、甚だ宜しき攸に非ず。建久中、故將軍、百日を限りて海濱に遊ばんと欲せられたれども、司天、天變を告げたるに因りて、遽に止められたりき。將軍、既に重任を荷はれたり。擧動、愼まれざるべけんや。足下、方に親信せられたるに、盍ぞ間を承けて諫止せざると。能成、之を白したれども、報せず。會〻伊豆の北條、大に饑ゑたれば、泰時、往きて之を視んとし、將に發せんとするとき、僧觀淸、來り告げて曰く、將軍、前語を聞きて、公の父祖を踰えて易言せられしを慍られたり。公の爲に計るに、病と稱して暫く北條に避けられよ、則ち旬日を過ぎざるに、解くることを得んと。泰時曰く、敢て諫を納れたるに非ず、愚衷を近習に攄べたるのみ。如し吾を罪せんと欲せられなば、何ぞ避くると避けざるとを論ぜん。吾、明日、事ありて北條に赴かんとし、既に已に行を戒めたり。子が言に因りて然るに非ざるなりと。乃ち行李を出して、之に示しゝが、賴家も、亦之を罪せざりき。是より先、北條の民飢ゑたれば、泰時、米を出して之に貸したるに、秋に至りて當に子本を償ふべかりしを、風に遭ひて辨ずること能はず、相率ゐて流亡せんと欲す。泰時、北條に抵りて、悉く逋負者を會め、劵を出して之を焚き、且つ之に酒食せしめ、人ごとに米一斗を與へしに、父老、大に悅びたり（東鑑）。建曆元年、修理亮に任ぜらる（關東評定傳・將軍執權次第。）建保の初、和田義盛、北條氏を滅さんことを謀り、土屋義淸等を誘ひて兵を擧げ、分

れて三隊となり、一は幕府を圍み、一は義時が家を圍み、一は大江廣元が家を圍む。廣元、方に客を招きて宴を張りたりしが、變を聞き、出でゝ幕府に赴きしに、守衛單弱にして、將士、惶駭せり。泰時、弟朝時及び足利義氏等と、兵を率ゐて之を禦ぐに、義盛が子義秀、多力にして善く戰へば、府兵、披靡せり。適〻兵士の難に赴くものゝ火を縱つに會ひ、府第悉く燒けんとすれば○明月記に曰く、廣元が坐客、醉に乘じて火を縱つと。未だ孰か是なるを知らず。實朝、之を法華堂に避けしに、義盛、鋭に乘じて進み攻め、昏より曉に徹す。義盛が士卒、精鋭にして、一以て百に當らざるなきに、泰時、將士を勵して、身ら鋒鏑を犯しければ、義盛、少しく卻きて、前濱に陳す。泰時、兵を勒へて中下馬橋を守り、足利義氏及び八田知尙等を遣はして、之を追擊せしむ。翌日、横山時兼、來りて、義盛と兵三千を合せて、徑に法華堂を攻めんと欲すれば、義氏及び近江守源賴茂等、路を遮りたれば、義盛、前むこと能はず、廻りて若宮大路に戰ひたるに、千葉成胤及び相模・武藏の衆、變を聞きて赴き援く。時に、義秀、義淸・古郡保忠と、騎を聯ねて驅馳すれば、府兵、屢〻卻く。泰時、使を法華堂に遣はして曰く、吾が軍多しと雖も、敵兵、猛厲なれば、宜しく方略を施すべしと。實朝、大に驚き、廣元を召して願書を鶴岡に奉らしむ。既にして、義淸、流矢に中りて死し、義盛が軍燼へて、父子、遂に敗死せり。亂平ぎて、泰時が功を賞して、陸奥の遠田郡の地頭職を賜ふ。泰時、辭して曰く、義盛、素より怨を公に蓄ふることなかりしに、第臣が父に憾ありて、叛亂をなしゝかば、幕府の將士、多く死傷せり。臣は、父の爲に寇を除きて、子の職に供せし

のみ。何の賞せらるゝことか之あらん。願はくは、賜ふ所を以て將士に與へられなば、彼此、皆其の所を得んと。實朝、曉喩すること再三にして、乃ち受けたり東鑑。頃之して、式部少丞となり關東評定傳。讃岐守を兼ねたれども、固辭して就かず帝王編年記。從五位上に累進し、駿河守を歷て、武藏守に轉ず關東評定傳。承久三年、後鳥羽上皇、將に義時を討たんとす。義時、之を聞き、泰時を召して曰く、事、既に此の如し。預め計畫を定めんと。泰時曰く、昔、平清盛、君を罔し下を虐げしかば、故將軍、詔を受けて掃殄し、上下、安堵せり。爾りしより以來、幕府相承け、世朝廷を奉じて、敢て失墜せず。今、罪なくして討たるゝは、豈に議者の宸聽を謬れるに非ずや。然れども、普天の下、王土に非ざるはなし。今、悍然として與に抗せんは、臣子の義に非ず。宜しく身を束ね闕に詣りて、唯命是聽くべし。天威尙霽れずんば、擧族、刑に就くとも、亦何をか憾みん。儻し赦宥を蒙らば、迹を山林に晦し、以て餘生を保たんのみと。義時、沈默すること良久しくして曰く、汝が言ふ所の如きは、政正しく國治り、明主、上に在すときの事なり。上皇、登極の後、政令乖亂して、人、愁怨を懷けり。其の僅に荼毒を免れたるは、幕府の管する所のみ。如し、幕府、陵夷して、政一途に出でなば、則ち蒼生を奈何せん。下より上を剛らんは、冥譴之畏るべしと雖も、固より一己の爲に謀るに非ず、天下の憂に代りて憂ふるのみ。如し能く志を得て、昏を廢し明を立て、皇基を萬世に鞏めば、則ち宗廟の靈、豈に此の心を鑑み給はざらんや。且つ、我、敢て宮闕を震驚せんとするに非ず、特に國を誤る佞幸を除かんと欲する

のみ。汝、速に發せよと。乃ち泰時をして北條政子に報ぜしむ。明惠傳。政子、泰時及び北條時房・北條朝時に命じ、兵を擧げて西上せしむ。泰時・時房、東海道に出でたり。東鑑・承久記。既にして、泰時、單騎、道より還りければ、義時、驚き怪みけるに、泰時曰く、號令・部署は、既に命を聞けり。若し乘輿親征し給はゞ、則ち何を以てか自ら處せんと。義時、良久しくして曰く、善いかな問ふこと。若し乘輿に遇はゞ、冑を免ぎ弓を弛べて、身を下吏に委ぬべきなり。諸將、師を督せば、則ち努力して死を效し、進むことありて退くこと勿れ。軍如し利を失はゞ、我、復汝を見ること能はじと。增鏡。是に於て、朝時等と、道を分ちて竝び進む。上皇、將士を美濃・尾張に遣はして、險要に據守して、東海・東山二道に當らしめ、別に兵を越中に遣はして、北陸道を守らしむ。五月、泰時は、東海道より、武田信光・小笠原長清等は、東山道より進みしが、信光等、攻めて大井戸を破りしに、大內惟信、敗走し、大豆渡等の守將、風を望みて潰散せり。山田重忠、洲股を守りしが、軍を回らして拒ぎ戰ふを、泰時、擊ちて之を走らせ、信光・長清と、軍を合せて竝び進む。廷議、再び諸將を宇治・勢多・淀・芋洗に分ち遣はす。時房、勢多を攻めしに、重忠、水に臨みて拒ぎ守りしかば、時房、戰利あらず、兵を斂めて退く。泰時、宇治を攻むるに、佐佐木廣綱、熊野・奈良の僧兵一萬餘騎と之を守りしが、時に、雨甚し。泰時、栗子山に駐りて〇承久記に、巖橋に作れり。將に旦を待ちて發せんとするに、三浦泰村、夜を冒して兵を進め、河を夾みて射戰し、足利義氏、繼ぎて進む。泰時、二將の輕しく進みて、反て爲に

敗られんことを恐れ(東鑑・承久記。)將に繼ぎて發せんとすれども、雨甚しくして、軍中、鎧馬霑濡したれば、士卒委頓して、頸を縮めて簇立し、身の官軍に抗するを以て、皆疑懼を懷けるに、泰時、神色自若として、衆を勵して進む(承久記。)官軍、橋を徹したれば、士卒、架に縁りて進み、死するもの寖く多し。泰時、兵を平等院に休め、先芝田兼義をして水の淺き處を探らしめしに、兼義、歸りて報ずらく、牧島、渡るべしと(東鑑・承久記。)是に於て、兼義・春日貞幸・佐佐木信綱・中山重繼・安東忠家等、轡を連ねて進み濟りしに、兼義・貞幸が馬、矢に中りて斃れ、貞幸、水に沒して幾ど死なんとせしが、從者、之を救ひしを、泰時、手づから之を灸して蘇ることを得たり。時に、雨餘、水漲り、武藏・相模の兵士、溺死するもの八百餘人、官軍、勝に乘じて鼓譟す。泰時、子時氏を召して曰く、我が軍、將に利あらざらんとす。是、大將命を授くるの秋なり。汝、速に濟るべしと。時氏、六騎と濟り、泰時、亦將に濟らんとしけるを、貞幸、馬を控へて諫むれども、聽かざれば、貞幸、紿きて曰く、甲を擐て濟るに、沈沒せざるものなし。請ふ、甲を卸せと。泰時、馬より下り、將に甲を釋かんとするとき、貞幸、乃ち馬を引きて去りければ、泰時、竟に濟ることを得ざりき(東鑑。)義時、之を聞きて、以爲らく、貞幸が功は、先登に勝ると。既にして、兵五百餘、時氏に踵ぎて進み、傷痍甚だ多し(承久記。)尾藤景綱、民の屋舍を撤して筏となし、軍、皆濟ることを得たるを、官軍、禦ぐこと能はず、前中納言源有雅・參議藤原範成等、敗走せしが、時氏、追擊して大に之を破る。毛利季光・三浦義村、淀・芋洗を攻めて、

之を破り、時房、亦勢多に克ちしに、官軍、一時に崩潰せり東鑑。胤義・重忠、歸りて奏せんとするに、上皇、門を閉ぢて內れざれば、諸將、或は自殺し、或は逃亡して東鑑・承久記を參取す。京師、遂に陷りぬ。上皇、泰時に宣喩して、罪を廷臣に歸したり。語は、義時が傳に在り。泰時、時房と、入りて六波羅に居り、政務を綜理し、藤原忠信・源有雅等を囚へ、其の餘の搢紳及び武士の官軍に屬せしものは、多く置きて問はず、務て寬裕に從ひ東鑑。遂に義時が意を承けて、幼主を廢し、後堀河帝を立て、上皇を隱岐に、土御門上皇を土佐に、順德上皇を佐渡に徙せり東鑑・承久記・百錬鈔・歷代皇紀。泰時、六波羅に居ること四歲。元仁元年、義時卒す。泰時、鎌倉に歸り、嗣ぎて執權となり、時房と同じく賴經を輔く。而れども、泰時、喪に遭ひて未だ月を經ざるを以て、職に就くことを欲せず、之を大江廣元に議す。廣元曰く、公、重寄を荷ひ、幕僚の上に居らるれば、安危隆替の繫る所、一日も曠しくせらるべからず。延きて今日に及べるも、猶緩なりと謂ふべしと。泰時、乃ち起ちて事を視る東鑑。北條政子、將に義時が莊園を割きて諸子に與へんとし、泰時に命じて注擬せしめたるに、泰時、多く諸弟に分ちて、自ら取ること甚だ少し。已にして、政子、問ひて曰く、汝、何ぞ自ら取ることの甚だ少きと。泰時、謝して曰く、身、執權に備りたれば、何の求むることか之あらん。唯諸弟を撫するを以て意となすのみと。政子、嗟歎すること之を久しくせり東鑑。太平記・明惠傳を參取す。泰時が繼母藤原氏、兄光宗と、女壻藤原實雅を奉じて將軍となし、所生の子政村を以て執權となさんことを謀りければ、光宗等、日夜計議す。人あり、

其の謀を聞きて、之を告げしに、泰時曰く、是、誣妄にして信じ難し。然れども、事に因りて媒蘖の亂階をなすものあらんを懼るれば、事に任ずる數輩の外、己が家に出入することを許さじと。

初め、頼朝、時政に命じて京師を守護せしめしより東鑑。爾後、毎に親信を遣はし、相代ふるを以て常となしたりしが東鑑・帝王編年記を參取す。是に至りて、京畿、新に定り、人心、動搖し易きを以て、時氏及び從弟時盛を六波羅に遣はして、京師を警衛し東鑑。畿内・西海の軍事を總べしむ。是より、子弟の俊秀なるものを擇びて、迭に之となして、兩六波羅、遂に常職となりぬ將軍執權次第・太平記を參取す。光宗兄弟、所親三浦義村が家に往來しけるが、或とき、繼母の所に至りて、互に誓約を作しけるに、侍婢、微に其の語を聞きて、泰時に告げて曰く、本末を知らずと雖も、而れども、相渝らざらんの言ありき。蹤跡詭祕にして、誠に怪むべきなりと。泰時曰く、彼、兄弟相渝らざらんことを約し、用て天倫の親を敦くせば、善、焉より大なるはなしと。光宗が奸謀滋甚しく、訛言、街に盈ちければ、政子、義村が家に往きて之を曉諭せしに、翌日、義村、泰時に謁して曰く、故權大夫、義村が勳勞を過嘉して、陸奥四郎に冠せしめ、愚息泰村を待たるゝこと、子生の如くなりき。恩眷の隆なりしを追念するに、公と四郎と、何ぞ輕重を分たん。願ふ所は、寧靖のみ。頃、光宗等、竊に異圖を懷きたるに、僕、中間に處て、潛に其の謀を折きたるも、亦義村が奉效する所以なりと。泰時、殊に喜慍の色なく、神守自若として、徐に曰く、下官、政村に纎芥なし。豈に愛憎する所あらんやと。然れども、羣疑煽起して、將

士、競ひ集りければ、政子、頼經を奉じて泰時が家に徙り、數日にして議決し、實雅を逐ひ、光宗を流して、黨與は、一切問はざりき東鑑。嘉祿元年、北條政子薨じ、泰時、時房と政を執りしが、後、評定衆を置きて、衆議の決を須ひたり關東評定傳。一日、鎌倉、故なくして驚擾し、將士の旗を揚げ甲を擐て、幕府に奔湊し、泰時が門に及ぶもの、殆ど數百。泰時、平盛綱・尾藤景綱等をして、馳せて海濱に出で、呼ばしめて曰く、反者ありと。士卒、後に從ひて、稻瀨河に至る。盛綱等、顧みて諭して曰く、實は變なし、將に以て諸君の喧噪を弭めんとしたるのみ。今、命を禀けずして、擅に兵甲を興すは、果して何の謂ぞや。若し異心なくば、宜しく夜の未だ明けざるに及び、速に其の旗を獻ずべしと。是に於てか、聲に應じて旗を獻ずるもの二十餘人。翌日、泰時、召し見て曰く、緩急命を用ふること、信義、嘉すべし。然れども、爾後、愼みて妄に動搖すること勿れと。乃ち悉く旗を還し、其の姓名を記して遣れり。寬喜中、諸國、大に饑ゑたるに、米九千石を發して貧民を救濟し、又美濃の大久禮等の千餘町の田租を免じ、場を株河驛に設けて、流民を賑給し、其の親故に依らんと欲するものは、行程を量りて資糧を與へ、住らんことを願ふものは、所在の莊園に命じて收視せしめ東鑑。士民の富家に就きて糧を借りたるものは、明年の豐熟を待ちて本を還さしめて、泰時、其の息を償ひ、身に莊園なく及び貧しきものは、子本倶に償ひ、膳羞を減損し、衣服器皿、舊敝に因りて用ひ、節儉刻苦し、身を以て人に先つ太平記。明惠傳。嘉禎二年、從四位下に進み、尋で左京權大夫を兼ぬ東鑑・關東評定傳・將軍執權次第。德惠

を施し、法令を整へ、謙虚にして衆に接し、曲直を質すに至りては、強宗豪族をも假さず。武田信光、海野幸氏と、上野・信濃の界を爭ひしに、幸氏、證驗ありければ、泰時、幸氏を直となしゝに、人、或は信光が怨望して、泰時を撃たんことを謀ると告ぐるあり。泰時曰く、人の怨を畏れて、曲直を分たずんば、則ち焉ぞ執政を用ひんや。信光、我に於て何をかせん。建保中、和田義盛、族人數十を率ゐて、姪胤長が命を乞ひしに、我が先人、唯其の請を允されざりしのみならず、胤長を面縛して、義盛が前を過ぎさせて吏に付せられたり。後、兵を擧げて叛きたれども、時に及びて奪ひ去ること能はざりしものは、豈に私曲なきの故を以てに非ずやと。信光、駭き懼れて、誓書を送りしに、子孫、永く異心を蓄へざるべきを載せたり。泰時、因て諸將に示し、皆誓書を徴せり。泰時、友愛敦睦なりき。嘗て評定所に居たりしとき、寇ありて、朝時が宅を圍むと聞き、徑に馳せて之を救ひしが、還るに及びて、平盛綱、諫めて曰く、公、當に天下の爲に自重せらるべし。輕佻にして難に赴かれんは、宜しき所に非ざるなり。縱朝家の寇賊たりとも、先形勢を覘ひて、之が方略をなさるべし。盛綱等、命を奉じて辦ずるに足らん。將來を愼まれずんば、恐らくは、譏を招き禍を來されんと。泰時曰く、人の世に居るや、親を親とするを大なりとす。人の將に吾が弟を殺さんとするを、坐視して救はずんば、人、我を何とか謂はん。是譏を招くの大なるものに非ずや。朝時が寇の爲に圍まれたるは、他人に在りては、則ち小事たらんも、我に在りては、則ち建保・承久の難に滅せずと。朝時、之を聞きて

益敬重せり。泰時、職に在ること既に久しく、治體を講習し、聽決平允にして、玄蕃允三善康連と、憲令五十條を議定せり。之を貞永式目と謂ふ。暇日には、射を講じ、子孫を教督し、文士を引きて政務を談論し、孫經時を戒めて曰く、治を爲すは文に由る。汝、須らく意を留むべしと（東鑑）。仁治三年、四條帝崩じて、儲貳なし。訃、鎌倉に至る。泰時、適〻時房と歡飮したりしが、席を起ちて歎じて曰く、天位は至重にして、神人の主とする所、吾、如し箝默して、廷臣をして定策を專にせしめば、則ち安危未だ知るべからざるなりと。乃ち戸を閉ぢ沈吟して、殆ど寢食を忘れしが、意、土御門帝の皇子を立てんに在り。然れども、敢て自ら決せず、鶴岡社に謁で、籌を探りしに、果して其の念ふ所に協へり。是に於て、秋田城介安達義景を京師に遣はして、之を立てしむ。義景、道より還りて曰く、佐渡院の皇子既に立ち給ひたらば、則ち將に之を如何にかせんとせらるゝと。泰時曰く、善いかな問ふこと、卿を煩はすは、此が爲なり。若し然らば、之を廢せよと。義景、京師に入りて、前内大臣源定通を見て、悉く泰時が意を達し、遂に土御門帝の皇子を立てたり。是を後嵯峨帝となす（增鏡・保曆間記・五代帝王物語を參取す）。是の歲六月、卒す。年六十（關東評定傳・將軍執權次第・平氏系圖○五代帝王物語に、寛元元年卒すとなせるは、誤なり。歷代皇紀に、年六十餘となし、帝王編年記・保曆間記には、並に六十二）。法名は、觀阿（保曆間記・將軍執權次第）。常樂寺と號す（將軍執權次第）。職に在ること十八年、政平に訟理り、衆庶、業を樂めり。而して、自ら涯分を量りて、顯位に登らず、又宗親將士の爲に官職を求めず（神皇正統記。十八年は、保曆間記に據る）。除拜あるごとに、常に挹損を懷きたり。四位の命の至りしとき、陰陽助安倍忠尙（姓は、安倍系圖に據る）を召しく曰

く、我、功勞なくして崇班に冒進せば、恐らくは、終を令くし難からん。宜しく神明に禱りて以て寵錫を保つべしと。因て、泰山府君を家庭に祭りぬ。政治に鋭意し、廳堂に赴くごとに、未だ嘗て衆に先ちて往かずんばあらざりき。毎に守護地頭を戒めて、勢を怙みて職を奸すことを得ざらしめ、國司・領家の訴ふるものに遭へば、召して六波羅に至らしめて按問し、即ち召に赴かざるは、狀を鎌倉に啓さしめ、京師を宿衞して期に後るゝものには、代を展へて之を償はしめ、身、鎌倉に在りて、衞府・內舍人を帶びながら、王事に服せざるものは、錢を官に入れしむること差ありき。淸廉を以て自ら處り、聲色娛翫の好なく、茭茅を闢き、橋梁を繕ひ、苟くも民に利なるは、知りて爲さゞることなく、諸將と遞番に幕府に宿直せしが、老ゆるに及びて益勗めたりき。宿直に値り、家僮、莚を奉じて進めしに、叱りて之を卻けて曰く、褻物は、宜しく公堂に設くべからず。汝、人の侍臣となりて、尙是の禮を辨へざるかと。嘗て法華堂に詣でゝ堂下に拜しければ、寺僧、堂に登らんことを請ひしに、曰く、將軍在世の日、輒く近くことを得ざりき。薨後、豈に禮節を易へんやと。東鑑。下總地頭、嘗て領家と租稅の逋欠を爭ひしかば、泰時、親しく訟を聽きしに、共に訴陳するに及び、領家の言ふ所、要領を得たれば、地頭、掌を抵ちて曰く、我、負けたりと。人、其の屈することの速なるを笑ひしに、泰時曰く、我、訟を聽くこと久し。縱令非理なるも、反覆論辨して、萬一を僥倖せんとするは、是訟家の常態なり。前に、汝が陳べたる所、全く其の理なきにしも非ざるに、一たび領家の言を聞きて、遽に自ら屈伏した

るは、亦稱すべきなりと、感嘆して涙を拭ひければ、領家も、亦之に感じて、地頭の逋負の半を緩くしたりき。沙石集。　泰時、一日、早く出でしに、途に刃傷して死せるものを見て、評定衆と議して、遽に人を馳せて四方を捜索せしめたるに、血の衣を濡せるものを捕へ得たれば、鞫問せしに、其の罪に伏したるが、卽ち博奕に因りて人を殺したるなりければ、遂に令を下して、嚴に博奕を禁じたりき。東鑑。　三河の本野原、曠莫にして、行人、路に迷ひければ、泰時、土人に令して、柳を植ゑしめしかば、行旅、便を得て、民の之を思ふこと、周人の甘棠を愛したるが如くなりき。東關紀行。　泰時、民力を愛みて、土功を營まざりければ、家第の牆版、疎薄にして、室家を窺ひ見しかば、或、之に謂て曰く、土牆を築き塹を設け、以て不虞に備へば如何と。泰時曰く、牆塹の設は、小擧なりと雖も、民を勞し力を費す。且つ、我、君に事へて失なくば、身家、全きことを得ん。如し天命を失はゞ、鐵牆ありと雖も、何の補か之あらんと。聞くもの、其の識見あるを稱したりき。沙石集。　初め、泰時、人に謂て曰く、吾、京師に在りしとき、栂尾の僧高辨と語りしに、高辨曰く、君、夫の病を治するものを見ずや。良醫は、能く其の原を察し、寒熱の中る所を審にして、然る後、劑を投ずれば、立に愈えざることなし。世の治を爲すもの、其の原を察せず、濫に賞罰を行はゞ、則ち姦僞益作り、風俗日に偷りて、之が治を爲さんと欲すとも、由なからんのみ。之を庸醫の病原の在る所を知らずして、妄に治療を施すに、其の疾を治せんと欲して、疾、愈重きに譬へん。治の成らざるは、人の欲心あるに由る。欲心一たび萌せば、衆禍競

ひ起る。足下、政柄を執らば、躬自ら率勵せよ。何の成らざることか之あらんと。我、又問ひて曰く、一人勉めて之を行ふと雖も、衆の從はざるを奈何せんと。曰く、是難からず。足下の心に在るのみ。古人、言へることあり、曰く、其の身直ければ則ち影曲らず、其の政正しければ則ち邦亂れずと。正しといふは、欲なきの謂なり。足下の心、誠に能く之を存せば、則ち、人人、德に薫じて足ることを知り、勉めずして行はれ、治、庶幾ふべきなり。一たび爭ひ訟ふるものあらば、則ち自ら反みて痛く懲し、罪を彼に加ふべからず。譬へば身正しからずして、影の曲れるを惡むが如し。身を正しくせずして、影を罪せんと欲すとも、其得べけんやと。我、之を承けて執權となりてより、罪戾を免るゝことを獲たるは、高辨が力なりと（明惠傳。）卒するに及びて、都鄙貴賤となく、父母を喪へるが若くなりき（百鍊鈔。保曆間記を參取す。）子は、時氏・時實（平氏系圖。）時氏は、從五位下、修理亮となり、承久の戰に、泰時に從ひて王師を敗り、將士を愛禮して、父の風あり。元仁元年、掃部助北條時盛と、六波羅に鎭して、南北に分治したりしが、寬喜二年、免せられて歸り、是の歲、卒す。年二十八（東鑑。）四子、經時・時賴・爲時・時定（平氏系圖。）時賴は、自ら傳あり。爲時は、從五位上、時定は、從五位下、竝に遠江守となる。時氏が弟時實は、其の下の爲に殺されたり（東鑑脫漏。）

經時、彌五郞と稱し、文曆元年、小侍所別當に補し、尋で左近衞將監に拜せられ（東鑑○關東評定傳に、左を右に作れり。）評定衆となる（關東評定傳。）仁治三年、泰時卒して、經時、執權を襲ぎ（關東評定傳・保曆間記。）寬元元年、正五位下

に除せられ、武藏守となり〔將軍執權次第〕。四年、疾を以て、職を弟時頼に讓りて剃髮せしが、尋で卒す。法名は、安樂〔將軍執權次第・東鑑〕。蓮華寺と號す〔平氏系圖〕。經時、射を善くし、嘗て藍澤に畋し、骲箭を注ぎて、熊を射しに、弦に應じて斃れたりき〔東鑑〕。二子、皆僧となりて、隆政・頼助と曰へり〔北條系圖〕。

伊賀光季、佐藤朝光が長子なり。朝光、左衞門尉・檢非違使を歷て、伊賀守となり、武事に老練なりき。實朝、嘗て近習の驍勇なるを選びて、便室の北面に番直せしめしとき、特に朝光及び和田義盛に命じて直に加へ、以て燕間の諮訪に備へたりき。朝光が女は、北條義時が後妻となれり〔○按ずるに、尊卑分脈に、北條政村が妻に作れるは、誤なり。〕故を以て、父子恩遇を得たりしが、建保三年、朝光が卒したるとき、義時、親ら臨みて喪事を監したりき。光季は、左衞門尉・檢非違使となり〔東鑑〕。伊賀判官と稱す〔東鑑・帝王編年記・承久記〕。承久の初、實朝、害に遭へり。是より先、藤原季時、京師を守護せしが、變を聞きて薙髮出家す。義時、京師、變あらんことを虞り、光季を遣はして、警衞せしめ、尋で大江親廣を遣はして、倶に京師を鎭めしめたり〔東鑑〕。三年、後鳥羽上皇、將に北條氏を討たんとして、親廣・光季を召す。光季、藤原公經が報を得て、既に急あるを知れり。對へて曰く、頃日、兵馬羣集して、流言、巷に盈てり。臣が職、警衞に在れば、事あらば當に先聞知すべきに、未だ詔命を聞かざりしに、今にして臣を召し給ふ、臣、竊に焉に惑へり、敢て辭すと。再び敕して曰く、事、當に面敕すべし。遄に來りて違ふこと勿れと。光季曰く、命を承けて敵に赴くは、臣が分なり。輒く宮闕に入らんことは、臣が知る所に非ざる

なりと、往かず。從者、鎌倉に走らんことを勸めしに、光季曰く、吾が職は、警衞に在り。而るに、禍發して先逃れば、何を以てか自ら贖はん。且つ今、所在梗塞したれば、走らんと欲すとも得べけんや。其の道路に斃れて自ら醜名を遺さんよりは、死を此に致して、以て貳なきを明さんには如かずと。時に、從者、多く逃逸して、留れるもの、纔に二十七人。長子光綱、年十四、壽王冠者と稱せしが、光季曰く、汝、尚幼弱なれば、宜しく所親に投託し、長ずるを待ちて幕府に仕ふべしと。光綱曰く、大人、節に死せらるゝに、兒、何ぞ去るに忍びんやと。光季、悅びぬ。明旦、京極の二門を閉ぢ、高辻の土門を開きて待ちたりしに、午に及びて、官軍、來り攻むるを、從者、逆へ拒げば、官軍、進まずして、京極門を斫らんとす。光季、從者を叱りて開かしむれば、左衞門尉間野時連、先登す。光季、之を射たるに、時連、反り走りぬ。檢非違使三浦胤義、進みて光季を呼びて朝敵となしければ、光季曰く、汝、君を欺きて亂を倡へたるは、吾、詳に之を知りたるに、猶何ぞ饒舌する、今、吾、汝を舍さじと、射て其の弓に中つ。光綱、檢非違使佐佐木高重が至るを見て、矢を挾みて謂て曰く、初め、君、我に冠を加へられたれば、約して子壻となりしが、今、將に死なんとす。敢て賜ふ所の矢を還して以て訣れんと。射て胸に中てたれども、年少く臂弱くして、甲を徹さゞりければ、高重、之を憐みて、涕を流して去りぬ。官軍、競ひ入りて、從者、散亡し、唯贄田三郎のみ、弟四郎と、力め鬪ひしが、三郎、重傷して自殺しければ、光季、火を其の家に縱ち、先光綱を殺して火に投じ、而して、

自ら腹を潰し、其の屍に伏して焚死せしに、贄田四郎も、亦自殺せり承久記。光季が子は、光綱・季村東鑑。時重尊卑分脈。政子、光季が孤兒四人を召し見て、涕を流して慰撫して曰く、汝等、皆其の父に肖て、忠貞に勉勵し、家聲を墜すこと勿れと東鑑。季村は、嘉祿中、泰時、政子が意を承けて、光季が故采地常陸の鹽籠の莊を以て季村に與へたり東鑑脱漏。時重は、檢非違使となる尊卑分脈。光季が弟は、光宗。

光宗、左衞門尉となり、伊賀二郎左衞門尉と稱し東鑑・尊卑分脈。建保の末、侍所司五人を置けるとき、光宗、其の一となれり。承久の初、政所執事に遷り、後、朝官を授けられて式部丞となる。初め、北條義時、光宗が妹を娶りて後妻となし、政村及び女を生みしが、女は、參議藤原實雅に適けり。故を以て、實雅を召して幕府に侍せしめたりき。政村が首服を加ふるに及び、義時、三浦義村が勳舊の宿將たるを以て、請ひて冠を加へしめ、因て相親暱す東鑑。元仁元年、義時、疾篤きに、泰時、六波羅に在りて未だ還らず。義時が妻、光宗と、賴經を廢し、實雅を立てゝ將軍となし、政村を以て執權となして、光宗兄弟、威福の柄を操らんことを謀りければ、光宗、弟朝行・光重と、密に將士に結びたりしが、義時卒して、流言あり、曰く、武州、京師より還りて、將に諸弟を殺さんとすと。人人、危懼を懷けり。泰時が還るに及びて、鎌倉、騷擾して、光宗兄弟、屢義村が家に至るを、道路、頗る怪しとなしゝに、又義時が妻の居る所に聚りて、共に誓へり。泰時、頗る之を知りたれども、置きて問はず。旬餘にして、近國の兵、驟に至り、殆ど城市を塡めたれば、政子、夜、潛に義村が家に至りて、諭し

て曰く、武州還りてより、道路、喧嘩せり。如聞、光宗兄弟、頻に卿が家に出入し、呫囁耳語せりと。是何等の事ぞや。豈に武州を除きて以て其の權を奪はんと欲するか。承久の變は、天命に屬せりと雖も、武州が功、焉より大なるはなし。奥州、數禍亂に戡ちて、以て基業を鞏くせられたれば、職を襲ぎて關東の棟梁たるべきものは、武州に非ずして誰ぞ。嚮に武州なかりせば、則ち、衆、何ぞ能く自ら保たんや。卿、政村と親しきこと父子の如くなれば、協同の疑なきにしも非ず。宜しく善く調護をなすべしと。義村、之を知らずと謝す。政子、色を作して詰責して曰く、卿、政村を擁して、以て亂を作さんと欲するか、將匡救の計をなさんか、一は此に居らんと。義村、對へて曰く、陸奥四郎は、他腸あるに非ず。唯光宗等が妄意構造せるのみ。臣、當に力めて切責を加ふべしと、申ぬるに誓言を以てしければ、政子、乃ち還りぬ。又旬餘にして、將士、甲を擐旗を建てゝ競爭し、夜を徹して漸く定れり。政子、時房と、賴經を奉じて泰時が家に徙り、屢使をして義村を督責せしめ、既にして、之を召して曰く、吾、郎君を抱きて此に在り、卿、宜しく外かるべからず、速に來りて侍すべしと。義村、辭すること能はず。又小山・結城等の諸將を召して曰く、主將幼弱にして、下に逆謀あり。吾、老病して事に益なしと雖も、而れども、諸君、何ぞ故將軍の餘緒を保つに意なからんや。輯睦して力を戮せば、何の虞か之あらんと。數日にして親しく臨み、論決して曰く、光宗等、藤原實雅を奉じて將軍となさんと欲して、事已に發覺せり。但實雅は、朝貴にして、私に處刑し難ければ、宜しく朝に

奏請すべし。奥州が妻と光宗等とは、皆流に當て、其の餘の黨與は、一も問ふ所なしと。既にして、實雅を京師に逐ひしに、朝行・光重、式部太郎宗義・伊賀左衛門太郎光盛等と、從ひて逃れたり。政子、館に還りて、光宗が邑五十二所を奪ひ、其の舅二階堂行村に屬して之を囚へしめ、遂に信濃に流し、義時が妻を北條に幽し、六波羅に命じて、朝行・光重等を執へて鎮西に流さしめしに、廷議、實雅が官を奪ひて、越前に流せり東鑑・保暦間記を參取す。光宗、謫所に至りて薙髪す。法名は、光西。明年、政子薨じ、泰時、冥福を修するを以て、光宗等を召し還し、光宗に舊邑八所を授けしが東鑑脱漏。既にして、皆之を任使し、光宗、評定衆となる關東評定傳・武家補任。正嘉元年、卒す。時に年八十關東評定傳。子は、宗義・宗綱。宗義は、左衛門尉。子光政は、山城守尊卑分脈。引付衆となる關東評定傳・武家補任。宗綱は、左衛門尉、評定衆となり、子光泰も、亦評定衆尊卑分脈。

譯文大日本史卷の二百終

譯文大日本史卷の二百一

列傳第一百二十八

將軍家臣十一

北條時頼　青砥藤綱
北條時宗　子　貞時

北條時頼、時氏が子なり北條系圖。小名は戒壽、五郎と稱す。嘉禎三年、首服を祖父泰時が第に加へ、將軍藤原頼經、親しく加冠をなして名を命ず東鑑。尋で、左兵衛少尉に拜し東鑑・新東評定傳。左近衛將監に遷り、從五位上に敍せらる東鑑。寛元二年、頼經、職を子頼嗣に讓る。四年、時頼、兄經時に代りて執權たり東鑑・帝王編年記。時頼が從父光時、寵を頼經に得て、密に時頼に代りて其の職を襲がんことを謀る保暦間記。是に於てか、人情兇懼し、衆、故なくして鎌倉に集りければ、民、負擔して之を避く。時頼、乃ち兵をして幕府に入るものを遏めしめしに、夜半、士、咸く甲を擐旗を揚げ、分れて幕府及び時頼が第に入り、明くるに至るまで、騒動して已まざれば、時頼、兵を設けて戒嚴す。頼經、使を時頼が第に遣はしゝに、時頼、拒みて入れざれば、光時、免るべからざるを知り、髮を剪りて罪を請ふ。時頼、迺ち之を伊豆に流し東鑑。遂に頼經を廢して保暦間記・歷代皇紀。三浦光村等をして京師に護送せしむ。光村、頼經が前に在りて涕

泣し、潛に迎へ復さんと欲するの志あり。還るに及びて、其の謀益切に、密に私邑の甲仗を運致して、將に亂を作さんとす。兄泰村、知れども禁めず東鑑。時頼が外祖父安達景盛、泰村と權を爭ひて相惡めり。因て、其の異志あるを告げたれども、時頼、泰村が勳舊にして姻戚あるを以て、心を布きて信任し、待遇の優厚なること、故の如く、乃ち其の子駒石丸と、約して父子となる。會 時頼、泰村が家に往きしに、泰村が族人、畢く集りたりしが、各 具を治むるに託して、内に入りて出でず、擧措、常に異なりければ、時頼、始て之を怪めり。夜、甲を擐る聲あるを聞き、其の變あらんことを慮り、間に出でゝ還りしかば、泰村、驚き懼れて解謝す。時頼、潛に人を遣はし、其の動靜を察せしめて、益其の異圖あるを知り、命じて守備を嚴にすれば、近國の兵士、先を爭ひて會集す。泰村、懼れて、使を遣はして罪を謝し、兵を罷めんことを請ふ。時頼、之を許し、乃ち衆に令して備を徹し、書を貽りて曉諭し、加ふるに誓辭を以てす。泰村、感喜せしが、報未だ至らざるに、俄にして、景盛、孫泰盛をして兵を率ゐて之を攻めしむ。泰村、錯愕して、兵を出して之に應ず。時頼、已むことを得ず、遂に掃部助北條實時に命じて、幕府を守衞せしめ、弟時定を遣はして、兵を將ゐて之を撃ち、火を泰村が鄰舍に放たしめしに、風猛く火熾にして、泰村が兵、支ふること能はず東鑑。族を擧りて、出でゝ法華堂に走りて自殺す東鑑・五代帝王物語・保暦間記。時頼、事を京師に奏し、諸國の守護・地頭をして、所在に就きて泰村が親黨を索捕せしめ、大須賀胤氏・東素暹を遣はして、泰村が妹夫千葉秀胤父子を上總の一宮に

襲はしむ東鑑。寶治元年、六波羅鎭將相模守北條重時を召して、執權連署せしむ東鑑・將軍執權次第。建長元年、重時、陸奥守に轉じ、時賴、代りて相模守となり將軍執權次第・關東評定傳。三年、正五位下に進む東鑑・關東評定傳。賴經、時賴が爲に廢せられしを怒り、兵を京師に聚むるに、之に應ずるもの、頗る多かりしが保曆間記。事未だ發せざるに、會佐佐木氏信、長久連・僧了行等を逮へたれば、時賴、命じて之を鞫さしめ、悉く其の情を得たれば東鑑・保曆間記。久連等を誅竄し東鑑。賴嗣を廢して京師に還し、宗尊親王を迎へて、鎌倉の主となし東鑑・將軍執權次第。又關白兼經が女を養ひ、納れて親王の妃となせり東鑑・帝王編年記。康元元年、時賴、病に嬰りて薙髮す。法名は道崇、覺了坊と號す。嘗て最明寺を山內に創めたりしが、是に至りて、退居して病を養ひ、男時宗が幼なるを以て、其の職を武藏守北條長時に委ね、猶軍政に參知す東鑑。一日、諏訪某、伊具四郎が鶴岡より歸るを覘ひ、之を途に射殺す。時、昏黑にして主名を知らず。諏訪を執へて、考問すること備に至れども、之を久しくして決すること能はざりしに、時賴、諏訪を召し、人を屏けて謂て曰く、伊具、害に遭ひて、主名久しく立たず、然るに、汝が家僮言ふ、事、汝に出でたりと。府議、既に汝が死を決したり。而るに今、回避多端すと雖も、得べからざるなり。宜しく實を以て告ぐべし、則ち更に生路を得んと。諏訪、感泣して、自首して曰く、伊具、前に僕が邑を掠奪せり。故に、僕、怨を報いしなりと。遂に命じて之を梟せり東鑑・關東評定傳。時賴、既に職を解き、諸國の吏の或は私を挾みて民を害するものあらんことを恐れて、身自ら羸服し、陽りて遊僧となり、四方を間行して、

潛に風俗を察し、人の冤結を抱くものあれば、就きて事狀を問ひ増鏡・太平記。乃ち云ふ、我、嘗て鎌倉に仕へたれば、子が爲に焉を訴へんと。自ら書を作りて之に與へて曰く、持ちて鎌倉に到れと。其の人、之に從へば、冤、遂に解くることを得増鏡。行きて攝津の難波浦に抵り、日暮れて投宿せしに、其の家、屋壁傾頽し、老尼ありて獨居り、躬親ら爨炊して飲を進む。時頼、尼の賤役に慣れざるを見、怪みて之を問へば、尼、潸焉として泣を垂れて曰く、我が家、世斯の邑を食みたりしが、不幸にして夫を喪ひ子を失ひ、門戸殄瘁して、遂に人の爲に奪はれたれども、告訴する所なく、孤棲すること二十餘年、纔に殘軀を保つのみと。時頼、之を憫み、鎌倉に歸るに及びて、命じて其の舊邑を復せり太平記。其の餘、歷る所の地は、察問辨覈して、其の善惡に隨ひ、以て賞罰を行へり。是に由りて、郡國の守宰、人ごとに自ら修飭して、風化厚きに歸し、戸口豐安なりき増鏡・太平記。弘長三年、卒す。年三十七東鑑・關東評定傳。時頼、深く禪敎を信じて、粗其の旨に通じ、宋僧道隆が爲に、建長寺を鎌倉に剏めて焉に居らしむ。終に臨み、衲衣を著て繩牀に上り、坐禪して頌を作りて曰く、業鏡高懸、三十七年、一槌打碎、大道坦然と。後深草上皇、使を遣はして喪を弔ひ、諸將士、親疎となく、悲慕慟哭して、薙髮するもの甚だ衆かりければ、令を諸國の守護に下して、薙髮するものを禁ずるに至れり。其の士心を得たること、此の如くなりき東鑑。時頼、泰時が卒後、綱紀廢弛し、獄訟滋興るを見て太平記・増鏡。其の職に在りて施行する所は、一に貞永式目を守り、頼朝父子三代將軍の舊制に遵ひければ

東鑑。士庶、歙然として靡服し、天下、治を稱せり増鏡。嘗て將軍頼嗣に上書して、其の文武を兼ね講せんことを勸め、乃ち縫殿頭中原師連・安達義景・小山長村等數人を擇びて、頼嗣が左右に置き、以て顧問に備へ、貞觀政要一部を寫し、裝ひて之を進め、屢〻將士の騎射を試みて、其の能否を校へたりき東鑑。性儉素にして、食は、味を貳ねざりき。一夕、燕居のとき、族父宣時が來るに會ひしに、時頼、手づから酒を擧げて曰く、獨飮まんは、卿と共にするの樂しきに若かざれども、深夜、下物なきを奈何せんと。宣時、卽ち起ちて廚に入り、紙燭を照して、殘醬を索めて之を侑めたれば、終夜對飮し、歡を盡して止みぬ。其の淡薄なること、此の如くなりき徒然草。七子、時輔・時宗・宗政・宗時・政頼・僧時嚴・宗頼。時輔は、初名は時利平氏系圖。三郎と稱し、式部大輔となり、文永の初、六波羅南方に居る將軍執權次第。時輔が母賤しかりければ北條系圖。時頼、時宗を以て家督となしゝに、時輔、心常に滿たず、時宗が職を襲ぐに及びて、之が下となることを恥ぢ、潛に異圖を蓄へて、事覺れしかば保暦間記。時宗、北條義宗に命じて之を撃たしめしに、時輔、之を拒ぎて死せしが五代帝王物語・關東評定傳。時宗、併せて其の黨與を殺せり。時宗は、自ら傳あり。宗政は、右近衞將監。武藏守、評定衆となりて、弘安四年、卒す關東評定傳。子師時は、時宗、養ひて子となしゝが、相模守となり、貞時に代りて執權し平氏系圖・帝王編年記を參取す。應長元年、卒す北條系圖・將軍執權次第。宗時は、遠江守となる。政頼は、三郎と號す平氏系圖。時嚴は、櫻田禪師と號し、其の子治部大輔貞國は、元弘の亂に、鎌倉に敗死せり太平記。宗頼は、修理

亮、弘安の初、鎭西守護となり、出でゝ長門に居りしが、鎭に卒せり北條系圖。

靑砥藤綱、上總の人、父を藤滿と曰ふ弘長記。初め、時賴が鶴岡に詣でゝ齋宿せしとき、夢に、神、之に告げて曰く、汝、治を致さんと欲せば、須らく靑砥某を用ふべしと。既にして覺め、明日、書を下して藤綱を徵し、食邑數所を給ひしかば、藤綱、怪みて其の故を問ひしに、卽ち告ぐるに實を以てす。藤綱、辭して曰く、佛經に、實相なきを譬へて、如夢幻泡影と曰へり。今、夢を以て僕を用ひられなば、他日、又夢を以て僕を斬られんか。夫功なくして賞を受くる、是を國賊と謂ふ。臣、未だ微功だにあらざれば、敢て當らずと。時賴、其の言を賢とし、益焉を敬異し、奏して左衞門尉を授け、引付衆となす。人の德宗領と田を爭ふものありしが、其の辭直なれども、衆、咸時賴を憚りて、遂に田を以て德宗領に屬せり太平記。時に、北條氏の家督を德宗と曰へり梅松論。藤綱、其の事を覆議し、其の田を以て本主に歸せしに、本主、喜びて、錢三百貫を裹み、密に藤綱が廷內に置きて去らんとしけるを、藤綱、怒りて曰く、訟を斷じて平を持するは、豈に特に汝が爲にせんや。苟くも我が公平を以てせんか、相模殿、宜しく賞奬せらるべし。汝が貨、焉ぞ我を汚すことを得んと、錢を以て其の家に還せり。嘗て夜行きて滑川を過ぎしに、誤りて十錢を水に墜しゝが、藤綱、遽に從者に命じて、五十錢を以て炬を買はしめ、水を照して錢を撈り、竟に之を得たり。或、其の失多くして得少きを嘲りしに、藤綱、顰蹙して曰く、甚しきかな、子等が意を經世に用ひざること。十錢は少しと雖も、之を失へば、則ち

永く天下の貨を損せん。五十錢は我に損ありと雖も、亦人に益あり。彼此六十錢、其の利たること、亦大ならずやと。聞くもの、歎服せり。藤綱、時頼及び時宗に歴仕して、食邑數十所、家、財に富めども、身を立つること淸約にして、衣食麤惡に、刀室髹らず、出づるごとに、一人、木刀を持ちて後に從ふのみ。官を授けらるゝに及び、應に衞府太刀を佩くべきに、藤綱、裝飾せず、只弦袋を加ふるのみなりき。性、施すことを好みければ、入る所の俸は、悉く貧困に振給したりき。其の職に在るや、廉潔剛直にして、權貴を憚らざりき。是に於て、姦吏、迹を斂め、人人自ら飭め、一時の風俗、翕然として頓に改りぬれば、今に至るまで、鎌倉の美績を談ずるものは、咸時頼・時宗を稱す。蓋し藤綱が補益する所多かりきと云ふ。太平記。

北條時宗、小名は正壽、相模太郎と稱し、時頼が子なり。北條系圖。甫て七歳にして、宗尊親王の府に冠し、宗尊、名を時宗と賜ひぬ。幼にして射を習ひ、蚤に能を以て著れたり。弘長元年、宗尊、射を極樂寺第に觀、小笠懸を命ぜしに、衆、皆射儀を諳ぜざるを以て焉を辭せしかば、時頼、時宗を召して之を命ぜしに、時宗、騎して場に臨み、一發して的に中てたり。時に年十一。宗尊、歎賞して已まざりしが、時頼、悦びて曰く、斯の兒、固より繼業の器ありと。東鑑。是の歲、左馬權頭に拜し、從五位下に敍せられ、文永元年、連署となり、二年、勞を以て從五位上に進み、但馬權守を兼ね、尋で相模守に遷る。將軍執權次第。帝王編年記・關東評定傳を參取す。三年、宗尊の近習、陰に時宗を殺さんことを謀りて、事覺る。時宗、北

條政村等と議し、宗尊を廢して京師に還し、其の子惟康を立つ東鑑・増鏡。五年、左馬權頭を辭し、相模守、故の如し。初め、時頼が薙髪せしとき、時宗、尚幼なかりしかば、北條長時・北條政村、相繼ぎて執權の事を攝したりしに、此に至りて、時宗、執權となりしが將軍執權次第・關東評定傳。元國、高麗に因りて、書を獻じ、使を通ぜんことを求めければ、時宗、之を朝廷に奏す關東評定傳・五代帝王物語を參取す。廷議、前權中納言菅原長成に命じて答書を草せしめ長成が官は、公卿補任に據る。時宗に下して議せしむ。時宗、以謂らく、蒙古の書辭、無禮なり、宜しく報ずべからずと、遂に之を卻けたり五代帝王物語。八年、高麗、使を遣はして元國の來寇を告ぐ。既にして、元、趙良弼を遣はし、書を持ちて來りて朝貢を責めしむ。時宗、皆大納言藤原實兼に因りて之を奏せしに、後嵯峨上皇、公卿と議して謂らく、宜しく長成が草したる所の書を以て、少しく修飾を加へて答となすべしと吉續記・帝王編年記を參取す。然れども、亦遂に報ぜず五代帝王物語〇本書に、顚末を詳にせず。然れども、當時の事情を推考するに、蓋し時宗が聽かざるの故を以て、答書を遣はさゞりしならん。十一年冬、元、西陲に寇せしかば、鎭西の將士、拒ぎ戰ひて之を卻けたり歴代皇紀・八幡愚童訓。建治元年、元、又杜世忠・何文著・撒都魯丁等をして長門の室津に造らしむ。時宗、命じて杜世忠等を收へ、之を鎌倉に致さしめて、悉く之を斬る關東評定傳。乃ち北條實政を以て筑紫探題となし、軍務を節制せしめ帝王編年記。鎭西の將士を簡びて、邊海を鎭戍し、權に京都の大番を停めて、國用を省減し、民庶を休息せしめ、豫め之が備をなす關東評定傳。明年春、將に兵を發して高麗を征せんとし、卽ち西海及び山陰・山陽・南海の諸道に令して、戰艦を修め器械を備へしむ野上文書・薩摩文書。既にして、元將夏貴・范

文虎、周福・欒忠をして來らじめたるを、又捕へて之を博多に斬る關東評定傳。弘安四年、元、大に軍を興して、其の將范文虎等を遣はし、舟師を率ゐて太宰府に寇せしむ關東評定傳・一代要記・歷代皇紀。范文虎は、元史に據る。時宗、宇都宮貞綱をして、中國の兵を將ゐて之を禦がしめしが宇都宮系圖。未だ到らざるに、海風暴に發りて、元兵、悉く覆沒せり一代要記・歷代皇紀・關東評定傳・保曆間記。七年、時宗卒す。年三十四。法名は、道果、寶光寺と號す。子は、貞時平氏系圖・將軍執權次第。

貞時、小名は幸壽北條系圖。弘安五年、左馬權頭となり將軍執權次第・帝王編年記。七年、父に襲ぎて執權す、時に年十四。明年、相模守に除せらる平氏系圖・帝王編年記・保曆間記を參取す。外親安達泰盛、子宗景と、恩を恃みて驕蹇なり。內管領平頼綱、勢を爭ひて、相排陷せんと欲し、陰に貞時に愬へて曰く、乃者、宗景、妄に故右大將の胤と稱して、擅に姓源氏を冒せり。是其の志、將軍とならんことを欲するなりと。貞時、其の言を納れて、按驗するに、狀ありければ、兵を發して泰盛父子を誅し、悉く族黨を夷げたれども、頼綱、意望厭かずして、中子安房守を以て將軍となさんことを圖る。而して、貞時、之を知らざるなり。後數年にして、頼綱が長子宗綱、其の謀を告ぐ。貞時、乃ち頼綱及び安房守を誅し、宗綱を佐渡に流す。已にして、召し還して、父の職を襲がしめしが、後、又罪を以て上總に流す保曆間記。正應二年、將軍惟康親王を廢して、京師に送り還し、皇弟久明親王を奉じ、立てゝ將軍となす增鏡。三年、北條時輔が子、三浦頼盛と、叛を謀りければ、貞時、捕へて之を誅す保曆間記。五年、高麗、其の臣金有成をして來ら

しめて東國通鑑。言ふ、宜しく更て信を元に通せらるべし。不らずんば則ち、復兵を用ふる事あらんと公卿敕使參宮次第。貞時、有成を召して、拘留して遣らざりしが、元、遂に窺覦の念を絕てり東國通鑑。正安三年、從四位上に累進し、尋で職を辭して薙髮す。法名は、崇演、最勝園寺と號し、應長元年、卒す。年四十一平氏系圖・將軍執權次第・帝王編年記を參取す。貞時、祖時賴が治迹を慕ひ倚び、辭職の後、躬ら僧衣を披て、郡國を遊歷し、風を察し俗を觀て、民の疾苦を訪ふ。時に、前內大臣源通基、讒を後宇多上皇に蒙りて通基が名は、尊卑分脈に據る。食邑を奪はれ、田廬に屛居したりしが、貞時、京に至りて、偶其の廬に過り、其の閑寂を愛して、徘徊すること之を久しくしたりしに、人ありて出づるに値へり。貞時、主人の姓名を問へば、其の人、具に告げ、幷せて擯けられたるの由を道ふ。貞時曰く、大臣、寃を負はれたること此の如きに、盍ぞ鎌倉に告げて申理せられざると。曰く、吾が濟、亦嘗て之を言ひたれども、大臣、以爲らく、上の非を揚げて、以て己の枉を伸べんは、臣子の道に非ず。縱吾が門戶をして此に坐して滅絕せしむとも、命なり、何ぞ傷まんと。貞時、之を憫み、東歸の後、其の事を上陳せしかば、上皇、大に慙悔して、通基が食邑を復したりき。貞時、風餐野宿、備に艱苦を嘗むること、凡そ三歲にして還りぬ太平記。

初め、後嵯峨帝崩じて後、後深草上皇、龜山帝と嫌隙を生じたりしが神皇正統記・增鏡。上皇、使を遣はして時宗を諭して曰く增鏡。先帝の素志は、未だ必ずしも正嫡を廢して庶流を立てざるなりと增鏡・異本太平記。時宗、卽ち諸を大宮院に質して、始て先帝の意の專ら龜山帝に屬せしことを知りぬ。然れど

も、奪ふべからざるを以て止みたりしが、神皇正統記。後宇多帝の位に卽くに及び、上皇、憤懣して、將に削髮せんとせしかば、時宗、之を聞きて惻然たりき。因て議して曰く、先皇の意は、專ら龜山帝に屬したりきと雖も、然れども、本を推して言へば、則ち後深草帝は、先皇の嫡長にして、位に在りて亦失德なければ、儲貳を置かば、宜しく後深草の胤に在るべしと。遽に龜山上皇に奏して、後深草帝の子熙仁親王を立て、後宇多帝の東宮となせり。熙仁親王、旣に立つ、是を伏見帝となす。增鏡。帝、竊に位を固くせんの計をなし、密に貞時を諭して曰く、乃者、龜山帝の位に在すに方り、卿が祖先、後鳥羽帝を隱岐に遷したるを以て、切齒して焉を報いんことを思ひ給ひたりしが、時に釁の乘ずべきなくして、敢て輕しく動き給はざりき。若し今、其の孫子をして臨御の日久しからしめ、人心をして歸嚮せしめなば、則ち必ず卿に利ならじ。朕、先皇の餘德に賴りて、猥に重器を擁したれば、卿と心を同じくし力を戮せて、太平の化を馴致せんことを願ふのみ、其の他を知らざるなりと。貞時、深く之を然りとし、龜山帝の後の、復大統を承けんことを欲せず、遂に帝と謀を合せて、後伏見帝を立てたり。梅松論。是に於て、後宇多上皇、悅ばずして、左中辨藤原定房を鎌倉に遣はして、貞時を讓めて曰く、國に二主あるべからず。如何ぞ數先帝の詔に違ふと。吉續記。左中辨は、公卿補任に據る。貞時、遂に策を定めて、後深草・龜山二帝の後をして、十年を限りて迭に立たしめんとす。因て、先上皇の皇子を立てゝ、循序に相傳へしむ。時に、後伏見帝立ちて僅に三年、俄に位を後二條帝に讓り、事遂に定りぬ。而して、元弘の

亂、實に此に胎しぬ神皇正統記・梅松論を參取す。子高時・泰家は、自ら傳あり。

譯文大日本史卷の二百一終

譯文大日本史卷の二百二

列傳第一百二十九

將軍家臣十二

北條高時　金澤貞將　二階堂貞藤　安東聖秀　鹽飽聖遠　長崎高重　工藤某　五大院宗繁

北條高時、幼名は成壽丸、相模守貞時が子なり。從四位下に敍せられ（平氏系圖。）左馬權頭となり、正和五年、北條基時に代りて執權す。時に年十四。文保元年、相模守に除せらる（系圖・將軍執權次第・保暦間記。）高時、人となり、擧止、度なけれども、特に宗嫡を以て世職を襲ぎたり（增鏡・保暦間記。）始め、政を妻の父秋田時顯・內管領長崎圓喜に委ねしに（喜、或は基に作れり。）二人、心を合せ謀を協せて、一に泰時が約束に遵ひしかば、頗る無事と稱したりしが、圓喜が老廢を以て罷むるに及び、其の子高資をして之に代らしめたるに、高資、主の暗に乘藉して、專ら胸臆を行ひ、威福を作して、憚る所あることなければ、海內怨憤し、衆情日に離れたれども（保暦間記。）高時、昏亂滋甚しく、日夜、酣飲を以て事となせり。嘗て犬の庭上に鬪ふを見て、大に之を愛悅し、諸將吏の家に索め、及び百姓に課して、出さしめ、以て租賦に充てしかば、遠近獻致し、積みて數千頭に至れるを、饜かしむるに粱肉を以てし、被するに珠繡を以てし、載するに鑾輿を以てし、民を役して之を舁かしめ、道路、遇ふものは、馬を下りて俯伏せしめ、毎月十二度、

朋を分ちて縦に鬪はしめ、諸將を召し會めて、觀て以て樂となす。其の羣吠狺狺として地を震はし、尸を爭ふもの﹅如くなれば、聞くもの、皆之を惡めり。京師に田樂の戯ありて、盛に行はれたりしが、高時、多く優人を召し、諸將に付して、各一人を養はしめ、宴あるごとに、飾り進めて戯を作さしめ、高時已下、競ひて衣裳を解き、以て纏頭となせば、席を竟れば、積みて丘堆を成し、其の費貲られざりしかば、時人、皆其の終らざらんことを謂へり。太平記。 元亨元年、後宇多法皇、使を遣はして言ふ、政を帝に致せと。高時、旨を奉じて之に從ふ。増鏡。 正中元年秋、帝、北條氏を討たんことを謀り、事頗る漏れたるに、高時、大に驚きて、使を遣はして、中納言藤原資朝・藏人頭藤原俊基を鎌倉に執致す。増鏡・保暦間記・太平記。 高時、將に廢立を謀らんとしければ、帝、其の患を紓べんと欲し、中納言藤原宣房を遣はして、誓書を下し賜ひ、喩すに宸衷の他なきを以てせしに、高時、乃ち前議を改め、謝して曰く、朝廷の事は、固より臣等が敢て議する所に非ざるなりと、其の書を還し上る。○按ずるに、太平記に云く、帝の誓書を賜ふや、高時、齋藤利行をして之を讀ましめたるに、二階堂貞藤、諫めて曰く、天子、誓書を武臣に賜へること、古より未だ其の例を見ず。固く辭して受くることなきを可とすと。高時、從はず。利行、讀みて未だ畢らざるに、昏眩して衄を發し、瘡、喉に發して死したれば、高時、大に怖れて、前議を止めたりと。然れども、常樂記に據れば、利行は、正中三年を以て死したり。則ち其の說、妄誕なり。今取らず。 明年、俊基を釋して京師に還し、増鏡・太平記。 資朝を佐渡に遷す。公卿補任。 嘉暦元年春、高時、疾に罹り、危篤なれば、長崎高資、勸めて執權を罷めしむ。毛利家・天正本太平記。 薙髮して崇鑑と號す。系圖・保暦間記・將軍執權次第。 高資、素より金澤貞顯と相好かりしを以て、擢きて以て之に代ふ。高時が弟泰家、職を繼ぐことを得ざるを恚り、薙髮して自ら廢す。高時、疾瘳えて、怒りて將に貞顯を殺

さんとす。貞顯、懼れて、亦薙髮して、出でゝ事を視ず。時に羣下、爭ひて髠剃して以て之を慕效し保暦間記。圓頂のもの、府庭に盈ちたれば、時に、以て不祥の兆となせり毛利家・天正本太平記。高資、又己が意を以て赤橋守時を以て執權となし保暦間記。北條維貞を連署となしけるに將軍執權次第。衆、益服せず保暦間記。是の春、皇太子薨ず。朝廷、大納言藤原定房を遣はして、來りて言はしめけるは、繼代斷えたれば、宜しく後嵯峨帝の遺命に依るべしと。高時、旨を奉ぜずして、遂に請ひて本院の皇子量仁親王を立てゝ皇太子となす神皇正統記・增鏡・梅松論を參取す。二年春、陸奧人藤原季長年及び季長が名は、結城文書に據る。其の族五郎と、事を爭ひて相訴へしを、高資、兩ながら其の賂を納れて、久しく判決せざりければ、二人、遂に相攻擊す。高時、兵を遣はして之を討ちたれども、功なかりき。是の後、高時、稍高資が所爲に平かならず、元德二年秋、密に長崎高頼に命じて之を圖らしめたるに、事洩れたれば、乃ち罪を高頼に委して、之を陸奧に流せり保暦間記。是より先、帝、僧圓觀・文觀を禁内に召して、高時を呪咀せしめしに、高時、之を聞き、圓觀・文觀・忠圓を執致し、案問して實を得たりしかば、是に至りて、遠く圓觀等を遷す太平記。元弘元年、高時、再び藤原俊基を執致す。是に於て、帝、專ら護良親王等と、關東を討たんことを議すること、益急なり增鏡・太平記。元弘元年は、增鏡に據る。會後伏見法皇、亦使を遣はして、具に朝廷の謀を告げたれば、高時、乃ち諸將を會めて計を諮ふ。衆、相視て未だ敢て言はざるに、長崎高資、進みて曰く、前者、明公、廢立を果されざりしが、此の患を貽す所以なり。今、之が計をなさんに、速に車駕を遷し、遠く大塔

宮を流し、謀に預れる搢紳は、執へて斬罪に處するに如くはなし。事、乃ち定りなんと。二階堂貞藤、諫めて曰く、國權東に移りてより、殆ど百六十年、威は四海を服し、榮は累世に傳りぬること、其の故、他なし。忠貞を王室に輸して、德惠を庶民に布きたるを以てなり。今者、廷臣を拘へ、僧徒を流せるだに、此已に甚しとなす。又復天子を放ち、座主を竄せば、人、其之を何とか謂はん。神祇、上に在せり、自ら畏るゝことなかるべけんや。且つ我が兵威をして實に强からしめば、朝廷に異處分ありと雖も、誰か敢て之に與せん。古曰く、君、君たらずと雖も、臣、以て臣たらざるべからずと。宜しく益臣節を效して懈ることなかるべし。則ち天威亦安ぞ霽れざるを得んやと。高資、色を作して曰く、文武の用は、緩急勢を異にす。孔孟の道は、今日、宜しく言ふべきに非ず。速に決せずして、敕して我を討ち給はゞ、悔ゆとも何ぞ及ばん。承久の事、明公、當に則るべき所なりと。高時、卒に其の言に從ふ。秋、二階堂貞藤及び城越後守二人の名は、異本に據る。を遣はし、兵三千を率ゐて京師に至らしむ。至れば則ち、帝、潛に闕を出でゝ奈良に幸し、宣言すらく、車駕、延暦寺に如くと。高時、又大佛貞直・金澤貞冬・足利尊氏以下六十三將を發し、武藏・相模・伊豆・駿河・上野五國の兵二十餘萬を以て之に赴かしむ。本書に云く、高時、正成等が兵を起すと聞き、乃ち貞直・尊氏を遣はすと。今、光明寺藏書殘編に從ふ。金勝院本に、十七國の兵に作れり。此の時、帝、笠置に在す。北條仲時・北條時益、兵を遣はして行在を圍ましむ。而して、楠正成、赤坂に據り、櫻山茲俊、備後に起る。太平記。貞直等、攻めて笠置及び赤坂を陷れ元弘日記裏書・光明寺藏書殘編。茲俊、亦自殺す。高時、乃ち命

じて帝を六波羅に幽し、二階堂貞藤・秋田高景を遣はして、皇太子を奉じて卽位せしむ。是を光嚴院となす増鏡・太平記を參取す。　二年春、高時、帝に獻ずるに僧服を以てして、薙髮せんことを請ひて、聽されず太平記。遂に長井高冬を遣はし、新主の宣旨を請ひて、帝を隱岐に遷す増鏡・太平記。長井高冬は、増鏡に據る。千葉貞胤・小山秀朝・佐佐木高氏、兵五百を以て護送し太平記・増鏡。守護佐佐木淸高、本國及び出雲の兵士を牽ゐて、更番防衞す太平記・伯耆卷。　尊良親王を土佐に、尊澄親王を讃岐に遷し、夏、參議平成輔を相模に、足助重範を京師に、中納言藤原資朝を佐渡に、中納言源具行を近江に、藏人頭藤原俊基を鎌倉に殺し、大納言藤原師賢及び僧聖尋を下總に、前權大納言藤原公敏・參議藤原季房を下野に、中納言藤原藤房を常陸に、僧俊雅を長門に遷す。時に、楠正成、赤坂城を復し、出でゝ四天王寺に屯す。北條仲時・北條時益、尋で兵を遣はして之を攻めたれども、利あらざれば、高時、宇都宮公綱を遣はして之を助けしむ。護良親王、吉野に城き増鏡・太平記を參取す。正成、千劔破に城き増鏡・梅松論。赤松則村、播磨に起る。高時、又義子阿曾時治及び大佛高直・二階堂貞藤等をして、大兵を牽ゐて、分ちて之を攻めしめ太平記。又書を諸國の將士に移して、並に其の軍を會せしむ天正本太平記。　三年春、皇子恒性を越中に遷し、人を遣はして之を殺さしむ諸門跡譜。　時治、赤坂城を陷れ太平記。貞藤、吉野を陷れ太平記・吉水院貞遍が言上狀。高直と兵を併せて、千劔破を圍みて月を彌る。高時、使を遣はして戰を促せば、高直等、力を盡して急に攻めたれども、下すこと能はず。既にして、帝、隱岐を出でゝ、船上山に御せしかば、西國の將士、爭ひ歸し、左近衞中

將源忠顯・赤松則村、兵を連ねて六波羅を討つ。是に於て、高時、名越高家・足利尊氏をして、兵を將ゐて西上し、半は京師を衞らしめ、半は行在を攻めしむ。夏、高家、則村と山崎に戰ひて殺され、尊氏は、官軍に降りぬ。尊氏が行くや、將に家を攜へて以て軍に從はんとせしを、長崎圓喜、高時に勸め、其をして誓書を爲り、質として妻及び子千壽王を鎌倉に留めしめたりしが、此に至りて、尊氏、果して歸順し、千壽王、潛に逃亡せり。高時、乃ち人を馳せ、往きて尊氏が動止を察せしめしに、道に六波羅の使に逢ひ、其の歸順せるを聞きて還る。是に由りて、鎌倉の人心、恟恟たり。高時、武藏・上野・安房・上總・常陸・下野六國の兵を發し、泰家に屬して西上せしめんことを謀る。乃ち軍糧を郡縣に徵するに、新田義貞が領邑、素より富めるを以て、課するに錢六萬貫を以てし、吏を遣はして督すること急なり。義貞、先已に意を官軍に通じたりければ、吏を斬りて之を梟しゝに、高時、大に怒りて、議して西師を罷め、專ら義貞を攻めんとす。兵未だ發せざるに、義貞、兵を起して、先武藏野に至る。高時、更に金澤貞將を遣はし、上總・下總の兵を將ゐて、下河邊に出でゝ以て敵の後を扼せしめ、櫻田貞國・長崎高重等、武藏・上野の兵を以て入間河に拒ぐ。貞國、義貞と戰ひて、殺傷互に多く、退きて久米河に陣し、次日、又戰ひしに、敗れて分陪に退く。高時、乃ち泰家を遣はして往きて援けしむ。泰家、戰ひて義貞を破りしが、明日、戰ひて更に大に敗れたり太平記。時に、小山秀朝・千葉貞胤、並に義貞に應じ、貞將を鶴見に逆へ擊ちて之を敗りしかば梅松論・小山秀朝、太平記に據る。諸軍、遂

に引きて鎌倉に還りぬ〈太平記・梅松論。〉會六波羅の潰卒至り、始て仲時・時益、敗死し、京師、官軍の爲に復せられたるを知り、上下失措して、支ふべからざるを知りぬ。一日を閒て、義貞、火を放ちて、三道より來り逼りしかば、居民、財を齎らして、四方に逃竄す。高時、金澤越後將監某・北條基時を假粧坂に、大佛貞直を極樂寺坂に、赤橋守時を巨福呂坂に遣はして、以て之を拒ぎしに、守時が軍、先敗沒し、義貞が軍、進みて山內に入る。而るに、貞直、疾く戰ひて、敵將大館宗氏を斬りしに、餘衆、退き走る。卽夜、義貞、自ら精兵を將ゐて極樂寺に赴く。貞直、阪道に營據し、鹿角を樹ゑて、海岸に至り、多く巨艦を泛べて、以て傍射に便にし、敵をして過ぐることを得ざらしめんとせしに、曉に至りて、海水、俄に退くこと二十餘町、艦、皆漂ひ去りければ、義貞、因て直に馳せて鎌倉に入りしが、守兵、皆潰えたり。而して、衆軍、踵ぎて進み、所在焚蕩す。會風暴に發し、火皆內に向ひければ、煙燄、空に漲りしが、俄頃にして、延きて高時が居第に及べり。高時、自ら千餘人を以て妻子を擁衞し、逃れて東勝寺に入る。東勝寺は、乃ち其の先塋の在る所なり。時已に諸軍崩潰し、死傷降亡して略盡きたりければ、高時、終に自殺す。時に年三十一〈北條系圖・北條家譜に、並に四十二に作れり。今、系圖の嘉元元年生る、及び保曆閒記の應長元年九歲の文に據る。〉從ひて死せるもの八百七十餘人、鎌倉に於て自殺せしもの六千餘人〈六は、一に七に作れり。〉長子邦時、幼名は萬壽麻呂、相模太郎と稱せしが、捕誅せられたり。年十五〈幼名及び年は、家譜に據る。〉是の月、筑紫探題北條英時を筑前に、淡河時治を越前に、越中守護名越時有を本州に誅す。長門探題北條時直、出でゝ降る。時直、尋

で病死す。是より先、大佛高直・二階堂貞藤・長崎高貞等、千劒破の圍を解きて奈良に退き、七月、京師を犯さんことを謀りしに、官兵、來り攻めしかば、高直等、困蹙して、披剃して降を乞へるを、悉く縛して京師に送り、僧服を褫ぎて、之を阿彌陀峯に斬る。特に貞藤を免せしが、尋で亦反を謀りて誅せられたり。明年、高時が族人僧憲法、飯盛城に據り、赤橋重時、立烏帽子城に據り、太平記。家臣本間某・澁谷某、鎌倉に起り將軍執權次第。規矩高政〇規矩は、異本太平記に、上總に作り、金勝院本には、別に規矩時秋を載せたり。絲田貞義〇貞義は、天正本太平記に、義員に作り、金勝院本には、頼時、西源院本には、別に貞義を載せたり。筑紫に起りしが、尋で皆敗死したり。北條氏は、義時・泰時より、上、天子を戴き、中、將軍を擁して、以て其の柄を併移せんことを圖り、智力もて挾制し、世其の姦を濟すこと、殆ど將に百年ならんとし、宿將名族、風を畏れ命を奉じ、漸く臣僕の禮を執りて、敢て支吾せず、宗黨親戚、延蔓盤互して、守護・地頭となりしもの、蓋し八百餘人なりしが、勤王の師起るに及び、高時、首を授け、前後夷滅して、幾ど噍類なく、乃祖の計、甫て就りて、旋て墜ちたり。神皇正統記・太平記。次子時行は、自ら傳あり。

金澤貞將、北條氏の族にして、父貞顯、修理大夫となり、始て金澤と稱す北條系圖・北條家譜。貞將、六波羅南方となり、越後守に任せられ、武藏守に轉じ將軍執權次第。後、新田義貞を武藏に逆へ擊ちて利あらず、又山内に戰ひて、身七創を被り、還りて高時を東勝寺に見る。高時、其の力戰を賞し、授くるに相模守、長門・筑前兩探題を以てし、狀に署して之に與ふ。兩探題は、重職にして、相模守は、北條氏世襲の

官號なれば、貞將、感喜して、乃ち狀背に書して曰く、我が百年の命を棄てゝ、公が一日の恩に報いんと。之を懷にして、馳せて敵陣に赴きて死す太平記。子忠時は、左近衞將監より家譜。越後守となり、義貞が鎌倉に入りしとき、兵三萬を率ゐて假粧坂に拒ぎ太平記。軍敗れて、父と戰歿せり家譜。

二階堂貞藤、藤原行政が後にして二階堂系圖。才學を以て稱せられしが太平記。檢非違使となり、出羽守を兼ね、薙髮して、名を道蘊と改む系圖・太平記。北條高時が廢立を行はんことを圖るに及び、貞藤、之を諫むること切に至りしかども、高時、用ふること能はず。命じて護良親王を吉野城に攻めしむ。力戰すること七日、未だ下らず。部將に吉野執行巖菊丸といふものあり、素より地形を諳じたれば、夜、軍の後を繞りて之を夾み撃たんことを請ひけるに、貞藤、之に從ひしかば、城陷りぬ。村上義光、佯りて護良の爲して之に死す。貞藤、其の首を得て、之を京師に送りしが、既にして、其の是に非ざることを知り、進みて高野山を襲ひ、索めて護良を捕へんとすれども得ず。乃ち兵を移して大佛高直に會し、千劒破城を攻めて、拔くこと能はず。後、高直等と出でゝ降る。帝、素より其の名を知りたれば、特に原して殺さず、命じて其の舊邑を食ましめしが、幾もなくして、叛を謀りて誅に伏せり太平記。

安東聖秀、秀は、一に賢に作れり。新田義貞が妻の伯父なり。義貞が兵と稻瀨河に戰ひて、敗れ還れば、高時、已に東勝寺に逃れて、府舍焚蕩し、將士、悉く散じたりき。聖秀、慷慨して曰く、堂堂たる百年の跡、何ぞ一人死節の屍を留むることなからんやと。殘兵百餘騎を從へ、焦址に就きて將に自殺せんとす。

義貞が妻、適書を贈りて降を勸めしに、聖秀、怒りて使者に謂て曰く、危に臨みて死を逃るゝは、恥、焉より大なるはなし。姪女、士の家に生れて、士の家婦となり、廉恥を知らず、何を以てか子孫を敎へん。然れども、彼は、女子なれば、固より怪むに足らず。義貞にして若し義を知るものならば、當に叱りて焉を止むべし。何ぞ我をして反かしめんや。何ぞ爾く夫婦の相似たると。書を以て刀欛を併せ握りて、以て自殺せり太平記。

鹽飽聖遠、官兵の鎌倉に入りしとき、聖遠、養子忠頼に謂て曰く養子は、異本に據る。汝、猶未だ仕に從はざれば、宜しく逃げて僧となり、我が冥福を薦むべしと。忠頼曰く、闔家の生活する、誰か君の恩に非ざる。寧ぞ己が仕ふると未だ仕へざるとを論ぜんと。卽ち腹を刺して死す。聖遠、乃ち椅を設けて趺坐し、偈を作りて曰く、五蘊非レ有、四大本空、一に提持吹毛・截斷虛空に作れり。大火聚裡、一道淸風と。頸を引きて次子忠年をして之を斬らしめしが、忠年も、亦自殺せり太平記。忠年が名は、金勝院本に據る。

長崎高重、次郎と稱し、高資が子にして、勇武絕倫なり。諸將と共に新田義貞を武藏に拒ぎ、晝夜力戰して傷を被り、敗るゝに及び、斬る所の首級を持ち、馳せ歸りて高時に示す。祖父圓喜、之を見て、喜びて曰く、我、常に汝が不肖を患へて、數訓誨を加へたりき。今乃ち謬れるを知りぬ。益努力して、以て主恩に報いよと。旣にして、義貞が大軍、鎌倉に入りて、數道より競ひ攻めしかば、諸將、相繼ぎて戰歿し、軍士、星散して、復陳伍なし。高重、乃ち身を挺で、馳突して四に應ずれば、抵る所、

皆抜き、騎を更へ刀を易へ、手づから殺すこと凡そ三十餘人、還りて北條高時を見て曰く、戰力めざるに非ざれども、諸將、皆敗れたるを如何せん。主公、身を以て寇の手に辱めらるゝことをせらるることなかれ。今、臣、更に快意一戰して、以て冥間手を攜へんときの話に資せんと欲す。死を忍びて待たれよと。乃ち愛馬の兎雞と名けたるに乘り、往きて僧士雲に謁し、立ながら庭に揖して曰く、如何是勇士恁麼事と。士雲答ふ、吹毛急用不レ如レ前と。高重、大に悦びて（太平記。）門を出で、殘兵に謂て曰く、子等、勞せり。請ふ、此より辭せんと。衆、肯かず、死を相呼びて前む（天正本太平記。）高重、因て命じて幟を釋て刃を鞘にして、敵中に混入し、意に義貞を得て之を刺さんとす。敵に、之を識るものあり、兵を麾きて環り圍む。高重、事の就らざるを知りて、縱橫奮擊す。已にして、從士、皆死し、殘兵、纔に八人、與に倶に高重を止めて引還さしむれば、敵、追ふこと急なり。高重、返り戰ふこと十餘、東勝寺に至る。至れば則ち、高時、方に酒を行らして、左右と訣る。高重、徑に入りて、飮を引くこと三たび、盃を攝津道準に屬し（準は、一に集に作れり。）腹を割きて先斃れぬ。道準、笑ひて曰く、此の下物あり、誰か量の少きを以て辭することを得んと、滿酌して其の半を盡し、以て諏訪直性に傳へ（直は、一に眞に作れり。）腹を割きて死す。直性、徐に三酹し訖り、高時に勸めて曰く、年少の輩、伎を奏して相侑むるに、臣、疲れたりと雖も、安ぞ少しく酬いざるを得んや。請ふ、此の肴を以て、推次して致されよと。腹を割き、刃を抽き、以て高時が前に置きて死す（太平記。）長崎圓喜、乃ち言ふ、我、年老いたり。當

に主公の爲に行を啓くべしと、自ら刺せども殊せず（諸本太平記。）其の孫新右衞門某、傍より之を刺し、己も亦腹を割きて、圓喜が屍に倚りて死せり。新右衞門は、乃ち高重が弟にして、時に年十五（太平記。）

工藤某、新左衞門と稱し、每に高時が政を怠りて時事日に非なるを歎じ、累に諫むれども、聽かれざれば、乃ち去りて高野山に隱れて僧となり、復出でざらんことを誓ひたりしが、鎌倉の滅ぶるに及び、往きて其の處を弔ふに、府第丘墟となり、彌望茂艸あるのみなりしかば、乃ち慨然として懷舊の和歌を作れり。後、諸國を周遊して（天正本太平記。）終る所を知らず。

五大院宗繁、右衞門尉となる。高時、宗繁が妹を納れて妾となし、子邦時を生みしが、敗るゝに及びて、以て宗繁に託す。宗繁、之を諾し、卽日、出でゝ新田義貞に降る。已にして、義貞、厚く北條氏の餘黨を購ふ。宗繁、計るらく、我、親ら斬りて此の兒を送らば、恐らくは衆に齒せられじ。人に藉り手を下さしめて、自ら告訴の賞を取るに如かずと。乃ち邦時を紿きて曰く、聞く、人の郎君の處を告ぐるものありて、明日、逮者、將に至らんとすと。請ふ、促に之を伊豆に避けられよ。臣、且く此に留りて、告ぐるに知らざるを以てし、可かずんば則ち、自殺して以て跡を滅せんとすと。邦時、之を信じ、一奴を從へ、夜に乘じて逃る。宗繁、馳せて義貞が執事船田義昌に告げ、軍士と共に追ひて、之を相模川に捕ふ。義貞、深く宗繁が所爲を惡み、誅して不臣を懲らさんと欲せしかば、宗繁、之を聞きて亡匿せしに、容舍する所なく、後、卒に路上に餓死せり（太平記。天正本を參取す。）

譯文大日本史卷の二百二終

譯文大日本史卷の二百三

列傳第一百三十

將軍家臣十三

北條時房　子　時直
北條朝時
北條重時　玄孫　赤橋守時
北條正村
名越高家
淡河時治
大佛貞直
大佛高直

北條時房、初名は時連、五郎と稱し、義時が弟なり。元久中、遠江・駿河の守を歷て、武藏守となり、從五位下に敍せらる（北條系圖）。和田義盛が亂に、時房、力戰し、功を以て上總の飫富莊を食み、相模守に遷る（東鑑）。承久三年、義時、泰時・時房に命じ、兵を稱げて京師に向はしめしが、遠江に抵る比ひ、官

兵十餘人ありて、時房が軍前を過ぎしに、時房、悉く之を斬りて、路の左に梟せり。山田重忠等、延暦寺の僧兵と、勢多橋を撤して拒ぎ守りしが、時房、前み鬪ひて利あらず。會泰時、官軍を宇治に破る。時房、泰時と、勢に乘じて、長驅して京師に入り東鑑・承久記。六波羅南方に鎭し將軍執權次第・系圖。伊勢守護を兼ねたり。義時が卒するに及びて、鎌倉に還り、泰時と同じく執權連署し、尋で修理權大夫を兼ね、相模守を辭し、正四位下に累進す東鑑・將軍執權次第。承久の役に、戰士の賞を得ざるものありしに、時房、數以て言となしたれども、聽かれざりければ、乃ち私邑四所を納れて、有功に頒ち與へんことを請へり東鑑脱漏。嘗て家に在りて置酒したりしに、會泰時、暴に病めり。家人、皆曰く、盍ぞ往きて之を視ざると。時房、聽かずして曰く、吾、今日、娛樂をなせるは、武州の存せられたるを以てなり。武州、一旦不諱ならんか、我、將に職を辭して遠く遁れんとす。豈に復快飮することを得んと、歡謔して自若たりき東鑑補遺。仁治の初、卒す關東評定傳・東鑑補遺。居第に因みて大佛と號せり。子は、時盛・時村・資時・朝直・時直。時盛が事は、子淡河時治が傳に在り。朝直は、大佛を以て氏となせり。建長元年、評定所に始て引付頭人を置けるとき、朝直を以て之となしゝが、相模・武藏等の守を歷て、遠江守に遷り、正五位下に敍せられ、文永元年、卒す關東評定傳。子は、朝房・宣時。朝房は、武藏太郎と稱し系圖。嘗て父の爲に逐はれて屛居したりしが、三浦泰村が亂を作せるを聞きて、甲を擐るに及ばず、單騎之に赴きしに、泰村が兵、爭ひて之を斫らんと欲すれば、戰甚だ苦みたるに、兵士來り救ひて、免かるゝことを得たり

東鑑。後、備中守となる系圖。宣時は、初名は時忠、武藏・陸奥の守を歴て、從四位下に敍せられ、弘安中、執權連署す。宣時が子宗宣・孫維貞は、嘉元・嘉曆の間、相繼ぎて執權連署せり將軍執權次第・帝王編年記を參取す。時直、遠江守たりしが、元弘の初、北條高時、署して長門探題となしゝに、任に之きて未だ幾ならざるに、厚東宗西・高津道性等、來り攻む。時直、手下の兵と、艦に乘りて東に走り任に之く以下、天正本太平記に據る。道にて高時が誅に伏したるを聞きて、將に筑紫に往かんとせしが、會筑紫探題北條英時も、亦小貳貞經が爲に滅されたれば、時直、窮蹙して、貞經に降りしを、島津貞久、僧俊雅に因りて奏請して、死を貸したり。俊雅は、峰僧正と稱して、帝の外戚なり。笠置陷りしとき、高時、執へて之を長門に流したりしが、乘輿の京に還るに及びて、俊雅、權に九州の事務を管れり。時直に謂て曰く、禍福倚伏し、吉凶常なし。昔、吾、流に處せられたりし日、卿が陵辱を被りしが、料らざりき、復今日あらんとは。我、將に卿に報ゆるに一死を貰すことを以てせんとすと。因て、使を遣はして狀を奏せしに、帝、俊雅が爲に特に時直を免し、其の食邑を復したり太平記。孫時俊は、安藝守、亦高時が將となりて王師を拒ぎしが、高時が誅せらるゝに及び、時俊、男左京亮貞俊と出で降りて、尋で誅せられたり太平記・系圖。

北條朝時、泰時が弟なり。名越氏を稱し北條系圖。權略ありて、膂力、人に過ぎたり。嘗て源實朝が妻の侍兒を偷みて駿河に奔りしが、歲餘にして、實朝、其の罪を釋して鎌倉に召し還せり。和

田義盛が難に、朝時、兵を帥ゐて朝夷名義秀と接戰し東鑑。尋で式部丞に拜せらる關東評定傳。承久の役に、結城朝廣・佐佐木信實と、兵四萬を率ゐ、北陸道を經て越後に抵りしに、官軍宮崎定範、蒲原の險に據り、海に瀕みて鹿角を樹ゑ、弩を伏せて以て待ちたりしかば、朝時、乃ち牛七八十頭を獲て、炬を其の角に束ね、夜に乘じて之を放ち、士卒、後より讙噪せしに、牛、怒りて奔突せしかば、官軍、大に駭き、以て敵至るとなし、伏弩、皆發しければ、牛は、多く死傷したれども、弩、復繼ぐこと能はず、軍、因て過ぎて西することを得たり。朝時、乃ち衆を督して直に前み、進みて志保・黑坂の柵を攻めて、皆之を拔き、轉鬪して京師に入り東鑑・承久記を參取す。泰時と會す。周防・越後・遠江の守を歷て、從四位下に敘せられ東鑑・關東評定傳。評定衆となりしが、尋で職を辭して關東評定傳。薙髮す。法名は、生西。寬元三年、卒す東鑑・關東評定傳。七子あり、光時・時章・時長・時幸・時兼・敎時・時基。光時は、越後守となりて系圖。將軍藤原賴經が爲に親幸せられ、故を以て、驕心漸く萠し、北條時賴が執權たるに及びて、光時、悅ばずして、以爲らく、時賴は、吾が祖義時に於て曾孫たれば、族屬、疏遠にして、宜しく勢任に居るべからずと。因て、隱に之を除かんことを圖る保曆間記。而して、事發覺しければ、時賴、兵を遣はして將に之を誅せんとせしに、光時、方に幕府に在りしが、免れざらんことを度りて、髮を剪りて時賴に遺りて罪を謝せしに、遂に伊豆に流されたり東鑑・保曆間記。時章は、尾張守に任ぜられ、引付衆となり評定傳。薙髮して、法名は、見西。文永九年、北條時宗が兄時輔が、叛きて京師に誅せられたるとき、敎時、之と謀

を通じたりしかば、時宗、兵士を遣はして之を殺さしめたるに、誤りて、幷せて時章を殺しければ、時宗、死の其の罪に非ざりしを哀み、兵士五人を捕へて之を誅したり保暦間記。　時幸は、修理亮となり、光時が罪を獲るに及びて、自殺したり葉黄記。

北條重時、朝時が弟なり平氏系圖。　修理權亮・駿河守となり、寛喜中、北條時氏に代りて六波羅北方に居り、相模守に遷り、從四位上に累進し東鑑。　寶治元年、鎌倉に還りて、執權連署し、陸奥守に遷りしが、尋で職を辭して剃髪す。法名は、觀覺。極樂寺を創めて焉に退居し、弘長元年、卒す。年六十四東鑑・北條系圖を參取す。　子は、長時・時茂・義政・業時・忠時北條系圖。　長時は、左近衞將監となり、六波羅北方に居り、康元元年、鎌倉に還りて、武藏守となり將軍執權次第・帝王編年記・東鑑。　從五位上に進み將軍執權次第。　北條時賴が職を辭するに及び、時宗が幼なるを以て、執權の事を攝し將軍執權次第・東鑑。　侍所別當を兼ね東鑑。　文永元年、卒す關東評定傳・將軍執權次第。　子義宗は、駿河守となり、六波羅北方に居たりしが、文永中、時宗、命じて北條時輔を殺さしめたり帝王編年記。　義宗が子久時は、赤橋と號し、武藏守より、六波羅北方に居る。久時が子は、守時平氏系圖。　時茂は、常葉氏を稱し北條系圖。　陸奥守となり、康元元年、兄長時に代りて六波羅北方に居りしが將軍執權次第。　任に終りぬ一代要記。　義政は、初名は時量、信濃の鹽田を食み、因て氏となせり北條系圖。　文永中、引付衆となり、又評定衆より、駿河守となり、執權連署して、武藏守に遷り、病みて職を辭し、剃髪して、名を政義と改め、遁れて信濃の善光寺に居る。業時は、越後・駿河・武藏の守を歷て、評

定衆となり、弘安中、執權連署して、陸奥守に轉ず關東評定傳。　孫基時は、正和中、執權の事を攝し平氏系圖。　高時と同じく自殺す北條系圖。　子仲時は、自ら傳あり。　忠時は、左近衞將監關東評定傳。

赤橋守時、嘉暦中、北條高時に代りて執權し、相模守となる將軍執權次第・保暦間記○諸本太平記に、盛時に作れり。今、本書に從ふ。　妹を以て足利尊氏に妻せたりしが、元弘三年、新田義貞が鎌倉を攻むるとき、守時、兵六萬を將ゐ、出でゝ巨福呂坂に拒ぎしに巨福呂坂は、諸異本に據る。　戰ふこと數十合にして、士卒、死亡して略盡きぬれば、餘衆に謂て曰く、軍、固より百敗して一勝するものなり。今、我が軍敗ると雖も、北條氏の命、豈に必ずしも此に窮らんや。然れども、我、尊氏が姻戚なれば、恐らくは、相州、我を疑はれん。義、當に速に死して以て貳心なきを示すべしと。乃ち自殺せしに、從ひて死するもの、九十餘人太平記○毛利家本・北條家本・金勝院本・南都本に、八十餘人に作り、西源院本には、三百八十餘人。

北條政村、四郎と稱し東鑑。　重時が弟なり。寛喜中、式部少丞となり、累に右馬權頭を歷て、正五位下に敍せられ、評定衆となる東鑑・關東評定傳。　康元元年、執權連署し、陸奥守となりて、越後の國務を攝し、相模守に遷る。文永中、北條長時に代りて執權の事を攝し、左京權大夫に除せられ、正四位下に進みしが、北條時宗が執權となるに及びて、復連署し、十年、卒す。年六十九增鏡・將軍執權次第・關東評定傳・帝王編年記を參取す。　人となり沈默溫雅にして、和歌を善くしたりければ、搢紳、之を重じ、稱して東方の遺老となしゝが、卒するに及びて、龜山帝、使を遣はして其の喪を弔へり吉續記。　子は、時村・宗房・政長。　時村は、初名は時

遠、左近衞將監となり、文永中、評定衆となり、陸奧守に遷り、建治三年、京師に入りて、六波羅北方に居て、武藏守となりしが、數年にして、鎌倉に還り、從四位下に進み（關東評定傳・將軍執權次第。）權連署す（平氏系圖・將軍執權次第・帝王編年記。）北條宗方が叛きしとき、時村、宗方を誅し、師時等を幷せ除きて、其の權を專にせんと欲して、未だ發せざるに、宗方が爲に襲殺せられたり（平氏系圖・保曆間記・一代要記。）時村が孫熙時・曾孫茂時は、皆執權連署したりしが、高時が敗れたるとき、茂時は、自殺せり（將軍執權次第・平氏系圖を參取す。）宗房は、四郎と稱し、土佐守となり、政長は、式部大輔・攝津守となり、並に評定衆となる（平氏系圖・關東評定傳。）

名越高家、遠江守朝時五世の孫にして、遠江守貞家が子なり。高家は、尾張守たりしが（北條系圖。）元弘の役に、北條高時、高家及び足利尊氏等に命じて、京師に往き官軍を禦がしめしに、高家、別に兵を將ゐて山碕に向ひ、赤松則村と久我畷に戰へり。高家、年少くして、盛に鎧仗を飾り、衆に先ちて前みければ、則村が兵、之を望みて、其の主將たるを知り、爭ひて之に赴きしかば、高家、手づから數人を斬り、徐に馬より下り、刀血を拭ひて憩ひたるを、則村が兵、伺ひて之を射しに、額に中りて死せり。從兵も、死亡して皆盡きぬ（太平記。）子高邦は、左近衞將監たりしが、足利尊氏が、歸順して六波羅を攻めたるとき、高邦、兵を將ゐて神祇官に拒ぎ、戰敗れて退きしが（天正本太平記。神祇官は、見行本に據る。）其の終る所を知らず。

淡河時治、北條時房が孫なり。父時盛は、掃部權助・越後守となり（東鑑・將軍執權次第。）六波羅南方に判たり

き將軍執權次第。家、世左介谷に在りしかば、因て佐介氏を稱したりしが、東鑑。後、今氏に改めたり太平記。時治、右京進となる北條系圖○太平記に、進を亮に作れり。後醍醐帝の北條高時を討つに及び、時治、適越前の牛原の地頭たりしが、兵を集めて北軍を防遏したれども、六波羅敗れたりと聞きて、部下の逃散するもの多きに、平泉寺の僧徒、敝に乘じて來り攻めければ、時治、勢の敵せざるを知りて、其の妻と訣れ、二子を水に沈め、腹を潰して死せしが、妻も、亦水に赴きて死せり太平記。

大佛貞直、陸奥守宗宣が孫にして、民部少輔宗泰が子なり。右馬助・陸奥守となる北條系圖。後醍醐帝の笠置に幸するや、北條仲時等、兵を遣はし、之を攻めて克たざりしかば、北條高時、貞直及び足利尊氏等に命じて、兵を將ゐて往きて之を援けしめしが、遂に笠置を陷れ、轉じて赤坂城を攻め、之を拔きて還れり保曆間記・元弘日記裏書・光明寺殘篇・增鏡を參取す。新田義貞が鎌倉を攻むるに及びて、貞直、又大兵を將ゐて極樂寺坂に拒ぎしに、義貞が將大館宗氏が爲に敗られて、退きて營に入れり。貞直が家士本間某、山城左衞門と稱し、嘗て事を以て黜けられて家居せしが、貞直が敵と戰ふと聞き、手兵百餘人を率ゐて奮戰し、遂に宗氏を斬りて、首を刃に貫き、貞直を見て謝して曰く、曩はくは、微效を以て、前過を宥され、黄泉に從ふことを獲ば、幸たるや大なりと、遂に自殺したれば、貞直、大に感奮して、明日、復出でゝ戰へるに、義貞が軍、稻村碕より入りければ、貞直が兵三十餘人、其の抗すべからざるを知り、相率ゐて自殺したりけるに、貞直、奮ひて曰く、勇士、死なば則ち戰ひて死なんのみ。奈何ぞ

自殺せんと。乃ち二百餘人を帥ゐて縱横衝突し、遂に脇屋義助が陣を冒して死したり太平記。

大佛高直、陸奥守維貞が子にして、右馬助となる保曆間記。元弘の役に、大兵を將ゐて楠正成を千劒破城に攻めしに、阿曾時治・二階堂貞藤も、亦兵を引きて來り會せしを、正成、拒ぎ守りしかば、高直等、戰ふごとに輒ち敗れて、死傷算なし。乃ち饑ゑしめて之を取らんと欲し、營を布きて環り圍み、因て、多く倡妓を會め、博奕・酒茶・賦詠して、以て軍士を慰めたりしに、部將に叔姪二人あり、握槊して道を爭ひ、相刺して死せしかば、其の下二百餘人も、亦相率ゐて刺死せり。是を以て、軍氣益衰へぬ。既にして、出で戰ひて、復大に敗れたるに、會近郡の民兵、護良親王の令に應じ、出沒して糧道を梗ぎければ、軍士、大に困乏して、潛に逃れ還るもの多かりき。六波羅の敗るゝに及びて、高直等、乃ち圍を解きて退走し、官軍の爲に夾撃せられて、奔りて奈良の般若寺を保ちたりしを、適乘輿、京に還りて、源定平・楠正成、來り討ちければ太平記。梅松論・保曆間記を參取す。高直等、皆僧衣を披、衆を率ゐて出で降りしに、定平、之を縛して京師に送りければ、誅に伏しぬ太平記。

譯文大日本史卷の二百三　終

譯文大日本史卷の二百四

列傳第一百三十一

將軍家臣十四

北條泰家
北條仲時　北條時益

北條泰家、四郎と稱し、高時が同母弟なり（太平記。同母弟は、保暦間記に據る。）初名は時利、左近衞將監となる（北條系圖。）高時、執權を罷めて、泰家、次ぎて當に職を襲ぐべかりしを、內管領長崎高資、擅に金澤貞顯を以て之となしゝに、泰家が母、聞きて憤恚し、泰家に命じて、削髮して更めて惠性と號せしむ（保暦間記。惠性は、太平記・北條系圖に據る。）元弘三年、名越高家、京師に戰死して、足利尊氏、官軍に應せしかば、高時、乃ち武藏・上野等六國の兵を徵し、泰家に屬せしめて、將に西上せしめんとせしが、未だ發せざるに、新田義貞、兵を起して來り攻む。高時、櫻田貞國・長崎高重等を遣はして、逆へ擊たしめけるに、敗られたれば、退きて分陪に次る。是に於て、泰家に命じて、兵を率ゐて之を援けしめしに、黎明、弓手三千人をして、堵進して雨射せしめければ、義貞が軍擾れたり。因て、兵を縱ちて之に乘せしに、義貞、大に敗れたれば、泰家、意驕りて謂らく、彼の軍中、必ず義貞を斬りて送るものあらんと。乃ち營を下りて息ひ

ければ、衆、咸甲を卸し鞍を解き、妓を邀へて縦に飲みたりしに、會相模人三浦義勝、兵を集めて義貞に屬せり。明旦、義貞、義勝を以て先鋒となし、旗を巻きて進みしを、偵卒、來り報じたるに、泰家、乃ち曰く、之あるかな、三浦が族人、徵されて軍に赴けるが、今乃ち來れるのみと。衆、以て信に然りとなし、復備を設けざりしに、俄にして、義貞・義勝、營に薄りて鼓譟しければ、泰家、錯愕して、營を棄てゝ奔れるに、義貞、追ふこと甚だ急に、關戸に抵る比ひ、幾ど及ばんとせしが、横溝某・安保道堪等〇本書西源院本及び梅松論に、堪を潭に作れり。數百人、返り戰ひて死せしかば、泰家、賴りて免れ還ることを得たり。義貞、遂に鎌倉に入り、高時、葛西谷に逃る。泰家が家臣諏訪盛高、戰敗れて還り、泰家に勸めて自裁せしめんとせしに、泰家、人を屏けて語りて曰く、敗亂此に至れるは、皆家兄の素行に由りて、自ら之を速けるのみ。然れども、數世の恵澤、人に在り。苟くも餘慶未だ盡きずば、天、其永く其の胤を絶たんや。萬壽は、前に已に五大院宗繁に託せり。汝、往きて龜壽を取り、善く匿して以て後擧を圖れと。盛高、泣きて訣れたり。萬壽・龜壽は、高時が子邦時・時行が小字なり。泰家、乃ち左右二十餘人を召し、誡めて曰く、汝等、吾が行くこと遠きを度りて、速に第を火き自盡の狀を爲せと。因て、筍輿に臥し、覆ふに血に汚れたる衣を以てし、南部太郎・伊達六郎、舁夫の服を爲て之を舁き、二卒、甲を被馬に乗りて、新田氏の軍號を效し、裝ひて護送人の爲して出でたるに、留る所の士、乃ち火を其の屋に縦ち、出でゝ呼びて曰く、主、既に死なれたりと。衆二十餘人、腹を割きて

斃れ、軍士三百人、亦同じく死せり。泰家、遂に陸奥に遁れ、後、潛に京師に來りて、權大納言藤原公宗が第に匿れて、髪を蓄へ名を時興と更めて、刑部少輔と稱し、日に公宗と亂を作さんことを謀りしが、建武二年、公宗、遂に時興をして近畿の兵を將ゐしめ、北條時行をして關東の兵を將ゐしめ、名越時兼をして北國の兵を將ゐしめ、謀りて同時に京師を犯さんとせしが、既にして、事覺れければ、公宗は、誅に伏し、時興は、遁れて（太平記。）其の終る所を知らず。

北條仲時、相模守基時が子にして、越後守となり、元徳二年、北條時益と倶に六波羅に鎭し、仲時は、北方に居り、時益は、南方に居る。時益は、越後守時敦が子にして、左近衛將監たり（平氏系圖・將軍執權次第○）（太平記を按ずるに、元徳二年を元弘二年となし、而して、元徳より元弘元年に至るまで、常葉範貞、兩六波羅を併せ鎭むとなせるは、誤なり。）元弘元年、北條高時、二階堂貞藤及び城越後守を遣はし、兵三千を率ゐて西上せしめ（二將は、天正本に據る。）仲時・時益をして、帝を廢し護良親王を害せしめんとせしが、書未だ函を啓かざるに、事洩れたれば（太平記。）帝、潛に宮を出で、大納言藤原師賢をして、詐りて乘輿と稱して、延暦寺に如かしむ（増鏡・太平記。）仲時・時益、之を覺らず、明旦、將に貞藤等をして、車駕を六波羅に遷さしめんとせしに、會延暦寺僧豪譽、來りて本寺に駐蹕し給へりと告げたれば（太平記○）（豪譽は、異本に、豪鑒或は豪藝に作れり。光明寺藏書殘篇に云く、六波羅の吏人神五左衛門、變を告げたりと。未だ孰か是なるを知らず。）仲時・時益、乃ち小田時知を遣はし（時知が姓は、尊卑分脈に據る。）兵を率ゐて大に禁中を索めしめしに、帝、果して在さゞりき（増鏡。）是に於て、大納言藤原宣房・中納言藤原公明・權中納言藤原實世・前參議平成輔等を執へ（光明寺藏書殘篇・増鏡。）法皇・新院及び皇太子量仁を六波

羅に遷し、近江守護佐佐木時信及び海東仲家を遣はし仲家が名は、毛利家本・天正本に據る。萬餘人を將ゐて延曆寺を攻めしめたるに、仲家は、敗死し、時信は、僅に脱れて還りぬ。既にして、車駕、笠置に在し、楠正成・櫻山茲俊、竝に義旗を擧げたりと聞き、復時信を遣はして大津に軍せしめ、以て延曆寺に備へ、檢斷糟谷宗秋・隅田通治をして通治が名は、金勝院本に據る○本書に、治を或は倫又は業に作れり。兵十餘萬を率ゐて笠置を圍ましむ。城堅くして未だ拔けざるに太平記。會大佛貞直・足利尊氏、東國の兵を率ゐて至りしかば、卽ち遣はして笠置を攻めしめけるに光明寺藏書殘篇。元弘日記裏書を參取す。陶山義高・小見山氏眞氏眞が名は、毛利家本・天正本太平記に據る。五十餘人を從へて、夜、嶮巇を冒し、藤葛に緣りて上るに、會雨ふりて暗きこと甚しければ、密に邏卒の後より、周く諸營を覰たるに、誰何するものありければ、輒ち答へて云く、夜を巡るなりと、更に守者を戒めて過ぎ、行殿の傍に至り、火を縱ちて喧譟す。外兵、以て內應ありとなし、鼓譟して相應じ、聲、山谷を震はす。官軍、驚き潰え、帝、藤原師賢・藤原藤房・源具行等と、潛に圍を出でゝ、將に赤坂に幸せんとせしを、貞直等、追ひて帝及び文武諸臣・僧徒一百六十人を獲たり太平記。一百六十人は、毛利家本に據る○按ずるに、本書に云く、宗秋が部下陶山義高・小見山某、貞直等が來り援くと聞き、乃ち先登して城を火きたりと。然れども、保曆間記・元弘日記裏書・光明寺藏書殘篇・笠置寺緣起に據れば、詳に貞直等が入京及び攻城の日を載せたり。故に今、增鏡・保曆間記に從ひて、本書の說を取らず。仲時・時益、兵を將ゐて車駕を擁し、六波羅南方に御せしめ光明寺藏書殘篇・皇年代略記・增鏡・太平記。特に藤原藤房・源忠顯を縱して給侍をなさしめ、親王公卿以下を諸將の家に拘へ太平記。大佛貞直・足利尊氏等をして、楠正成を赤坂城に攻めしむ光明寺藏書殘篇○太平記に云く、貞直等、途に笠置陷りぬと聞きて、直に赤坂に趨けりと。正成、城を焚きて佯り死し、櫻山茲俊、兵散

じて自殺す。仲時・時益、湯淺定佛をして赤坂を守らしめ、明年、高時が意を受けて、帝を隱岐に遷し、親王以下、悉く遷殺を行ふ。既にして、正成、攻めて定佛を降し、進みて四天王寺に屯す。時に、近國の兵士、大に六波羅に集りければ、仲時・時益、其の强盛を恃みて、意に之を易り、乃ち隅田通治及び高橋宗康を遣はし、兵五千餘人を將ゐて宗康が名は、金勝院本に據る○本書に、宗康を、或は通後に作り、西源院本に、七千に作れり。四天王寺を攻めしに、大に敗れて還りければ、再び宇都宮公綱を遣はして之を攻めしめしに、正成、軍を引きて退きぬ。是の時に當りて、護良親王は、吉野に城き、赤松則村は、播磨に起り、楠正成は、千劒破・赤坂の二城を守れり。高時、乃ち國郡の兵數萬を發し、阿曾時治時治が名は、北條系圖に據る。大佛高直高直が名は、保暦間記に據る○本書に、貞直に作れるは、誤なり。二階堂貞藤等をして、總督して京師に至らしむ。明年、仲時・時益、諸將を分ち遣はして、時治は、赤坂に向はしめ、貞藤は、吉野に向はしめ、高直は、千劒破に向はしめしが、時治、城を攻むること十餘日、守將平野將監、衆を以て出でゝ降りけるを、仲時・時益、盡く斬りて以て狥へければ、諸城の官軍、之を聞きて、守り拒ぐこと益固し。貞藤、尋で吉野を陷れ、時治と兵を併せ、高直に會して、倶に千劒破を攻め、攻擊すること百方なれども、軍、常に利あらず、士卒の死亡半に過ぎたるに、吉野の義徒、更に相聚り、後に起りて其の餉道を斷ちしかば、軍中、氣、大に沮めり。仲時・時益、復宇都宮公綱を遣はして之を助けしめたれども、克たず。時、方に山陽諸國の兵士を徵發したりしが、途に赤松則村が爲に破られ、其の首帥伊東惟羣等、遂に降れり惟羣が名は、金勝院本に據る。則村、還

りて備前の三石山に據り、山陽・山陰二道を扼す。守護加治貞季、之を攻めて〇貞季が名は、金勝院本に據る。亦敗られる。則村が兵勢、大に振ひ、進みて攝津の摩耶山に據る。仲時・時益、計るらく、四國の兵の至るを待ちて、則村を攻めんと。會〻伊豫人土居通治・得能通言、兵を起して、擊ちて長門探題北條時直を敗る。是に於て、四國の路梗りぬ。乃ち佐佐木時信及び小田時知を遣はし、五千餘人を將ゐて則村を攻めしめしに〇本書に、帝の船上に幸せりと聞きて、二人を遣はすとなせり。然れども、二人の則村を攻めしめしは、閏二月十一日にして、帝の船上に幸せしは、則ち二十八日なり。故に今、此に書す。大に敗れて還る。仲時・時益、四方擾攘し、警急日に聞ゆるを以て、間に乘じて乘輿を奪ふものあらんことを懼れ、書を隱岐守護佐佐木淸高に下して、益〻防備を嚴にせしむ。既にして、帝、潛に海を航して船上山に幸せしかば、鎭西、響のごとく應じぬ。仲時・時益、乃ち再び兵一萬を遣はし、赤松則村を攻めしめしに、又敗れたり。則村、勝に乘じ、火を放ちて進みければ、都下、繹騷し、士卒、逃散して、殆ど盡きぬ。仲時・時益、鐘を撞きて兵を集めんとするに、會するもの數百、亦皆吏胥にして兵に慣れず、僅に能く扶騎奔走するのみ。仲時、衆の鬪心なきを見て、以爲らく、坐ながら敵を待たんは計に非ずと。乃ち隅田通治・高橋宗康を遣はし、二萬餘人を將ゐて〇天正本に、五千に作れり。桂川に拒がしめたるに、大に敗れたれば、則村、進みて京師に入りしに、新主及び後伏見・花園の二上皇、駕を促し六波羅に入りて、北方に居る。仲時・時益、兵を悉して出で、七條河原に軍せしが、則村、陣を整へて進まず、火を縱ちて亂呼す。仲時等、敵の寡きを見、通治・宗康を遣はし、兵三千餘を將ゐて八條に陣せしめ、陶山高

高通が名は、天正本に據る○番馬の蓮華寺過去帳に、高通を清房に作れり。河野通治が二千餘人をして蓮華王院に赴かしむ。高通、以爲らく、將ゐる所の兵は、烏合にして用ふべからずと。乃ち衆を分ちて八條に屯し、鼓譟して援をなさしめ、通治と、精騎數百を率ゐて、蓮華王院の東に出づ。則村、八條の兵と戰はんと欲せしに、高通等、後より掩撃しければ、則村が歩兵、疲困して遂に敗走せり。時に、通治・宗康、左衞門佐藤原忠俊と忠俊が名は、金勝院本に據る。朱雀街に戰ひて、幾ど郤かんとせしに、通治、之を救はんと欲すれば、高通、之を止めて曰く、今、設し彼を助けて勝つことを得ば、彼、竟に我が力に藉るを謂はずして、還て將に欺罔し、人に誇らんとせんのみ。其の勝負の已に判るゝを須ちて之を救はんも、未だ晩からざるなりと。既にして、通治等、敗走せるに、高通・通治、馳せ救ひて之を敗る。則村、更に殘兵を收めて督戰せしが、高通・通治、又撃ちて之を敗る。通治・宗康が士卒、縱に居民を殺して其の首を收め、務めて功級を誇張して以て賞を邀めければ、翌日、悉く之を六條河原に梟しゝに、赤松圓心と榜せるもの五ありき。京師、之が爲に語りて曰く、人の首を貸用して、果して息子を生ぜば、圓心が分身、寇すること窮巳なからんと。圓心は、卽ち則村なり。則村、又散卒を集め、八幡・山崎に營して、水陸兩路を扼せしかば、京師、商賈通ぜず、糧運、日に艱めり。仲時・時益、兵五千餘をして山崎を攻めしめたれども、利あらずして還る。延暦寺の僧徒、復起りて、護良親王の令旨を奉じて、來り攻め、兵、十餘萬と號せり。仲時・時益、以爲らく、僧徒、歩戰すれば、騎兵を以て之を破るべしと。便ち七千騎を分ちて七

隊となし、前を撃ち後を掩ひ、或は退き或は進み、以て僧兵を困め、其の疲れたるに乘じ、矢を攢めて之を射たれば、僧徒、敗れ走りぬ。仲時・時益、更に邑十三所を以て延暦寺に施し、而して、僧中の貴きものに、人ごとに便近一二所を給して、以て難の平がんことを祈らしめたるが、實は、啗すに利を以てして、其の謀を離さんとせしなり。是に由りて、款を屬するもの、稍多し。然れども、猶其の或は復叛かんことを慮りて、佐佐木時信等をして、兵三千を將ゐて糺河原に軍して、之に備へしむ。陶山高通・河野通治等、赤松則村を京南に拒ぎて、大に之を敗り、首を斬ること八百餘。左近衞中將源忠顯、恒良親王を奉じて來り攻めければ、仲時・時益、樓櫓を京西に起して、兵士をして陴に乘りて之を防がしめたるに、會街中、火數處に起りて、煙焰日を蔽ひければ、士卒、驚き顧みるに、官軍、之に乘じて競ひ進めり。時信等、兵五千を以て拒ぎ戰ひ、更に大に之を破りしに、裨將大田守延、戰歿し、忠顯、引きて還りぬ。仲時・時益、戰勝を恃みて稍懈りけるに、適驍將結城親光、俄に拔きて官軍に歸せしかば、是より、將士の逃亡相繼げり。仲時・時益、使を累ねて急を高時に告げしかば、高時、卽ち名越高家・足利尊氏等を遣はして來り援はしむ。既にして、高家は、赤松則村と久我畷に戰ひて敗死し、尊氏は、歸順して、則村及び源忠顯等と兵を併せて、返て六波羅を攻めたり。是より先、諸將を遣はして千劒破を攻めしめたりしが、之を久しくして未だ拔けざるに、六波羅、兵寡く、救援の路絕えたり。仲時・時益、議して謂らく、平地は據守に便ならずと。乃

ち塹を鑿ち壘を築き、兵六萬を分ちて三となし、尊氏を神祇官の前に、則村を東寺に、忠顯を竹田に拒ぎしに、既に戰ひて輒ち敗れ、退きて六波羅を保つ。官軍、進みて壘に薄り、忠顯が兵、門を火きて急に攻む。會僧兵、藤原雅忠を五條に拒ぎて之を卻く。既にして、城兵、夜、門を開きて爭ひ逃れて、制止すべからず。在るもの、僅に千餘。糟谷宗秋、仲時・時益に謂て曰く、城守るべからず。賴に東面の圍未だ合はざれば、宜しく車駕を奉じて鎌倉に赴き、以て後擧を圖るべしと。仲時・時益、之を然りとし、卽夜、皇后以下城中の婦女を縱ち出し、新主・上皇・新院・皇太子を挾みて東に走り、時益、先驅たりしが、途に士卒と相失ひて、獨糟谷時廣、之に從ふのみなるに（時廣が名は、金勝院本に據る。）民兵、四面より雨射し、流矢、時益が頸に中りたれば、馬より墜ちて死せしに、時廣も、亦自殺せり。皇太子以下、四散して、之く所を知らざりしが、流矢ありて新主の左の肘に中る。陶山高通、其の血を吮ひ、扶けて馬に上せて行けり。已にして、天曙けたるに、又民兵數百に途に遇ひ、戰ひて之を破りたれども、從士、行亡げて、留るもの六百餘人、宗秋、前驅となり、仲時、新主を護り、佐佐木時信、後拒をなし、明日、番馬嶺に至りしが、民兵、路を夾み、滿を持して以て待てり。宗秋、擊ちて其の先鋒を破りしが、後軍數千、迤邐として嶺に據る。宗秋、顧みるに、矢竭き兵疲れて、計爲すべきなし。因て、路傍の佛舍に入りて、仲時が至るを待ち、之に謂て曰く、我が力、尙能く一戰せん。而れども、土岐・吉良の屬、皆去りて足利氏に從ひたれば、我が東下を聞き、必ず兵を出して爲に梗がん。今、寡

弱を以て此の畏途に出づ、輙く過ぎ難からんを恐るゝなり。請ふ、時信と謀り、退きて近江に歸り、要害に據守して、以て鎌倉の援を待たんと。仲時曰く、我、亦已に之を慮れり。但時事、此の如くなれば、時信と雖も、亦其の他なきを保すべからず。然れども、今日の事、當に諸君の計に從ふべきのみと、兵を頓めて時信を待ちたりしに、時信、適後れたりしが、途に仲時が已に敗死せるを聞きて、款を官軍に送れり。仲時、時信が已に叛きたれば、勢免るべからざるを度り、乃ち從士に謂て曰く、諸君、平昔の好を遺れず、周旋して此に至りぬ。而るに、命窮り力竭きて、以て相報ゆることなし。惟當に我が首を持ちて源氏に降り、過を謝し咎を免るべきなりと、遂に腹を剖きて死せり太平記。年二十八蓮華寺過去帳。宗秋以下、從ひて死せるもの四百三十二人太平記・蓮華寺過去帳○東寺長者補任に、二百八十餘人となせり。仲時が子友時は北條家譜。終る所を知らず。

譯文大日本史卷の二百四終

譯文大日本史卷の二百五

列傳第一百三十二

將軍家臣十五

足利高經　子 義將　石橋和義
上杉憲顯　上杉重能
今川範國　子 範氏　貞世　弟 範滿　兄の子 賴貞

足利高經、或は斯波と稱して、尊氏と同宗なり。曾祖家氏は、宮内少輔泰氏が長子にして、北條朝時が外孫なりしが、中務權大輔・尾張守となれり。祖宗家は、左近衞將監、父家貞は、尾張二郎と稱して、亦皆北條氏の出なり。高經、小字は千鶴麻呂、尾張孫三郎と稱し、右馬頭を歷て、從四位下に敍し、修理大夫に任ぜられ、尾張守を兼ね（尊卑分脈。）越前守護となる（太平記・斯波系圖。）建武二年、尊氏と同じく反きしが、官軍、來り討ちければ、尊氏は、利を失ひしに、高經、土岐賴遠等と、官軍を竹下に破り、遂に進みて、京師を陷れたり。延元元年、尊氏が再び車駕に延暦寺に逼れるとき、高經、越前に在りて、官軍の北路の餉道を斷ちしが、帝の京師に還るに及び、新田義貞、皇太子を奉じて金崎に如き、脇屋義助・新田義顯、瓜生保が杣山城に投じたるに、高經、尊氏が旨を承けて保を誘ひ降しゝか

ば、義助・義顯、遁れて金崎に走れり。高經、因て保が兵を併せて、高師泰と倶に金崎を圍みしに、保が弟重等、脇屋義治を推して、復兵を杣山に起せり。保、尊氏に降りしを悔い、營を拔き、逃れて杣山に還りければ、高經、踵ぎて進みしに、保が爲に敗られて還り、復師泰と金崎を圍めり。明年、城陷りければ、高經、火を縱ちて之を燒けり（火を縱つは、島津文書に據る。）部下島津忠治、皇太子を蕪木浦に執へたれば、即ち護送して京師に至らんとするに、義貞・義助が兵、復後に起りぬ。高經、還りて越前國府に陣し、三十餘砦を作りて、連綿として控制す。時、方に隆冬にして、北越、冱寒なれば、士卒、手凍えて、大に戰ふに堪へず、兩軍相持して、久しく決せざりしが、三年二月、雪消えて、諸路漸く通じければ、義助、輕騎を率ゐて要害を按視するを、高經、諜知して、即ち出羽守某等を遣はして之を圍ましむ（○金勝院本に、細川孝基に作れり。而して、義貞戰死の條には、義種に作り、一書矛盾せり。今、取らず。）義助、殊死して戰ひ、細川某等、敗れ退く。義助が兵、鯖江の民家を火きしに、義貞、望み見て、兵を縱ちて馳せ至りければ、高經、弟家兼と（家兼が名は、尊卑分脈に據る。）兵三千を率ゐて、之に赴き、河を阻てゝ陣せり。義貞が兵、河を渡りて進めば、高經、銳を盡して之に當る。戰酣にして、義貞が別軍、繞りて高經が後に出でゝ、悉く府中の屋舍を焚きけるに、高經、駭き走りて、新善光寺城を保たんと欲したれども、追騎、急に逼りて、城に入ること能はず、直に足羽に奔りて、黑丸城を保ちしに、家兼は、若狹に遁れたり。是に於て、諸城、風を望みて出でゝ降る。義貞、勝に乘じて足羽を攻むるに、高經、禦ぎ戰ひて累に捷てば、義貞・義助、復大に兵を發し、日

を刻して必ず拔かんことを期す。時に、城兵、僅に三百、高經、謂らく、衆寡敵せず、而も、諸道、既に斷てり。城を棄て丶走らんも、亦得べからじ。方今の計は、唯死守あるのみと。太平記。城主朝倉廣景、奮ひて曰く、公の言是なり。戰守の法、方略如何と顧みるのみ。兵の寡きは、固より憂ふる所に非ざるなりと。天正本太平記。廣景が名は、朝倉系圖に據る。乃ち七城を足羽・藤島の間に築きて、益守備を固くす。是より先、平泉寺の僧徒、義助に屬して三峯城を守りたりしが、是に至りて、使を遣はして曰く、頻年、延暦寺、我と藤島莊を爭へり。今、地を以て歸されなば、我、當に兵を出して援をなすべしと。高經、大に喜び、報書して之を許し、且つ言ふ、事濟らば、別に厚賞あるべしと。僧徒、之を利とし、乃ち健者五百人を擇びて、藤島を守らしむ。義貞、兵を分ちて之を攻めたりけるに、利あらざりければ、乃ち親ら輕騎を率ゐて馳せ救ふ。時に、日已に晩れたり。高經、細川某・鹿草某をして、兵三百を將ゐて藤島を援けしめしが、道に義貞に遇ひ、弓手をして楯を蔽ひて射させけるに、箭、義貞が額に中りければ、義貞、自ら刎ねたり。越中人氏家重國○異本に、光範に作れり。探して其の首を淖中に求め、併て其の帶ける所の雙刀及び小錦嚢を獲、還りて高經に示す。高經、意に謂らく、酷だ義貞が面に似たりと。嘗て其の左の眉の上に箭瘢ありしを記し、血を洗ひて之を驗するに、果して然り、且つ嚢中に帝の手詔ありければ、乃ち重國をして其の首を函にして京師に傳へしめ、骸を佛寺に葬りたり。明年、脇屋義助が將畑時能、諸砦を攻め、夜に乘じて黑丸城に至り、高きに據りて射下し、將に後繼を待ちて城

を拔かんとす。上木家光、高經に言て曰く、嚮に、彼、地勢を諳せざりき。左中將が敗死したる所以なり。今、我が兵、多く降りて、彼が鄉導となれり。而して、時能、勇壯にして前なければ、我が部下、誰か能く之に敵せん。且つ城孤にして援絕えたり。共に鋒を爭はんと欲するは、計の得たるものに非ず、少しく退きて銳を避けんには如かじと。衆、皆之を然りとし、卽夜、五城を燒きて加賀に走り、富樫介（本書に、名闕けたり。）に依りて、那谷城を保ち（那谷城は、天正本に據る。）尋で高師治と、兵、七千餘を將ゐて、時能を鷹巢城に圍み、晝夜、攻戰すること數十合、時能、矢に中りて死せり。是に於て、官軍、終に燼き、北國、悉く尊氏が有となりしは、實に高經が力なりき。初め、義貞が死せしとき、高經、其の佩刀を獲たるが、所謂鬼切・鬼丸にして、源氏の嫡嗣の傳ふる所なり。尊氏、使を遣はして之を索めけるに、高經、吝惜して出さず、更に他の刀を燒爛して、之に與へて曰く、嚮に、刀を長崎の佛寺に納めしに、災に値ひて燒かれたりと。或、之を訐きしかば、尊氏、大に恚り、故を以て、其の功を賞せざれば、高經、居常怏怏として樂まず。會尊氏、弟直義と隙あり。足利直冬が兵を起すに及びて、高經、之に應じ、從ひて神南及び東寺に戰ふ。既にして、直冬が兵、敗れて西に走れるに（太平記。）高經、越前に歸りて（圓太曆。）再擧を圖り、尋で薙髮して、道朝と號す（尊卑分脈・太平記。）正平十六年、執事細川清氏、歸順して、足利義詮を攻めて利あらず。是より先、義詮、數使を遣はし、禮を厚くして高經を招きければ、高經、遂に子氏賴・義將等を率ゐて出で降りぬ（太平記○圓太曆に、延元元年出で降るとなせるは、誤なり。）義詮、清氏が官軍に屬したるを

以て、其の代を求めて、其の人を難ず。是より先、氏頼、佐佐木高氏が女を娶りければ、時に、高氏、義詮が爲に親重せられて、威權二なく、衆、咸く其の意を希ひ、執事を以て氏頼に擬したりしが、義詮が意も、亦之に嚮へり。而るに、義將は、乃ち後妻の所生にして、高經、鍾愛したれば、其の職を得んことを欲して、乃ち密に氏頼が短を摘みて之を沮み、盛に義將が人となりを稱す。義詮、性素より斷なくして、人の言ふ所は、聽從し易く、遂に義將を以て執事となせり。時に、義將、年尚弱ければ、高經、代りて其の事を行ふに、時人、其の耆宿なるを以て、風采を想聞したりけれども、政を爲すこと嚴刻にして、復忌憚なく、初め、尊氏、諸國の守護をして、年ごとに軍賦の五十分の一を輸さしめしを、高經、更に令を下して、増して二十分の一となしければ、是に由りて、望を諸將に失へり。時に、方に五條橋を修め〇今川家本に、四條に作れり。佐佐木高氏に命じて役を董さしめ、京師の戸ごとに率錢を課して、以て其の費を給せしが、期を愆りて成らざるに、高經、故に私財を出して代りて之を造りしが、日ならずして就りければ、高氏、甚だ愧ぢて、常に之に報いん所以を思へり。二十一年、高經、義詮が家に置酒するに、豫め諸將に約せしが、高氏も、亦焉に豫りたりしに、期に至りて、高氏、往かず、更に多く妓樂を從へて、大原野に遊び、廚饌帳具、華侈を窮極したるを、都下、傳へて盛事となせり。高經、聞きて之を銜み、中つるに法を以てせんと欲すれども、未だ其の隙を得ざりしが、時に、高氏、軍賦を輸さゞること兩歲。高經、乃ち其の攝津守護を罷め、多田莊を削る。義詮、別第を萬里小路に創

め、諸將をして助け作らしむるに、高氏が女婿赤松則祐も、焉に與りしが、高經、復其の稽緩を糺し、罰して食邑一所を奪ひしかば、高氏、積みて平なること能はず、乃ち則祐と高經を除かんことを謀り、陰に諸將と連結して、屢義詮に譖す。義詮、其の言を納れて、輒ち佐佐木氏賴を遣はして、兵を近江に徵さしむ。高經、入りて義詮を見て、謂て曰く、臣、凡庸を以て久しく大任に處る、謗讟實に多き所以なり。若し以て罪ありとして之に死を賜はんと欲せられなば、則ち一使にして足りなん。何ぞ遽に兵を諸國に徵すに至らんや。臣、衰殘の餘、敢て自ら惜まず。願はくは、將軍、少しく矜察を垂れられよと、因て、聲涙共に下る。義詮も、亦泣くこと之を久しくす。高經、起ちて出でんと欲するに、義詮、席を前めて告げて曰く、卿が言、我、固より之を知れり。吾、亦衆の爲に逼られて、業に已に此に至りぬ。之を如何ともすることなきなり。卿、其我が爲に暫く國に就き、以て諸將の怒を避けよと。高經、乃ち退く。既にして、佐佐木氏賴、兵を率ゐて京師に入りしに、高經も、亦家族を聚めて、一決を圖らんと欲す。義詮、僧覺濟○北條家本・南都本・天正本に、覺を光に作り、而して、等持寺の僧默庵を載せたり。をして曉諭せしむること再三しければ、卽夜、高經、子弟と、騎三百を將ゐて馳せて越前に還る。義詮、已むことを得ず、兵を嚴にして之が備をなす。高經、家臣二宮貞家貞家が名は、諸異本に據る。を留め、兵五百を率ゐて、陽に戰はんと欲する狀をなさしむれば、義詮が兵、驚き亂れぬ。貞家、高經が行くこと已に遠きを計り、火を縱ちて走り火を縱つは、毛利家本・天正本に據る。黎明、長坂に至りしに、追騎、已に坂下に至りたりけるに、貞家、馬に秣ひ

て間を示しければ、敵、備あるを知りて、引き還れり。高經、越前に抵り、杣山城に據りて、將に北國を經略せんとす。義詮、畠山義深等七千餘人を遣はして之を圍ましめしに、高經、城に乘りて固く守ること歲餘なりしが、二十二年秋、暴に病みて圍中に死せり。初め、高經、守護となりて、累歲、國中寺社の封戶の半を收めて、家臣の食邑に分ち給し、併て東大寺の封戶河口莊を奪ひしが、僧徒、嗷怒して、春日の神木を奉じて京に入り、高經が宅前に置きて之を訴ふ。後光嚴院、詔して、神木を長講堂に納めたれども、廷臣、咸高經を憚りて、敢て言ふものなく、訟、斷せざること三年。既にして、怪異、屢見れければ、時人、之が爲に怖ぢ懼れたりしが、尋で高經が家火けて、資財蕩盡したれども、高經、恝然として以て意とせず、燒くるに隨ひて復作り、制度、前に倍せしが、宅ること未だ幾ならずして、禍に罹りぬれば、人、以て神譴となせり太平記。五子、家長・氏經・氏賴・義將・義種。家長は、孫次郎〇太平記に、次郎を三郎に作れり。と稱し、從五位下に敍せられ尊卑分脈。陸奧守となり、延元二年、中納言源顯家を鎌倉の杉本に邀へ擊ち、克たずして死す尊卑分脈・太平記・常樂記・保曆間記を參取す〇分脈の一說に、延元三年となせるは、誤なり。氏經は、民部少輔・左京大夫となり尊卑分脈。正平七年、筑紫探題となりて、豐後に抵りしに、菊池武光、來り攻めしを、氏經、子松王丸をして、少貳賴尙等七千人を率ゐて、長者原に邀へ戰はしめたれども、敗れて還りしかば、氏經、退きて高崎城を保ちしに、又武光が爲に圍まれて、歲餘解けざりしが、氏經、脫走して京に還り、剃髮して僧となり、之く所を知らず。初め、氏經、任に赴かんとして、兵庫に艤し、船

ことに妓を載せたれば、識者、其の必ず敗れんことを知れり太平記。氏頼は、從五位下に敍せられ、左衞門佐となりしが尊卑分脈。弟義將が執事となるに及び、鬱鬱として樂まず、削髮して出家し太平記。信琪庵主と號したり斯波系圖。義種は、伊豫守尊卑分脈。

義將、和歌を善くせり印本尊卑分脈。高經、之を愛し太平記。正平十七年、細川清氏に代へて執事となす太平記・尊卑分脈。尋で高經に從ひて越前に走り、栗屋城に據りしが、高經が死するに及び、義將、降らんことを請ひしに、足利義詮、之を釋せり。是の歲、義詮薨じ、義滿、嗣ぎて立ち太平記。始て執事を改めて管領となしゝが、義將、管領を罷めたり印本尊卑分脈。建德元年、桃井直常、其の子直和を遣はし、軍を越中の長澤に出さしめしが、義將、本國の守護たるを以て、富樫某と俱に之を擊ちて、直和を斬れり花營三代記。明年、直常、再び兵を越中に擧ぐ。義將、又能登の兵を倂せて、擊ちて之を破りぬ花營三代記。太平記を參取す○太平記に、直常を破りし功を以て守護となるとは、誤なり。天授五年、再び管領となり尊卑分脈・花營三代記。元中八年、罷む尊卑分脈・東寺長者補任。明德四年、又管領となり、應永五年、罷む尊卑分脈。每に義滿に侍し、事に隨ひて開導し、匡益する所多かりき。義滿、嘗て犬追物を觀て曰く、此の武事、廢すべからず。然れども、衘橛の變を奈せんと。義將曰く、衆人傷かば則ち、患一身に止り、明公傷かば則ち、患四海に及ばんと。嘗て罪人ありしが、義滿、其の家を毀たんと欲せしに、義將、從容として謂て曰く、古、罪人の第は毀たざりきと。曰く、何を以てか之を知ると。對へて曰く、昔、平康賴、流所より召し還されたるとき、歌を作りて曰く、故鄕の

軒の板間に苔むして、思ひし程は漏らぬ月かなと。是を以て之を觀れば、古の罪に處するや、其の家を毀たざりしなりと。義滿、皆之を納れたり臥雲日件錄。官、左衞門佐・治部大輔となり、昇殿を聽され尊卑分脈・斯波系圖。越前・越中・能登・信濃・佐渡・若狹等の守護となり、削髮して、名を道將と更め、雪溪と號し、世に勘解由小路と稱したり斯波系圖。十五年、義滿が薨せしとき、敕して、太上法皇の位を贈りしに、義將、以爲らく、人臣の、位を贈られて法皇に至りしこと、古より未だあらざるなりと。遂に義持に勸めて、之を辭せしめたり東寺修行日記。十七年、卒す斯波系圖。法華寺と稱す印本尊卑分脈・臥雲日件錄。子義重は、初名は義教〇分脈に、教を、或は孝に作れり。治部大輔・右兵衞督となり尊卑分脈・斯波系圖。應永十二年、管領職を襲ぐ印本尊卑分脈。世に斯波・細川・畠山を以て三管領と稱したり文祿清談・土岐家聞書を參取す。

石橋和義、初名は氏義、尾張三郎と稱し、足利高經と從祖兄弟なり。祖義利は、廣澤太郎と稱し、父義博は、吉田三郎と稱したりき。和義、從五位下、左近衞將監・左衞門佐・參河守を歷たりしが尊卑分脈。足利尊氏に從ひて反き、京師を犯せり。尊氏が筑紫に走るや、官軍の爲に追襲せられんことを慮りて、和義を備前に留めたりしが〇本書に、或は尾張氏賴に作れり。田井・飽浦・松田・內藤・福林寺の諸氏と、三石城に據りて、寨を甲斐河に築き、船坂・杉坂の隘を塞ぎ、以て水陸を扼斷せり。新田義貞、兵を將ゐて西征し、播磨に至り、弟脇屋義助を遣はして船坂を攻めしめたれども、進むこと能はざりしに、會兒島高德、義貞に應じて、義を熊山に擧げ、期日を約して前後より船坂を攻めければ、和義、敵の國內

に起りしを以て、大に懼れ、乃ち三石・船坂の守兵三千を分ち遣はして熊山を攻めしむ。脇屋義助が兵、間道より三石驛の西に出でしを、船坂の兵、敵の至るを意はず、以爲らく、吾が兵、熊山より還れるならんと、復備を設けざりしに、義助が兵、火を縱ちて鼓譟せしかば、船坂の兵、支ふること能はず、器械を委棄し、山に緣りて逃げ潰えたるに、和義、出でゝ救ふことを得ざりき。義助、已に船坂の險を奪ひ、江田行義を美作に、大井田氏經を備中に遣はして、諸城を攻めしめ、親ら留りて三石城を攻む。和義等、相持すること旬日、官軍、糧乏しく勢屈して、未だ諸城を拔くこと能はざるに、赤松則祐、筑紫に至りて、尊氏に勸めて速に兵を出さしめんとせしかば、尊氏、乃ち兵を引きて東上しければ、義助、圍を棄てゝ去りぬ。和義、尊氏に從ひて京師に入りぬ。高師直が足利直義を除かんことを謀るに及び、和義、子宣義及び足利高經等と、兵を率ゐて直義が第を警衞す。會尊氏・直義、和を講ぜしに、和義、前に直義に黨したるを以て、罪を尊氏に得んことを懼れ、削髮して、名を心勝と更め、以て自ら禍を解けり。太平記。正平十六年、足利義詮、授くるに若狹守護を以てし若州守護次第。今富莊を與へて食邑となさしむ今富莊は、守護領主次第。明年、山名時氏、其の將小林重長を遣はして丹波を略すれば、守護仁木義尹、和久に屯して之を拒げるに、義詮、和義及び遠江守護今川貞世等を遣はし、兵を發して往きて之を助けしめたれども、重長が兵勢、頗る勁かりければ、和義等、之を難りて、篠村に至り、營柵を建てゝ輒く進まざりしに、重長、糧盡きて自ら退きければ、因て引き還りしが太平記。其の終る所

を知らず。子棟義は、陸奥守、義幸は、宮內少輔（尊卑分脈。）宣義は、治部大輔（太平記。）

上杉憲顯、內大臣藤原高藤が裔にして、高祖淸房は、承久の難に、薙髪して後鳥羽帝に隱岐に侍し（尊卑分脈・上杉家譜。）曾祖重房は、修理大夫となり、宗尊親王に從ひて鎌倉に居りしが、始て丹波の上杉莊を食み、因て氏となせり（上杉家譜。）父憲房は、兵庫頭に任ぜられ〇頭は或は助に作れり。薙髪して道欽と號せり〇欽は、或は勤に作れり。足利尊氏は、上杉氏の出にして、憲房が甥なり。故を以て、最も信重せられたり（尊卑分脈・上杉家譜・難太平記を參取す。）尊氏が歸順するや、首として憲房を引きて計議せしに、憲房、乃ち之を贊成せり。因て、從ひて西上し、路に參河を過ぐるとき、尊氏、又憲房をして吉良貞義に就きて之を謀らしめしに、貞義も、亦盛に其の事を奬めければ、尊氏、始て諸將を召して策を告げ（難太平記。）遂に北條氏を討滅したり。尊氏、甚だ其の功を賞し、授くるに上野守護を以てせり（梅松論。）官軍の東下するや、憲房、細川和氏等と、足利直義に勸めて、逆へて之を拒がしめ、遂に尊氏に從ひて京師に入り（太平記。）四條河原に戰ひしが、其の首として密議に預りしを以て、力戰して、遂に之に死せり（難太平記。上杉家譜を參取す。）憲顯、從五位上に敍せられ、民部大輔となり（尊卑分脈。）兄重能と、直義に從ひて、官軍を手越河原に拒ぎ、又尊氏に從ひて京師に入る（太平記。）尊氏が筑紫に走るや、塗より憲顯を石見に遣はす（異本太平記。）既にして、尊氏、再擧して闕を犯すや、憲顯、石見の兵を以て進み、備後に會し、從ひて京師に入る。鎭守府大將軍源顯家が鎌倉を撃つに及び、憲顯、細川和氏等を利根川に拒ぎ、戰敗れて退きしに、顯家、遂に北條時行・新田義興と、兵を幷せて

進み攻めければ、憲顯等、又利を失ひ、義詮を擁して出でゝ走りぬ。顯家・義興等、西上せしを、憲顯、相模に窺れて、武藏・上野の兵を招發し、諸將と追ひて美濃の青野原に至り、義興及び宇都宮公綱と遇ひ、殊死して戰ひたれども、衆寡敵せずして、遂に敗走せり。正平四年、足利基氏、東國管領となりしが、憲顯、高師冬と並に執事となりて、之を輔け太平記。天正四年は、喜連川系圖に據る。上野・越後・伊豆の守護を授けらる上杉家譜。初め、重能が高師直が爲に殺さるゝや、憲顯等、深く之を仇とせしかば、足利直義が歸順するに及びて、師直兄弟を誅せんと欲す。憲顯が子能憲、父に代りて上野に在りしが○本書に、能憲を以て憲顯が養子となせり。今、上杉家譜・喜連川系圖に據りて之を訂す。遙に直義に應じて、將に鎌倉を攻めんとしけるに、憲顯、之を聞き、僞りて能憲を撃つと稱し、兵を將ゐて、馳せて上野に至り、之と合ひ、回り進みて武藏に至りしに、東國の兵士、來り歸するもの甚だ多かりしを、高師冬、基氏を挾みて來り撃ちしが、路に於て、軍に變ありて、師冬、敗死せり。明年、憲顯、京師に入り、直義に從ひて北に走り、轉じて鎌倉に至りしを、尊氏、親ら來り撃ちて、薩埵山に屯せしが、直義、憲顯及び石塔義房・石塔賴房を遣はして、大兵を將ゐ、路を分ちて並び進み、薩埵山を圍ましむ。時に、尊氏が兵勢、甚だ弱ければ、憲顯等、之を易りて、合圍すること數重、其の自ら潰えんことを待ち、衆の戰はんことを請ふものあれども、又許さざりしが、已にして、援兵、競ひ至りければ、憲顯、大に懼れて、乃ち信濃に走り、諸將、潰散せり。直義、是に由りて竟に敗滅を致せり。會新田義宗が宗良親王を奉じて笛吹嶺に據りしとき、憲顯、兵

を率ゐて、出でゝ之に屬し、從ひて尊氏と戰ひて利あらざりしかば、憲顯が驍卒長尾彈正・根津小次郎といふものありて、並に尊氏を刺さんことを謀り、彈正は、髮を被り、小次郎は、面を傷け、各死首を刀鋒に掲げ、陽りて尊氏が兵士の爲して、深く其の軍に入り、之に問ふものあれば、卽ち應へて曰く、新田氏の首級を獲たれば、將に以て將軍に獻ぜんとすと。尊氏を距ること僅に十數步なりしに、尊氏が兵、之を覺りて聚り圍みければ、二人、事の成らざるを知り、刀を揮ひて亂斬するに、觸るゝ所、靡碎し、遂に圍を突きて退きしかば、憲顯、復信濃に還りぬ。時に、帝、出でゝ男山に御せしが、憲顯、詔を奉じて、新田義宗に從ひ、入りて援けんとせしに、路に、男山已に陷りぬと聞きて還りぬ。太平記。足利基氏、深く舊勳を思ひ、乃ち其の罪を宥して、再び授くるに越後守護を以てせしに○喜連川系圖に、憲顯、自ら鎌倉に至りて罪に歸し、薙髮して、名を更めしに、基氏、再び越後守護を授くとなせり。舊守護芳賀禪可、代を受けず、兵を發して憲顯を攻めければ、憲顯、與に戰ふこと數月、大に之を敗りしに、禪可、身を以て免れたり。幾もなくして、基氏、遂に憲顯を徵して執事となしゝに、禪可、復兵を出して、之を板鼻に要せしが、基氏、之を聞き、親ら禪可を擊ちて之を滅せり。憲顯、道を開きて、馳せて基氏が軍に至ることを得て、與に倶に鎌倉に還れり。太平記。喜連川系圖を參取す。基氏死して、其の子氏滿、管領となりしが、憲顯、執事たること故の如し。時に、氏滿、尚幼にして、近郡の兵、背畔するもの多かりしが、憲顯、氏滿を奉じて、擊ちて之を平げたり。喜連川系圖。正平二十三年、死す。時に年六十三。憲顯、嘗て伊豆に國淸寺を創めたりしかば、世、因

て憲顯を號して國淸寺と曰へり○按ずるに、畠山國淸も、亦其氏が執事となりて、伊豆守護を管したれば、則ち寺は、或は國淸が創むる所ならん。而して、憲顯も、亦此に葬りたるを以て、仍て襲ぎて其の法號となせるか。今、考ふる所なし。姑く此に書す。七子、憲將・憲賢○賢を、或は堅に作れり。能憲○尊卑分脈に、憲顯が弟憲行が子に作れり。憲春・憲英・憲方・憲榮。憲將は、兵庫助に任ぜらる。憲賢は、越後次郎と稱し、早く死す。能憲は、伯父重能が養子となる。憲春は、刑部大輔に任ぜられ上杉家譜。足利氏滿に仕へて執事となりしが上杉家譜・喜連川系圖。氏滿が異謀あるに及び、憲春を召して計議せしに、憲春、固く諫めたれども聽かざれば、乃ち家に還り、書を作りて之を諫めけるが、辭意懇到、書成りて自殺したるに、氏滿、見て驚き悔い、爲に其の計を寢めたれども、而も、事頗る泄れしかば、氏滿、乃ち書を義滿に贈りて、佗志なきを告げたり。事、此に由りて解くることを得たるは、憲春が力なり鎌倉大草子○上杉家譜・喜連川系圖に曰く、憲春、密に義滿が旨を承けて之を諫止したり。憲英は、初名は憲定、兵部大輔・藏人を歷て、陸奥守となる。憲方は、右京亮となり、安房守に任ぜられ、憲春が死するに及びて、執事となる。憲榮は、家を葛見と稱し、右近衞將監となり、出でゝ兄憲賢が後を紹ぎ、越後守に任ぜられ、足利義滿に仕へ、僧となりて終れり上杉家譜。喜連川系圖を參取す。重能、本姓は宮津氏、憲房が甥なり。父を道宏と曰ひて○宏を、或は兎に作れり。勸修寺別當たりき。重能、幼より憲房が爲に子養せられ上杉家。伊豆守に任ぜらる上杉家譜・太平記。元弘の亂に、北條高時、足利尊氏を遣はして京師を犯さしめけるに、尊氏、竊に歸順を謀りけるが、軍、鏡驛に到りしとき、重能、細川和氏と、帝の賜へる所の詔書を披きて尊氏に示し、以て之を贊成したり。後、朝廷、新田義貞を遣はして尊氏

を討たしめけるに、尊氏、奔りて建長寺に入り、將に髮を剃らんとせしとき、重能、密に足利直義と謀り、矯りて帝の尊氏を討つ詔書を作り、以て其の叛を激成したり。事は、尊氏が傳に具れり。遂に尊氏に從ひて京師に入り、兵を將ゐて官軍を出雲路に拒ぎしに、利あらずして還り、乃ち尊氏に從ひて西に走れり太平記。尊氏、再び兵を以て京師を犯さんとして、室津に抵り、留りて風を候ひたりしに、時に、直義、已に陸を過ぎて、軍期太だ急なるに、一夜、西風、雨を帶びて至るあり。尊氏、喜びて以爲らく、便なりと、將に發せんとするに、衆、尙之を難じければ、乃ち諸舟の棹卒を召して之を問ふに、僉謂ふ、月出でなば、風將に轉ぜんとすと。重能が舟に老手ありて、孫七と曰へるが、謂て曰く、此の風、甚だ慶すべきなり。月出でなば、雨止みて、風勢、益順ならん。少しく勁急なりと雖も、慮となすに足らじ、以て碇を起すべきなりと。尊氏、其の言を嘉して、之に授くるに左衞門尉を以てし、卽ち命じて纜を解かしめたるに、果して其の料る所の如くなりき梅松論。尊氏、京師に入りて東寺に據りしに、義貞、來り攻めて、尊氏を呼びて戰を求めければ、尊氏、將に出でゝ之に應ぜんとせしを、重能、袂を牽きて之を諫めて曰く、義貞、孤軍深く入れるは、以て一時の功を徼めんとするのみ。將軍、豈に自ら輕ぜらるべけんやと。尊氏、之を然りとして止みぬ。重能、素より畠山直宗と善かりしが、高師直兄弟の權を專にするを疾み、代りて時務を執らんことを謀り、密に僧妙喆をして、直義に勸めて之を除かしめけるに、直義、其の言を納れて、遂に師直を誅するの

計を定めしが、事敗れて、尊氏、重能・直宗を越前に流して、以て師直に謝したれども、師直、潛に八木光勝をして重能を誘殺せしめたり太平記。二子、顯能・能憲。顯能は、修理亮・民部大輔を歴たるが上杉家譜。尊氏が直義と和を講ずるに及び、師直・師泰、從ひて京師に歸りしに園太曆・太平記・喜連川系圖。顯能、其の父の讐たるを以て、路に於て之を要殺せんとせしかば、尊氏、大に怒りて將に之を誅せんとせしを、直義、營救せしに、乃ち其の死を免して之を流せり園太曆。能憲は、憲顯が子なるが上杉家譜・喜連川系圖。重能、之を養ひて子となしたり上杉家譜○太平記に、憲顯が養子となせるも、今、取らず。家を宅間と稱し上杉家譜。藏人・左衞門尉太平記。兵部少輔となる上杉家譜・喜連川系圖。重能が死するや、能憲、復讐に志あり上杉家譜。足利直義が歸順するに及び、能憲、之に應ぜしを、高師冬、來り擊ちたれば、軍潰えたれども、諏訪隆種、能憲に應じて、擊ちて之を殺せり太平記。憲顯死して、足利氏滿、能憲・朝房を以て並に執事となしゝに、子孫、皆其の職を世にし、稱して兩上杉となせり喜連川系圖・上杉家譜・鎌倉大草子。

今川範國○尊卑分脈に、國範に作れり。五郎と稱し、足利尊氏が族なり。祖は、國氏と曰ひ、足利泰氏が姪にして尊卑分脈・今川家譜・難太平記。尊氏が族は、分脈に據る。參河の今川莊を領したりければ、因て氏となせり難太平記。國氏、基氏を生めり。卽ち範國が父なり尊卑分脈・今川家譜。基氏、嘗て曰く、諸子の中、吾が家事を總領すべきものは、必ず松丸ならんと。松丸は、範國が小字なり。兄賴國、早く死して、範國、嗣となり、嘉曆中、薙髮して、法名は、心省難太平記。尊氏、範國を以て遠江守護となす常樂記。延元元年秋、尊氏、東寺に陣し、官軍、其の

糧道を絶ちて、軍食、日に匱しかりしに、範國、官軍と阿彌陀峰に戰ひて、之を破り、尋で仁木義長と、官軍を四宮河原に拒ぎたり。三年春、桃井直常等と、鎭守府大將軍源顯家を青野原に擊ちしに、直常は、敗れたれども、範國は、更に進み擊ちて、手づから數人を斬り、退きて杭瀨の民舍に憩へり。時に、風雨ありて夜暗かりければ、範國が部下、官軍の來り襲はんことを恐れて、吉良滿義が黑地川の軍に入らんことを勸むれども、範國、許さゞれば、米倉某、其の舍を焚きしに、範國、止むことを得ずして去れり。尊氏、其の功を賞し、以て駿河守護となし、采邑數十を與へたり。時に、範國、赤鳥を以て笠號となしたりしが、戰ふに及びて利を得たれば、以て神助となし、遂に子孫に命じて之を用ひしめたり。難太平記。　正平中、高師直に從ひて楠正行を四條畷に破り、又尊氏に從ひて足利直義を薩埵山に擊ちしが。太平記。　元中元年、死す。時に年九十。常樂記。　初め、足利直義が手越河原に敗れたるとき、細川定禪、之に戰死を勸めたるに、範國、固く諫めて之を避けしめたりしが。難太平記。　後、直義、官軍と豐島河原に戰ひて敗られ。太平記。　尊氏に從ひて兵庫に奔り、佛堂に入りて將に自殺せんとせしとき、範國、之を勸めしに、定禪、固く不可を持し、因て、舟に上せて筑紫に赴けり。直義、範國・定禪が己を救ひたるを德としたれども、其の見る所前後各同じからざりしを怪みたりき。難太平記。　範國が四子、範氏・貞世・氏兼・仲秋。氏兼は、後に直世と改め、彈正少弼・越後守となる。尊卑分脈。直世と改むるは、印本に據る。範氏、中務大輔・上總介を歷たり。尊卑分脈。　尊氏が、直義を擊ちて、近江及び薩埵山に戰ひしとき、範

氏、從ひて功ありしが天正本太平記。後、足利義詮に從ひて吉野を犯し、佐佐木氏賴等と、平石城を陷れたり太平記。子泰範は、上總介となりて、駿河の半國を領したりしが難太平記。山名氏淸が足利義滿に畔きしとき、義滿、泰範及び佐佐木滿高を遣はして、之を東寺に拒がしめたり明德記。

貞世、左京亮・伊豫守となり今川家譜・太平記・花營三代記・應永記。正四位下に敍せられしに尊卑分脈。足利義詮、遠江守護を授けたり。正平十四年、義詮に從ひて吉野を犯し太平記。尋で細川淸氏に從ひて、官軍を東寺に拒ぎ、再び戰ひて再び勝ち、遂に之を破れり。此の行や、淸氏、貞世を召して與に同じく行かしめけるに、功あるに及びて、淸氏、還りて其の賞を論せんことを約しければ、貞世、深く相要結したりしに、後、貞世、遠江の笠原・濱松二莊を請ひしを、淸氏、肯かずして、翻て自ら請ひて之を領せしかば、貞世、恚りて遠江に歸りぬ。義詮が、淸氏が叛を疑ふに及び、貞世が素より淸氏と善かりしを以て、謂らく、其の黨を爲すならんと。時に、淸氏、數貞世が弟直世を招き、因て申理せしめんと欲したれども、直世、肯て往かざりしかば、淸氏、嘆じて曰く、貞世、若し在らば、吾をして冤を負ふこと此に至らしめざりしならんと。範國、之を聞きて、義詮に說きて曰く、賤息貞世、彼と友とし善ければ、急に貞世を召し、彼に就きて事を謀らんとし、因て之を刺し殺さしめなば、則ち事大患に至らじと。義詮、之に從ひ、使を遣はして貞世を召さしめけるに、途に淸氏が已に若狹に奔りたりと聞きて、遂に進みて京師に至りしかば、義詮、之を善しとせり難太平記。十六年、淸氏、歸順して、楠正儀等と、來りて京師に

遁りけるを、佐佐木高秀、五百騎を將ゐて忍常寺に迎へ拒ぎけるに、貞世、參河・遠江の兵七百餘を將ゐて、山崎に屯せり。清氏、忍常寺に至りしに、高秀、戰はずして潰えたれば、清氏等、機に乘じて進みしかば、貞世、亦支ふべからざるを慮り、退きて鳥羽の秋山に陣せしが、餘軍、風を望みて敗走せり。清氏等、進みて京師に入りしに、義詮、竟に近江に走れり。幾もなくして、又義詮に從ひ、京師を攻めて之に克ちしが太平記。後、削髮して了俊と號す尊卑分脈・難太平記。建德二年、足利義滿、貞世を以て鎭西探題となして尊卑分脈・應永記。建德二年は、吉川家傳に據る。菊池武光を撃たしめたれども、兵寡きを以て進むことを得ざりしかば、義滿、大內義弘・吉川經見に命じて之を援けしめしに應永記・吉川家傳を參取す。與に共に進みて肥後に至り、武政と水島に戰ひて利あらざりしが、又大友親世・大內義弘等と、兵數千を將ゐて、菊池武朝を攻めて、大に詫間原に戰ひしに、殺傷頗る多かりき。會將軍宮、兵を將ゐて奄ひ至りければ將軍宮、名闕けたり。貞世、敗れ退きしが菊池武朝申狀。天授元年、少貳冬資と肥後に戰ひて之を斬れり花營三代記。時に、諸島の姦民、鎭西の騷亂に乘じて、屢高麗を侵しゝかば、高麗、使を遣はして侵掠を禁ぜんことを請ふ。貞世、僧信弘を遣はし、報じて曰く、逋逃の徒、多く我が令に遵はざれば、未だ遽に禁じ易からざるなりと。高麗、又大司成鄭夢周を遣はし、來りて極て古今交隣の利害を陳ぜしめければ、貞世、厚く之を待ち、乃ち命じて島民の虜にせし所の尹明・安遇世等數百人を還し、且つ其の侵掠を禁ぜしが、夢周、又書を贈りて、國民の沒して人奴となれるものを贖はんことを請ふに、書辭懇惻なりければ、貞

世、又命じて一百餘人を還したり東國通鑑。又鎭西の便宜を策し、條列して以て進めしに、義滿、答書して其の事を行はんことを許せり。始め、義弘、貞世に從ひて京師より還り、密に說きて曰く、我、今の政を爲すを視るに、弱者は、罪なきも、動もすれば咎を得、强者は、法を犯せるも、措きて問はず。公の貴盛の如き、實に顧慮する所なけれども、然れども、一旦或は蹉跌せられなば、必ず笑を當世に取られん、宜しく早く良圖をなさるべきなり。方今、大友氏は、九州の豪族にして、公の恩を荷へること日久し。若し公にして事あらんと欲せられなば、則ち、彼、必ず辭せじ。然れども、後、中國・九州の地を徇へ、連據盤結せば、將軍も、兵を加へ罪を問ふことを得られざらん。自ら全うせらるゝの計、此に踰ゆることなからんと。貞世、從はずして、乃ち之を諭して曰く、我が弟仲秋、已に兄と姻好あれば、窮厄して互に相救助するが如きは、則ち亦必ずしも豫め相要約せざるなり。私に朋黨を作り、公に負きて身の爲にするが若きに至りては、則ち我が志に非ず。卿、能く忠貞を竭して、以て奉公の志を存せよ。何ぞ食邑を失ふことを之憂へん。卿、其過慮すること勿れと。義弘、深く之を恨み、常に貞世を陷害して代りて探題たらんことを謀り、乃ち義滿が左右に因りて之を譖構せり。初め、貞世が條陳せし所の鎭西の事宜の、既に施行したるもの、義滿、多く之を更改せり。此に由りて、鎭西の將士、貞世が私意もて事を行ふかと疑ひ、竟に離沮をなしゝに、會足利滿兼、義滿に鎌倉に叛き、義弘、遙に之に應じ、滿兼が書を以て來り招きけるを、貞世、卽ち義滿に封呈せしに、尋で

義弘叛き、兵を以て和泉に至りしかば、義滿、急に貞世を召して京師に還し、謂て曰く、吾、固より卿に負けり、相見るを恥づるなりと。貞世、意竊に喜びて以爲らく、鎭西の處置乖張の由、必ず得て白すべきなりと。然れども、義滿、終に問はずして止みぬ。或、又之を譖して曰く、貞世が子弟從士の遠江に在るもの、多く滿兼に與せり。故に、召を蒙ると雖も、顧望趦趄して、今に至り始て至れるなりと。義滿、復之を信じ、悉く嘗に與へし所の書を奪ひて、急に命じて鎭西に歸らしめければ、貞世、已に疑はれたるを知り、復任所に赴かずして、直に遠江に歸りぬ。是より、漸く義滿を恨み、往きて滿兼に屬せずと雖も、心竊に之に與して、時變を觀望せり。義滿、怒りて、先貞世を討たんと欲せしに、既にして、滿兼が事、和解して、其の黨は、貰して問はざりけれども、貞世、自ら安ぜず、退きて藤澤に居たるに、義滿、其の鎌倉に密邇せるを以て、復滿兼に勸めて亂を作さんことを恐れ、命じて遠江に居らしむ。之を久しくして、義滿、貞世が前功を念ひ、召して京師に至らしめて、其の罪を赦せり。貞世、居常無聊にして、嘗て太平記の紕繆多きを歎き、書を著して之を駁し、號して難太平記と曰へり。應永の末、死す（難太平記○按ずるに、諸書に、貞世が死年月を詳にせざれども、本書の結末に、其の中風を患ふるをいひたれば、蓋し其で死せしならん。）貞世、和歌を善くし、兼て文學を好みたりしが、著す所、落書鈔・落書露顯・今川雙紙・九州合戰記あり。貞世、初め、弟仲秋が政を爲すこと善からざるを見、家訓を作りて之を誡めしが、其の言剴切なりければ、仲秋、爲に行を悛めたり。世、其の書を傳へて了俊壁書と號せり（今川記○今行はるゝ所の今川狀に、了俊、愚息仲秋を誡むと書したるは、誤なり。）

初め、範國、駿河を以て貞世に與へんと欲せしに、貞世、兄範氏が嘗て之を欲したりしを以て、固く讓りて受けざりしが、範氏が死するに及び、貞世、復範氏が子氏家に讓れり。範國、甚だ之を奇とし、終に臨み、遺言して、貞世に命じて門族の事を幹掌せしめたり。氏家も、亦深く貞世が恩に感じ、死に臨み、遺命して、領國を以て貞世が子貞臣に與へしに、貞世、固く其の志を執りて、肯て之を受けず。適氏家に息胤なく、其の弟泰範が、僧となりて建長寺に居たるに、貞世、還俗して氏家が職を襲がしめんことを請ひければ、足利義滿、爲に駿河を分ちて、半を貞世に、半を泰範に給ひしが、管領細川頼之、其の廉讓なるを嘆じて、及び難しとなせり。而るを、泰範は、反て貞世が自ら請ひて之を取りしかと疑へり。是に於て、更に遠江を奪はんと欲し、貞世、貳志ありと譖せしかば、義滿、命じて遠江を以て仲秋に與へたりき難太平記。貞世が四子、貞臣・貞繼・言世・貞兼尊卑分脈。貞臣は、從四位下、伊豫守より今川家譜。左京大夫となり、貞繼も、亦伊豫守となれり。言世は、左馬助。貞兼は、左京亮○左を、或は右に作れり。貞世が弟仲秋が本名は國泰、後、頼泰と改め、又今名に更めたり。左衞門佐に○明德記左を、右に作れり。中務少輔となり尊卑分脈。天授中、貞世に從ひて鎭西に赴き、菊池武國を撃ちて大に敗績したり菊池武朝申狀。元中八年、山名氏淸、足利義滿に畔きしに、義滿、親ら將として之を撃ちしとき、仲秋を以て軍事を監せしめたり明德記。後、薙髮して、名を仲高と更めたり本尊卑分脈・難太平記。

範滿、範國が弟なり印本尊卑分脈。刑部少輔となる。小手差原の戰に、範滿、適疾みて騎すること能

はざりければ、乃ち扶けられて馬に上り、兩足を逆靻に縛し、出で、戰ひて死せり雜太平記。
頼貞、範國が兄頼國が子なり今川家譜・印本尊卑分脈○分脈に、頼國を、一に頼基に作れり。頼國は、式部大輔となり雜太平記。建武中、官軍に從ひ、北條時行を相模川に討ちて、戰沒したり雜太平記。頼貞、從五位下、式部丞尊卑分脈。刑部大輔を歴て、駿河守となり雜太平記・今川家記。延元元年、尊氏が再び京師を犯せるとき、頼貞、丹後・但馬の兵を率ゐて、仁木頼章と、諸將に先ちて京師に入り、官軍を竹田に破り梅松論。尋で但馬・若狹の兵を率ゐて、金崎城を圍みて利あらざりき。明年、高師泰、里見時成等が金崎の繼援をなすと聞き、又頼貞を遣はし、二萬餘人を將ゐて要路を扼せしめしに、宇都宮・紀清黨、來り戰ひしを、頼貞、射て之を卻けたりしが、瓜生・天野・齋藤・小野寺、繼ぎて至りければ、頼貞、敗れ退き、後、高師直に從ひて、桃井直常と京師に戰へり太平記。

譯文大日本史卷の二百五終

譯文大日本史卷の二百六

列傳第一百三十三

將軍家臣十六

細川和氏　弟　賴春　從弟　顯氏　顯氏が弟　定禪　直俊

細川和氏、八郎と稱し太平記。其の先は、足利義康より出でたり。義康が長子義清、信濃に居て、矢田判官代と稱したりしが尊卑分脈○信濃に居ては、源平盛衰記に據る。源義仲が兵を起しゝとき、義清、兵を引きて丹波に赴きしに、平忠度、戰はずして退けり玉海。平氏の屋島に據るに及び、義清、海野幸廣等と、兵七千を將ゐて○源平盛衰記に、五千に作れり。備中の水島に屯し、將に屋島を攻めんとして、平重衡等が爲に敗られ、弟義長等と、力戰して死せり源平盛衰記・平家物語○盛衰記に、又義清、治承の亂に、源賴政に屬して戰死せりと云へるは、誤なり。義清、義實を生み、義實、義季を生めり。義季、參河の細川に居て、細川二郎と稱せり。義季が曾孫を公賴と曰ひ、和氏・賴春を生めり尊卑分脈。和氏、阿波守となり尊卑分脈・太平記。元弘の役に、足利尊氏が密に歸順を圖りしとき、和氏、上杉重能と倶に其の計を贊成せり。六波羅を攻むるに及び、尊氏、四面より之を圍まんとせしに、和氏曰く、兵窮すれば則ち、守必ず固し。其の走路を開くに如かずと。尊氏、之を善しとし、爲に圍の一角を緩べしに、敵兵、果して相爭ひて出でゝ降れり。尊氏、乃ち和氏及び弟賴春等をして、兵を將ゐて北條高

時を鎌倉に討たしめしに、途に新田義貞が已に高時を誅して鎌倉を取りたるを聞き、便ち下野に往き、足利義詮を擁して鎌倉に入れり。和氏、自ら期に後れて功なきを慊み、將に竊て義貞を攻めんとせしが梅松論。初め、義貞、鎌倉を取るや、首級を鶴岡社に閲し、因て神庫を啓き、寶器を展視せしに、二引兩旗ありき。二引兩は、足利氏の旗號にして、相傳ふ、源義家が遺物なりと。和氏等、傳へ聞きて、義詮が爲に之を乞ひしに、義貞、拒みて與へざりければ、和氏等、之に因りて事を生ぜんと欲せしが、時に、關東、新に平ぎて、士の義貞に歸するもの相踵げり。故を以て、輙く發することを得ず、乃ち大に尊氏が朝奬を得たるを宣揚して、以て衆心を扇搔せしかば、是に於て、將士、稍義貞を去りて義詮に歸したるを、和氏等、心を竭して綏撫し、因て留りて義詮を輔けて鎌倉に居りしが、義貞、大に之を恚れり。此に由りて、新田・足利、始て嫌隙を生じたり。和氏、尊氏に從ひ、北條時行を討ちて功ありしが、尊氏が鎌倉に反くに及び、和氏、又上杉重能と、之が謀主となり太平記。遂に從ひて京師を犯せり。尊氏が筑紫に走るや、和氏をして其の族を率ゐて讚岐に留り讚岐は、諸異本太平記に據る。四國を攻略せしめたり。數月にして、尊氏、再び京師を犯しゝが、和氏等、舟師を率ゐ、從ひて兵庫に戰ひ、又京師に戰ひて、竝に功ありき。後、復賴春・師氏と倶に義詮を輔けて鎌倉に居りしが梅松論。會、鎭守府大將軍源顯家、來り討ちければ、和氏等、出でゝ利根川に拒ぎ、戰敗れて退きたり太平記。興國三年、死す。年四十七尊卑分脈。和氏、嘗て夢想記を著して、當時の事を敍せり雖太平記○按ずるに、梅松論に、細川氏の功を記して、頗る溢美な

なせり。而して、其の書は、當廟に宿りて聞く所に託したれば、疑ふらくは、卽ち夢想に託ならん。子は、清氏・頼夏。清氏は、自ら傳あり。頼夏は、出でゝ仁木頼章が養子となれり尊卑分脈。和氏が弟は、頼春。

頼春、源九郎と稱し、刑部大輔となり、讃岐守に任ぜらる尊卑分脈・細川系圖。足利尊氏が闕を犯すとき、頼春、兄和氏等と、之に從ひしが、尊氏が軍敗れて兵庫に走りしに、會周防・長門の兵至りたれば、頼春等をして、之を領して官軍を瀨河に拒がしめしに、頼春、殊死して戰ひ、又敗れて創を被れり。尊氏、遂に筑紫に逃れしかば、頼春、氏和に從ひて、留りて讃岐に居りしが、尊氏、再び京師を犯すや、頼春、諸將と累に王師を拒ぎ梅松論。尋で中務卿尊良親王を金碕城に攻めて之を陷れたり。興國の初、脇屋義助、官軍を將ゐて伊豫を平げ、入りて國府を守りしが、幾もなくして、義助、病みて卒しけるに、頼春、之を聞きて以爲らく、機失ふべからずと。卽ち兵七千餘を率ゐて、攻めて河江城を破り、進みて世田城に赴きしに、官軍の別將金谷經氏、兵三百許を以て、千町原に逆へ撃つ。頼春、之を望みて謂て曰く、是皆精銳にして、將に我に逼りて死を決せんとするなり。宜しく疲れしめて之を斃すべしと。乃ち士卒を戒飭し、衆を分ちて三隊となし、親ら其の前隊を將ゐたりしに、經氏が兵、來りて之を衝きしかば、頼春、佯り拔きて之を避け、經氏、又撃ちて一隊を破りたれども、後隊の兵、接戰して、遂に大に之を敗り、首を斬ること二百餘級。經氏、僅に十餘騎を以て脫れ去り、遂に進みて世田城を陷れしが、守將大館氏明、之に死せり。正平三年、高師直に從ひ、楠正行と戰ひて、之を

破れり。初め、頼春、直義に屬したりしが、後、尊氏に從ひて直義を攻めしに太平記。尊氏に從ひて以下、天正本太平記に據る。尊氏、命じて侍所となせり。七年、足利義詮が東寺に據りしを、王師、來り襲ひければ、頼春、兵三百餘を率ゐて赴き援けんとし〇本書に、或は五百となせり。途に和田正忠・楠正儀と戰ひしに、馬驚きて地に墜ちたるに、三卒ありて、逼りて之を斫らんとせしが、頼春、臥しながら、二人を斬りて方に起たんとするとき、一奴、踵ぎ至りて、槍を援きて之を揩きしが、喉に中りて死せり太平記。時に年五十四尊卑分脈〇細川家譜に、四十九に作れり。頼春、射を善くしたり。後醍醐帝、嘗て射を馬場殿に講ぜしとき、頼春を召して耦に充てしに、十發して、皆的を破りしかば、又乘矢を命ぜしに、亦中りたれば、衣物を賞賜せられたるに、頼春、和歌を上りて之を謝せしかば、帝、益嘉歎せり細川家譜。子は、頼之・頼有・頼元・詮春・滿之。頼之は、自ら傳あり。頼有は、右馬頭、頼元は、兄頼之が養子となれり。詮春は、讃岐守・左近衛將監、滿之は、兵部少輔・備中守護、頼春が弟師氏は、掃部助となれり尊卑分脈。從弟は、顯氏。

顯氏は、小四郎と稱す〇本書に、或は頼氏に作れり。父を頼貞と曰ひ尊卑分脈。建武中、足利直義に從ひて鎌倉に居たりしが、會北條時行、亂を倡へて、武藏の女影原に至りしに、頼貞、疾を力め、赴き戰ひて殁せり天正本太平記〇梅松論に曰く、頼貞、時に疾ありて相模の溫泉に浴したりしが、顯氏、直義に從ひ、走りて參河に至り、人を馳せて狀を報ぜしに、頼貞曰く、我、不幸にして疾に罹り、亂の起るを聞けども、力を效すことを得ず、安ぞ殘喘を以て汝が曹が節に死するの念を累さんやと。言訖りて、使者に對し、刃に伏して死せりと。未だ孰か是なるを知らず。顯氏、陸奥守・兵部大輔に任ぜられ尊卑分脈・園太暦・太平記〇分脈に、少輔に作れり。引付頭となり尊卑分脈。足利尊氏に從ひて京師を陷れ、又從ひて筑紫に奔り、多多良濱に戰ひしが太平記〇梅松論に曰く、顯氏、讃岐に留ると。未だ

執か是なるを知らず。既にして、弟定禪と京師に抵り、新田義貞等と戰ひて功ありき梅松論。　正平二年、兵を將ゐて楠正行を河內に攻めて、譽田に抵り、伏に遇ひて大に敗れ、退きて天王寺を保ちたりしに〇園太曆に曰く、顯氏、正行と教興寺に戰ひ、夜、正行が爲に襲はれ、敗れて京に還れりと。未だ孰か是なるを知らず。尊氏、山名時氏を遣はして之を援けしめけれども、並に潰えて還れり天正本太平記。　顯氏、京師の錦小路に家したりしが、直義が、高師直が爲に訴へられて職を停むるに及び、從りて焉に居たり太平記・尊卑分脈。　其の歸順するや、顯氏、之に從ひて、與に倶に尊氏を攻めしが、和議成るに及び、直義に從ひて京師に還れり。　直義が越前に奔るや太平記。　顯氏、尊氏が旨を承けて、往きて直義に兵を解かんことを喩しゝに園太曆。　直義、之を拘へて遣らず、命じて畠山國清・桃井直常と、尊氏を八相山に拒がしめしに、利あらざりければ、顯氏、國清と、又直義を諫め、尊氏と和を講じて、政を義詮に委ねしめんとせしに、直義、大に然りとし、出でゝ尊氏と相見んとしけるを、直常、固く沮みて可かざりければ、和議、再び敗れたり天正本太平記。　顯氏、事の諧はざるを恥ぢ、髮削して僧とならんと欲せしに、尊氏、聞きて之を止めしかば、因て從ひて京師に還れり園太曆。　七年、義詮、東寺に據りて官軍を拒げるに、和田正忠・楠正儀、七條の坊市を火きて進む。　顯氏、兵百餘を率ゐて之に赴き、與に戰ひて敗れ、僅に七騎と讃岐に還り、兵三千を得て〇見行本太平記に、或は六千に作れり。　再び京師に至り、諸將と往きて男山を攻めしが、諸將、方に園殿口・佐羅科に戰へるに太平記。　顯氏、民家を火きて夾み撃ちしかば、官軍、戰はずして退きければ、遂に細川清氏と、進みて如法經塚に營せしに、湯川莊司が二百人、相

率ゐて來り降り、男山陷りて還りぬ〔園太暦・太平記〕。七月、出家し、明日、死す〔園太暦・常樂記〕。顯氏、和歌を能くし〔尊卑分脈〕。禪を好めり。嘗て軍事を以て甲斐に抵りしとき、慧林寺の僧疎石に參じて、甚だ之を崇信し、途に尊氏に薦めたりと云ふ〔梅松論〕。四子、繁氏・業氏・氏之・政氏。繁氏は、式部丞となり、正平中、伊豫守となる。足利義詮、命じて九州を鎭撫せしめしかば、先づ讃岐に往きて戰艦を調へ、崇德院の堂領も、亦軍糧を課せしに、未だ發せずして、暴に病みて死す。世、以て帝の祟る所となせり〔太平記。堂領は、園太暦に據る〕。業氏は、和氏が子なるを、顯氏、養ひて子となしゝが、兵部大輔・陸奥守となる。氏之は、賴貞が季子なるに、亦顯氏が養子となりて、伊豫守となり、政氏は、左近衞將監となれり〔尊卑分脈〕。顯氏が弟は、定禪。

定禪、少くして削髮し、鎌倉若宮別當となり、律師に任ぜられて、卿律師と稱せり〔尊卑分脈・太平記〕。北條時行が亂に、定禪、兄顯氏と、足利直義に從ひ、走りて武藏の狗庭原に至りしに、傍郡の兵、時行に應じて來り攻め、勢甚だ鋭ければ、定禪、士卒を督して殊死して戰ひ、之を敗りしが〔金勝院本太平記〕、後、往きて讃岐に居たり。足利尊氏が反きて京師を犯すに及び、書を以て之を招きしかば、定禪、卽ち兵を起して之に應じ、鷺田莊に軍せしに、高松の守將舟木賴重、來り討ちて〔賴重が氏は、舟木系圖に據る〕屋島に次れるを、定禪、夜、襲ひて大に之を敗れり。是に於て、四國の人士、悉く定禪に歸したり。備前人飽浦信胤・田井信高も、亦兵を起して定禪に應じ、備中の福山城に據りければ、定禪が勢、益張れり。延元元年、兵を以て東に向ひしに、途に赤松範資に遇ひて、相率ゐて進めり。是の時、尊氏、已に大渡に至り

て、新田義貞と相持し、脇屋義助も、亦山碕に壁して、以て尊氏を拒ぎたりしが、定禪・範資、先義助を攻めて之を走らせければ、義貞、遂に大渡を棄てゝ退きしを、定禪、追ひて新田義顯を敗り、長驅して京師に入れるに、車駕、已に延暦寺に幸したり。定禪等、卽ち火を縱ちて宮闕を焚けり太平記。梅松論を參取す。尊氏、定禪に命じて、兄顯氏等と、往きて園城寺に至り、僧徒を以て急に行在を犯さしむ。時に、鎭守府大將軍源顯家、陸奥の兵を發して行在に赴き、軍勢甚だ熾に、將に來りて園城寺を攻めんとしければ、定禪等、大に恐れて、累に三使を發して兵を益さんことを請へども、尊氏、許さゞりければ、定禪等、出でゝ唐碕に拒ぎて敗られ、退きて園城寺に戰ひて又敗れ、遂に退きて京師に還れり。義貞等、之に乘じて來り攻めしに、尊氏が兵、大に敗れ、京師を棄てゝ遁れたり。定禪、深く之を憤り、士卒に謂て曰く、京師の守られざりしは、吾が曹に之由れり。一戰して以て恥を雪がざるべけんや。料るに、新田氏の軍、已に疲れて復用ふべからざらん。而して、餘兵、皆志金帛に在れば、必ず四に出でゝ刼掠せん。之を襲はゞ、則ち克たんと。卽夜、兵三百を簡び、火を縱ちて返り鬪ひしに、義貞等、敗走せしかば、追ひて其の部將數人を斬りしが、尊氏、復京師に入れり太平記。此に於て、定禪が勇、軍中に讋れられたり。後、義貞と兵庫に戰ひて、又大に之を破り、遂に尊氏に從ひて京師に戰ひしが、定禪が功、居多なりき梅松論。又兵を以て阿彌陀峯を攻め、官軍を破りて還れり太平記・梅松論。弟は、僧皇海・直俊。皇海は、若宮別當となり梅松論・淸和源氏系圖を參取す。三位房と稱したり尊卑分脈。

畠山國清

直後、民部少輔となり印本尊卑分脈。帶刀先生と稱す尊卑分脈・梅松論。延元中、顯氏・定禪に從ひて京師に戰ひしに、義貞、敗れて退きければ、衆議、阿彌陀峯を攻めんと欲す。直後曰く、阿彌陀峯の敵は、皆近畿の烏合なれば、城に據りて戰はんは、固より其の欲する所ならん。宜しく先竹田の敵を撃ち、兵を回して木幡・稻荷に由りて、阿彌陀峯を襲ふべし。腹背夾み攻めなば、之を破らんこと必せり。守殿、當に兵を七條に出して其の走路を要せらるべきなりと。乃ち顯氏等と、竹田を攻めしに、直後、一騎と先進み、門を排きて入り、身に重創を被りけれども、衆、繼ぎ進みて急に攻めしかば、官軍、水に陷り、溺死して略盡きぬ。還りて阿彌陀峯に抵り、營後より之を衝きしに、直義も、亦兵を進めて其の前に當りければ、官軍、狼狽して、戰はずして逃れたり梅松論。後、大塚惟正と、河内に戰ひて敗死せり尊卑分脈・和田系圖・裏書文書。

譯文大日本史卷の二百六終

譯文大日本史卷の二百七

列傳第一百三十四

將軍家臣十七

畠山國淸　弟義深
仁木賴章　弟義長
石塔賴房　吉良滿貞
小笠原貞宗

畠山國淸、六世の祖を義純と曰ひ、左馬頭足利義兼が子なり（尊卑分脈。）初め、北條時政が、女壻畠山重忠を殺しゝとき、女を以て義純に再醮せしめ、與ふるに重忠が食邑を以てせり。因て、畠山氏となれり（畠山系圖。）父家國は、尾張守となりたり（尊卑分脈・畠山系圖。）國淸、左近衞將監・阿波守・左京大夫を歷て、修理大夫となる（尊卑分脈・太平記。）建武二年、足利直義に從ひて、新田義貞を矢矧・鷺坂に拒ぎ、明年、足利尊氏に從ひて京師に戰ひしが、遂に從ひて筑紫に奔り、直義と、菊池武敏を擊ちて之を破り、又尊氏に從ひ、延曆寺を攻めて功あり、紀伊守護となる（太平記。）延元元年、大塚惟正を八木に攻めて、克たざりき（和田系圖裏書文書。）正平四年、高師泰に代りて、河內の石川砦に據りて、楠正儀と相持せしに、國淸が族直宗、上杉重能

と、高師直を嫉みて、直義に譖しければ、直義、之を信じて、高氏の族を滅さんことを謀りけるに、事泄れて、師直、直義を廢黜し、直宗・重能を殺せり。居ること幾もなくして、尊氏が庶子直冬、肥後に據りしかば、師直、尊氏に勸めて親ら之を撃たしむるに、師直、軍後たりき。直義、間を承け、大和に走りて越智某に依りしが、國清、石川營を徹して、千餘人を率ゐ、叛きて直義に趨れり。六年、直義、桃井直常をして尊氏・義詮を京師に攻めしめしに、尊氏、軍敗れて、西海に奔りたり。直義、乃ち石塔頼房を遣はして之を追はしめしに、播磨の光明寺に戰ひ、反て爲に圍まれたるを、國清、三千餘騎を率ゐて之を救ひければ、尊氏、圍を解きて去り、將に兵庫に赴かんとす。國清・頼房、御影濱に相遇ひしに、敵軍、大喊して來り薄るを、國清、兵を伏せて連に射たれば、尊氏、支ふること能はずして、師直等と走りて松岡城を保ち、旦暮、將に陷らんとす。會饗庭氏直、潛に城を出で、國清が營に詣りて和を議す（氏直が名は、園太暦に據る。）國清、紿き答へて曰く、錦小路殿、毎に書を賜ひて僕を誡められけるは、我が擧は、將軍を讐となすに非ず、略師直兄弟を懲らさんと欲するのみ。汝、宜しく此の意を體し、戰に臨みて妄に執事兄弟を害すること勿るべしと。其の書、今存せりと。因て、數通を擧げて之を示しゝに、氏直、歸り報せしが、是に於て、和議成り、師直・師泰、出でゝ降らんとして、途に殺されたり（太平記。）既にして、嫌隙又生じたれば、國清、直義に從ひて越前に奔り、細川顯氏・桃井直常と、尊氏を八相山に拒ぎて利あらざりければ、國清・顯氏、直義に勸めて再び和を講せしめんとしける

に、直義、之に從ひて、將に出でゝ尊氏と會せんとせしが、直常が爲に沮まれて止みぬ。國清・顯氏、其の議の成らざるを恐り、乃ち去りて尊氏に從ひ（園太曆・天正本太平記。）直義を薩埵山に攻めしに、直義、戰敗れて伊豆に走りしかば、尊氏、國清及び仁木賴章等を遣はし、鎌倉に誘致せしめて、之を幽し、遂に之を酖殺したり（太平記。）是より先、尊氏、次子基氏を鎌倉に置きて、關東管領となしゝが、尊氏が新田義宗を破りて京師に還るに及び、國清を留めて鎌倉執事となせり（喜連川系圖。）後、薙髮して道誓と號す（尊卑分脈・畠山系圖・喜連川系圖・太平記。）十三年、武藏・上野の土豪、將に新田義興を挾みて兵を起さんとしけるに、國清、計を以て義興を誘殺したり。是の時、尊氏、世に卽き、長子義詮、新に立ちて、人々危懼を懷き、皆以爲らく、義詮・基氏、終に相好からじと。國清、兩ながら之を藐視し、因て、機に乘じて兵を逞しくし威權を專にせんことを圖り、基氏に說きて曰く、頃來、人々、將軍、兄弟相容れず必ず兵釁を生ぜられんと謂へり。臣、請ふ、兵を借りて南侵し、以て嫌疑を解かんと。基氏、之を善しとし、十四年、命じて關東八國の兵を發せしめしに、國清、先人望を收めんと欲し、徧く諸將士に詣りて、辭を卑くし款を布き、啗すに厚賞を以てしたれば、將士、悉く之に應じ、遂に大擧して京師に赴けるに、兵、二十萬と號し（○園太曆に、數萬に作れり。）器械精新にして、軍容、甚だ盛なれば、諸豪貴、路を夾みて競ひ觀、行在、之が爲に震動せり。乃ち義詮と道を分ちて南侵せしが、明年、義詮、軍を尼崎に頓め、國清、進みて津津山に陣して、官軍に逼りしに、官軍、五百餘騎、出でゝ降りぬ。數官軍と相挑み、兵を縱ちて抄掠し、遂に攻め

畠山國淸

て數城を陷れければ、楠正儀、退きて金剛山に入れり。國淸、輒ち義詮と軍を引きて京師に還りぬ。初め、國淸が西上するや、仁木義長が權を專にするを嫉み、密に之を除かんことを圖りしが、是に至りて、義長と素より相惡めるもの細川淸氏等を引きて、晝夜酣讌し、漸く款洽するに至り、乃ち之に說きて曰く、今日、諸君と飮むに、何の隱す所かあらん。僕の西上は、實に義長を誅せんが爲なり。彼、其の爲す所、神佛を慢棄して、漁獵を耽嗜し、幕府を蔑にして、法令を犯せり。曩者、吉野の役に、我勝てば則ち憂へ、我敗るれば則ち喜べり。此の意、竟に何如と謂はるゝぞ。我、願はくは、將軍の爲に之を除かんと。坐に在るもの、悉く其の謀に同じたり。會和田正忠・楠正儀、兵を發して、將に譽田城を攻めんとしければ、國淸、防禦に託し、同謀者と兵七千を率ゐて、先馳せて四天王寺に赴きしに、正儀等、輒ち退きしが、國淸、本官軍と戰はんの意なければ、因て、寺中に駐ること數日、遂に兵を返して義長を攻めんとせしに、京師に至る比ひ、義長、既に東走したり。既にして、官軍、復起りて、紀伊・和泉・河內の諸城を攻め、京畿、繹騷したれば、一時大閧して、咎を國淸に歸したり。國淸、好みて狐皮の腰蔽を著たりければ、時人、之を惡み、狐媚歌を作りて之を譏りしが、優倡兒女の唱ふるもの、街に滿てり。國淸、禍の及ばんことを懼れ、潛に逃れて鎌倉に還りしに、義長が部下參河守護代西鄕某、吉良滿貞と、兵を矢矧に擧げ、尾張人小河某等、之に應じて、寨を小河に築きて、竝に其の歸路を扼したりければ、國淸、間關して、僅に歸ることを得たり。

初め、國淸が南に寇するや、將士の資糧乏絶して、亡げ歸るもの多かりしが、國淸、已に鎌倉に還りて、悉く其の食邑を沒せしかば、將士、之を訴ふれども聽かず、主吏、偶其の事を啓せば、輒ち之を黜罰せしに、十六年、將士千餘人、相率ゐて基氏に造り、國淸を罷めんことを請ひければ、基氏、乃ち其の內難を構へたる罪を數めて之を逐へり。國淸、諸弟及び從士三百餘人と伊豆に赴き、路に小田原に宿りたりしを、土肥掃部助、來り襲ひければ、國淸、拒ぎて之を卻け、遂に伊豆に入りて、二弟と、三津・金山・修禪寺の三城に分據せり〇北條家本に、三津を三戸に作り、北條家本・南部本に、金山を長濱に作れり。明年、基氏、平一揆を遣はし、兵三萬を率ゐて來り攻めしめしに、平一揆、葛山備中守と、事に因りて相爭へるを、國淸が家士遊佐・神保等、之を覘ひ知り、夜に乘じて之を襲ひければ、敵、互に疑懼を懷き、戰はずして引き還りぬ。基氏、乃ち自ら出でゝ箱根に陣し、新田義一を遣はし、兵を將ゐて之を攻めしめしに義一が名は、喜連川系圖に據る。國淸、勢窮りて、三津・金山の城を火き、走りて修禪寺を保てり。初め、國淸、事を執ること十餘年、其の妹、基氏が妻となれり。是に由りて、權勢薰灼して、關東の將士、趨り附かざるはなかりしが、兵を起す日に及びて、一人の難に赴くものなく、親舊と雖も、亦多く離叛し、糧食、日に乏しく、出走を計らんと欲すれども、容れられざらんことを恐れ、乃ち歎じて曰く、吾、新田義興を殺したることを悔ゆと。因て、固く守ること數月。基氏、詐りて使を遣はして招き降しけるに、國淸、遂に僧衣を著て、出で降り、弟義深を基氏が營に遣はし、自ら留りて伊豆府に居ること數日。基氏、將に國淸等を

掩殺せんとし、兵を遣はして路を梗がしめしに、夜、人あり、國清に告げて曰く、聞く、明日、將に異處分あらんとすと。國清、輒ち弟義熙に目し義熙が名は、尊卑分脈に據る○天正本に、國熙に作り、毛利家本には、義國。僞りて近出する爲して、一奴をして刀を持たしめ、徒歩して藤澤の佛寺に奔りけるに、寺僧、給するに馬二匹・僧二人を以てしたれば、晝夜、馳せて京師に至りて、七條の佛寺に匿れ、又去りて宇治に居り、楠正儀に憑りて歸順を請ひたれども、正儀、卻けて奏せざりしかば○西源院本に、朝議許さずとなせり。遂に大和・山城の間に竄れて餓死したり太平記。子義清は、左近衞將監畠山系圖。阿波・陸奧の守に任ぜらる。弟は、義深尊卑分脈。

義深、三郎と稱し尊卑分脈・畠山系圖。尾張・能登・越中・河內・和泉・紀伊の守となり畠山系圖。尋で伊豆守護となる。國清に從ひて鎌倉に居りしが、國清が逐はるゝに及び、從ひて伊豆に奔れり。明年、基氏、之を招き、僞りて伊豆守護職に復せんことを許しゝに、義深、基氏が箱根營に造らんとし、俄に國清が出でゝ亡げたることを聞き、出でん所を知らず、結城直光に詣りて死を救はんことを請へり。時に、基氏、將に陣を撤して還らんとしたりしかば、直光、義深を大櫃に盛り、底に穴して氣を通はせ、擔ひて鎧函の後に從へ、遂に脫れ去ることを得たり。後、京師に居りしが、足利義詮、其の罪を免して、越前守護を授けたれば、諸將と、足利高經を杣山に攻めしが、數月にして、高經死し、其の子義將、出でゝ降りて、越前平ぎぬ。義深、任に在りて頗る治績ありしが太平記。天授五年、死す尊卑分脈・畠山系圖。年四十九常樂記。初め、義深、國清が出奔したることを聞き、密に逃計を爲しゝに、其の臣遊佐性阿、其の狀

を知り、人をして覺らざらしめんと欲し、故に左右と飲博戲笑し、以て其の迹を混ぜしが、行くこと已に遠き比ひ、事稍洩れければ、兵士、忽ち至りて之を執へたり。性阿、乃ち僧服を披て走りしが、道に人の覺る所となり、逆旅に入りて自殺せり太平記。譽田性意も、亦義深が臣なりしが、走りて駿河に至り、今川範國が爲に執へられしかば、其の子彌三郎、往きて代りて死せんことを請ひしに、性意、之を視て謂ふ、己が子に非ずと。彌三郎、固く爭ひて已まざりければ、範國、愍みて兩ながら之を釋したり毛利家本・天正本太平記。 義深が子は、基國・深秋尊卑分脈。

仁木賴章、二郎三郎と稱し、其の先は、足利義清より出でたり。義清が孫實國は、參河の仁木に居て、仁木太郎と稱したり。實國が玄孫義勝、賴章を生めり。賴章、周防・伊賀の守、左京大夫・兵部大輔に歷任す尊卑分脈・梅松論・太平記。 足利尊氏が兵を起すや、賴章、弟義長と、毎に軍に從へり。尊氏が反くに及び、賴章、新田義貞と、矢矧・鷺坂に戰ひて利あらず、尋で尊氏に從ひて、官軍を竹下に破り、遂に京師に入れり。尊氏が筑紫に奔るに及び、途より賴章を丹波に遣り還して、久下・長澤・荻野・波波伯部等と高山寺城に據らしめたり太平記。 尊氏が再び京師に入るや、賴章、今川賴貞と、丹波・但馬の兵を率ゐて、先京師に抵りしに、義貞、尊氏を東寺の營に攻めたれば、賴章、上杉重能等と、擊ちて之を卻けたり梅松論。 新田義顯が金碕に據りしとき、賴章、丹波・美作の兵を率ゐ、鹽津より往きて之を攻めたり。正平中、高師直に從ひて、楠正行と四條畷に戰ひ、又從ひて桃井直常と白河に戰へり。尊

氏が西に遁るゝや、子義詮を石龕寺に留めて、賴章・義長をして之を佐けしめたれば、義詮に從ひて京師に入れり。時に、尊氏、弟直義と、內相和せざりしが、故を以て、賴章兄弟及び細川賴春・土岐賴康・佐佐木高氏・石塔賴房・上杉憲顯・桃井直常等、各黨與を分ち、逃れて國に歸りしに、賴章は、溫泉に浴するに託して有馬に奔り、義長は、伊勢に奔れり。尊氏が東して直義を擊つに及び、賴章兄弟、從ひて直義を薩埵山に攻めて之を走らせ、又尊氏に從ひて、新田義宗と、小手差原に戰ひて功ありき。足利直冬、將に尊氏を攻めんとし、山名時氏、之に應ぜしが、時に、賴章、尊氏が執事となり、丹波守護たるを以て、佐野城に在りけるに、時氏、兵を率ゐて城下を過ぐれども、賴章、其の鋒を畏れて出でざりき。尊氏、直冬・桃井直常と、京師に戰へるとき、賴章、丹波・丹後の兵三千を率ゐて、嵐山に陣したり。賴章、恇懦にして、成敗を觀望して敢て進まざりしが、後、義詮に從ひて、吉野を犯せり（太平記。）　十三年、薙髮して、道璟と號し（尊卑分脈。）　明年、死す（尊卑分脈・園太曆。）　年六十一（尊卑分脈。）　子義尹は（○本書に、或は賴夏が子となせり。）　中務少輔・兵部大輔となり（尊卑分脈・太平記。）　丹波守護に補せられしが、山名師義が小林重長を遣はして丹波を略せんとせしとき、義尹、出でゝ和久に陣し、急を義詮に告げしに、義詮、諸將を遣はして之を助けしかば、重長、戰はずして退きたり（太平記○急を告ぐるは、天正本に據る。）　初め、賴章、細川和氏が子賴夏を養ひて子となしゝが（○本書に、或は清氏が子となせり。）　三郎と稱し、左京權大夫・中務少輔となる。　賴章が弟は、義長（尊卑分脈。）

義長、二郎四郎と稱し、越後守・右馬權頭・修理亮・右京大夫に歷任す（尊卑分脈。太平記・梅松論を參取す。）　足利尊

氏が菊池武敏と、多多良濱に戰ふや、尊氏が軍、鎧馬備らざりければ、足利直義、宗像宮司宗像政弼が給する所の鎧を以て義長に與へたるに〔政弼が名は、金勝院本に據る。〕義長、之を擐て、挺前力鬪し、手づから數人を斬りしかば、是に由りて、軍氣百倍し、武敏、敗れ走れり。義長及び一色頼行、追撃して肥後に至りしに〔頼行が名は、尊卑分脈に據る。〕武敏、出奔したれば、乃ち進みて、内河義直を八代城に攻めて、之を走らせたり。尊氏が京師を攻むるとき、義長及び頼行、留りて筑紫を鎭めたりしが、尋で歸れり〔梅松論・太平記を參取す。〕尊氏が新田義宗等と、金井原に相拒ぎしとき、義長、頼章と、手下の兵三千を分ちて、叢薄の間に伏したりしが、既にして、尊氏が敗走したるを、新田義興・脇屋義治、兵を縱ちて窮追せしかば、義長、乃ち突起して奮撃せしに、義興等、俄に魚鱗陣を作りければ、義長も、亦陣を整へて之に當り、斬獲甚だ多く、義興・義治、敗走したり。尊氏が兵を起してより、義長、屢戰功を立て、參河・伊勢・伊賀等四國の守護となり、食邑數百所ありしが、人となり兇殘にして、賞罰、意に任せ、驕恣、特に甚しく、嘗て鶴岡に詣でゝ、人を社中に殺し、又男山の神人を戕へり。其の伊勢に在るや、神戸の三郡を豪占せしかば、祭主、之を京師に訴へしに、後光嚴院、尊氏に命じ、書を下して責めて還さしめたるが、義長、祭主の己を訴へたるを怒り、肆意に神路山・五十鈴川に漁獵して、嘗て意に經けざりき〔太平記。〕京師に在りしとき、細川清氏が宅地を侵奪しければ、清氏、怒りて相攻めんと欲せしが、尊氏、和解して止みぬ〔園太曆。〕又參河人星野行明が、國に在りて擅に清氏に屬したるを怒りて、其の邑を沒し、又土

岐賴康・佐佐木氏賴が邑を奪はんことを規れり。故を以て、諸將、之を惡みたりしに、會足利義詮、吉野を犯すに、義長をして兵三千を以て、出でゝ西宮に陣せしめしが〇園太曆に、兵五百に作れり。畠山國清も、亦兵を率ゐて西上せしに、素より義長を嫉みたりければ、之が所を爲さんことを圖れり。而して、義長、自ら功を專にせんと欲し、國清が兵の盛なるを忌みて、其の沮敗を冀ひたりければ、國清が先鋒となりて龍門山に戰ふと聞き、掌を抵ちて笑ひて曰く、汝が諸軍をして、體を露はして脫走せしめば、亦以て一快となすべしと。已にして、國清、京師に還り、陰に諸將を聚めて、義長を殺さんことを謀りけるに、會官軍、譽田城を攻めければ、國清、應援に託して、諸將と四天王寺に赴き、返りて義長を攻めんことを議す。義長、之を聞き、義詮に說きて曰く、聞く、國清・清氏、兵を分ちて四天王寺より至ると。是口を臣に藉きて亂を圖らんと欲するなり。請ふ、之が備を爲さんと。義詮曰く、此訛言ならん。事若し實ならば、我、卿と之を誅せん。誰か敢て抗せんものぞと。義長、大に喜び、兵を籍して七千餘人を得て、言て曰く、國清、十萬の兵ありといへども、焉ぞ許の若く精强なるを得んやと。乃ち姪賴夏を遣はし、二千餘人を率ゐて四條大宮を守らしめ、弟賴勝を東寺に遣はし、一千餘人を率ゐて民屋を火かしめ、兵を勒へて自ら備へたりけれども、義詮が意を國清に通せんことを恐れ、賴夏と、兵を率ゐて義詮が第を守り、內外を抑絕し、自ら執事となり、綸旨・致書を請ひて、國清・清氏を討たんとせしかば、卽夜、義詮、佐佐木高氏と謀りて、逸し去れり。黎明、義長・

賴夏、義詮に、出でゝ將士を見んことを請はんとせしが、義詮が在らざるを怪み、門を閉ぢて大に索むれども獲ず。是に於て、衆情離沮して、皆遁れ去り、留るもの僅に三百餘人なるに、敵軍、稍近きければ、義長、爲さん所を知らず、間道より伊勢に奔り、賴勝は、丹後に逃げ、賴夏は、丹波に逃げたり。尾張人小河某・東池田某、小河莊に據り、參河守護代西鄕某及び吉良滿貞、陣を矢矧に張りて、並に義長に應じたりしが、皆相繼ぎて敗衄せり。石塔賴房、伊賀・伊勢の兵を集め、義長が叔父義住を推して將となし義住が名は、毛利家本に據り、義長が叔父は、尊卑分脈に據る○分脈に、義任に作れり。 近江の葛木山に陣し、佐佐木氏賴等と戰ひしに、義住、敗れて降れり。義長、伊勢に在りて兵三千餘人を擁したりしが、是に至りて、逃亡するもの甚だ多く、僅に五百餘人を以て長野城に據りたるを、佐佐木氏賴・土岐賴康、來り攻めて、相持すること二年、義長が軍、食、日に縮りて、族黨多く降りたれば、迺ち使を吉野に遣はして、歸順せり。二十年、又降を義詮に請ひしに、義詮、其の舊功を思ひ、罪を宥して京師に還せり太平記。 後、削髮して、天授二年、死す後愚昧別記。 子滿長は、右馬頭尊卑分脈。

石塔賴房、足利氏の庶流なり。足利泰氏、孫賴茂を養ひて子となし、石塔四郎と稱したり。賴茂、義房を生み、義房、賴房を生めり尊卑分脈。 賴房、右馬頭・中務大輔となれり尊卑分脈・太平記。 足利直義が高師直を殺さんことを謀り、事敗れて大和に出奔し、越智某が所に匿れたるとき、賴房、越智と、直義に勸めて歸順せしめ天正本太平記。 詔を奉じて、足利尊氏を討たんとし、兵を率ゐて男山に據り、以て京師を窺ひた

りしが、既にして、尊氏、播磨の書寫山に走りしかば、直義、乃ち頼房及び上杉朝房を遣はし、兵を將ゐて之を追撃せしめしに、光明寺に屯して、尊氏と相持したりけるが、會 高師泰、石見より還りて尊氏を援けたれば、軍勢、復振へり。頼房、兵を益さんことを直義に請ひしに、俄に、尊氏、來り攻めければ、頼房等、力戰して連に之を破りたり。直義、又畠山國清・上杉義依を遣はして援をなさしめけるに、尊氏、退きて兵庫に陣したるを、頼房、又撃ちて之を破れり。尋で直義に從ひて越前に奔りしに、尊氏、兵を將ゐて來り撃ちしかば太平記。頼房、桃井直常と、近江の八相山に逆へ戰ひて敗られ、頼房、觀音寺城に匿れたり天正本太平記。既にして、父義房と、直義に鎌倉に從ひ、尊氏を薩埵山に拒ぎ、軍敗れて降れり。義房、鎌倉に在りて、竊に異圖を懷きたりしが、會 新田義興等、將に鎌倉を攻めんとし、書を以て之を招きければ、義房、之に應ぜんと欲し、頼房を召して謂て曰く、薩埵山の敗に、死を忍びて生を祈り、身、降將となりてより、仁木・細川等が爲に屈辱せられ、悒悒として日を渉りしが、今、將に新田氏に屬して、功を當世に建て榮を子孫に貽さんとす。汝、宜しく與に倶にすべしと。頼房、愕然として色を變へて曰く、人の臣となりて貳心を懷くは、士の恥づる所、僕は、深く將軍の爲に依賴せられたれば、常に之を報いんことを思へり。古より、父子、兵を構へたるも、亦各 其の主の爲にせしなり。吾、之を將軍に告げずんばあるべからず。父子の恩義、既に絶えたり、敢て再び見えじと、遂に去りて尊氏が軍に從ひしが太平記○天正本に、此を以て義基が事となせり。後、歸順して、刑部卿を授けられ

たり尊卑分脈・太平記。　足利直冬・山名時氏・細川清氏、相繼ぎて命を請ひしとき、詔して、之を許し、頼房及び吉良の族を遣はし、兵を將ゐて之を助けしめたり。又倶に細川氏春等を攝津に討ち、尋で楠正儀等と、赤松光範を多田部城に攻めて、其の街市を火きて還りしが太平記。園太暦を參取す。　後、復叛きて吉良義眞と、足利義詮に降れり毛利家本・天正本太平記。　高祖長氏は、足利泰氏が弟にして、吉良太郎と稱し尊卑分脈。　祖貞義は、左京大夫・上總介に任ぜられ、父滿義は、左兵衛佐・中務大輔となれり。滿貞、吉良三郎と稱し、左京大夫・治部大輔に歷任す尊卑分脈・太平記。　足利尊氏が王に勤めんことを謀るとき、貞義は、其の族祖たるを以て、先上杉憲房をして來り報ぜしめたるに、貞義、力て其の計を贊し難太平記。族祖は、尊卑分脈に據る。　遂に族を擧げて之に從ひしが、後、皆尊氏に從ひて反きたり。正平七年、帝、男山に御せしに、滿貞、石塔頼房と、兵五千を將ゐ、駿河より入りて援け、神樂岡の戰に、又倶に官軍に屬し、細川清氏と戰ひて、之を破れり滿貞の二字は、毛利家本・天正本に據りて之を補ふ。　十五年、畠山國清が東走せしとき、滿貞、參河守護代西郷某と、兵を率ゐて之を矢矧に要せしが、適義詮、大島義高を以て守護となしければ、滿貞、與に戰ひて敗れ、遂に叛きて義詮に降れり。十六年、宇都宮・黑田の族と、官軍を大渡に禦ぎしが太平記。　後、薙髮して、名を省堅と改めたり尊卑分脈。

小笠原貞宗、幼名は豐松、彥五郎と稱し、信濃の人なり。左京大夫長清六世の孫にして、父宗長は、

信濃守なりき。貞宗、從五位下に敍せられ、右馬助・治部大輔・信濃守となり、信濃守護に補せられ（尊卑分脈・小笠原系圖を參取す○系圖に、正四位下に作れり。）飛驒・遠江等の國事を管領す。元弘の役に、北條高時に應じて官軍を拒ぎしが、既にして、罪に歸して自ら致しければ、帝、貞宗に敕して、信濃・飛驒の兵を發せしめしに、新田義貞に從ひて、武藏野・鎌倉に戰ひて、皆功ありき（小笠原家譜。）建武二年、足利尊氏が鎌倉に反きしとき、又義貞に從ひて之を討ちしが、後、叛きて尊氏に降れり。帝の延暦寺に幸するに及び、尊氏、兵を進めて之を犯すに、貞宗、甲斐・信濃の兵を率ゐて勢多に至りしが、延暦寺の僧徒、橋を徹して之を拒ぎたれば、乃ち野路に陣して、官軍の漕路を扼せしに（五字は、太平記に據る。）脇屋義助、來り攻むるを、逆へ擊ちて之を敗り、鏡山に據りしに、官軍、來り攻めければ、又之を敗り、退きて伊吹山に陣して、之を尊氏に告げたり。會〻尊氏、兵を近江に出して官軍の漕餉を斷たんことを議したりければ、乃ち佐佐木高氏をして來り援けしめたり（梅松論○貞宗目安鈔を按ずるに、貞宗、是の歲、近江守護を辭したり。蓋し貞宗、職を辭せしを以て、高氏、之を請ひしに、尊氏、兩ながら之に從ひしならんか。今、考ふべからず。）貞宗、既に官軍を破り、功を以て近江を管領したりしが、高氏が至るに及び、自ら尊氏に請ひて近江を獲たりと稱せしかば、貞宗、大に望を失ひ、弃てゝ京師に赴けり（諸本太平記を參取す。）已にして、義貞、皇太子を奉じて、金碕城を保ちければ、尊氏、乃ち貞宗に命じ、信濃の兵を發して往きて之を攻めしめしに、貞宗、銳兵八百を勒へ、險を冒して力戰したれども、利あらずして還りぬ。鎮守府大將軍源顯家が鎌倉を破りて西上せるとき、貞宗、又兵を發し、之を追ひて美濃に至り、芳賀禪可と共に、自

貴渡に拒ぎて大に敗れ、僅に脱れて還りたり太平記。其の家、世射藝騎乘の法を傳へたりけるが、貞宗に至りて最も其の精妙を極めたれば、後醍醐帝、爲に昇殿を聽し、因て師として之を習へり。帝、嘗て坐鞍の法を知らんと欲し、貞宗をして騎らしめて、親ら其の鞍上に就きて之を探試し、乃ち大に稱賞し、畫工をして圖せしめて、焉を祕府に藏せしめたり。又嘗て其の射法を受けて、謂らく、其の騎射の巧なるは、之を天より得たらんと。乃ち書を賜ひて、褒めて武人の師表となし、王字を以て其の旗に銘せしめたるが、後、改めて菱となせり小笠原家譜○按ずるに、本書及び小笠原系圖に、並に云く、貞宗、此の時、正三位に敍せられたりと。公卿補任等の書に載せざる所。故に取らず。初め、帝、犬追物の生類を戕害するを以て、敕して、之を廢したりしが、貞宗、以爲らく、歩射と騎射とは、武事に於て偏廢すべからず。而して、馳逐を習はんには、犬追物を以て最要となすと。遂に光明院に上書して、之を復せんことを請ひけるに、敕して、之を許したり小笠原家譜・貞宗日安鈔。貞宗、晩に自ら家譜を著し、幷に之が序を作りて、子孫を誡めたり。其の略に曰く、吾が家、世弓馬の術を傳へて、兵部より以來、左京兆に至りて、自ら一家を成せり。犬追物・草鹿等の法は、是其の新に定めたる所にして、妖魅を驅りて國家を護るものなれば、將府に師として以て寇賊を制せんに、此の術なかるべからず。凡そ吾が子孫、宜しく愼重して失ふことなかるべきなりと。兵部とは、貞純親王、左京兆とは、長清にして、並に貞宗が遠祖なり。子孫、能く遺訓に遵ひ、世其の術を以て顯れたり小笠原家譜。貞宗、今川某・伊勢某と、二人の名、闕けたり。武家禮節を議定し、集めて一書を成し、題して三儀一統と曰へり小笠

原傳行小系圖。甚だ禪敎を崇信し、元僧正澄に從ひて法を受け、頗る省する所ありしかば、因て、薙髮して、名を泰山と改め、嘗て開善寺を信濃に創めたれば小笠原家譜・小笠原系圖。世、呼びて開善寺入道と曰へり尊卑分脈・小笠原系圖。正平五年、死す。年五十七。崇光院、其の彈正臺に命じて、葬事を監護せしめたれば、世、以て殊榮となせり。著す所、修身錄あり小笠原系圖。四子、政長・宗政・宗滿・政經。政長は、從五位下に敍せられ、兵庫頭尊卑分脈。信濃守護となり、飛驒・越後・遠江等を管領し、最も父祖の業を善くせしが、嘗て之を足利尊氏に授け、從ひて京師に入りて、武者所に直し、因て兵士の騎射を訓練したり。延元・正平の間、數官軍を拒ぎて功ありき○按ずるに、本書に又曰く、光明院、嘗て其の愛する所の籠鳥を失ひ、政長に命じて、射て之を捕へしめたるに、政長、鏑箭を用ひて之を射たれば、乃ち鳥を獲て傷くることなかりしに、人僉異と稱せりと。然れども、其の事、東鑑の小山朝村が鳥を射たると相類せり。蓋し本書に、剽竊して以て政長が射藝を誇張せしのみ。故に取らず。宗政は、孫二郎と稱せり。宗滿は、彦三郎と稱し、掃部助・刑部少輔となり、政經は、七郎と稱し、勇名ありて、修理亮・彈正少弼となれり小笠原家譜。

譯文大日本史卷の二百七終

譯文大日本史卷の二百八

列傳第一百三十五

將軍家臣十八

鹽冶高貞
佐佐木高氏
佐佐木氏頼
細川頼之

鹽冶高貞、出雲の人にして（伯耆卷・太平記。）隱岐守佐佐木義淸が玄孫なり。父貞淸は、左衞門尉檢非違使となり、始て鹽冶を以て氏となしたり。高貞、檢非違使となり、從五位下に敍し（尊卑分脈。）出雲守護に補せらる（伯耆卷・太平記。）元弘三年、帝の隱岐に在せるとき、北條高時、四方勤王の師起れるを聞き、佐佐木淸高をして行宮を防嚴せしめしに、富士名義綱、密に帝を奉じて兵を起さんことを謀る。帝、義綱をして高貞を曉喩せしめしに、高貞、拘留して還さず（○船上錄に云く、義綱、名和泰長と謀を協せて、王に勤め、泰長、先來りて高貞に說きしに、高貞、肯かずして之を逐へりと。本書と異なり。未だ孰か是なるを知らず。）帝、船上に幸するに及び、近國の將士、大に行在に集る。高貞、義綱と、宗族千餘騎を率ゐて、首として兵を發し（太平記。）八木に至りて進まざりしが、官軍、兵を移して之を擊たんと欲せしに、

高貞、急に船上に至りて罪を謝したれども、官軍、疑ひて內れず、之を城外に置く。伯耆卷。乘輿、京師に還らんとするとき、高貞をして先つこと一日、所部を率ゐて前行をなさしむ。建武の初、帝、馬場殿を高倉に創めしに、高貞、千里馬を獲て之を進めしが太平記。尋で隱岐守に任ぜらる尊卑分脈。二年、中務卿尊良親王に從ひて、足利尊氏を討ち、竹下に戰ひしに、前軍、敗走したれば、高貞、卽ち尊氏に降る。延元三年、脇屋義助、黑丸城を拔きしに、尊氏、高貞を遣はして、出雲・伯耆の戰艦三百艘を發して之を攻めしむ。高貞、將に發せんとするとき、俄に婦禍に嬰りて死す。初め、帝、宮人を高貞に賜ひしが、尊氏が執事高師直、其の姿色あるを見て、數之を挑めども從はざれば、遂に高貞を殺して之を奪はんと欲し、誣ふるに謀叛を以てせしかば、高貞、免るゝこと能はざるを計り、國に據りて拒がんと欲して、其の族三十餘人を率ゐ、佯りて遊獵する爲して、曉に乘じて出で、別に八幡六郎・某山城守宗村等二十餘人をして妻孥を護らしめ、皆間道より奔りて出雲に還りしに、高貞が弟貞泰、之を師直に告げたれば高貞が弟は、佐佐木家譜に據る。師直、卽ち尊氏に告げて、桃井直常・大平義尙・山名時氏及び子師義を遣はし、道を分ちて之を追はしむ。直常・義尙、急に馳せて其の妻孥に播磨の陰山に及びたれば、六郎等、子女を民屋に匿して還り鬪ひ、數十人を殺傷せしに、直常等が兵士、競ひ至りて之を圍む。衆に令して曰く、高貞を獲と雖も、而も、其の婦を失はゞ、執事の意に非ざるなりと。六郎、之を聞き、宗村をして先高貞が妻子を殺さしめ、佯りて高貞と稱し、衆と拒ぎ戰ふこと數刻、乃ち火を民家に

放ち、相偕に自殺す。直常等、焚骸を視て、以て高貞信に死せりとなして、引き還る太平記。時氏・師義、高貞を追ひて山碕に至りしに、一人あり、後より呼びて曰く、吾は、執事の使なり。卿等、宜しく暫く留るべしと。衆、轡を按じて待ちしに、復呼びて曰く、吾、疾く走せて、喘ぐこと甚し。卿等、來りて命を聞けと。時氏父子、馬を下り、數騎を遣はして之を問はしむれば、其の人、笑ひて曰く、吾、實は鹽冶氏の兵來海五郎なり。適外に在りしを以て、主に從ふことを得ざりしが、今、來りて此に死し、以て地下に報ぜんと欲するのみと、直に進みて奮闘し、數人を傷けて自殺す。是に由りて、高貞、逸し去ることを得たり天正本太平記。日暮、時氏、湊川に宿りたりしに、師義、特に十二騎と、夜を冒して之を追ひて、黎明、播磨の賀古川に及びければ、高貞が弟六郎、自ら高貞と稱して、左右六人を率ゐ、還り戰ひて死す。師義、復進みしに、高貞が弟某、三人を率ゐて亦死しければ高貞が弟は、天正本に據る。高貞、遂に脱れて出雲に還る。明日、時氏等至り、國中に令して曰く、高貞、謀叛せり。能く之を殺さんものは、破格に之を賞せんと。是に於て、親族、心を離し、之を殺さんことを謀る。高貞、從騎を散遣して、要害の地を検せしめ、獨木村兼綱と佐佐布山に走りしが兼綱が名は、天正本に據る。宍道郷に至る比ひ、一卒あり、來りて、小君、既に追兵の爲に殺されたりと告げ、言ひ終りて自殺す。高貞、乃ち罵りて曰く、老革師直、我、必ず汝に報いんと、腹を割きて死す。兼綱、其の首を斬りて、之を土中に瘞め、亦腹を潰して高貞が骸を抱きて死せるを、時氏が兵、其の足跡を認め、高貞が首を獲て、之を京師に傳

へたり太平記。　高貞、二子あり、母に從ひて出で、走りしが、長子は、母と同じく陰山に死したれば、八幡六郎、次子を覔めて竊に路傍の僧に託し、攜へて出雲に至らしめたるに、旣に長じて、弓馬に便ひ、佐佐木氏賴に依りしを、宗人、呼びて出雲殿となせり天正本太平記○佐佐木系圖に、高貞、五子ありとなし、且つ其の名を載せたれども、疑ふべし。今、取らず。

佐佐木高氏

佐佐木高氏、近江の人にして、近江守信綱が玄孫なり。曾祖氏信は、京極氏を稱して、對馬・近江の守、檢非違使、祖滿信は、佐渡守、父宗氏は、檢非違使・佐渡守。高氏、四郎と稱して、佐渡守・檢非違使となりしが、北條高時が薙髪するに及び、與に倶に落髪して、道譽と號せり尊卑分脈・佐佐木系圖を參取す。　高時が乘輿を隱岐に遷せるとき、高氏を遣はしゝが、千葉貞胤等と、護送して還りしに、又命じて中納言源具行を柏原に殺さしめたり。　高氏、高時が淫肆日に甚しきを見、竊に足利尊氏に勸めて之を圖らしめ、遂に從ひて歸順せり太平記。　尊氏が東して北條時行を討つとき、高氏を以て先鋒となせり。　官軍、累に捷ちて、時行が兵、退きて箱根を保ちたりしに、高氏、手下の兵五百を率ゐて、赤松貞範と、直に進みて之を敗りければ天正本・毛利家本太平記を參取す。　敵、又退きて相模川を濟り、水を阻てゝ以て待てり。時に、驟雨ありて川方に漲りけるが太平記。　高氏、之を望みて曰く、河を踐りて先登するは、此我が家の世の任なりと。　弟時滿と、十數騎を率ゐて、且つ游ぎ且つ戰ふ時滿が名は、尊卑分脈に據る。　高氏、手づから二人を斬り、遂に東岸に達せしに、諸軍、繼ぎて進み、繞りて敵の後に出で、東西鼓噪して大に之を敗れり天正本太平記。　尊氏が反くや、官軍、來り討ちしに、足利直義、逆へて之を拒がんことを請へるを、尊氏、佯りて聽さず。　高

氏、乃ち上杉憲房・細川和氏と、直義に勸めて軍を發し、矢矧川に至り、吉良滿義・土岐頼遠等と、水を濟り、殊死して戰へり。既にして、諸將、利あらず、退きて鷺坂に戰ひしに、又敗れ、退きて手越に戰ひしが、高氏、身に數創を被り、弟貞滿、戰沒し（貞滿が名は、尊卑分脈に據る。）從者、殆ど盡きたり。乃ち詐りて官軍に降りしが（詐りて降るは、西源院本に據る。）散兵の稍集るに及び、自ら拔きて鎌倉に赴けり。尊氏が兵を竹下に出せるとき、高氏、之に從ひ、足利高經等と先登して、大に官軍を敗れり（太平記。）後、車駕、再び延暦寺に御せしとき、小笠原貞宗、兵を帥ゐて近江に至り、連戰皆捷ち、遂に近江を管領せしに、高氏、尊氏に請ひて曰く、臣が家、世近江守護を襲ひたるに、今、近江を以て貞宗に賜ひたれば、臣、復面目の人を見ることなし。若し本國を以て臣に賜はゞ、則ち、臣、先國中を掃清し、以て坂本の糧道を斷ち、敵をして坐ながら饋饟に困ましめんと。尊氏、之を許す。高氏、乃ち若狹を經て近江に至りて（梅松論・諸異本太平記○見行本太平記に云く、高氏、詐り降り、帝に請ひて近江の守護を得、近江に至り、又貞宗を欺きて守護を領すと。然れども、異本の說、梅松論と合へり。故に今、之に從ふ。）三上山に軍し、延暦寺及び神社の莊園の國中に在るものを豪奪して、家衆に分與し、號して料所となせり。諸國の將領の料所を置くこと、是より始る。是に於て、官軍の親舊の國內に在るもの、率皆離散せり（諸異本太平記。）脇屋義助が來り攻めしを、高氏、兵三千を將ゐて、志那渡に迎へ擊ちしに、官軍、半渡りて、船、多く沙に膠きしかば、高氏、兵を縱ちて、擊ちて之を敗れり。既にして、官軍、糧食益殫き、士卒日に亡げて、支へざるに至れり。鎮守府大將軍源顯家が兵を將ゐて西上するとき、高氏、高師泰等と、黑地川

に逆へ拒ぎしに、顯家、戰はずし南に走れり。正平三年、高師直に從ひて、楠正行を四條畷に攻め、兵二千餘を率ゐて、伊駒山の南麓に陣せしが、正行、諸將と、戰ふこと數合。高氏、度るらく、敵疲れなば、則ち必ず師直が軍に赴かん、宜しく其の進むを縱して、後より掩撃すべしと。既にして、正行が後軍、進みて小旗一揆を攻めて、戰酣なるとき、高氏、乃ち兵を縱ちて山を下り、撃ちて大に之を敗りしかば、正行、遂に戰死せり。太平記。五年、尊氏が西して其の子直冬を撃つとき、高氏、足利義詮に從ひて京師を守れり。時に、足利直義、尊氏に背きて南に走り、尋で出でゝ男山に軍し、桃井直常をして延暦寺に軍せしめ、將に來り攻めんとしければ、高氏、義詮に從ひて西に走りしが太平記・園太暦を參取す。道に尊氏に遇ひ、兵を合せて返りて直義を攻めんとす。高氏、兵七百餘を率ゐて、旗を偃せ笠號を卷きて、中靈山に伏せしが、直常、仁木頼章・細川清氏等と、四條河原に戰ひて交綏けり。高氏、之を瞰て、乃ち山を下り、其の後を掩撃したれば、直常、遂に敗れ退きたり。明日、尊氏、西に走りしに、高氏、之に從へり。尊氏が直義と和を講ずるに及び、復從ひて京師に還れり從ひて京師に還るは、東寺長者補任に據る。已にして、尊氏・直義、外相諧緝して、内猜隙を懷きたりければ、諸將、黨を分ちて、各其の國に還れるに、高氏も、亦近江に歸りぬ。直義が、北のかた敦賀に走るに及び、尊氏、親ら之を撃ちて鏡驛に至れるに、高氏、子秀綱・高秀と、兵三千を率ゐて之に會せり太平記。高秀は、天正本に據る。直義、兵を遣はして八相山に陣せしめ、以て尊氏を拒ぎしかば、高氏、土岐參河守と、險を冒して徑に進みしに、敵、搖動し

ければ、因て奮戰して大に之を敗れり。尊氏、進みて八相山に營し、時滿、澀川直頼と、觀音寺城を守れり。會直義が黨高山伊豫守・上野左京亮、共に鏡山に據り、佐佐木信詮、兵を率ゐて之に會し、勢甚だ熾なりければ、時滿、急を告げしに、尊氏、高氏をして往きて援けしめしが、高氏、舟岡山に至り、信詮と戰ひ、大に敗れて走れるを、敵、追ふこと急なれば、將に自殺せんとせしに、族人加治豐前二郎が兵志田榮重、之を止め、自ら進み鬪ひて死したり。高氏、賴りて脱れ走ることを得て、八尾城を保てり。直賴・時滿、遂に觀音寺城を棄てゝ、尊氏が營に赴きけるに、敵勢、益振へり。既にして、直義、鎌倉に走り、諸軍、皆罷めたり(天正本太平記)。尊氏、京師に還りて、僞りて吉野に降らんことを謀れるに、高氏、赤松則祐と、其の事を贊成せり(園太曆)。尊氏、兵を將ゐて東に出でゝ、直義を窮討せしとき、高氏をして義詮に從ひて京師を守らしめたりしに、七年、官軍、來り攻めしが、義詮、戰ひ敗れたれば、高氏、從ひて武佐寺に走り、尋で從ひて男山を攻めて、之を陷れたり。是の役や、山名師義、力戰せしこと最たりしかば、屢高氏に詣りて賞を義詮に要むれども、高氏、人となり陰忮狡猾にして、己が上に在るものは、常に妬みて之を害し、好みて讒間を行へば、師義が功を忌みて、往往辭するに連歌茶會を以てし、出でゝ見ず、之をして候立して夕に至らしめしかば、師義、大に恚りて、父時氏と、兵を擧げて義詮に背きたり(天正本太平記)。十四年、高氏、義詮に從ひて吉野を犯す。時に、仁木義長、執事たりしが、畠山國淸、諸將に結びて之を殺さんことを圖れるに、高氏、素より義長が權を

擅にするを惡みたりしかば、竊に其の謀に同じたり。國淸、將に諸將と攝津より入りて義長を攻めんとせしに、義長、乃ち兵を勒へて義詮が第を護り、內外を抑絕しけるが、卽夜、高氏、側門より入りて義詮を見て曰く、義長は、衆の惡む所、將軍、焉ぞ之を庇ふことを得んや。然りと雖も、諸將も、亦擧動專恣にして、其の心、測り難ければ、潛に出で以て變を觀るに如かざるなり。臣、旣に馬騎を北門に具へたれば、請ふ、之に乘りて脫れ出でられよ。臣、今將に入りて義長と語り、彼をして覺らざらしめんとすと。乃ち兵百餘を從へて、外より來りて義長に就き、軍事を議して時を移しければ、義詮、因て脫れ去ることを得たり。義長、遂に伊勢に奔りて、吉野に降る。義長が敗れてより、細川淸氏、執事となる。初め、義詮が南侵して尼崎に屯せしとき、近臣、多く攝津守護赤松光範が供頓を闕きたるを以て言をなしゝかば、高氏、乃ち義詮に請ひて、其の職を奪ひ、以て自ら領せんとせしに、義詮、之を聽しゝを、淸氏、高氏を直とせず、數光範が爲に還補を請ひたれども、聽されざりき。備前の福岡は、舊頓宮藤康が領する所なりしが（名は、金勝院本に據る。）事に坐して削られ、赤松則祐、請ひて之を得たりけるに、藤康、後、淸氏に屬して戰功ありければ、淸氏、義詮に其の邑を還し賜はんことを請ひしに、義詮、之を聽したれども、則祐は、高氏が壻たるを以て、其の勢を恃み、命を拒ぎて從はざりき。加賀守護富樫高家死して、子竹童丸、幼なければ、高氏、其の守護を奪ひて、以て女壻斯波氏賴に與へんと欲せしかども、淸氏、肯かずして、義詮に請ひ、仍て竹童丸を以て守護となせり。

高氏、數清氏が爲に沮抑せられしを憤り、之に報ゆることあらんことを思ひたりしに、會義詮、清氏に命じて、其の宅に七夕宴して、七百番歌合をなさしめけるを、清氏、大に喜びて、心を盡して經營したりしが、高氏、之を聞き、宅中七所に七番菜・賭物七百名・本非茶七十椀を設けて、以て請じけるに、義詮、更に高氏に就きて飲せんとせしかば、清氏、大に憤恚したり。時に、清氏、其の二子に八幡宮に冠せしめたりけるが、八幡宮は、源氏の宗祀する故、故を以て、義詮、其の異志を蓄へたるを疑ひければ、高氏、之を聞きて以爲らく、便を得たりと。會妖僧志一、鎌倉より至りて、數高氏に謁せり。高氏、問ひて曰く、頃間、何等の施主をか得たると。志一曰く、相模守殿、禱らるゝ所ありけるに、願書を以て託せられ、嚫錢十萬を得たれば、稍以て旅食に資せりと。高氏、逼りて其の書を求め、伊勢某に憑りて之を義詮に示さんとせしに、伊勢、其の義詮死し、基氏滅び、已天下を有たんの言あるを以て、清氏が所爲に非ざるかを疑ひ、匿して通ぜざりしに、會義詮、疾に嬰りしかば、高氏、入りて見て曰く、清氏、將軍を詛へるを、知られたりやと。曰く、未しと。伊勢を召して其の書を進めければ、義詮、大に懼れて、命じて解禳を修し（解禳は、天正本に據る。）因て、清氏が必ず八幡宮に納むる所あらんを度り、諸を宮司に訊ねしに、果して願書を得たり。其の文、一に志一に與へたるものゝ如くなりき。然れども、當時より、皆其の手書に非ざるを疑へり。義詮、是より、高氏と、日に清氏を誅せんことを謀りければ、高氏、禍の及ばんことを恐れ、俄に疾と稱して、有馬溫泉に赴きしが、

數日にして、義詮、遂に兵を發して新熊野に據る。淸氏、歸順して、官軍を率ゐて義詮を攻めければ、高氏、義詮と俱に近江に走れり。高氏、走るに臨み、居宅を淨掃し、名書畫・珍玩・酒食を陳ね、二門僧を戒めて以て至るものを勞はしめんとしたりしが、既にして、楠正儀、其の宅に駐りければ、門僧、出で迎へて曰く、高氏、謹みて酒肉を具へ、以て從者を犒ふと。正儀、大に悅べり。淸氏、宅を燬かんと欲せしに、正儀、之を止め、更に酒肉及び鎧一・副刀一枚を留めて去りければ、人、謂ひけらく、高氏が高手、一賭して正儀が刀鎧を贏たりと。高氏、尋で義詮に從ひて、京師に還れり。淸氏が敗れてより、足利高經、政事を管りしが、高氏、又高經と事を以て相銜み、遂に佐佐木氏賴・赤松則祐等と、詭譏を設けて之を構へたれば、高經、北のかた越前に走れり。義詮、兵を遣はして之を攻めしめしに、高經、園中に死せり。蓋し、義詮が世を終ふるまで、兵革の熄まざりしは、皆高氏に階る。然れども、每に規避に巧にして、竟に禍を免れたり。且つ尊氏が兵を揚ぐるや、諸將、大抵、觀望して、反覆し易かりけれども、高氏が闔族のみ、攀附して終始渝らず、子弟、多く爲に死を效せり。尊氏に勸めて北條氏を圖りてより、東西の征行、未だ嘗て從はずんばあらざりしが、智略ありて、兵機を諳じ、功、最も多きに居たり。故を以て、寵遇優厚にして、當時、之に如くものなかりき。義詮が征夷將軍に拜せらるゝや、源賴朝が三浦義澄をして將軍の宣を鶴岡に受けしめたる故事を用ひて、家世忠厚なるものを擇びて受宣使となしゝに、乃ち高氏が孫秀詮を以て之となしければ、人、皆之を

榮とせり。而るに、高氏、功を恃み豪縱にして、忌憚する所なかりき。一時、武人、擅に人の田園を奪ひ、百姓を朘削し、公卿を陵轢し、競ひて奢侈を以て相侚びしが、高師直より後は、高氏、之が魁たりき。興國中、鷹を西郊に放ちて、還るに方り、奴を遣はして妙法院の楓樹の枝を折らしめけるを、院主亮性法親王、人をして呵り止めしめけるに、奴、大に侮弄して、更に巨枝を折りければ、宿直の僧、倶に撻ちて之を逐へり。高氏、怒りて曰く、何者の門主ぞ、敢て爾く人を辱しめたると。卽夜、子秀綱と、三百人を率ゐ、火を縱ちて院を燒きしかば、院衆、狼狽して、悉く捕縛斬傷せられ斬傷は、天正本に據る。法親王は、跣走して僅に脫れ、弟子亮仁法親王は、牀下に匿れたりしを、秀綱、引出して之を撻ちたり亮性・亮仁は、諸門跡譜に據る○異本太平記に曰く、秀綱、亮仁を害せりと。皇胤紹運錄・諸門跡譜に、竝に蚤世となせり。未だ孰か是なるを知らず。延曆寺、之を光明院に訴へ、尊氏に告げて、高氏父子を得て甘心せんことを請ひければ、光明院、心に其の奏を可かんと欲したれども、然れども、縉紳、處斷あるを得ざりしかば、尊氏に命じて罪を議せしめたれども、尊氏、直義、置きて問はざりき。明年に至り、延曆寺の僧徒、謀りて將に日吉の神輿を奉じて闕に入らんとしければ、尊氏、已むことを得ずして、奏して高氏が死一等を減じ、上總の山邊郡に流せり○天正本に、武射郡に作れり。高氏、日吉神の猿を愛するを以て、發するに及び、家士三百餘人をして、蔽腰・負靫に皆猿皮を用ひ、各籠鶯を提げ、祖送して近江の國分寺に至らしめ、止舍する所ごとに、盛に聲妓供帳を設けたり。未だ幾ならずして、赦されて還り、又在京の豪貴六十三人と、遞に茶會を爲し、椅に負り、錦綉

を披、虎豹の皮に坐して、盤を爲ること方五尺、殺果綺錯して、以て食前方丈に擬し、酒三行にして、乃ち茶を鬭はするに、賭物各百副、金香衣帛細鎧裝刀の類、倚積すること山の如くにして、因て俳優娼妓を縱ちて之を取らしめたり。又奕を鬭はするに、一賭數千貫（太平記。）其の家、毎夜燒く所の燭涙は、例に門僧の支俸に充てたり（季瓊日錄。）後、還りて近江に居りしが（常樂記。）文中二年、死す。年六十八（佐佐木系圖・後深心院關白記・花營三代記・常樂記。年六十八は、系圖に據る。）子は、秀綱・秀定（今、太平記に從ふ。秀定は、一に宗に作れり。）高秀（佐佐木系圖。）秀綱は、檢非違使・左衞門尉・近江守に任じ、從五位下に敍せられ、侍所別當となる（佐佐木系圖・太平記。左衞門尉は、系圖に據る。）正平八年、山名時氏、義詮を攻め、後光嚴院の東坂本に幸するとき、義詮、秀綱をして護衞せしめたり。既にして、義詮、戰敗れて、後光嚴院を奉じて美濃に如けるとき、秀綱、後拒となりしに、官軍堀口貞祐、堅田の鄕兵を率ゐて之を邀へしが、秀綱が嚮に妙法院を焚きたるを以て、眞野浦の鄕兵、之を望みて、謂て曰く、此山門の讎なりと、山澤に依りて亂射しければ、秀綱、遂に戰死せり（太平記。）秀定は、四郎左衞門と稱し、正平三年、高師直に從ひて、大和の水越に戰死せり（常樂記・尊卑分脈を參取す。）高秀は、五郎左衞門と稱せり。二兄、先死したれば、高秀、因て高氏を繼ぎ、治部少輔・能登守・大膳大夫に任じ、從五位下に敍せられ（佐佐木系圖。）侍所別當となり（太平記・花營三代記。）元中八年冬、堅田に戰死せり（常樂記・佐佐木系圖を參取す。）秀綱が子秀詮は、從五位下に敍し、檢非違使・左衞門尉に任ぜられ（尊卑分脈。）近江判官と稱したり。秀詮が弟氏詮は、次郎左衞門と稱す。正平中、高氏、赤松光範に代りて攝津守護となり、秀詮・氏詮を遣はして、往きて之を守

らしめたりしが、楠正儀・和田正武、來り攻めければ、秀詮・氏詮、兵千餘人を發し、神崎橋に據りて之を拒がんと欲せしに、守護代吉田嚴覺、氣を盛にして、言て曰く、前守護、怯懦にして、動もすれば侵掠を被りしは、尊公が代り鎭めらるゝ所以なり。今日、南軍、死を送るに、安ぞ復前守の所爲に效ふを得んや。直に須らく突戰して之を殲すべしと。秀詮・氏詮、之を然りとし、兵を率ゐて進みしに、途に牧童に遇ひけるが、告げて曰く、和田氏の軍五百許、方に渡邊橋を過ぐと。嚴覺、笑ひて曰く、楠家の軍を縱ちて川を濟らしめ、將に併せ撃ちて之を殲さんとすと、馬に飮ひて息ひしに、正儀、諜して之を知り、數卒を遣はし、行きて呼ばしめて曰く、敵、西より來るに、何ぞ神崎橋を守らざると。秀詮・氏詮、乃ち軍を回して西に還らんとするに、路を夾みて皆淖淤にして、伏兵、左右より起りて、射ること雨の如くなれば、衆、亂れて、且に平地に就かんとするに、官軍、兵を縱ちて之に乘じければ、我が軍、大に潰え、嚴覺、先橋を渡り版を撤して走れり。秀詮・氏詮、踵ぎて至りしに、渡ること能はず、廻り戰ひて死せり太平記。嚴覺、後、秀詮が子某を奉じて高秀を廢せんことを謀りしが、高秀、覺りて之を殺せり後愚昧記。

佐佐木氏頼、高氏が族弟なり。曾祖泰綱は、左衞門尉・檢非違使となり尊卑分脈。壹岐守を兼ね東鑑・尊卑分脈。父時信は、左衞門尉・檢非違使となりて、六角氏を稱したり尊卑分脈。元弘の亂に、北條時益等に從ひて、屢官軍を禦ぎしが、六波羅敗れて、足利尊氏に降れり太平記。氏頼、近江守護に補せられ太平記・後愚昧記。

檢非違使となる尊卑分脈。尊氏が反きしとき、氏賴、尚幼なかりしが、觀音寺城に據りて之に應じたり。長ずるに及び、毎に尊氏に從ひて戰功あり。正平中、尊氏が、弟直義と兵を構へたるとき、氏賴、中立して依倚する所なく、避けて西山の側に居り、薙髮して、名を崇永と改め、子義信が幼なきを以て、弟信詮に命じて守護の事を攝せしめたり太平記。天正本太平記を參取す。後、足利直冬・足利高經等が尊氏を京師に攻むるとき、氏賴、尊氏に應じて、細川淸氏等と禦ぎ戰ひしに、淸氏、創を被り、軍、殆ど敗れんとせしを、氏賴、力め戰ひて、遂に破りて高經を走らせ、尋で足利義詮に從ひて吉野を犯し、平石城を拔きしが、軍、還りて、畠山國淸・仁木義長と兵を構へたり。氏賴、嘗て高山氏を滅しければ、義詮、功を賞して、悉く其の故地を與へたりしに、義長、指して己が舊封となし、強て之を奪へり。氏賴、之を憤み、因て國淸と謀を通ぜしなり。義長、伊勢に走りしが、其の叔父義住、兵二千を率ゐて、近江の葛木山に據り、將に進みて市原城を攻めんとせしかば、氏賴、兵三百を以て、河水に沿ひて、三陣を作り、以て待てり。而るに、義住、其の兵の寡きを侮り、兵を縱ちて競ひ進みしに、氏賴、迎へ戰ひて大に之を敗り、將士を斬獲すること五十餘人、首を京師に送りしかば、義住、出で降れり太平記。延暦寺の僧徒、日吉の神輿を奉じて京師に入り、南禪寺の僧妙葩を訴へたるとき、後光嚴院、氏賴及び族人黑田高滿に命じて族人は、尊卑分脈に據る。東北の門を分ち衞らしめしに、僧徒、來りて北門を犯し、宮庭に亂入したれども、土岐直氏等、神を畏れて敢て進み戰はざりけるに、氏賴、力め鬪ひて之を卻け、殺

傷すること數十人なりければ、後光嚴院、手書を賜ひて褒美したり後愚昧記・花營三代記。日吉神輿入洛記・續正法論を參取す。建德元年、死す佐佐木系圖・常樂記・義堂日工集○花營三代記に、天授三年に作れるは、誤なり。年四十五義堂日工集○佐佐木系圖に、三十五に作れり。子は、義信・滿高。義信は、早く死し、滿高は、左衞門尉・備中守となり、檢非違使を兼ねたり。氏賴が弟信詮は○天正本太平記に、定詮に作れるは、誤なり。山内氏を稱し、左衞門尉となり、檢非違使を兼ねたりしが尊卑分脈・佐佐木系圖。足利尊氏・直義が、兵を構へしとき、信詮、直義に屬し、觀音寺城を攻めて之を取り、兵勢、大に振へり天正本太平記。既にして、直義、尊氏と和を講じて鎌倉に歸りしかば、信詮等、兵を徹して、各其の國に歸りたりしが、直義が死するに及びて、足利義詮に屬したり太平記。

細川賴之、彌九郎と稱し、賴春が子なり。人となり端厚にして謀略あり、好みて書を讀み、詩歌を作りしが、右馬頭となり、從四位下に敍せられ尊卑分脈・細川家譜・太平記・細川賴之記。每に足利尊氏に陣間に從へり。既にして、備中に往きて山陽を鎭撫す。正平十七年、細川淸氏が足利義詮に畔きて讃岐の白峯城に據り、以て官軍に應ぜしとき、賴之、兵六百餘を率ゐて之を攻め、歌津に屯したりしに兵六百は、異本に據る。淸氏が其の不備を襲はんことを慮り、其の母を遣はして、之を紿きて曰く、將軍、誤りて羣小の言を信じ、足下をして今日の擧あらしめたるは、吾、深く其の逼られて然るを知るなり。然れども、故左大臣殿より來、仁木・細川兩氏を謂て股肱となし、委託せらるゝこと固より重きに、今、足下、遽に親と功とを棄てゝ、忍びて干戈を尋ひば、天下後世、其之を何とか謂はん。足下、若し能く圖を改

めて來り歸せば、則ち領國已下の事、一に前日の如くならんこと、吾、足下の爲に之を保せん。必ず事端に假託して、志を天下に逞しくせんと欲せば、卽ち吾の知る所に非ず、姑く備中に退きて足下の鋒を避けんのみと。淸氏、頗る之に惑ひ、往復して日を涉りしに、城壁已に完く、兵衆來り集りければ、賴之、終に絕ちて與に通ぜず、相持すること數月、其の糧食の日に乏しく、勢の漸く窮蹙するを料り、卽ち部將新開眞行に命じ、陽に進みて西長尾城を攻むる爲して、火を沿道の民家に縱たしめ、以て淸氏が軍を致しゝに、淸氏、果して兵を分ちて之を救はんとしければ、眞行、陣を結びて相持し、夜、捷徑を取り、還りて白峯に至れるに、賴之、自ら兵を引きて之に會し、夾み攻めて城を破り、遂に淸氏を斬りたり。西長尾の守將も、亦援を失ひ、城を棄てゝ走りければ、賴之、因て讃岐に留りて、四國を懷輯せしに、中國の人、來り歸するもの亦衆かりき。（太平記。） 二十二年、義詮、疾病なれば、子義滿をして政事を視さするに、其の尙幼なくして負荷に堪へざらんことを慮り、愼みて委託の人を擇びしに、足利基氏、賴之を薦めて執事となしければ、當事、其の人を得たるを賀せり（後愚昧記。細川家譜。細川賴之記・太平記を參取す。） 義詮、終に臨みて、賴之に謂て曰く、我、一子を卿に遺す、幸に能く之を輔けよと。又義滿に謂て曰く、我、一父を汝に遺す、謹みて其の敎に違ふこと勿れと（細川家譜。） 賴之、是に由りて、深く輔導せんことを思ひ、夙夜黽勉して、以て寢食を廢するに至り、士の學行醇篤にして、兼て武事に長ずるものを選び、薦めて以て師友に充て、日に啓沃善道し、乃ち隱逸の士の、苟くも以て其の匡益に資すべ

きものに至るまで、必ず勤勤として之を擧げたり〔細川頼之記・臥雲日件錄・空華集を參取す。〕又自ら戒法五章を著して、以て一時に頒ち與へたるが、一に曰く、主の好に阿ることを戒めよ。二に曰く、親を掩ひ疎を訐き、好みて仇家を誣陷することを戒めよ。三に曰く、善を善とせず、惡を惡とせず、愛憎を用ひて人を是非し、及び外和柔にして內實は險害に、外澹泊にして內實は多欲に、自ら驕奢を縱にして、禮法に拘らざらんことを戒めよ。四に曰く、功なくして賞を邀め、才なくして祿を貪り、私に狥ひて公を忘るゝことを戒めよ。五に曰く、動もすれば同列の美を掠め、自ら其の進用を冀ひ、及び賄賂を受納して、妄に非才を薦むることを戒めよ。凡そ人其の法を犯すものあらば、貴賤となく親疎となく、互に相告發することを聽す。告げんものには、則ち大に賞あらんと。書して以て義滿が師友に授け、以て標準となして、人物を伺察したり。頼之、猶姦邪の未だ息まざらんを憂へ、乃ち髡者六人をして、禮服を著、巽巾・大刀して、義滿及び諸將士と游狎し、詼諧歌舞して巧に其の意に迎合せしめ、名けて童坊と曰ひ、又姦坊と曰ひ、士大夫の其の行に類するものあれば、則ち、頼之、密に親む所に憑り、指して童坊となして、衆もて之を辱めければ、士大夫、往往之を恥ぢて、節を折るもの頗る多く、諂諛の風、大に改りぬ〔細川頼之記。〕義滿が首服を加ふるに及び、頼之、冠を加へ、其の日、武藏守に任ぜられたり〔花營三代記。〕建德二年、義滿、楠正儀をして、河內に還りて吉野を圖らしむるに、頼之、諸國の兵を發して之を援けんことを請ひければ、諸將、以爲らく、正儀、自ら河內を保つこと能はずして來り奔れるを、矧や、南

に嚮はゞ、必ず利なからんと。義滿、之に從ひければ、頼之、言の行はれざりしを恥ぢて、職を辭し、退きて西山の西芳寺に居りしに、義滿、親ら臨みて之を起たしめ、其の養子頼元を遣はし、兵を率ゐて正儀を援けしめたり。諸軍、屢王師を敗りて、神器の京師に復れるは、蓋し斯の擧に本けりと云ふ後深心院關白記。花營三代記を參取す○按ずるに、細川頼之記に云く、時人、頼之を畏れ憚ること、義滿に過ぎたりければ、頼之、深く之を憂へ、義滿をして其の威權を收めしめんと欲し、密に義滿と謀り、衆會の日、故に己を譴責せしめ、因て陽に懼れて職を解き、退きて丹波に居りしが、義滿、人を遣はして之を徵したりと。今、取らず。尋で相模守に轉ぜしが、義滿、稍、頼之が權の盛なるを忌めるに、左右、因て之を離間したり。義滿、益之に惑ひ、天授五年夏、命じて頼之が職を罷めて、讚岐に遣り還しゝに、頼之、深く小人の退け難くして、大功の終に立たざるを憾み、發するに臨み、剃髮して、名を常久と改め、詩を賦して志を言へり、曰く、人生五十愧レ無レ功、花木春過夏已中、滿室蒼蠅掃難レ去、起尋二禪榻一臥二淸風一と。義滿、遂に兵に命じて之を討たしめんとせしが、自ら悔いて止みぬ細川系圖・花營三代記を參取す。既にして、深く其の功を思ひ、復相見んと欲せしが、嚴島に如くに及び、頼之に命じて、舟を讚岐に具へしめ、因て過りて之を見、與に共に嚴島に到れり足利義滿嚴島詣記。元中八年、遂に頼之を召して還らしめしに、適、備後大に亂れければ、頼之を遣はし、攻めて之を平げしめしが、軍還りて、頼元を以て執事となし、頼之に命じて、參懷して事を決せしめたり。其の親信せらるゝこと、故の如くなりければ、天下の人、再び其の治を望みたり東寺長者補任・明德記を參取す。既にして、山名氏淸・山名滿幸、義滿に叛き、來りて京師を攻めければ、義滿、頼之等を徵して軍事を議し、頼之及び頼元等をし

て、内野に陣して之を拒がしめ、大に戰ひて滿幸を走らせしが、氏清も、亦敗死せり。明年、賴之、疾革り、賴元をして義滿に言はしめて曰く、頃年、山名氏强梁にして、動もすれば節制に違へば、臣、命の未だ終らざるに及びて、之を芟除せんと欲すること久しかりしに、今、幸にして已に誅に伏せり。天下、誰か敢て將軍の令を拒むものあらん。臣、死して以て瞑すべきなり。但、臣、蒙昧を以て久しく重職を辱なくしたれば、常に堪へざらんことを恐れたりき。唯將軍、善く之に處せられよと、言ひ訖りて死せり明德記。時に年六十四細川系圖○常樂記に、六十九に作れり。義滿、幼より其の保育を蒙り、長ずるに及びて、益〻之を敬重し、事、巨細となく聽從せざるはなかりしかば、其の初政の美なりしは、皆賴之が輔佐の力に因れり。卒するに及び、義滿、大に驚き、之を哭し、親ら其の葬に臨み、柩を扶けて之を送り、又手づから佛經を寫し、以て冥福を薦めたり。賴之が家臣に三島外記といふものありて、壯勇にして謀あり、兼て武伎に長じたりければ、賴之、甚だ之を愛し、引きて共に事を議し、待つに賓友の禮を以てせしかば、三島、深く其の恩に感じ、賴之が死するに及び、腹を刳りて之に殉せり。其の人心を得たること、此の如くなりき明德記。賴之、子なければ清和源氏系圖○尊卑分脈に、賴之が子基之を載せたれども、詳に其の履歷を書せず。而して、滿之が子に、亦基之ありて、詳に其の履歷を載せたれば、則ち其の賴之が子となせるは、誤ならん。故に今、本書の說に從ふ。弟賴元・滿之を養ひて子となしたり。賴元は、始め名は賴基、右馬助・右京大夫となり、從四位上に敍せられ、義滿が執事となりしが尊卑分脈。吉野を犯し、山名氏清を拒ぎて、並に功ありければ、義滿、予ふるに丹波を以てせり花營三代記・明德記を參取す。子孫、世襲ぎて執事

高師直

となれり。滿之は、阿波守・兵部少輔より備中守護となれり尊卑分脈。

譯文大日本史卷の二百八終

譯文大日本史卷の二百九

列傳第一百三十六

將軍家臣十九

高師直　弟　師泰　師冬

高師直、右中辨高階峯緒が後なり。峯緒九世の孫惟眞、單に高氏を稱し（高階系圖）。子孫、世足利氏に事へたり（太平記）。父師重は、右衞門尉となれり（系圖）。師直、尊氏が執事となり、右衞門尉に任ぜられ、元弘中、尊氏が兵を起すや、從ひて六波羅を滅し（太平記）、尋で武藏守となれり。延元元年、尊氏、兵を稱げて闕を犯せるに、又從ひて延暦寺の僧徒を伊岐洲社に撃ちて、之を破り（太平記・梅松論）。尋で權大納言藤原師基を西山の峯堂に敗り、又中納言藤原隆資を東寺に拒ぎ、利あらずして退きしが、會土岐頼直、來り援けたれば、師直、復出で戰ひて之を破れり。三年、左近衞少將源顯信を男山に圍みしとき、顯信が兄鎭守府將軍顯家、界浦に屯したれば、師直、計るらく、和泉・河內は、本より官軍に屬せり、顯家、彼に在りて、和田・楠の諸將と謀を連ねば、其の勢、制し難からんと。乃ち精兵を簡び、顯家を安部野に襲ひて之を殺せり。時に、脇屋義助、北國の兵を發して、將に尊氏を攻め以て男山を控援せんとしければ、尊氏、師直を召して速に歸らしめたるに、師直、顯信が、後を踵まんことを慮

り、間を遣はして、火を男山の神殿に放たしめ、悉く其の資糧を燒きしかば、義助、逗撓して進まず、官軍、勢孤に糧盡きたり。太平記。師直、又擊ちて左近衞少將源持定・源家房が軍を敗りければ、院家雜記・元弘日記裏書。顯信、力竭きて河內に走り、義助も、亦兵を引きて歸りぬ。正平二年、細川顯氏・山名時氏、楠正行と戰ひて大に敗れ、明年、正行、進みて京師に赴かんとしければ、尊氏、師直に命じて、往きて之を拒がしめたるに、師直、兵六萬を以て四條畷に至りて、士卒を部分し、佐佐木高氏・武田氏信氏信は、武田系圖に據る。縣下野守等を、各一隊の將となし、自ら大軍を以て後に居たり。下野守、正行が前隊と合ひ、敗れて退きければ、氏信、進みて其の後隊と接戰し、高氏等、精兵を縱ちて突擊し、大に之を破りしに、正行、特に敢死の士三百を以て銳進せしかば、師直が前隊細川清氏・仁木賴章等、交進み戰ひて皆敗れたり。正行、勝に乘じて奮鬪しければ、將士、披靡して退走しけるを、師直、奮勵して曰く、師直、此に在り。卿等、我を棄てゝ去りなば、何の面目ありてか將軍を見んと。衆、稍定りぬ。正行、目を師直に注ぎ、徑に其の營を衝きしに、上山六郎左衞門高元、自ら師直と稱し、手づから五人を斬りて戰死したれば高元は、常樂記に據り、五人は、天正本に據る。正行、其の首を獲て、傳へ弄びしに、師直、間に乘じて、脫れ走れり。正行、師直が死せざるを知りて、之を誘致せんと欲し、逡巡して斂め退きけるを、師直は、覺りて追はざれども、高師冬、兵を出して尾擊せしに、正行、返り戰ひて之を破り、復進みて師直に趨き、相距ること數十步。師直が軍士、星散して、左右、僅に七八十騎。須須木四郎諸本太平記に、

丹二郎に作れり。遺矢を收拾して之を射ければ、正行等、身、數箭に中りて、進むことを得ず、悉く相刺して死せしかば、師直、遂に進みて吉野を犯し、火を行宮に縱ちて還りぬ。是の役や、高元、師直に從ひて軍に在りしが、適〻常服して師直が營に詣りしに、俄にして、正行、突き至りければ、高元、倉卒、歸營に暇あらず、便ち師直が甲を取りて之を著たるに、師直が從士、怒りて之を挽き止めけるが、師直曰く、此は是、今日、我に代りて死なんとするもの、則ち萬金の名甲と雖も、亦何ぞ愛まんやと、顧みて高元を獎めて之を遣りければ、高元、深く其の言に感じ、遂に代りて死したりと云ふ。師直、屢〻戰功を建て、復素より尊氏が爲に親任せられて、威權比なく、宗族・舊將と雖も、其の嗔笑を視て、以て喜懼をなせり。性、亦驕淫奢侈にして、擅に兇威を張りて、其の巨毒を逞しくしければ、怨苦するもの多かりき。嘗て故護良親王の生母の宅に就き、增加修築して焉に居たりしが、門宇殿廊、宏麗にして相臨みたりき。又多く諸王・公卿の子女を奪略し、數所に分ち匿して、夜ごとに就きて淫しければ、京師、之が爲に語りて曰く、執事、宮を巡るに、神、享けざることなからんと。二條前關白の女弟に逼りて、子師夏を生みしが太平記。之を久しくして、情好稍衰へしに、女も、亦武人に伉儷するを以て、心常に樂まざりければ、大納言藤原冬信、密に書を贈りて之を挑みしを、師直、聞きて大に怒り、潛に人を遣はし、火を放ちて其の第を燒かしめければ、冬信、僅に免れたり天正本太平記。鹽冶高貞が妻、姿色ありしが、師直、百計之を挑めども、聽かざりければ、乃ち高貞を陷れて以て其の妻を

奪はんと欲し、遂に其の反を誣ひしに、高貞、家を挈げて出雲に走りけるを、師直、怒りて曰く、恨むらくは、早く發せずして此の美女子を失へりと。遽に尊氏に請ひ兵を發して之を追ひ、且つ囑すらく、必ず其の妻を生致せよと。追兵、之に及びて、高貞が妻、途に死せしかば、高貞、出雲に至り、之を聞きて、亦自殺したり。其の淫虐なりしこと、率此の類なり。上杉重能・畠山直宗、師直と協はず、毎に其の爲す所を疾み、數之を直義に言へども、直義、聽かず。是より先、尊氏、政を直義に委ねしが、直義、常に僧妙吉に敬事しければ（本書に、吉に作れるは、誤なり。今、鎌倉大草紙に據る。）公卿・將士、施捨奔走し、一時都を傾けたり。師直兄弟、常に之を姍笑して曰く、此の僧、何等の才學ぞやと、未だ嘗て一たびも其の門に造らず、或は之に路に遇へども、騎して過ぎて顧みざれば、妙吉、之を銜み、語次、輒ち師直を毀れり。直宗・重能、因て益其の説を進めければ、直義、之を納れ（太平記。）從子直冬を以て中國探題となして、外援に備へたり（園太暦・太平記。）直義、事に託して師直を召し、之を收へんと欲するに、粟飯原清胤等、始め、其の謀に與りたりしが、中ごろ更に圖を改め、師直が客次に就くに及び、清胤、之に眴して變を示しければ、師直、覺りて逃れ歸りしに、其の夜、清胤、師直に詣りて、悉く其の計を告げたり。師直、是に由りて、疾と稱し、兵を集めて防衛し、師泰が方に楠正儀と石川河原に相持したりけるに、師直、乃ち使を遣はして師泰に報せしかば、都下、繹騷せり。赤松則村が子則祐等、兵七百を以て首として師直を救ひしに、師直、慰勞して曰く、三條殿、我が族を夷げんことを謀らるゝに、事、已

に喉に逼りぬ。我、故に、將軍に告げ、甲を起して讒者を誅せんとす。將士、多く我に屬すれば、京師は、以て虞と爲すに足らざるなり。但右兵衞佐殿、中國に在せば、必ず兵を引きて來り援けられん。請ふ、此を以て公を勞せんと。因て、寶刀の懷劒と名けたるを贈りしに、則村、播磨に歸りて、中國の路を遏め、以て直冬が援軍を斷てり。既にして、山名時氏・今川賴國・細川淸氏・仁木賴章・土岐賴康・佐佐木秀綱等、變を聞きて來り集り、其の餘、黨附するもの甚だ多く、兵、無慮五萬。尊氏、大に懼れ、直義を召して共に謀る。時に、將士の直義に應ずるもの僅に七千、從ひて尊氏が第に至りしに、其の寂閴として兵備なきを視て、稍稍離畔を懷き、往往亡げて師直に歸し、留るもの僅に千人。師直、勢益猛く、乃ち兵を進めて尊氏が第を圍みしに、尊氏、人をして責めしめて曰く、汝、事に託して以て我を圖らんと欲するかと。師直、對へて曰く、臣、他あるに非ず。今日、惟讒者を獲て以て臣が罪なきを明にせんと欲するのみと、兵を麾きて逼りければ、尊氏、已むことを獲ずして、直義が政務を停め、重能・直宗を放流したり。是に於て、圍を解きて退き、兵を遣はして妙喆を捕へしめしに、妙喆、先已に逃れて、之く所を知らざりしかば、又中國の兵士をして直冬を攻めしめたり。尊氏、子義詮を以て直義に代へしが、師直、仍執事たり。初め、直義が政務を執るや、師直、頗る其の嚴正を憚り、未だ敢て惡を縱にせざりしが、是に至りて、直義、擯廢せられ、内外の事、一に己に出づるより、驕肆益甚しく、遂に逼りて重能・直宗を謫所に殺し、又直義を殺さんと欲したれば、直義、

怖畏し、剃髪して屏居せしに、師直、命じて嚴に其の外交を遏めたり太平記。五年、義詮に從ひて土岐頼明を攻め、之を虜にして歸る園太暦・祇園執行日記・天正本太平記。是の時、直冬、筑紫に在るに、石見人三角入道、兵を起して之に應じたれば、師泰、往きて攻むれども、數月克たざれば、兵士の直冬に應ずるもの日に多く、西土、大に擾れたり。尊氏、遣はして鎭むべきものを問へるに、師直曰く、將軍、親ら往かるるに非ずんば則ち不可なり。何となれば、鎭西の人士、皆謂らく、將軍、右兵衞佐殿と、外相攻むと雖も、内或は然らじと。是を以て、疑を持して觀望せり。今、將軍の至らるゝを聞かば、則ち、衆、向背する所を知りて、一時に必ず潰散せんと。尊氏、之を納れ、日を刻して將に發せんとせしに、師直、機に乘じて直義を殺し、以て後害を除かんと欲したれば、直義、卽夜、出亡したり太平記。師直、先直義を索めて後發せんと請ひけるに、尊氏、聽さゞりき園太暦○太平記に曰く、直義、出亡せしかば、諸將、師直が第に聚り、暫く京師に留りて、之を索めんと請ひけれども、師直、聽かずして、明日、尊氏と倶に發したりと。既にして、師直、直義が内侍原好專が許に在りと聞き、尊氏に勸めて、書を好專に遣りて之を圖らしめければ、直義、走りて越智伊賀守に依り、遂に罪を謝して歸順したり。是に於て、將士の怒を蓄へたるもの、悉く往きて之に應ぜり天正本太平記。明年、尊氏、備前に在りて、直義が兵を起せるを聞き、將に軍を回して之を擊たんとす。師直、使を遣はして師泰を召し、子師夏をして留りて備前に屯し、師泰が至るを竢ちて、倶に還らしめんとす。師直、乃ち尊氏と兵を引きて還り、桃井直常を京師に攻めて之を破りしに、明日、尊氏が軍、自ら潰えしかば、師直、從ひて播磨に走り、書

寫山を保てり。直義、石塔房賴等を遣はして來り攻めしめけるに、會師泰等が兵至りたれば、共に賴房を光明寺に圍まんとし、尊氏は、引尾に陣し、師直は、泣尾に陣したるに、人、以て不祥となせり。直義、又畠山國淸等をして來りて賴房を援けしめければ、尊氏・師直、之を御影濱に邀へ擊ちて、大に敗れ、狼狽して松岡城に入りしが、城中狹隘にして、兵士塡咽せり。乃ち命じて士卒を出し、城門を閉ぢしに、衆、恚りて曰く、執事、薄情なること此の如し、豈に終に憑るべけんやと、悉く引きて去りぬ。是を以て、將士の城中に在るものも、亦往往逃亡せり。始め、兵二萬と號したりしが、是に至りて、止るもの惟赤松範資等僅に五百餘人のみ。尊氏、師直に問ひて曰く、饗庭氏直氏直は、園太曆に據る。海老名六郞は、在りやと。曰く、先に已に亡げたりと。又問ふ、長井治部・佐竹加賀は、在りやと。曰く、亦已に亡げたりと。尊氏、免るべからざるを度り、師直等と訣せんとせしに、會氏直、畠山國淸が營より歸りて、和の成りたるを告げゝれば、師直、師泰と相議して曰く、將軍をして赤松城を保たしめ、己は、四國に走らんと。又曰く、三條殿、我を怨まること深し。然れども、披削して罪に歸せば、或は免るゝことを得んと。藥師寺公義曰く、在昔、源爲義、剃髮して罪に歸したれども、義朝、子を以てしてすら、尙之を全くすること能はずして、竟に血を僧衣に灑ぎぬ。公、今日、縱僧となりて出でゝ降らるとも、豈に全を獲らるゝの理あらんや。適以て辱を取るに足らんのみ。若し夫四國に走らんと欲せば、須らく舟楫の具あるべきに、今、船隻辦せず。追兵、適至らば、誰か敢て力

め拒がん。且つ聞く、細川顯氏が大兵、三石に在りと、將軍、赤松に赴かると聞きなば、彼、必ず爲に梗がん。進みて至ること能はず、退くとも亦據を失はゞ、見兵を以て快戰し、以て死生を決せんには如かじと。師直・師泰、首を俛して答へず、惟死を忍びて苟くも免れんことを欲するのみ。公義、泣きて歎じて曰く、途窮り運盡きぬれば、迷ひて復らざること、一に此に至るかと。遂に薙髮して元可と號し、跡を晦して高野山に入れり太平記。 尊氏、直義と、竊に約して、將に師直兄弟を誅せんとするに園太暦。 師直等、猶覺悟せず、髡首して出で降り、師直は、名を道常と改め、師泰は、道勝と改め〇系圖に、道昭に作れり。 衲衣を著、蒻笠を戴き、馬に乘りて尊氏が後に從ひたりければ、衆、彈指して曰く、出家の功德は、應に後生を救ふべけれども、今生は免れ難からんと。師直、尊氏と相及ばんと欲し、袂を擧げ面を掩ひ、疾く馳せて過ぎんとせしに、上杉顯能、其の父讎なるを以て、兵士に命じて馬を驅りて其の前を遮らしめしが、三浦八郎左衞門が從卒二人、慢り言て曰く、汝、何物の僧ぞ、敢て爾く笠を被り面を掩へると、就きて其の笠を褫げば、帽巾、少しく脫げて半面を露せるを、三浦、眉尖刀を揮ひて之を斮れり。師泰、之を見て、將に逸し去らんとせしに、吉江時宣時宣は、金勝院本太平記に據る。槍を抽きて之を刺さんとせしかば、師泰、將に衣中の刀を拔かんとするを、時宣が從卒、鐙を推し、馬より墮して之を斬りしが、宗族十餘人、皆顯能が兵の爲に殺されたり。顯能は、重能が子なり太平記。 四子、師友・師詮・久直・師夏。師友は、豐前守、父と同じく殺され系圖。 師詮は、武藏將監と稱し、師直が死するや、

師詮、逃れて民間に匿れたりしが、山名時氏が足利義詮を攻めしとき、阿保忠實等、師詮を推して將となして之を拒ぎしに、戰敗れて自殺したり。久直は、終る所を知らず。師夏は、武藏五郎と稱し太平記。園太暦を參取す。師直が殺されたる時、年十三、軍士、之を收へて、紿きて曰く、子、生きんことを欲するかと。師夏、父の死を聞きて曰く、嗚呼、我、復何ぞ生くることを用ふることをせんと、遂に殺されたり太平記。年十三は、常樂記に據る。

師直が弟は、師泰、系圖に、兄となしたれども、今、常樂記・太平記に據る。師泰、越後守に任ぜられ系圖・太平記。尊氏が侍所となり天正本太平記。建武二年、從ひて北條時行を討ち、相模河に戰ひて、大に之を敗れり太平記・梅松論。延元元年、別に兵を將ゐて金崎城を攻めしに、瓜生保等、新田義治を推して兵を杣山に擧げたれば、師泰、兵六千を分ち遣はし、之を攻めて克たざりき。明年、保、兵を率ゐて金崎を援けんとせしに、師泰、今川頼貞をして、險を要して逆へ拒がしめ、大に之を敗りて、瓜生保及び里見時成等が首級を獲たり。時に、金崎、圍を受くるの日久しく、城中、糧盡き勢日に蹙りたりければ、部兵、或は師泰に說きて曰く、頃、城中、馬に浴せしめざるは、料るに、糧盡きて馬を食へるならん、之を攻めて拔くべしと。師泰、將士を督して急に攻めしに、城中、糧を絕つこと已に十餘日、士、皆困憊し、兵を執りて戰ふこと能はず、尊良親王及び新田義顯、自殺して、城陷りければ、遂に皇太子を執へて歸りぬ。三年、鎭守府大將軍源顯家、大兵を帥ゐて鎌倉を破り、累に捷ちて進みしかば、尊氏、將士と相議するに、或は云ふ、鎭西に赴き、兵を集めて返り攻めんと。

高師直

或は云ふ、宇治・勢多の二橋を撤して防守せんと。師泰曰く、古より、橋を撤して防守せしこと數なりしも、而も、未だ捷を得たるものあるを聞かず。何となれば則ち、攻むるものは、兵力常に足り、守るものは、地勢自ら限あり。兵力足るものは、氣盛に、地勢限あるものは、氣衰ふれば、敗るゝ所以なり。今、復其の覆轍を蹈まんと欲するは、計に於て、未だ得たりとせず。請ふ、兵を近江・美濃の間に出して、敵を都外に掃はんと。尊氏、之を納る。師泰、兵一萬を將ゐて美濃に至り、黒地・藤河二水の間に陣して、以て必死を示しければ、顯家、進むこと能はず、兵を引きて伊勢に向へるを、師泰、追ひて雲津川に至りしに、克たずして還りぬ（太平記。追ひ至る已下、難太平記・三刀屋文書に據る。）興國元年、尊氏、師泰をして東國を撃たしめければ、仍て遠江に赴き、井伊城を攻めて之を拔けり。既にして、宗良親王、散卒を收めて、復井伊城に據れるを、師泰、又圍み攻むること數月、城、遂に陷りて（保暦間記・鶴岡社務記を參取す。）親王、越後に走れり（李花集。）師泰、既に功を恃みて驕奢なり。嘗て別墅を東山の枝橋に營まんと欲し、菅原氏の墳墓の其の地に在るを以て、之を菅原在登に乞ひければ、在登、移葬を竢ちて之を取らんことを請ひしに、師泰、怒りて曰く、彼、故に之を惜み、辭を爲して以て我を欺くのみと、即ち役夫を遣はして、木を斬り墳を發き、髑髏を遺棄し、遂に其の地に因りて、以て別墅を作れり。人、或は其の傍に榜して曰く、なきひとのしるしの卒堵婆ほりすてゝ、はかなかりける家づくりかなと。師泰、意に在登が所爲ならんと疑ひ、竊に力士を遣りて、在登及び子在弘を刺し殺さしめたり（在弘が名は、菅原系圖・常樂記に據る。）初め、師泰が別

墅を作るや、大納言藤原隆蔭が家士、其の地を過ぎ、役夫の甚だ勞せるを見て、頗る師泰を詬りしに、師泰、聞きて大に怒り、追ひて之を執へ、役するに役夫の服を以てし、土を剗り石を擎かしめ、以て之を辱めたれば、見るもの、之を醜めり。其の凶虐にして忌憚なきこと、率ね此の類なりき。正平三年、楠正儀を攻めて、石川河原に營したるとき、兵を縱ちて、掃部寮及び寺祠の香火の邑を劫奪して掃部寮は、園太暦に據る。悉く之を收め、又浮屠の相輪を取りて、鑄て茶鐺を僞りければ、軍士、亦多く之に倣ひ、凡そ和泉・河内の所在の浮屠、毀破せられざるはなかりき。直義が事起るに及び、圍を解きて京師に還らんとせしに、直義、使を途に使はし、慰諭して曰く、師直、職に稱はざれば、今より、子を以て之に代へんと。師泰曰く、枝を伐りて根に逮すの計、我、已に之を知りぬ。當に日ならずして面啓すべきのみと。乃ち甲士三千・卒七千を率ゐ、各一楯を持たしめ、戎備して京師に入りしが、事、尋で平ぎぬ。五年、三角入道を攻めて、連に其の五城を取りたれば、國内の三十二寨、風を望みて遁れたれども、三角、城に嬰りて固守せしかば、師泰、長圍を築きて之を困めたり。明年、尊氏、直義が爲に破られ、播磨に走りて書寫山を保ちけるに、師泰、兵を引きて返り救はんとし、途に上杉朝定等と戰ひて、之を敗り、進みて尊氏と會し、石塔頼房を光明寺に圍みしが、和議成るに及びて、師直と倶に殺されたり。太平記。子師世は、左近衞將監となりしが、亦父と共に誅せられたり。園太暦。師泰が弟師茂は、駿河守となる。系圖・太平記。尊氏が筑紫に走れるを、菊池武敏、

兵數萬を率ゐて來り拒ぎしに、時に、尊氏が兵、僅に五百許、軍中、震ひ懼れたりしが、會九州の豪族松浦・神田の二氏、尊氏が軍を望み、以て大衆至るとなし、甲を卷きて來り降りけるに、尊氏、其の誠心に非ざらんことを疑ひ、命じて防備に加へければ、師茂、諫めて曰く、人心の反覆、固より測るべからず。然れども、今日、人を得るに非ずんば、則ち何を以てか濟ふことを得ん。設令、彼、復不服を懷けりとも、我、克く誠心を以て之に接せば、何ぞ用を爲さゞらん。將軍、必ず疑を容れらるゝこと勿れと。尊氏、嘉納したれば、是より、歸降相繼ぎ、筑紫、悉く景附せり。後、終る所を知らず。師茂が弟師重は（太平記に、師直が從子となせり。今、系圖に從ふ。）豐前守となり、延元元年、尊氏に從ひて延暦寺を攻め、西坂本に戰ひて大に敗れ、傷を被りて走ることを得ず、遂に斬梟せられたり（太平記。）

師冬、師直が從弟なり。師直が爲に子養せられて（系圖。）參河守となる。延元四年、足利尊氏、東方の未だ降らざるを以て、師冬に命じて、往きて之を擊たしめければ、乃ち兵を將ゐて下總に赴き、近衞少將藤原實寬を駒城に攻め、遂に進みて常陸に入り、准大臣源親房を小田城に攻め（保暦間記・鶴岡社務記・矢部文書・結城文書を參取す。）明年、攻めて常陸の二城を拔き（鶴岡社務記。）夜、駒城を襲ひ、大に之を破りて、實寬を擒にせしが、既にして、親房、兵を遣はして來り攻めければ、師冬、拒ぎ戰ひて利あらず、營を燒きて宵遁れたり（鶴岡社務記・元弘日記裏書・結城文書を參取す。）興國二年、再び兵を發して小田城を攻め、竊に說者を遣はして、小田城主小田治久を招き誘はしめしに、治久、來り降りければ（鶴岡社務記・結城文書・別府文書。）親房、關城に走れり。師冬、進みて之を圍み、

三戶師親を分ち遣はして（師親は、金勝院本太平記に、氏鎭に作れり。今、系圖の一本に從ふ。）大寶城を攻めしに、源顯時が爲に敗られたり（結城文書。）師冬、更に長圍を築き、二城の道を絕ちて之を困め、時に或は兵を出して、戰を挑み、相持すること三年、城中、兵潰え糧盡き、親房・顯時、遂に城を棄て丶西に走れり。師冬、兵を移して伊佐城を攻めしに、孤城、守らず、首將伊達行朝、出で降りぬ。是に於て、關東、悉く降りければ（結城文書・別府文書・稅所文書。）師冬、師を京師に班せり（鶴岡社務記。）尋で播磨守となり、上杉憲顯と、足利基氏を輔けて、東國の事を管領したりしが、後、憲顯が、兵を上野に起して足利直義に應ぜしとき、師冬、關東の兵を徵發せしに、至るものなく、僅に兵五百を率ゐ、基氏と、往きて之を攻めたれども、軍士、叛亂して、基氏を擁して去りければ、師冬、甲斐に走りて、洲澤城に據りしに、諏訪隆種、兵を率ゐて之を圍めり。諏訪眞親、隆種が軍に在りしが、請ひて曰く、執事、我に烏帽を冠らしめたれば、義、父子に同じ、背くべからざるなりと、馳せて城に入りて拒ぎ戰ひ、師冬と倶に自殺したり（隆種・眞親は、金勝院本太平記に據る。）師親は、三戶七郎と稱し、師冬が族子なり。師冬が敗るゝや、傷を被りて逃れ去りしが、尊氏が直義と薩埵山に相持するに及び、藥師寺公義、宇都宮氏綱に說き、師親を推して將となし、以て尊氏に應ぜしに、師親、軍に在りて、暴に狂疾を發して自殺したり（太平記。氏綱は、天正本太平記に據る。）

譯文大日本史卷の二百九終

譯文大日本史卷の二百十

列傳第一百三十七

將軍家臣二十

赤松則村　子　範資　貞範　則祐

赤松則村、初め、次郎と稱し赤松系圖・太平記。父を茂則と曰ひ赤松系圖に、則を範に作れり。具平親王の後なり按ずるに、赤松系圖の一本に、或は云く、茂範は、正五位に敘せられ、左衞門佐となり、次郎左衞門と稱し、播磨守に任ぜられたりと。世播磨に居り、祖久範は、左衞門尉、始て赤松を以て氏となせり尊卑分脈○按ずるに、赤松系圖に、或は曰く、五世の祖家範、始て赤松と稱すと。赤松略譜に曰く、八世の祖侍從季房、播磨守となり、赤松と稱したりと。則村、夙に禪教を崇び、薙髮して圓心と號す赤松系圖。性恢豁にして大志あり、事、人下に出づることを欲せず。元弘の亂に、子則祐が兵部卿護良親王の令旨を齎して至りしに、則村、深く以て榮となし、本國佐用莊苔繩山に築きて義を擧げゝれば、奔り附くもの千餘人。乃ち兵を出して杉坂・山里を守り、以て山陽・山陰二道を絶てり。三年春、中國の兵の六波羅に赴援するを、則村、子貞範赤松系圖に據る。をして之を舟坂山に拒がしめ、伊東惟群等二十餘人を擒にし、悉く其の死を免して、之を待つこと更に厚くしければ、惟群、恩に感じ、還りて三石山に據り、以て則村が爲に守れり。是に由りて、兵勢益振ひ、進みて傍郡縣を徇へ、摩耶山に城きて之を守れり。北條仲時・北條時益、兵五千を遣はして來り攻む。則村、敵を嶮處に誘ひ、則

祐等をして、高に乘じて連射せしめければ、敵軍、擾動したり。因て、兵を縱ち、突戰して、大に之を敗りしに、仲時・時益、復兵一萬を發して之を攻めければ、則村、逆へ擊たんと欲して、城を出で、途に敵軍の行程を料りて、謂らく、其の至らんこと、當に明日に在るべしと。會急雨至りしかば、民屋に入りて之を避けしに、敵兵、奄ち至る。則村、突出して血戰すれども、左右纔に五十餘人、衆寡敵せずして、兵漸く殲き、只六騎を餘すのみ。則村、便ち笠號を卷きて、敵兵の中に混ぜしに太平記。適敵將の將に馬に上らんとするを見、則村、佯りて賤者の爲して、馬を下りて試に扶けて之を乘らしむるに、敵將、悟らず。是に於て、復騎り、敵衆に目して、戰に赴かんの狀をなして之を欺き、馳せて本軍に還れり諸本太平記。明日、進みて敵を瀨川に攻めて大に之を破り、數百人を殺獲して、勝に乘じて、夜、京師に向ひ、火を民屋に縱ちて、途を照して以て行き、別に左衞門佐藤原忠俊を遣はし忠俊は、金勝院本に據る。兵を率ゐて七條に向はしむ。明日、則村、進みて、桂河に至りしに、敵兵二萬、河に臨みて陣せり。則祐、單騎、先渡りしに、則村、乃ち衆を麾きて悉く渡りければ、敵兵、氣を奪はれ、戰はずして走れり。則村、長驅して京師に入り、忠俊、先進みて火を民舍に縱ちしに、光嚴院、六波羅に避けたり。時に、日已に昏れたれば、則村、兵寡く且つ疲れたるを以て、軍を按じて前まざりしが、俄にして、敵、騎を縱ちて後より掩ひ擊ちしかば、我が軍、大に敗れ、陣を整へて復戰ひたれども、又敗れて遂に山崎に走り、更に散卒を集め、詐りて左近衞中將源定平を以て、聖護院宮と稱し、男山及び山崎に營

し、以て水陸兩路を扼せり。北條仲時・北條時益、兵を遣はして來り攻めんとしけるに、則村、之を聞き、兵を率ゐて先發し、京師を距ること三里許、沿道三所に伏を置きしが、敵至りて、伏發し、楯を擁して射ければ、敵、戰はずして過ぎんとするに、第二伏發して、縱横衝突し、第三伏、將に其の後を禁斷せんとするを、敵、駭き顧みて、大に潰えたり。尋で源定平・僧良忠と、六波羅を攻めて利あらざりき。時に、帝、移りて船上に幸し、左近衞中將源忠顯に詔して、兵を將ゐて則村を助けしめけるに、北條高時、亦足利尊氏・名越高家を遣はして赴き援けしめたり。既にして、尊氏は、歸順したれば、則村、高家と久我畷に戰ひしに、部下佐用範家、高家を射殺したれば、敵軍、崩れ潰えたり。則村、進みて東寺に陣し、源忠顯、竹田に向ひ、足利尊氏、神祇官に屯し、三面より進み逼りけるに、敵、隍を深くし柵を聯ね、營壘相接して、守備甚だ嚴なり。則村が部下妻鹿長宗、膂力ありしが、隍を踰えて陴を倒しゝに、隍、之が爲に平なり。則村、因て兵を麾きて奮擊して、其の外營を破り〇禪林諸祖傳に曰く、則村が旗は、巴文を畫き、而して北條氏の旗は、魚鱗を畫けり。是の日、軍中に童謠あり、曰く、魚鱗は水屬なり、巴は水紋なり、水を以て水に敵す、故に、輸贏なし。若し加ふるに龍を以てせば、勝たんと。則村、其の言を用ひ、龍を旗に畫きしが、戰ふに及びて、大に捷ちたりと。今、取らず。即ち進みて源忠顯・足利尊氏と倶に六波羅を圍めり。北條仲時・北條時益、光嚴院を奉じて東に走り、道に皆誅に伏したるは、則村が功を最となす。迺ち諸子を將ゐて車駕を兵庫に迎へたるに、帝、蹕を駐めて、親しく之を勞ひて曰く、恢復の功、汝が忠效に依ると。錦直垂を賜ひ、從へて京師に入る〇錦直垂を賜ふは、赤松系圖に據る。時に、護良親王、志貴山に在りしが、則村、往きて之

に從へり。護良の征夷大將軍に任ぜられ、諸軍を帥ゐて京師に入るとき、則村、兵千人を將ゐて前驅したり。時に、朝廷、功臣の爵封を定むるに、異議紛紜として、與奪常なく、則村が功を論じて、播磨守護職を賜ひ、未だ幾ならざるに、故なくして職を褫ぎ、獨佐用莊を食ましめたり太平記○按ずるに、赤松略譜に云く、藤原清忠、則村を譖して其の職を削りたりと。因て、大に觖望を懷き、心常に樂まざりしが赤松略譜。足利尊氏が東征するに及び、子貞範、之に從ひしに、尊氏が反迹稍く露はるゝや、則村、陰に之に附けり。會丹波に兵起りて、守護碓井盛景を攻めしに、盛景、援を求むれども、則村、應ぜず、遂に尊氏が命を以て、近郡の兵を招集したり太平記。延元元年、尊氏が京師に逼るや、則村・範資、細川定禪と、兵を率ゐて之に會せしに梅松論・太平記を參取す。尊氏、則村に授くるに播磨守護を以てせしかば天正本太平記。則村・範資、定禪と、大に官軍を山碕に敗り梅松論・太平記を參取す。追ひて京師に至れり。尊氏が敗れて兵庫に走れるとき、則村、密に說きて曰く、士卒疲弊して、功を濟すべからず、宜しく暫く筑紫に逃げ、休息して鋭を養ひ、徐に再擧を議すべきなり。細川の族、四國を經略すれば、臣は、播磨に在りて、中國を控壓せん。鎭西は、則ち少貳貞經、彼に在り、大友貞宗、見に軍中に從ふことあれば、力を戮せ勢を合せて、東に向ひ、敵を制せば、數月の間、馬に洛水に飲ふべきなり。臣、天時を以て之を察するに、大將軍、西に在れば、其の方に據るもの利あらん。且つ、戰は、旌旗を以て眼目となす。今、官軍、每に錦旗を建つるに、我は、之を設くることを得ず、何を以てか惡名を免れん。鎌倉滅びてより、持明院上皇、內に怏鬱を懷き給へ

り。若し其の院宣を請ひ、錦旗を揚げて以て麾かば、天下の兵、景從せざることなからん。此、當今の良策なりと。尊氏、皆之に從へり梅松論。則村、乃ち白旗峯に築きしが、未だ畢らざるに、江田行義・大館氏明と、室山に戰ひて利あらず、新田義貞、斑鳩驛に至れり。則村、使を遣はして之を紿きて曰く、元弘草創のとき、則村、屢大敵を挫き、頗る徽效を抽でたり。而るに、功を論ずるの日、恩賞殊に薄かりき。是、朝廷を憾むる所以なり。然れども、則村、向に兵部卿親王の殊恩を蒙りしは、死生敢て忘れじ。若し、朝廷、臣が罪を咎め給はず、綸旨を下して播磨守護を復し給はゞ、願はくは重て後效を展べんと。義貞、之を信じ、馳せて京師に奏し、往反すること旬餘。則村、城壁を繕完し、乃ち義貞に報じて曰く、本國の守護は、將軍、已に之を許されたり。復翻覆の綸旨を煩はさずと。義貞、怒りて、圍み攻むること月を踰えたり。則村、潛に則祐及び得平秀光を筑紫に遣はし、尊氏に說かしめて曰く、義貞が兵、分れて備前・備中・播磨・美作の諸城を攻め、久しく下すこと能はずして、師老い糧竭きたり。將軍の至らるゝを聞かば、必ず風を望みて潰走せん。今、白旗、圍を受くること數十日、城中、食乏しくして城中食乏しは、梅松論に據る。破れんこと旦夕に在り。若し白旗にして已に破れなば、則ち、餘城は、保つことを得ず、中國の咽喉、悉く敵の有とならん。將軍、百萬の兵を率ゐらるとも、亦何ぞ事に補あらんやと。尊氏、乃ち兵を將ゐて發す。義貞、之を聞き、遽に圍を解きて去る。兒島範長　義貞が軍に赴かんとしけるを、則村、那和に要擊せしに、範長、自殺したれば太平記。往き

て、尊氏に室津に會し、足利直義に從ひ、楠正成と湊川に戰ひて、之を破れり梅松論。正平五年、死す。年七十四常樂記・赤松系圖。法雲寺と稱す赤松系圖。子は、範資・貞範・則祐・氏範太平記・赤松系圖。氏範は、自ら傳あり。

範資、則村が義を起してより、毎に從ひて力戰し、功を以て信濃守となれり。延元元年、足利尊氏が闕を犯せるとき、範資、京師に在りしが、將に亡げて播磨に歸り、國兵を率ゐて之に應ぜんとし、途に細川定禪に遇ひしに、定禪、喜びて、則村が元弘に京に入りたる故事に遵ひ、範資に請ひて先鋒となし○梅松論に曰く、則村、兵を率ゐて定禪に會せりと。未だ孰か是なるを知らず。芥川に陣す。尊氏、已に山崎に至りたれども、官軍、之を拒ぎければ、進むことを得ざりしに、範資が弟貞範、從ひて尊氏が軍に在りしかば、範資、便ち書を遣りて狀を告げ、幷に力を戮せて官軍を撃たんことを約し、且つ戰期を刻せしを、尊氏、大に喜び、明日、進みて範資等と合ひ、脇屋義助を攻めて之を走らせたり。是に於て、官軍、皆敗れしかば、尊氏、進みて京師を陷れたり。又細川顯氏及び高師直に從ひて、楠正行と、譽田林・四條畷に戰へり。何もなくして、尊氏、弟直義と鬩鬪して兵を構へ、尊氏、播磨に敗走し、松岡城を保てるに、範資及び高師直・師泰等僅に五百人、之に從ひしが、事平ぎて還り太平記。攝津守護職に補せられたり。後、削髮して、法名は、世範。世に七條赤松氏と稱せり。子は、光範・直頼・範實・則春赤松系圖。範實は、太平記に據る。光範は、從五位下に敍せられ、檢非違使・信濃守となり尊卑分脈。攝津守護職を襲ぎ、正平中、足利義詮に從ひて吉野を犯し、還りて佐佐木高氏が爲に誣陷せられて、守護職を罷め、後、細川清氏と、官軍を譽田に拒ぎたり。

直頼・範實・則春は、並に叔父則祐が爲に養はれたり。赤松系圖に據る。 直頼は、年十三にして、父に從ひて松岡城に在りしが、足利尊氏が置酒して訣をなせるとき、範資、直頼を誡めて曰く、我、今將に將軍の死に殉ぜんとす。汝、尙幼く、且つ、則祐、嘗て汝を養ひて子となさんと欲したりければ、宜しく鄕里に還りて、叔父に事ふること猶我に事ふるがごとくすべし。然らずば、僧となりて吾が冥福を薦めよと。直頼、容を改めて對へて曰く、世間の是非は、兒、既に粗之を辨知せり。豈に目に大人の死を視ながら、生還するを忍ぶものあらんや。決して命を奉ぜずと。神色、甚だ壯なりしが、事平ぎて、父に從ひて還れり。山名師義が播磨に入らんとせしとき、直頼、大山路を塞ぎて、之を拒ぎければ、則義、進むことを得ず、轉じて丹波に向へり。後、掃部助となりぬ。範實は、彦五郎と稱し、足利義詮に從ひて吉野を犯し、細川淸氏と先登して、龍泉城を陷れ、後、歸順して、淸氏と義詮を攻めたりしが、則祐に招還せられて、再び義詮に屬せり。太平記。 則春は、近江守。尊卑分脈。

貞範、筑前守たり。建武二年、足利尊氏に從ひて、東のかた北條時行を征せしとき、時行が軍敗れて、箱根の水飲嶺を保ちしかば、貞範、嶮を冒し衝擊して之を破りしが、時行、退きて相模河を阻てて陣せしを、貞範、諸軍と、夜、潛に河を渡り、攻めて之を走らせたり。尋で尊氏に從ひて、王師を竹下に禦ぎしが、後、美作守護となり、太平記。 薙髮して、名を世貞と更めたり。赤松系圖。 山名時氏が美作に入るや、貞範、弟則祐等と、之を拒ぎて克たざりき。太平記。 子、顯範は、從五位下、出羽・越前・伊豆等の守、

中務少輔となれり赤松系圖諸本を參取す。

則祐、初め、僧となりて、延曆寺に居て護良親王に給仕し赤松系圖。權律師に任ぜられ赤松系圖・新拾遺集。帥律師と稱し、妙善、或は自天と號せり尊卑分脈。元弘の亂に、護良親王、僧徒を帥ゐて賊を拒ぎしが、僧徒、尋で叛き、親王、大和に走りければ、則祐、村上義光・平賀三郎等と、之に從ひて、十津川に匿ること半歲、復從ひて吉野に走りしに、途に敵の爲に扼せられたれば、則祐等、心を悉して扶持し、僅に脫るゝことを得たり。親王、大に喜びて、義光・三郎と竝び稱して、三傑となせり。親王の吉野に城きて義徒を收集するに及び、則祐も、亦令旨を請ひて播磨に歸り、則村に勸めて義を擧げしめ、倶に摩耶城を守りしが、賊、來り攻めけるを、則村、迎へ擊ちて之を破り、將に兵を斂めて城に還らんとしけるに、則祐曰く、賊、兵を悉して來り戰ひ、今已に敗れて歸り、卒勞れ馬疲れたり。我、勢に乘じて追擊せば、誰か能く拒ぐものぞ。六波羅、立に取るべきなりと。則村、之を然りとし、乃ち進みて桂川に至りしに、賊の新兵二萬、岸に臨みて陣をなせり。則祐、馬を躍らせて將に渡らんとしけるに、則村之を止めて曰く、足利忠綱・佐佐木盛綱が宇治・藤戶を濟りたるは、豫め淺深の處を知りたりしに由れり。今、上流雪消えて、水勢暴に漲れば、騎の能く堪ふる所に非ず。設使馬健にして濟ることを得とも、惡ぞ一人往きて萬衆に敵すべけんやと。則祐、聽かずして曰く、敵は多く我は寡ければ、利、急に戰ふに在りと。單騎流を絕ちて先渡りければ、則村が兵三千、之に踵げるに、

賊、風を望みて潰走せり。則祐・貞範四騎を從へて、北ぐるを逐ひ、徑に六波羅の西門に至りて、後軍の至るを俟ちしが〔西門は、諸異本に據る。〕時に、日已に暮れて、賊兵、四に至りければ、則祐・貞範、便ち徽號を撤して賊に混せしに、賊、之を覺りて、令して曰く、赤松が兵、水を渡りて來る。其の鎧馬沾濕せるものは、悉く執へて之を斬れと。則祐等、脫るべからざるを料り、乃ち大に叫びて奮擊せしに、從騎、皆死し、又貞範と相失ひたれども、則祐、身を挺でゝ本營に脫れ歸り、復散兵を收め、進みて七條に戰ひて、又敗られたり。尋で足利尊氏に從ひて反きしが〔太平記。〕則村死して、播磨守護職を襲ぎ、備前・美作の守護職を兼ぬ〔尊卑分脈。〕正平六年、高師直に從ひて光明寺城を攻めしが、會美作の兵起ると聞き、乃ち還りて白旗城を守れり。尋で歸順して、護良親王の子陸良を奉じて尊氏を討たんことを請ひ、明年、復叛きて足利義詮に降り、陸良を京師に幽せしに、陸良、脫れて高山寺城に入り、兵を集めて則祐を討ちしかば、則祐、冑山に迎へ戰ひて之を敗れり。十年、佐佐木高氏と、義詮に從ひて、山名時氏を神南に拒ぎしに〔太平記。〕義詮、軍敗れて將に自殺せんとしけるを、則祐・高氏、諫めて之を止めたるに、時氏、勝に乘じて競ひ進みければ、則祐、輙ち起ちて幕を褰げ、衆に令して曰く、汝等、力め戰ひて、死を效し主に報い、名を竹帛に垂れよと。衆、競ひ進みて奮戰し、大に時氏を敗りしかば、備前の福岡を加授せられたり。十六年、時氏、兵三千を將ゐて美作の諸城を略し、將に倉懸城を攻めんとせしとき、則祐、貞範等と、兵二千を率ゐて、倉懸を援けしに、山名師義、別に八百騎を率ゐて之を待

ちたりければ、則祐等、其の兵の寡きを見、將に進みて之を撃たんとす。會阿保信禪等、歸順して、將に播磨を襲はんとしければ、則祐、法華山等の五城を築きて之を守り、使を讃岐に遣はして、援を細川賴之に求めたるに（本書に、賴旨に作れり。今、前後の文に據りて之を訂す。）賴之、備前に抵り、兵寡きを以て進まざりければ、城陷りぬ。後、則祐、諸將と、義詮が萬里小路第を作るを助けしが、功緩きに坐して、一莊を削られたり（太平記。）二十四年、姪光範等を率ゐて、弟氏範を天王寺に撃ちて之を走らせしが（花營三代記。）建德二年、建仁寺の大龍庵に死す（常樂記。）子は、義則・義祐・將則・師範・朝範（尊卑分脈・太平記を參取す○則祐が子は、諸系圖、互に異同あり。今、盡く註せず。）義則は、佐佐木高氏が外孫たるを以て、足利義滿が爲に寵せられたりしが、遇則祐死して、播磨・備前の守護を襲ぎ、左近衞將監・上總介・兵部少輔に歷任して、從四位下、大膳大夫に至れり（赤松系圖。）義滿、赤松及び山名・一色・京極氏を以て侍所となし、京師に居て訟獄を聽斷せしめ、因て四職と稱したり（武家補任。）元中中、山名氏清と、京師に戰ひて之を敗りしかば、功を以て、美作守護を加授せられしに、美作、服せざりければ、兵を率ゐて、撃ちて之を平げたり（明德記。）薙髮して、名を性松と改む。義祐は、攝津の有馬邑を食みければ、因て有馬氏を稱し、出羽守となれり。將則は、左馬助となり（尊卑分脈。）元中中、山名氏清と、內野に戰ひて敗死し（明德記・赤松系圖。）師範は、美作權守・近江守となれり（赤松系圖。）朝範は、肥前權守となりしが、神南の戰に、父に從ひて山西に陣し、先敗れしかば、朝範、深く以て愧となし、敵の一將を得て相刺死せんと欲し、山名師義を覘ひ撃ちて、其の從兵の爲に傷けられ、眩して仆れたる

を、敵、乃ち其の喉を刺して棄て去りしが、戰罷むに比び、遂に蘇ることを得て還れり。太平記

譯文大日本史卷の二百十終

譯文大日本史卷の二百十一

列傳第一百三十八

將軍家臣二十一

山名時氏　子　師義　氏清

土岐頼遠　兄　頼直　姪　頼康

山名時氏、小二郎と稱す。八世の祖義範は、新田義重が子にして、山名三郎と稱し（尊卑分脈・山名系圖）。源頼朝に從ひ、平氏を擊ちて功あり、伊豆守を授けられたり（尊卑分脈・東鑑）。父政氏は、彌二郎と稱す。時氏、伊豆守・彈正少弼を歷て、左京大夫となる（尊卑分脈・山名系圖）。元弘中、政氏と倶に足利尊氏に從ひて竹下に戰ひ、又從ひて筑紫に走れり。興國元年、子師義と、鹽冶高貞を出雲に追擊して之を殺し（天正本太平記）、侍所別當、因幡・伯耆の守護となる（山名系圖）。六年、荻野朝忠、丹波の高山寺城に據りしが、尊氏、時氏をして兵三千を率ゐ、攻めて之を降さしめたり。正平二年、細川顯氏が楠正行と河内に戰ひて敗れ退くや、尊氏、再び時氏・顯氏を遣はし、兵六千を率ゐて瓜生野に戰はしめしに、時氏、大に敗れて、身に七創を被りしを、軍士、擁して顯氏が軍に走りしが、弟兼義は、鬪ひて死せり。七年、師義と、兵を伯耆に起して出雲に抵り、佐佐木高氏が小目代吉田嚴覺を逐ひ、乃ち使を吉野に馳せて歸順せり。

明年、時氏、師義と、兵五千を將ゐて丹波よりし、大納言藤原隆俊・楠正儀等、淀よりして、並に京師に向ひしに、足利義詮、神樂岡に陣したりければ、時氏、攻めて之を敗りしに、義詮、東に走り、又高師詮が軍を吉峯に破れり。是に於て、時氏、兵の大に集るを待ち、義詮を美濃に撃たんと欲せしが、既にして、隻兵至らず、士卒亡ぐるもの多きに、朝廷、亦藤原隆俊を遣はして諸事を管攝せしめたれば、時氏、志を得ず、遂に引きて伯耆に還りしに、官軍も、亦皆罷め歸りて、京師、再び敵の有となりぬ。是の時、足利直冬、流落して安藝・周防の間に在りしが、時氏、意に以爲らく、兵の來り附かざるは、將の望重からざるに由るなりと、乃ち奏して、直冬を奉じて大將となし、九年、諸軍を督して進みしに、山陰の兵、風を望みて來り附き、足利高經・桃井直常も、亦兵を北國に起して之に應じたれば、尊氏、聞きて近江に走れり。明年、時氏、直冬と京師に入りしに、官軍、來り會したるを、尊氏、兵を率ゐて還り攻めければ、時氏・直冬等、軍を分ちて之を神南に拒ぎて克たず、兵を斂めて西に還りしが、義詮が吉野を犯すと聞き、其の兵を移して來り襲はんことを懼れ、兵を聚め城を繕ひて、之が備を爲し、尋で美作を攻めて、奈義・能仙・篠向・大見丈等の九城を取りしに、獨倉懸城のみ、堅く守りて拔けざりき。赤松貞範、兵を境上に出して、倉懸城を援けんことを謀りけるに、時氏、小林重長を遣はし、星祭嶽に屯して之を遏めしめ、急に攻めて倉懸を取れり。十七年、兵五千を率ゐて美作に抵りて、子師義等を遣はし、兵を將ゐて備前・備中を略せしめ、富田直貞を遣は

して備後を略せしめしに、直貞は、敗れ退きたれども、師義は、但馬・丹波を徇へたれば、既にして、引き還れり。十九年、時氏、人をして義詮に請はしめて曰く、臣、將軍と舊微嫌なし。今、兵を起す所以は、將に佐佐木高氏を討ち、以て後を懲さんとするのみ。願はくは、將軍、幸に臣が擅に兵を起したる罪を赦し、賜ふに臣が略定したる所の諸國を以てせられなば、則ち節を致すこと前日の如くならんと。義詮、喜びて曰く、山名降らば則ち、中國平ぎて、官軍衰へんと。乃ち之を赦し太平記。因て、因幡・伯耆・丹波・丹後・美作五國の守護を授けたり太平記・山名系圖。後、剃髮して道靜と號し尊卑分脈・山名系圖。建德二年、死す山名系圖・花營三代記・常樂記。子は、師義・義理・氏冬・氏清・時義・義數・義繼・氏重・高義・義治・氏賴。義理は、修理權大夫尊卑分脈・山名系圖。彈正少弼となり山名系圖・花營三代記。弟氏清と和泉・紀伊を攻めて功あり花營三代記。紀伊守護を加へられたり山名系圖。後、氏清と難を作して、足利義滿を攻めんとせしに、義理が紀伊に在りて、兵を集めて未だ發せざるに、氏清、敗死したりければ、義理、降を請ひたれども、義滿、聽さずして、大內義弘をして來り擊たしめしかば、義理、兵潰えて、奔り亡げしが、終る所を知らず。氏冬は、中務大輔・因幡守護となり、氏清と倶に兵を起しゝが、尋で復降れり明德記。時義は、兄師義が爲に子養せられしが尊卑分脈・山名系圖。兄義理等と、和泉・紀伊を攻めたり花營三代記。義數は、上總介となり、氏清と倶に敗死したり山名系圖・明德記。義繼は、信濃守となれり。氏重は、右馬助となりしが尊卑分脈・山名系圖。義理に從ひ、和泉を攻めて戰死せり明德記。高義は、修理亮となり、義治は、駿河守となり尊卑分脈・山名系圖。氏

頼は、事闕けたり。

師義、初名は師氏、右衞門佐となる太平記●山名系圖。年甫て十四にして、父時氏に從ひて鹽冶高貞を追撃し、疾驅して湊川に至り、會日暮れて止めんとせしに、師義、從士に謂て曰く、彼、晝夜兼行せん。追ふもの、安ぞ天明を待たんや。我、夜を侵して之に尾せんと欲す、健馬に騎れるものは來れと。輒ち時氏に告げずして發せしかば、小林重長等十二騎、之に從ひ、馳すること十六里にして、曉に賀古河に及びしに、高貞が弟六郎等七人、岸を隔てゝ射て之を拒ぎけるを、師義、直に進みて、手づから六郎を斬り、悉く餘兵を殺して、首を路傍に梟しゝに、高貞、間に乘じ、亡げて小鹽山に至りしを、又追ひて之に及び、從兵三人を斬りしに、高貞、復逸し去りければ、師義、馬乏しくして馳すべからざるを以て、因て留りて時氏が至るを俟ちて、與に共に出雲に入りしに、高貞、自殺したり。正平七年、足利義詮に從ひて男山を犯さんとせしに、官軍、淀橋を斷ちて之を守れり。會雨水暴に漲りたりければ、師義、淺處より軍を濟し、擊ちて之を走らせ、遂に諸將と倶に進みて男山を陷れたり。初め、足利尊氏、若狹の今積莊を以て師義に與ふることを許したれども、未だ果さゞるに、尊氏卒せしが、是に至りて、師義、男山の戰功を以て其の地を得んと欲す。時に、佐佐木高氏、義詮が爲に親任せられて、言從はれざることなければ、師義、屢高氏に造りて請へども、高氏、其の功を嫉みて、毎に出でゝ見ざれば、師義、候立すること良久しくして、大に怒りて曰く、我は、是將軍の支族なれど

も、求むる所あらんが爲に汝に造れり。而るに、無禮此に至りぬ。吾、今兵を起して、汝が曹を誅剪し、以て一快を取らんと、馳せて伯耆に還りて、具に時氏に告げ、與に倶に決して歸順を謀り、明年、時氏に從ひて官軍に會し、義詮を京師に攻め、破りて之を走らせたり。十年、又時氏と京師に入りしが、義詮、高氏等を率ゐて神南山に陣したりければ、師義、手兵及び官軍數千を以て、險を踰みて上り、短兵急接して、直に義詮が軍に逼り、高氏が旗幟を望み見て、大に喜び、士卒に謂て曰く、我が兵を起せるは、本逆を圖るに非ず、只此の老賊を斬りて、以て前辱を刷ふことを得ば足りぬ、速に其の頭を取り來れと。衆、爭ひて之に趨りしに、義詮、數騎を縱ち、高に乘じて下り擊ちしかば、軍遂に大に敗れて、士卒、死するもの算なし。小林重長、單身距ぎ戰へるを、師義、從者と返り救ひしに、敵、鏃を攢めて雨射しければ、矢、左目に中りて耳後に洞り、馬傷きて踣れたり。因て將に自殺せんとせしを、河村賴秀、趨り扶けて己が馬に上せ、福間三郞をして轡を引きて去らしめ、自ら留りて戰死せり。師義、流血、目に入りて、東西を知らず、連に呼びて曰く、河村・河村と。福間曰く、河村は、死したりと連に呼ぶ以下、源院本に據る。西曰く、鞚を執れるものは誰ぞ。我が爲に驅りて敵中に入れ。河村と同じく死なんと。福間、佯り答へて曰く、馬、正に敵に向へりと。遂に驅りて、本軍に及べり。師義、使を義詮に遣はし、賴秀が首を請ひて、厚く之を葬り、又悉く戰亡の士卒を錄して、因幡の佛寺に修薦したり。十六年、美作を略して數城を取り、明年、二千餘騎を將ゐて備前を略せんとせしに、松

田某等、城守して肯て出でざりければ、多治目某等を遣はして、備中の松山城を攻めしめしに、秋庭某、內應をなしゝかば、高師秀、城を棄てゝ走り、國中の兵士、相率ゐて降附せり。師義、將に兵を進めて播磨を徇へんとせしに、仁木頼勝、但馬に據りたりければ、乃ち但馬人長某・安保信禪等と、兵を合せて之を攻め、小林重長を遣はし、兵七百を以て丹波を略せしめ、仁木義尹等と相持したれども、糧乏しくして引き還れり。後、時氏と共に義詮に降り太平記。小侍所となりしが、祝髮して、道與と號し山名系圖。天授二年、死す尊卑分脈・山名系圖・花營三代記・常樂記。弟時義を養ひて嗣となしゝが、伊豫守となり尊卑分脈・山名系圖。元中六年、死す尊卑分脈・山名系圖・常樂記。師義が子は、義幸・氏幸・義熙・滿幸尊卑分脈・山名系圖。氏淸、民部少輔となり、陸奧守に任ぜられ、丹後守護となり山名系圖。兄義理と吉野を犯して、功を以て和泉守護を加へらる花營三代記・明德記。弟時義、但馬に在りて、縱恣なること尤も甚しければ、義滿、將に之を擊たんとせしに、會時義、病みて死したれども、子時熙・氏之等、益橫暴なりければ、氏淸、之を義滿に構へたり。義滿、氏淸及び滿幸をして、擊ちて之を平げしめしが、已にして、時熙・氏之、潛に京師に入りて、哀訴して曰く、臣、實に罪なし、族人の讒毒に罹りしのみと。義滿、之を憫みたるに、會氏淸、宴を宇治に設けて義滿を請じければ、義滿、氏淸を諭して時熙等を釋さんと欲せしかば、滿幸、之を聞きて、氏淸に謂て曰く、將軍、吾を諭されなば、吾、安ぞ聽かざるを得ん、疾と稱するに若かずと。氏淸、之に從へり。滿幸、恣に上皇の給邑を奪ひければ、義滿、書を與へて之

を諭せども聽かず、上皇の使者至れども、滿幸、人を遣はして之を逐はしめければ、義滿、大に怒り、將に守護を奪はんとし、命じて國に還らしめたり。滿幸、丹後に還りて、義滿、遂に時熙等を釋しゝかば、滿幸、憤怒して、和泉に來り、氏淸を見て曰く、嚮に、將軍、我に命じて彼を討たしめ、今又彼を釋されたれば、必ず將に我を討たんとす、請ふ、先發せんと。氏淸、之を許せり。義滿、之を聞きて將に兵を發せんとせしに、氏淸、詐りて、誓書を獻じて之を謝し、乃ち紀伊に往き、義理を見て計を告ぐれども可かざりしが、之を强ひたるに、乃ち可きたり。是に於て、氏淸、兵を帥ゐて和泉を發し、滿幸、丹後を發す。氏淸、進みて男山に至り、其の將小林某に謂て曰く、嚮に、新田左中將、南朝を扶翼して、名、天下に冠たりしが、吾は、乃ち其の族なれば、天下を取るに於て何かあらん。且つ、我、嘗て錦旗を南朝に請ひて之を獲たり。今、當に此の旗を掲ぐべしと〇尊卑分脈に曰く、氏淸が南朝の詔を受けたりと號して兵を擧げしは、蓋し一時の詐謀ならんと。小林、涕を流して曰く、今日の擧、臣、其の敗れんを知りぬ。何となれば則ち、恩に背き上を蔑にして、何を以てか能く濟さん。臣、逃れんと欲すれば、則ち勇を傷け、戰はんと欲すれば、則ち義を傷く、臣、寧ろ戰死せんと。小林、乃ち義數と先驅して二條大宮に至り、大内義弘と戰ひて、殺傷相當れり。義數、小林に謂て曰く、何ぞ將軍の陣を擣かざると、遂に竝び進み、克たずして死せり。氏淸、之を聞きて曰く、我、必ず二人の死所に死なんと。進みて大宮に至り、時熙等と戰ひて之を破りしが、一色詮範等、來り擊ちければ、氏淸、遂に敗死せり。滿幸は、内野より進みしが、戰敗

れて逃走せり。明徳記。初め、時氏、毎に諸子を誡めて曰く、我が子孫、必ず叛くものあらん。元弘以後、吾、上野の山市に居て、農夫と雜處し、艱阻備に嘗めたり。今や、身、温飽を享け、將軍の恩深し。然れども、猶或は侈心あり。子孫に至らば、復君父の恩を知らず、驕逸縱恣にして、必ず上に疑はるゝものあらんと。後、果して其の言の如くなりき。難太平記。

土岐頼遠、七郎と稱し、其の先は、源頼光より出でたり。頼光が子頼國、美濃守となり、子孫、美濃に居る。尊卑分脈。頼遠が六世の祖光信は、鳥羽上皇に仕へて、所謂四天王の一にして、左衛門尉となり、檢非違使を兼ね、出羽守に任ぜられ、從五位上に至り、始て土岐に居たれば、因て氏となせり。父頼貞は、北條貞時が外孫にして、弓馬に便ひ、和歌を能くし、伯耆守に任ぜられ、削髮して存孝と號せり。頼遠、彈正少弼に任ぜられ、美濃守護となる。尊卑分脈・土岐系圖。建武二年、足利尊氏、鎌倉に反きければ、官軍、道を分ちて來り討たんとするを、頼遠、足利直義に從ひて矢矧川に拒ぎ、敗れて還りしが、官軍の來り迫るを聞き、足利高經・佐佐木高氏等と、夜、馳せて竹下に至れるに、衆、僅に百許。兵數は、諸異本太平記に據る。味爽、尊氏至りければ、頼遠等、仍て先鋒となり、中務卿尊良親王を撃ちて、之を走らせたり。太平記。延元元年、又從ひて筑紫に走り、直義に從ひ、菊池武敏を多多良濱に拒ぎて功あり。諸異本太平記。遂に從ひて京師に入りて、東寺に據りしを、官軍、來り撃ちければ、尊氏、頼遠等をして之を拒がしめしに、頼遠、大納言藤原師基・左衛門督藤原實世と、五條大宮に戰ひて、之を破れり。時に、新田

義貞、東寺に遁りければ、頼遠、還りて諸軍と倶に義貞が陣後を衝き、之を圍むこと數重、義貞、僅に免れたり。三年、鎭守府大將軍源顯家が、衆を擁して西上するを、上杉憲顯・桃井直常、追ひて美濃に至りしに、頼遠、兵を率ゐ、出でゝ洲股に會せり。諸將、議して曰く、料るに、彼の軍の宇治・勢多に抵らん比ひ、將軍、必ず橋を撤して之を拒がれん。吾が曹、後より夾み攻めば、克たざることなけんと。頼遠曰く、敵兵、前に在るを、之を縱ちて去らしめ、其の後を尾撃せんは、諸君、自ら爲に計らば、則ち善からんも、人は、之を何とか謂はん。僕は、唯戰死あるのみと。直常曰く、善しと。衆議乃ち定りければ、頼遠・直常、兵を併せて青野原に陣し、顯家と大に戰ひて敗られたり。更に敗卒を集めて、少將源顯信が陣を突き、馳驟奮鬪せしに、頼遠・直常、創を被り、從兵、略盡きしかば、頼遠、退きて長森城を保てり。尊氏、兵を遣はして、顯家を黑地河に逆へ拒がしむるに（太平記）頼遠は、出でゝ其の後を躡みければ、顯家、進むこと能はずして、遂に伊勢を道りて去れり（難太平記）。明年、脇屋義助、越前に在りて、北國の數十城を復し、足利高經、黑丸城を棄てゝ遁れければ、尊氏、諸將を遣はし、三道より並び進みて之を援けしめしに、頼遠、美濃・尾張の兵を率ゐて、大野郡より進み、高經等と、杣山城を攻めて之を拔けり。義助、美濃に走りて、根尾城を保ちしが、頼遠、姪頼康と、又攻めて之を拔けり。頼遠、累に大功を立てしかば、勢を恃みて驕肆なり。興國三年、二階堂行春と、今比叡の馬場に會射し、終日劇飮し、騎を連ねて夜還りしに、路に光嚴院の伏見殿より還るに逢ひけれ

ば、行春は、前驅の警蹕を稱するを聞き、乃ち馬を下りて、路の左に俯伏したれども、頼遠は、醉ふこと甚しくして、罵りて曰く、今時、能く我をして路を避けしむるものは誰ぞと。前驅曰く、田舍人、無禮なり。院の幸臨を知らざるかと。頼遠、笑ひて曰く、院か、犬か（院・犬、音訓相近し。）果して犬ならば、當に之を射るべしと、其の徒を麾きて、車を環りて之を射させ、轅を折き輻を斷ち、具に侵辱を極めければ、直義、之を聞きて、大に怒りて曰く、必ず此の曹を極刑に處し、以て將來を懲さんと。頼遠・行春、懼れて、各遁れて國に還りければ、直義、將に兵を遣はして之を討たんとせしに、行春は、京に入りて自首したれども、頼遠は、自ら罪首にして免るべからざるを知り、兵を起して之を拒がんことを謀りけるに、族人、皆直義が命に從ひて、之に應ずるものなかりければ、頼遠、潛に京師に抵り、僧疎石に因りて死を赦されんことを乞ひしかども、直義、聽かずして、之を六條河原に斬りたり。當時、武人、功を恃みて專横に、搢紳を凌轢し、習ひて風俗をなし、其の遐陬に在るものは、唯尊氏あることを知りて、院・天子あることを知らざりしが、頼遠が刑に遭へるを聞きてより、相戒めて敢て無禮をなさず、稍上下の分を知れり（太平記。）頼遠が子は、氏光・光明・直頼・光行。氏光は、今峯氏を稱し、左馬頭に任ぜられ（尊卑分脈○太平記に、頭を助に作れり。）仁木義長が義子となり、其の勢力に藉りて從兄頼康が食邑を奪はんことを圖りしかば、義長・頼康、是に由りて隙ありき（太平記。）光明は、外山氏を稱し、遠江守となり、直頼は、外山氏を稱し、近江守となり、光行は、今峯氏を稱し、駿河守となる。頼遠

が弟頼明は、兵庫頭となり、剃髪して、法名は、周濟尊卑分脈。頼遠が誅せらるゝや、頼明、事に預らざりしを以て、原されて美濃に歸れり。正平二年、山名時氏・細川顯氏に從ひて楠正行を撃つとき、頼明、佐佐木氏頼と別に安部野に陣せしが、時氏、正行が爲に敗られて退けり。高師直が、正行を四條畷に撃つや、正行が奮鬪に、諸軍、披靡せしが、頼明、力戰して傷を被り、退きて師直が前を過ぎしに、師直曰く、勇者も、亦退くことをなすかと、頼明、乃ち馬を廻し陣を犯して死せり太平記○天正本太平記に曰く、正平五年、周濟、兵を美濃に起して、足利義詮に畔きしに、義詮、親ら兵を將ゐて來り攻めければ、周濟、戰敗れて出で降れるを、義詮、縛して京師に還り、六條河原に斬りたりと。本書と異なり。園太曆を按ずるに、周濟を周請に作り、祇園執行日記には、周淸に作りたれども、本註に曰く、兵庫入道道存が子と、則ち頼明と別人たること明なり。故に今、取らず。

頼直、惡源太と稱し太平記。頼遠が兄なり。藏人となり、左衞門尉に任ぜられ尊卑分脈・土岐系圖。父頼貞と倶に足利尊氏に從ひて、東寺に據り、兵を將ゐて出で、官軍を三條河原に拒ぎしに、會、中納言藤原隆資、來りて東寺を攻め、勝に乘じて樓櫓を焚けり。時に、尊氏、將士を諸路に分ち遣はして、麾下の兵、甚だ少く、殆ど支ふること能はざりしに、頼貞、側に在りて、嘆じて曰く、賤息、若し在らば、敵をして此に至らしめざりしをと。頼直、適至りければ、頼貞、迎へて言て曰く、事急なり。汝、往きて之を卻けよと。頼直、聲喏し、起ちて出でんとせしを、尊氏、呼び還し、佩刀を解きて之に與へければ、頼直、羅城門の側に往きて官軍を雨射し、手づから數人を斬りしに、官軍、之が爲に退走せり太平記。

頼康、頼遠が兄頼清が子なり尊卑分脈・土岐系圖。土岐氏、世桔梗花を以て旗號となし、門族、强盛にして、軍

に行くごとに、結びて一隊となりければ、呼びて桔梗一揆となせり太平記。初め、頼遠、其の宗長となりて之を統攝したりしが、刑せらるゝに及びて、頼康、之に代り尊卑分脈・土岐間書。美濃・尾張・伊勢の守護となり、美濃守に任せられたり尊卑分脈○印本分脈に、伊勢を伊豫に作れり。正平の初、足利尊氏、其の弟直義を鏡驛に撃つとき、頼康、兵二千を率ゐて焉に從へり。七年、官軍、京師を復して、足利義詮、東のかた近江に奔れるとき太平記。頼康、美濃・尾張等の兵を率ゐて之に會し、軍勢大に振ひければ天正本太平記。遂に義詮に從ひて京師に入り、諸將と共に男山を圍みて之を陷れたり太平記・園太曆。明年、山名時氏が、官軍と義詮を京師に攻むるとき、頼康山名師義と二條河原に戰ひて二條河原は、天正本に據る。利あらず、其の族九十餘人を亡ひ、遂に義詮に從ひて美濃に走れり。十年、仁木義長と、尊氏に從ひて京師を攻め、桃井直常・赤松氏範と、七條河原に戰ふこと、一日數十合、直常等を敗りて之を走らせ、又諸將に從ひて官軍と七條に戰へるに、細川清氏、奮鬪して創を被りければ、頼康が兵五百騎、佐佐木氏頼と、進みて之を救ひ、大に官軍を敗り、遂に營を結びて東寺に薄りしに、官軍、勢挫けて、復出でゝ戰はず、東寺を棄てゝ退きたり太平記。尊氏が卒するに及び、頼康、祝髪して、號を善忠と更めたり尊卑分脈。十四年、義詮に從ひて吉野を犯す。初め、仁木義長、頼遠が子氏光を子養し、竊に頼康が采地を奪ひて氏光に與へんことを謀りしかば、頼康、心、常に之を銜み、畠山國淸が義長を圖ると聞き、因て其の計を贊成したり。義長、遂に伊勢に奔りしかば、頼康が族、東・池田兩氏、小河中務丞と、尾張の小河城に據りて之

に應じたりしに、頼康、弟直氏を遣はし、兵を率ゐて之を撃たしめ、中務丞を斬れり。頼康、又佐佐木氏頼と、兵七千を率ゐて、義長を長野城に圍み、相持すること二年、義長、遂に出でゝ降れり太平記。頼康、刑部少輔・大膳大夫を歴て尊卑分脈・土岐系圖・太平記。從四位下に至り、昇殿を聽され、管領となれり尊卑分脈。天授五年、島田某、頼康を足利義滿に讒しければ鎌倉大草紙。義滿、將に兵を發して來り撃たしめんとせしかども、既にして、解くることを獲たり花營三代記。元中四年、死す。年七十。建德寺と稱す尊卑分脈・土岐聞書。子なければ土岐聞書○尊卑分脈に、滿貞を以て頼行が子となしたれども、本書の説に據れば、則ち土岐系圖の滿貞を頼雄が子となせるを、得たりとなす。故に取らず。姪頼行を養ひて嗣となしたり。頼行は、刑部大夫と稱し、大膳大夫となり尊卑分脈・土岐系圖。後、足利義滿に叛きて敗亡せり土岐系圖。子康政は、大膳大夫に任せられ、伊勢守護となる。頼康が弟は、頼雄・頼忠・康貞・直氏○本書に載する所の名、異同あり。今、悉く註せず。頼雄は、揖斐と號し、出羽守となれり。子頼行は、頼康が後を承けたり。頼忠、初名は頼世、池田と號し、美濃守・刑部少輔となり尊卑分脈・土岐系圖。弓馬に便へり尊卑分脈。頼行が亂を作すや、頼忠、子頼益と之を撃ちて功ありければ、義滿、命じて土岐の家督となしたり土岐聞書。頼益は、左京大夫に任せられ、尾張・美濃の間に戰ひて、屢敵を敗り尊卑分脈・土岐系圖○本書に、其の職の何の時に在ることを書せざれども、蓋し父に從ひて頼行を撃ちしならん。功を以て美濃守となる土岐系圖。是に由りて、土岐氏、再び顯れたり土岐聞書。康貞は、射を善くし土岐系圖。世、呼びて悪五郎となしゝが太平記・土岐系圖。正平七年、頼康に從ひて、官軍と荒坂に戰ひしに、山路險隘にして、官軍雨射しければ、我が兵、前むこと能はざりしが、康貞、身を挺でゝ直ちに前み、和田正忠と鬭ひ、正忠が爲に

殺されたり太平記。　直氏は、伊豫守・宮内少輔となる尊卑分脈・太平記。足利義詮が吉野を犯せるとき、直氏、兄賴康と焉に從ひしが、直氏、細川清氏等と、別に將として龍泉城を攻めしに、諸將、城の險しきを以て敢て逼らず、相持すること數月。直氏、部下戸藏尙守に謂て曰く、吾、龍泉を望むに、上に烏鳶多ければ、是、必ず虛城ならん。兵法に所謂、飛鳥驚かず、上氛氣なきときは、必ず敵の詐りて偶人を爲るを知るなり。試に部下を以て特に之を取らんと、乃ち急に營を拔きて、馳せ赴きしに、細川清氏・赤松範實、相繼ぎて至り、直氏が兵と柵を破りて入りしが、守兵、果して旣に遁れ、僅に羸卒百許人を留めたりしのみにて、戰はずして潰散しければ、乃ち城を火きて還りぬ太平記。戸藏尙守は、天正本に據る。　後、剃髮して信慶と號せり尊卑分脈。

譯文大日本史卷の二百十二

列傳第一百三十九

將軍家臣二十二
大友貞宗
少貳貞經　子　賴尙
小田治久
結城親朝
伊達行朝
千葉貞胤
大内義弘
荻野朝忠

大友貞宗、豐後の人にして、鎭守府將軍藤原秀鄕が後なり。五世の祖能直は、嘗て中原親能が爲に子養せられしが、後、本姓に復し、始て大友を以て氏となせり尊卑分脈○大友系圖に、能直を以て源賴朝が子となしたれども、今、取らず。說、賴朝が傳に見えたり。左近衞將監となり大友系圖。源賴朝に事へて寵遇せられ、從ひて藤原泰衡を討ちて功あり。又從ひて富士

野に獵せしに、會曾我祐成、弟時致と、父の讎を復し、營中大に擾れけるに、賴朝、親ら出で、拒がんと欲せしが、能直、爭ひて之を止めたれば、賴朝、其の忠誠を嘉せり東鑑。尋で豐前・豐後の守護を授けられ、鎭西奉行となり、又豐前守に任ぜられ、檢非違使を兼ねたりしが、子孫、襲ぎて守護・奉行となり、世西土に雄たり。父親時は、左近衞將監、式部大輔となれり。長子貞親は、蒙古を拒ぎて功ありしが、早く死したり。貞宗、因て兄の後を繼ぎて、左近衞將監・左衞門尉となり、近江守を兼ね、守護を襲ぎ、薙髮して、具簡と號す尊卑分脈・大友系圖を參取す。元弘中、帝の船上に在しゝとき、貞宗、菊池武時・少貳貞經と、竊に款を納れしが、既にして、武時、筑紫探題北條英時を誅せんことを圖り、使を遣はして來り告げたれども、貞宗、顧望して背て兵を出さゞりければ、武時、進みて英時を襲ひしに、貞宗、反て英時を援けて武時を殺せり。官軍の六波羅に克つに及び、貞宗、罪を得んことを懼れて、又貞經と謀を合せ、共に英時を攻めて之を殺せり。延元元年、足利尊氏、京師を犯さんとし、援を貞宗に求めけるに、貞宗、大內弘世・厚東宗西と、兵船三百隻を將ゐて之に應ぜしが、會尊氏、兵敗れて、退きて湊川に陣せしかば、貞宗、足利直義に從ひ、回りて官軍を拒ぎしかども、利あらざりき。貞宗、軍の連に敗れて更に戰ふべからざるを見て、尊氏に勸めて曰く、少貳貞經、筑紫に在りて、素より心を將軍に傾けたり。臣等、船隻甚だ多ければ、願はくは、速に駕りて筑紫に赴き、九國の兵を發して來り攻めば、再び勝たんこと期すべきなりと。尊氏、之に從ひて、筑紫に走れるを、菊池武俊、多

多良濱に迎へ戰ひしに、貞宗、復直義に從ひ、擊ちて之を破れり太平記。尊氏が再び京師に向ふに及び、貞宗、復直義に從ひ、攻めて福山城を拔き梅松論○太平記に云く、本間資氏が射たる所の鳥、大友が船に墮ちたりと。此に據れば則ち、貞宗には、尊氏が軍に屬したるにて、本書と異なり。進みて湊川に戰ひしが、直義、楠正成が爲に迫られしに太平記。貞宗、諸將と力戰して、遂に之に克ち北條宋本・南部本・阿源院本太平記。尋で諸將と、新田義貞を東寺に拒ぎて、之を卻けたり太平記。子は、貞載・氏泰大友系圖。貞載は、左近衞將監となり大友系圖・太平記。立花と號し大友系圖。新田義貞に從ひて、足利尊氏を鎌倉に討ちしが太平記。路に潛に款を尊氏に送り梅松論。竹下の戰に、乃ち尊氏に降り、反て官軍を擊ち破り、明年、尊氏に從ひて京師に入れり。會結城親光、佯りて降を乞ひけるを、尊氏、貞載に命じて之を受けしめしに、親光が爲に斬られて死せり太平記○梅松論に云く、衆、既に親光を殺しければ、貞載、創を裹み、親光が頭を持ちて尊氏を見たるに、尊氏、嗟賞せしが、明日、創甚しくして死せりと。未だ孰か是なるを知らず。貞載、子なければ、弟宗匡を以て後となせり大友系圖。氏泰は、脇屋義助に從ひて、足利尊氏を山碕に拒ぎしが、諸軍敗績して、遂に尊氏に降りければ太平記○大友系圖の一本に云く、氏泰、正慶二年死すと。誤なり。尊氏、授くるに源姓を以てせしに、大炊助・式部丞を歷たり大友系圖。足利直冬が肥後に奔るに及び太平記。大友の族、諸將と之に屬せしが、後、再び尊氏に降れり園太曆・祇園執行日記鈔○本書に、並に大友と書して、氏泰が名を載せず。今、考ふる所なし。氏泰、子なければ、弟氏時を以て後となせり。氏時、刑部大輔となり、正平中、歸順せしが、尋で、復義詮に降れり大友系圖・太平記。

少貳貞經、筑前の人なり。五世の祖賴平は、大友能直が祖景賴が養子となりて、武者所に補せられ、武藤と稱したり尊卑分脈○少貳系圖に云く、賴平が父賴榮、太宰少貳に任ぜらると。高祖資賴は、弓馬を善くし、源賴朝が爲に愛寵せら

れ、從ひて藤原泰衡を擊ちて功ありければ少貳系圖。筑前守に任じ○系圖に、筑後に作れり。鎭西守護となり、太宰少貳に任ぜられしが、子孫、世其の職を襲ぎて、太宰府に居り、因て少貳を以て族に命じ、岩門鄕を食めり尊卑分脈・少貳系圖。祖經資は、延元の初、菊池武敏と筑後の豐福に戰ひて功ありき小代文書。父盛經は、筑後守となりしが、鎌倉に卒したり。貞經、祖先の職を襲ぎ、薙髮して妙惠と曰ふ少貳系圖・少貳家譜。元弘中、帝の船上に幸せしとき、貞經、大友貞宗・菊池武時と、謀を通じて、北條氏を討つの綸旨を奏請せしに、帝、之を聽して、賜ふに錦旗を以てせしかば、武時、將に筑紫探題北條英時を擊たんとし、使を遣はして之を報じたれども、貞經、京師の戰に、官軍の利あらざりしを聞きたりければ、即ち其の使を斬り、貞宗と倶に英時を援けて、遂に武時を殺せり。官軍の京師を復するに及び、貞經、大に懼れ、使を遣はして貞宗と約結し、同じく攻めて英時を殺し、以て自ら贖へり太平記。足利尊氏が反きしとき、適貞經が二子、從ひて鎌倉に在りければ、尊氏、因て書を遣りて之を誘へり。已にして、尊氏、京師を犯して大に敗れ、乃ち弟直義と西に奔りて、將に太宰府に赴かんとせしに、貞經、多く馬仗を備へて其の至るを待ち、子賴尙等を遣はして、銳卒數百を率ゐ、往きて迎へしめ、幷に錦直垂を製して、尊氏兄弟に奉りしが、菊池武敏、邀へ擊ちて賴尙を破り、進みて太宰府に至りしに、貞經、兵寡くして支ふること能はざりき。武敏、火を縱ちて盡く其の備ふる所の戎器を焚きしに、貞經、內山の佛寺を保てり。會女壻原田某、貞經に逼り女壻は、西源院本太平記に據る。倶に出でゝ降らんと欲したれども、貞

經、肯かずして、乃ち士卒に謂て曰く、我、將軍の依賴を荷ふこと殊に重し。今、其の境に臨まるるを聞き、賴尙を遣はして奉迎せしに、挫衄して此に至れり。何の面目ありてか將軍を見んと。卽ち衆百餘人と腹を剳きて死せしが、少子僧宗應、戶を毀ちて薪となして、其の屍を火き、亦火中に投じて死せり太平記・梅松論。　貞經、命に臨みて、寺僧に囑し、賴尙等を戒めて曰く、汝が曹、我が爲に誦經修薦すること勿れ、唯善く將軍を輔けて、霸業を濟さしめよ。此は是大佛事なり。昔、三浦義明は、源家の將に與らんとするを知りて、死を衣笠に效し、褒賞をして子孫に延かしめたりき。我、將に義明たらんとす。汝が曹、愼みて吾が言を忘るゝこと勿れと。尊氏、其の死を聞き、甚だ之を悼惜して、哀、左右を感ぜしめたり。賴尙、是に由りて益恩遇せられたりと云ふ梅松論。　子は、賴尙。

賴尙、襲ぎて太宰少貳に任じ、筑後守となり、從五位上に敍せらる武藤系圖・太平記を參取す。　貞經が兵を擧ぐるや、北條英時、長岡惟幸をして、來りて變を察せしめしに惟幸が名は、金勝院本に據る。　貞經、病と稱して見ざりければ、惟幸、更に賴尙に詣り、則ち士卒の方に楯を製し鏃を砥ぐを視て、其の果して謀ありと謂ひ、其の出でゝ坐に就くを伺ひ、佩刀を拔き、前みて刺さんとす。賴尙、素より拳捷なれば、棋局を擧げて之を扞ぎ、惟幸と交搏ちしに、左右、競ひ集り、惟幸を亂刺して之を殺せり。賴尙、遂に父と倶に討ちて英時を殺し、後、兵を將ゐて足利尊氏が軍を迎へんとせしに、水木渡を過ぐる比ひ、菊池武敏、奄ち至り、悉く擊ちて後騎を殺しけるが、賴尙、水を阻てゝ還り救ふこと能はず太平記。　奔

りて尊氏に赤間關に會し、從ひて蘆屋津に至りしに、軍中、已に貞經が死を傳へたり。尊氏、召して之を問ひしに、賴尙、軍氣を沮まんことを恐れて、詭り對へて云く、或は然らじと。乃ち前導して宗像大宮司政弼が家に至らんとす（政弼が名は、金勝院本太平記に據る。）賴尙、進みて蓑尾濱に陣せしが、尊氏、武敏が大兵の來りて博多に屯せるを聞き、卽夜、賴尙を召して計を議す。賴尙曰く、宰府の戰に、貞經、輒く利を失ひしは、賴尙在らずして守兵寡少なりしを以てなり。然りと雖も、貞經、素より本國の地形を諳じたれば、料るに、其既に間道より脫れ出でたらん。將軍、明日兵を進められなば、則ち管內諸郡の兵、先を爭ひて來り屬せん。武敏が孤軍、多く慮るに足らず、賴尙、一人の力、以て之を制するに足りなんと。聞くもの、稍膽を強くし、進みて多多良濱に至りしに、賴尙、武敏が兵の盛なるを望み、尊氏・直義に請ひて曰く、敵兵衆しと雖も、今、當に來り降るべし。我が軍に抗せんと欲するものは、其の麾下三百に過ぎじ。賴尙、奮死して之を蕩かさば、則ち、敵は、是風前の埃のみと。戰ふに及びて、降るもの相屬ぎ、武敏、遂に敗走せり。尊氏が筑紫を取りたるは、此の戰に由れるなり。尊氏・直義、太宰府に至りて、始て貞經が死を知りて甚だ哀めり。直義、爲に喪を持し、軍士の喧譁を禁じ、帳を出でざること數日なりしかば、賴尙、酒肉を齎し、往きて謝して曰く、義に依りて節に伏するは、人臣の常分なるを、公の意を垂れらるゝこと此に及べるは、榮幸甚しとなす。然れども、軍機は、緩くし難し、請ふ、速に出で、將士を視られよと。因て、自ら起ちて酒を勸めたるに、直義、之

が爲に強て飮みて罷みぬ。尊氏、將に入りて寇せんとし、備後に至りて進取の策を議するに、或は云ふ、將軍兄弟、宜しく舟を同じくして進まるべしと。賴尙曰く、此の擧、天下の成敗に係れり。聞く、敵、多く中國の諸城を攻むと。先擊ちて之を破らば、略功を成すべきのみ。若し、兩將、舟師偏進せられなば、則ち誰か能く陸路の兵を掃はんものぞ。將軍は、宜しく海に由り、守殿は、陸に由りて進まるべし。賴尙、陸軍の前鋒を督し、血戰して敵を卻け、此を用て亡親の佛事に供せんと。尊氏、其の言を壯として之に從へり〇天正本太平記に、賴尙が議せし所を以て、得平秀光が言となしたり。賴尙、乃ち二千の兵を以て、直義に從ひて進み、湊川の戰に、大に功ありしが、遂に京師に入り、九國の兵を率ゐて延曆寺を攻め、戰敗れて還れり梅松論。已にして、新田義貞、來りて尊氏を東寺に討ちたるに、賴尙、大友貞宗・厚東某等と、拒ぎて之を破りければ、名和長年、戰歿したり太平記。梅松論。大友貞宗・厚東某は、太平記に據る。尋で直義が前鋒となり、官軍を阿彌陀峯に攻めて之を破れり。後、筑前に還りしが、尊氏は、與ふるに采邑數所を以てし、併て錦直垂を贈り、直義は、又贈るに愛馬を以てし、以て其の前後の功を勞へり梅松論。正平中、賴尙、菊池武光が爲に攻められ、勢窮りて之に降れり。一色直氏、賴尙を古浦城に攻めしに、賴尙、戰ひて大に敗れたれども、武光が援に賴りて免るゝことを得たれば、乃ち血書を貽りて之を謝したり。武光が畠山重隆を討つに及び重隆が名は、金勝院本に據る。賴尙をして兵を發して相援けしめんとせしに、賴尙、輒ち拔きて、阿蘇大宮司宇治惟時惟時が名は、阿蘇社文書に據る。と謀を通じて、兵を太宰府に擧げたれば、明年、武光、征西將

軍懐良親王を奉じて來り攻めけるに、頼尙、筑後川を隔て、陣したり。武光、進みて川を濟れば、頼尙、退きて大原に陣せしに、夜、武光が爲に襲はれて、大に敗れ、明日、苦戰すること數十合、又敗れて、死者凡そ三千餘人、遂に退きて寶滿嶽を保ちしが、尋で大友氏時と、武光を香椎に逆へ擊ちて、又敗れたり。足利義詮、斯波氏經を以て筑紫探題となして之を援けしかば、頼尙・氏時、氏經が子松王に從ひ、長者原に戰ひて、又敗れ、頼尙、退きて岡城に據りて、武光と相拒ぎしが、之を久しくして死せり。太平記。 三子、直資、冬資・頼澄。尊卑分脈。 直資、襲ぎて少貳となりしが、二子と、大原に戰死せしかば太平記・尊卑分脈を參取す。 直資○太平記に、直を忠に作れり。 冬資、少貳に任ぜられたり。建德中、足利義滿が、今川貞世を遣はして鎭西に還すや、適冬資、京師に在りしが、從ひて西し、天授元年、肥後に軍したりしに、貞世が爲に殺されたり。花營三代記。 頼澄は、越後守となり、冬資が死するに及びて歸順し、少貳に任ぜられ、探題となりぬ。尊卑分脈・武藤系圖・阿蘇社文書を參取す。

小田治久、初名は高知、八田知家七世の孫なり。父貞知は、常陸介となり、世常陸の小田の地を食みて、著姓たりき。尊卑分脈・小田系圖○貞知は、或は貞宗に作れり。 治久、尾張權守となり尊卑分脈・結城文書。 元弘元年、關東の軍に笠置に從ひ、轉じて楠正成が城を攻めたり光明寺藏書殘編。 帝の隱岐に遷るに及び、治久、佐佐木高氏等と、護送せしが天正本太平記。 北條氏滅びて、治久、歸順し、幾もなくして、宮內權少輔に任ぜられたり尊卑分脈・結城文書・烟田文書。 足利尊氏が反くや、本國の將士、之に黨するもの多かりけれども太平記。 治久、小田城に據りて、尊氏

が黨と相抗せり。延元二年、鎭守府大將軍源顯家が西上するや、途、下野よりし、別に侍從源顯國を遣はして常陸より進ましめしに、治久、出で丶之に屬し、佐竹義春が兵を出して路を遮りしを、卽ち擊ちて之を卻け（烟田文書。）進みて顯家に途に會せり（今川記。）明年、顯家、戰歿したれば（元弘日記裏書・太平記。）治久、還りて其の城に據り、兵を分ちて志筑城を守れり。時に、前常陸大掾平高幹、尊氏に應じて石岡城に在りしが、治久、兵を遣はして之を攻めたり（常陸税所文書。）是の歲、准大臣源親房、漂ひて常陸に至りしに、治久、之を迎へて城に入れ、供給すること年を經たれば（結城文書。）朝廷、特に治久に左近衞權少將を授けれり。（小田系圖○按ずるに、本書には、少將を中將に作れり。今、太平記・今川記に據りて之を訂す。）仍て常陸介を兼ねしめ（小田系圖・結城文書。）本國守護となしたり（結城文書。）尊氏、關東將士の王に勤むること多きを患へ、高師冬をして、來りて小田城を圍ましめたり（保曆間記・結城文書・常陸税所文書。）師冬、更に平高幹を遣はして、志筑城を攻めしむること數月なれども、拔くこと能はざれば、（常陸税所文書。）師冬、密に說者をして治久に啗すに利を以てせしめたるに、治久、方に戰に倦みたりければ、其の說を聞くに及びて、竊に二心を懷けり。親房、之を察知して、檄を馳せて援を結城親朝に請ひしに、親朝、觀望して來り救はざりけるが、治久、既に意を決し、敵を引きて城に入れしかば、親房、奔りて關城を保てり。治久、既に師冬に降りしに、師冬、前約を變じて、其の守護を奪ひ、其の邑を削りて、延元已後任ぜられたる所の官職を停め、舊に仍りて、宮內權少輔と稱せしめたれば、治久、大に失望し、再び歸順の意ありしかども、果さゞりき（結城文書。）正平七年、尊氏が軍に從ひて、新

田義宗と、笛吹坂に戰ひて之を敗り（太平記。）是の年、死す（小田系圖。）治久、略書史に涉りて、文才ありき（空華集。）治久が家、世相傳ふ、始祖知家は、源義朝が庶子なりしが、藤原宗綱が爲に養はれて（尊卑分脈。）藤原氏を冒せりと。是に至りて、尊氏に請ひ、改めて源氏となれり（小田系圖。）子孝朝は、讃岐守となり（小田系圖。作者部類。）後、薙髮して恵尊と曰へり（小田系圖・鎌倉大草子。）弘和中、足利氏滿が自ら兵を將ゐて小山義政を攻めしとき、孝朝、先鋒となりて功ありき。元中中、義政が子若犬丸、兵を擧げしに、氏滿、擊ちて之を敗りければ、若犬丸、亡げ匿れたり。野田等忠、其の黨一人を捕へて、之を鎌倉に致しゝを、有司、鞫問しけるに、囚曰く、小田孝朝父子、竊に若犬丸に黨せり。故を以て、隱れて其の家に在りと。氏滿、將に孝朝を收へんとしければ、孝朝、其の子二人及び信太某等を率ゐて、男體山に據れり。氏滿、上杉朝宗をして之を攻めしめんとせしが、城、山頂に在りて、尤も險絶となせるに、孝朝、拒守すること甚だ力むれば、鎌倉の兵、多く創を被り、年を踰えて拔くこと能はず。氏滿、使を遣はし、孝朝を諭して曰く、汝、速に出でゝ降らば、則ち其の罪を宥し、食邑舊に仍らん、我、敢て食言せじと。孝朝、遂に出でゝ降りたれども、子五郎、肯て出でず（五郎は、喜連川系圖に據る。）餘衆を率ゐて男體山に據りたれば、鎌倉の兵、曉霧に乘じて急に之を擊ちしに、城兵、狼狽して、五郎、城を火き、衆百餘人と共に自殺したり。孝朝は、先出でゝ降りたるを以て免るゝことを得たりしが（鎌倉太草子・僧頼印行狀を參取す。）應永二十一年、死す。孝朝、書及び和歌を善くせり。子治朝は、父に先ちて死せしかば、孫持家、嗣ぎたり（小田系圖。）

結城親朝、七郎と稱し、上野介宗廣が長子にして結城家譜・結城文書を參取す。參河守たり。元弘三年、帝、隱岐に在して、遙に宗廣及び親朝に敕して、北條高時を討たしめしに、宗廣、鎌倉に在りしが、護良親王の令に應じ、諸將と俱に鎌倉を攻めて之に克てり。時に、親朝は、留りて陸奧の白河邑を守り、奧羽の兵を聚め、以て不虞に備へたりしが、亂平ぎて、功を以て糠部郡九戶邑を賜る結城文書。鎭守府大將軍源顯家が鎭に至るに及び、親朝、評定衆となり、引付頭人を兼ねて、國政を預り議す建武二年記。建武二年、白河・高野・巖瀨・安積の四郡及び近接諸邑の檢斷となり、尋で大藏權少輔に任ぜられ、延元二年、下野守護となり、高野郡の地を賜りて、以て前功を賞せられたり。賊兵、陸奧の五百河に據ることありしに、源顯家、兵を發して之を討ち、親朝をして之を援けしめしが、何もなくして、大藏權大輔となり、從四位下を授けられたり結城文書。明年、顯家が鎌倉を復して西上するとき、宗廣、之に從ひ、親朝を留めて本國を鎭めしむ。既にして、顯家、敗死し、宗廣も、亦伊勢に病死せしかば、親朝、心に危懼を懷けり太平記。准大臣源親房が漂ひて常陸に至るに及び、謀を親朝に通じて俱に敵を擊ちしが、四年、敵を長福砦に擊ちて之を敗れり結城文書。興國元年、鎭守府大將軍源顯信が陸奧に至るとき、親朝が城に入り元弘日記裏書。進みて將に府に入らんとせしが、石塔義房が爲に遮られて、進むこと能はず、途に義房と相持せしに、親朝、兵を遣はして之を援けたれば、帝、其の功を嘉し、就きて修理權大夫に拜したり結城文書。明年、子顯朝と、顯信に從ひ、義房を攻めて其の城を拔きしが結城

伊達行朝

文書・阿蘇社文書を參取す。　四年、源親房、關城に在りて、制を承けて親朝を以て上總守護となせり結城文書。　初め、宗廣が死するや、遺言して、親朝を誡むるに必ず賊を誅せんことを以てせり。故を以て、親朝、初め、力を竭して敵を制したれども、既にして、官軍、連に將帥を喪ひ、往往叛き去るより、親朝、亦勢の支ふべからざるを度り、頗る異心を懷けり太平記・結城文書。　親房が小田城に據りて敵の爲に圍まれ、援を親朝に請ふに及び、親朝、之を許して果さゞりければ、親房、走りて關城を保ち、數手書を遣りて援を求め、激勵切至すれども、親朝、終に之に應せず、是の歳、遂に叛きて足利氏に降れり。是に於て、親房、城を棄てゝ西に走り、關東、相次ぎて陷沒せり結城家譜。　正平の初、足利尊氏、吉良貞家を遣はして陸奥を鎭めしめ尊卑分脈。　因て兵を發して源顯信を擊ちしが、時に、親朝、病に罹り、子顯朝を遣はし、貞家に從ひて、顯信を靈山・宇津峯等の處に擊たしめたるに、顯信、敗走しければ、乃ち後を躡みて出羽に赴き、立谷澤城を攻めて頗る功ありしが、尋で死す。三子、長顯朝は、彈正少弼、次朝常は、參河守、次朝胤は、左兵衞尉、初め、皆力を王師に竭したりしかども、後、親朝と倶に叛き去りしが、源顯信が再び兵を發して陸奥に入るに及び、顯朝・朝常等、竊に之に應じ、義を擧げんことを圖りて果さず、返て吉良貞家に從ひ、顯信を攻めて之を走らせたり結城文書。

伊達行朝、陸奥の人にして伊達系圖・結城文書。　常陸介藤原時長が後なり。時長は、源頼朝に仕へて、常陸の伊佐の地を食みたりしが、女ありて大進局と曰へるが、頼朝が爲に幸せられて、一男を生めり。故を

以て、時長、親近せらるゝを得たるが、薙髪して念西と曰へり。文治中、頼朝に從ひて藤原泰衡を陸奥に討ち、軍、熱借山に次りしとき、時長、子爲宗等と先登して、伊達郡の敵壘を敗りしが、爲宗、信夫莊司佐藤元治を獲たり。陸奥平ぎて、頼朝、伊達郡を以て時長に與へければ、因て焉を氏となせり。爲宗、常陸冠者と號し、皇后宮權大進となり東鑑。子孫、世陸奥に居る伊達系圖。行朝、藏人となり、左近衞將監に任ぜられ建武二年記。後、宮内大輔となり伊達系圖・結城文書。結城親朝等と同じく評定衆に列し、引付職を兼ねて、奥羽の訴訟を預り聽く建武二年記。建武二年、北條時行が反けるとき、會賊ありて陸奥の長倉に起りければ、行朝、撃ちて之を敗り結城文書・元弘日記裏書を參取す。尋で源顯家に從ひて西上し、園城寺に戰へり太平記。延元二年、顯家、行朝等をして五百川の賊を討たしめければ、乃ち田村莊司が兵を併せて、倶に撃ちて之を平げ結城文書。再び顯家に從ひて西上せり。時に、芳賀禪可、宇都宮城に據りて叛きしかば、顯家、行朝等を遣はして之を攻め、圍み攻むること三日にして、遂に之を降せり太平記。後、顯家戰歿して、又源親房に從ひて常陸に至りしに、親房は、小田城に據り、行朝は、伊佐城に據れり。高師冬が來り攻むるに及び、親房、走りて關城を保ちしを、師冬、環りて之を攻むること數年、糧盡きて城陷りしかば、敵、兵を盡して、來りて伊佐城を圍みしに、行朝、衆を勵して拒守せり結城文書・別府文書・關城書を參取す。既にして、其の族の陸奥に在るもの、結城親朝と倶に敵に降りければ結城文書。行朝、孤城の支へ難きを度り、遂に出で、師冬に降り常陸税所文書。正平三年、死す伊達系圖。行朝、和歌を好みしが、其の詠ずる所、多く敕

撰諸集に入れり（續千載和歌集・新千載和歌集・新拾遺和歌集・新後拾遺和歌集・風雅和歌集○作者部類に曰く、二階堂行朝・伊達行朝は、同時の人、且つ同姓にして、亦皆和歌を善くして、共に勅撰諸集に入る。撰者、其の同姓名にして分別なきを以て、伊達行朝が名を改めて朝村となし、以て集中に收めたりと云ふと。）子宗遠、彈正少弼となる（○按するに、相馬文書に曰く、正平七年、源顯信、兵を起し、陸奥に入りて、國府を襲ふ。時に、伊達飛驒前司・田村莊司等、皆馬に屬せりと。飛驒前司は、蓋し宗遠たらん。）宗遠が子政宗は（伊達系圖。）大膳大夫となり、剃髮して圓孝と曰ひ（伊達系圖・結城文書○鎌倉大草子に、孝を敎に作れり。）應永七年、鎌倉に在りて、足利滿兼が爲に憾まれ、葦名滿盛と、竊に亂を作さんことを謀り、逃れて陸奥に還り（結城文書。）赤館に據りて兵を擧げしに（鎌倉大草子。）鎮將足利滿貞、陸奥の將士に命じて之を擊たしめたれども（結城文書。）克つこと能はざりき。九年、足利滿兼、上杉氏憲を遣はし、兵を將ゐて之を攻めしめたるを、政宗、擊ちて之を卻けたり。滿兼、更に大兵を遣はして圍み攻めければ、政宗、力盡きて出で降れり（鎌倉大草子。）

千葉貞胤、下總介胤綱が玄孫なり。襲ぎて千葉介と稱し（千葉系圖。）修理大夫となり（作者部類。）元弘元年、大佛貞直に從ひて、楠正成を赤坂城に攻めたり（光明寺藏書殘編。）二年、北條高時、貞胤等を遣はし、車駕を護衞して隱岐に至らしめしに（太平記。）明年、新田義貞、兵を起しゝかば、貞胤、往きて之に從ひ、高時が將金澤貞將を鶴見に擊ちて之を破り（梅松論。）建武中、從ひて足利尊氏を討ちて、屢戰功あり。帝の延暦寺に幸するに及び、貞胤、兵を將ゐて護衞す。源顯家が陸奥より王に勤めしとき、貞胤、兵を率ゐて之に屬せり（太平記。）義貞が園城寺を攻むるとき、貞胤、伯父宗胤と先登し、門を奪ひて前みしが、宗胤、力戰して陣に歿せり（太平記・千葉系圖。）尋で皇太子に從ひて北國に赴き、雪に遇ひて路を失ひしに、適足利高經

が軍に遇ひたれども、貞胤が士卒、皆飢ゑ凍えて、復鬪ふこと能はず、衆、自殺せんと欲したりしを、高經、使を遣はして之を招かしめしかば、貞胤、遂に部下五百騎と之に降れり。正平の初、高師直に從ひて、楠正行と、四條畷に戰ひ太平記。六年、京師に死す常樂記・千葉系圖。年六十一。子氏胤、襲ぎて千葉介と稱し千葉系圖。從五位下に敍せられ、和歌を能くす作者部類。正平六年、足利直義が男山に據るや、氏胤、往きて之に屬せしが園太暦。已にして、又尊氏に從ひて、直義と薩埵山に戰ひ、上杉憲顯等を追擊し、早河尻に戰ひて敗れたり。明年、復尊氏に從ひ、新田義宗と、笛吹坂に戰ひて之を敗りしが太平記。十八年、病みて美濃に死す千葉系圖。

大內義弘、孫太郎と稱し、周防の人なり。姓は多多良氏、其の先正恒、大內を以て氏となし、十世の祖盛房より、世周防權介に任ぜられたり。父弘世は、從五位上を授けられ大內家譜。元弘・建武の間、亂に乘じて周防・長門の地を攻め取り、以て王師に勤めたれども、正平十九年、叛きて足利義詮に降れり。因て二國の守護を授けられ太平記。後、石見守護を加授せられしに大內家譜。長門前守護厚東駿河守、封を失ひしを恨み、菊池武光と、弘世を攻めんとせしに、弘世、之を聞き、武光を豐後に襲ひ擊ちて、大に敗れ、僞り降りて免るゝことを得て還りしが、顯に其の狀を言はず、多く金帛を齎して京師に赴き、義詮が左右に賂ひて、盛に聲譽を得たり太平記。義弘、驍勇絕倫にして、和歌を好みしが文祿清談。年十六にして、今川貞世と筑紫を略し、前後二十餘戰、遂に鎭西を平げ應永記。左京權大夫となり、從四位上

山名氏淸が義滿に叛くに及び、義弘、氏淸が驍將小林某と、四條大宮に戰ひて之を斬りければ、義滿、褒賞して、授くるに和泉・紀伊の守護を以てせり。大内家譜。旣にして、山名義理、紀伊に在りければ、義滿、義弘に命じて之を擊たしめしに、義理、戰はずして遁れたり。明德記。時に、官軍、日に衰へ、境土縮削せられて、勢支ふること能はず。明年、義弘、吉野の行宮に詣りて講和を議せしに、議成りて、神器、京に入り、皇統、一に歸したるは、義弘、與りて力ありき。應永四年、義滿、義弘に命じて西海に赴かしめ、少貳・菊池等の族と戰ひて、之に克てり。應永記。後、薙髮して有繁と號し、喜連川系圖○大内家譜に、佛實に作れり。雄疆富盛なること、天下に冠たり。時に、三管領、頗る威福を張りて、義弘が功を忌みけるに、義弘も、亦功を恃み驕驁にして、之が爲に屈せざりければ、是より、義弘が爲す所は、三管領、每に沮みて之を激せしめしが、文祿清談。義滿、居を北山に營むに及び、諸將をして助け作らしめ、且つ令して曰く、士卒をして役に充てしめよと。義弘曰く、我が卒は、弓矢に役すべく、土木に役すべからずと。義滿、之を罪せずと雖も、而も、大に之を恚りしかば、義弘も、亦自ら安せず。臥雲日件錄。潛に謀を足利氏滿に通じ、東西兵を稱げ、期を刻して京に入らんと欲す。其の意、蓋し義滿を刼して三管領を除かんとするに在るなり。六年、義弘、界浦に至り、使を遣はして義滿に報せしに、尊道法親王、義滿が意を以て使を遣はして之を召せども、往かざれば、義滿、又僧中津を遣はして之を諭しけるに、義弘、乃ち衆と之に答ふる所以を議

す。子弘茂弘茂は、一本大内系圖に據る。進みて曰く、大人、身六國を有たれたるは、亦已に榮なれども、今、將軍、使を遣はして大人を諭さるゝに、其の意、甚だ厚し、宜しく圖を改めて命を奉ぜらるべしと。平井備前も、亦之を諫めしが、杉豐後曰く、大計既に立てり、豈に中止すべけんやと。義弘、之を然りとし、乃ち中津を見て曰く、臣、嘗て今川豫州を助け、海を航して敵を殄し、而して、九州平ぎぬ。氏清が亂に、臣、其の驍將を斃し、其の凶鋒を折き、而して、賊黨敗れたり。劍璽は、天朝の寶器にして、秦璽の比すべきに非ざるを、臣、和議を倡へて、之を京師に還し、南北、一となれり。此皆臣が功なり。然るに、將軍、嚮に臣をして少貳を伐たしめ、陰に彼をして臣を圖らしめられしが、臣、果して何の罪かある。今聞く、將軍、將に臣が封國和泉・紀伊を奪はれんとすと。臣、又何の罪かある。且つ臣を召して京に至らしめんとせらるゝは、此臣を誅せんと欲せらるゝならんと。中津曰く、將軍、豈に少貳をして君を謀らしめられんや。兩國を奪はんとするに至りては、特に巷議のみ、果して何の徵する所かある。君の功、高し、宜しく遜退を以て之を保たるべしと。義弘曰く、師、言ふこと勿れ。已に鎌倉殿と約して、將に罪を營中に問はんとす。來月二日を待ち、入りて將軍に見えんと、乃ち衣を振ひて起ちければ、中津、還り報ず。是に於て、義滿、細川賴之・畠山滿家等を遣はして之を擊たしむ。義弘、義滿が出で、東寺に陣すと聞き、乃ち石津に至り、北に向ひて一拜して、堺浦に還り、多く樓櫓を設けて、守禦の備をなす應永記。一日、住吉社に禱りけるに、巫、俄に發狂し、騰跳して曰く、義

弘が計、猶雪の爐に著くがごとしと。義弘、笑ひて曰く、我、寡を以て衆を破らんこと、猶雪の火を滅すがごとくならんと。文祿清談。幾もなくして、諸軍、來り攻む。義弘、出で、戰ひて、殺傷すること算なく、夜半に至りて罷む。既にして、諸軍、又界浦を圍み、火を上風に縱ちしに、風烈しく火熾にして、城兵、多く死せり。義弘、乃ち馳せて敵に赴き、縱橫衝突するに、向ふ所、摧靡すれば、滿家に遇ひて決せんと欲せしに、滿家が兵、之を圍み、從兵、悉く死せり。義弘、身に重創を被りて、復鬪ふこと能はず、大に呼びて曰く、身は、是無雙の驍勇大内義弘なり。我が首を擕へ去りて、之を將軍に示せと。遂に滿家が爲に殺されたり。弘茂、將に自殺せんとせしが、平井備前、之を止めて降らしめければ、乃ち兵三百を以て降れり。應永記。子孫、世數州を領し、西土に雄たり。大内家譜。

荻野朝忠、彦六と稱し、丹波の人なり。後醍醐帝の船上に在せるとき、朝忠、族人と、衆を集めて王に勤め、左近衞中將源忠顯に從ひ、六波羅を攻めて利あらず。朝忠、安達祐秀・兒島高德等と、敗卒三千餘人を招集し、丹波に還りて高山寺城に據る。未だ幾ならざるに、足利尊氏、義を篠村に擧げしが、朝忠、之に屬することを欲せず、別に高德等と、若狹より進みて京師に入れり。尊氏が反くに及び、朝忠、久下・長澤・波波伯部の族と、仁木頼章を推して將となし、以て之に應ぜしが、尋で事を以て尊氏を怨望せり。興國六年、兒島高德、新田義治を奉じて兵を起し、竊に使を遣はして朝忠に說きけるに、朝忠、之に從ひ、又高山寺城に據り、日を刻して同じく事を擧げんことを謀る。尊氏、之

を聞き、山名時氏をして之を攻めしめしに、時氏、長圍を爲りて糧道を絶ちしかば、朝忠、保つこと能はず、遂に出で降り〈太平記。〉丹波守護となり〈園太曆。〉尾張守に任ぜられ、正平三年、高師直に從ひて、四條畷に戰へり〈諸異本太平記。〉七年春、國人、兵を擧げて朝忠を攻めけるに、朝忠、敗走して〈園太曆。〉後、終る所を知らず。

譯文大日本史卷の二百十二終

譯文大日本史卷の二百十三

列傳第一百四十

文學一

王仁
船史辰爾　葛井宿禰廣成
紀朝臣清人
山田史御方
高丘宿禰河内
太朝臣安萬侶
百濟王倭麻呂
下毛野朝臣蟲麻呂
刀利宣令
下毛野朝臣古麻呂
調忌寸老人

伊與部連馬養
大倭宿禰長岡
陽侯史眞身
矢集宿禰蟲麻呂
鹽屋連古麻呂
山田史銀
大倭宿禰小東人
守部造大隅
越智直廣江
背奈公行文
調忌寸古麻呂
淸村晉卿
紀朝臣古麻呂
楢原朝臣東人
榮井宿禰蓑麻呂

武以て業を創め、文以て成を守るは、猶陰陽寒暑の偏廢すべからざるがごときなり。國朝、武德夙に播き、文教後に興れり。應神、百濟の貢を受け、天智、周孔の道を學びてより、風化大に行はれ、品物咸く亨り、州縣に庠序學校あり、府庫に經史子集あり、成均に釋菜し、禮闈に策試し、奬學・勸學・學館の設は、皆英才を教育し、德業を薰陶する所以にして、科は四道に分れ、選は二曹に重く、上行ひ下效ひ、文武脩擧したりき。爾來、聖主、學を典り、乙夜の覽懈らず、絃誦、弘仁・天長に盛に、奎壁、延喜・天曆に聯り、郅隆の治、前古に卓越し、薦紳髦彥、勃焉として蔚興せり。然れども、其の流弊に至りては、徒に記誦詞章の習に騖せて、窮理盡性の原に反ること能はざりき。故に、文藝を以て世に名あるもの、頗る多かりけれども、儒學を以て道を弘めたるものは、幾ど希なりき。其の文の體格の如きも、亦偶儷聲律に拘りて、爾雅、古に近くこと能はざりしは、蓋し隋末唐初の綺靡彫琢の風を沿襲したるに由れるなり。苟くも豪傑の士の、起りて之を倡ふるあらば、則ち晉魏を凌軋し、漢周に頡頏すと雖も、亦難からざりしなり。易に曰く、天文を觀て、以て時變を察し、人文を觀て、以て天下を化成すと。聖人賁を用ふるの道至れり。吉備眞備・阿倍仲麻呂が若きは、藻を摛べ才を騁せて、名を異域に播き、淸原夏野・菅原道眞は、工を寅べ載を熙めて、光を竹帛に垂れたり。其の餘、名流鉅公、徽猷を黼黻し、事業に著れたるものは、皆自ら傳を立てたり。今、專ら文藝を以て稱せられたるものを取り、撰次して文學傳を作る。

王仁○古事記に、和邇吉師に作れり。今按ずるに、王仁・和邇、音讀相通ず。百濟の人にして、其の祖を狗と曰ひ、狗が先を鸞と曰ひ、漢の高祖より出でたり。狗、始て百濟に至り、因て焉に家せり續日本紀桓武紀。王仁、博く經籍に通ず。應神帝の十五年、百濟使阿直岐○古事記に、阿知吉師に作れり。來りて良馬を貢せしかば、帝、即ち之に命じて焉を養はしめたり。阿直岐、能く經傳に通じたりければ、皇太子、之を師となしゝに、帝、嘗て阿直岐に問ひて曰く、汝が國の博士、汝に賢れるものありやと。對へて曰く、王仁といふものあり、是國の秀なりと。帝、即ち荒田別・巫別を遣はして之を徵さしめしに、王仁、遂に從ひて來り日本紀。論語十卷・千字文一卷を獻じたり古事記。是に於て、皇太子、從ひて焉に學べり日本紀。王仁、能く和語に通じ、仁德帝即位のとき、和歌を作りて之を賀して曰く、浪速津に咲くや此の花冬ごもり、今を春邊と咲くや此の花と。世、陸奥の采女が安積山の歌と、並べ稱して和歌の父母となせり古今和歌集序。仁德帝の即位のとき、和歌を上るは、奥義鈔に據る。履中の朝に、內藏を建てゝ、官物を收め、王仁と阿知吉師とをして其の出納を錄せしめたり古語拾遺。孫を阿浪古首と曰へり。書首・文忌寸・武生宿禰・古志連・栗栖首・櫻野首等は、皆王仁が後なり姓氏錄。書首は、日本紀に據り、文忌寸は、續日本紀。

船史辰爾、本姓は王、其の先は、百濟人なり。初め、應神帝、荒田別に命じて有識者を百濟に求めしめしに、其の國主貴須王、其の孫辰孫王一名は、知宗王。を以て之に應じ、使に隨ひて入朝せしめければ、帝、之を嘉して、以て皇太子の師となし、大に儒風を闡けり。其の子太阿郎王、仁德帝の近侍となれり。太阿郎王、亥陽君を生み、亥陽君、午定君を生みしが、午定君、三子あり、長は味沙、次は辰爾、次は麻

呂續日本紀桓武紀〕辰孫王は、應神帝の時に當り、荒田別、之を百濟に得て、太子の師となす。其の事、大に王仁に類せり。疑ふらくは、別人に非ざらん。今、考ふる所なし。　欽明帝の十四年、樟勾宮に幸せしとき、辰爾、敕を奉じて、數船賦を錄しければ、卽ち辰爾を以て船長となし、因て姓を船史と賜ひしが、船連は、乃ち其の後なり〇姓氏錄に、船連を以て太阿郞王三世の孫智仁君の後となせり。智仁は、卽ち辰爾、訓讀相通ず。　敏達帝の元年、高麗、上表せしかば、諸史を召して之を讀ましめけれども、通曉すること能はざりければ、辰爾、爲に文義を解釋せしに、帝、奬諭して曰く、勤めたるかな辰爾、懿きかな辰爾、汝が好學に非ざりせば、誰か能く之を解するものぞ。今より後、宮中に近侍せよと。復詔して、東西の諸史を責めて曰く、汝等が業、何ぞ成ることなき、汝等、衆しと雖も、辰爾に及ばずと。又高麗の上表に、烏羽を用ひて、字跡別つべからざりしが、辰爾、其の羽を取りて之を飯甑に蒸し、帛を以て之に印せしに、文字、盡く見れ、始めて讀むことを得たりければ、帝、大に之を嗟異したり〇十訓鈔に曰く、烏羽表を讀めるは、或は以て史師明が事となせりと。未だ何に據れることを知らず。　白猪膽津といふものは、辰爾が甥なり。　欽明帝の三十年春、膽津に詔して、白猪の田部の丁籍を檢せしめしが、是の歲四月、遂に其の籍を定め、結びて田戶となしければ、帝、其の功を嘉して、姓を白猪史と賜ひ、尋で田令に拜し、山田瑞子を副となせり。　敏達帝の三年、大臣蘇我馬子を吉備國に遣はして、白猪の屯倉及び田部を益し置かしめしに、卽ち其の田部を以て籍に名け、之を膽津に授けたり日本紀。

葛井宿禰廣成、本姓は白猪史、從六位上に敍せられ、大外記となり、養老中、遣新羅使となり、今の姓を賜る續日本紀。　嘗て試を奉じて對策せしが、問に曰く、禮は敬を主として、以て五別を成し、樂は和

を本として、以て八音を抱ぬ。身を節し性を陶ぐるの用、寔に斯の道に由り、世を御め民を安ずるの義、既に焉に盡きぬ。世に因りて損益せりと雖も、而も、百王相因り、禮樂を利用せるは、已に前聞あれども、未だ優劣を決せず。庶はくは、其の別を詳にせよと。對に曰く、臣聞く、三才、始て闢けて、禮旨爰に興り、六情漸く崩して、樂趣亦動くと。固より知る、陰禮の作りしは、綿代に基きて自ら遠く、陽樂の開けしは、邃古に肇りて實に遐きことを。但結繩以往は、杳然として述べ難く、書契而還は、炳焉として談ずべし。原ぬるに夫、禮は是國を肥すの脂粉にして、樂は即ち俗を易ふるの鹽梅なり。揖讓の堯舜、斯の道に率ひて以て上に安じ、干戈の履發、茲の緒を抱きて以て下に化したり。美善なれば則ち、丹蛇赤龍の瑞自ら臻り、和諧すれば則ち、黃竹白雲の曲彌韻く。所以に、高きは天涯に曁びて、日月と共に倶に懸り、遠きは地角に遍くして、山川と與に齊しく峙つ。水火の物に利あるに辟へ、梨橘の口に味あるに方べん。縱姜生が地を制することなからんも、而も、夏氏が天に應ずることあらば、則ち敬異の旨悉く卷き、親同の跡偏に舒びんは、誠に乃ち俎豆の業、鐘皷の節なれば、理に於て終に須らく兩ながら行ふべく、義に在りて寧ぞ一を廢すべけんと。又問に曰く、李耳、嘉遁して以て虛玄の理を示し、宣尼、危難して而して仁義の敎を修めしに、或は以て精となし、或は以て麤となせり。其の理如何。庶はくは、所以を聽かんと。對に曰く、竊に聞く、山林を眷みて以て黃綺を披るは、道德の玄致なり。是則ち柱下の風。皇朝に入りて以て靑紫を拖くは、仁義の敦備なり。彼は

則ち司寇の訓、故に淸虛の理、二篇に煥にして、春日に同じく、折旋の蹤、五經に明にして、秋月に類したれば、誠に能く蒼生の沈溺を拯ひ、皇風の絕廢を繼ぐと。伏して惟みるに、聖朝は、德、萬寓を光し、化、五岳より高ければ、動植、其の亭育に苞く、翔走、其の陶鑄に荷り、烈風五日、曾て條を鳴さず、崇雨一旬、終に塊を破ることなし。復乃ち南蠻の裸壤、靑露を占ひて以て海に航し、北狄の章身、白雲を蹈みて以て山に梯す。巍たり藹たり、其の化此の如し。猶懼る、聃丘の敎、未だ汚隆を備へず、玄儒の旨、雄雌を虧くことあらんことを。其の條目を分ち其の精麤を辨たんことを思欲するに、竊に以らく、玄は獨善を以て宗となして、愛敬の心なければ、父を棄て君に背き、儒は、兼濟を以て本となして、尊卑の序を別てば、身を致し命を盡さんを。玆に因りて尋ぬれば、鹽酸斷ずべしと。經國集。天平中、外從五位下に進む。新羅の來聘せしとき、廣成、多治比土作と、筑紫に往きて、供客の事を檢校し、上言すらく、新羅使、調を改めて土毛と稱し、書尾に物數を注せり。之を舊例に稽ふるに、大に常例を失へりと。太政官、處分して、水手已上を召して、告ぐるに失禮の狀を以てし、其の使を放還したり。歸りて備後守となり、從五位上に累進し、寵遇甚だ篤かりしが、車駕、廣成が宅に幸して、宴飮留宿し、廣成及び妻縣犬養八重に正五位上を授けたり。勝寶の初、中務少輔となる。續日本紀。

紀朝臣淸人〇淸を、或は淨に作れり。和銅中、國史を撰ぶに與れり。靈龜元年、學業を褒めて穀百石を賜ひ、養老の初、再び穀百石を賜ひ、文章博士となし、詔して、山田史御方・山上臣憶良・越智直廣江・高丘

宿禰河内・鹽屋連古麻呂・刀利宣令等十餘人と、退朝ごとに東宮に侍せしめ、尋で學優にして師範たるに堪ふるを以て、絁絲布鍬を賜ふ。天平中、右京亮を歴て、治部大輔に除せられ、再び文章博士を兼ぬ。帝の難波宮に幸せしとき、淸人等、留りて平城を守りしが、從四位下、武藏守となり、勝寶五年、卒す（續日本紀）。

山田史御方（○日本紀に、御方を御形に作り、懷風藻に、三方に作れり。訓讀通ず。）魏司空王昶が後なり（姓氏錄）。初め、浮屠となりて、新羅に學びたりしが、持統帝の時、還俗して、務廣肆を授けられ（日本紀）、文武帝の初、正六位下を授けられ、慶雲中、學術を嘉せられて、布鍬鹽穀を賜り、和銅中、從五位下に進み、周防守となり、養老中、從五位上に進み、文章博士となり、六年、贓に坐す。詔して曰く、周防前守山田史御方は、監臨犯盜にして、理合に除免すべければ、先に恩降を經て、赦罪已に訖り、法に依りて贓を備へしめんとするに、家に尺布なし。朕、念ふに、御方、笈を遠方に負ひて、蕃國に遊學し、歸朝の後、生徒に傳授し、文館の學士として、頗る文を屬することを解したり。如し若人を矜まずば、斯の道を墮さんか。宜しく特に恩を加へて、贓を徵せしむること勿るべしと（續日本紀）。後、大學頭に至る（懷風藻）。

高丘宿禰河内、本姓は樂浪。父沙門詠は、天智帝の時、百濟より投化せり。河内、初め、播磨大目となりて、正倉を造りければ、和銅中、功を賞して位一階を進め、絁十匹・布三十端を賜ふ。養老中、文章博士となり、神龜の初、改めて今姓を賜りぬ。天平中、右京亮となりて、京都の百姓の宅地を

班ち、造宮輔となりて、紫香樂離宮を營み、伯耆守に改められ、勝寶中、正五位下、大學頭に至る。子比良麻呂は、少くして大學に遊び、博く書記に涉りしが、寶字中、越前介となり、內藏助に遷りて、大外記を兼ね、藤原仲麻呂が反を謀りしとき、比良麻呂、變を上りて、從四位下を褒授せられたり。神護の初、勳四等を賜り、尋で遠江守を兼ね、景雲元年、右兵衞亮を兼ね、內藏頭に至り、連を改めて宿禰の姓を賜りぬ續日本紀。

太朝臣安萬侶、神八井耳の後なり姓氏錄・日本紀私記。慶雲の初、從五位下に敍せられ、和銅中、正五位上に進み續日本紀。勳五等を授けられ、敕を奉じて、古事記を撰ぶ。初め、天武帝、諸家所藏の載籍の、頗る虛僞を傳へたれば、終に其の眞を失はんことを患へたりしに、時に、稗田阿禮あり、年二十八、博聞强識にして、多く上世の舊事を諳じたりければ、因て、命じて其の記する所を錄せしめ、將に以て帝紀を修めんとしたりき。既にして、登遐し、持統・文武の朝を歷れども、其の擧果さゞりしが、是に至りて、帝、繼ぎて其の志を成さんと欲せしかば、安萬侶、敕を奉じて、阿禮が傳ふる所を採摭し、上開闢より、下小墾田朝に至るまで、錄して、三卷となし、之を上れり古事記序。靈龜中、從四位下に進みて、氏長となり、尋で民部卿となりしが、養老七年、卒す續日本紀。

百濟王倭麻呂、其の先は、百濟の人なり姓氏錄。慶雲中、奉試對策す。問に曰く、數步の內、空しく蘭蕙の芳を流し、十室の中、獨麒麟を櫪に伏せしむ。而して、羽毛辨ち難く、遂に楚雞に昧く、玉石迷ひ

易く、浪に燕砆を珍とす。況や、復顚師の愷悌、魯公に輕ぜられ、馬氏の方員、魏主に重ぜらるゝをや。帝之を難ずるの旨とは、其斯の謂か。鑒識の方、宜しく指要を陳ぶべしと。對に曰く、竊に以ふに、赤帝の文明なりしも、人を知るを其病み、素王の天縱なりしも、士を取るを其失へり。然らば則ち、珍砆は辨ふとも、蓬性は量るべからず、鳳雛は別つとも、草情は豈に識るに堪へん。但求めて得られざるはなく、鼎を負ひて殷に朝し、角を控きて齊に入り、必ず汰ぐる所を擇び、四凶、虞を翦し、二叔、周を除れり。況や今、道泰隆雄、德盛導焉○隆雄導焉の四字、疑ふらくは訛あらん。歲星所談○疑ふらくは、守の訛ならん。仰で風雨を占ひて款し、豎亥雨歩○雨、疑ふらくは訛ならん。盡く提封の限に入り、遂に少微の一星をして多士の位に應せしめ、大雲の五彩をして周行の列を覆はしむ。愚を驅りて去らず、賢を召して來さずとも、巍巍蕩蕩として、其の時に合はんかと。又問ふ、伏閤の臣、精勤夜を徹し、還珠の宰、淸儉日に新なり。彼の二途を贍るに、之を兼ねんこと易きに非ず。如し已むことを得ずんば、何者を先となさんかと。對に曰く、臣、聞く、百寮に莅みて二柄を頒ち、九州を宰りて六條を班つと。金を損て玉を投じたるは、虞舜の淸儉なり、風に櫛り雨に沐したるは、夏禹の精勤なり。加以に、揚震、守となりて、神知を枉道に陳べ、馮豹、郎となりて、天渙を閤前に待ち、譽を目前に飛し、美を身後に揚げたり。但淸なるものは、稟根天よりし、勤なるものは、守株己に出る。又飲水留犢の輩は、經に疎く史に少く、駕星去虎の徒は、古に滿ち今に多し。臣、器は宋寶に非ず、宇は是燕石なり、豈に前後の源を決するに堪へんや。唯、竊に

梗概の枝を折りたるのみと。經國集。　正六位上に敍せられ、但馬守となりて、卒す。年五十六。懷風藻。

下毛野蟲麻呂、嘗て奉試對策せしが、問に曰く、既に天龍と號すれども、足なくして走り、還地馬と稱すれども、翼なくして飛ぶ。時を逐ひて文異なりと雖も、而も、泉の如く利は同じ。豈に起詐の子、擅に西蜀の僞に放ひ、乾沒の夫、專ら東吳の私を行ふべけんや。羣小を欺濫し、公司を罔冒し、屢丹筆を煩して、徒に黃沙に闐つ。謂ふに、爾進士、應に公法を知るべし。玆の不軌を懲すに、何を用ひてか能く爾せんと。對に曰く、竊に聞く、沙石化して珠玉となるとも、良に以て飢を療すべきこと難く、倉廩實ちて其坻京なれば、唯迷以て命を濟ふこと易しと。○迷は、蓋し訛ならん。是に知る、圖を寫して前めば、猶血を飲むを事とし、律を調べて後げば、誰か穀を食はざらん。太公、九府の制を開き、管父、萬鍾の式を通じてより、龍文郭裏に錯り、龜冊幣間に入り、白金其の姦情を馳せ、朱仄其の濫制を競ひ、西蜀の銅岳、徒に佞幸の門に擅にし、東晉の金溝、遂に夸奢の室に滿ち、姬景の舍輕、單穆、子を擁するの譏を陳べ、劉文の放鑄、賈生、禍を轉ずるの談ありしは、寔に耕桑の務を棄て、刀錐の末を爭ふに由れり。伏して惟みるに、聖朝、天鏡を握り、地鈴を紐び、德音は有截に被ひ、至教は、無垠に翔り、銜禾の獸屢臻り、見穗の鱗荐に集る。今、既に起詐の功を停め、終に冶鎔の途を斷たんと欲す。誠に三農をして節に叶はしめ、千箱をして庾に盈たしめ、淮陽枕を高くして、長孺の芳趣を追ひ、邯谷歸るを送りて、祖榮の淸徹を發せば、則ち、銖文、惑を罔め、鏹貫訛ることなく、頓

に磨屑の風を屏け、永く炭挾の俗を絶たんと。又問ふ、周孔の名敎は、邦を興し俗を化するの規、釋老の格言は、福を致し殃を消すの術なれども、既に內外相乖をなし、又精麤一揆をなせり。其の同不を定め、此の眞詭を覈にせよと。對に曰く、竊に以ふ、眇に列辟を觀るに、繞電履翼の皇あり、迭く風聲を聽くに、洞八連三の帝あり、代を歷ること千古なりと雖も、而も、源は、畫一に仍る。但時に隨ふの便齊しからず、弊を救ふの術亦異なるのみ。原ぬるに夫、玄は、淸虛に涉りて、邦、獨善に歸し、儒は、旋折を抱きて、理、兼濟に資す。是を以て、麟泣跡を降して、魯冊の秘典を刻み、狼跋敎を垂れて、周編の雅錄を闡けり。白毫東に輝きて、打刹の道を演べ、紫氣西に泛びて、凝玄の期を望むが如きに至りては、斯誠に、事、探賾の際に隱れ、理、鉤深の間に昧し。然れども、詳に俗を化するの源を搜り、曲に殃を消すの術を尋ぬるに、既に淄澠の疑を淺くし○淺、疑ふらくは訛ならん。亦涇渭の派あり。但、學、籝金を謝して、徒に同不の義に迷ひ、詞屑玉に瞑くして、寧ぞ眞詭の旨を述べんと。經國集。

養老中、從五位上、文章博士に至り、式部員外少輔、續日本紀。大學助敎を歷て、卒す。年三十六。懷風藻。

刀利宣令○萬葉集に、刀利を土理に作れり。音讀通ず。　嘗て奉試對策せしが、問に曰く、官を設け職を分つは、須らく其の人を得べし。而も、行輕重を殊にし、能短長あれば、任を委ね成を責むること、當るに非ずんば悚を覆さん。授受の略、得て聞くべきかと。對に曰く、竊に以ふ、天、七政を垂れて、星紀を三百に辨ち、地、八座を陳ねて、儀式を三千に條てり。所以に、敕、東西を異にして、四時を玉燭に調へ、治、刑

徳を兼ねて、萬機を金鏡に齊ふといへり。百臣、職を分ちて、虞公、肅肅の美を致し、十亂、朝に當りて、周王、濟濟の盛あり。士會、肆に還りて、巣盗、晉郊を去り、太叔、政を爲して、羣奸、鄭蒲に聚りたれば、輕重短長、略焉を言ふべし。伏して惟みるに、皇朝は、化、日域に平に、徳、天崖に及び、禹麾を執りて能を招き、堯衢に坐して賢を訪ひ給へば、周を逃れ漢を避くるの臣、丹墀に雁行し、潁に遊び箕に隱るゝの夫、絳闕に鱗次し、無爲は觀象より軼ぎ、有道は垂衣に籠れり。是知る、濫に釣して同じく載すれば、木運、七百に祚し、鹿を指して佐を成せば、金精、二世に滅び、其の人を得れば、畫一の歌を興し、其の任に非ざれば、尸素の譏あることを。此を案じて論ずれば、粗當に分別すべし。但東魯の天縱にして、猶兩兒の對に迷ひ、西蜀の含章にして、一夫の問を辨ずることなかりき。洪務を授くるに至りては○此の句、疑ふらくは、脫字あらん。維帝、之を難しとす。況や、末學淺志、豈に能く備に述べんと。又問ふ、烈火、岳を炎けば、之を畏るゝもの歸魂し○歸魂の二字、疑ふらくは訛あらん。柔水、陵に襄れば、之に狎るゝもの遂に往く。是を以て、東里、猛烈の言を遺し、西門、嚴明の事を盡せり。然れども、臧孫、政を爲せば、端木、訕を作し、廉范、官に涖めば、雲中、詠を起せり。寬猛の要、冀はくは、厥の猷を敍せよと。對に曰く、竊に以ふ、飛龍息はずして、健猛の用顯れ、行馬疆なくして、順寬の利亨る。天地の氣を稟くるものは人なり、喜怒の諍を含むものは情なり。同を稟け異を含むに、理、宜しく寬猛なるべし。猛能く禁斷し、子産烈火の喩あり。寬は是愛を兼ね、廉范、夜作の令を放ち

たり。沛公、洛に入るや、義帝、其の寛容を許し、仲由、志を言ひて、素王、行行に樂めるは、既に經に載せ、亦史にも見え、義、二途あれども、其の揆一なり。但髮を理め繩を解くは、前史の美論、寛を以て猛を濟ふは、往聖の格言なり。是を以て、水は、高きを避けて下きに赴き、民は、急を去りて緩に就く。水民の赴就に因りて、寛猛の梗概を明にし、著絃の夫をして箏を寛容の庭に擁せしめ、佩韋の臣をして太平の運に束帶せしめんことを欲すと經國集。養老中、詔して、退朝ごとに東宮に侍せしめしが續日本紀。正六位上に至りて、卒す。年五十九懷風藻。

下毛野朝臣古麻呂、豐城入彦命五世の孫多奇波世君の後なり姓氏錄。直廣參に敍せられ、文武帝の初、律令を撰ぶに與る續日本紀。大寶元年、改て從四位下を授けられ、右大辨となり、新令を講ずるに與り、二年、朝政を參議す。尋で詔して曰く、下毛野古麻呂・伊吉博德・調老人・伊與部馬養、律令を定むることに與りたれば、宜しく功賞を議すべしと。古麻呂に田十町・封五十戸を賜ひ、封戸は、身に止め、田は、一世に傳へしむ。又二十町を加賜し、從四位上に進め、慶雲中、兵部卿となす。和銅元年、式部卿に改め、公卿を召し見て、奉職を嘉せしとき、古麻呂を正四位下に進めたり。二年、大將軍となり〇按ずるに、大將軍となるは、未だ其の故を詳にせず。當時、巨勢麻呂、陸奥鎭東將軍たり。佐伯石湯、征越後蝦夷將軍たり。疑ふらくは、古麻呂が除拜も亦此の時に在らんか。今、考ふる所なし。十二月、卒す續日本紀。

調忌寸老人、其の先は、百濟人なり姓氏錄。老人、持統帝の時、撰善言司に拜せられ日本紀、後、大學頭となりて懷風藻、卒す。大寶の初、正五位上を贈り、律令を撰びたる功を追賞して、其の子に功田十町・封百

戸を賜ひしが、封戸は、身に止め、田は、一世に傳へしめたり續日本紀。

伊與部連馬養〇日本紀に、養を、飼に作れり。訓讀相通ず。其の先は、火明命の後少神積命より出でたり三代實錄貞觀四年。馬養、持統帝の時、撰善言司に拜せられ日本紀。後、皇太子學士となり、從五位下に至りて、卒す。年四十五懷風藻。大寶中、律令を撰びたる功を追賞して、其の子に功田六町、封百戸を賜ひ、封戸は、身に止め、田は、一世に傳へしむ。馬養、嘗て丹波の與謝郡司となり、文を作りて水江浦島子が事を記して、世に傳へたり釋日本紀に丹後風土記を引ける。

大倭宿禰長岡、神知津彦命の後なり。神知津彦は、神武の朝に、功を以て大倭國造となり姓氏錄。子孫、職を世にせり。父を五百足と曰ひ、從五位上に敍せられ、刑部少輔となれり。長岡、襲ぎて國造となりしが、少くして刑名の學を好み、兼て能く文を屬す。靈龜中、唐に入りて益を請ひ、發明する所多かりければ、當時、法令を言ふもの、皆就きて之に質せり續日本紀。養老中、藤原不比等が重て律令を修むるとき令義解序。長岡、二十四條を刪定し、功田四町を賜る。勝寶中、姓忌寸を改めて、宿禰を賜り、寶字の初、正五位上に累進し、功田を子に傳へ、尋て民部大輔となりて、坤宮大忠を兼ね、左京大夫に補せられ、河内守に遷りしが、政を爲すこと苛刻なりければ、吏民、之を患へたり。從四位下に進み、官を罷めて第に就きしが、又右京大夫となり、老を以て職を辭す。景雲二年、賀正宴に、詔して、特に殿上に侍せしめしに、鬢髪未だ衰へず、進退忒ふことなかりければ、帝、問ひて曰く、

卿、年幾ぞと。長岡對ふ、犬馬の齡方に八十と。帝、嘉嘆すること久しくして、乃ち正四位下に進めしに、明年、卒す（續日本紀。）

陽侯史眞身（○姓氏錄に、陽を楊に作り、侯を或は胡に作れり。音讀通ずるなり。今、續日本紀に從ふ。）其の先は、隋煬帝の後達率楊侯阿子王より出でたり（姓氏錄。）眞身、養老中、律令を刪定するに與りて、功田四町を賜る。天平の初、敕して、弟子二人に漢語を授けしめ、出して豐後守となす。時に、河內・攝津、河堤を爭ひけるに、敕を奉じて檢察し、但馬守に遷り、從五位下に至れり（續日本紀。）

矢集宿禰蟲麻呂（○矢を、或は箭に作れり。）伊香色雄命の後なり（姓氏錄。）養老中、律令を刪定するに與り、尋で明法博士となりしが、刪定の勞を以て、功田五町を賜る。天平中、外從五位下を授けられ、大判事・大學頭を歷て、寶字の初、功田を子に傳へしめられたり（續日本紀。）

鹽屋連古麻呂（○續日本紀に、古を吉に作り、或は上に作れり。今類聚國史・懷風藻に從ふ。）葛城襲津彥命の後なり（姓氏錄。）養老中、律令を刪定するに與り、尋で明法博士となり、又刪定の勞を以て、功田五町を賜り、寶字の初、其の田を子に傳へしめらる。天平中、外從五位下を授けられ、藤原廣嗣が事に坐して配流せられしが、後、赦されて還り（續日本紀。）大學頭となる（懷風藻。）

山田連銀（○銀を、或は白金に作れり。）養老中、律令を刪定するに與り（令義解序。）外從五位下を授けられ、姓史を改めて連を賜り、明法博士となりて、主計助を兼ね、出でゝ河內介となる（續日本紀。）銀、律令に明なりける

が、後に法律を學ぶもの、推して準的となせり（文德實錄天安二年）。

大倭宿禰小東人、養老中、律令を刪定するに與りて、功田四町を賜る。天平中、小東人、大外記大倭忌寸水守等と、姓忌寸を改めて、宿禰を賜り、刑部少輔となりしが、藤原廣嗣が事に坐して左遷せらる（〇本書に、何國の守或は介なることを載せず。今、考ふる所なし。）尋で召し還されて、西海道巡察使次官・攝津亮となり、勝寶中、參河守に遷り、寶字の初、正五位下に至る（續日本紀）。

守部造大隅（〇大隅を、或は大角に作れり。音讀通ずるなり。）本姓は鍛冶造、文武帝の初、律令を撰ぶに與り、元明・元正の朝に、從五位上に累進し、刑部少輔を歷て、明經第一博士となる。養老中、越智直廣江・背奈公行文・調忌寸古麻呂・矢集宿禰蟲麻呂・鹽屋連古麻呂・山田史御方・紀朝臣清人・下野朝臣蟲麻呂等十餘人と、並に學優にして師範たるに堪ふるを以て、特に敕して、絁絲布鍬を賜ふ。神龜中、正五位下に進め、今姓を賜ひしに、上表して骸骨を乞へども、優詔して許さず、絹絁各一十匹・綿一百屯・布四十端を賜へり（續日本紀）。正五位上、大學博士に至りて、卒す。年七十三（懷風藻）。

越智直廣江、饒速日命の後なり（姓氏錄）。養老中、明經第一博士となりしが、詔して、退朝ごとに東宮に侍せしめられ（續日本紀）。從五位下、刑部少輔に至り、大學博士を兼ねたり（懷風藻）。

背奈公行文、養老中、明經第二博士となり、神龜中、從五位下を授けられ（續日本紀）。大學助に至りて、卒す。年六十二（懷風藻）。嘗て歌を作りて佞人を譏刺せしが、世、傳へて焉を誦せり（萬葉集）。

調忌寸古麻呂、養老中、明經第二博士となり續日本紀。後、皇太子學士となり、正六位上に至る懷風藻。
清村晉卿、唐人にして、本姓は袁。天平中、遣唐使に隨ひて歸化せしが、年未だ弱冠ならざるに、文選・爾雅の音に通じたりければ、音博士となれり。景雲の初、大學に幸して釋典し、晉卿に從五位上を授く。大學頭・日向守を歷て、寶龜の末、玄蕃頭となり、今姓を賜り、延曆中、安房守となる續日本紀。

紀朝臣古麻呂、父大人は續日本紀。天智帝の時、御史大夫となり日本紀。正三位を贈られたり續日本紀。古麻呂、文才ありて、望雪の七言十二句詩を賦したりしが、卒す。年五十九懷風藻。子飯麻呂續日本紀・公卿補任○紀氏系圖に、古麻呂が弟となせり。天平中、藤原廣嗣が亂を作しゝとき、副將軍となりて之を討平し、尋で右大辨となる。大宰府の廢せらるゝに及び、飯麻呂、命を奉じて、官物を筑前國司に移し、畿內巡察使となり、出でゝ常陸守となり、勝寶中、太宰大貳・大藏卿・右京大夫・西海道巡察使を歷て、寶字の初、左大辨に轉じ、參議に任ぜられて、紫微大弼を兼ね、官號を改むるに與り、義部卿に遷り、美作守に除し、六年、從三位を授けられ、疾を以て骸骨を乞ひしが、未だ幾ならずして薨じぬ續日本紀。

楢原朝臣東人、右京の人にして、九經に該通したりければ、號して名儒となせり文德實錄仁壽二年。初め、正六位上を授けられ、天平中、從五位下に累進し續日本紀。駿河守となり、勝寶の初、部內廬原郡多胡浦に於て、黃金を獲て之を獻じたるに、帝、喜びて曰く、勤めたるかな臣やと。因て、勤臣の義を取りて、姓

を伊蘇志臣と賜へり。續日本紀。文德實錄を參取す。寶字の初、正五位下に進めり續日本紀。孫家譯は、延暦中、改て姓を滋野宿禰と賜りしが文德實錄仁壽二年。弘仁の末、改て朝臣を賜り三代實錄貞觀元年。從五位上に敍せられ、尾張守となる文德實錄。子貞主は、自ら傳あり。

榮井宿禰蓑麻呂、其の先は、高麗人姓氏錄。天應元年、正五位下を授けられ、延暦の初、造法華寺長官、陰陽頭となる。蓑麻呂、經明に行修り、清愼なること夙に著れ、齡既に八十にして、尤も後進の推服する所となりしかば、朝廷、優賞して、特に絁布米鹽を賜ひき續日本紀。

譯文大日本史卷の二百十三終

譯文大日本史卷の二百十四

列傳第一百四十一

文學二

石上朝臣宅嗣、左大臣麻呂が孫にして、中納言乙麻呂が子なり。性朗悟にして、姿儀あり、學を好みて博く經史に涉り、善く文を屬し、草隸に工なり。稱德の朝に、官を累ねて參議に至り、從三位に敍せられ、式部卿を兼ね、光仁帝の立つや、定策に預る。寶龜の初、出でゝ太宰帥となり、居ること幾もなくして、式部卿に遷り、中納言に任ぜられ、六年、請ひて姓を物部朝臣と改め、尋で皇太子傅・中務卿を兼ぬ。十年、敕して、本姓に復す。明年、大納言に轉じ、天應元年、正三位に進み、尋で薨ず。年五十三。遺言して、葬を薄くせしむ。詔して、正二位を贈る。寶字より以後、文を善くするものは、世宅嗣を推して、淡海眞人三船と並べ稱せり。性山水を愛し、適する所に遇ふごとに、筆を攬りて篇を成しゝが、其の詩賦數十首、世に傳れり。嘗て其の宅を捨てゝ、阿閦寺を創め、寺內に一院を建てゝ、儒書を藏め、名けて芸亭と曰ひ、自ら記を作り、就きて閱せんと欲するものあれば、則ち之を聽しき。其の院、今存せり。續日本紀○高僧傳要文鈔に云く、宅嗣、芸亭居士と號し、法名は、梵行。宅を捨てゝ寺となし、寺の東南に芸亭院を造り、山を築き沼を穿ち、竹を植ゑ、花を栽ゑ、其の西南に禪門を構へ、東北に方丈の室を建てたり。嘗て三藏讚を作り、入唐使に附して、之を唐に送りしに、唐の內道場の僧飛錫、嘆じて曰く、毘羅耶に長者子あり、日本國に維摩詰ありと。

淡海眞人三船○三を、或は御に作れり。葛野王の孫にして、父を池邊王と曰へり。三船、初め、諸王たりしが、勝寶三年、姓を淡海眞人と賜り、尋で內豎となる○高僧傳要文鈔に曰く、淡海居士は、卽ち三船なり。幼にして出家し、元開と名く。勝寶中、敕して、還俗せしめ、姓を賜ふ。唐に入りて學ばんと欲したれども、病を以て果さず、居常、梵行を修せりと。八載、藤原仲麻呂が爲に譖せられて、衞士府に囚へられしが、出でゝ尾張介となり、正六位上を授けられ、寶字中、山陰道巡察使となり、尋で從五位下に進み、參河守・文

部少輔を歷て、八年、美作守に遷り、造池使となりて、近江の陂池を修む。仲麻呂、反きて近江に據らんと欲し、先使を遣はして國中の兵馬を調發す。三船、時に勢多に在りしが、判官佐伯宿禰三野と謀りて、使人及び同惡者を縛したれば、功を以て正五位上・勳三等を授けられ、近江介となり、中務大輔に遷りて、侍從を兼ね、神護二年、功田二十町を賜りて、其の子に傳へ、尋で東山道巡察使に補し、景雲の初、兵部大輔を加へらる。既にして、還りて判ずる所の事狀を列ねて之を上りしに、旨に稱はざりければ、責めて太宰少貳を授く。寶龜中、稍刑部大輔に遷り、大判事を歷て、大學頭となり、文章博士を兼ね、從四位下に進み、延曆の初、因幡守を兼ねて、刑部卿となり、四年、卒す。年六十四。三船、人となり聰敏にして、博く羣書に涉り、善く文を屬し、名、一時に高かりき續日本紀。嘗て敕を奉じて、神武以來の謚號を定めたりき釋日本紀に私記を引ける。其の後裔、濱成・高主及び同族九人、貞觀中、姓を淡海朝臣と賜りぬ三代實錄。

菅原朝臣古人、阿波守宇庭が子なり菅原系圖。本姓は、土師宿禰、正六位上に敘せられ、寶龜の末、外從五位下に進み、天應元年、遠江介となり、從五位下に進み、族人道長等十五人と上言すらく、土師の先は、天穗日命より出で、其の十四世の孫を野見宿禰と曰ひしが、乃ち臣等が遠祖なり。昔在、垂仁帝の世に、古風尙存して、葬禮節なく、凶事あるごとに、多く殉埋を用ひたりき。時に、皇后薨じて、梓宮、庭に在りしが、帝、顧みて羣臣に問ひて曰く、後宮の葬禮、之を爲すこと奈何と。僉曰

く、一に倭彦王子の故事に遵はんと。野見宿禰、獨進みて曰く、臣、竊に惟みるに、殉埋の禮は、殊に仁政に乖き、實に國を益し人を利するの道に非ず。臣、請ふ、權宜以て事を襄さんと。因て、土師三百餘人を率ゐて、埴を取り、諸物象を造りて之を進めければ、帝、甚だ悅び給ひて、號して埴輪と曰へり。所謂立物是なり。此乃ち往聖の仁德、先臣の遺愛にして、裕を後昆に垂れ、生民、之に賴れり。式て祖業を觀るに、吉凶相半し、若し其諱辰には凶を掌り、祭日には吉に預れり。此の如きの供奉は、允に通途に合ひたれども、今は則ち然らずして、專ら凶儀に預れり。祖業を尋ね念ふに、意、茲に在らじ。望み請ふ、居る所の地名に因み、土師を改めて以て菅原姓となさんと、之を許す。時に、兄安人、任所に在りて姓を改めざりしが、延曆の初、奏し請ひて、姓を秋篠朝臣と賜りぬ（續日本紀○安人を以て古人が兄とするは、系圖に據る。）古人、儒行、世に高く、俗と苟くも合はざりしが、卒後、家に餘財なく、諸兒、寒苦したりければ（續日本後紀。）延曆中、侍讀の勞を追賞して、其の男四人に、衣粮を給ひ、學業を勤めしめたり（續日本紀。）學料を給ふこと、此に始る（公卿補任○古人が卒年は、諸書に、考ふる所なし。唯系圖に、以て弘仁十年卒す、年七十となせり。按ずるに、續日本紀延曆四年の敕に、故遠江介菅原古人とあり。此に據れば、系圖、誤なり。故に取らず。）子淸公・曾孫道眞は、別に傳あり。玄孫は、淳茂。

淳茂、道眞が子にして（系圖。）才藻、頗る父の風あり。大江匡房、嘗て謂ひけらく、儒家の家聲を墜さざるものは、唯都在中及び淳茂等の數人のみと（江談鈔。）淳茂、夙に秀才に擧げられ、對策及第して、文章博士となり、兵部丞・大學頭・右中辨を歷て、式部權大輔に任じ、正五位下に敍せらる（系圖。）宇多

法皇、嘗て中秋を亭子院に賞し、文人を召して詩を賦せしが、淳茂、序を作れり本朝文粹。法皇、淳茂が詩を見て、嘆じて曰く、恨むらくは、故右相をして之を見させざることをと。渤海貢使裴璆が來朝せしとき、時に、淳茂、迎接し、詩を以て璆と酬酢したり。初め、貞觀中、璆が父頲、使を奉じて來朝せしとき、道眞と唱和せしが、是に至りて、淳茂が詩、先人の時の事に言ひ及しゝに、璆、讀みて感泣せり。淳茂、璆と兩世邂逅したりければ、世、以て奇となせり江談鈔。淳茂が子在躬は、從四位上系圖。勘解由長官となり、在躬が子は、輔正公卿補任。

輔正、天曆四年、秀才に擧げられ、文章得業生に補せられ、尋で對策及第して、右少辨に補せられ、大學頭・東宮學士・文章博士を歷兼し公卿補任。文藻を以て聲を當時に播き、圓融帝の侍讀となる古今著聞集。天元中、太宰大貳に任じ、長德二年、參議に任ぜられ、尋で式部大輔を兼ね、正三位に進む公卿補任。敦康親王の始て書を讀むや、輔正、宴に陪せり。其の應敎詩に曰く、頽齡八十有餘霜、未レ見神聰似二我王一、遺老愚言君記取、一經造次不レ應レ忘と本朝麗藻。寬弘六年、薨ず。年八十五公卿補任。嘗て筑紫に在りしとき、安樂寺に至り、浮圖なきを憾みて、多寶塔を創め、乃ち胎藏界の五佛を安じ、法華經千部を藏めて、東御塔と名け、僧衆を招置し、自ら寺務法規三卷を撰びて、諸を寺庫に藏めたりしが、後人、祠を道眞が祠側に建てゝ、之を祭り古今著聞集。北野宰相と稱せり。壽永三年、正二位を贈らる公卿補任・古今著聞集。

古人六世の孫は、文時系圖。

文時、淳茂が兄右大辨高規が子なり系圖。文才博洽にして、名聲、當時に震へり。源英明・源爲憲・大江匡衡等、皆文時に請ひて、其の辭賦を竄改せり江談鈔。天慶五年、對策及第して、內記辨・式部大輔を歷て、正四位下に進み、文章博士を加へられて、尾張權守を兼ぬ。村上の朝に、封事を上りて、奢侈を禁じ、賣官を停め、遠人を懷けんことを言ひしに、言甚だ剴切なりき本朝文粹。嘗て皇孫源保光の第に會し、詩を賦して曰く、此花非二是人間種一、再養平臺一片霞と。大江朝綱が詩に曰く、此花非二是人間種一、瓊樹枝頭第二花と。朝綱、笑ひて曰く、後世、必ず子と吾とを以て稱して一雙となさんと江談鈔。應和中、帝、冷泉院に遊び、文人を召して、花光水上浮の題を賜ひしに、文時、序を作りけるが日本紀略。云へることあり、誰謂水無レ心、濃艷臨兮波變レ色、誰謂花不レ語、輕漾激兮影動レ脣と。世の爲に稱せらる本朝文粹・和漢朗詠集。一日、內宴して、羣臣に命じて宮鶯囀二曉光一を賦せしめしが、帝の詩に曰く、露濃緩語園花底、月落高歌御柳陰と。自ら謂らく、諸才子、及ばじと。既にして、文時、詩を獻ぜしに、曰く、西樓月落花間曲、中殿燈殘竹裏聲と。帝、以て絕作となし、乃ち文時を召して其の優劣を問ふ。文時曰く、聖作、臣が及ぶ所に非ずと。帝、數問ひて已まざりければ、徐に曰く、聖作、實に臣に下ること一等と。帝、笑ひて之を然りとせり江談鈔・今昔物語。晩年、宦路、滯塞し、天元の初、頻に從三位に敍せられんことを請ひしに本朝文粹。四年、遂に之に敍せられ、尋で薨ず。年八十四公卿補任。菅三品と稱す本朝文粹。子雅熙・輔昭は系圖。並に文學ありしが、輔昭、最も著れ、文才、父祖に減せず江談鈔。大

内記に任ぜられたり系圖。朱雀上皇〇接ずるに、十訓鈔に、宇多に作れるは、誤なり。今、之を訂す。嘗て文人を召して詩を賦せしめしに、輔昭に命じて序を作らしめ、之を院中に留めて遣らざりき。蓋し文時が竄定する所あらんことを慮りてなり。文出づるに及び、人、皆其の秀逸に服せり本朝文粹・十訓鈔。古人十三世の孫は、爲長系圖。

爲長、大學頭長守が子なり。元暦・正治の間、秀才に擧げられて試策し、大舍人助・右衛門少尉となり、檢非違使に任ぜられ、累に式部少輔・大内記を歷て、文章博士に遷り、侍讀となり、式部權大輔に任じ、進みて從三位に敘せられ、大藏卿となり、嘉禎中、參議に任ぜられ、勘解由長官を兼ね、正二位に至り、寛元四年、薨ず。年八十九公卿補任。書を善くし、和歌に工に、朝廷の典故に練達したりければ正徹物語。搢紳の士、推して國家の重器となせり公卿補任に平戸記を引ける。建保中、上皇に侍して貞觀政要を讀み明月記。又平政子が請を以て、譯するに國字を以てせり貞永式目鈔。著す所、文鳳鈔あり仁和寺書籍目錄。子は、長貞・公良・長成・高長、皆文學あり系圖。

菅野朝臣眞道、本姓は津連、其の先は、百濟の辰孫王より出でたり續日本紀。父を山守と曰ふ。眞道、寶龜中、少内記・近江少目を歷て公卿補任。延暦四年、左兵衛佐を以て、東宮學士を兼ね、九年、圖書頭に至り、伊豫守を兼ぬ。是の歲、左中辨百濟仁貞・治部少輔百濟元信・中衛少將百濟忠信と、上表して言ふ、眞道等が本系は、百濟國貴須王より出でたり。貴須王は、百濟始て興りて第十六世の王なり。夫百濟の太祖都慕大王といふは、日神、靈を降し、扶餘を奄ひて國を開き、天帝、籙を授け、諸韓を總

べて王を稱せしが、降りて近肖古王に及び、遙に聖化を慕ひて、始て本朝に聘したり。是則ち神功皇后攝政の年なりき。其の後、輕島豐明の朝の御宇に、上毛野氏の遠祖荒田別に命じ、百濟に使はして、有識者を聘せしめしに、國主貴須王、恭しく使旨を奉じ、宗族を擇採して、其の孫辰孫王を遣はし○本書を按ずるに、名は、知宗王。使に隨ひて入朝せしめければ、天皇、焉を嘉して、特に寵命を加へ、以て皇太子の師となし給へり。是に於て、始て書籍を傳へて、大に儒風を闡きぬ。文敎の興れるは、誠に此に在り。難波高津の朝の御宇に、辰孫王の長子太阿郎王を以て近侍となしゝが、太阿郎王の子は、亥陽君、亥陽君の子は、午定君にして、午定君、三男を生めり。長子は味沙、仲子は辰爾、季子は麻呂にして、此より別れて、始て三姓となり、各職る所に因りて以て氏を命ぜられたるが、葛井・船・津連等、卽ち是なり。他田の朝の御宇に逮び、高麗國、使を遣はして、烏羽の表を上りしに、羣臣諸史、之を能く讀むものなかりき。而るに、辰爾、進みて其の表を取りて、能く讀み巧に寫し、詳に表文を奏しければ、天皇、其の篤學を嘉して、深く賞歎を加へ給ひき。伏して惟みるに、皇朝、天に則りて化を布き、古を稽へて風を垂れ給へば、弘澤、羣方に洽く、叡政、品彙に覃ぶ。故に、能く廢れたるを修め絶えたるを繼ぎ、萬世、仰ぎて慶に賴り、名を正し物を辨ち、四海、歸して宜しきを得、凡有懷生、抃舞せざるはなし。眞道等が先祖、質を聖朝に委ねてより、年代深遠なるが、家は、文雅の業を傳へ、族は、西庠の職を掌れり。眞道等、生れて昌運に逢ひ、天恩に預沐したれば、伏して望む、連姓を改め換へ

て、朝臣を賜はんことを蒙らんと。是に於て、敕して、居る所に因みて今姓を賜へり。明年、治部少輔を兼ぬ。是の秋、管內、白雀を獻じたれば、因て正五位下に進み續日本紀。治部・民部の大輔を歷たり公卿補任。新京を營むに及び、右少辨藤原葛野麻呂と、宅地を班ち日本紀略。左兵衞督に遷り、造宮亮となり、十六年、伊勢守を兼ぬ公卿補任。嘗て敕を奉じて續日本紀を修めたりしが、是に至りて成りたれば、超て正四位下に進み類聚國史・日本紀略。左大辨となり、再び伊豫守を兼ね、勘解由長官を加へられ、未だ幾ならずして、左衞士督に遷り、相模・但馬の守を歷兼して、二十四年、參議・大辨に任ぜられ、學士たること故の如く、明年、太宰大貳を兼ね、大同二年、山陰道觀察使となりて、刑部・民部の卿を兼ね、右大辨に轉じて、大藏卿を兼ね、從三位に進み、東海道觀察使に遷りて、左大辨を兼ね、宮內・大藏の卿を經、弘仁の初、近江守を兼ね、參議に復し、常陸守に遷りしが、尋で致仕して、薨ず。年七十四公卿補任。

眞道、嘗て桓武帝の爲に道場を山城の愛宕郡八坂鄕に創めたりしが、承和中、子永岑、奏言すらく、亡父が建てたる所の道場一區、其の疆界、八坂寺に接したりと雖も、而も、其の形勢、猶宜しく別院たるべし。是に由りて、道俗、八坂東院と號せり。伏して望む、限るに四至を以てし、別に一院となし、僧一口を置きて、永く護持せしめんと、之を許す。永岑、仁明の朝に、主殿頭・齋院長官となりて、豐前守を兼ね、從五位上に敍せられたり續日本後紀。

賀陽朝臣豐年、右京の人なり。該て經史に精しくして、射策甲科なりしが、操を秉り義を守りて、屈撓

する所なく、知己に非ざるよりは、敢て造接せず。大納言石上宅嗣、禮待すること甚だ厚く、延きて書齋に居らしめければ、數年の間、博く羣書を究めたり。識者、皆以爲らく、洽博なること釋道融・御船王に過ぎたりと。延曆中、東宮學士に任ぜられ、平城帝踐祚して、從四位下に敍し、式部大輔に拜せらる。時に、女謁、屢行はれ、英賢、排けられたれども、豐年、獨素志を懷きて、玄默自ら守れり。帝の位を傳へて平城に遷御するに及び、職を守りて追從せざりければ、故を以て、亂に預らざることを得たり。因て、職を辭して自ら退きしに、嵯峨帝、其の材を惜みて、播磨守に任ぜしが、職に在ること三年にして、病を移して京に歸り、宇治の別業に居り、弘仁六年、卒す。年六十五。正四位下を贈らる。時人、謂ひけらく、天爵餘ありて、人爵足らずと。初め、豐年、病みて宇治に在りしとき、故老の仁德帝の宇治稚郎と相讓りし事を語るを聞き、甚だ其の義を高しとし、執柄の臣に託して、焉に陪葬せられんことを請ひけるが、卒するに及びて、敕して之を許せり。豐年、嘗て友人小野永見に詣りしとき、筆を命じ詩を賦して曰く、「白眼對三公」と。權貴、之を惡めり。其の操守、此の如くなりき。日本後紀。

善道宿禰眞貞、右京の人にして、父伊與部家守は、伊賀守となれり。眞貞、十五歲にして學に入り、居ること數年、諸儒、其の才行を推して、文章得業生に補す。大同中、課試登科して、山城少目に任ぜられ、弘仁中、大學助敎を兼ね外從五位下を授けられて、博士となり、尋で經に明なるを以て一階

を進められて、越前大掾・相模權介を歷兼し、天長の初、大學助に遷り、陰陽頭を歷て、從五位上に進み、表請して姓を善道宿禰と賜り、正五位下に進み、阿波守に遷りしが、令義解を撰ぶに與りたるを以て任に赴かず、承和中、從四位下に累進し、明經の宿儒なるを以て、攝津島上郡の荒田九段を賜り、尋で東宮學士となる。眞貞、三傳三禮を以て業となし、兼て談論を善くしたれども、漢音を學ばざりければ、敎授するに至りて、世俗踳訛の音を用ひたりき。情、進取に在りて、恬退すること能はず、之を久しくして、此の官に拜せられしが、皇太子の廢せらるゝに及びて、備後權守に貶せられたれども、帝、其の年老いたるを愍み、幾ならずして、召し還したり。諸儒、奏し言ふ、當代、公羊傳を讀むもの、唯眞貞あるのみ、今にして傳へずんば、恐らくは、斯學、遂に墜ちんと。乃ち眞貞に命じ、大學に於て之を講ぜしめたり。後、家に卒す。年七十八。續日本後紀。

藤原朝臣關雄、參議眞夏が子なり。少くして文を屬し、天長の初、文章生の試を奉じて及第す。性閒退を好み、常に東山の舊居に在りて、林泉を耽愛したりければ、時人、呼びて東山進士となせり。承和の初、淳和上皇、其の人となりを嘉し、特に詔して之を徵しければ、關雄、已むことを獲ずして起ちしが、帝、待つに優禮を以てし、事に左右に從はしめたり。尋で勘解由判官に任ぜしに、司務繁劇にして其の好に非ざれば、數月にして少判事に遷り、從五位下を授けられたり。仁壽の初、累遷して治部少輔となり、齋院長官を兼ね、病を以て罷めんことを請ひたれども允されず、三年、卒す。年四十

九。關雄、好みて琴を鼓せしかば、淳和上皇、秘譜を賜ひしに、是に由りて、稍其の妙を得たり。又草書を能くしたりければ、敕して、南池・雲林兩院の壁に題せしめられたり文德實錄。

小野朝臣篁、參議岑守が子なり。弘仁中、岑守、陸奥守となりしに、篁、父に隨ひて任に赴きしが、日に馬を馳することを慣ひ、後、京師に還りて、復學業を事とせざりければ、嵯峨帝、聞きて歎じて曰く、斯の人の子にして、猶、弓馬の士とならんかと。是に由りて、慚悔して、始て學に志す。十三年、文章生の試を奉じて及第し、天長中、巡察・彈正の少忠、大内記・式部少丞を歴て、從五位下に進み、太宰少貳に除せられ、尋で父の憂に丁りて、哀毀、禮に過ぎたり。明年、起ちて東宮學士となり、彈正少弼に拜せられ文德實錄。清原朝臣夏野等と、敕を奉じて、令義解を撰ぶ令義解。承和の初、美作介に除せられて公卿補任。遣唐副使となり、備前權守を兼ね、刑部大輔に任ぜられ、正五位下に累進せしが、唐に使するに及びて、正四位上を借し、三年、紫宸殿に引見して、綵帛貲布を賜ひ、又紫宸殿に御して、御被一襲・赤絹被・砂金を賜餞せしに、篁、少野神に從五位下を授けられんことを請へり。既に發して、風に遭ひて船を破り、進むことを得ずして還り、四年、再び唐に赴く。初め、使船の次第を定むるとき、大使藤原常嗣が乘る所、第一に居り、太平良と號し、最も堅硬となせり。第二船は、篁が乘る所にして、之に次ぎしが、第一船毀壞したれば、常嗣、篁が船を奪はんと欲し、次第を換へんことを奏請せしに、之を許しゝかば、篁、忿恚して曰く、朝議、定らず、其の言を二三にす。

受命の日、分配已に定れるに、今、飜て朽損を以て我に與ふ。之を人情に論ずるも、是逆施たり。何の面目ありてか以て下を率ゐんや。篁、家貧しく親老い、身、亦尫弱なれば、當に水を汲み薪を採りて匹夫の孝を致すべきのみと。遂に病篤しと稱して、復船に上らず、西道謠を作りて遣唐の事を刺り、多く忌諱を犯せり。嵯峨上皇、見て大に怒り、其の罪を論ぜしむ。帝、敕を下して曰く、小野篁、身、綸旨を奉じ、出でゝ外境に使せんとす。而るに、病と稱して行かず。律條に準據すれば、絞刑に處すべけれども、今、特に死罪一等を宥して、之を遠流に處すと。因て、免じて庶人となし、隱岐に竄せしに、路に在りて、謫行吟七十韻を作りしかば、當時、之を稱誦せり。數年にして召し還さる。帝、其の文才を愛し、歲餘にして、詔して、本位に復す。尋で刑部大輔となり、陸奥守に除せられ、入りて東宮學士となり、式部少輔を兼ね、從四位下に進み、藏人頭となり（藏人頭は、公卿補任に據る。）十四年、參議に任ぜられて、彈正大弼を兼ね、嘉祥の初、左大辨に轉じて、信濃守を兼ね、班山城田使長官となりて、勘解由長官を兼ね、歲餘にして、從四位上に進み、病を以て家に歸る。文德帝、位に卽きて、正四位下を加へ、近江守を授く（續日本後紀・文德實錄を參取す。）明年、病瘳えて、復左大辨となりしが、未だ幾ならず、病重くして朝せざれば、帝、甚だ之を愍み、屢使を遣はして之を視させ、錢穀を賜ひ、家に就きて從三位を授く。困篤なるに及び、諸子に命じて曰く、氣絕えなば則ち殮し、人をして知らしむることなかれと。薨す。時に年五十一。世に野相公と稱す。篁、母に事へて至孝にして、家素より淸貧なりけれども、俸入は、

皆親友に施せり。文章、當時に冠絕し、草隸、二王の迹ありければ、後世、焉を模楷とす。初め、太宰府に在りしとき、唐人沈道固といふもの、時に鴻臚館に居りしが、篁が才思あるを聞き、數詩賦を以て相唱和し、常に其の富艷なるを美めたりき（文德實錄。野相公は、江談鈔に據る。）弘仁中、帝、河陽館に幸し、詩一聯を賦せり、云く、閉レ閣唯聞朝暮鼓、登レ樓遙望往來船と、以て篁に示しゝに、篁曰く、聖作、甚だ佳なり。但遙を改めて空に作らば、最も好からんと。帝、愕眙して曰く、是白樂天が句にして、遙は、本空に作りたるを、朕、聊か卿を試みたるに、適卿と樂天と詩情相同じきを見たりと。時に、樂天集、始て至り、藏めて秘閣に在りて、人、未だ見ることを得ざりしかば、故を以て、大に帝の爲に稱美せられたり。其の詩に精しかりしこと、此の如くなりき。平生作る所、往往樂天が句格と相似たるものありければ、世、此を以て之を重じたり。然れども、人となり不羈にして直言を好みしかば、當世の容るゝ所とならず、其の才を忌むもの、呼びて野狂となせり。篁・狂、音相通ずるを以てなり。故に、篁、嘗作ニ野人ニ天與レ性、自レ古狂官世呼レ名の句あり（江談鈔○相傳ふ、下野の足利學校は、篁が嘗て書を讀みし處なりしを、上杉憲實、創めて學校となせりと。聖廟の傍に一室ありて、篁の木主を安じたるが、今、焉に存せり。）子は、保衡・葛絃（小野系圖○本書に、葛絃を以て篁が弟となせり。今、姑く一說に從ふ。）俊生（系圖・古今和歌集目錄。）保衡は、正五位下、陸奧・阿波の守となり、葛絃は、正四位下、太宰大貳（系圖。）政事に練達したりければ、世に循吏と稱したり（菅家文草・藤原保則傳。）俊生は、從五位上、刑部大輔となる。葛絃が子は、好古・道風（三代實錄。）好古は、自ら傳あり。

道風、書を善くし、遒勁神逸、古今に冠絶し、醍醐・朱雀・村上の三朝に歷事して、正四位下、内藏權頭に至れり系圖・扶桑略記。醍醐帝、酷だ其の書を愛せしが、醍醐寺を造るに及び、道風をして榜を書きて一は楷に一は草にせしめしが、初め、楷書を南門に掲げんと擬したれども、終に草書を榜したるに、道風、大に喜びて曰く、嗚呼、賢主なるかなと。蓋し其の得意の草書に在るを以てなりき古今著聞集。又命じて行草法帖各一卷を書かしめ、僧寛建をして持ちて唐に往かしめたり。蓋し其の美を異邦に播かんと欲してなりき扶桑略記。其の餘、殿壁の題字、宮門の扁榜、道風が書きたる所甚だ多し日本紀略。晩に中風を患へて手顫ひけれども、筆勢、彌奇體を生じたり古今著聞集。嘗て橘直幹が爲に奏疏を書きたることありしを、村上帝、常に坐側に置きしが、會禁闕火けたるに、帝、左右を顧みて曰く、直幹が疏、存せりや否やと、復他を問はざりき十訓鈔・古今著聞集・寶物集。康保三年、卒す。年七十一日本紀略。凡そ其の書は、一行隻字も、人、競ひて之を求め、得ざるものは、以て恥となせり。其の世に貴ばれしこと、此の如くなりき今鏡。後世、道風及び藤原佐理・藤原行成を稱して三蹟と曰へり尊卑分脈・尺素往來。俊生が子美材古今和歌集目錄。亦書に工に菅家後集。文才ありて日本紀略。從五位上、大内記となる系圖・古今和歌集目錄。醍醐帝の羣書治要を讀むとき、美材、尙復となりしが日本紀略。延喜二年、卒す菅家後集・古今和歌集目錄。

春澄朝臣善繩、字は達、本姓は猪名部造三代實錄。伊香我色乎命の後にして姓氏錄。伊勢の員辨郡の人なり。達官の後、移りて左京に隷す。祖財麻呂は、員辨郡少領、父豐雄は、周防大目。善繩、幼にして明慧、

骨格非常なりければ、財麻呂、之を奇とし、意を加へて撫養し、產を傾けて惜む所なかりしが、弱冠にして學に入り、手に卷を釋かず、閱覽する所、多く口誦し、博洽多通にして、藻思に妙に、明敏、人を兼ねたりければ、時の學者、能く及ぶものなかりき。天長の初、及第して俊士に補せられ、四年、常陸少目となり、秩俸を以て學資に充つ。五年、姓を春澄宿禰と賜ひ、後、朝臣に改め、俊士の號を停めて、文章得業生に補せらる。七年、對策して、詞義、甚だ高かりけれども、式部省、評して之を丙第に處けり。是の歲春、內記闕けしが、帝、雅より士を重じたりければ、此の職を虛しくして、以て善繩を俟てり。是の夏、第を擢でゝ、少內記に補せられ、尋で大內記に轉じ、從五位下を授けらる。十年、東宮學士となり、仁明帝立ちて、攝津權介を兼ね、承和中、遷りて但馬介を兼ね、從五位上に進む。嵯峨上皇崩じ、皇太子廢せらるゝに及び、善繩、學士を以て周防權守に左遷せられしが、十年、文章博士に遷りて、范曄が後漢書を大學に講ぜしに、解釋流通にして、淹滯する所なければ、諸生の疑を質すもの、皆惑を解くことを得たり（三代實錄）。尋て備中介を兼ぬ。十四年、帝、莊子の竟宴を設く。是より先、帝、莊子を善繩に受けしが、是の日、善繩を淸涼殿に引きて酒を賜ひ、弟子の禮を執りて、莊子の篇を分ち、左右近臣をして詩を賦せしめ、管絃交奏し、酣暢して樂をなし、御衣一襲を賜ひ、是の月、又、漢書を淸涼殿に讀ましむ（續日本後紀）。嘉祥の初、正五位下を授けられ、備中守を兼ね（三代實錄・續日本後紀）。齊衡元年、刑部大輔となり（三代實錄・文德實錄）。詔を奉じて、菅原朝臣是善・大枝朝臣音人等と、文人の上れる所の重

天安元年、伊豫守となり、右京大夫を兼ね、二年、從四位上に進み、貞觀の初、參議に任ぜられ、式部大輔となり、正四位下に進み、播磨權守を兼ね、近江守に遷る三代實錄・公卿補任。十一年、國史成りて、之を上る三代實錄。十二年、讃岐守となりて、疾病なりければ、詔して、其の生存に及びて、從三位を授く。時に、太政大臣良房、直廬に在りしが、朝服を脫ぎて、贈りて其の身に加へければ、時人、之を榮とせり。薨ず。年七十四三代實錄・公卿補任。善繩、性周愼謹朴にして、所長を以て人に加へず。文章博士たりし時、諸博士、各自ら家に名け、更に以て相輕じ、短長、口に在れば、弟子、亦門戶を立て、常に爭言ありしに、善繩、恬退して、門徒を謝遣し、終に謗議の及ぶ所とならざりき。雅より陰陽を信じて、拘忌する所多く、物怪あるごとに、門を杜ぢて齋禁し、人と通ぜず、乃ち一日の中、門扉十たび閉づるに至れり。家宅は、垣屋を治めず、口に死を言ふこと罕に、弔問、遂に絕てり。淸要に登るに及びて、齋忌、稍簡に、家に賓客を引かず、唯子姪に對するのみなりき。年老いて、聰明衰へず、文章、麗を加へたりければ、貞觀中、策判を追改し、進めて乙第となせり。二子、具瞻・魚水、並に位五品に至りしが、家業を繼ぐものなし三代實錄。

豐階眞人安人、河內大縣郡の人にして、本姓は河股公、彥坐命の後なり三代實錄・姓氏錄。御影に至りて今の姓に改めたり。安人、少きより穎悟にして局量あり、好學を以て早に名を知られ、史傳を涉獵し、最

も漢書に精し。承和五年、少內記に除せられ、大內記に轉じ、嘉祥元年、外從五位下に叙せられ、明年、東宮學士に遷り、文德帝立ちて、外從五位上を授けられ（三代實錄。）仁壽元年、丹後權守となり、累に次侍從に陞る。春澄朝臣善繩に詔して、文選を講ぜしむるに及び、安人、都講となる（文德實錄。）二年、上疏して言ふ、安人、河內國に貫して、未だ公の字を除かれず。伏して請ふ、籍を京華に移し、亦眞人とせられんと。是に於て、詔して、姓を眞人と賜ひ、左京に貫せしむ。齊衡元年、尾張權守となり、三年、圖書頭に轉じ、天安中、掃部頭となり、大學頭に遷り、尋で東宮學士となり、美濃權守を兼ね、淸和帝位に卽きて、正五位上を授けられ、貞觀三年、刑部大輔に拜せられしが、是の歲、卒す。時に年六十五（三代實錄。尾張權守となるは、文德實錄に據る。）

紀朝臣安雄、本姓は刈田、其の先は、讃岐の人なり。安雄に至りて今姓に改め、移りて左京に隷す。父種繼は、仁明帝に仕へて、大學助敎、從五位下に至れり。帝、經術を崇び、屢儒士を引きて、以て相論討し、常に大學博士御船主及び種繼を召して、經義を論ずるに、主は、禮を執り、種繼は、傳を擧げ、難擊往復せしが、遂に角を折ることなかりき。時に、阿刀根繼・伴長といふものあり、並に相撲を善くして、天下無雙なりしが、帝、主を號して長となし、種繼を根繼となして、以て之に戲れたり。安雄、幼にして學行を以て稱せられ、姓寬綽にして柔順なり。始め、得業生に補せられ、天安中、大學直講となり、貞觀中、從五位下に累進し、助敎に轉じ、經業を專精して、頗る文辭に閑ふ。

時に、格式を撰修せんとし、敕して、有識者を擇びしに、安雄、焉に預れり。勘解由次官となり、下野介を兼ね、從五位上に進みて、主計頭に遷り、元慶の初、出でゝ武藏守となりしに、政簡惠を貴びければ、吏民、之に安せり。秩滿ちて京に歸り、鑄錢長官に除せられ、周防守を兼ねしが、政績、武藏より減じたり。仁和二年、卒す。年六十五三代實錄。

譯文大日本史卷の二百十四終

譯文大日本史卷の二百十五

列傳第一百四十二

文學三

都朝臣良香
橘朝臣廣相
島田朝臣忠臣
大藏朝臣善行
藤原朝臣佐世
紀朝臣長谷雄
巨勢朝臣文雄
善淵朝臣永貞
三統理平
惟宗公方 孫 允亮

都朝臣良香、左京の人にして、初名は言道。祖桑原秋成は、大和介、外從五位下、父貞繼は父貞繼は、古

令和歌集目錄に據る。弘仁中、兄腹赤と、請ひて姓を都宿禰と改め、承和中、主計頭となり、嘉祥の初、從五位下に叙せられたり。貞繼、吏部に累歴し、舊儀に諳練したりければ、後の此の職に任ぜらるゝものは、必ず咨訪して焉を行ひたり文德實錄。腹赤は、文藻ありて、才名彰著なりしが、嵯峨帝の時、屢宴に侍して詩を賦し、渤海使の來るに及び、副高景秀と唱和し、又信濃守仲雄王等と、文華秀麗を撰びたり經國集・文華秀麗。兼て朝典に熟したりければ、內裏式を編集するに及び、亦焉に與り本書序。正五位下、文章博士に至れり日本紀略。良香、博聞彊記にして、善く文を屬し、弱冠にして學に入れり。此の時、士習矜伐して、妍媸を分たざりしかば、良香、之を嫉み、辨薫蕕論を著して曰く、人に賢愚あり、物に美惡あり。人は賢才を以て賢となし、物は美體を以て美となす。是の故に、人中に人あり、人の賢才あるものは、名高く、物中に物あり、物の美體あるものは、價貴し。庸詎ぞ人に賢愚なく、物に美惡なしと謂はんや。若し然らば則ち、曲阜尼丘も、培塿に比して別つことなく、紫蘭紅蕙も、蕭艾に混じて分たざらん、之を竺論に求むるに、何ぞ其謬れるや。夫の草の薫蕕あるを觀るに、猶人の賢愚あるがごとし。薫や蕕や、一園の中に生じて、共に枝葉あり。賢や愚や、二儀の間に居て、共に頭足あり。人、或は辨へずして、異同なしと謂ふ。彼の一賢一愚、世以て異なりとなさゞるは、此、或は香或は臭なるも、人猶以て同じとなすなり。遂に賢愚一貫して、曾て等差なく、香臭一氣、時に混亂あらしめんとす。此の時に當り、能く視るものは、之を視て人の賢愚を分ち、能く聞くものは、之を聞きて

草の香臭を辨ふ。否ずば則ち、白藏九月、鷲颷振擊の威を加へ、玄英三冬、嚴霜殺伐の暴を致し、徒に酷烈の氣を蘊み、凡藂と盡きんのみ。但歲陰律に窮り、音陽爻に入るに至りて、羣木、林に榮え、百卉、野に秀で、本より臭なるものは、亦自ら臭に、初より香なるものは、亦自ら香なり。此、稟性同じからず、含氣素あるが爲にして、遂には則ち、臭なるものは、道路に生じて、牛羊の足、其の萠芽を踐み、香なるものは、宗廟に薦められて、鬼神の口、其の氣味を嘗む。今の君子、若し能く鵜鴂の喙を杜絕して、其の芬芳を久しからしめ、莨莠の根を鋤除して、其の穢惡を雜ふることなく、器を同じくして藏めず、當に處を異にして種うべくんば、美惡香臭、得て焉を明にすべしと（都氏文集・本朝文粹。）對策及第して、聲譽益著る。時論、謂らく、其の文章は、之を天性に得たりと（都氏文集・江談鈔○十訓鈔に曰く、言道、對策せし時、春澄善繩、問頭博士たりしが、言道、其の侍女を誘ひ、試題の草本を得て、豫め神仙策を作り、遂に科第を取り、三壺雲浮、七萬里程分浪、五城霞峙、十二樓構插天の句ありしかば、世、傳へて焉を誦したりと。）正六位上、少內記に遷り、貞觀十四年、平季長と、掌渤海客使となり、奏して曰く、姓名相配すれば、其の義乃ち美し、若し佳令なるに非ずんば、何ぞ遠人に示さんや。請ふ、名を良香と改めんと、之を許す。從五位下に敍せられ、尋で大內記・文章博士となりて、越前權介を兼ぬ。十八年、大極殿の災ありしとき、諸博士に詔して、皇帝の廢朝、及び羣臣の政に從ふべきや否やを議せしめしに、良香、大學頭巨勢文雄と、議して曰く、春秋穀梁傳に、新宮災あれば、三日哭すとあり。新宮とは、何ぞや、禰宮なり。三日哭すとは、哀むなり。其の哀むは、禮なり。又漢の建元六年四月、高園の便殿火けたると

き、帝、素服すること五日、元鳳四年五月、孝文廟の正殿火けたるとき、帝及び羣臣、皆素服したり。又漢の元封六年十一月、栢梁臺、災あり、永始四年四月、長樂宮の臨華殿、未央宮の東司馬門、皆災あり、後漢の承和元年十月、承福殿火け、魏の青龍二年四月、崇華殿、災あり、晉の太康十年四月、崇賢殿、災あり、梁の普通二年五月、琬琰殿、火け、延て後宮の屋三千間を燒きたりき。此等の文に據れば、園廟の火災には、必ず素服盡哀の禮あれども、宮殿の災の如きに至りては、變服廢朝の文あることなし。但春秋昭十八年の左氏傳に曰く、五月、宋・衞・陳・鄭、皆火けたれば、三日哭して、國、市せずと。異苑に曰く、魏文侯の御廩、災ありしとき、素服して正殿を避くること五日、羣臣、皆素服して哭したりと。謹みて按ずるに、古の諸侯、此の如きの災あれば、或は變服致哭の義ありき。今折中して之を論ずるに、宜しく三日廢朝し、皇帝及び羣臣は、常服を變せずして、唯憂戚の意を盡さるべしと。詔して、之に從ふ。元慶元年、陰陽寮、奏すらく、四月朔、夜、日、當に食すべしと。豫め四道博士に下して、食の夜に在るときは、當に務を廢すべきか否かを議せしめしに、良香、議して曰く、經傳諸史を按ずるに、太陽虧損すれば、君、殿を避けて時を移し、百官、務を廢すること、自ら明文ありて、更め載することを煩さず。此、晝日の食を謂ふなり。夜食暗傷の理に至りては、避殿廢務の義を見ず。但春秋穀梁傳に、莊十八年春王三月、日、之を食することあり、日を言はず朔を言はざるは、夜食なればなりと。鄭君、釋して曰く、一日一夜、合せて一日となす。

今、朔日、日初て出づるとき、其の食、虧傷の處ありて、未だ復せず。故に知る、此の日、夜を以て食し、夜食したるは、則ち亦前月の晦に屬することを。謹みて、按ずるに、一日一夜、合せて一日となし、其の食、虧傷の處ありといへり。然らば則ち、若し食して復するに及ぶこと、丑刻前に在らば、當に前月に屬して、以て晦食となし、晦日廢務すべく、若し食及び復すること、寅刻後に在らば、當に來月に屬して、以て朔食となし、朔日廢務すべきか。且つ如し食は丑刻に在りと雖も、而も、虧傷の處、寅若くは卯に至りて、未だ全く復するに及ばずんば、則ち晦朔の兩日、竝に須らく廢務すべきか。古と今と、其の事、各異なり。何となれば、古の曆家は、未だ日食を豫推するの術を知らず、唯虧傷するを見て、然る後、食を知り、設し夜食することあれば、得て知るに由あらざりき。後代の曆家は、術を以て理を推し、豫め食否を知りて、毫毛差はず。故に、唐の開元禮に云く、太陽虧くるときは、有司、豫め奏して、其の日、五穀・五兵を大社に置き、皇帝、事を視ず、百官、各本司を守りて、務を理めず、時を過ぎて乃ち罷むと。唐禮の文の如くんば、晝夜を論ぜず、有司、豫め奏せしなり。今、豫め夜食することを知らば、豈に夜に在るを以て之を救はざるを得んや。旣に能く之を救はゞ、豈に平日に準じて政事を擧ぐることを得んや。然らば則ち、晝夜を問はず、必ず當に廢務すべきなりと、之に從ふ。是の歲、姓を朝臣と賜ふ。三年、卒す。三代實錄。年三十六。古今和歌集目錄。世に言ふ、良香、月夜、羅城門を過ぎ、作る所の詩を吟じて、氣霽風梳㆓新柳髮㆒、氷消

浪洗二舊苔鬚一と曰ひければ、樓上、歎賞の聲あり、時人、之を異となせり。又竹生島に遊び、三千世界眼前盡の句を得て、對未だ成らざりしに、島神、賡ぎて曰く、十二因緣心裏空と。子在中、文才ありて、越前掾となり、任に在りて渤海使裴璆と交遊し、別に臨みて詩を贈りしに、璆、大に之を稱したり。朝議、私に外國人と交りしことを詰らんと欲せしが、其の璆が爲に稱せられたるを聞きて、釋して問はざりき江談鈔。

　橘朝臣廣相、字は朝綾、左大臣諸兄五世の孫にして、父峯範は、若狹守たり公卿補任・橘氏系圖。廣相、幼にして文名あり、九歲にして昇殿を聽さる。乃ち詩を賦して曰く、荒村桃李猶應レ愛、何況瓊林華苑春と江談鈔。長じて博く學び、貞觀中、文章生に補し、越前權少掾となり、藏人に補せられ、對策及第して、右衞門大尉となり、從五位下に敍し、文章博士に補せられたれども、辭して就かず、東宮學士・民部少輔を歷たり公卿補任。五條太皇太后の崩せしとき、喪服を議して未だ決せざりしが、遂に廣相が議に從へり。渤海使の來りしとき、敕を奉じて、使人を宴し、詩を賦し三代實錄。從五位上に敍せられ、右少辨となりしが、學士たること、故の如くなりき公卿補任。皇太子の千字文を讀むや、廣相、侍讀し三代實錄。左少辨に轉じて、美濃權守を兼ね、學士の勞を以て、超て正五位上を授けられ、式部大輔・藏人頭に遷る。元慶中、勘解由長官・右大辨となり公卿補任。光孝帝位に卽きて、從四位上に進み、帝の文選を讀むや、又侍讀す三代實錄。尋で文章博士を兼ねて、參議に任ぜられ、左大辨に轉じたり。字

多帝位に卽きて、廣相、左中辨藤原有穗・左近衞中將藤原時平・左衞門佐藤原高經等と、殿上に侍す。關白基經が職を辭せしとき、廣相、詔を草せしに、阿衡の任を以て卿が任となすの語ありしかば、基經、悅ばざりけるに、帝、爲に之を解謝せり。尋で近江守を兼ね、正四位上に進み、寬平二年、卒す。年五十四。侍讀の勞を以て、中納言、從三位を贈り公卿補任・扶桑略記を參取す○十訓鈔に曰く、藤原佐世、阿衡の語を擿みて基經を激怒せしめたれば、廣相、聞きて佐世を怨み、以て憂死し、其の靈、犬となり、狂瘋して人を嚙み、佐世が家を繞り、吠えて曰く、阿衡・阿衡と。因て中納言を贈り、以て其の靈を慰めたりと。歷代皇紀も、亦此の事を載せたれども、怪誕取るに足らず。十訓鈔に、貞觀中の事となせるも、亦誤なり。贈るに絹布を以てせり歷代皇紀。廣相、三朝に歷仕して、左右に近侍し、省中の衆事、幹理せざるはなく公卿補任。博く羣書に涉りしが、皆橫看讀過、拔萃鈔纂して、以て遺忘に備へ、獻策の日、一代藏經を覽、七日にして竣れり江談鈔。集八卷あり仁和寺書籍目錄。朝官當唐名略鈔を著し拾芥鈔。又嘗て宇多帝の敕を奉じて、蹈歌記を撰べり年中行事に廣相が傳を引ける。廣相、初め、業を菅原是善に受けしが政事要略・江談鈔。是善、嘗て高尾山の鐘銘を作りしとき、廣相、之に序し、藤原敏行、之を書したるに高尾山鐘銘。世に三絕と稱したり。廣相、初名は博覽なりしが、舊制に、佛菩薩聖賢の名號を以て名とすることを得ず。舍利弗の別號、博覽比丘なるを以て、父峯範、奏請して、今名に改めたり公卿補任。子公賴は、和歌を善くし後撰和歌集・新敕撰和歌集。天慶中、官、中納言に至れり公卿補任。

島田朝臣忠臣、其の先は、神八井耳命より出でたり姓氏錄。貞觀の初、越前權少掾となりしが、渤海聘使來れるとき、副使周元伯、頗る文章に閑ひたりければ、忠臣が能く文を屬するを以て、加賀權大

掾を假して、館に就きて元伯と唱和せしめたり。既にして、少外記に任じ、從五位下を授けられ、因幡權介となり、元慶中、從五位上に進み、太宰少貳に遷り、美濃介となり、權に玄蕃頭の事を行ひ、式部少輔菅原朝臣道眞と、渤海聘使裴頲を迎接す三代實錄。後、伊勢介となり本朝文粹。宇多帝の周易を大學博士善淵愛成に受くるや、忠臣、都講となりしが、寛平三年、講畢りて曲宴を賜ふに、忠臣、詩を賦し序を作れり田氏家集。卒するに及び、菅原朝臣道眞、詩を作りて、哭して曰く、自レ是春風秋月夜、詩人名在實應レ無と菅家文草。紀長谷雄は、稱して當代の詩匠となせり本朝文粹。關白基經も、亦其の才を愛して、厚く之を遇し、嘗て藤原敏行をして、其の詩五百餘篇を屏風に書かしめたりき田氏家集。著す所、百官唐名鈔あり拾芥鈔。

大藏朝臣善行、文學を以て著れ、貞觀十七年、敕を蒙りて藏人所に侍し、御書を校定し、又顏子家訓を講じ、左右の年少に禁中に教授せしに、明年、講竟りて、宴を藏人所に賜ひ、大學の文章生等を召して詩を賦せしめたり。元慶中、少外記となり、正六位上に敍せらる三代實錄。是より先、土佐權掾たりしとき、大内記都朝臣良香、狀して其の職を讓りて曰く、善行等、文は春華より富み、學は秋實を收めたり。若し筆を麟閣に搖ひ、硯を鳳池に洗はゞ、則ち左右人を得て、起居美を傳へんと都氏文集・本朝文粹。七年、存問渤海客使となり、領客使を兼ね、進發するに臨みて辭見するとき、御衣。袴各一襲を賜りぬ。仁和中、大外記に轉じ、外從五位下を授けられ、播磨權大掾を兼ね三代實錄。姓伊美吉を改めて、

朝臣を賜れり三代實錄・雜言奉和を參取す。寛平中、從五位上に敍せられ、勘解由次官となりて、參河權介を兼ね、大外記たること、故の如し。是より先、左大臣藤原時平等と、勅を奉じて、三代實錄を修めたりしが、延喜元年、書成りて之を奏上せり三代實錄序。善行、學、經籍を究めて、敎導に善かりければ、生徒甚だ多く、藤原時平及び弟仲平・平惟範・平伊望・藤原興範・紀長谷雄・三統理平等、皆業を受けたり雜言奉和・紀長谷雄水石亭詩序。是の歲、善行、年七十なれば、時平、一時の英俊を城南の水石亭に會し、以て其の壽を賀せしに、會するもの一十六人、時平、弟子の禮を執りければ、時人、之を榮とせり雜言奉和。尋で從四位下に敍し、民部大輔に任ぜられ延喜格序・河海鈔。後、東宮學士となる。常に鍾乳丸を服したれば、年九十に滿ちて、猶壯容あり、家に婢妾を蓄へ、年八十七にして子を生めり。十七年、漢書を以て太子に授け、毎朝侍講して、休暇あることなかりしかば、世人、歎異して、之を地仙と謂へり政事要略。

藤原朝臣佐世、式部卿宇合が裔にして、父菅雄は、民部大輔たり。佐世、初め、攝政基經が家司たりしが、貞觀中、對策及第して尊卑分脈・江談鈔○江談鈔に曰く、藤原氏の獻策、佐世に昉ると。今、文德實錄に據るに、天長の初、藤原關雄、文章生の試を奉じて及第すとあれば、佐世に昉るに非ず、江談鈔誤れり。文章得業生に擧げられ、越前大掾に補せらる。十四年、大學頭巨勢文雄と、渤海使を鴻臚館に燕饗し、元慶中、從五位下に敍せられ、彈正少弼、民部少輔となり、陽成帝の始て孝經を讀むや、佐世、都講となる。既にして、從五位上に進み、右少辨となり、八年、大學頭に遷り、奏して、新錢三十貫を左右京職に貸し、其の子錢を以て大學寮の學生の菜資に充てたり。仁和元年、奏すらく、

令に云く、凡そ學生は、公私禮事あるとき、儀式を觀さすと。又承和十二年の宣旨に云く、車駕行幸の日、官人、文章生等を引きて陪從せよと。然らば則ち、朝堂の儀、公私の禮、節會・宴享の日、巡狩・遊獵の時は、必ず須らく學生を率ゐて縱觀陪從せしむべし。而るに、寮には、本幕幔なく、事に臨みて闕くること多し。諸司は、例として二張を給すれども、四百の生徒を領すれば、兩幕の容るべきに非ず。望み請ふ、四張を賜ひて以て儲備となさんと、之に從ふ。二年、左少辨となり、式部少輔に遷り（三代實錄）。寛平三年、陸奥守に任ぜられて、大藏少輔を兼ね（續本朝文粹所載藤原敦光狀）。從四位下、右大辨に至る（尊卑分脈）。著す所、見在書目あり、世に行はる（見在書目）。昌泰元年、卒す。子文貞は、對策及第して、文章博士・式部大輔、正五位上に至り、子後生も、亦獻策して、文章博士となり（尊卑分脈）。子孫相繼ぎて儒を業とせしが、世に式家と稱せりと云ふ。

紀朝臣長谷雄、字は寛、祖國守は、内膳正（公卿補任）。醫を善くして、典藥頭となれり。時に、東宮、疾ありて、國守をして藥を上らしめしに、國守、啓して曰く、必ず瞑眩して後愈えんと。已にして、東宮、果して苦悶す。是に於て、帝、國守を帶刀の陣に下し、命じて曰く、若し不諱あらば、速に之を斬れと。既にして、東宮、疾瘳えたれば、國守、人に謂て曰く、若し東宮の疾起ち給はざりせば、我、必ず誅せられて死したりけんと、遂に子孫を戒めて、醫を學ぶこと勿らしめたり（古事談）。父貞範は、彈正忠となれり（公卿補任）。貞範、嘗て長谷寺に禱りて長谷雄を生みければ、因て名となせり（紀氏系圖）。生れて穎敏にし

て、成童、學に志し、十八、文を屬す本朝文粹所載延喜以後詩序。業を大藏善行に受けて雜言奉和。未だ名を知らるゝに、及ばざりしとき、一日、諸生羣飮して、幽人釣ニ春水ーの詩を賦せしに、島田忠臣、獨長谷雄が詩を賞して曰く、綴韻の間、甚だ風骨を得たりと。是より、才名、日に著れたり。之を久しくして、人、之を善行に惡せしかば、沈淪して年を積み、貞觀十八年、始て文章生に補せられたり。既にして、菅原道眞が門に遊ぶ。道眞、初め、未だ之を奇とせざりしが、適大極殿始成宴集詩を見て、歎じて曰く、意はざりき、詞藻此に至らんとはと。後、屢相唱和す本朝文粹所載延喜以後詩序。元慶中、文章得業生・讃岐掾となる公卿補任。時に、有識の士、爭ひて論議を好み、義を立つること堅からず、或は醉舞狂歌し、罵辱陵轢するに至りければ、道眞、詩を長谷雄に寄せ、以て勸めて詩を吟ぜしめたり菅家文草。仁和中、少外記となり、從五位下に敍せられ、寬平中、圖書頭・文章博士に累官し、讃岐介・式部少輔・右少辨・大學頭を兼ねて、從四位下に進み、九年、式部大輔となり、侍從を兼ね、博士たること、故の如し公卿補任。宇多帝、使を唐に遣はさんと欲し、菅原道眞を大使となし、長谷雄を副使となしたれども、唐の亂に會ひて止みぬ扶桑略記。醍醐帝の位に卽くとき、上皇、敕して、藤原時平・藤原定國・菅原道眞・平季長及び長谷雄をして帝に侍せしめ、以て顧問に備へしむ古今著聞集。昌泰元年、帝に羣書治要を授く日本紀略。是の年、右大辨となり續本朝文粹所載藤原敦光狀。左大辨に轉じ、延喜中、參議に任じ、從三位に累進して、中納言に任ぜられ、十二年、薨ず。年六十八日本紀略○江談鈔及び今昔物語に曰く、長谷雄、嘗て長谷寺に至りて、大納言に任ぜられんことを祈りしに、夢に、人あり告げて曰

く、汝、文才あり、他國に遣はさるべしと。未だ幾ならずして薨ぜりと。長谷雄、文藻富贍にして、衆の推す所となり、詔敕表牋、多く其の手に出でしが、世に紀納言と稱し、又紀家と稱したり紀家は、江談鈔に據る。長谷雄、能く身を律せしが、嘗て紳に書して曰く、靡レ恃二人之知一、勿レ誇二己之賢一、須三懷レ誠與レ愼、以思二身之全一と朝野羣載。三善清行、嘗て長谷雄と文を論じ、詬罵して、古より無才博士あることなかりしが、今、汝に始まると曰ひたれども、長谷雄、校せざりしかば、時人、其の雅量に服せり。惟宗孝言、之を聞きて曰く、龍の鬪ふや、困むと雖も、斃るゝに至らず。他の畜は、之に近くことを得ずと。蓋し、二子、才高くして、餘子は與ることを得ざるを謂へるなり江談鈔・今昔物語。道眞が政を執るに及び、文會あるごとに、必ず先長谷雄に屬して起草せしめたり。嘗て內宴に侍して詩を賦せしに、道眞、其の手を執りて曰く、元白、再生すとも、何を以てか焉に加へんと。島田忠臣も、亦亟其の文を稱したり。道眞が薨後、忠臣・小野美材が輩、相踵ぎて逝き、長谷雄、獨文柄を執れり。然れども、延喜以後の詩は、其の知音なきを感じ、題して延喜以後詩卷と曰へり本朝文粹所載延喜以後詩序。文集は、散逸して、今、纔に存せり。子は、淑望・淑人・淑信・淑光・淑行・淑間・淑方・淑久・淑江、皆才學ありて、多く顯官に至れり紀氏系圖○系圖の一本に、淑江を載せず。淑人は、小野好古が傳に見えたり。

巨勢朝臣文雄、左京の人にして、本姓は味酒、貞觀の初、文章得業生に擢でゝ、正八位下を授けられ、對策及第して、三階を加賜し、大內記を授けられ、三年、今姓を賜る。是より先、巨勢河

守、奏言すらく、文雄、款に稱すらく、先祖は、武内宿禰大臣が五男巨勢男韓宿禰より出でたり。是巨勢朝臣の祖にして、三男平羣木兎宿禰は、卽ち文雄が祖なり。木兎宿禰が後、味酒臣の姓を賜り、淪落して伊勢に貫せられたりしが、文雄が先に至りて、臣を改めて首の姓を賜り、左京に貫附し、事は圖牒に煥なり。文雄は、一祖の裔八腹の支にして、孤悴族となり、久しく榮途に隔れり。加以、酒の用たる、唯禮を成すを貴び、耽淫の失、鑑誡深き攸、而るに今、味酒を姓となし、副ふるに首字之味を以てするは〇之味の上、疑ふらくは脫字あらん。既に吉祥に非ず。況や、復其の首たるに當れるをや。是を以て、改姓の望、朝夕、刻に思ひ、式微の歎、弟兄、深く鯁し。願はくは、明時の景煦を熈くし、巨勢の華宗に入れ給へ。但祖胤の流に順ひて、平羣の姓を賜はんなれども、而も、平羣の字は、稱謂、是凡、巨勢の文は、義理、愛するに堪へたりと。河守等、謹みて本系を檢し、已に同宗なることを知りぬ。其の所愁を見るに、理、當に聽許すべし。特に巨勢朝臣の姓を賜り、將に沈淪せる族人の懷を慰めんとすと。是に至りて、其の請ふ所に從へり。民部少輔・文章博士・備後權介を歷て、大學頭に遷り、從五位上に進む。是より先、應天門、災ありて、修造既に訖りたれば、博士をして議して名を改めしめ、竝に應天・朱雀・羅城諸門の名義を問ふ。文雄、議して曰く、宮殿の城門、火災の後、名を改むること、兩漢以上、未だ此の事あるを聞かず。魏の青龍二年四月、崇華殿、災ありて、之を繕復したるに、三年七月、又災ありければ、高堂隆、以て營造すべからずと爲しゝかども、帝、從はずして遂に復し

て、九龍殿と曰へり。唐の天寶二年、應天門、災ありて、十一月、成りたるに、改めて乾天門と曰へり。本朝の制度、多く唐家を擬したり。凡そ災火異なりと雖も、之を總ぶるに、休徵に非ず。修復の後、舊號を除きて、嘉名を制する、亦宜ならずや。洛都の城門を應天門と謂ふは、禮を按ずるに、含文嘉曰く、湯、人心に順ひて天に應ずと、蓋し諸を此に取りしならん。長安南面の城門を朱雀門と謂ひ、大明宮の南面の五門、正南を丹鳳門と曰ふ。夫丹鳳・朱雀は、其の義一なり。南方に在るを以て、之を朱雀と謂ふか。羅城門は、周の國門、唐の京城門にして、西都に、之を明德門と曰ひ、東都に、之を定鼎門と謂へり。今、之を羅城門と謂ふは、義未だ詳ならず。但唐六典の注に云く、大明宮より、東羅城の復道を夾み、通化門を經て、而して、興慶宮に入ると。今、文勢を按ずるに、蓋し羅列の意ならんと。元慶中、右中辨、從四位下に至り、越前守を兼ねたり（三代實錄。）

善淵朝臣永貞、初名は福貞、本姓は六人部にして、火明命の後なり。世義濃厚見郡に居りしが、後、弟愛成等と、遷りて左京職に隷し、今姓を賜りぬ。貞觀中、直講に擢で、外從五位下に敍せられ、助敎となりて、越後介を兼ね、十四年、上表して、職を辭して母の病に侍せんことを請ふ。尋で從五位上に進み、大學博士に遷りて、越中守を兼ぬ。光孝帝の孝經を讀むや、永貞、侍讀となりて、正五位下に進み、仁和元年、宮に卒す。年七十三。弟愛成は、貞觀中、右中辨となり、山城權介を兼ね、帝の羣書治要を讀むや、都講となりて、從五位上、大學博士に至り（三代實錄。職を辭して母の病に侍せんことを請ふは、菅家文草に據る。）

昇殿を聽され、侍讀となりぬ職原鈔。

三統理平、業を大藏朝臣善行に受け雜言奉和。策試及第し朝野羣載。寛平・昌泰の間に、大外記となり、備中掾・越前介を兼ねて三代實錄序・二中歷・雜言奉和。從五位下を授けられ官職秘鈔。延喜中、大內記に遷り、周防權介を兼ね延喜格序・譯日本紀・日本紀竟宴和歌。三代實錄及び延喜格を撰ぶに預れり本書序。時に、帝、學を好み、藤原春海をして日本紀を講ぜしめ、一時の文士を召して、講筵に侍せしめたるに、理平も、亦焉に與りしが、講畢りて、竟宴和歌序を作れり日本紀竟宴和歌。尋で從五位上に敍せられ、文章博士となる二中歷。理平、嘗て宴に侍し、月を賞して詩を賦せしに、云へることあり、天山不レ辨何年雪、合浦應レ迷舊日珠と、讀師、次を以て羣臣の詩を唱へて、理平が詩に至りしに、帝、命じて再三此の句を誦せしめたれば、理平、感嘆したりき江談鈔。晚年、式部大輔に任ぜられ、從四位下に進み作者部類・二中歷。延長四年、卒す。年七十四作者部類。理平、詩を善くせしが、菅原文時、其の詩を愛し、嘗て自ら其の集を寫せり。大江匡房も、亦稱して鉅匠となせり。其の後輩の爲に慕はれたること、此の如くなりき江談鈔。子元夏は、對策及第して、文章得業生となり類聚符宣鈔。式部丞に任ぜらる。朱雀帝の史記を藤原在衡に受くるや、元夏、尙複す外記日記。天曆中、式部少輔・文章博士を歷て本朝文粹・二中歷・類聚符宣鈔・政事要略。東宮學士となり作者部類・二中歷。四位を授けられ、康保中、卒す作者部類・葉黃記。子篤信も、亦文才ありて、學問料を賜り葉黃記・西宮記。少內記となれり本朝麗藻○按ずるに、仁和寺書籍目錄に、理平傳一卷を載せたれども、今、傳らず。

惟宗公方、其の先は、功滿王にして、秦始皇の後なり。應神の朝に、衆を率ゐて歸化し、子孫、因て秦を以て氏となしたりしが、元慶中、公方が祖父直宗・父直本、奏請して、惟宗と改めたり三代實錄。父祖の名は、政事要略・本朝文粹・法獮眼鈔に據る。直宗は、勘解由次官に至り三代實錄・政治要略。直本は、主計頭となり二中歷。世法律を學びて明法博士に任ぜられ、巡察糾彈の職を攝せり三代實錄・政事要略・本朝文粹。公方、延長の間、左衞門大志を歷て、明法博士に任ぜられ政事要略・類聚符宣鈔。主計助となる。天慶中、大判事に遷り、勘解由長官・大和介を兼ね、尋で民部少輔に任じ政事要略。天曆中、左衞門權佐となり、檢非違使に補し二中歷・官職秘鈔・日本紀略。正五位下を授けらる類聚符宣鈔。是の時に當り、諸國衰弊して、貢賦入らざりければ、帝、乃ち制を立て、以て其の法を嚴にせしに、既にして、國司の法を犯すもの十餘人、法家をして其の罪を議せしむ。公方、之を論じて、以て違式となせるを、右弼は姓闕けたり。以て違敕となしゝが、公方曰く、詔旨に違ふ、之を違敕と謂ひ、式制に違ふ、之を違式と謂ふ。今、國司の犯せる所のものは、式制に非ずやと。右弼曰く、式制も、亦敕を奉じて之を定めたれば、之を違敕と謂ふも、何の不可か之あらんと。二議決せず、事聞えたるに、帝、公方が言を以て非となし、藤原文範をして詰問せしめしに、公方、前言を固執したり。文範、之を奏せしに、敕して、上疏して過を謝せしめたれども、公方、聽かざりければ北山鈔・江談鈔。天德二年、大藏權大輔に左遷せられしかども日本紀略。猶明法博士を兼ねたり西宮記。職者、謂らく、公方が言是なりと雖も、而も、帝の意に忤ひたるを以て貶せられたりと北山鈔。安和中、左大臣源高明、事に坐して太宰權帥に

貶せられ、既にして薙髪し、京師に止らんことを請ひしに公卿補任。　時議決せざれば、公方をして之を議せしめしに、公方曰く、凡そ僧尼の罪を犯せるも、猶且つ還俗せしめて刑に處す。今、事に臨みて薙髪したりとも、豈に宜しく其の罪を宥すべけんやと、之に從ふ政事要略。　公方、詩賦を善くせずと雖も、博覽多通にして、尤も家學に精しく、當時の法律、多く其の手に成れり政事要略・類聚符宣鈔・本朝月令を參取す。　本朝月令を著し、以て典故を詳にしたり仁和寺書籍目錄。　嘗て子弟に語りて曰く、延喜の朝に、寵姫内匠藏人、奏請して、白馬節會を觀しとき、著たる所の深紅衣、車外に露れたりしが、深紅は、歷朝の禁ずる所なれば、檢非違使源中正、衣を取りて將に之を裂かんとせしに、内匠、和歌を爲りて其の意を解きければ、中正、其の衣を裂くに忍びずして止みぬ。凡そ法律を學ぶものは、宜しく此の意を存すべしと。其の寬恕なること、此の如くなりき政事要略。　孫は、允亮清獬眼鈔。

允亮、夙に才名ありて、家學に長じ、明法博士となり、論斷の精確なること、當時の法家、皆其の下に出でたり政事要略・續往生傳。　常に祖公方が違式の議を以て帝の意に忤ひて貶せられたるを悼み、密に其の議を反覆せしが、數年を歷て、論說始て成りければ、乃ち文範が家に詣りて之を論ぜんと欲せしに、文範曰く、先帝、既に崩じ給ひ、卿が先人も、亦歿し、吾も亦既に老いたり。今日、復論辨を煩すこと勿れと。允亮、遂に論ずることを得ずして還りぬ江談鈔。　正曆中、勘解由次官となり小野宮年中行事。　尋で左衛門權佐に任じ○二中歷に、右衛門に作れり。　檢非違使に補せらる年中行事・政治要略・日本紀略・官職秘鈔。　五年、宇佐の社人、大貳藤原

佐理と、事を爭ひて之を朝に訴へたるに、允亮を以て推問使となして之を鞫問せしめ、遂に佐理が職を罷めたり日本紀略。長德中、藤原伊周、弟隆家と謀逆に坐して竄に處せらるゝや、允亮、追下使となり、家に就きて敕を傳へしに、會〻中宮、伊周が家に御し、伊周兄弟、敢て出でざりしかば、允亮、奏請して入りて之を搜しゝに、伊周、逃れて愛宕山に匿れたれば、允亮、徒を率ゐて之を追ひ、伊周、遂に配所に赴けり古事談。四年、姓を改めんことを奏請せしに、姓を令宗朝臣と賜ふ。幾もなくして、彈正判事を兼ね政事要略。寛弘中、河内守を兼ね政事要略・二中歷。從四位下に敍せられて、檢非違使佐となる官職秘鈔。佐の四位に敍せらるゝこと、此に始る官職秘鈔・二中歷。嘗て父祖の舊記及び諸書を編纂して、政事要略百三十卷を著し、又類聚判集百卷を著したり仁和寺書籍目錄。其の日記を宗河記と曰ひしが、法家、以て準則となせりと云ふ諸獅眼鈔。

譯文大日本史卷の二百十五終

譯文大日本史卷の二百十六

列傳第百四十三

文學四

大江朝臣音人　孫 朝綱 維時 玄孫 以言 維時が孫 匡衡 定基 匡衡が子 時棟

大江朝臣音人、左京の人にして、父本主は、備中介たり〔公卿補任○按ずるに、皇胤紹運錄に、音人を、阿保親王の子に系け、其の下に注して曰く、先祖は、本姓は土師と。甚だ謂なし。又補任を按ずるに、音人が母は、中臣氏にして、本阿保親王の侍女なりき。蓋し中臣氏、親王に嬖せられ、孕めることありて本主に嫁せしならん。然れども、他に明證なければ、今、考ふべからず。〕音人、業を菅原朝臣是善に受け〔扶桑集。〕博學にして善く文を屬す〔三代實錄・類聚國史を斟酌す。〕天長の末、文章生に補せられ、承和中、秀才に擧げられて、備中目に任ぜられしが、數年にして、事に坐して尾張に謫せられ、之に居ること三年、徵されて京に歸り、尋で小內記に補し〔公卿補任。〕從五位下に敍せられ、大內記に轉じ〔續日本後紀。〕嘉祥三年、東宮學士を兼ね、仁壽・齊衡の間、次侍從となり、民部少輔・左少辨を歷〔文德實錄・公卿補任。次侍從は、實錄に據る。〕清和帝位に卽きて、正五位下に進み、式部少輔に遷り、尋で左中辨となり、貞觀中、累に右大辨に轉じ、參議に任ぜられ、八年、正四位下に進む。音人、其の先姓は土師宿禰なりしが、桓武の時、外祖母の族たるを以て、改めて大枝朝臣を賜ひしに、音人、以謂らく、枝は、幹より大なれば、折れずんば必ず摧けん。大枝姓は、本枝長固、子孫無疆の義に非ざるなり。然れども、先朝の賜ひし所、遽に

變革に從はんは、亦安せざる所ありと。因て、姓大枝を改めて大江となさんことを奏請す。蓋し字異なれども、稱同じきを以てなり。之を許す。尋で左大辨に轉じ、勘解由長官を兼ね、從三位に進敍し、左衞門督を兼ね、檢非違使別當に補せらる三代實錄・公卿補任。十七年、帝の史記を讀むや、音人、侍讀す。元慶元年、敕して、上皇、皇帝に送る書に、御諱を注すべきか否かを議せしめしに、音人、奏議すらく、謹みて禮經を按ずるに、君の前にては臣名いひ、父の前にては子名いふ。故に、周公、文王に告ぐるに、皆武王の名を稱せり。又云く、似たるを見て目瞿れ、名を聞きて心瞿ると。夫父は子の天なり。故に、其の禮節の相去ること、天地の懸隔せるが如し。豈に父の子の爲に其の名を稱するものあらんや。夫天子の禮は、庶人と異なりと雖も、而れども、父子の間に至りては、未だ差別あらず。昔、太公の家令に、人臣の語ありしに、漢祖、之を善して、褒賞せり。是則ち太公未だ尊位に登らざりしが爲なり。然りと雖も、漢祖、之を以て世に短られたり。又諸家の書儀を按ずるに、父母の子に與ふる書には、皆爺告ぐ孃告ぐと云ひて、遂に其の名を注せるものなし。然らば則ち、御諱を書すること、未だ據る攸を知らざるなり。謹みて敕命を奉ずるに、云く、今出敕に於て、只御書と書して、御諱を注せずんば、見るもの誰が書なることを知るべからず。之を物情に論ずるに、理、然るべからずと。謹みて按ずるに、摯虞が決疑要に云く、古は、文に臨みて諱まざりしに、而も、今猶以て諱むことをなし、嫌名諱まざりしに、而も、今猶以て諱むことをなす。二名は偏諱せず、孔子の母は、名は徵在、徵を言へば在

を言はず、在を言へば徵を言はざりしに、今、亦偏諱せず。若し孔聖の前蹤に據り、唯御諱の一字を注せば、禮俗に隨ひ、儻は其の宜しきを得んと、之に從ふ。尋で薨ず三代實錄。年六十七公卿補任。嘗て敕を奉じて、弘帝範三卷・羣籍要覽四十卷を撰べり。又菅原朝臣是善と、貞觀格式を撰定せしが、其の上表及び式の序は、皆音人が作れる所なり三代實錄・類聚國史。長岡京の牢獄朽廢して、刑徒、或は逃逸しければ、音人、檢非違使別當たりし時、獄を平安城に移し、改て獄門を立てたるに、此より復逃逸するものなかりき。又食物を作りて、行路の人に予へたり。嘗て曰く、我、國の爲に力を致せること多ければ、子孫、必ず大位に至るものあらんと。其の孫維時及び七世の孫匡房、皆官納言に至り、果して其の言の如くなりき江談鈔。子は、玉淵・千里・春潭・千古。玉淵は、從四位下、少納言・丹波守となり大江系圖。詩歌に工なりき十訓鈔。千里は、兵部大丞、正五位下となり、和歌を善くせり系圖。春潭は、正六位上、紀伊掾除目大成鈔。千古は、從四位上、伊豫權守・式部權大輔系圖。亦詩歌を善くせり作者部類・類題古詩。

朝綱、玉淵が子なり公卿補任。父祖の業を繼ぎて、該博宏贍、詞藻典麗なりしかば、夙に文章生に擧げられ、對策登科せり江談鈔。村上の朝に、敕を奉じて、新國史仁和寺書籍目錄。及び坤元錄を撰べり日本紀略。嘗て渤海使裴璆に餞せし詩の序に曰く、前途程遠、馳二思於雁山之暮雲一、後會期遙、霑二纓於鴻臚之曉淚一と本朝文粹・和漢朗詠集。璆、大に之を感嘆せり。後、渤海人、本朝人に謂て曰く、朝綱は、既に三公に昇りしかと。答へて曰く、未だしと。曰く、上邦、何ぞ才を重ぜざるやと。其の譽を異域に傳へたること、此の如く

なりき古今著聞集。又書を善くし、小野道風と筆法を論じて、互に相下らず、村上帝に品藻を請ひしに、帝曰く、朝綱が書法の道風に及ばざることは、猶道風が文の朝綱に及ばざるがごとしと江談鈔。左右中大辨を歴て、參議に任ぜられ、備前・美濃等の守を兼ね、正四位下に至り公卿補任。天德の初、卒す。年七十二日本紀略。著す所、後江相公集あり仁和寺書籍目錄。世に音人を稱して江相公と曰ひ、朝綱を後江相公と曰ひ、以て之を別ちたり。子は、澄明・澄江・澄景系圖。澄明も、亦文を能くし、對策登第して、兵部丞に任ぜられ本朝文粹。父に先ちて卒せしが、朝綱、哀慟して、文を作りて之を悼みけるに、悲之亦悲、莫レ悲ニ於老後レ子、恨而更恨、莫レ恨ニ於少先レ親の句ありき本朝文粹・源平盛衰記。澄江が孫佐國、頗る詩文を善くし、長久四年、惟宗孝言・源時綱等と、校書殿に試みられ百錬鈔・扶桑略記。後朱雀・後冷泉・後三條・白河の四朝に仕へて、掃部頭となり、越前權介を兼ねたり。佐國が子通國も、亦才思あり、業を藤原明衡に受けて朝野羣載。大藏大輔となれり系圖。

維時、千古が第三子なり。夙に文章生に擧げられ、策試して秀才に擢で、藏人に補せられたり。延喜・延長の間、大學助に任ぜられ、文章博士に遷り、承平中、式部少輔となり公卿補任。文選を北曹に講ぜしが、天慶の初、功を畢へて日本紀略。大學頭に任ぜられ、式部大輔に轉じ、東宮學士を兼ね、天曆四年、參議となり、九年、從三位に敍せられ、天德中、中納言に進む公卿補任。人となり博聞強記にして、經史を淹貫し、凡そ遷都以來の第宅の變遷、人物の死亡年月、皆能く諳記したりき續古事談。初め、醍醐帝、

敕して、前園の花草の名を錄せしめしに、維時、國字を用ひて之を書しければ、人、其の才劣りて漢字を識らざるを嗤ひけるが、維時曰く、我、之を識らざるに非ざれども、若し漢字を用ひなば、則ち解し難からんを恐るゝなりと。錄し進むるに及び、帝、命じて改めて漢字を用ひしめしに、維時、立に書きて之を獻ぜしが、人、果して解すること能はずして、往往來り問ふものありき古事談。朱雀・村上・冷泉・圓融四帝の御諱は、皆其の撰進せる所、人、以て榮となせり江吏部集。應和三年、薨ず。年七十六。詔して、從二位を贈り、絹布錢物を賻る公卿補任・日本紀略。世に江相公と稱す系圖。著す所、日觀集あり仁和寺書籍目錄。

子は、重光・齊光。重光は、左京大夫に至り系圖。齊光は、對策及第して、村上・冷泉・圓融・華山・一條の五朝に仕へて、式部大丞・右少辨を歷て、再び東宮學士となり、藏人頭に補せられて、式部大輔を兼ね、參議・左大辨、正三位に至り、永延元年、薨ず。年五十四公卿補任。子は、爲基・定基。爲基は、從四位下、參河守系圖。

以言、玉淵が孫にして、大隅守仲宣が子なり系圖。以言、初め、姓弓削を冒したりしが、後本姓に復せり東鑑延保四年。少くして業を藤原篤茂に受け江談鈔。對策登第して、長保・寬弘の間、文章博士に任せられ本朝文粹。式部權大輔を兼ね、從四位下に至り、寬弘七年、卒す。年五十六日本紀略。以言、沈滯せること年久しかりけるを、帝、進擢せんと欲せしに、攝政道長、之を沮みしかば、以言、慍りて詩を作りて曰く、鷹鳩不レ變三春眼、鹿馬可レ迷二世情と古事談・江談鈔。其の雄文麗句、世に傳はれるもの多し。當時、紀

齊名及び從姪匡衡と竝べ稱せられたり江談鈔・本朝麗藻・本朝文粹。　族人匡房、近世の才子を論じて曰く、橘在列は、源順に及ばず、順は、以言と慶滋保胤とに及ばざれども、皆一時の傑と謂ふべしと江談鈔。

　匡衡、重光が子なり系圖・中古歌仙傳。　人となり長身鳶肩今昔物語。　七歳にして始て書を讀み、九歳にして詩を賦し、學を祖維時に受けしが江吏部集。　長ずるに及び、博洽にして、當時、能く及ぶものなく、略讖諱を解し小右記。　和歌を能くせり今昔物語・中古歌仙傳。　天延中、文章得業生に擧げられ、秀才に補せられ、天元二年、對策し、尋で右衞門權尉に除せられ、檢非違使となりしに中古歌仙傳。　時人、謂ひけらく、秀才にして使宣旨を蒙れるは、蓋し特例なりと小右記。　永觀・永祚の間、累に甲斐權守・彈正少弼を歷て、文章博士に遷り、從五位上に進みて、帝の讀書に侍し中古歌仙傳・江吏部集を參取す。　正曆中、次侍從に補せられ、尾張權守を兼ね、長德中、越前權守・東宮學士を兼ね、式部權大輔となり、長保中、正四位下に至る中古歌仙傳。　寬弘二年、敦康親王の始て書を讀むとき、匡衡、又侍讀となる日本紀略。　七年、丹波守を兼ね、侍從となり中古歌仙傳。　長和元年、卒す。年六十一日本紀略。　著す所、江吏部集あり江吏部集。　匡衡、位、才に稱はず、仕途沈滯したれば、屢請ふ所ありしかども得ず、毎に其の轗軻を歎じたりき本朝文粹。　嘗て朝列と、舟を浮べて大井河に遊び、各和歌を詠せしが、匡衡が歌に曰く、河舟に乘りて心の行くときは、沈める身とも思はざりけりと今昔物語。
子は、擧周・時棟。擧周は、夙に對策及第して、播磨掾となれり本朝文粹。　永延の初、帝、攝政兼家が第に幸し、文人を召して詩を賦せしめしに日本紀略。　擧周、序を作りけるが、帝、褒賞し、擢でゝ藏人に補した

り續往生傳。後、擧周が母赤染氏、和歌を作りて攝政道長が妻に進め、擧周が爲に外官を求むるの意を述べしに、詞甚だ切至なりければ、道長、之を愍み、遂に和泉守に任ぜらるゝことを得たり今昔物語・赤染集。任に在りて疾に寢ねしに、赤染氏、之を憂へ、住吉神に禱り、身を以て代らんことを丐ひしが、擧周、疾瘳ゆることを得て後、之を聞き、驚懼して曰く、苟くも我が身を活して、親に不利ならんは、豈に人の子の心ならんやと。亦住吉に往きて、焉を禱りたり古今著聞集。袋草紙・今昔物語を參取す。長和四年、東宮學士となり榮華物語。後三條帝龍潛の日、侍讀となり今鏡。大學頭・式部權大輔に累遷して續往生傳・系圖。永承元年、卒す。平素、佛を好み、佛像を見るごとに、必ず欷歔流涕せり續往生傳。

定基、齊光が子なり。夙に家業を繼ぎて、文章を善くす續往生傳。元正中、父祖の功勞を以て、擢でゝ藏人に補し小右記。尋で參河守に任ぜらる續往生傳・系圖。初め、赤坂の倡力壽を得て之を寵し、遂に妻として其の婦を逐ひしが、力壽、適病みて死せしかば力壽は、源平盛衰記に據る。定基、屍を抱きて號哭し、斂葬せざること數日、既にして、稍之を厭惡して、乃ち焉を瘞めたり今昔物語。因て、人生の無常を悟りしが、會女子の鏡を賣るものあり。定基、匣を開きて之を見るに、和歌あり、曰く、今日までと見るに淚のます鏡、馴れにし影を人にかたるなと。定基、心に深く之を愍み、物を給ひて其の窮を振ひ、益遁世の志あり十訓鈔・古今著聞集。永延二年、遂に下髮して僧となり百練鈔・一代要記。如意輪寺に投じて、僧寂心に師事し續往生傳。名を寂昭と改めたり。寂心は、即ち大內記慶滋保胤なり。寂昭、出でゝ食を乞ひ、適出妻の家に至

りしに、妻、之に食を與へて姍笑したれども、寂昭、之を食ひて自如たりき今昔物語。又延暦寺の僧源信に就きて道を講じたり元亨釋書。雅より宋に如かんの志ありしが、母老いたるを以て遠く遊ぶことを難りたりければ、後、其の意を告げしに、母曰く、恩愛の情、母子より深きはなし。今、汝と遠く別れんは、實に悲むべし。然れども、汝をして道を究めしめんは、固より吾が欲する所なれば、我、何ぞ其の志を奪はんやと。寂昭、大に悦び、願文を作りて、母の爲に法華八講を寶寺に修し續往生傳。長保四年、遂に宋に如けり百練鈔・日本紀略。是より先、源信、台宗問目二十七條を作りしが、是に至り、之を寂昭に付して、南湖僧智禮に質さしめしに、智禮、之を禮遇したり元亨釋書。宋主、延見して、皇朝の事を問ひしに、寂昭、紙筆を請ひて焉に對へ、齎す所の佛像を獻じたれば、宋主、大に悦び、紫衣束帛を賜ひ、上寺に館せしめて宋の楊億が談苑・元亨釋書。號を圓通大師と賜ふ扶桑略記・今昔物語・宋史○談苑に、寂昭自ら言ふ、圓通大師と號すと。三司使丁謂、之を遇すること甚だ渥かりき。智禮が答釋成るに及び、寂昭、將に持ちて歸らんとせしに、謂、之を留めんと欲して、盛に姑蘇山水の美なるを言ひければ、寂昭、遂に吳門寺に留り、人をして答釋を源信に送らしめたり。謂、乃ち月俸を分ちて之に給せしに、後、言語稍通じ、戒律精至し、三吳の道俗、歸向するもの多かりき。嘗て黑金の水瓶幷に詩を以て謂に贈りしことありき宋の楊億が談苑。長元七年、宋に卒す帝王編年記に、八年卒す。年七十六となせり。今、續往生傳に從ふ。臨終の詩及び和歌は、世に傳へて焉を誦す續往生傳。寂昭、書を善くし、二王の法に習ひたりしが、宋人、其の字體の婉美なるを稱したり宋の王洙が談錄。

時棟、其の父を詳にせず。幼にして穎敏、重瞳子あり。攝政道長、路に一童子を見けるに、行且つ書を讀み、儀相、凡ならざりければ、心に之を奇とし、取りて家に歸り、匡衡をして之を子養せしめしが、才學日に進みて、博く經史に通じたり。十訓鈔。長德三年、省試に詩を獻せしに、大内記紀齊名、其の瑕纇を摘みしかば、故を以て、下第したり。故事に、省試の日に、文章博士、諸儒と、式部省に會して判定す。而るに、時棟が試に、諸儒、匡衡と議せざりければ、匡衡、疏して辨ずらく、時棟が詩、實に病累なし、齊名が評、當らずと。帝、齊名をして辨論せしめければ、齊名、書を具して之を上りしに、匡衡、復古今を引きて之を駁せしかば、時棟、遂に及第することを得たり。本朝文粹・朝野羣載。試を奉ずること、凡そ二たび十訓鈔〇古事談に、三たびに作れり。仕へて河内・參河等の守に至れり。朝野羣載・今昔物語を參取す。

譯文大日本史卷の二百十六終

譯文大日本史卷の二百十七

列傳第一百四十四

文學五

橘直幹

源順

橘正通

源爲憲

藤原爲時

慶滋保胤

紀齊名

藤原義忠

藤原明衡　子　敦基

僧玄慧

朴翁

橘直幹、長門守長盛が子なり橘氏系圖。業を橘公統に受け類聚符宣鈔。對策及第して、大内記に任ぜられ、大學頭となり、天暦二年、文章博士を授けられ、敕を奉じて、文章得業生を策試す日本紀略。八年、民部大輔闕けたりしに、直幹、上書して之を兼任せんことを請ひて曰く、去る天暦二年〇本書に、三年に作れり。今、下文に、爰に七年を歴たりの文に據りて之を訂す。大學頭・大内記より、當職を拜するの日、帶びたる所の兩官、皆以て停止せられたるは、朝家、始て文章博士を置きてより後、未だ其の例あるを聞かず。又同四年に至り、三統元夏、式部少輔より儒職に除せらるゝの日、少輔を罷めずして、兼の字を賜ひたり。拜除の恩は惟一にして、榮枯の分は同じからず。人に依りて事を異にするは、偏頗に似たりと雖も、天に代りて官を授け給へば、誠に運命に懸れり。獨一職を守りて、爰に七年を歴たるが、今前例を檢するに、職、博士を經て、當朝に見在せるもの、大江維時は、博士にして式部少輔・大學頭を兼任し、同朝綱は、先に左少辨を兼ね、後に民部大輔を兼ね、紀在昌は、先に式部少輔を兼ね、後に民部大輔・大内記を兼ね、菅原在躬は、右少辨を兼ねたる等是なり。往古の例は、勝げて計るべからず。又儒官の例、次第を越えざるに、而も、三善文明及び三統元夏等は、皆是直幹が下臈末座なり。藤原國光は、直幹榮爵の後に、問ひし所の秀才なりしが、式部少輔、其の闕あるごとに、三人、超越して、遞に拜任せらるゝことを得たり。又算・明法等の博士に至りては、皆顯職溫官を帶び、或は二寮の頭・助を兼ねて、一朝の要樞となるあり、或は警衛判斷の職を兼ねて、國典朝威の嚴を掌るあり。而るに、直幹、涯分を量らず、

謬りて大業の名を竊み、既に器用に非ずして、自ら明時の祿に漏れたり。竊に頃年の例を見るに、藏人所出納・太政官史生等と雖も、皆是綠袍の時、上官諸司の溫袍を經、朱紱の後、連城數國の脂膏に潤ひ、堂上華の如く、門前市を成す。方今、學海の嶮難を計るに、百萬里の波濤を渉るが如く、吏途の榮耀を瞻るに、五六重の倍蓰に及ばず、簞瓢屢空しくして、草、顏淵が巷に滋り、藜藿深く鏁して、雨、原憲が樞を濕すものなり。昔は、其の樂を改めざりしが、今は、則ち此の憂に堪へ難し。固より知る、儒業の拙きは、總て是數奇の源なるを。若し其の道に深きものは、必ず其の飢を受けて、彌末代の流に及ばゝ、須らく後昆の誡となすべし。直幹、比年、申文を奏せず、唯天道を恃み、亦聖明を憑みたり。然れども、蒼蒼の玄遠、答へ難く、瑣瑣の素懷、未だ遂げず。伏して惟みるに、昇殿は、是象外の選なり、俗骨は、以て蓬萊の雲を躡むべからず。尙書も、亦天下の望なり、庸才は、以て臺閣の月に攀づべからず。民部大輔に至りては、專ら溫潤の地に非ず、卽ち是恒例の兼官なり。誰か過分の榮職となさんや。徒に日月を銷さんは、趨馳するに若かず。望み請ふ、殊に天恩を蒙り件闕を兼任して、暫く陸沈淹屈の愁を慰めんと。本朝文粹。書、奏せしに、讀みて人に依りて事を異にするの數語に至り、帝、艴然として懌ばざりき。十訓鈔・古今著聞集。天德の初、式部大輔となり類聚符宣鈔・天德闕詩記・扶桑略記。冷泉帝に侍讀せり。二中歷。

源順、字は具璿。江談鈔。大納言定が曾孫にして、左馬允擧が子なり。能く詩文を屬し、兼て和歌

に達す歌仙傳・拾芥鈔・尊卑分脈。天曆五年、帝、順及び大中臣能宣・清原元輔・紀時文・坂上望城に敕し、昭陽舍に就きて、後撰和歌集を選ばしめけるが、世に之を梨壺五人と謂へり。又藤原伊尹を以て撰和歌所別當となしゝが八雲御鈔・拾芥鈔。伊尹、時に、藏人・左近衞少將たりしに公卿補任。帝、手づから敕旨を書きて之に賜ふに、順、制詞を行る。中に、雄劍在レ腰、拔則秋霜三尺、雌黃自レ口、吟又寒玉一聲の句ありしに、時人、焉を稱したり本朝文粹・和漢朗詠集。進士に第し本朝文粹。勘解由判官に任ぜられ、應和・天元の間、民部大丞・下總權守・和泉守を歷て、能登守に遷り歌仙傳。宦途沈滯したれば、憂鬱、間文辭に見れたり。嘗て河原院賦を作り、源融が奢侈を刺りて曰く、彊吳滅兮有二荊棘一、姑蘇臺之露瀼瀼、暴秦衰兮無二虎狼一、咸陽宮之烟片片と本朝文粹・和漢朗詠集。又嘗て勤子内親王の爲に和名類聚鈔十卷を著せり本書古本の序に據る。雅より橘在列が文章を愛し、輯めて七卷となし、序を作りて世に傳へ本朝文粹。又能宣等と、敕を奉じて、萬葉集訓點を作れり詞林採葉鈔。永觀元年、卒す。年七十三歌仙傳・尊卑分脈。

橘正通、字は能字は能は、應和三年三善道統が家詩合記に據る。右大臣氏公六世の孫にして、父實利は、大舍人頭橘氏系圖。正通、少きとき、學に志し、源順に師事したり江談鈔。藤原在衡と同じく大學に入りて、情好款密なりしが、在衡は、累に、式部少輔・五位藏人に任ぜられたれども、正通は、僅に六位を得たるのみなりければ、乃ち詩を寄せて志を抒べしに、花月一窻交昔昵、雲泥萬里眼今窮の句ありき和漢朗詠集。在衡は、官爵累に遷り、遂に進みて公卿に至りしが、正通は、稍老いて、其の不遇を歎じ、心

常に鞅鞅として、世を辭くるの志を抱き、文に臨むごとに多く其の意を見せり本朝文粹。天祿中、加賀掾に任ぜられ源順家集。尋で宮內少丞となる本朝麗藻・作者部類・系圖。嘗て詩序を作りて曰へることあり、齡亞二顏駟一、過二三代一而猶沈、恨同二伯鸞一、歌二五噫一而將レ去と本朝文粹。源爲憲、之を讀みて大に怪み、正通を顧みて曰く、卿、豈に他意なきことを得んやと。正通、慨然として淚を垂れしが、後、果して遁跡したり古今著聞集。十訓鈔○按ずるに、著聞集・十訓鈔に、並に曰く、正通、妻子を將て高麗に赴きしに、國王、其の才を重じ、恩遇優渥にして漸く顯貴に足れりと。誤なり。具平親王、其の遺篇に題して曰く、文華留作二荊山玉一、風骨消爲二蒿里塵一、未レ會茫茫天道理、滿朝朱紫彼何人と。其の時人の爲に愍惜せられたること、此の如くなりき本朝麗藻。

源爲憲、光孝の皇子是恒の曾孫にして、筑前守忠幹が子なり尊卑分脈。學を源順に受く。橘正通、順が高弟たりしかども、順、將に歿せんとするとき、其の集を以て之に授けずして、爲憲に屬したり江談鈔。文章生に擧げられ、藏人・伊賀守・式部丞に歷任して、正曆中、遠江守となる。州は、嚮に民戶凋弊したりしが、爲憲、任に至りて、撫愛すること方ありければ、漸く豐贍を致し、田疇の墾闢、舊籍に倍蓰し、頗る能治と稱せられたり。長德元年、任滿ちて歸り、功を以て從五位上に敍せられ、而して、散位に在ること二十年。長和三年、美濃・加賀二國の守の闕くるに會ひ、爲憲、上書して之に任ぜられんことを請ひ、遂に二國の守を歷たり本朝文粹・尊卑分脈。詩筵に赴くごとに、必ず一嚢を携へ、名けて詩嚢と曰ひしが、嘗て大江以言が詩を講ずるを聽き、頭を嚢に入れて吟賞して已まず、

殆ど涕泣するに至りしに、時人、其の意を知ることなかりき。著す所、本朝詞林あり江談鈔。

藤原爲時、中納言兼輔が孫にして、刑部大輔雅正が子なり尊卑分脈○雅は、一に惟に作れり。詞藻ありて、藤原孝道・源爲憲等と、名を齊しくしたれども、論者、爲時を以て首稱となせり江談鈔。文章生に擧げられ、式部丞・藏人辨を歷たり尊卑分脈。今昔物語に據る。式部丞は、一條の朝に、越前守闕けたるに、爲時及び源國盛、並に之を冀望せしが、左大臣道長、國盛を援けたれば、因て越前を得十訓鈔。爲時は、淡路を得たり今鏡。是に縁りて、怏怏として樂まず、竊に上書したり。其の略に曰く、苦學寒夜、紅涙霑レ襟、除目春朝、蒼天在レ眼と。帝、之を省て、惻然として飮膳を御せざりしが、道長、聞きて大に驚き、俄に國盛を罷めて、爲時を以て之に代へたり古事談・今昔物語・十訓鈔・今鏡。越後守に轉じ小右記・十訓鈔。長和五年、園城寺に入りて薙髪す小右記。子惟規は、式部丞となれり紫式部日記。

慶滋保胤、字は能能字は、本朝麗藻に據る。、賀茂忠行が子なり今昔物語・賀茂系圖。家世陰陽を業とせしが、保胤、夙に其の業を棄てゝ書生となり、心を文學に潛め、姓を改めて慶滋となし今昔物語○按ずるに、本書に曰く、博士某が爲に養はれたれば、因て今姓に改めたりと。而して、某の姓名を闕けり。此の說、恐らくは非ならん。姓氏錄等の書を考ふるに、慶滋の姓なし。今、按ずるに、賀茂と慶滋と、字義同じければ、蓋し書生に改業するに至り、其の文字を換へて、其の聞を新にせしならん。弟保章が子爲政、書生となり、善滋と改姓せしも、亦其の義ならん。書の證すべきなしと雖も、類を以て推すべし。菅原文時が門に遊びしに、才識日に進み、試を奉じて登科し、聲名、當時に冠絕し、善く文を屬せり續往生傳・古事談。文時、嘗て題を賜りて詩を賦し、自ら謂らく、未だ工ならずと。反復沈吟したりしに、保胤、適〻至り、其の稿を見て、贊して曰く、是絕唱なり。君、何ぞ速に獻せ

ざると。文時、其の言に從ひて、遂に之を上りしが、一たび出でゝ、果して世に名ありき（十訓抄）。具平親王、文を好み、常に保胤に從ひて學びたりしが（今鏡）。一日、當世の文人を歷問せしに、保胤、對へて曰く、大江匡衡は、鋭卒數百、犀甲を擐、駿馬に策ちて、淡津濱を過ぐるが如く、其の鋒森然として、敢て當るもの少し。紀齊名は、雪朝、瑤臺に坐して箏を彈ずるが如し。大江以言は、白沙庭前、翠松陰下に、陵王舞を奏するが如しと。親王、又問ふ、足下は、如何と。曰く、舊上達部の檳榔毛車に駕りたるに似て、時其の聲を聞くのみと。世人、謂ひけらく、其の長短を第でざれども、評隲允に愜へりと（古今著聞集）。大内記に任ぜられ、近江掾を兼ぬ（賀茂系圖・續往生傳）。資性慈仁にして、篤く佛敎を信じ、身は、朝に立てりと雖も、志は、山林に在りて、居宅を營まず、常に人に寓して居りしが、後、地を六條に卜して、池亭を構へ、自ら記を作りて、志を述べたり（本朝文粹・今鏡）。嘗て朝參するに當り、途に一婢に遇ひしに、泣くこと甚だ哀なりければ、其の故を訪ひけるに、對へて曰く、妾、主人の爲に玉帶を借り、路に之を遺したれば、恐らくは、罪を主人に得ん。是を以て泣けりと。保胤、乃ち帶ける所を解きて、之に與へたり（今鏡）。凡そ犬馬の類に至るまで、皆善く之を見たりければ、慈悲を以て時の爲に稱せられたり（發心集）。寛和二年、遂に剃髮して、名を寂心と改めしが、世に內記入道と稱したり（今昔物語・續往生傳）。四方を經歷して、練行精修せしが（續往生傳）。時に、僧増賀、横河に在りて、止觀を講じたりしに、保胤、往きて之を聽き、感激して欷歔せしかば、増賀、之を叱り、拳を張りて之を毆ちしに、衆、愕然

たりしかども、寂心、自若として、又請ひて席に臨み、泣くこと初の如くなれば、増賀、又之を呵り、此の如くすること再三なりしに、寂心、嗚咽して已まざりければ、増賀、大に其の誠に感じたり。因て悉く其の蘊奥を聞くことを得たり（今鏡・發心集。）長徳三年、東山の如意輪寺に終る（續往生傳。）著す所、日本極樂往生記あり（日本極樂往生記。）姪善滋爲政も、亦詩文を能くす（續本朝文粹・本朝麗藻。）其の父保章、文章博士たりしが、爲政、善く其の業を繼ぎ、河内・能登の守、民部大輔となりて、文章博士を兼ねたりければ（賀茂系圖・作者部類・朝野羣載を參取す。）世に善學士と稱したり（續本朝文粹・本朝麗藻。）

紀齊名、本姓は田口、後、紀氏に更めたり（東鑑建保四年。）業を橘正通に受け、能文を以て聞えたり（江談鈔。）一條の朝に、大内記に任せられ、越中權守（本朝文粹。）式部小輔を兼ね（小右記。）關白頼通が法會を東北院に修せしとき、齊名、焉に從ひたりしが、時、九月十三夜にして、月色澄鮮なりければ、頼通、藤原齊信を顧みて曰く、良宵、豈に朗詠なきことを得んやと。齊信、遲回せしが、衆、皆耳を側てたりけるに、少選にして、念二極樂之尊一、一夜山月正圓の句を唱へたり。乃ち齊名が作れる所なりければ、人、以て榮となせり（十訓鈔・古今著聞集。頼通は、今鏡に據る。○按ずるに、本書に、頼通を兼家となせるは、誤なり。故に今、之を訂す。）嘗て大江以言と、試を奉じて、同じく秋未出詩境の詩を賦せしめられしが（江談鈔・十訓鈔。）其の警聯に曰く、霜花後發詞林曉、風葉前驅筆驛程と（江談鈔。）以言が詩に曰く、文峯按レ轡駒過影、詞海艤レ船葉落聲と。以言、私に其の草を以て具平親王に質しゝに、親王曰く、白の字緊要なりと。以言、其の言に因りて改めて白駒影となし、而

して、葉落聲を紅葉聲となしけるが、二人の詩出づるに及び、以言を以て勝れりとなせり。長保元年、齊名、疾に臥しければ、王、臨み問ひけるに、謝して曰く、恩を荷ふことは、則ち深し。唯白の字のみ懷に忘るゝこと能はざるなりと、其の詩文に篤志なること、此の如くなりき江談鈔・十訓鈔。卒す。年三十四一代要記。撰ぶ所、扶桑集あり。大江匡房、以言・齊名を論じて曰く、以言が文章は、務て新奇を出さんとして、意に任せ才を騁せ、差轡策なし。其の意を得るに至りては、則ち後進の能く及ぶ所にあらざれども、如し其之を得ざるときは、則ち又法則となすに足らず。齊名が如きは、文文句句、古人に依據せり。故に、風騷の體あれども、而も、其の之を得ざるに至りては、則ち觀るべきものなし。新意なきを以ての故なりと江談鈔。

藤原義忠、式部卿宇合が裔にして、大和守爲文が子なり尊卑分脈。後一條の朝に、大內記・式部少輔・東宮學士・左右少辨・文章博士に歷任して、正五位下に敍せられたり辨官補任。攝政道長が妻倫子が七十の壽宴に、大納言藤原齊信、屛風に書く詩を揀擇して、多く藤原資業が詩を取りしが、中に色綰詞綴任二春風一の句ありしかば、義忠、之を譏りて、道長が子賴通に告げて曰く、綰の字は平聲に非ずと。齊信、之を聞き、白樂天が句句妍詞綴色綰の句を示して之を解したれば、賴通、面義忠を責めたり。是に由りて、屛居すること年を逾えしが、義忠、深く憂へて、和歌を作りて憐を丐へり江談鈔・今昔物語・今鏡。長元・長曆の間、大學頭に任ぜられ、權左中辨となり、正四位下に進み、東宮學士・大和守を

兼ね辨官補任。藥師寺の南門を造る材を奪ひて、官用となさんと欲せしに、寺僧累に之を訴へたれども、義忠、聽かざりき今昔物語。長久二年、金峯山に登り、將に歸らんとして、吉野川に抵り、舟覆りて、溺死す。年三十八。朝廷、侍讀の勞を優とし、特に參議、從三位を贈れり辨官補任・尊卑分脈。金峯山に登るは、今昔物語に據る。

藤原明衡、式部卿宇合が後にして、父敦信は、侍讀となり、山城守に任ぜられたり。明衡、業を繼ぎ、博洽にして、兼て和歌を善くす。文章生に補せられ、後冷泉の朝に、式部少輔・左衞門尉を歴て尊卑分脈・續本朝文粹・除目大成鈔。大學頭・右京大夫となり、文章博士を兼ね、康平中、東宮學士となる尊卑分脈・續本朝文粹。著す所、雲州往來三卷、本朝文粹十四卷・本朝秀句五卷あり仁和寺書籍目錄。子は、敦基・敦光尊卑分脈。敦光は、自ら傳あり。

敦基、弱冠にして秀才に擧げられ、對策登第し、白河帝の東宮に在りし時、陪侍の日久しく續本朝文粹。右京大夫・大内記を歴て、式部大輔・文章博士・上野介を兼ねたり尊卑分脈。著す所、柱下類林三百六十卷及び國語鈔あり仁和寺書籍目錄。子、令明・茂明は、竝に文章博士となり、式部少輔に至る尊卑分脈。令明が式部少輔は、印本に據る。敦基、嘗て關白忠通に抵り、盛に兒息の才の俊れたるを稱せしかば、一日、忠通、文人と聯句し、戲れて曰く、愚息稱㆓賢息㆒と。敦基、聲に應じて對して曰く、令明與㆓茂明㆒と。忠通、其の敏速を嘆じたりき古事談。令明が子敦任、茂明が子敦周、亦世業を能くす尊卑分脈。敦任、能く喪に居て、期を終ふるまで、色を近けず肉を食はず、日に佛經を寫して、以て冥贊となしければ、人、之を稱したりき古記。

僧玄慧、其の世系を詳にせず。北小路に居て獨清軒と號し、又健叟と號し太平記・尺素往來。權大僧都に任せられ、粗書史に涉り、又詞藻ありて、世の爲に稱せられたり太平記。權大僧都は、後三年軍記序に據る。常に宋人司馬光が資治通鑑を讀み、程顥・程頤・朱熹の學を尊信したりしが、後醍醐帝、召して侍讀となせり。是より先、經筵には、專ら漢唐諸儒の註疏を用ひたりしが、是に至りて、玄慧、始て程朱の説を唱へしに、世人、往往之に學ぶもの多し尺素往來。後、帝の竊に北條氏を滅さんことを謀るや、權中納言藤原資朝、其の事を贊成し、無禮講を設けて、將士の心を結ばんとすれども、人の爲に怪まれんことを恐れ、陽に玄慧を延きて書を講ぜしめたり。玄慧は、法律に明に、典故に習ひ、足利尊氏及び弟直義が爲に愛重せらる。尊氏が反きてより、凡そ再び闕を犯せり。而して、車駕、毎に避けて延曆寺に幸し、僧徒に賴りて守禦せしかば、尊氏、深く僧徒の所爲を憤り、延元中、京に入りて、高師直・上杉重能と議し、寺を廢し僧徒を逐ひ、以て後患を絶たんと欲したれども、歷朝の天子の尊崇する所たるを以て、憚りて決すること能はざりしに、玄慧、適至りければ、召して之に問ひて曰く、延曆寺、多く郡邑の租入を徵して三千の僧徒を養ひたれば、費をなすこと既に廣きに、而も、動もすれば我が師に抗す。今、將に之を除かんとす。吾子、以て如何となすと。玄慧曰く、窮鳥懷に入るすら、人、尙之を救ふ。況や、萬乘の主、親ら至り給ふに、孰か敢て焉を禦がん。將軍、能く宿怨を忘れ、撫するに恩德を以てせられなば、則ち、彼、反て我が用をなさんと。尊氏、遂に其の議を罷め、更て數邑を以て延曆寺に增封せ

り。直義が職を遜れて錦小路に屏居するや、恩舊の將佐と雖も、師直を憚りて、敢て詣るものなかりしに、玄慧、師直に請ひて、數往きて焉に侍し、至るごとに古今を談じて以て之を慰めたりしが、會疾みければ、直義、藥を贈りて、之に系くるに歌を以てせしに、玄慧、起つこと能はず、詩を以て之に答へたり。未だ幾ならずして死す。時に正平五年なり。直義、手づから佛經を其の詩牋の後に書し、以て冥福を薦めければ、時人、頗る其の意を哀みたりと云ふ。太平記。正平五年は、園太曆に據る。初め、法勝寺僧慧珍、元弘・建武以來、爭戰の得失を記すること三十餘卷、名けて太平記と曰ひ、直義に獻ぜしが、玄慧を召して之を讀ましめしに、謂て曰く、書中、事を載すること公ならず、且つ舛誤甚だ多ければ、他人をして視させらるゝこと勿れ、當に删定を俟ちて世に行はるべきなりと。果さゞりき。難太平記。或は云ふ、今存する所の太平記は、蓋し玄慧をして改選せしめたる所なりと。時に、是圓といふものありて、法律に練習し、兼て文辭を善くせしが、建武中、尊氏、諸國を服從して、府を鎌倉に開き、因て廣く政事を詢ひしに、是圓、玄慧・眞慧等八人と之を議し、古今の條件の、其の尤も事務に切なるもの十七事を參酌して、之を進め、名けて建歩式目と曰ひ、尋で又新加制式二十一條を作りければ、尊氏、大に之を可として、皆焉を施行せり。建武式目、新加制式。

朴翁、姓氏闕けたり。遊和軒昨木子と號し、文學ありて、古今に通じたりしが、後村上帝に從ひて吉野に居りしとき、足利直冬、父尊氏を討ちて自ら效さんことを奏請せしに、帝、之を聽し、綸旨を

賜ひて、京師を復せしめんとせしを、朴翁、聞きて嘆じて曰く、古、忠臣を求むるは、必ず孝子の門に於てすることを謂へり。故に、堯、舜に讓りて、天下治りぬ。苟くも親に孝ならば、仄陋に在りと雖も、以て登庸すべし。若し其之に反せば、功閲ありと雖も、何ぞ任使するに足らんや。今、直冬、王命を假りて其の父を戕はんと欲す、其の天理に悖り、子道を失へること、焉より甚しきはなし。然るに、朝廷、之を容れ、又授くるに節鉞を以てせられなば、其之を何とか謂はん。假使、此の戰、克つことを得とも、其の功、以て遂ぐべからずと。後、果して其の言の如くなりき。太平記。

譯文大日本史卷の二百十七終

譯文大日本史卷の二百十八

列傳第一百四十五

歌人一

柿本人麻呂
山部赤人
在原業平
大友黑主

紀貫之、古今集に敍して曰く、天地を動し、鬼神を感せしめ、人倫を化し、夫婦を和するは、和歌より善きはなしと。夫人情に本づき、永言を布くは、五方の國、皆然らざるはなし。而して、其の言の文は、西土に詩あり、中國に歌あり。言語文字の殊なるありと雖も、喜怒哀樂の餘に發し、其の性情の正を得るは、則ち未だ曾て同じからずんばあらざるなり。蓋し、憙哉の言たる、端を草昧の世に造め、而して、八雲の章を成せる、素戔烏尊に權輿せり。爾來、難波津・安積山の詠、立てゝ模範となしたれば、之を絃歌に被らしめ、以て風を移し俗を易ふべし。凡そ里巷男女の微なるより、以て廟堂端委の重きに至るまで、情の感ずる所は、之を言に發せざること能はざるなり。六義備りて而して、

美刺存す。以て民風を陳べ庶政を察すべく、興觀羣怨、是に於てか在り。末流の弊に至りては、唯綺麗彫刻を以て事となし、妖艶なるは、漁色を媒し、靡曼なるは、誨淫を蘖し、思を綴り詞を鑄ること、益巧にして益密に、而して、大雅の意、熄むに幾し。識者、其の浮詞雲のごとくに興り、艶流泉のごとくに涌き、秋實を遺れて、而して、春華を攬るを歎じたるは、良に以あるなり。然れども、性情の人に存する、未だ古今の異あらざれば、則ち其の間豈に起して之れを振ひ、淳素の風に還し、而して、能く性情の正を得るものなからんや。歷朝、選あり、各家、集あり、星のごとくに羅り、雲のごとくに布き、煥乎として盛なるかな。歌人傳を作る。

柿本人麻呂、其の先は、天足彥國押人命より出でたり姓氏錄。人麻呂、持統・文武の二朝に事へたりけれども萬葉集、續本朝文粹に載せたる藤原敦光が人麻呂畫像讃○按ずるに、人麻呂が時世、諸說、一ならず。古今和歌集の序に曰く、奈良朝の柿本人麻呂云云と。僧顯昭が鈔に曰く、藤原敎長・藤原清輔、皆曰く、奈良朝とは、聖武帝を謂ふなりと。藤原仲實が古今集目錄に、以て平城帝となし、而して曰く、人麻呂は、大寶中の人なりと。今、萬葉集に人麻呂が歌を載せたるを檢するに、藤原朝と稱し、年は、大寶に止りたり。奈良朝に至りては、赤人が歌を載せて、人麻呂が歌なし。敦光が讃に曰く、持統・文武の聖朝に仕へ、高市・新田の皇子に遇へりと。諸書を檢するに、元明の和銅三年、都を平城に遷しゝが、平城は、卽ち奈良なり。此より光仁に至るまで、奈良七代と稱すれば、則ち所謂奈良朝とは、未だ何帝の時を指せるを詳にせざれども、目錄に、大寶中となせるが如き、萬葉集と合へり。意ふに、其持統の前に生れて、天明の初に終りたらんか。貫之が序の如きは、則ち藤原定家・藤原爲家・僧顯昭等、皆疑を致せること、詳に手記に見えたり。故に今、二書に從ふ。未だ官位を詳にせず○按ずるに、萬葉集に、人麻呂、終に臨みて歌を作る、題辭に曰く、柿本朝臣人麻呂、石見に在りて、死に臨むと載せ、古今和歌集の紀貫之が序に曰く、正三位柿本人麻呂と。紀淑望が序に曰く、先師柿本大夫と。今、令を檢するに曰く、六位以下を死と曰ふと。古今集に載せたる所の壬生忠岑が長歌に、人麻呂を稱して、身は下に在りと曰へり。則ち其の位の卑かりしこと、知るべし。所謂正三位は、豈に轉寫して六を訛りて、三に作れるか。源親房が古今集註及び歌仙傳、亦以て疑をなせり。淑望が序の如きは、卽ち推尊の稱のみ。皆確據となし難し。妙に和歌を作りければ、世に、歌聖と稱す。高く神妙の思を振ひ、獨古今の間に步

す古今和歌集序。長・新田部・高市の諸皇子と遊び萬葉集・人麻呂畫像讚。紀伊・伊勢・雷岳・吉野に陪駕し、近江・石見・筑紫の諸國に遊びしが、過ぐる所、詠歌せざるはなかりき○按ずるに、僧顯昭が人麻呂勘文に曰く、人麻呂家集に收めたる所の歌、三百餘首、中に謬りて他人の歌を載せたるもの十四首、萬葉集に載せたる所の無名氏の歌、亦多く收入したり。且つ古今集・拾遺集・大和物語に載せたる所の人麻呂が歌、萬葉集・家集と併せ考ふるに、或は有り、或は無く、甚だ疑ふべし。萬葉集鈔序に載せたる所の勝寶五年、人麻呂と橘諸兄との問答の語あれども、其の人麻呂と年代の相距ること遠し。蓋し家集は、勝寶以後の人の編したる所にして、體裁駁雜、人麻呂が自撰に非ず。勘文に、又曰く、拾遺集に、人麻呂が唐に在りて作れる所の歌を載せたれども、萬葉集を考ふるに、柿本人麻呂が歌に非ず。天平八年、遣新羅使、筑紫に至りて作れる所、蓋し異姓同名のものありけん。袋草子に、遣唐使大伴宿禰佐手麻呂が記を引きて曰く、山城史生上道人麻呂、副使陸奥介玉手人麻呂、勝寶元年四月、船を發し、二年九月歸ると。家集に、亦唐に在りて作りたる歌を載せたれども、又誤なり。今、續日本紀を檢するに、上道人麻呂・玉手人麻呂が新羅に使せし事を載せず。他に考ふる所なし。晩に石見に居て終りぬ萬葉集。墓は、大和添郡に在り僧顯昭が人麻呂勘文、鴨長明が無名鈔○按ずるに、勘文に、清輔曰く、嘗て大和を過ぎ、古老の言を聞くに、添郡石上寺の傍に祠ありて、春道社と號す。祠邊の寺を柿本寺と號す。人麻呂が建てたる所なり。祠前の小塚を人麻呂が墓と名けたり。清輔、往きて之れを觀るに、所謂柿本寺の礎石、僅に存し、人麻呂が墓は、高さ四尺許。因て卒都婆を建て、勒して柿本朝臣人麻呂之墓と曰へりと。顯昭謂ふ、人麻呂、石見に沒して其の墓大和に在るは、蓋し後人の移葬したる所、卽ち平惟仲が宰府に卒して、屍を山城の白河に移せるが如き是なり。今、按ずるに、無名鈔に曰く、人麻呂が墓は、泊瀬に在りて、土人、歌塚と稱す。泊瀬は、添郡に在りと。顯昭が說と合へり。又一墓、播磨の大倉谷の側に在ること、增鏡に見えたり。世に傳ふ、一墓、石見の高角山に在りと。又萬葉集に據れば、人麻呂が妻を悼む長歌を載せたり。人麻呂、子あり、而して、亦だ其の名を詳にせず。

山部赤人、萬葉集○古今和歌集の紀淑望が序に、山邊赤人に作れるが、古今顯昭鈔、源親房が古今集註、皆之に從へり。且つ姓氏錄を引きて曰く、山邊氏は、垂仁帝より出でたりと。然れども、姓氏錄に所謂山邊は、姓公にして、續日本紀に山邊と謂へるは、姓眞人なり。而して、本書に山部宿禰赤人と書したり。山部宿禰は、則ち日本紀に、顯宗帝の元年、久米部小楯に姓を山部連と賜ひ、續日本紀天武帝十三年、改て姓を宿禰と賜へる、是なり。之に據れば則ち、山部は、山邊と自ら別なり。古今集序以下の諸說、皆誤なり。和歌を以て聞え、柿本人麻呂と名を齊しくし、稱して山柿と曰ふ萬葉集の大伴家持及び池主が歌序、續本朝文粹・和歌類林序。論者、以爲らく、人麻呂は、赤人が上に立ち難く、赤人は、人麻呂が下に立ち難しと。後世、稱して和歌の仙となせり古今和歌集兩序。神龜の初、駕に紀伊に從ひ、天平中、吉野の離宮に陪し、制に應じて

歌を作り、嘗て春日に詣でゝ、神岳に至り、伊豫溫泉に浴し、辛荷島・敏馬浦に遊べり。又東遊して不盡山を望みて作れる所の歌、世の爲に稱せられたり萬葉集。

在原朝臣業平、阿保親王の第五子なり。天長中、兄行平と共に姓を在原と賜りしが三代實錄。世に稱して在五中將と曰ふ更科日記。體貌閑麗、放縱にして拘らず、善く和歌を作る三代實錄○按ずるに、紀貫之が古今和歌集の序に、業平及び僧遍昭・文室康秀・僧喜撰・小野小町・大友黑主の六人を擧げて、之れを評せしかば、後世、稱して六歌仙と曰ふ。源親房が古今集序註に、六歌撰に作れり。其の書、蓋し贋作に係り、仙・撰、字亦同じからず。六歌仙の名、未だ何時に始りしことを詳にせず。姑く此に附す。論者、以謂らく、業平が歌は、意餘ありて言盡さず、諸を凋謝の花に譬へんに、生色少しと雖も、尙餘薰ありと古今和歌集序。貞觀中、右馬頭に任ぜられ、敕を奉じて、鴻臚館に就きて、渤海の使人を勞す。右近衞權中將となり、天慶中、相模・美濃の權守を歷兼して、卒す。年五十六三代實錄。嘗て武藏に遊び、隅田川に至り、水鳥を見て名を問へば、都鳥と曰ひけるに、乃ち悽然として和歌を作りて曰く、名にしおはゞいざ言問はん都鳥、我が思ふ人はありやなしやと。世に、傳へて絕唱となす古今和歌集○按ずるに、伊勢物語に、多く業平が事跡を載せたれども、實錄諸書に、見る所なし。故に取らず。後人、祠を加茂の巖本に建てたり徒然草・兼載雜談。二子、棟梁・滋春、並に和歌を善くし作者部類。滋春は、人、呼びて在次君と曰ひしが皇胤紹運錄・古今集目錄。大和物語を著したり皇胤紹運錄。

大友黑主、近江の人なり天台座主記○作者部類に、大友を大伴に作れり。按ずるに、和名鈔に、近江滋賀郡に大友鄉あり。今、本書に從ふ。世大友鄉に居たれば、因て焉を氏となせり續日本紀○本書に、氏を命じたる顚末を載せず。然れども、近江國人大友村主人主が稻及び田を西大寺に納むるの文に據れば、則ち世大友に居たること知るべきなり。鄉は、滋賀郡に隷せるを以て、世に、滋賀黑主と稱したり。園城寺は、郡中に在り。故に、黑主を以て地主となせり古今顯昭

鈔・源親房古今集註。黒主、和歌を善くするを以て稱せられたりしが古今和歌集註。郡大領となり、從八位上に敍せらる。貞觀中、園城寺を以て延暦寺の別院となしゝとき、黒主、神祠別當となる天台座主記。延喜中、法皇、屢石山寺に幸せしかば、國司、其の民を勞せんことを患へたりしに、法皇、之れを聞きて、復幸するに及び、他國の奉邑に課し、以て其の費に充てたれば、國司、大に懼れ、乃ち亭を打出濱に造り、植うるに菊花を以てし、獨黒主をして還幸に侍せしめたりしが、法皇、怪み問ひけるに、黒主、和歌を獻じて曰く、さゝら波まもなく岸を洗ふめり、渚清くば君とまれとかと。法皇、大に悦び、物を賜ひて還したり大和物語・石山緣起。仁和・昌泰の大嘗會に、黒主、風俗歌を獻じたり古今和歌集・續後拾遺和歌集。論者、謂ひけらく、黒主が歌は、古の猿丸大夫が亞なり。逸興ありて、而も、體鄙しく、田夫の花前に息へるが如しと古今和歌集序。後人、祠を郡中に建てゝ、以て祀り、黒主明神と稱したり鴨長明が無名鈔。

譯文大日本史卷の二百十八終

譯文大日本史卷の二百十九

列傳第一百四十六

歌人二

紀貫之　姪　友則
凡河內躬恒
壬生忠岑　子　忠見
大中臣能宣　子　輔親
清原元輔

紀貫之、父は望行、藏人となり、和歌を以て稱せられたり。貫之、書を能くし（紀氏系圖。）尤も和歌を善くして妙に入りしが（淸案鈔・八雲御鈔・詠歌大概。）延喜中、御書所預となり（紀氏系圖・古今和歌集序。）越前權少掾・內膳典膳・少內記を歴て、大內記に轉じ、從五位下に敍せられ、加賀・美濃の介となり、延長中、大監物・右京亮に拜せられ（歌仙傳。）土佐守となり（○袋草子に、延喜八年の事となせるは、誤なり。）承平中、任滿ちて京師に歸る（十訓鈔・袋草子。）天慶中、玄蕃頭となり、從五位上に進み、木工權頭に遷り（歌仙傳。）從四位下に敍せられ（近江日野大嵩社天慶八年梁牌。）九年、卒す（歌仙傳・古今和歌集目錄。）初め、疾を得て、自ら起たざるを慮り、歌を作りて源公忠に寄せて曰く、手にむすぶ水に宿

れる月影の、あるかなきかの世にこそありけれと。卒するに及びて、公忠、歌を作りて焉を悼めり（袋草子。）嘗て姪友則及び凡河内躬恒・壬生忠岑と、勅を奉じて、古今和歌集を撰びしに（本書序・貫之家集・八雲御鈔・敕撰次第。）貫之、序を作りしが、世、其の能く和歌の大體を論じたるを稱す（榮華物語・八雲御鈔。）書成りて之れを上りしに、特旨もて貫之が歌一百首を採りて、選に入れしめたり（顯昭古今集鈔。）又萬葉集鈔五卷を撰び（八雲御鈔。）後、又敕を奉じて、新撰和歌集を撰び、尋で土佐に赴任し、既にして、京に還り、書成りて未だ進らざるに、帝、崩じければ、貫之、序を作りて、時に及びて奏御せざりしことを憾みしが、詞、甚だ哀切なりき（新撰和歌集序・十訓鈔・袋草子。）著す所の紀行一卷、名けて土佐日記と曰ひて（土佐日記。）世に傳はれり。嘗て紀伊に赴きしとき、夜、和泉を過ぎしに、騎れる所の馬、地に伏して進まざりければ、貫之、之を怪みけるに、人、告げて曰く、此の地に蟻通神あり、今、禮なくして過ぎらるれば、豈に其の怒に觸れたるに非ざるを得んやと。貫之、大に驚き、急に馬より下りて盥漱し、和歌を詠じて謝して曰く、かきくもり黑白もしらぬ大空に、ありとほしをば思ふべしやはと。馬、卽ち進むことを得たり（貫之家集○袋草子、源俊頼が無名鈔に、歌詞に異同あり。今、悉く註せず。）集あり、世に傳れり。後人、歌仙を撰ぶに、貫之を推して右行第一となし、以て柿本人麻呂に配し（三十六人撰・袋草子。）稱して和歌の祖宗となせり。其の世の爲に重ぜらるゝこと、此の如し（源親房が古今集註。）子時文も、和歌を善くし、兼て書を能くせしが、大膳大夫・內藏助を歷て、從五位上に至れり。貫之が女は、內侍となりて、亦和歌を善くしたりしが（紀氏系圖・作者部類を參取す。）村上帝の時、清涼殿の梅樹枯れたれば、帝、人を

して、他の梅樹の移し植うべきものを索めしめ、之を西京に得たるに、主人、和歌を書きて、之を樹枝に繫けて曰く、敕なればいとも畏し鶯の、宿はと問はゞいかゞ答へんと。帝、覽て之れを怪み、人をして問はしめたるに、卽ち內侍が家なりければ、帝、大に之れを悔いたり大鏡○拾遺和歌集に、移植を果さゞりきとなせり。紀家六帖を著す袋草子。貫之が姪は、友則。

友則、父は有友と曰ひて、宮內權少輔となれり紀氏系圖。友則、和歌を善くして紀氏系圖・歌仙傳。貫之と名を齊しくしたりしが顯昭が古今集鈔に、能因家集の序を引ける。寬平中、禁中に歌合ありしとき、友則、左列に與り、初雁を賦して曰く、春霞かすみて去にしかりがねは、今ぞ鳴くなる秋霧の上にと。講師、方に春霞の句を唱ふるや、右列のもの、其の時候を失へるを笑ひしに、第二句を唱ふるに及びて、笑ふもの、乃ち默然たりき古今著聞集・十訓鈔○按ずるに、顯昭が古今集鈔に、此の歌を載せて、凡河內躬恒が子の作れる所となせり。未だ何に據りたるを詳にせず。尋で土佐掾となり、昌泰の初、少內記に除せられ歌仙傳・古今和歌集目錄。延喜の初、大內記に轉じ歌仙傳・古今和歌集目錄・敕撰次第。六位を授けられ作者部類。古今和歌集を撰ぶに與りたり本書序・八雲御鈔・敕撰次第。集あり、世に傳れり。

凡河內躬恒、和歌を善くして、紀貫之・壬生忠岑等と、竝び稱せられたり八雲御鈔。寬平中、甲斐少目となりしが古今和歌集序・敕撰次第。寬平中は、歌仙傳に據る。醍醐帝、之を召して、御書所に候せしむ大鏡。延喜中、御廚子所に候し家集。丹波權目歌仙傳。淡路權掾作者部類。を歷て、和泉大掾に遷り歌仙傳・大鏡裏書。六位を授けられ大鏡裏書○作者部類に、五位に作れり。古今和歌集を撰ぶに與りたり本書序・八雲御鈔・敕撰次第。帝、嘗て躬恒を階下に召し、問ひて曰く、月

を以て弓弦に比するは、其の義如何、汝、其歌を作りて以て對へよと。躬恒、卽ち詠じて曰く、照る月を弓張としもいふことは、山邊をさしていればなりけりと。帝、甚だ嗟賞して、御衣を賜へり大鏡・大和物語。　其の家に櫻樹ありて、花の盛に開くごとに、賓客、門を塡めたりしに、躬恒、世態に感ずることありて、謂らく、花落ちなば、復至るものなからんと。乃ち歌を作りて曰く、我がやどの花見がてらに來る人は、散りなんのちぞ戀しかるべきと。世に傳稱せり古今和歌集・撰集鈔。

壬生忠岑、從五位下安綱が子なり作者部類。　和歌を善くす八雲御鈔・大和物語。　初め、右近衞大將藤原定國が隨身となりしが、定國、嘗て酒を被り、醉に乘じて、左大臣藤原時平に過りしに、時、夜已に深けたりしかば、時平、怪みて之を問ひけるに、忠岑、炬を執りて階下に跪き、歌を以て辭を致して曰く、かさゝぎの渡せる橋の霜の上を、夜半にふみわけことさらにこそと。時平、甚だ悅び、置酒して明に徹し、忠岑に物を與へたり大和物語。　御書所に候し大鏡。　累に左近衞番長源俊賴が無名鈔。　右衞門府生古今和歌集序・作者部類。　御廚子所預・攝津大目古今和歌集目錄。　を歷て、六位を授けられ作者部類。　古今和歌集を撰ぶに與りたり本書序・八雲御鈔・敕撰次第。　忠岑、嘗て和歌の十體を定めたり八雲御鈔・清案鈔・奥義鈔。　集あり、世に傳はれり。後鳥羽帝の時、侍臣に問ふに古今集の秀歌を以てせしに、藤原家隆・藤原定家、共に忠岑が、有明のつれなく見えしわかれより、曉ばかりうきものはなしの歌を擧げて、集中の第一となせり柿本傭材鈔。　子は、忠見。

忠見〇見を、或は實に作れり。　初め、攝津に居り、家、素より貧窶なりしが、蚤に和歌を以て著れたりければ、醍

醐帝、之を召しゝに、弊衣を著て藏人所に候せしかば、御製の和歌を賜ひて曰く、見しかども何とも知らず難波潟、波のよる見てかへりにしかばと。忠見、答歌を上りて曰く、住吉のまつとほのかに聞きしかば、みちこししほや夜かへりけんと。帝、又將に忠見をして御厨子所に候せしめんとして、未だ之を命せざりしに、忠見、歌を上りて曰く、櫻花高き梢のなびかずば、かへりやしなん折りわびぬとてと。帝、答歌を賜ひて曰く、折りわびて歸らんものかきしかげの、山の櫻は雲井なりともと。乃ち詔して、御厨子所に候せしめたり袋草子・家集を參取す○按ずるに、二書の歌詞、互に異同あり。今、家集に從ふ。天曆中、定額膳部となり歌仙傳に天曆八年五月御記を引ける。天德の初、攝津大目となり歌仙傳○按ずるに、作者部類に、大目を守に作れるは、誤なり。六位を授けらる作者部類。會禁中に歌合ありて、忠見、平兼盛に配せしが、忠見が歌に曰く、戀すてふ我が名はまだき立ちにけり、人知れずこそおもひそめしかと。深く以て自負したりしに、兼盛が歌に曰く、忍ぶれど色に出でにけり我が戀は、物や思ふと人の問ふまでと。二首、皆秀絕なり。左大臣藤原實賴、判者となりて、優劣を決すること能はざりしに、被講するに及びて、帝、屢兼盛が歌を吟せしかば、終に兼盛を以て優れりとなしゝに、忠見、大に望を失ひ、遂に憂を以て死せり沙石集、袋草子を參取す○拾遺和歌集に、天曆歌合に作れり。集あり、世に傳れり。

大中臣能宣、祭主賴基が子なり大中臣系圖・作者部類。世和歌を善くし、能宣に至りて最も著れ稱せられたり八雲御鈔。初め、藏人所に候したりしが、天曆中、勞を以て讚岐權掾となり歌仙傳・大中臣系圖。坂上望城・源順・紀時文・淸原元輔と、後撰和歌集を撰びしに、世に梨壺五人と稱したり袋草子・八雲御鈔・敕撰次第。天德中、神祇少

祐となり、大祐に轉じ、安和の初、少副に遷り、天祿中、從五位下を授けられて、大副に轉じ、祭主となり○祭主となれること、年紀を詳にせず。姑く此に係く。正四位下に累進し、正曆二年、卒す歌仙傳。大中臣系圖を參取す。年七十歌仙傳。能宣、嘗て敦實親王の子日宴に、歌を作りて曰く、千歲までかぎれる松も今日よりは、君にひかれてよろづ世や經んと。深く以て自負し、賴基に告げしに、賴基、吟咏すること少頃にして、忽ち色を作し、聲を厲して曰く、他日、若し昇殿することを得て、子日宴に侍せば、則ち將に何の詞を以てか之を頌せんとすると、乃ち枕を擧げて之を擲ちければ、能宣、懼れて退きたり家集・袋草子・十訓鈔を參取す。子は、輔親、

輔親、字は槐、從五位下に敍せられ、父に繼ぎて祭主となり、神祇伯に任ぜらる。寛弘中、從四位上に累進し中古歌仙傳。長元七年、伊勢に使す。時に、寶殿の松樹間に光ありしに、輔親、探りて碧珠を獲、還りて之れを獻じたれば扶桑略記・左經記・袋草子。帝、特に賞して從三位を授けしが、諸魚已來、大中臣氏に、三位に陞れるものなかりしかば、世、以て榮となせり左經記。九年、正三位に敍せらる公卿補任。長曆二年、伊勢に使し、病みて途に薨ず。年八十五大中臣系圖・中古歌仙傳。伊勢に使せし事は、袋草子に據る。輔親、和歌に工なりき。其の家、泉石の勝あり、以て天の橋立に象り、每に南扉を掩はずして、以て月光を引きけるに、世、其の雅致を稱したり十訓鈔・袋草子。

清原元輔、內藏允深養父が孫にして、下總守春光が子なり歌仙傳・舟橋家所藏淸原氏系圖。世和歌を善くし、元輔に至りて最も著れ稱せられたり八雲御鈔・今昔物語。天曆中、河內權大掾となり歌仙傳・敍撰次第。大中臣能宣等と、和歌所

寄人となり（後撰和歌集奥書。）萬葉集に訓點し（八雲御鈔・袋草子。）又後撰和歌集を撰びたり（八雲御鈔・袋草子・勅撰次第。）應和・康保の間、中監物に累遷し、大藏少丞・民部大丞を經、安和中、從五位下を授けられ、河内權守となり、周防守に遷りて、鑄錢長官を兼ね、天元中、從五位上に進み、寛和二年、肥後守に任ぜられ、正曆元年、卒す。年八十三（歌仙傳。）集あり、世に傳れり。

譯文大日本史卷の二百十九終

譯文大日本史卷の二百二十

列傳第一百四十七

歌人三

藤原長能、權中納言長良が玄孫にして、伊勢守倫寧が子なり尊卑分脈。和歌に工なるを以て著れ、藤原道信・藤原實方・源道濟等と並び稱せられたり八雲御鈔。圓融・華山・一條の朝に歴仕して、從五位上に敍し、伊賀守に任せらる長能集・中古歌仙傳を參取す。

藤原公任、客を會して春を惜むの和歌を作りけるに、時に、三

月小盡の夜なりしが、長能が歌に曰く、心憂き年にもあるかな二十日あまり、こゝぬかといふに春の暮れぬると。公任、之を難じて曰く、春は、豈に止三十日にして盡きんやと。長能、深く以て慙となし、家に還りて病を發したりしが、其の危篤なるに及び、公任、人を遣はして病を問はしめしに、長能曰く、前日の春を惜むの歌、公の爲に詬病せられたれば、慙悔の極、遂に此に至りぬと。公任、聞きて大に悔いしが、長能、尋で卒す袋草子・十訓鈔。

橘永愷は、左大臣諸兄十世の孫にして橘氏系圖○一本に、十一世となせり。遠江守忠望が子なり。兄肥後守元愷が爲に子養せられたり。永愷、文章生となり、肥後進士と號し中古歌仙傳。性、和歌を嗜めり。此の時、藤原長能、歌を以て世に名ありければ、永愷、就きて和歌を作るの要を問ひしに、長能、山ふかみ落ちてつもれる紅葉葉の、かわけるうへに時雨ふるなりの篇を舉げ示して曰く、體裁、宜しく此の如くなるべしと。永愷、深く領悟し、遂に之に師事せしが、和歌の師資、此より始れり袋草子・中古歌仙傳。後、剃髮して、名を能因と改め橘氏系圖。攝津の古曾部に居たれば、世に古曾部入道と稱したり袋草子・中古歌仙傳。嘗て藤原兼房と同載して、二條東洞院に至れるに、遽に車より下りければ、兼房、怪みて故を問ひけるに、曰く、是は、才女伊勢御の舊址にして、庭松、尙存せり、豈に禮なくして過ぐべけんやと。行くこと數十歩、樹の見えざるに及びて車に就けり。其の和歌を重ずること、此の如くなりき袋草子・八雲御鈔。藤原節信といふものありて、好事の士なりしが、一日、永愷に逢ひ、相得て甚だ歡びたりしに、永愷、懷中

の錦囊を採り、一木片を出して曰く、此は是、長柄橋の杭なり、我、之を寶愛すること久し。今日、子が爲に之を發すと。節信も、欣然として、亦懷を探りて一枯蛙を出して曰く、是、井手蛙なりと。相共に愛觀し、歡を盡して去りぬ（袋草子。）藤原範國が伊豫に赴任したるとき、永愷、焉に從ひしが、會歲、大に旱して、百姓、愁苦したりければ、範國、永愷に謂て曰く、我聞く、和歌は、能く神明を感ぜしむと。請ふ、子、我が爲に雨を三島神に祈れと。永愷、乃ち和歌一首を進めて曰く、天の河なはしろ水にせきくだせ、天下ります神ならば神と。須臾にして、天、雲を興し、大に雨ふること三日、遠近霑足し、枯苗、盡く蘇りぬ（金葉集・源俊頼が無名鈔・十訓鈔・古今著聞集○按ずるに、範國を、或は實國・實綱に作れり。）後、陸奥に遊べるとき、白河關を過ぎしに、歌を作りて曰く、都をば霞とともに立ちしかど、秋風ぞ吹くしらかはの關と（後拾遺和歌集。）自ら以て絶唱となせり（十訓鈔・古今著聞集○本書に云く、永愷、京師に在り、適、此の歌を得て、自ら以て絶作となし、因て謂らく、吾、未だ嘗て陸奥に抵らず、而して、此の歌を作りたれば、人、以て妄となさんと。是に於て、屏居すること累旬、面を風日に曝し、佯りて遠く行けるものゝ爲して、出でゝ人に語りて曰く、我、陸奥に遊び、白河關を過ぎて、此の一首を得たりと。按ずるに、袋草子に曰く、永愷、陸奥に遊び、八十島記を著せりと。之に據れば、則ち恐らくは、後人の附會せる所ならん。姑く附して、考に備ふ。）常に人に告げて曰く、和歌を善くせんと欲せば、要するに、須らく深く嗜むべし。之を嗜むこと久しければ、自ら神に入ると。著す所、玄々集あり（袋草子・八雲御鈔。）又歌枕を集めしが、世に行はれたり。

平兼盛、是忠親王の曾孫なり。父篤行、始て平姓を賜り、太宰大貳に任ぜられたり（皇胤紹運錄。）兼盛、和歌を善くし（日本紀略・八雲御鈔。）頗る文才あり。少にして大學に入りて、奉試及第し（本朝文粹。）天曆中、越前權守となり、山城介・大監物に歷任して、従五位上、駿河守に至る（本朝文粹・歌仙傳を參取す。）天德中、禁内に歌合あ

りて、兼盛、和歌を上り、是の日、衣冠を正して陣座に端座したりしが、己が歌の勝ちたるを聞き、其の餘を問はず、拜舞して退きたり袋草子。正曆元年、卒す日本紀略・歌仙傳。時人、稱して歌仙となせり日本紀略・尊卑分脈。

藤原實方、左大臣師尹が孫なり。父定時は、侍從となれり尊卑分脈・中古歌仙傳。叔父權大納言濟時、養ひて子となしゝが榮華物語。一條帝に仕へて、侍從・右兵衞權佐を歷て、從四位上に敍せられ、左近衞中將に至る中古歌仙傳。榮華物語を參取す。和歌に工なりしが、嘗て東山に遊び、雨の驟に至るに値ひしに、實方、花下に就きて之を避け、因て和歌を作りしを、時人、稱して絕作となせり。明日、藤原齊信、帝に侍して盛に之を稱せしに、藤原行成、傍に在りて曰く、其の人、驕慢なれば、歌詞美なりと雖も、何ぞ言ふに足らんと。實方、之を聞きて大に怒りたりしが撰集抄。適〻行成と、殿上に論爭せしに、實方、忿に勝へず、其の冠を取りて地に擲ちければ、帝、其の不敬を怒りて中將を罷め、而も、其の才を惜み、謂て曰く、汝、歌枕を捜し來れと、責めて陸奧守を授けたりしが十訓鈔・古事談・源平盛衰記〇歌枕は、名勝の歌調に入るものを謂ふ。將に任に赴かんとするとき、殿上に召し見て、酒を賜ひ、位一階を進めたり權記・日本紀略。長德四年、任所に卒す尊卑分脈・中古歌仙傳。實方、嘗て笠島を過ぎしに、道の傍に一叢祠ありければ、實方、邑人に問ひて曰く、是、何の神ぞと。曰く、世に傳ふ、此、京師出雲路の道祖神の女、罪を父に獲て此の土に擯棄せられしを、土人、祠を立てゝ之を祀りしに、頗る靈應あり、宜しく馬を下りて敬を致さるべしと。實方曰く、然らば則ち、

賤神のみと、下りずして過ぎしに、乘れる所の馬、暴に斃れ、實方、亦尋で卒したれば、人、以て神の祟となし、遂に之を祠側に葬りたり源平盛衰記。實方、才名甚だ高く八雲御鈔・今昔物語。其の祠は、加茂の橋本に在りて、在原業平が巖本祠と竝び稱せられ、後世、和歌を學ぶもの、毎に之に祈る徒然草。子朝元は、從四位下、陸奥守、亦和歌を善くせり今昔物語・尊卑分脈を參取す。

藤原顯季、春宮大進隆經が第二子にして、大納言實季が爲に子養せられしが尊卑分脈・公卿補任。和歌を善くし、體製、自ら一家を成し、常に柿本人麻呂を慕へり。是より先、藤原兼房、人麻呂を夢み、因て、畫工をして其の貌を圖せしめて、後白河帝に獻じたりしが、顯季、奏請して其の像を借り、右衛門大夫信茂をして之れを臨模せしめ、藤原敦光、贊を作り、源顯仲、之を書き、元永の初、源俊頼等を招きて之を祭りしが、是より、毎歳、常となせり古今著聞集・十訓鈔。帝、之を聞き、敕して、讃岐里海士邑を賜ひて祭田となせり東常緣聞書。兼房が圖したる所のものは、後、煨燼に罹りしかば、世、顯季が模したる所を以て眞となしけるを、顯季、甚だ寶愛し、自ら誓ふ、和歌を能くせざらんものは、親子と雖も之を傳ふべからずと。季子顯輔、特に和歌を善くしければ、遂に之を授けたり古今著聞集・十訓鈔。顯季は、播磨・美作の守を歷て、修理大夫に任ぜられ、天仁の初、累進して正三位に至り、天永中、太宰大貳となり、修理大夫、故の如く、保安中、薨ず。年六十九公卿補任・尊卑分脈。六條烏丸に家したりければ、世に六條修理大夫と稱したり尊卑分脈。著す所、明月鈔あり仁和寺書籍目錄。孫は、清輔。

清輔、父顯輔は、堀河・鳥羽・崇德。近衞の四朝に仕へて、正三位、左京大夫・皇太后宮亮に至り公卿補任。和歌を善くして、一時の領袖たりしかば尊卑分脈。崇德帝の敕を奉じて、詞花和歌集を撰びたり八雲御抄・敕撰次第。清輔、最も和歌を善くし、藤原俊成・僧西行と、竝び稱せられしが八雲御抄。初め、仕へて下僚に在りしかば、自ら沈滯を傷み、和歌を詠じて意を寓せしに、鳥羽上皇、之を憫みて、授くるに五位を以てせしが袋草子。尋で進みて正四位下、太皇大后宮大進に至り、長門守を兼ぬ尊卑分脈。平素、心を歌學に潛め、日夜研究したりしが、人、或は其の才を試みんと欲して、隱僻の事を以て之れに問ひけるに、清輔、應對流るゝが如く、辨析詳明なりしかば、聞くもの、驚き服せり。好みて萬葉集を讀みしが、人に謂て曰く、好歌を作らんと欲せば、則ち、要は、古集を閱するに在りと鴨長明が無名鈔。承安二年、和歌尙齒會を設け、當時の耆老を寶莊嚴院に聚めしに、會するもの七人、散位藤原敦賴は八十四、神祇伯顯廣王は七十八、日吉禰宜祝部成仲は七十四、式部大輔藤原永範は七十一、右京權大夫源政賴及び清輔は六十九、前式部少輔大江維光は六十三、各和歌を作りて其の意を述べ、清輔、自ら序を爲りしが、世、傳へて以て盛事となせり古今著聞集・百錬鈔。是より先、二條帝の敕を奉じて、續詞花和歌集を撰びたりしが、書の成れる比ひ、帝崩せしかば、奏覽を歷ざるの故を以て敕撰に列せられざりき八雲御鈔。著す所、奧義鈔・初學鈔・一字鈔・牧笛記・今撰集・袋草子・和歌題林あり八雲御鈔・仁和寺書籍目錄。治承元年、卒す。藤原兼實、嘗て和歌を清輔に學び、常に其の才を稱して、貫之・公任に比したりしが、

卒するに及びて、嘆じて曰く、歌道湮びぬと玉海。弟僧顯昭、亦和歌に工にして尊卑分脈・作者部類。僧寂蓮と善かりしが、二人、會するごとに、怒目張膽して、論難紛起し、顯昭、獨鈷を持ちて之を評するに、寂蓮、顏を抗げて之を爭ひければ、時に、獨鈷顯昭・蟷頸寂蓮の語ありき清案抄。是の時、藤原俊成、六百番歌合を評品せしに、顯昭、之を讀みて意に滿たず、乃ち自ら陳狀を作りて、之を論辨せり顯昭陳狀。顯昭、嘗て官階なきを憂へ、著す所の日本紀歌註を上り、且つ歌を作りて懷を述べしかば、因て法橋の位に敘せられたり明月記・十訓鈔・沙石集を參取す。古今和歌集鈔・袖中鈔を著せり。

藤原通俊、太宰大貳經平が次子なり公卿補任。才、和漢を兼ねて、深く政理に達したり。應德二年、太宰府言す、筑後國高良上宮の石硯幷に高座階に瑞華を生じたりと。事、公卿に下しゝに、通俊、議して曰く、智覺禪師の感通賦に載せたる所に、唯異花の高座の四角に生ずるのみに非ず、兼て白蓮の右手の五指に發きたることありといへり。然りと雖も、此、自然の瑞に非ずして、特に其の法の妙を彰したるのみ。今、高座・石硯、故なくして花を生じたるは、亦以て嘉瑞となすに足らん。按ずるに、寬和中、信濃國、白雉を獻ぜしが、時に、議者曰く、凡そ瑞は、方色に合へるものを以て正となすと。此に據れば則ち、縱嘉瑞たりとも、當に方色を詳にして、休咎を推すべきのみと。凡そ大議に預るごとに、持論精確にして、明辨條理あること、皆此の類なりき史官記。白河帝、最も其の才を重じ、大江匡房と竝稱して、近古の名臣となせり古事談。通俊、素より和歌に長ずるを以て自負し、源

經信、大江匡房等と、廣相論難して、其の才の己に勝つを忌み、撰集して以て名を一時に擅にせんと欲す。故に、奏請して、拾遺集以後の和歌を撰ばんとせしが、白河帝、素より此に志ありて、未だ發するに及ばざりしに、其の奏を見て、大に喜び、之を許せり。通俊、敕を奉じたりと雖も、職務繁宂なりければ、數年を經て始て成りしが、名けて後拾遺和歌集と曰ひ、又續新撰和歌集を作れり八雲御鈔。官、權中納言、從二位に至り、康和元年、薨ず。年五十三本朝世紀・公卿補任○尊卑分脈に、五十七に作れるは、蓋し誤なり。中納言藤原保實が子定通を養ひて子となしゝが、定通、康和の初、右少辨となりしに、七日にして卒せしかば、世、呼びて七日辨と曰へり尊卑分脈。

藤原敦頼、内大臣高藤が裔にして、治部丞淸孝が子なり。崇德の朝に仕へて、從五位上、左馬助となり尊卑分脈。保延四年、馬寮使となりしが、舊例、事竣りて、手振裝束を馬部等に給ふを、敦頼、收め取りて畀へず、紿きて曰く、此は、假貸の物なり、他日、當に其の直を給すべしと。後、馬部、屢請ふに、敦頼、終に與へざりければ、馬部等、大に怨みたりしが、明年、齋王次第使となりて、一條大宮を過ぐるとき、馬部數十人、急に突至して、口を極めて罵責し、其の衣冠襪帶を褫ぎしに、敦頼、裸體にて逃走しければ、時に、裸馬助の語ありき古事談。後、薙髮して道因と號す古今著聞集。平素、心を和歌に潛め、年八十に及びて、毎月、徒歩して住吉社に詣で、秀歌を得んことを祈り、和歌會あるときは、則ち其の老いて聾せるを以て、常に講師に逼りて座し、傾聽して倦まず。其の篤志なること、

此の如くなりき。藤原忠實、嘗て鏡邑の傀儡師を召して其の技を觀しに、傀儡師、偶源俊頼が作れる所の和歌を謳ひければ、俊頼、座に在り、聞きて忻然たりしを、時人、艶羨したりけるに、僧永縁、名を世に得んと欲し、瞽者に賂ひて、以て己が歌を謳はしめたれば、敦頼も、亦瞽者に屬し、賂遺せずして、而して、其の謳はんことを責めしかば、世の爲に蚩笑せられたり。藤原俊成、敕を奉じて、千載和歌集を撰びしが、時に、敦頼、已に歿したりけれども、俊成、其の勤苦を追感して、其の歌十八首を採りしに、後、敦頼來り謝すと夢みければ、俊成、之が爲に又二首を收めたり鴨長明が無名鈔。

藤原範永、尾張守仲清が子なり尊卑分脈。和歌を以て世に顯れたりければ、平棟仲・藤原經衡・源兼長・源頼家家・源頼實と並稱して、和歌六黨と號したりしが大江匡房記・八雲御鈔○續古事談に、棟仲を棟實に作り、又一説を載せて、棟仲・經衡・義清・頼家・重成・頼實を以て六黨となせり。範永、之が魁たりき八雲御鈔。嘗て遍照寺に會し、山家秋月を詠じて曰く、住む人もなき山里の秋の夜は、月のひかりもさびしかりけりと。藤原公任、見て大に之を喜び、即ち其の稿に書して曰く、範永は、何をなしてか、能く和歌の體製を得たると。範永、聞きて大に悦び、其の稿を乞ひ、錦嚢に盛りて、之を寶愛したり袋草子・十訓鈔。尾張・但馬・阿波・攝津・伯耆の守を歴て、藏人に補し、正四位下に敘せらる尊卑分脈。平棟仲は、安藝守重義が子にして、因幡・周防の守に任じ、從五位上に敘せられ平氏系圖。藤原經衡は、元名は景能、參議有國が孫にして、父を公業と曰ひしが、經衡、大和守に任じ、正五位下に敘せられたり尊卑分脈。時に、藤原道雅、和歌を善くするものをして八條

別莊の障子の歌を作らしめけるに袋草子。經衡、山家雪後客在レ門を得て、詠じて曰く、雪ふかき道にぞしるき山里は、我よりさきに人來ざりけりと後拾遺和歌集。自ら謂ふ、我年少なれば、恐らくは議者の爲に取られじと、密に道雅が第に造りて、之を窺ひしに、道雅、藤原家經と、之を品隲したりけるが、家經、經衡が歌を擧げて曰く、此の右に出づるものなしと。經衡、之を聞きて大に悅び、名籍を通せずして歸れり袋草子。源兼長は、元名は重成、備後守道成が子なり。右兵衛佐、備前・讃岐の守に任じ、正五位下に敍せられたり尊卑分脈。祐子内親王家の歌合に、左右六番を選びしに、一人を少きたれば、兼長・經衡、其の選に入らんと欲せしが、藤原賴通・賴宗、座に在りて、試に題を命じ歌を作らしめ、約すらく、其の優れるものを以て之に充てんと。兼長曰く、いかなれば岸に八重咲く山吹の、ひとへに池のそこに見ゆらんと。經衡曰く、池水に咲きかゝりたる山吹を、そこに沈める枝と見るなりと。賴宗、判じて持と曰へり。持とは、優劣なきの謂なり。然れども、衆の意、兼長に屬したりしが、會〻兼長、父の喪ありければ、終に經衡を以て之に充てたり袋草子・續古事談。源賴家は、左馬權頭賴光が子なり尊卑分脈。範永・棟仲等が死するに及び、橘爲仲、陸奥に在り、書を賴家に寄せて曰く、方今、歌人、死亡して殆ど盡き、唯君と我とあるのみと。賴家、怒りて曰く、爲仲は、六黨の比に非ず、何ぞ我と抗することを得んやと。其の和歌を以て自負したること、此の如くなりしが袋草子・十訓鈔・續古事談。仕へて筑前守、從四位下に至れり。源賴實は、賴家が從子なり。左衛門尉となり、從五位下に敍せらる尊卑分脈。嘗て

住吉の神に祈りて曰く、我をして世を驚す歌あらしめ給はゞ、其の命を縮むと雖も、亦甘心する所なりと。嘗て歌を得たるに、曰く、木の葉散る宿は聞きわくことぞなき、時雨する夜もしぐれせぬ夜もと。後、疾に臥したりしに、住吉神、人に託して曰く、汝、既に欲する所を得たれば、復起たじと。頼實、自ら必死を知れりと云ふ。鴨長明が無名鈔、今鏡。

譯文大日本史卷の二百二十終

譯文大日本史卷の二百二十一

列傳第一百四十八

歌人四

藤原基俊　僧　仙覺
源俊頼
藤原俊成　子　定家　孫　爲家　曾孫　爲氏　爲相
藤原家隆
藤原貞宗　僧　淨辨　慶運
卜部兼好

藤原基俊、右大臣俊家が子なり尊卑分脈。文才ありて、和歌を善くす。時に、源俊頼、和歌を以て一世に名ありしが、基俊、其の下に立たんことを欲せず、自ら機杼を出して、遂に一家をなし、因て並び稱せられ、和歌會あるごとに、往往判者となれり。然れども、人となり簡傲にして、當世を蔑視し、喜びて疵瑕を指摘したれば、此を以て譏を得たり今鏡・十訓鈔・八雲御鈔、鴨長明が無名鈔を參取す。一家をなすは、八雲御鈔・尊卑分脈に據る。僧琳賢といふものありて、和歌を好みたりしが、朝士、多く之と遊びけるに、基俊を憚らず、常に之を排陷せん

と欲したり。嘗て密に後撰集中の歌二十首を鈔出して、基俊に示し、紿きて曰く、人の歌合をなすあり、君の質正を請ふと。基俊、偶失記して、意を恣にして訾議しけるを、琳賢、出で〻人に語りて曰く、基俊、古人に優りて敕撰を評駁したりと。其の黨、從ひて之に和したれば、基俊、聞きて大に悔恨せり（鴨長明が無名鈔。）保延四年、薙髮して、法名は、覺舜（尊卑分脈○台記康治元年正月の條に云く、比年、基俊・師俊、相踵ぎて卒したりと。則ち其の卒は、蓋し永治・康治の間に在らん。然れども、今、考ふる所なし。）基俊、門地・名望、衆の重ずる所なりけれども、唯才を恃みて物に傲りたれば、故を以て、顯達せず、從五位下、左衞門佐を以て終りぬ（今鏡。尊卑分脈を參取す。）撰ぶ所、悅目鈔・新三十六歌仙・新撰朗詠鈔あり（八雲御鈔・仁和寺書籍目錄。）基俊、萬葉の學に通じたりき。初め、村上帝、源順等に詔して、萬葉集を訓讀せしめしが、基俊に至りて、又訓點をなし（詞林採葉鈔。）漢字・國字、兩行に竝べ書きて、以て童蒙の便となせり（萬葉集奥書。）其の後、龜山帝の時、僧仙覺といふものあり、亦萬葉の學に通じて、之が訓點をなしたりと云ふ（詞林採葉鈔。）

仙覺、其の姓系・鄕里を詳にせず。初め、鎌倉の新釋迦堂に居て、權律師に任ぜられしが、後、遷りて武藏比企郡に居たり（仙覺鈔。）和歌を善くせしが、其の萬葉を訓點し、古訓を竄改せしに、發明する所多く、書成りて、後嵯峨上皇に獻じければ、上皇、大に嗟賞し、敕して、其の歌を以て諸を續古今集に列したり（詞林採葉鈔。）藤澤の僧由阿、能く其の學を傳へ、其の徒を集めて敎授したり（落書露顯。）著す所、詞林採葉鈔ありて（正徹物語。）世に行はれたり。

源俊頼、大納言經信が子なり。堀河・鳥羽・崇德の三朝に仕へて、右近衞少將に任せられ、木工權頭・左京權大夫を兼ね、進みて從四位上に敍せられたり。才藝多く（中右記・尊卑分脈。）最も和歌を善くせしが、苦意刻思して、輒く語を下さず。凡そ感觸して得る所のものあれば、往往書きて之を藏め、時に出して之を用ひたり。故を以て、苟且にも艱澁の失なく、造意新奇、體製溫雅にして、一時の士人、推して宗師となせり（八雲御鈔・今鏡・鴨長明が無名鈔を參取す。）藤原實行、嘗て藤原長實と、躬恒・貫之が優劣を論ぜしに、之を久しくして決せざりしが、長實、之を白河上皇に問へり。上皇曰く、朕、何ぞ容易く之を辨ぜん、宜しく俊頼に質すべしと。長實、以て俊頼に告げゝるに、俊頼、點頭きて曰く、躬恒は、輕視すべからずと。長實曰く、然らば則ち、貫之、劣れるかと。俊頼、又曰く、躬恒は、輕視すべからずと。俊頼、蓋し深意ありて、顯に之を言ふことを欲せざりしなり（鴨長明が無名鈔。）藤原顯季が柿本人麻呂を祭れるとき、名輩、畢く集りしが、顯季、俊頼に謂て曰く、卿は、當世の宗匠たれば、宜しく初獻を奠むべしと。其の推許せられたること、此の如くなりき（古今著聞集・十訓鈔。）凡そ朝廷及び諸家の歌合に、多く俊頼を推して判者となせり。俊頼、常に謂ひけらく、和歌を判ずるものは、十德を備ふるに非ざれば能はざるなり。所謂德望・門地・明辨・强記の類なりと（十訓鈔。）天治の初、敕を奉じて、金葉和歌集を撰びたり（袋草子・八雲御鈔・今鏡。）俊頼、素より連歌を好まず、以爲らく、和歌の體に害ありと。而れども、金葉集を撰ぶに至り、則ち多く之を載せ、又高陽院の命を以て、和歌の矜式すべきものを纂めて、之を上りしに、亦連歌を載せ

たり。蓋し人の美を遺さゞらんと欲してなり今鏡。時に、藤原基俊も、亦和歌を善くし、俊頼と能を爭ひて相能からず鴨長明が無名鈔・八雲御鈔。嘗て人に謂て曰く、俊頼が文才なくして和歌を善くするは、猶駒兒の善く走るがごとしと。其の繼がざるに況へたるなり。俊頼、之を聞きて曰く、文時・朝綱の如きは、才學博洽なりき。然れども、未だ秀歌ありしを聞かず。躬恒・貫之も、詩名聞えたることなかりき。而も、和歌を善くするに害あらざりしなり。基俊が言、亦誣ならずやと。基俊、才を負ひて、高く自ら標置し、其の歌を判ずるに方り、常に口を極めて評駁し、才、言を掩はず、時に、麤卒の失ありき。俊頼は、資性溫厚にして、人、之を受するもの多かりき。故を以て、時譽、益焉に歸したり鴨長明が無名鈔。題詠を乞ふものあるごとに、稍其の難きを覺ゆれば、則ち先家人子弟をして之を作らしめ、其の詞意採るべきものを擇び、潤色して以て己が作となしたり。故を以て、俊逸甚だ多し後鳥羽帝口傳。嘗て同僚と大原に遊べるとき、中路にして遽に馬を下りければ、衆、怪みて之を問ひしに、俊頼曰く、是、良暹法師の舊址なりと。衆、皆馬を下りぬ。良暹は、蓋し和歌を以て聞えたるものなり。其の篤志なること、此の如くなりき袋草子。著す所、山木髓腦・無名鈔あり鴨長明が無名鈔・仁和寺書籍目錄。子僧俊慧、亦和歌に工に尊卑分脈・鴨長明が無名鈔。頗る父の風ありて、時の爲に推重せられたりしが鴨長明が無名鈔。歌苑鈔・歌撰合を著せり仁和寺書籍目錄。藤原俊成、嘗て曰く、俊頼が歌は、鍛練精巧にして、疵瑕の指すべきなく、俊慧が歌も、亦至りて巧なれども、然れども、其の父に比すれば、及ばざること遠しと鴨長明が無名鈔。

藤原俊成、權中納言俊忠が子なり。初名は顯廣（尊卑分脈・閑中鈔〇二書、並に曰く、顯廣が爲に子養せられたりと。而して「分脈」には、則ち云く、後本流に復したりと。故に今、取らず。）幼にして聰慧、和歌を善くせしが、業を藤原基俊に受けんと欲し、嘗て其の家に造りしとき、中秋に値りたりければ、基俊、月を賞し、連歌を作りて自ら上句を唱へしに、俊成、之に續成しければ、基俊、大に褒稱を加へ、遂に約して師弟となり、古今集の祕旨を授けしが、之を久しくして、名聲、益著れたり（鴨長明が無名鈔。）常に曰く、歌の佳處は、大體を得るに在るのみ、務て彫刻組織をなすべからず、諸を畫工の物を圖くに譬へんに、倘し徒に丹青爛絢を事とせば、則ち反て人をして之を厭はしめん。要は自然にして味ある、是、之を得たりと爲すと（清案鈔。）平居、和歌を作るに、古淨衣を披て、桐火桶を擁し、凝然として靜座し、未だ嘗て惰容あらざりければ、成るに及びて、雅淡深邃にして、語塾し意婉なりき。後鳥羽帝、最も之を愛せしが（後鳥羽帝口傳・正徹物語。）仕へて皇太后宮大夫、正三位に至りければ（公卿補任。）世に五條三位と稱したり（鴨長明が無名鈔・東常緣聞書。）安元中、官を辭し、尋で薙髮す（公卿補任・尊卑分脈。）法名は、釋阿（尊卑分脈。）嘗て後白河法皇の詔を奉じて、千載和歌集を撰びたりしが、文治二年、書成りて之を上れり（八雲御鈔・勅撰次第・東常緣聞記〇明月記に、四年となせり。）初め、源俊頼、基俊と相能からず、其の徒、各門戶を立て、互に相短毀したりしが、唯俊成、基俊に於ては、其の學力を稱し、俊頼に於ては、其の風體を取りたりしに（八雲御鈔・鴨長明が無名鈔を參取す。）是に至りて、多く俊頼が歌を採りければ、或曰く、彼は、卿が師の惡みたりし所に非ずやと。俊成曰く、我は、唯歌を取れるのみ、其の人、何ぞ與らんやと。時に、其の坦夷を稱したり（雜談集載。）俊成、

少壯にして藤原清輔と一時の判者たり。清輔、外廉に內愎なりければ、或は人の爲に駁せらるとも、抗顏して辨折したり。故を以て、人、敢へて可否せざりき。俊成は、人となり溫厚にして、駁議あるに遇へば、虛懷、之を受けて、復人を拒ぐの色なかりければ鴨長明が無名鈔。其の批評の辭は、世傳へて焉を摹倣したり八雲御鈔・鴨長明が無名鈔。晚年に及び、愓然として悔悟して曰く、予、不才を以て歌詞を判すること多かりき。或は輕重權を失へることあらんを、前賢、知ることあらば、其之を何とか謂はん。加之、衰老したるを以て、朝に聞きて夕に忘る。恐らくは、引證、疎謬を致さん。而も、猶自ら省みず、一己の私意を以て、妄に其の優劣を定めんやと。爾後、復判詞を置かざりき御裳濯川歌合序。然れども、耆耋に及ぶまで、精爽衰へず、耳目聰明にして、猶能く拜趨して、數和歌會に侍したりければ、帝、甚だ之を優重したり。建仁三年、年九十、筋力衰耗して、又朝すること能はざれば、帝、其の榮寵を極めんと欲し、仁和の故事に倣ひて、賀を和歌所に賜ひ、屏風及び褥を設けて座となしけるに、諸子、扶けて上殿せしかば、御製の和歌及び鳩杖を賜ひけるに、時、以て異數となせり九十賀記。元久元年、薨ず。年九十一尊卑分脈。著す所、古來風體鈔あり八雲御鈔十訓鈔。家集を長秋詠艸と曰ふ東常緣聞書。子は、成家・定家。成家は、從三位、兵部卿に至れり。俊成が弟は、僧俊海にして、俊海が子定長は尊卑分脈。幼にして俊才ありしを、俊成、養ひて子となしけるが、中務少輔に任ぜられたりしに、定家が生るゝに及びて、避けて僧となり、名を寂蓮と改め、和歌を善くするを以て、世に稱せられたり。此の時、僧顯昭、亦和歌を以て自負

し、寂蓮と友とし善かりしが、顯昭は、學識優博にして、才思少しく逮ばず、寂蓮は、文學なしと雖も、特に妙に造りたりしかば、顯昭曰く、和歌の、藝に於る、要するに至難のものに非じ、寂蓮、學ばずして猶之を能くせりと。寂蓮曰く、天下の能くし難きは、和歌に過ぎたるはなからん。顯昭が博學なるすら、猶且つ能くせざるなりと。顯昭、答ふること能はざりき（兼載雜談）。　定家、素より其の歌を重じたりしが、歿するに及びて、甚だ焉を憫惜したりき（明月記）。

定家、治承・壽永の間、進みて正五位下に敍せらる（公卿補任）。　文治元年、殿上に於て源雅行と忿爭し、燭を用て其の頰を批ちければ、坐して籍を除かれたり（玉海）。　父俊成、深く之を憂へ、歌を作りて其の意を寓せしに、後白河法皇、聞きて之を憫み、尋で本位に復せしめたり（千載和歌集・十訓鈔）。　五年、左近衞少將に除せられ、兼因幡・安藝の權介を歷て、正四位下に敍し、建仁中、左近衞權中將に任せられ、美濃介を兼ぬ（公卿補任）。　定家、夙に和歌を以て名を發したり（僧西行が定家に與ふる書、宮河歌合跋・清案鈔）。　後鳥羽上皇、嘗て召して小御所に詣りて和歌を判せしめ、面諭して曰く、卿を延きて此に至らしめたるは、朕が卿を待つこと、菲からずとなす、宜しく底蘊を罄盡して、遜避する所なかるべし。如し知りて言はずんば、則ち朕が卿を召す本意に非ずと。定家、深く其の知遇に感じたり（明月記）。　元久の初、上皇、敕して、源通具・藤原有家・家隆・雅經と、新古今和歌集を撰ばしめしに（本書序・明月記・八雲御鈔・東鑑を參取す）。　每部、皆冠するに古人の歌を以てせんとせしが、上皇、敕して、定家・家隆等が作れる所を以て部首に寘かしめたれば、世、之を榮

とせり。承元の初、上皇、當時和歌に名あるものをして、最勝四天王院の障子の名所の歌を作らしめ、上皇、躬ら簡定せしに、定家が作れる所、多く採用せられたり明月記。建暦元年、從三位に敍し、建保中、參議に任ぜられ、治部卿となり、正三位に進み、尋で民部卿に遷り、貞應元年、參議を辭し、安貞元年、進みて正二位に敍せられたり公卿補任。定家、性頗る競躁にして、進取に急に、素より才氣を負ひたりければ、常に不遇を嘆じ、怨懟の言、屢歌詠に見れたりしが明月記・藤川百首。父俊成、三位に終りしに、定家に及びて、超て正二位に敍せられたれば、乃ち大に悅びて曰く、人臣の極位、何の幸か之に及ばんと明月記。貞永元年、權中納言に任じ、尋で帶劍を授けられたり公卿補任。後、堀河帝、敕して、新敕撰和歌集を撰ばしめけるに本書序・敕撰次第・八雲御鈔。是の時、帝、禪位の意ありけるが、定家、之を知り、急に編を成さんと欲して、力を用ふること甚だ勤め、書成りて之を奏したり増鏡○明月記文暦六年八月七日の條に曰く、撰集未だ卷軸を成さゞるに、大喪に遭ふ。命奇に志違ひ、稿を留むるも益なし、敕撰の愚艸二十卷、擧げて中庭に焚くと。按ずるに、撰集、本、詔旨に出でたれば、私に焚くことを得べきものに非ず。事甚だ疑ふべし。且つ新敕撰和歌集の序に、亦曰く、是の歲之を奏すと。故に今、本書の說に從ふ。明月記は、貞永・文暦の間殘缺して完からざれば、今、攷ふる所なし。天福元年、祝髮して、名を明靜と改め、仁治二年、薨ず。年八十、世に京極中納言と稱したり公卿補任。嘗て草堂を嵯峨の小倉山に設け、以て息遊の地となし、時に或は往きて焉に居たり明月記・續古今和歌集・風雅和歌集。定家、頗る史傳を涉獵し、又詩を能くせり明月記。而して、和歌の才は、之を天資に得て、縱横馳騁し、凷に精微を盡し、且つ家學淵源ありければ、奧義祕說、究極せざる所なかりき正徹物語・古今和歌集・童蒙鈔。其の家に在りて歌を作るに、必ず南面を洞開し、遠望すべからしめ、襟を

整へて端坐し、曰く、平常清肅中に於て之を習へば、則ち至尊の前に在りと雖も、措を失するに至らずと（正徹物語）。又曰く、凡そ和歌を作るに臨み、先故郷有ㇾ母秋風涙、旅館無ㇾ人暮雨魂、蘭省花時錦帳下、廬山雨夜草菴中の句を誦せば、則ち意格自ら高妙ならんと。其の用心の勤めたること、類此の如くなりき（清巖茶話）。此の時に方りて、諷詠大に興り、作者輩出せり。然れども、定家、之を視ること蔑如たり。嘗て書を藤原良經に贈りて曰く、藤原季經が如き、何ぞ與に和歌を論ずるに足らんやと。季經、之を見て大に怒り、源通親に因りて之を後鳥羽上皇に讒したれば、故を以て、疏斥せられたりと云ふ（明月記・後鳥羽帝口傳を參取す）。上皇、嘗て曰く、定家、才學匹なし。然れども、心術、頗る正しからず、推奬する所あるに至りては、則ち私なきこと能はず、且つ高く自ら標置して、一世を藐視せり。人、或は其の歌を稱するに、如し得意の作に非ざれば、則ち忿然として色に見せりと。又曰く、定家が歌は、人の能く模倣する所に非ず、何となれば則ち、專ら流麗を尙びて、意味を主とせざればなり。蓋し、彼、逸羣の才を以て、結構に巧みなりき、是を以て、克く其の美を濟せり。如し骨力輭弱なるものをして之を爲さしめば、則ち索然として味なからんと（後鳥羽帝口傳）。定家、嘗て天智帝より當時に至る作者凡そ一百人の和歌各一首を撰み、書きて以て人に與へしが（明月記）、世に、之を百人一首と謂ふ。其の他、著す所、詠歌大概・秀歌大體・萬時顯注密勘・每月鈔等の書あり（正徹物語・古今和歌集童蒙鈔・耳底記を參取す○按ずるに、未來記・雨中吟・三五記・僻案鈔等の書、或は以て定家が著す所となせり。蓋し、皆假託贋作に係る。故に今、取らず。又按ずるに、河海鈔に云く、定家、源氏物語中の讀み難きものを取りて、注解をなし、號して奥入と曰ふと。仁和寺書籍目錄に云く、奥入は、藤原伊行が著す所にして、定家、之が注を作れりと。未だ孰か

是なるを知らず。家集を拾遺愚草と曰ひ（東常緣聞記。）日錄を明月記と曰ふ（明月記・正徹物語。）今、世に行はれたり。子は、爲家、（尊卑分脈。）

爲家、年二十餘にして、未だ和歌の要領を得ざりければ、定家、數之を誚責せしに、爲家、甚だ愧ぢ、遂に日吉社に詣で、神助を祈りけるに、忽ち方寸紙あり、飄然として其の袖に落ちしが、之を視るに、道の字ありければ、爲家、大に悅び、以て靈貺となし、留宿すること七晝夜、和歌一千首を作りしに、歸るに及びて、定家・慈鎭、其の歌を見て、大に之を稱許せしが、是より才思日に進みたり（東常緣聞書○清案鈔に云く、爲家、自ら以爲らく、我が歌甚だ拙し、恐らくは、家聲を墜さんと。僧となりて跡を晦さんと欲し、日吉に往き、情を以て僧慈鎭に告げしに、慈鎭、其の年を問へば、答へて曰く、二十五と。慈鎭曰く、事、未だ知るべからざるなり、力て學ぶこと數年、成ることなくして後世を遁れんも、亦未だ晩しと爲さずと。爲家、感悟し、家に歸り、憤を發し、千首の和歌を作りしが、五日にして成りけるを、定家、見て大に之を鵠となせり。是より、歌學に覃思し、聲譽日に盛にして、終に世の宗師となれりと。）嘉祿の初、藏人頭に補せられ、左近衞中將を兼ね、尋で參議に任ぜられ、從三位に進み、嘉禎中、權中納言に任じ、正二位に敍せられ、民部卿を兼ね、仁治二年、權大納言に遷る（公卿補任・尊卑分脈。）寶治中、後嵯峨上皇の敕を奉じて、續後撰和歌集を撰び、正元中、又續古今和歌集を撰びしが（竝撰次第。）弘長中、又上皇の敕を奉じて、藤原實氏・家良等と、仙洞百首を詠じ、七玉集と名けたり（七玉集。）康元元年、薙髮して、名を融覺と更めければ、世に民部卿入道と稱し、又中院禪門と號したり。建治元年、薨ず。年七十九（尊卑分脈・公卿補任・冷泉家系圖・清案鈔を參取す。）爲家、嘗て人に誨へて曰く、凡そ和歌を作るは、危橋を渡るが如く、左右囘顧すべからずと。又曰く、之を重搭を作るに、基址より始むるに譬ふ、必ず當に心を下句に留むべしと

清案鈔。晩節、思索に懶めり。故に、常に好みて連歌を作れり小夜寢覺○筑波問答に、定家が事となせり。兼て蹴鞠を能くしければ、後鳥羽上皇、授くるに秘說を以てせり遊庭秘鈔。龜山帝、蹴鞠會を設けしに、爲家、焉に預り、特に無紋の薫革韈を聽されたれば、時人、之を榮とせり雲井春。子は、爲氏・爲教・爲相。爲教は、從二位、右兵衞督、子爲兼は、正應中、從二位、權中納言に至り、尋で正二位に進みしが、永仁六年、事に坐して佐渡に流され、嘉元元年、召し還され、延慶三年、權大納言に任ぜられ公卿補任・冷泉家系圖。正和二年、薙髮して、名を蓮覺と更め冷泉家系圖。應長の初、伏見上皇の敕を奉じて、玉葉和歌集を撰び、元弘二年、薨ず常樂記。

爲氏、正二位、權大納言たり公卿補任。時に、世、專ら連歌を尙びたりしが、爲氏、才思敏捷にして、能く險題を賦し、自負して以爲らく、以て海外に誇示するに足らんと清案鈔・兼載雜談を參取す。龜山上皇の敕を奉じて、續拾遺和歌集を撰びしが尊卑分脈・冷泉家系圖・增鏡。弘安八年、剃髮して、名を覺阿と更め公卿補任・冷泉家系圖・尊卑分脈。明年、薨ず。年六十五冷泉家系圖・尊卑分脈。二條と稱す御子左冷泉家系圖○東常緣聞書・清案鈔に、並に爲氏を以て冷泉と稱せり。子爲世は、正二位、權大納言となり公卿補任。後宇多上皇の敕を奉じて、新後撰和歌集・續千載和歌集を撰びしが尊卑分脈・冷泉家系圖・敕撰次第・東常緣聞書○增鏡に、後醍醐帝の敕を奉じて、續千載集を撰ぶとなせり。撰集の日、客に對するごとに、便ち佳作を求めければ、爲藤、之を疑ひて曰く、敕撰は、重事なり、宜しく其の秀絕なるものを取るべし、何ぞ必ずしも之を無名の人に求めんと。爲世曰く、歌若し採るべくば、作家に非ずと雖も、亦當に之を收載すべしと。嘗て父祖の歌を判じて

謂ひけらく、大父は、詞意幽玄にして、父は、義理深邃なり、皆及び難しと（清案鈔。）嘉曆四年、剃髮す。法名は、明釋（公卿補任・冷泉家系圖。）延元三年、薨ず。年八十九。子は、爲藤・爲冬。爲藤は、正二位、權中納言（冷泉家系圖。）初め、後醍醐帝、爲世に敕して、和歌を撰集せしめんとしたれども、而も、既に兩集を奉進したるを以て、乞ひて爲藤をして代りて詔を奉ぜしめしが、未だ成るに及ばずして、爲藤薨じたり。爲藤、嘗て兄の子爲定を養ひて子となせり。是に於て、詔して、爲定をして之を續成せしめたり。續拾遺和歌集是なり（敕撰次第・尊卑分脈・冷泉家系圖・增鏡を參取す。）後、後光嚴院、亦爲定をして撰集せしめて、新千載集と曰へり（園太曆・敕撰次第。）爲冬は、自ら傳あり。

爲相、兄爲氏と名を齊しくせり。初め、父爲家、和歌所の邑二所を長子爲氏に授けたりしに、後、愛を失ひければ、爲家、之を奪ひて爲相に與へ、文券を作りて證となしたりしが、爲家が歿後、爲氏・爲相、其の邑を爭ひけるを（冷泉家系圖。）爲相が母、鎌倉に往きて之を訴へ（十六夜日記。）遂に爲相が有となせり。爲氏が子爲世に至りて、又相爭ひ、兩家の宰、交訟へければ、將軍守邦親王、北條高時等に命じて、聽決せしめ、之を爲相に屬したり（冷泉家系圖。）官、正二位、權中納言に至り、嘉曆三年、鎌倉に薨ず。年六十六。冷泉と號す。子爲秀は、從二位、權中納言、孫爲尹は、正二位、權大納言（公卿補任・冷泉家系圖。）爲氏・爲相、兄弟、各一家を成したりければ、後世、二條・冷泉の別あり。母平氏は、初め、安嘉門院に仕へて、四條又右衞門佐と號したりしが、削髮して、法名は、阿佛（冷泉家系圖・正徹物語。）世に北林禪尼と稱す

冷泉家系圖。和歌を能くし（作者部類。）著す所、十六夜日記・夜鶴あり（十六夜日記・夜鶴。）

藤原家隆、中納言光隆が子なり（公卿補任。）幼にして穎敏なりしかば、後鳥羽帝、稱して奇才となせり（清巖茶話。）和歌を藤原俊成に學びしに、俊成曰く、此の子、我を見るごとに質問するに、疑難を事とせず、而して、作者の要旨を切問す。後來、必ず歌仙とならんと。後、果して和歌を以て大に世に著れ（清案鈔・兼載雜談・清巖茶話を參取す。）藤原定家と竝び稱せられたり（古今著聞集・十訓鈔。）攝政良經、嘗て問ひて曰く、當世の歌人、誰をか第一となすと。家隆、默して答へず、去るに臨みて、懷中の帖を置きて出でたり。之を見れば、定家が歌なりき（十訓鈔○兼載雜談に、此の事を載せて、後鳥羽帝の問となせり。）定家、敕を奉じて、新敕撰集を撰びしに、家隆が歌を採ること最も多かりき。其の相推許したること、此の如くなりき（正徹物語・兼載雜談。）後鳥羽帝、良經に問ひて曰く、朕、和歌を學ばんと欲す、誰か師たらんものぞと。良經、家隆を薦めて、且つ曰く、斯の人は、當世の人麻呂なりと（古今著聞集。）元久中、上皇の敕を奉じて、新古今和歌集を撰びたり（本書序・增鏡。）素より上皇の爲に親昵せられたりしが、上皇、隱岐に遷さるゝに及び、題を賜ひて和歌を作らしめたり（增鏡。）家隆、篇詠に覃思し、前後作る所、凡そ六萬首（清案鈔。）宮内卿に任ぜられて、從二位に至り、嘉禎二年、病を以て薙髮し、名を佛性と更め、明年、薨ず。年八十（公卿補任。）世に壬生二位と稱す（十訓鈔。）子隆祐は、從四位下、侍從（尊卑分脈。）亦和歌を善くせり。定家、人に謂て曰く、隆祐が壯年の作、其の美、幾ど父に及ばんとしたりしが、晩節に至りては、反て其の初に似ざるなりと。隆祐、之を聞きて怨みて曰く、然らば則ち、何ぞ

其の壯時の歌を採らざると。定家、嘗て謂ひけらく、家隆が歌は、家を滅すの徴ありと。子孫、果して榮えざりき 清巖茶話○本書に云く、三世にして嗣絶えたりと。然れども、尊卑分脈に載せたる所、其の支孫に及びたり。故に取らず。

藤原貞宗、二階堂行政が後なり 尊卑分脈。 父光貞は、下野守 作者部類・二階堂系圖○尊卑分脈に、光貞を貞宗が弟となせるは誤なり。系圖一說に、貞宗を仁譽が子となし、而して、草庵集には則ち、仁譽を謂て先師となせり。蓋し薙染、法脈を傳ふるを以て、誤りて父子となしゝなり。兼載雜談等には、師實が後となせり。蓋し亦其の詠歌、二條家の法を傳ふるを以て、誤りて之が子孫となしたるなり。 少くして延暦寺に居たれば、略佛氏の學に通じ、剃髮して、泰尋と號したりしが、又高野山に往きて、更に頓阿或は感空と號し 二階堂系圖。 後、京師に住したり 草庵集・園太暦を參取す。 和歌に工にして、兼て書を能くせり 園太暦。 嘗て藤原爲世に從ひて和歌を學び、其の奥義を獲たり。爲世が薨ずるに及びて、世に己を知れるものなきを歎じて、復歌を作らざりき。光嚴院、素より頓阿が歌を愛したりしが、其の之を廢したるを惜み、關白良基に命じて、奬諭勉勵せしめたり 續草庵集。 良基、歌體數事を擧げて之に問ひ、其の解釋したる所を錄し、名けて愚問賢註と曰へり 愚問賢註跋。 花園上皇、風雅集を撰びしに、其の詠雪の歌を載せんと欲し、爲に數字を改めて、人をして之を諭さしめけるに、頓阿、固辭して曰く、山僧の意は、御批と異なり、願はくは採り給ふことなかれと。上皇、之を聽し、更に他の歌を擇びぬ。其の和歌を以て自負したること、此の如くなりき 東常緣聞書。 晚節、聲名甚だ盛にして 清巖茶話。 最も足利尊氏が爲に禮遇せられ、和歌會あるごとに、未だ嘗て預らずんばあらざりき 草庵集・兼載雜談。 正平中、後光嚴院、藤原爲明をして頓阿と共に新拾遺和歌集を編ましめたるに、未だ就らずして、爲明卒しければ、其の戀部以下は、頓阿が獨

撰する所なり。時に、卜部兼好及び淨辨・慶運、和歌を以て、頓阿と並び稱せられたりければ、世に、之を四天王と謂へり。頓阿、嘗て兼好・慶運等と會して和歌を作りしとき、題を探りて、各六首を賦せんとせしに、頓阿、偶故ありて家に歸るに、題を開き一見して直に出でければ、慶運、密に換ふるに己が題を以てせしが、頃之くして頓阿至り、構思、既に成りけるを、筆を援りて書かんと欲するに、皆前題に非ず。然れども、從容として怪む色なく、別に六首を賦しけるが、歌、皆佳絶なりければ、滿座、相顧みて以爲らく、及ぶべからざるなりと。慶運曰く、吾、向に戲を爲さゞりせば、安ぞ其の絶技を見ることを得んやと。其の敏捷なりしこと、率此の類なりき正徹物語。頓阿、風流を以て自ら尙び、其の居る所を葵花園と曰ひ、春時、公卿縉紳を延き、以て詠吟唱歌したりき。或は居を東山にトし、又僧西行が事蹟を慕ひて、雙林寺に居たりしが、皆泉石花木の勝ありき草庵集・續草庵集。文中元年、死す。年八十四後深心院關白記・東常緣聞書。著す所、淸案鈔淸案鈔及び草庵正續二集ありて、時人の爲に稱せられたり續草庵集。子經賢は作者部類・正徹物語。權大僧都作者部類。法印となり正徹物語。孫堯尋は、權大僧都となりしが異本系圖。竝に和歌を善くしたり作者部類。堯尋が子堯孝は、父祖の業を續ぎて、其の名最も顯れ、權大僧都東寳記・異本系圖を參取す。法印となりしが、永享中、權中納言藤原雅世が新續古今和歌集を撰ぶとき、堯孝、和歌所開闔となりたりき東常緣聞記。

僧淨辨、其の姓氏を詳にせず。法印に敍せられしが、和歌を藤原爲世に學び、頓阿と相講習し、

世の爲に重ぜられたり草庵集・和歌不審・淸巖茶話を參取す。

慶運、淨辨が子なり作者部類。法印に敍せられ草庵集・作者部類。父と名を齊しくせり正徹物語。正平中、後光嚴院、藤原爲定をして新千載和歌集を撰ばしめたるに勅撰次第・園太曆。慶運が歌四首を採りたれば、慶運、大に悅びて、爲定に詣り之を謝したり。後、頓阿が歌十餘首を收めたりと聞き、心、之に平ならず、竊に己が歌を删り去りて焉を存せざりき。慶運、常に自ら不遇を嘆じ、死に臨み、其の歌稿を收めて之を瘞めたり私語鈔。子あり、慶孝と曰ひけるも、亦和歌を善くしたり淸巖茶話。

卜部兼好、神祇大副兼茂が曾孫にして、吉田に居たり卜部系圖。兼好、幼にして聰悟、好みて老莊の書を讀み、文才ありて、和歌を善くし徒然草。兼て書に工なり太平記。後宇多帝に仕へて、左兵衞尉に任じ、稍親昵せられたりしに、帝崩じければ、兼好、剃髮して、修學院に入れり卜部系圖・正徹物語・吉野拾遺を參取す。後、木曾に遊び、其の山水を愛して、廬を結びて焉に居たりしに、一日、國守、衆を帥ゐて其の地に獵しければ、兼好、其の喧擾を厭ひ、和歌を賦して曰く、こゝもまたうき世なりけりよそながら、思ひしまゝの山里もがなと。乃ち鄕里に還り、歌を詠じて自ら娛みたり吉野拾遺。常に自ら謂て曰く、燈下、書を讀み、古人を尙友すれば、樂、焉に過ぎたるはなしと徒然草。當時の公卿大夫、皆其の人となりを愛し、之と遊ぶもの甚だ多かりき正徹物語・兼好歌集。兼好、嘗て高師直が爲に書を作りて鹽冶高貞が妻を挑みしに、妻、從はざりければ、師直、怒りて之と絕ちたり。論者、此を以て之を少なりとせり太平記。嘗て葬地を雙

岡に卜して、櫻樹を植ゑ、因て歌を作りて曰く、契りおく花とならびの岡のべに、あはれいくよの春をすぐさんと兼好歌集。　著す所、徒然草及び歌集あり、今、世に行はれたり徒然草・兼好歌集。　死す。子なし。其の侍童に命松麻呂といふものありて、兼好が業を傳へ、和歌を善くせしが、後、薙髪して今川貞世に依り、鎮西に居たり落書露顯○文祿清談に曰く、命松丸、薙髪して、書を著し、和歌を引きて時事を記したりと。今按ずるに、松翁といふもの、吉野拾遺を著したり。而して、清談に引ける所、全く拾遺と合へり。拾遺に曰く、余、兼好と舊好ありと。則ち松翁は、蓋し命松丸ならん。

譯文大日本史巻の二百二十一終

譯文大日本史卷の二百二十二

列傳第一百四十九

孝子

倭果安　奈良許知麻呂
美濃當耆郡樵夫
丈部路祖父麻呂　安頭麻呂　乙麻呂
丈部知積　君子尺麻呂
綱引金村
小谷五百依　建部大垣
矢田部黑麻呂
伴家主
風早富麻呂
財部繼麻呂
丸部明麻呂

秦豐永
丹生弘吉
下毛野公助
僧某
曾我祐成　時致
中原章兼　章信

孝は百行の本なり。孝に非ざれば、以て敎となすべきものなく、物則民彝、立つこと能はず、禮樂刑政、出すこと能はず、孝の道たる、大なるかな。故に、皇帝・皇太子の書を讀むに、必ず孝經を先にし、以て常典となす。朝廷の孝道を崇ぶこと、亦至れり。下、鄕黨閭巷に至るまで、純孝のものあれば、必ず其の門閭に旌表し、民に勸むるに孝を以てしたるは、舊史の書する所、班班として考ふべし。墓に廬し死に事ふるの誠ありて、而して、股を刲き肝を割くの矯なければ、民、用て敦厖に、俗、厚に歸す。後世、史職廢弛して、載籍殘缺したれば、孝弟にして信を履むものありと雖も、多くは堙沒して傳らず。側陋、上聞に由なく、士庶、以て勸をなすことなきは、豈に闕典に非ずや。間父の仇を復するものあり、奮ひて身を顧みず、能く與に共に天を戴かざるの義を存し、綱常倫理、賴りて以て墜ちず。豈に古に孝子ありて、而して、後世に其の人なからんや。晦明は、盛衰に關し、醇澆は、時

運に屬す。其の散軼を撫ひて、孝子傳を作る。

倭果安、大和添下郡の人にして、奈良許知麻呂は、添上郡の人なり。果安は、父母に孝に、兄弟に友に、凡そ人の飢病するものあれば、自ら私糧を齎し、巡視して看養したりければ、登美・箭田二郷の百姓、其の恩義に感じ、敬愛すること親の如くなりき。許知麻呂は、稟性孝順にして、人と怨むることなかりき。嘗て後母の譏に遭ひ、父の家に入ることを得ざりしかども、絶て怨むる色なく、奉養すること彌篤かりき。和銅七年、二人の孝義を旌し、終身、事勿らしめたり續日本紀。

美濃當耆郡樵夫、父に事へて至孝なりしが、家貧にして財なく、薪を鬻ぎて自ら供したり。其の父、酒を嗜みければ、樵夫、常に瓠を提げて市を過ぎ、酒を賖ひて以て進めたりしが、一日、山に採樵し、石を踐みて、誤りて仆れしに、傍に酒氣あるを覺えたれば、心に之を怪み、左右を回顧したるに、石間に水湧き、其の色、酒に似たりければ、試に之を嘗めけるに、則ち馨烈しくして甘美なりき。樵夫、大に喜び、汲みて、父に供したり。靈龜三年九月、元正帝、美濃に幸し、車駕、當耆郡に過り、醴泉を觀て以て孝感の致す所となし、泉を名けて養老瀑となし、因て養老と改元し、樵夫に官を授ければ、家、富饒に至りぬ按ずるに、續日本紀養老元年の詔文に、盛に醴泉、疾を愈す功を稱したれども、孝感の事なし。今、十訓鈔・古今著聞集に從ふ。

丈部路祖父麻呂、漆部司史從八位上石勝が子なり。養老四年、石勝、直丁秦犬麻呂と、司の漆を盜むに座し、竝に流刑に處せられしが、時に、祖父麻呂、年十二、弟安頭麻呂、年九、乙麻呂、年

七、同じく官に詣り、死を冒して伏請すらく、父石勝、諸子を養はんが爲に司漆を盜み、是に緣りて遠方に配役せられたれば、冀はくは、兄弟三人、官奴となりて、父の罪を贖はんと。詔して曰く、人は、五常を稟けたれども、仁義を斯重じ、士は、百行あれども、孝敬を先となす。今、祖父麻呂等、身を沒して奴となり、父の罪を贖ひ、骨肉を存せんと欲す、理、當に矜愍すべし。宜しく請ふ所に依りて官奴となすべしと。乃ち石勝が罪を免じ、獨犬麻呂をして配所に赴かしめしが、幾もなくして、祖父麻呂・安頭麻呂等を免じて、良に從はしめたり續日本紀。

丈部知積・君子尺麻呂、竝に相模足柄上郡の人なり。孝行彰聞したりければ、靈龜元年、其の閭里に表し、終身、事勿らしめたり續日本紀。

綱引金村綱は、一に網に作れり。備後葦田郡の人なり。年八歲にして父を喪ひ、哀毀して骨立し、尋で母の艱に丁り、追慕すること益深かりければ、景雲二年、詔して、爵二級を賜ひ、其の田租を復して、身を終へしめたり續日本紀。

小谷五百依、甲斐八代郡の人にして、建部大垣は、信濃更級郡の人なり。五百依は、孝を以て稱せられ、大垣は、人となり恭順にして、親に事へて孝ありければ、景雲二年、竝に其の田租を免じて、身を終へしめたり續日本紀。

矢田部黑麻呂、武藏入間郡の人なり。父母に事へて至孝にして、生きては色養を盡し、死しては哀

毀を極め、齋食すること十六年、終始闕けざりければ、寶龜三年、其の戸徭を免じ、以て孝行を旌したり。續日本紀。

伴家主、安房安房郡の人なり。性至孝にして、父母の歿後、口に滋味を絶ち、像を設けて供養し、之に事ふること生けるが如くなりしに、事聞えければ、承和中、敕して、三階に敍し、終身、戸田租を免じ、門閭に旌表したり。續日本後紀。

風早富麻呂、安藝賀茂郡の人なり。德行懿美にして、力を孝養に竭し、父母の歿後、滋味を食せず、哀慕して已まざりければ、天長十年、敕して、三階に敍し、戸田租を免じたり。續日本後紀。

財部繼麻呂、加賀能美郡の人なり。至性ありしが、父母、既に歿して、朝夕哀慕し、鄉里を感愴せしめければ、承和四年、敕して、三階に敍して、門閭に表し、租を免じて、身を終へしめたり。續日本後紀。

丸部明麻呂、讃岐三野郡の人にして、外從八位上巳西成が子なり。年十八にして、入りて京師に仕へしが、勞を積みて、本郡の大領に任ぜられしを、其の父に讓りて、自ら子たるの職を守らんことを請ひ、孝養備に盡せり。父母、既に老いしに、其の家、明麻呂と相距ること十里なるに、明麻呂、定省して懈らず、朝夕、往還したり。國司、上言して、式に准じ貢擧を崇らしめんと請ひければ、嘉祥元年、敕して、三階に敍し、戸田租を免じて、身を終へしめたり。續日本後紀。

秦豐永、美作久米郡の人なり。天資恭順にして、父母に孝事せしが、父母逝きて、常に墳墓を守れ

りしに、事聞えければ、貞觀七年、三階に敍位し、課役を蠲きて、門閭に表したり三代實錄。

丹生弘吉、若狹遠敷郡の人なり。幼にして父を喪ひ、獨母と居たるに、力田して、奉養し、愉色婉容もて、温凊して懈らず、毎朝、父の墓に詣で、擗踊哀痛したりしが、其の種うる所は、水旱風蝗に遭ふと雖も、未だ嘗て害を被らざりければ、郷里、以て孝感の致す所となせり。事聞えて、貞觀十二年、敕して、位二階に敍したり三代實錄。

下毛野公助公助が姓は、今昔物語に據る。父武則は、攝政兼家が隨身なり。嘗て父に從ひて、右近馬場に賭射して勝たざりけるを、武則、怒りて之を撻ちしに、公助、伏して之を受けゝれば、人曰く、何ぞ逃げざると。公助曰く、父、老いて足弱きに、我を追ひて疾く走りなば、則ち顚躓を致さんことを懼る、若し損傷あらば、是、吾が罪を重ぬるなりと。是を以て、受けて逃げざりきと。聞くもの、感歎したり古今著聞集・古事談。

僧某、名字を詳にせず。母に事へて至孝にして、而も、家甚だ貧窶なり。其の母、生魚を嗜み、無ければ則ち、箸を下すこと能はざれば、僧、常に買ひて之れを羞めたりしが、時に、白河上皇、屠殺を嚴禁して、魚を得ること能はざれば、母、頗る食を絶ち、疲憊して幾ど死なんとするを、僧、悲惋に堪へず、自ら桂河に往きて、二小魚を捕へ得たるに、巡吏、之を執へ、魚を倂せて官に送りければ、法司、鞫問するに、僧、涙を拭ひて曰く、法の禁ずる所、誰か遵守せざらんや。況や、身、釋門に在りて戒律を破る、罪、逃るべからず。但我が母、老いて且つ病み、肉に非ざれば食はず。今、此の魚を

放つと雖も、復生くべからず、幸に母の所に饋り、一たび箸を下せるを聞きなば、則ち刑に就くと雖も、憾むる所に非ざるなりと。辭氣懇切なりければ、吏卒、感泣せり。上皇、之を聞きて、金帛を賜ひ、赦して還らしめたり古今著聞集・十訓鈔。

曾我祐成、小字は一萬、弟時致、小字は筥王、伊東祐親が孫なり。父河津祐泰は〇尊卑分脈に、祐泰を、祐道に作れり。今、東鑑に從ふ。從祖父工藤祐經が爲に殺されたり。時に、一萬、年五歲、筥王、三歲なり曾我物語・東鑑。其の母、屍を抱きて哀哭し、兩孤を撫して曰く、汝等、成長して、能く父の讎を報いんかと。一萬、泣きて曰く、兒等、成長せば、必ず讎の頭を斬らんと。母、再び曾我祐信に醮するに及びて、兄弟、遂に祐信が爲に鞠はれたり。年稍長じて、嬉戲するに、常に擊刺を以て事となせり。一萬、弓を挽き屛障を射けるに、筥王曰く、父の讎を復するに、何ぞ弓を用ひんやと、自ら木刀を執りて之を斫る。一萬、嘗て仰ぎて蜚雁を見、歔欷して曰く、禽鳥すら猶父母あるに、我をして孤たらしめたるものは誰ぞと。筥王曰く、讎の首、豈に鐵石より堅からんやと。一萬、遽に其の口を掩ひて曰く、妄言すること勿れと。因て、相對して號泣せり。思を焦し心を勞し、復讎の念、未だ嘗て一日も懈らざりしに、會、源賴朝、平氏を滅して、天下の兵馬を管轄せしかば、祐經、之に事へて親信せられ、賴朝が嘗て祐親を怨むることありしを以て、間に乘じて、勸めて祐泰が遺孤を殺さしめんとす。賴朝、卽ち梶原景季をして、曾我に往きて祐信を諭し、二兒を幕府に致さしめしに、母子、泣きて別れければ、景季、心に之を憐み、

頼朝を見て其の狀を白し、之を宥さんことを請ふ。頼朝曰く、祐親、我が兒を殺し、我が妻を奪ひたれば、今已に死せりとも、吾、志を其の孫子に逞しくせんと欲す、如何ぞ之を宥さんやと。畠山重忠・和田義盛等、營救すること甚だ至りければ、二兒、因て放たれ歸ることを獲たり。母、其の死を免れたることを喜びしが、而も、切に之を戒めて、深く自ら晦匿せしめたり。一萬、年十三にして、名を祐成と更め、繼父の氏を冒して、曾我十郞と稱し、乃ち筥王を遣はして、箱根山の僧行實が弟子となせり。筥王、復讎の志、日に切なりしに、適祐經、頼朝に從ひて箱根に詣りければ、筥王、其の面を識らんと欲し、山僧に從ひて、將士の姓名を歷問せしが、祐經に及びて、覺えず色動き、乃ち小刀を袖にし、密に之を刺さんことを圖る。祐經、其の手を執りて曰く、子は、筥王に非ずや。容貌、迺父に肖たり。我と子とは至親なり。今日相遇ふ、且は喜び且は悲む。宜しく速に祝髮して、專ら佛乘に歸すべしと。因て、一裝刀を出し、之に授けて曰く、一時相見の情を表すのみと。筥王、間を得て之を刺さんと欲したれども、衆人、環座したるに、又力の敵せざらんことを恐れて、終に果さゞりき。筥王、年十七、行實、命じて緇を被戒を受けしめんとす。筥王、之を憂へて、竊に曾我に還り、祐成に謂て曰く、弟、今日、僧とならば、仇讎を如何にせん。願はくは、早く束髮し、以て師の命を避けんと。祐成、之を然りとし、相與に北條時政に造り、衷曲を訴へしに、時政、其の志を壯なりとし、卽ち爲に禮を備へて、烏帽を加へ、名を時致と命じ、曾我五郞と稱せしむ。母、時致を見て、大に駭きて曰く、吾、汝

母をして僧とならしめしに、何ぞ遽に此の如くなれる。汝、我を母とせずば、吾、何ぞ汝を子とせん。母子の恩絶えぬ、復來りて見ること勿れと。時致、嗚咽して退けり。是より、兄弟、大磯・黄瀨川・三浦に歷遊して、屢祐經を覘ひしが、祐經、出づるごとに、卒を從へ自ら衞りたれば、兄弟、時に或は望み見たれども、手を下すこと能はざりき。建久四年、賴朝、富士野に獵するに、祐經、焉に從へり。祐成・時致、大に喜びて曰く、天なりと。因て、計を定めて、富士野に往かんとす。時致、祐成に謂て曰く、弟、罪を所侍に獲て、面訣すること能はずんば、死すとも而も瞑せじと。祐成、母を見て別を告げ、因て、時致を召し見んことを請ふに、母、之を峻拒すれども、祐成、叩頭涕泣して、具に時致が憂苦の狀を告げゝれば、母、意解けて、召して之を見たり。兄弟、衣を賜らんと請ひしに、母、著たる所のものを解きて之を授け、戒めて曰く、狩獵の場、士庶、麕集せん、愼みて忿爭を致すこと勿れと。兄弟、遲遲として去るに忍びず、泫然として泣下り、退きて復進み、回顧すること數四、母、頗る之を怪めり。兄弟、箱根に至りて、行實を見たるに、行實、其の志を察し、社中藏めたる所の二寶刀を取りて、之に授けたり。遂に富士野に往き、百方祐經を狙へども、間を得ざりしが、既にして、賴朝が府に還ること日あるを聞き、兄弟、之を憂へて曰く、時、再び得難し、機、失ふべからず、今夜、急に神野營に入り、以て祐經を殺さんと、乃ち陽に夜を警むるものゝ爲して、列營の前を過ぎて、祐經が臥所に入りしに、祐經、已に別室に移りたりければ、兄弟、彷徨して爲さん所を知らざりしに、會

畠山重忠が家士本多親經至りしが、素より兄弟をして其の志を遂げしめんと欲したりければ、祐經が在る所を指畫して去りぬ曾我物語。是の夜、祐經、倡妓を召して、吉備津祠官王藤內と宴飮し、大に醉ひて酣寢したり。兄弟、炬を擧げて相視て曰く、醉臥せる人を殺すは、猶死人を斬るが如しと。因て、席を蹈み、大呼して曰く、祐成・時致、父の爲に讎を報ゆと。祐經、驚き覺めて、將に刀を執りて起きんとするを、兄弟、刀を揮ひて交下し、遂に之を寸斬し、幷て王藤內を殺しければ、倡妓、驚き呼びて曰く、曾我兄弟、父の讎を殺せりと。時に、五月二十八日、雷雨して暗黑なれば、營中騷擾し、平子野右馬允・愛甲三郎等、倉皇として出で丶鬪ひけるに、兄弟、十許人を殺傷し、力極りて疲れければ、祐成、仁田忠常と鋒を接へて、遂に殺されたり。時に年二十二。時致、祐成が死せるを見て、徑に前み、將軍の營に突入せんとするを、小舍人五郎丸、婦人の服を被て、時致が過ぐるを俟ち、後より抱持して、衆と共に之を禽にせり東鑑・曾我物語を參取す。賴朝、乃ち和田義盛・梶原景時を遣はして、祐經が尸を檢せしめたり。翌日、賴朝、幕中に座し、諸將、環列して、時致を召し見、狩野宗茂・新開實光をして、祐經を殺せる所以を詰問せしむるに、時致、目を嗔し、二人を叱りて曰く、祖父入道の歿後、子孫沈淪して、昵近することを得ずと雖も、何ぞ汝が輩に就きて狀を對へんや、願はくは、面一言して死せんと。賴朝、其の言を壯なりとし、親しく之を問ひけるに、時致曰く、祐成・時致、髫齔より今に至るまで、復讎の念、須臾も忘るゝことなかりしに、今日、志願畢りぬ。幕府を犯したるは、一た

び謁を賜りて、而して自殺せんと欲せしなり。夫祐經は、我が讎にして、而も、君の寵臣なり。寂心入道は、君の讎にして、而も、我が祖父なり。君は、吾が仇を寵して、而も、吾が祖を讎とせらるれば、能く憾むることなからんやと。意氣、益〻猛厲に、聽くもの、竦動せり。頼朝、其の膽氣を愛して、死を宥さんと欲したれども、祐經が子犬房丸、哀訴して殺さんことを請ひければ、乃ち之を斬れり。時に年二十。頼朝、祐成・時致が其の母に遺りたる書を得て、涙を彈ひて之を讀み、命じて之を書庫に藏めしめたり東鑑。時に、祐信、獵場に在りしを、頼朝、召して慰諭し、鄕に還りて二子の冥福を修せしめ、曾我莊の租を除きしが東鑑・曾我物語。後人、爲に祠を富士野に立てたり曾我社縁起。祐泰が少子律師、僧となりたりしが、犬房、又之を殺さんと請ひければ、頼朝、召し見んとせしに、至れば則ち自殺したり東鑑○曾我物語に曰く、頼朝、命じて之れを斬ると。祐成、妾ありしが、名は虎、大磯の倡なり東鑑。祐成、屢〻大磯に遊び、虎を見て之を悅びたりしが、虎、亦相愛したりければ、諸豪、競て慇懃を通ぜんと欲すれども、皆顧みざりき。會和田義盛、來りて其の家に飮み、虎を召して酒を佐けしめんとすれども、出でざりければ、義盛、怒りて之を罪せんと欲せしに、其の母、懼れて之を促しゝに、虎、肯かずして曰く、曾我は、寒士なり、和田は、豪貴なり。妾、豈に貧富を以て其の心を易ふるに忍びんやと。時に、祐成、虎が許に在りければ、義盛、祐成に、虎と同じく出でゝ飮まんことを請ひしに、酒行るに及べども、終に義盛と相酬酢せず、盃を引き、飮みて祐成に屬したり曾我物語。祐成が讎を報いて鬭死するに及び、頼朝、

虎を召して狀を問ひしが、既にして、免されて歸り、哀慕悲泣して、箱根山に登り、僧行實に請ひて、祐成が冥福を修し、諷誦文を作りて之を悼み、祐成が騎りたる所の馬を以て嚫となし、遂に尼となりて、信濃の善光寺に如けり。時に、年十九。東鑑。後、大磯に歸りて、高麗寺に住したりと云ふ。曾我物語。

中原章兼・章信、父を章房と曰ひ、後宇多・後伏見・後二條・花園の四帝に歷仕して、大判事となりしが、後醍醐帝、章房が法律に諳練したるを以て、引きて庶務に參せしめしに、甚だ寵待せられたり。帝の將に北條高時を討たんとするや、事泄れて、謀に預れる諸臣、盡く遷殺に遭ひければ、帝、益怒りて、將に兵を擧げんとし、密に章房を召して之を謀りしに、章房、諫めて曰く、前日の事、人心洶洶とし、武臣は、益倔彊にして、朝廷は、微力なり。恐らくは、之に克つこと能はざらん。廟算一たび跌かば、事、將に測るべからざるものあらんとす。願はくは、之を熟慮し給へと。帝、語の泄れんことを恐れて、陰に平成輔に命じて之を圖らしめたり。時に、瀨尾兵衞太郎及び弟卿房といふものあり、雲居寺の傍に居て、倶に俠を以て聞えたりければ、成輔、之に啗すに貨を以てし、章房を刺さんことを囑せしに、二人、諾したり。會章房、清水寺に詣でければ、兵衞太郎、裝ひて行旅の爲して、其の西門を出でゝ遙に男山を拜して俯伏するを伺ひ、乃ち刀を拔き、脰を斷ちて、磴を下りて走るに、迅きこと、飛ぶが如くなりければ、從者、章房が刀を取りて之を追ひたれども、及ばざりき。章兼・章信、之を聞き、奔りて父の死處に至り、尸を舁きて還り、日夜、復讎を謀りたれども、誰の所

爲なることを知らざりしに、多方蹤跡して、始て兵衞太郎が所爲なるを知りぬるに、會章兼、疾みければ、章信、乃ち甲を衷て、小車に駕り、官奴・私僮四十餘人を率ゐて、咸甲はしめ、黎明、兵衞太郎が宅を圍み、發掘搜索すれども、獲る所なければ、章信、悵然として將に還らんとせしに、從者、適屋を仰ぎ、衣裾の微に露れたるを見て、眉尖刀を以て、承塵を抉りければ、兵衞太郎、免れざるを知り、刀を拔きて將に下らんとするを、從者、既に其の股を斫りて墜しゝかば、兵衞太郎、起つこと能はざれども、尙能く左右に刀を盤へば、從者、後より刺して之を殺したり。章信、遂に其の屋を毀ち、其の弟卿房を縛し、其の首を車前に置きて還りければ、道路觀るもの、皆快と稱したり島津家本・今川家本太平記○按ずるに、東寺修業日記に、章信なく、復讎を以て章兼が事となせり。

譯文大日本史卷の二百二十二終

譯文大日本史卷の二百二十三

列傳第一百五十

義烈

調吉士伊企儺
杵淵重光
藤原忠光
文三家安
源仲賴
越後能景
大河兼任
平康盛
闕信兼　平田家繼
左中太常澄
村上義光　子義隆

孔子曰く、志士は、溝壑に在ることを忘れず、勇士は、其の元を喪ふことを忘れずと。夫人の位に居り、人の祿を食むに、國家、難あれば則ち、軀を捐て節に殉ふは、固より其の所なり。死すること、其の所を得んことは、則ち欲する所、生より甚しきことあり。故に、忠臣義士は、生を舍てゝ義を取り、身を殺して仁を成すものあり。其の精英忠烈の氣、宇宙の間に磅礴し、坤軸を斡し、乾樞を撼し、萬世に亘りて泯ぶべからざるは、皆以て其の志を持することあればなり。國朝は、風氣剛勁にして、敦く廉恥を尙べば、武夫悍將、幢を立て、以て寇を怒り、難に臨みて苟も免れず、死を視ること歸るが如きは、世、人に乏しからず。其の慷慨壯烈、一に天性より出でゝ、而して、之を講ずること素あり、之に處すること道あるに非ずして、皆造次顚沛の際、決然として之を行ひて疑はざるなり。儻し能く之をして、聖賢の道を講習し、暇日、其の孝悌忠信を脩め、大節に仗りて、仁義を蹈ましめば、則ち其の美を成就して、史冊を光耀せんこと、豈に是の如きに止らんや。越後能景・大河兼任が如き、犬、其の主に非ざるを吠えたること、訓となすべからずと雖も、疾風勁草、事ふる所に忠なるは、則ち取るべきことあり。夫の壬申の忠臣、承久の羣臣、元弘・建武の忠烈の若きは、各其の事を以て本傳に著し、下、北條高時が將士まで、勇を賈ひ義を蹈み、而して、其の主に負かざりしものゝ如きに至りては、亦各類を以て相從へり。義烈傳を作る。

調吉士伊企儺、難波の人。（日本紀。難波の人は、本書の大葉子が歌に和する詞、及び姓氏錄に、攝津に調日佐あるに據る。）應神の朝に、努理使主といふものあ

りて、百濟より歸化せしが、努理が曾孫彌和、顯宗の朝に、姓調首を賜りぬ。姓氏錄。伊企儺は、蓋し其の後ならん。號して調吉士と曰ひ、人となり勇烈なり。欽明帝の時、紀男麻呂臣に副として新羅の罪を問ひ、軍破れて執へられしが、伊企儺、屈せざれば、新羅、刀を拔きて之に逼り、其の褌を脫ぎ、其の臀を露して、日本に向け、呼ばしめて曰く、日本の將、我が臗脽を啗へと。伊企儺、大に呼びて曰く、新羅王、我が臗脽を啗へと。新羅王、大に怒りて、益〻侵辱を加ふるに、伊企儺、辭色變ぜず、遂に害に遇ひしが、其の子舅子、父の屍を抱きて死せり。其の妻大葉子、虜中に在り、悲痛して歌を作りて曰く、韓國のきのへに立ちておほばこは、領巾ふらすも日本へむきてと。聞くもの、皆焉を憐みたり。後、大伴部博麻といふものは、筑紫上陽咩郡の軍丁なり。齊明帝の七年、百濟を救ふの役に、唐兵の爲に虜囚せられしが、天智帝の甲子歲、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元寶兒等四人と、唐人の謀る所を奏せんと欲したれども、衣食なきを以て、達すること能はざるを患へ、博麻、土師連富杼に謂て曰く、我、汝と共に本朝に歸らんと欲すれども、衣糧なきに緣りて去ること能はず、願はくは、我が身を賣りて以て衣食に充てんと。富杼等、博麻が計を用ひて、遂に還りて奏することを得たり。博麻、獨唐に留ること幾ど三十年、持統帝の四年、新羅使大奈末金高訓等に從ひて、還りて筑紫に至りければ、詔を下して、其の天朝を尊び、國家を憂へ、身を賣りて忠を輸しゝを嘉し、位務大肆を授け、絁五匹・綿十屯・布三十端・稻一千束・水田四町を賜ひ、三族の課役を免じ、以て其の功を顯したり。日本紀。

義烈

杵淵重光、信濃の人なり、小源太と稱し、膽力逸羣にして、富部家俊に事へたり。養和元年、城長茂が、源義仲を撃つとき、家俊、之に隷し、横田河原に戰ひて、西七郎廣助が爲に斬られたりしが、廣助、其の首を馬鞍に繫ぎて去れり。是より先、重光、讒を以て黜けられて、軍に從ふことを得ざりしかば、慨然として以爲らく、我、廢斥せられたりと雖も、宜しく晏然として寧處すべからずと。徑に戰所に至りて、其の存沒を覘ひたれども、而も、家俊が幟を見ざりければ、疑沮彷徨し、諸を儕輩に訊ねて、始て其の戰死を知りぬ。乃ち馳せて陣中に入り、廣助を望み見て、呼びて曰く、子は、西七郎に非ずや、我は、是富部殿の從兵杵淵重光なり。嚮に使を奉じて外に在りしに、忽ち難に及べり。願はくは、一たび主君の首を見て以て使命を畢へんと、鞭を揚げて進む。廣助、其の當るべからざるを知り、馬に策ちて走りければ、重光、聲を勵して曰く、走るとも、則ち能く免るゝを得んや。汝は、我が主の讎なり、我、竟に汝を貰さじと、急追して之に及び、搏ちて馬より墮して、輒ち其の首を斬り、家俊が首の側に置き、涙を揮ひて曰く、臣、無罪を以て譴斥せられて家居せしが、自ら揣るに、陣に臨みて功を立てなば、則ち庶はくは愚衷を披瀝するに足らんと。至れば則ち、主君、既に命を殞されたりければ、復奈何ともすべからず。今、讎敵を殺戮することを得て、以て冥魂を慰むと、言ひ訖りて馬に上り、左手に二首を提げ、右手に刀を揮ひ、大に呼びて曰く、富部殿・西七郎が爲に命を殞されしが、杵淵重光、立に其の讎を報いたり。汝等、來りて與に較ぶべしと。敵兵三十七騎、

鋒午して爭ひ進みければ、重光、直に衝突し、縱横奮戰して、十餘人を殺しゝに、身も數創を被りて、復戰ふこと能はざれば、廣助が首を擲ち、家俊が首を持ちて、馬上、刀を銜みて死せしかば、擧軍、歎惜せり。源平盛衰記・長門本平家物語。

藤原忠光、忠淸が第二子なり。上總五郎兵衛尉と稱して、平宗盛に事へたり。平重衡等に從ひて、源行家と、洲股川・室山等の處に戰ひしが平家物語・源平盛衰記。宗盛が滅ぶるに及び、忠光、潛に脫走して、久しく人間に匿れたり平家物語。建久三年、賴朝が、永福寺を鎌倉に剏むるとき、忠光、左目に魚鱗を嵌め、陽に眇者の爲して、匕首を挾みて、役徒中に厠り、土石を搬運し、賴朝を刺さんことを謀りしに、賴朝、適作處に至り、之を見て、其の形貌を怪み、左右に命じて執縛せしめ、懷を探れば、匕首見れたり。因て、其の狀を詰りしに、忠光曰く、上總五郎兵衛尉なるが、舊主の讎を報いんと欲したるのみと。乃ち之を和田義盛が家に囚へて、黨與を鞠問せしに、忠光曰く、同謀は、唯平盛嗣あるのみなりしが、聞く、前に丹波に匿れたりと、今、何に往きたるを知らずと。執へられし日より、水穀を斷つこと月餘、復言ふ所なかりしが、賴朝、命じて之を斬らしめ、首を六浦に梟したり東鑑。

佐那田文三家安○按ずるに、文三を、東鑑に、豐三に作れり。未だ孰か是なるを知らず。豐は則ち豐原、文は則ち文室、蓋し皆省に從へり。三は則ち其の輩行なり。今、其の本姓、詳に考ふべからざれば、姑く舊文に從ふ。義忠が兵なり。石橋山の戰に、義忠、先鋒の命を受けしが、退きて家安を召して曰く、將軍、我を衆より選ばれ、特に面命を受けたり。武夫の榮とする所、焉より大なるはなければ、我、當に之に死す

べし。汝、歸りて母妻に報ぜよと、遺言すること丁寧にして、託するに三兒を以てしたるに、家安、辭して曰く、君、年壯に齒富みたるに、而も、且つ將軍の爲に死せんと欲せらる。家安、六十の年、君に從ひて死すとも、豈に惜むに足らんや。臣、若し死せずんば、則ち、人、將に、義忠が死、一人の義に殉ずるものなく、恩眷、家安が如きすら、猶且つ義を舍て生を取れりと言はんは、恥づべきことの甚しきなり、臣、決して命を奉ぜずと、遂に去らず。義忠、敵に陷りしが、家安、其の生死を審にせず、衝突出入して、之を索めて已まざるに、稻毛重成、呼びて曰く、汝が主、戰死せり、汝、誰が爲に戰はんと欲するか、徒死すとも、益なからん、速に走るべし、我、汝に迫らじと。家安、怒りて曰く、勇士、陣に臨みては、唯進死を知りて未だ退生を聞かず。如し主の死を見て、遽に之を逃れなば、則ち、將、焉ぞ臣屬を用ひん。吾が主、既に死せり、是我が命を舍つるの秋なりと、勇を奮ひて搏鬪し、手づから八人を斬りて死せしかば、衆、皆之を惜めり（源平盛衰記）。

源仲賴、信濃二郎と稱す（諸本平家物語に、仲賴を、賴直或は賴綱に作れり。今、見行本に從ふ。）敦實親王の裔にして、信濃守仲重が子なり。藏人源仲兼に事へたりしが、壽永中、源義仲が法住寺殿を攻めたるとき、仲兼等、之を防ぎ、戰敗れて走れり。仲兼が從士に加賀房といふものありけるが、其の馬、驕悍にして、控制すること能はざるを以て、仲兼が馬に易へて之に騎り、河原坂に至る比ひ、遂に敵兵の爲に殺されければ、仲兼、僅に脫るゝことを得たり。既にして、仲賴も、敵の爲に遮られて、從ひ行くことを得ざりしに、適

一馬の血に衊れて道側に悲鳴するを見れば、乃ち仲兼が乘れる所なり。仲頼、以爲らく、仲兼、既に戰死したりと。悲泣慷慨し、執鞚を呼びて、問ひて曰く、馬、何處より來れると。曰く、河原坂よりと。仲頼曰く、彼は則ち主人の讎なり、我、彼と戰死せんと、轡を回して大に呼びて曰く、主君、既に戰死せられたり。吾、何の用ありてか生くることをせんと、射て三人を斃し、二人を斫り殺し、又一人を搏ち、刃を交へて而して死せり源平盛衰記・諸本平家物語。

越後能景、中太と稱し○或は曰く、能景、姓は中原と。源義仲が家士なり。養和帝、西海に遜れて、義仲、京師に入りて亂をなしければ、源頼朝、兵を發して之を討つ。初め、義仲、強て攝政基房が女に通じたりしが、軍敗るゝに及びて、其の閤内に入り、別を敍して、眷戀して已まざりければ、能景曰く、敵、已に迫りぬ。何ぞ一女子に眷眷たらんや。吾、將軍の恥辱を被らるゝを見るに忍びざるなりと、自ら腹を潰して死せしが、津波田三郎も、亦諫めて死せり。義仲曰く、是、吾が過なりと、遽に兵を麾きて出でたり源平盛衰記。

大河兼任、次郎と稱し、陸奥押領使藤原泰衡が將なり。泰衡が滅後、餘衆を收合して、聲勢稍張りければ、僞りて源義經と稱し、出羽の海邊莊を略し、或は源義仲が子朝日冠者と稱して、地を山北郡に狥へ、衆七千餘を有し、河北より秋田を歷て大闕山を踰え、多賀國府を過ぎ、志加渡を濟るに比び、俄に氷释けて、溺死するもの五千餘人。初め、泰衡が敗るゝや、其の將由利中八維平、虜に就き

しを、頼朝、釋して親兵となしけるが、兼任、書を致して曰く、古今、六親の仇を報ゆるは之あり、未だ主の讎を復せしものあるを聞かず。今、我、始て此の擧をなし、將に以て君臣の大義を申べんとするなりと。時に、維平及び橘次公成、小鹿島を守りたりしが、兼任、進みて之を攻めしに、公成は、城を棄てゝ走り、維平は、戰死せり。乃ち千福・山本より、轉じて津輕に抵り、宇佐美實政等を斬り、衆、稍一萬に至りぬ。頼朝、上總介足利義兼・千葉新介平常胤を遣はし、兵を將ゐて之を擊たしめしに、栗原・一迫に戰ひしが、兼任、敗走し、散卒五百餘を收めて、衣川を阻てゝ陣す。諸將、前みて戰ひ、又之を破る。兼任、退き走りて、外濱・糠部の間に至り、山に依りて自ら固めたりしに、義兼、之に薄れり。兼任、連に敗れて、身を挺でゝ、栗原寺に走りしが、村人、其の被服の華鮮なるを怪み、圍みて之を搭殺したり。東鑑。

平康盛、右衞門尉源有綱が士なり。有綱は、源義經が女婿なり。義經が敗るゝに及びて、頼朝、北條時定を遣はし、有綱を殺さしめけるに、建久二年、康盛、潛に鎌倉に抵り、其の讐を復せんことを圖る。梶原景時、之に由比濱に遇ひ、其の狀の異しきを診て之を執へしに、康盛、自ら叛黨と稱し、其の姓名を問はるれども、答へずして曰く、我、幕下に面して之を白さんと欲すと。頼朝、之を府庭に引き、簾を隔てゝ實を問ふ。乃ち曰く、我は、故伊豆右衞門尉が家人前右兵衞尉平康盛なり。北條平六を圖らんと欲せしに、而も、志を擧ふること能はず、以て此に至りぬと。頼朝、乃

ち和田義盛に命じて、之を腰越に斬らしめ、其の首を梟したり。東鑑。

關信兼、平貞盛六世の孫にして、平田家繼は、平家貞が長子なり。○源平盛衰記及び長門本平家物語に、家繼を貞繼に作り、而して、盛衰記には、家繼を筑後守貞能が弟となし、平家物語には、貞能が伯父となせり。今、系圖及び玉海・山槐記・百錬鈔・長門本平家物語の諸書に據り、定て貞能が兄となす。信兼、檢非違使を歴て、河內・和泉・出羽等の守に任じ、正五位下に敍せらる。平氏系圖。養和元年春、熊野の僧徒、源賴朝が起りたるを聞き、亦兵を擧げて志摩に入り、伊豆江四郎名闕けたり。を走らせ、轉じて伊勢に入り、沿海を劫掠するに、平氏の置ける所の吏士、風を望みて潰走せしかば、僧徒、勝に乘じて、二見の民屋を焚き、固瀨川に至る。信兼、廼ち姪伊藤次等名闕けたり。を率ゐて之を拒ぎ、舟江に逢ひしに、信兼、射て其の黨魁戒光といふものを殪しければ、僧徒、竟に逃れ去りぬ。東鑑。家繼は、太郎と稱し、伊賀山田郡に居り、祝髮して平田入道と號せしが源平盛衰記○平家物語に、平太入道に作れり。治承四年、手島冠者を近江に擊ちて、十六人を斬り、二人を虜にせり。玉海。壽永三年秋、家繼、平氏の西海に走りしを聞き、寧處する所なく、慨然として奕世の恩に報いんと欲し、廼ち信兼と、同志を糾合し、平田城に據りて兵を擧げ源平盛衰記。信兼は、東鑑に據る。伊賀守護大內惟義を襲ひて之を破れり。東鑑。既にして、佐佐木秀義、來り擊ちて、大原莊に軍せしが、家繼等、之を聞きて、戰守の策を議するに、壬生野新源次能盛曰く、伊賀は、陋小なり、敵、若し大軍もて縱に掠めなば、則ち、上下、必ず之に苦まん。若かず、先近江に入り、鈴鹿山に據りて戰はんにはと。衆、之に從ふ。家繼、廼ち能盛等と、兵三百餘を率ゐて甲賀郡に入り、秀義と田堵野に戰ひ

しが、能盛、射て秀義を殺し、能盛も、亦矢に中りて死せり源平盛衰記。尋で惟義が爲に敗られ、家繼、之に死し、富田進士家助・前兵衛尉家能姓闕けたり。平家清等、死するもの九十餘人、信兼及び藤原忠清等、山中に逃匿せり東鑑。其の起滅、日淺かりしを以て、世、呼びて三日平氏と曰へり源平盛衰記・平家物語。信兼、又兵を集めて、伊勢の瀧野に據りしに、源義經、兵を遣はして來り攻めしむれば、信兼、衆をして甲を脱ぎて注射せしめ、敵を殺すこと殊に多かりしが、既にして、矢盡きぬれば、信兼、自ら其の城を火き、腹を剖きて死せり源平盛衰記。信兼、四子あり、兼衡・信衡・兼時・兼隆。兼衡は、左衛門尉・帶刀長となりしが平氏系圖。信兼が再び兵を擧ぐるに及びて、信衡・兼時と、匿れて京師に在りしに、共に義經が爲に誘殺せられたり東鑑・山槐記。兼隆は、檢非違使となり、和泉判官と號せしが、事に坐し伊豆に流されて、山木に居りしに、之を久しくして、目代となり、清盛と同族なるを以て、勢を怙みて豪横なりければ、源頼朝が爲に襲殺せられたり東鑑。平家物語を參取す。後、平基度あり、伊勢の人にして、進士三郎と稱し○本書に云く、基度は、中宮長司度光が子なりと。蓋し家助、富田進士と稱したり。而して、基度、進士三郎と稱して富田に據りたれば、則ち疑ふらくは、卽ち家助が族ならん。然れども、今、考ふる所なし。平盛時は、伊賀の人にして、三浦氏を稱したりしが、元久元年、倶に兵を起して、守護首藤經俊を襲ひ、之を走らせ、伊賀・伊勢の郡邑を徇へて、基度は、朝明郡富田岡に據り、貞重等は、安濃・多藝に據りたりしに、平賀朝雅と戰ひて敗れ、基度は、弟盛光等と同じく之に死し、盛時は、壘を伊賀の六箇山に築き、子姪を率ゐて之に據り、拒き戰ふこと數日、朝雅が爲に敗られたり。若菜五郎、兵を分

ちて、伊勢の日永・若松・南村・高角・關・小野等の所に據りたりしが、兵敗れて死せり。建保中、掃部權助正重あり、亦伊勢平氏の遺孽なりしが、白河に潛居して兵を擧げんことを謀りしに、後藤基清、京師より來り襲ひしを、正重、逆へ戰ひて、殺傷する所多かりけれども、遂に之に死したり東鑑。

左中太常澄、長狹六郎常伴が兵士なり。源頼朝が兵を起すに及び、常伴、平氏の爲に頼朝を襲はんことを謀りしに、族を擧りて、反て頼朝が爲に滅されたり。明年、頼朝、鶴岡に詣でしに、一男子ありて、長七尺餘、騶從中に厠り、頼朝に迫り近きければ、下河邊行平、進みて之を拘へたるに、簡を髻に繫け、書して曰く、安房國長狹六郎が郎黨左中太常澄と。行平、之を詰問するに、曰く、復讐の念、寤寐も已まず、以て此に至りぬ。事、若し成らずんば、骸を草野に暴さんに、恐らくは、人、其の誰たることを知らざらん。是を以て、姓名を記せるのみ、唯、速に死するを以て幸となすと。頼朝、梶原景時をして之を殺さしめんとせしが、時に、景時、鶴岡の土木を監して、刑事に預るべからざりければ、頼朝、遽に天野光家をして之に代らしめしに、常澄、頼朝を嘲りて曰く、事何ぞ前定せずして、急遽此に至れると。遂に稻瀨川に斬られたり東鑑。

村上義光本書に、義日に作れり。今、太平記に從ふ。彥四郎と稱し、信濃の人にして、陸奥守源頼清が後、彌四郎信泰が子なり尊卑分脈。左馬權頭となれり。子義隆は○分脈に、朝日に作れり。彥五郎と稱し、兵衛佐・藏人となれり尊卑分脈・太平記。元弘の亂に、父子、赤松則祐・平賀三郎名闕けたり。等と、護良親王に從ひて、十津河に逃れしに、熊野別當定

遍、之を索むること急なりければ、護良、去りて吉野山に如かんとするに、土人芋瀬莊司（名闕けたり。）兵を以て路に要したり。護良、計出づる所なく、從者を遣はして、説くに投託の意を以てせしめしに、莊司、對へて曰く、定遍、官軍の黨與を窮求し、名を錄して以て鎌倉に報じたれば、臣、今大王を納れんと欲すとも、能はざるなり。然れども、前行を遏めんも、亦敢てせざる所、請ふ、錦旗若しくは近臣一兩人を留め給はゞ、以て辭となすことを得んと。護良、默然として未だ應ぜざりけるに、則祐、進みて曰く、危きを見て命を授くるは、是士の職なり。臣、請ふ、留りて死せんと。平賀三郎曰く、從行の士は、皆大王の股肱なれば、失ふべからざるなり。宜しく旗を以て授けらるべしと。護良、之に從ひて過ぐることを得たり。義光、適後れたりけるが、莊司が、衆を擁し錦旗を荷ひて還るに遇ひければ、義光、直に前みて旗を奪ひしに、莊司、錯愕して顧みずして去りぬ。護良、喜びて曰く、吾、此の三人を得たり、天下を平げんに於て何かあらんと、吉野に至り、城を築きて之を守りたりしを、敵、大兵を以て來り攻めければ、外城、已に陷りぬ。護良、親ら戰ふこと數合、退きて左右と酒を酌みて慨歌したりけるに、義光、鎧に矢を被ること蝟毛の如く、來り跪きて曰く、臣、中城に拒ぐこと數時、適歌聲を聞き、來りて敢て相會せり。賊勢、強きこと甚しく、城支ふべからず。臣、請ふ、大王の鎧裝を賜り、詭りて大王の爲して死せん。大王、間に乘じて遁れ去り給へと。護良曰く、死なば則ち同じく死なん、何ぞ相棄つるに忍びんやと。義光、聲を勵して曰く、大事を圖る者、惡ぞ此の言をな

し給ふと、起ちて自ら護良の鎧を解かんとすれば、護良、顧みて曰く、卿が忠は、生を易ふとも忘れじ、我、儻し免るゝことを得ば、厚く爲に福を修せん、免れずば、追ひて地下に從はんと、遂に行りぬ。義光、乃ち鎧を被て、譙樓に登りしに、義隆、來りて偕に死せんと欲す。義光曰く、亟に去りて王の爲に後を拒げ。徒に死すること勿れと。義隆、泣きて訣れぬ。義光、遥に護良の去りたること遠きを望み、大に敵軍に呼びて曰く、今上の第三子護良、引決せんとす、汝等、行〻天誅を受けん。我が自刃するを見て、以て法となせと。乃ち腹を劃き腸を抽き、壁に擲ちて斃れたるに、賊、四集し、其の首を斬りて解き去れり。既にして、吉野執行岩菊丸、兵數百を將ゐて、護良に追及せんとしけるに、義隆、單身、留り鬪ひて、數人を斬りしが、身、二十餘創を被り、腹を潰して死しければ、護良、終に免るゝことを獲たり。義隆、年十八（太平記。十八は、南部本に據る。）

譯文大日本史卷の二百二十三終

譯文大日本史卷の二百二十四

列傳第一百五十一

列女

衣縫金繼女

福依賣

橘逸勢女

夜叉女

微妙

上毛野君形名妻

田道妻

多治比眞八島妻家原音那

大伴宿禰御行妻紀音那

四比信紗

高橋波自采女

額田部蘇提賣

他田千世賣

眞玉主賣

藤原豐成妻藤原百能

難波部安良賣

伴富成女

刑部刀自咩

秦部正月滿妻

和邇部廣刀自

早部氏成賣

守部秀刀自

安倍則任妻

鎌田政家妻長田氏

源渡妻袈裟

源義高妻源氏

小宰相

列女

靜
佐介貞俊妻
和氣廣蟲
源頼朝妻 北條氏
北條時頼母安達氏
楠正成妻
瓜生保母
山名氏清妻藤原氏
小野小町
紫式部
清少納言
赤染右衛門
和泉式部
小式部内侍

婉娩淑順は、婦女の道なり。古風は、淳樸にして、夫唱婦和の義、旣に太初葦原の歌に見れ、風

化の始となれり。椒房蘭閨の淑慝は、旣に各其の傳に著したり。而して、衣纓より以て草野に及ぶまで、親に事へて能く孝に、夫死して節を守り、家を治めて整肅に、難に臨みて果決なりしもの、往往之あり。其の秉彜の心の人に存するは、昭然として覩るべし。中葉、文物聿に興るに迨び、才女、踵ぎて出で、華藻艶發したるものは、世其の人に乏しからざれども、而も、操行貞特なるものは、寥寥として聞ゆること寡きは、亦、彤史の化脩らず、內則の敎闕くることあるに由るなり。易に曰く、中饋に在りて貞なれば、吉と。女子の才を以て稱せられたるは、其殆ど德の衰へたるか。源賴朝が妻の、女流を以て天下の權を操れるが如き、亦以て世變を見るべし。而して、楠正成が妻、瓜生保が母の、果毅明敏にして、大に人に過ぎたるものありしは、又豈に區區詞章の比ならんや。今、其の行事を第で丶、孝女を先とし、節婦を次とし、母則を擧げ、才藝を表す。列女傳を作る。

衣縫金繼女、本右京の人にして、河內志紀郡に居たり。生れて十二歲にして父を喪ひ、泣血、人を感動せしむ。服闋りて、母、人に許嫁せんとせしに、女、竊に出で丶父の墓側に住み、旦夕哀慟したり。是より、母、復言はざりき。是に於て、獨母と居り、父の忌日に値へば、齋食誦經せり。境內に惠賀河ありて、冬日、人、涉るに苦みたりければ、女、母と雜材を買ひて、假橋を造り、以て往來に便すること、十五年を積みて止まざりき。母、年八十にして終りしに、哭して聲を絕たざりければ、承和八年、敕して、三階に敍し、戸田租を免じて、身を終へしめ、門閭に表したり。三代實錄。

福依賣、薩摩の民家の女なり。父母老いて、男子なく、皆病みて牀に在りけるに、傭力以て之を養ひ、湯藥に侍すること二十餘年、草野に生成したりと雖も、略禮儀に閑ひ、父母を恭敬し、未だ嘗て怠惰せざりければ、仁壽中、爵三級を賜ひ、門閭に表したり（文德實錄。）

橘逸勢女、至性ありしが、逸勢が罪を得て貶に遭ふに及び、悲泣しながら徒歩して之に從ひたりしに、監護の使者、叱りて去らしめければ、女、乃ち晝止り夜行きて、遂に相離れざるを得たり。逸勢が死するに及び、乃ち屍を收めて之を葬り、其の側に廬して、守りて去らず、自ら落髮して尼となり、妙冲と名け、誠念苦に至り、曉昏懈らざりければ、見るもの、之が爲に涕を流したりき。後、又其の屍を負ひて以て還りしが、人、皆之を異なりとし、稱して孝女となせり（文德實錄。）

夜叉女、左馬頭義朝が女なり。義朝、嘗て京師に朝し、路に美濃の青墓驛長大炊が家に宿し、其の女延壽を嬖して一女を生みけるが、卽ち夜叉なり。義朝が敗走するに及びて、異母兄賴朝、青墓に來りしに、擧家、喜び迎へて、厚く之を遇せしが、既にして、賴朝執へられければ、夜叉、啼泣して曰く、我、亦頭殿の子なり、他日、再び辱を受けんより、兄と同じく刑せらるゝに如かずと。乃ち將に走り出でんとしけるを、衆、諭して之を止めたれども、後、竊に水に赴きて死せり。時に年十二（平治物語。）

舞女微妙、本良家の子なりしが、鎌倉に僑寓したりき。時に、源賴家、比企能員が家に宴せしに、能員、微妙をして歌舞せしめけるが、態度妙絕にして、觀るもの、稱嘆したり。能員、賴家に白して

曰く、舞女は、本京師の人なるが、事を幕府に訴へんと欲す。願はくは、公、親しく之を問はれよと。賴家、其の故を問ひけるに、微妙、淸然として涙下りて曰く、曩時、建久中、妾が父右兵衛尉爲成、讒に因りて罪を得、蝦夷に竄せられしが、母、亦憂を以て終りぬ。妾、時に七歳なりしが、旁に親戚の憑み賴るべきものなく、年漸く長ずるに及びて、思慕すること、益切なり。而れども、父の消息を聞くに緣なし。故に、此の賤技を幕府に執る。冀はくは、哀恤を賜へと。賴家、惻然として、滿堂、酸鼻せり。賴家が母政子、深く其の孝志を感じ、卽ち使を陸奥に遣はして、爲に之を捜訪せしめしに、至れば則ち、父、既に徙所に死したりき。微妙、之を聞き、慟哭して幾ど絶え、遂に薙髮して尼となり、名を持蓮と更めしが、政子、特に之を憐み、居宅を授けて厚く存撫せり東鑑。

上毛野君形名妻、舒明帝の九年、形名、將軍に拜せられて、蝦夷を討ちしに、戰利なくして、兵士、潰散せり。形名、單身、走りて壘に入り、賊の爲に圍まれ、計出づる所なく、昏に乘じて逃げ去らんと欲せしに、妻、慨然として曰く、吁、走らば則ち免るゝことを得んか、祇辱を取らんのみ。妾、君の祖先は、海表を平治して、威武著聞せりと聞けるに、今、君、難に臨みて苟も免れられなば、則ち、前烈、盡く廢れん。豈に自ら恥ぢられざるぞと。乃ち飮ましむるに酒を以てせしに、形名、酣寢したり。妻、親ら其の劍を佩き、婢妾數人をして弓弦を鳴さしめけるに、形名、醒起し、仗を取りて進みしに、賊、以て、軍衆猶多しとなし、圍を解きて去りしかば、散卒、稍集り、遂に蝦夷を撃ちて、大

に之を破りたり日本紀。

田道妻、姓氏を詳にせず。仁德帝の五十五年、蝦夷叛きしかば、帝、田道に命じて之を討たしめしに、伊寺水門に戰ひて、兵敗れて之に死しければ、從者、其の手纏を取り、歸りて其の妻に授けたるに、妻、大に悲慟し、卽ち手纏を抱きて縊死せしかば、時人、焉を哀みたり日本紀。

家原音那、左大臣多治比眞人島が妻にして、紀音那は、贈右大臣大伴宿禰御行が妻なり。共に婦德ありき。和銅五年、詔して曰く、家原音那・紀音那は、並に夫の存したる日は、國を爲むるの道を相勸め、夫亡せて後は、固く同墳の意を守れるを以て、朕、彼の貞節を思ひ、感歎すること之深し。各邑五十戶を賜ふと續日本紀。

四比信紗、大倭有智郡の人民果安が妻なり。果安亡せて後、積年、志を守り、妾の所生を幷せて八子ありけるを、撫養すること別なく、舅姑に事へて、能く婦禮を竭したりければ、孝を以て聞え、鄕里の爲に稱せられたりしが、和銅七年、其の孝義を旌し、終身、事勿らしめたり續日本紀。

高橋波自采女、對馬上縣郡の人なり。夫亡せて後、誓ひて志を改めざりしに、其の父、亦尋で死せしかば、墓側に廬して、每日、齋食し、孝義の至り、行人を悲感せしめたりければ、神護景雲二年、其の門閭に表し、租を復して、身を終へしめたり續日本紀。

額田部蘇提賣、石見美濃郡の人なり。寡居すること年久しく、節義著聞し、且つ能く財を散じて衆

を濟ひたるを以て、神護景雲二年、其の田租を復して、身を終へしめたり續日本紀。

他田千世賣、信濃伊那郡の人なり。少くして才色あり。家、世豐贍なりしが、年二十有五にして夫を喪ひ、志を守りて寡居すること五十餘年。神護景雲二年、其の守節を褒めて、爵二級を賜へり續日本紀。

眞玉主賣眞を、類聚國史に、直に作れり。壹岐壹岐郡の人なり。年十五にして夫を亡ひ、自ら誓ひて遂に改め嫁せず、夫の墓に供給すること三十餘年、一に平生の如くなりければ、寶龜四年、爵二級を賜ひ、竝に田租を免じ、以て其の身を終へしめたり續日本紀。

藤原朝臣豐成妻藤原百能、兵部卿麻呂が女なり。豐成薨じて後、志を守ること年久しく、內職に供奉し、貞固を以て稱せられたりければ、勝寶中、從五位下を授けられ、寶龜九年、從二位に進み、延曆元年、薨ず。年六十三續日本紀。

難波部安良賣、筑前の人なり。其の祖先を詳にせず。父母の墓に詣でゝ、朝夕、哀を盡したりしが、年十六にして、宗像大領宗形秋足に適きしに、秋足死しければ、遠近、之を娉せんとすれども、死を誓ひて節を守りしかば、州郡、狀を上りしに、詔して、田租を免じたり日本後紀纂。

伴富成女、甲斐山梨郡の人なり。年十五にして鄉人三枝平麻呂に嫁ぎたりしが、夫死して、節を守りて移らず、居常、齋食して、靈牀に奉ずること平時の如くなりければ、承和中、國司、上言せしに、勅して、田租を免じて身を終へしめ、門閭に表したり續日本後紀。

刑部刀自咩、武藏多磨郡の人なり。族人廣主に嫁ぎたりしが、廣主死して、喪に居ること禮あり、之に事ふること、生けるが如く、墓側に廬し、晨昏、悲泣して、累歳、渝らざりければ、承和中、國司、上言せしに、敕して、位階を授け、田租を免じて、身を終へしめたり續日本後紀。

秦部正月滿妻、下野の人にして、秦部總成が女なり。性謹篤にして、夫亡せて後、遺孤を撫養し、再醮を肯ぜず、節を持すること彌固く、常に功德を修して、以て冥福を資けたりければ、國人、之を稱したりしに、齊衡中、門閭に旌表し、其の身を復して、爵二級を賜へり文德實錄。

和邇部廣刀自、加賀の人なり。年十四にして、山城人秦眞勝に適きしに、夫亡せて、冢側に廬すること三十餘年、哀慕して渝らず、言及べば悲泣したりき。齊衡中、褒めて、爵二級を賜へり文德實錄。

早部氏成賣、攝津武庫郡の人なり。年十六にして、右京の文室武庫麻呂に適き、二十七年を歷て、武庫麻呂死せしに、氏成賣、喪に居て禮あり、死に事ふること生けるが如く、日に再び食はず、遂に改醮せざりければ、貞觀中、詔して、位二階に敍し、戸內田租を免じ、終身、事勿らしめ、門閭に表し、以て貞操を旌せり三代實錄。

守部秀刀自、信濃池田郡の人なり。夫死して孀居し、志を守りて移らず、佛を造り經を寫し、晨昏、禮拜して、永く葷血を斷ち、織紝を事とせず、哀惋切至し、哭して聲を絕たざりければ、貞觀中、詔して、位二階に敍し、戸內租を免じ、以て門閭に表せり三代實錄。

安倍則任妻、姓氏を詳にせず。康平中、源賴義、安部氏を討ちしに、則任が妻、軍の敗れたるを見て、則任に告げて曰く、夫子、將に免れざらんとするに、妾、義、獨生きじ、請ふ、君に先ちて死せんと。乃ち兒を抱きて淵に投じて死せり陸奥話記●十訓鈔○今昔物語に、貞任が妻となせるは、誤なり。

鎌田政家妻、內海莊司長田忠致が女なり。平治元年、源義朝、兵敗れて、將に關東に走らんとし、路に尾張の野間に抵り、忠致が家に投ぜしに、忠致、義朝及び政家を殺しければ、妻、變を聞きて、其の死處に至り、哀慕悲慟し、遂に政家が刃に伏して死せり平治物語。

源渡妻袈裟、小字は阿都磨、父の名を逸せり。初め、母と共に陸奥の衣川に居りしが、家本豪富にして、衣川殿と稱せられたりければ、因て、阿都磨を呼びて袈裟と曰へり。姿容端麗にして、上西門院の雜仕となり、未だ笄するに及ばずして、左衞門尉源渡に適き、閨門雍睦したり。遠藤盛遠は、衣川が甥なりけるが、嘗て出でゝ事を監せしに、路に一女を見て之を豔み、神思恍惚として跡を蹤みて行き、始て渡が妻なることを知り、寤寐も忘るゝこと能はざれば、衣川が家に至りて、劫して之を請へり。衣川、驚惶詭謝して曰く、汝、幸に我を釋さば、則ち、今夕、彼をして見させんと。盛遠、固く約して去りぬ。衣川、袈裟を召して、之に小刀を授け、泣きて曰く、亟に我を殺せと。袈裟、大に驚きて曰く、無乃心を喪ひ狂を病まれたるかと。衣川、具に告ぐるに狀を以てして曰く、彼が言を聽かずんば、我、必ず害に遇はん。其の彼が手に死せんよりは、汝が手に死するに若かずと。袈裟、

悲泣して以爲らく、子として親に代るは、固より其の分なりと。乃ち謂て曰く、兒、善く之に處せん、復慮へらるゝこと勿れと。日既に暮れて、盛遠至る。袈裟、迎接して、佯りて相悅ぶ爲し、既にして辭せんと欲せしに、盛遠、刃を露し、迫脅して曰く、汝、終に從はずんば、我、必ず汝と渡とを殺さんと。袈裟、紿きて曰く、妾は、實に辭せんと欲するに非ず、以て君の志を觀んとせしのみ。妾、渡が家に在りて、多く意に稱はず、數奔り歸らんと欲すれども、然も、母の命に忤ふに忍びず、遷延して今に迄べり。君の志、誠に切ならば、則ち速に渡を殺せと。盛遠、大に喜ぶ。袈裟、約して曰く、今夜、我、渡をして髮を沐ひ醉臥せしむべし、君、潛に臥內に入り、新に沐したるものを認めて之を殺されよと。盛遠、諾す。袈裟、歸りて渡に謂て曰く、妾、前に母の疾を以て歸省したりしに、今、疾愈えたり。請ふ、共に歡飮せんと。渡、醉ふ。袈裟、扶けて臥させ、自ら髮を濡し、詭服して男子の爲して、席を隔てゝ臥したり。夜半、盛遠、首を斬りて去り、之を視れば則ち袈裟なり。盛遠、大に悲恨し、首を提げて渡が家に至り、實を告げて死を請ふ。渡曰く、事、既に此の如し。汝を殺さんも益なし、僧となりて其の冥苦を贊くるに如かじと。卽ち剔髮せしが、盛遠も、亦僧となりぬ。僧文覺是なり。衣川、號哭して幾ど絕えたり。遺書を篋中に得たるに、辭、甚だ酸楚なりき。盛遠、其の屍を瘞めて、爲に墳を起しゝが（源平盛衰記・平家物語。）世、呼びて烏羽戀塚と曰へり。

源義高妻　源氏、征夷將軍賴朝が女なり。義高、鎌倉に質たりし時、賴朝、之に妻す。義高が父

義仲が反きて誅せらるゝに及び、頼朝、義高を殺さんと欲す。源氏、其の計を知り、義高に勸めて亡げ去らしめしに、頼朝、兵を遣はし、追ひて之を斬らしめければ、源氏、悲慟して食せず。母北條氏、之を憂へて、痛く頼朝を尤めしに、頼朝、已むことを得ず、罪を追者に歸して、之を斬り、以て其の意を慰め、更に之を外甥藤原高保に嫁がしめんと欲したれども、源氏、誓ひて適かず、遂に憂を以て死せり東鑑。

小宰相、刑部卿藤原憲方が女なり。風姿艶美にして、初め、上西門院に仕へ、後、越前守平通盛が次室となれり。平氏の西奔するに及び、小宰相も、亦從ひて行けり。壽永中、一谷の軍潰え、平氏、倉皇として海に浮びて走りしに、多くは東兵の爲に殺獲せられて、通盛が存亡を知らず。既にして、舟中、人來りて言ふ、三位君も亦兵死せられたりと。小宰相、之を聞きて慟哭し、遂に水に投じて死せり平家物語・源平盛衰記。

靜、都下の白拍子なり。源義經、妾として之を畜へり。土佐坊昌俊が京師に至るや、義經、其の己を圖らんとするを疑ひ、召して之を詰りしが、既にして、事釋けぬ。其の夕、義經、謂て曰く、我、昏より心動けり。意ふに、昌俊至らんかと。靜曰く、然り、街衢、塵起り、人行劻勷せり、警なかるべからずと。乃ち潛に雨童を遣はして之を詗はしめしに、久しくして還らざれば、又一婢を遣はしけるに、少選ありて、歸り報じて曰く、雨童、既に門外に斃れ、鞍馬數十匹、將に騎して發せんとすと。夜、

既に三鼓、昌俊至る。義經曰く、是、意に介するに足らずと、刀を執りて將に起たんとす。靜曰く、小敵も、侮るべからずと。乃ち甲冑弓矢を進めければ、義經、射て之を退けたり源平盛衰記・平家物語。義經、京師を去るに及び、從ひて吉野山に匿れしに、山僧、將に之を攻めんとしければ、義經、靜に金寶を賜ひて別れ、雜色をして護送せしめたるに、雜色等、金寶を奪ひ、靜を棄てゝ去りぬ。山僧、捕へて京師に送りしに、北條時政、具に狀して之を報じければ、賴朝、鎌倉に召致して、義經が所在を審問するに、靜、固く知らざることを陳ず。然れども、猶其の身めることあるを以て、之を留めたり。賴朝が妻政子、靜が歌舞を善くするを聞き、召して之を觀んと欲すれども、疾と稱して至らず、哀訴して曰く、妾は、本賤流なれば、自ら惜むに足らず。然れども、已に豫州の後房に充てられたれば、今豈に恥を稠人に示さんやと。政子、頻に請ひて止まず。既にして、賴朝、政子と鶴岡祠に詣で、靜を召して之を命ぜしに、靜、固辭して曰く、妾、今日離別の悲に堪へず、寧ぞ歌舞に意あらんやと。賴朝、之を強ふること再三、乃ち舞ふ。工藤祐經、鼓を撾ち、畠山重忠、銅拍子を擊つ。靜、先和歌を唱へて曰く、吉野山みねの白雪ふみわけて、入りにし人の跡ぞこひしきと。次に離別の曲を歌ひ、又唱へて曰く、しづやしづ賤のをだまき繰り返し、昔を今になすよしもがなと。聲態絕妙なりければ、衆、皆感愴せり。賴朝、懌ばずして曰く、哂哉、此の女子、今日、神前に歌舞を奏すれば、應に關東の萬歲を頌すべきに、反て叛人を慕ひ、離別の曲を歌ふは何ぞやと。政子曰く、君、昔流人たりし日、密に終

身の約を結びしに、妾が父、時勢を憚り、爲に之を防禁したれども、妾、暗夜、雨を冒して君の所に奔れり。君、義旗を石橋に擧げらるゝに及び、妾、獨伊豆山に留りて、其の存亡を知らざりしに、日夜、思念したりき。今、彼、若し豫州の恩を忘れて、戀慕せずば、固より貞女の操に非ず、情、中に動きて外に形れたり。公、宜しく矜恕せらるべしと。頼朝、乃ち衣を簾外に推して、以て纏頭となせり。工藤祐經・梶原景茂等、靜が僑舍に就きて飮燕しけるに、靜が母磯禪師も、亦酒を佐けゝるが、景茂、醉に乘じ、微辭を以て靜を挑みしに、靜、涕を垂れて曰く、豫州は、鎌倉殿の連枝にして、我は、卽ち其の侍妾なり。卿は、已に其の家人たれば、豫州、若し在さば、卿等、豈に我を見ることを得んやと。景茂、媿屈せり。既にして、男子を生みしに、頼朝、安達清經に命じて、之を由比浦に棄てしめんとするに、靜、號哭して與へざりしを、清經、奪ひ去りて之を殺せり。靜を京師に放ち還さんとするとき、政子、憐みて、之を遣り、賜賚すること、頗る多かりき。東鑑。

佐介貞俊妻、何氏の女なることを知らず。貞俊、北條氏に事へたりしが、元弘の亂に、軍に從ひて金剛山を攻めしに、亂平ぐに及びて、貞俊、收へられ、其の妻を思慕して已まず、卽ち佩刀を以て之を僧に託し、以て其の妻に遺り、遂に刑に卽けり。僧、乃ち其の衣と佩刀とを持ち、往きて之を示ししに、其の妻、覽て悲咽に堪へず、乃ち和歌を作りて、之に書きて曰く、誰見よとかたみを人の留めけん、たへてあるべき命ならぬにと。遂に刃を引きて自殺せり。太平記。

和氣廣蟲、備前藤野郡の人にして、清麻呂が姉なり（續日本紀・日本後紀。）初め、從五位下葛井戸主に嫁ぎたり（日本後紀・宇佐託宣集。）廣蟲、人となり貞順にして、節操虧くることなかりければ（日本後紀。）孝謙帝の爲に愛信せられて、正六位下を授けられたりしが（續日本紀。）帝の落髪するに及びて、廣蟲も、亦薙髪して法弟子となり、法均と名け、進守大夫尼位を授けらる。藤原仲麻呂、誅に伏し、連及して斬に當れるもの數百人なりしを、法均、帝を諫めて、死を減じ流に處せしめたり。亂後、飢疫して、民間子を生めるもの、多く育つること能はず、往往之を棄てければ、法均、人を遣はして、之を收養せしめしに（日本後紀。）凡そ八十三兒を得て、悉く養子と稱したり。因て、姓葛木首を賜りぬ（宇佐託宣集。）神護景雲二年、從四位、封戸幷に位祿・位田を賜へり（續日本紀・日本後紀。）弟清麻呂が弓削道鏡に忤ひて、竄に遭ふに及び、法均も、亦詔して、還俗せしめ、舊名廣蟲に復して、備後に流しゝが（續日本紀・日本後紀・宇佐宣託集・日本紀略○按ずるに、託宣集に、廣蟲を挾蟲となせり。）光仁帝踐阼して、姓名を復して召し還し、從四位下を授け（續日本紀。）典藏となし、吐納を掌らしむ。帝、嘗て歎じて曰く、諸侍從、褻御には、毀譽紛紜たるに、獨法均のみ、人の短を言はずと。正四位下に累進したりしが（日本後紀・宇佐託宣集。）宅を新都に起すに及びて、稻を賜ひ（類聚國史。）正四位上を授けて典侍となす。延暦十八年、卒す（○宇佐託宣集に、十七年に作れり。）年七十。天長二年、正三位を贈る（日本後紀。）法均、友愛天至にして、姉弟、財物を分たざりければ、時人、之を稱したり。歿するに臨みて、清麻呂に屬して曰く、凡百の追福、一として須ふる所なかれ、惟二三僧徒と、禮懺を修し、後世子孫をして永く準則となさしめよと（日本後紀・宇佐託宣集。）

源頼朝妻北條氏、名は政子、遠江守時政が長女なり。早く母を失ひて、後母の爲に養はる。永曆の初、頼朝、父義朝が事に坐して、伊豆に流され、伊東祐親が女に通じて、男を生みしが、祐親、罪を獲んことを懼れたるに、祐親が後妻、素より其の女を惡みたりければ、頗る之を離間し、終に頼朝を殺さんと欲せしかば、頼朝、北條に遁れて、時政に依れり。時政に女多きを聞き、書を以て之を挑まんと欲して、竊に其の姣醜を訪ひしに、或曰く、長女は、前妻の所生にして、姿色あり、次女は、後妻の所生にして、容態、如かざるなりと。頼朝、曩に祐親が怒に遭ひしは、後母の言に由りたるを以て、後妻の所生に通じて、離間の患を免れんと欲し、安達盛長に因りて、書を次女に通ぜしに、盛長、情好の終へずして、又時政と忤はんことを度り、其の書を毀ち、改寫して、長女に致せり。卽ち政子なり。是より先、次女、身、峻嶺に登りて、日月を袖にし、手に橘枝の實を垂るゝを持ちたりと夢み、寤めて之を疑ひ、政子に問ひけるに、政子、頗る故事を識りたりけるが、日葉酢媛命、橘を噉ひて景行帝を生みたることを憶ひ（按するに、日本紀に、垂仁帝、田道間守を常世國に遣はし、橘を求めしめけるが、帝崩じて、明年、始て橘を得て歸れりと。差本書と異なり。然れども、古來相傳へて、或は此の說ありけん。今、一に舊文に從ふ。）心に之を奪ひて己が瑞となさんと欲し、乃ち紿きて曰く、是凶夢なり。且つ、我、之を聞く、吉夢は、三年人に告げず、凶夢は、七日人に告げず、然らざれば、殃咎至ると。今、汝、妄に說きたるは、警戒の道に非ざるなりと。次女、大に懼れて、爲に之を禳はんことを請ふ。政子曰く、夢に轉移の法あり、之を人に賣り與ふるを謂ふなりと。曰く、目、視るべからず、手、捉るべからず、誰か肯て之を買は

んと、憂戚、色に形れたるを、政子、熟視すること之を久しくして曰く、我、汝が爲に之を買はんと。曰く、娣、自ら惜まざれども、姉に利あらざらんことを恐ると。曰く、買ふもの、咎なく、賣るもの、禍を免る、所謂轉移の法なりと。乃ち唐鏡一枚・衣一襲を出して、之を償へり。唐鏡は、家世相傳へて寶となしたりけるが、時政、最も政子を愛したれば、故を以て、之を與へしなり。次女、大に望に過ぎたるを喜びぬ。是の夕、政子、白鳩の金函を銜み來りけるが、之を啓けば、則ち頼朝が書なることを夢みたり。旦にして書至りければ、遂に私に焉に通じたり（曾我物語。）政子、時に年二十一。時政、京師に宿衞して罷め歸るに、道、目代平兼隆と倶にしたりしが、兼隆は、淸盛が疎屬なれば、乃ち許すに長女を與へんことを以てしたり。而るに、其の頼朝と通じたるを聞き、大に驚きしが、既にして以爲らく、源郎、器局、非凡なれば、相倚重するに足らん。且つ其の曾祖姑は、源豫州に適きて、義家及び諸子を生みしが、今に至るまで蕃衍せり。此、安ぞ吉兆に非ざるを知らんや。然れども、約に負かば、訴へられんことを畏れ、陽に知らざる爲して、遂に兼隆に歸がしめけるに、政子、卽夜、山中に逃れて、密に頼朝に告げゝれば、頼朝、往きて與に居る。兼隆、捜索すれども、得ること能はざるに、時政、亦問はざりき（曾我物語・源平盛衰記。）頼朝が兵を起すに及び、避けて走湯山に匿れしめたりしが、之を久しくして、頼家・實朝及び二女を生めり。政子、性妬忌なれば、頼朝、之を畏れ憚れり。頼家、幼にして頼朝に從ひ、富士野に獵し、射て鹿に中てしを、頼朝、大に喜び、梶原景高を遣はして政子

に報ぜしめしに、政子、悦ばずして曰く、兒、幼稚なりと雖も、將家の子たり。而るを、原野に一禽を獲たりとて、何ぞ專使を煩すことを之なさんと。景高、慚ぢて退きぬ。賴朝薨じて、賴家、職を襲ひ、政子、薙髮して尼となる。既にして、時政、外家を以て頗る威重あり、大江廣元・三善康信等と、軍政に參覈し、而も、與奪の權は、時政、獨之を專にせり。賴家、長じて荒淫、羣小に親昵し、宿舊を疎斥す。賴朝は、常に諸將を禮遇し、稱呼に名いはず、長淸・義時が如きすら、加加美・江馬と稱したりしに、賴家、動もすれば輒ち之を名いひければ、政子、事に觸れて戒敕すれども、悛むること能はず。嗣ぎて五年にして病み、恍惚として度を失ひければ、政子、强て位を辭せしめ、關東二十八國の地頭總守護を以て其の子一幡に傳へ、關西三十八國の地頭を弟實朝に傳へしに、一幡が外祖比企能員、其の減割を怨み、實朝及び時政を殺さんと圖り、密に賴家に啓しゝに、賴家、之に頷きぬ。政子、障を隔てゝ其の語を聞き、遽に時政に告げゝれば、時政、能員を夷滅し、幷に一幡を殺し、實朝を立てゝ、賴家を修禪寺に幽す。賴家、病愈えて、書を政子に致し、親舊の近臣を以て、給使に充てんことを請へども、許さず、且つ書を通ずることを禁ず。東鑑。 建保六年、政子、熊野に詣で、遂に京師に至り、從三位に敍せらる。東鑑・愚管鈔。 初め、賴朝に從ひて京師に抵りしが、此に至りて、將に復靈場を巡視せんとしたりしに、後鳥羽帝、召して之を見んと欲せしかども、辭するに邊鄙の老尼覲禮に習はざるを以てし、謁せずして歸りぬ。東鑑。 數月にして、從二位に進む。東鑑・愚管鈔。 實朝、賴家が子公曉が爲に殺さ

るゝに及びて、鎌倉、主帥なし。頼朝が姪阿野冠者時元は、政子が甥なるが、釁に乘じて、兵を駿河に聚め、宣旨を邀めて關東を管せんことを圖りければ、政子、義時に命じて、撃ちて之を殺さしめ、遂に義時と協議して、京師に奏請し、冷泉宮・六條宮一人を擇びて將軍となさんとせしに、許されざりければ、遂に左大臣藤原道家が子頼經を迎へて之を立てたり。年甫て二歲。政子、專ら政事を決するに東鑑。菅原爲長をして國字を以て貞觀政要を譯せしめ、以て法則となせり臥雲日件錄・樵談治要。嘉祿元年、薨ず。年六十九東鑑脫漏。政子、嚴毅果斷にして、丈夫の風ありき。建曆・承久の間、內外、兵興りしに、羣議を斟酌して、禍難を戡定し、頼朝が胤絕えたりと雖も、功臣宿將、敢て心を生ぜざりければ、天下、稱して尼將軍と曰へり。義時・泰時、相繼ぎて事を用ひ、兵馬を管轄せしが、北條氏の政を得たるは、蓋し政子に由りて基せしなり東鑑・增鏡・愚管鈔大意を參取し、尼將軍は、公武榮枯物語に據る。

北條時頼母安達氏、秋田城介景盛が女なり。松下禪尼と稱す東鑑・關東評定傳・北條系圖。嘗て時頼が爲に食を設けたるが、兄義景、來りて治具を助けんとせしに、尼、方に手づから小紙を裁ち、紙格を糊補せり。義景、人に命じて之を爲さしめんと請へども、尼顧みざれば、義景曰く、之を補はんは、之を新にするの勞を省くに若かずと。尼曰く、我、豈に之を知らざらんや。凡そ物は、小破は、宜しく之を修補すべければ、兒輩をして此の意を知らしめんと欲するのみと。人、謂ひけらく、時頼が克く勤儉を守りて、政理寧靜なりしは、亦母敎の然らしめたるなりと徒然草。

楠正成妻、何氏の女なることを知らず。正成が足利尊氏を兵庫に拒がんとするとき、子正行、年甫て十一、從ひて軍に在りしが、軍、櫻井驛に至りしとき、正行に命じて、河內に還らしめ、且つ誡めて曰く、聞く、獅子は、子を生みて、三日にして之を絕壑に擠し、其の跳超を試みると。今、汝、十餘歲、能く我が言を記せよ。我が行、安危決しぬれば、復汝を覩るべからざるなり。我、戰死の後、天下は、必ず尊氏に歸せん。汝、當に殘兵を收合して、金剛山を保ち、死生、之を以てすべし。愼みて出でゝ降り、以て家聲を墜すこと勿れ。汝が孝、焉に過ぎたるは莫しと。授くるに帝の賜ひし所の菊作刀を以てして、泣訣したり。菊作刀は、天正本に據る。 正成、湊川に戰歿しければ、尊氏、其の首を河內に致しゝに、正行、悼むこと甚しく、起ちて佛龕の前に到り、正成が授けたる所の刀を拔きて、將に自殺せんとす。母、趨りて之を抱きて曰く、故判官の汝を還されしは、以て福を薦めしめんとに非ず、亦以て死に殉せしめんとに非ず、意ふに、汝をして族黨を保合し、兵を擧げて賊を除き、再び興復を圖らしめんとなり。汝、面　遺言を奉じ、還りて以て吾に告げしは、言、猶耳に在り。漠然として如し記せずば、吾、恐る、汝が公に背き事を僨らんことをと。正行、愧ぢて止みしが、遊嬉するに、常に搏戰馳逐の狀をなして、賊を討ち讐を復するを以て事となさゞることなかりしは、皆其の母の訓誨の力なり。太平記。

瓜生保 母、其の姓名を逸せり。延元中、新田義貞が金崎城に據りしとき、保、弟義鑑・源琳・重・照と、杣山城に據りて、脇屋義治を奉じ、里見時成を以て將となし、往きて之を援けたりしに、敵將

高師泰、兵を出し、敦賀津に要して之を敗りければ、保・義鑑・姪七郎、時成と、俱に戰死したるに、源琳・重・照、散卒を收めて、杣山に還りぬ。而も、城中、軍士、多く死亡し、號哭、街に滿ちたるに、唯保が母のみ、神色自若として、敢て戚容なく、進みて義治に謁して曰く、兒曹、力めずして、里見君をして戰沒せしめたれば、竊に恐る、大に郎君の心を傷ましめられしことを、幸に、二子、從ひて死したるは、以て少しく謝するに足らん。妾が家の兒曹、本郎君の爲に大事を起せり、苟くも賊をして平がしめば、百千の子姪を亡ふとも、固より悔ゆる所に非ず。三子、猶在り、再擧、期すべし。是、妾が哀を轉じて喜となす所以なりと。因て、起ちて義治が爲に酒を行しけるに、士衆、感激して、皆自ら奮はんことを思へり。太平記。

山名氏淸妻藤原氏、左近衞中將保修が女なり。山名系圖。氏淸が兵を擧げたるとき、藤原氏、和泉の堺に在りしが、已にして、潰兵、來り報じて曰く、主君、戰沒せられたりと。藤原氏、二子の如何を問ひしに、曰く、二郎君は脫走せられたりと。藤原氏、歎じて曰く、二子、恥なし、吾、生を偷むに忍びずと、將に自殺せんとしけるに、左右、之を止めて、薙髮せんことを勸むれども、聽かず、乃ち扶けて輿に上せ、土丸城に赴かんとせしに、藤原氏、輿中、刃に伏せしが、殊せざりければ、左右、驚きて藥を進むれども、肯て嘗めず。明德記。二子時淸・滿氏、潛に來りて見んことを請ひしに、藤原氏、頭を掉りて曰く、勇なきは、士に非ず、孝ならざるは、子に非ず。將家の子、年弱冠を逾えて、父

に軍に從ひしに、父死して子逃れ、何の顏ありてか來り見んとする。熙氏は、義子なるだに、猶能く父に殉せり。二兒、何の爲に死せざりしと。乃ち衣を被りて復言はざりしかば、二子、大に愧ぢて去りぬ（山名系圖・明德記を參取す。）初め、氏清、書を致して藤原氏に訣れしが、藤原氏、竟に書を取りて、和歌を其の後に題して死せしに、侍女三人も、皆水に赴きて死せり（明德記。）

小野小町、其の所出の本末を詳審せず。或は曰く、參議篁が孫にして、父を良實と曰ひ、出羽守となれりと（小野系圖・作者部類○拾芥鈔に、守を郡司に作れり。）小町、絶世の姿ありて、和歌に長じたり（○世に稱して歌仙と曰へども、未だ詳ならず。說、歌人傳に見えたり。）紀貫之、古今和歌集を選びて、多く其の歌を收め、序して之を論じて曰く、小町が歌は、衣通姬の流なり、詞意悽婉なれども、終に氣力に乏しく、諸を美人の憂思あるに譬ふ。婦人の歌詠なれば、自ら當に是の如くなるべしと（古今和歌集○世に玉造小町壯衰書あり、未だ何人の著なることを知らず。或は曰く、僧空海と。或は曰く、三善清行と。小町、年老いて、道路に乞食せしことを載せたれば、世以て小野小町となす。十訓鈔・著聞集に、皆其の事を載せ、玉造小町と小野小町とを以て一人となし、長明が無名鈔に、亦在原業平が聞ける所の髑髏の歌を引きて一人となせり。徒然草に、空海・小町、年代相隔れるを以て、疑ひて、其の著す所に非ずとなせり。今按ずるに、小野・玉造は、各自一姓なり。故に取らず。）

紫式部、式部丞藤原爲時が女にして（紫式部日記・尊卑分脈。）右衞門權佐藤原宣孝に嫁ぎたり（尊卑分脈。）式部、資性敏慧にして、幼時、人の書を讀むを聞きて、輒ち能く諳記したれば、爲時、甚だ之を愛し、常に之を撫でゝ曰く、恨むらくは、汝をして男たらしめざりしことをと。長じて和歌を能くし、博く和漢の舊記に涉り、兼て朝廷の典故に通じたり。時に、上東門院、方に文詞を好みて、婦人の才華あるものを

擇び、引きて左右に置きけるが、式部、亦時に候せり。上東門院、白氏文集を讀まんと欲せしに、式部、之に樂府二卷を授けたり。上東門院の父道長、其の才色を悅びて、之に私せんと欲せしかども、式部、拒みて從はざりき紫式部日記。源氏物語五十四帖を著しゝが、醍醐・朱雀・村上三朝の事蹟に假託して、空に架し虛に憑り、閎富精妙なること、古今に度越したれば、後人、箋注を下し、疑難を釋き、詞家の宗となせり河海鈔。一條帝、讀みて大に之を賞して、是、善く日本紀に暗熟したるものなりと曰ひければ、人、呼びて日本紀局と曰へり紫式部日記・河海鈔○河海鈔に曰く、齋院選子、中宮より書を借らんとしけるに、中宮、新奇を以て之に誇らんと欲し、式部に命じて源氏物語を作らしめたりと。宇治拾遺物語及び花鳥餘情に、長明が無名鈔を引きて曰く、道長が妻倫子が命を以て之を作れりと。或は曰く、式部、家居して著しゝ所なるを、中宮、見て其の才を奇とし、遂に召して左右に侍せしめたりと。未だ孰か是なるを知らず。人となり婉順淑愿にして、自ら長ずる所に矜らざりしが、其の謹飭身を持するの大較は、著す所の日記に見えたり。女賢子、亦和歌を善くし、狹衣物語を著はしゝが、太宰大貳高階成章に嫁ぎ、後一條帝の乳母となれり。大貳三位是なり勸修寺系圖。

淸少納言、肥後守淸原元輔が女なり。才學ありて、紫式部と名を齊しくせり。一條帝の時、藤原皇后に仕へて眷遇せられたりしが、皇后、雪後、左右を顧みて曰く、香爐峯の雪、想ふに如何と。少納言、卽ち起ちて簾を褰げゝれば、時人、其の敏捷を嘆じたり○十訓鈔に、皇后を、帝となせり。皇后、特に其の才華を嘉し、奏して、內侍となさんと欲したれども、藤原伊周等が流竄に遭ひて果さゞりき枕草子。老いて家居せしが、屋宇、甚だ陋なりければ、郞署の年少、其の貧窶を見て之を憫笑せしに、少納言、簾中より

呼びて曰く、駿馬の骨を買ふものあるを聞かずやと。笑ふもの、慚ぢて去りぬ古事談。 枕草子を著ししが、世に行はれたり。

赤染右衛門、大隅守時用が女なり作者部類○袋草子・中古歌仙傳に、並に曰く、右衛門が母は、初め、平兼盛が妻となりて、身めることありて出で、既にして、女を生み、之を攜へて、再び檢非違使赤染時用に嫁ぎければ、時用、養ひて己が子となせり。因て、赤染右衛門と稱すと。 初め、攝政道長が妻倫子に仕へて、右衛門と稱したりしが、後、大江匡衡に嫁ぎたり。才思ありて、和歌を善くし、和泉式部と名を齊しくしたり長明が無名鈔、紫式部日記・中古歌仙傳・袋草子。藤原公任、將に中納言を辭せんとし、當世の名儒紀齊名・大江以言に屬して、表を作らしめしに、皆其の意に稱はざりければ、更に匡衡に請ひけるが、匡衡、家に還りて低回して憂色ありしを、右衛門、怪みて之を問ひしに、匡衡、告ぐるに故を以てして曰く、齊名・以言が才を以てすら、猶其の心を厭かしむること能はざるに、我、如何してか其の望に副ふことを得んと。右衛門、沈思すること少頃して曰く、妾、之を得たり。彼の公、性素より矜飾なれば、宜しく盛に其の門地閥閲を述べて、微に沈滯の意を露すべしと。匡衡、之に從ひしが、公任、果して大に悦び、遂に其の草を用ひたり。其の穎悟なること、此の如くなりき十訓鈔。中納言は、公卿補任・歌仙傳・本朝文粹に據る○本書に、大納言を辭すとなせるは、誤なり。 女を江侍從と曰ひしが、亦和歌を以て著れたり十訓鈔・作者部類。

和泉式部、越前守大江雅致が女なり。和歌を善くせしが、和泉守橘道貞に嫁ぎて中古歌仙傳。 女小式部を生めり。道貞が歿後、上東門院に仕へたり袋草子。 嘗て僧性空といふものありて、播磨の書寫山に

居たるが、世を擧りて之を崇信しけるに、式部、和歌を贈りて曰く、暗きより暗き道にぞいりぬべき、はるかに照せ山の端の月と。世、以て精妙となせり。拾遺集。藤原保昌に再醮したり。袋草子。

小式部內侍、亦上東門院に仕へたり。十訓鈔。幼より和歌を善くせしが、時人、謂ひけらく、內侍が佳句あるは、多くは其の母の潤色する所なりと。母式部、保昌に從ひて丹波に赴きたりしに、會禁中に歌合あり。中納言藤原定賴、小式部を慚めて曰く、丹後の行李、還り來れりや否や、顧ふに、內侍、思を勞せんのみと。小式部、卽ち起ちて定賴が袪を摻りて、口占して曰く、大江山いくのゝ道の遠ければ、まだふみも見ず天の橋立と。此より、才名大に著れたり。古今著聞集・十訓鈔・袋草子・尊卑分脈。當時、伊勢大輔といふものありて、伊勢祭主大中臣輔親が女なりしが、歌仙傳・袋草子。和歌を善くし、紫式部・和泉式部・小式部等と、名を齊しくして十訓鈔。亦上東門院に仕へたり。大輔、初め、宮に入りしとき、關白道長、側に侍したりしが、時に、櫻花を獻ずるものありければ、道長、筆硯を取り、大輔に授けて、和歌を題せしめたるに、大輔、筆を秉りて、立に成して曰く、古の奈良の都の八重櫻、今日九重に匂ひぬるかなと。道長、大に感賞したり。其の敏捷なること、此の如くなりき。袋草子。

譯文大日本史卷の二百二十四終

譯文大日本史卷の二百二十五

列傳第一百五十二

隱逸

藤原高光
源成信　藤原重家
源顯基
藤原爲業
佐藤義淸
鴨長明

士の斯の世に生るゝや、賢愚、天の賦予に隨ひて、各其の用を展ぶ。豈に巖穴に偃蹇し漁樵に沈冥するを以て、高しとなさんや。異邦革命の世、或は二世に事ふるを恥ぢて、其の事を高尙にするものあれば、史傳、之を美とす。皇朝は、神裔相承けて、萬世易らざれば、隱逸の士も、稱するに足らざるものあるに似たり。然れども、士の遭ふ所、其の塗、一に非ず、高材逸足にして、而も、人に知られざるものあり。忠を抱き節を負ひて、而も、讒佞に蔽はるゝものあり。其の志を降し己を屈し、車塵

を望みて棧豆を戀ひんよりは、高踏遠引し、富春に耕して、蘇門に嘯くに孰若ぞや。故に、處する所、得失小大の殊なるありと雖も、君子は、皆蠱の上九を以て之を期す。藤原藤房が諫行はれずして去りたるが如きは、象に所謂志則るべくして進退道に合へるものなり。事、本傳に在れば、茲に列せず。隱逸傳を作る。

藤原高光、右大臣師輔が子なり。才思ありて、和歌を善くせしが、村上の朝に、從四位下〇歌仙傳に、從五位上に作れり。右近衛少將に至れり尊卑分脈・歌仙傳。帝、嘗て飛香舍に御し、召して文選を讀ましめけるに、三都賦序を暗誦したりければ、帝、大に感歎したり九暦。高光、志趣高尚にして、榮貴を慕はず、世を避けんとするに及び、和歌を作りて曰く、斯くばかり經がたく見ゆる世の中に、うらやましくもすめる月かなと。拾遺和歌集。出家して横川に蔭れ大鏡。名を如覺と改めしが尊卑分脈。帝、深く憫惜せり。後、多武峯に居たれば、世、稱して多武峯少將と曰へり尊卑分脈・大鏡・榮華物語。正暦五年、卒す多武峯略記。

源成信、致平親王の子なり。一條帝に仕へて、從四位上、左近衛中將に至りしが尊卑分脈・古事談・續古事談。母は、攝政道長が妻の姉なりければ、因て、道長が爲に子養せられたり愚管鈔・榮華物語。左近衛少將藤原重家は、左大臣顯光が子なりしが尊卑分脈。成信と友とし善くして、並に姿儀美しかりければ、時人、呼びて輝中將・光少將と曰へり。兼て朝儀に閑ひて進止詳華なりしが愚管鈔・榮華物語。一日、二人、直に在りて四納言の仗議を視たりしに、裁決明辨にして、吐屬流るゝが如くなりしかば、退きて嘆じて曰く、官に在らん

ものは、宜しく此の如くなるべし。才、此に至らずして、榮進を競望せんは、士子の羞なり。跂て及ぶべからずば、則ち世を辟け賢に讓るの潔しとなすに如かずと、相與に園城寺に投じて、剃髪す愚管鈔・古事談・今鏡・續古事談。重家は、法名、舜源、一乘院と號す愚管鈔・尊卑分脈。年皆二十餘、時人、嗟惜せり今鏡。

源顯基、大納言俊賢が長子なり公卿補任・尊卑分脈。少くして學を好み、篤く典籍に志しゝが續往生傳・元亨釋書。後寛弘八年、從五位下に敍し、長和中、侍從となり、右兵衛佐に任ぜられ、左近衛少將に遷る公卿補任。後一條帝登極の初、上東門院、宮に入りて嘆じて曰く、故院、晏駕し給ひて、未だ幾ならざるに、宮中の事體、復舊に似ずと。帝、愧づる色ありしが、會顯基、直に在りて朗詠せしに、后、嗟賞し曰く、念ふに、疇昔に及ぶもの、惟此あるのみと。帝、爲に釋然たりき十訓鈔。治安・萬壽の間、藏人頭に補し、左近衛中將に轉じ、長元中、參議に任ぜられ、從三位、權中納言に至り公卿補任。恩遇、最も隆なりき。然れども、夙に退素の志ありて、常に言ひけらく、願はくは、罪なくして配所の月を見ることを得んと。帝の崩ずるに及び、顯基、悲慕して、入りて梓宮を拜せしに、會燈を供へざりければ、乃ち潛に嘆じて曰く、世情の菲薄なること、一に此に至れり。古より、忠臣は、二君に事へず。吾、復朝に立たんことを欲せずと。遂に比叡山に登り、祝髪して、名を圓昭と更めたれば、人、咸之を惜めり。後、大原山に住みて、博く經論を閲し練行精至せしが古事談・十訓鈔・續往生傳・元亨釋書。復醍醐に移り十訓鈔。永承二年、疽を患へて、悅びて曰く、吾、聞く、萬病、死に至るまで、心神變せざるものは、唯癰疽のみなりと、終に醫

隱逸

藥を絶ちて終へたり續往生傳・元亨釋書。年は、公卿補任に據る。子資綱は、和歌を善くし、權中納言、正二位に至れり公卿補任・榮華物語。

藤原爲業、權中納言長良が裔なり。父爲忠は、丹後守となれり尊卑分脈。爲業、崇德の朝に仕へて、藏人に補せられ中右記。伊豆・伊賀の守に歷任して、皇太后宮大進となる尊卑分脈。和歌を好み、記事に長じたりしが、世繼翁・夏山繁樹が問對を設け、君臣の事蹟を概記して、文德に起り後一條に終り、名けて世繼物語と曰ひ、又大鏡と名けたり本書序・尊卑分脈・書籍目錄。剃髮して、大原山に隱れ、名を寂念と更む尊卑分脈・寶物集。爲業が弟は、壹岐守賴業・長門守爲隆〇寶物集・作者部類に、爲經に作れるは、誤なり。賴業、兄に先ちて祝髮し、寂然と名け、亦大原に居りしが、和歌を善くして、西行と相唱酬したり尊卑分脈・寂然集。爲隆も、亦僧となりて、寂超と名けしが、兄弟三人、山林に棲遲し、吟詠して樂となしたりければ寶物集。世人、呼びて大原三寂と曰へり尊卑分脈。

佐藤義清義清を、諸書に、則清に作り、或は憲清・範清。憲・範、並に則と訓讀同じ。今、台記・尊卑分脈に據る。鎭守府將軍藤原秀郷九世の孫にして尊卑分脈・東鑑・西行物語。左衞門尉康淸が子なり。累世、武を以て著稱せられたり尊卑分脈・台記・西行物語。義清、勇敢にして射を善くし、頗る韜略に通じたりしが西行物語。鳥羽上皇に仕へて、北面士となり、左兵衞尉に任せらる尊卑分脈・西行物語。酷だ和歌を嗜みて、造詣高妙なりしかば、上皇、其の才を愛して、甚だ之を親遇せり。然れども、榮利を喜ばず、常に世を避けんの志あり。上皇、旨を諭して、檢非違使に補せんと欲せしに、義清、其の職、罪人を逮捕し、多く陰禍を招くを以て、固く之を辭せり。會鳥羽新宮成りたれば、上皇、一時の

名輩に命じて、障子の畫に題する和歌を上らしめしに、義淸、卽日、十首を進めしが、大に旨に稱ひて、御劍朝日丸と名けたるを賜ひ、宮中、亦恩賜ありしかば、親戚、之を賀したれども、義淸、樂まざりき。嘗て族人左衞門尉憲康と、鳥羽殿に朝して還るとき、別に臨みて、相約すらく、明日、又當に同じく朝すべしと。義淸、期の如くにして至りしに、其の家、哭聲ありて、外に聞えたり。怪みて之を訪へば、則ち、憲康、昨夜、暴に死したり。義淸、惕然として出家の志益決し、情を陳べて官を辭せんとせしに、上皇、其の才を惜みて許さゞりき。嘗て出遊して家に還りしとき、其の女、年甫て四歳なるが、嬉笑して出で丶迎へ、衣を牽きて戲れけるに、義淸、意に甚だ之を憫みしかども、旣にして、猛省すらく、我が出離を害せんものは、此に過ぎたるはなし、愛を割くこと、當に此を始となすべしと、乃ち之を蹴て牀より墜しけるに、女、慕ひ泣きて去らざりしを、義淸、强忍して顧みざりければ、家人、驚き訝りたりしに、其の夜、遂に妻子を棄て丶嵯峨に往きて僧となり西行物語。西行と名け、又圓位と號せり尊卑分脈・源平盛衰記。時に、年二十三。義淸、豪家にして、才を抱き時に遭ひたりしが、一朝、棄て去りて牽戀する所なかりければ、時人、嗟嘆せり台記。其の妻、亦尼となりて、高野の天野に居り、練行堅貞なりき撰集鈔。西行、常に謂ひけらく、桑門は、家なし、須らく抖擻して身を終ふべしと。是に於て、東關・西州、遠しとして到らざることなく、其の意を得るに當りては、嘯咏自適せり西行物語。廬を伊勢の二見浦に結びしに千載和歌集・西行談鈔。草を藉きて茵となし、石に穴して硯となし、和歌會ごとに、扇或

は花筐を用ひて文臺に代へたり。毎に自ら歎じて曰く、一生幾もなく、來世邇きに在りと。(西行談鈔。)嘗て遠江の天龍渡を過ぎしに、舟人、乘る所太だ多きを以て、叱りて下らしめんとしけるを、西行、聽かざる爲したれば、舟人、怒りて鞭撻し、血流れて面を被ひたれども、西行、毫も怒る色なく、從容として舟を下りけるが、從僧、之を慍りけるに、西行曰く、我、法の爲に此に至りぬれば、陵辱せられて死に抵らんも、憾むる所に非ざるなり。若し此の心なくんば、披剃せざるの愈れりとなすに若かず。汝、未だ世を遺るゝこと能はず、宜しく我が徒たるべからざるなりと。遂に之を謝遣したり(西行物語。)神護寺の僧文覺、西行を悦ばずして曰く、沙門の業たる、唯道是修す。彼、何するものぞ、四方に周遊して、吟咏、日を渉る、實に釋門の賊なり。吾、之を見ば、必ず撃ちて其の頭を破らんと。西行、高雄に抵りしが、文覺、與に語りて大に悅びければ、其の徒、文覺に謂て曰く、師、前に陵辱を加へんと言はれたりしに、今、此の若きは何ぞやと。文覺曰く、爾が曹、西行が狀貌を見ずや。固より我に毆たるゝものに非ず、反て將に吾を毆たんとすと。(清案鈔。)又鎌倉を過りたりしとき、路に源賴朝に逢ひしに、賴朝、人をして名を問はしめ、因て召し見て、和歌及び射御を問ひけるに、辭謝して曰く、弓馬は、略箕業を繼ぎたりしかども、遯世の日、秀郷以來傳ふる所の書は、悉く之を焚きぬ。和歌の若きは、時に感じ物に觸れて、僅に能く之を成すのみ、微旨奥義は、素より解せざる所、以て對ふべきなしと。賴朝、固く請ひしに、是に於て、通宵、弓馬を談じければ、賴朝、侍臣をして筆記

せしめたり。翌日、辭して行かんとしけるを、頼朝、固く留むれども、聽かざれば、遺るに銀猫を以てせしに、受けて出でけるが、適門側に兒童の遊戯せるものあるを見て、之を予へて去りぬ。嘉禎中、北條泰時、海野幸氏が射法に精しきを以て、之を時頼に傳へしめしに、幸氏、西行が頼朝に告げたる所の言を擧げて、之に敎へけるを、一時の將士三浦義村等が如き、皆善と稱し、定て射家の法則となせり。東鑑。建久元年二月十六日、京師に卒す。西行物語に、九年に作り、兼載雜談には、三年。今、俊成家集に從ふ。年七十三。諸書に、卒年を載せず。今、台記・百錬鈔に、義清、保延六年僧となる、時に年二十三の文に據りて之を推す。嘗て和歌を作りて、櫻花を詠じて曰く、願はくは花の下にて春死なん、そのきさらぎの望月のころと。竟に其の言の如くなりき。續古今集・俊成家集・西行物語。其の釋敎に於るは、顯密に兼通したりければ、僧慈圓、敎を請ひしに、對へて曰く、密家の要を窺はんと欲せば、當に先和歌を學ぶべし、然らずんば、竟に其の奧に造ること能はじと。沙石集。後鳥羽上皇、嘗て謂ひけらく、西行は、才思天成にして、常人の學び得ん所に非ずと。後鳥羽帝口傳。其の集を山家集と曰ひ、又御裳濯川歌合・撰集鈔あり、並に世に行はれたり。

鴨長明、菊大夫と稱し、世鴨社の氏人にして、祖季繼・父長繼は、皆禰宜となれり。鴨氏系圖。長明、管絃に通じ、和歌を善くし。十訓鈔。應保中、從五位下に敍せられたりしが。系圖。後鳥羽上皇、召して和歌所寄人となせり。十訓鈔。一時の和歌に名あるものに敕して、肥大・枯細・艷雅の三體の和歌を獻ぜしめ、以て其の才を試みしに、衆、皆之を難しとしけるを、唯長明及び攝政良經・僧慈圓等六人のみ、敕

を奉じたり無名鈔。長明、嘗て父祖を襲ぎて社司に補せられんことを奏請せしに、許されざりしかば、是より、怏怏として樂まず、門を杜ぢ交を息め、葵歌を作りて、以て其の意を寓し新古今和歌集・十訓鈔を參取す。剃髮して僧となり、名を蓮胤と改め東鑑。大原山に入りぬ。時に年五十方丈記。建暦中、鎌倉に往きしに、將軍源實朝、素より其の名を聞きたりければ、數延接せられたり東鑑。幾もなくして、京師に還り、創意して、室の方一丈高さ七尺に過ぎざるを作り、杜楹屋廂、皆鉤鎖を用ひて、開闔に可ならしめけるが、或は意に適せざれば、移りて以て他に往くに、兩車に載すべくし、遂に日野の外山に入りて、焉に居たり。有る所は、佛像及び書數軸・箏・琵琶、餘は、貯蓄する所なく、山に登り水に臨み、採擷して自ら給し、方丈記を著しゝが、其の耿介の氣は、概ね其の中に見れたり。世、之を傳誦す方丈記。後、上皇、復召して和歌所に入れんと欲せしに、長明、和歌を上りて之を辭したり十訓鈔。遺跡に石牀あり、世に、方丈石と號す。初め、藤原俊成、千載和歌集を撰進せしに、長明が歌を採ること僅に一首なりけるが、長明、喜びて曰く、我、歌人の後に非ず、身、亦才あるに非ず、而して、敕撰集中に採錄せられたるは、豈に至榮に非ずやと。或曰く、子が言、甚だ理あり、他人は、此の如くなること能はじ。吾、是の集を閱するに、庸流も、多く收載せられて、多きものは十數首、少きものも四五首を下らざれば、吾、以謂らく、子、內に平なること能はじと、初め、子が言を信ぜざりしに、而も、子、屬言して措かざれば、今よりして後、子が實に之を喜べるを知りぬ。心を存すること

此の如くなれば、終に當に斯道に於て神助を得べきなりと。其の後、長明が聲譽、日に盛にして、果して其の言の如くなりぬ（無名鈔）。新古今和歌集を撰ぶに當り、一時和歌を進むるもの、多きは千百首に至りしかども、撰人、刪去するもの多かりしに、長明は、唯十二首を進めて、而も、皆取る所となれりと云ふ（兼載雜談）。著す所、瑩玉集・無名鈔・發心集・文字鏁・四季物語・方丈記ありて、世に行はれたり。

譯文大日本史卷の二百二十五終

譯文大日本史卷の二百二十六

列傳第一百五十三

方技

水江浦島子
役小角
白箸翁
大津首
大津宿禰大浦
藤原朝臣竝藤
伊岐是雄　卜部平麻呂
滋岳朝臣川人
弓削宿禰是雄
賀茂忠行　子　保憲
安倍晴明　五世の孫　泰親

僧登照
吉田連宜　孫興世朝臣書主
菅原朝臣峯嗣
菅原朝臣梶成
物部朝臣廣泉
丹波朝臣雅忠
百濟朝臣河成
巨勢金岡

異邦の史、方技を著せること侚しく、僊術・道流、竝べ擧げて雜出せり。方外の士、獨其の身を善くするは則ち可なり、一たび人主の之を好むことあるときは、則ち其の害たる、勝て言ふべからず。之を著すは、以て戒を存せんと欲すればなり。國朝、僊術傳らず、形を錬り丹を養ふの法、師受する所なし。久米・陽勝が徒、僅に僧史に雜出し、而して、浦島子・白箸翁が流、髣髴として其の一二を見る。蓋し之あるも國家に裨なく、之なくも治體に損せざるときは、則ち之なきの愈れりとするに若かざるなり。役小角、鬼神を役使し、咒禁・厭禱、其の法、頗る道流に近し。後世、文るに釋氏の道を以てし、遂に盛に行はる。陰陽・曆道・天文・典藥の若きは、既に曹局ありて、各才能を著せ

り。推歩・測驗・卜筮・鍼石、皆國家に補あり。其の工藝を以て世に名あるは、亦附して見せり。方技傳を作る。

水江浦島子、丹波餘社郡管川村の人なり。雄略の二十二年七月、舟に乘りて釣して、大龜を縛り得しに、化して美女となりぬ。浦島子、悦びて以て婦となし、遂に倶に海に入りて、蓬萊山に到り(日本紀。)、備に仙窟の樂を極めて、歲月の推し遷れるを知らざりしが、之を久しくして桑梓の念を生ぜり。女、其の情を知り、浦島子をして人間に還らしめしが、別に臨みて、玉匣を封じて之に贈り、誡めて曰く、若し再び相見んと欲せられなば、愼みて啓き視らるゝことなかれと。浦島子、船に上りぬ。俄頃にして、澄江浦に至りて、其の舊里を訪へば、則ち邑を移し閭を易へ、一も相識るものなく、浦島子、彷徨せり。會衣を洗ふ老嫗を見て、己の親故を問ふに、嫗曰く、知らざるなり。吾年一百七歲、嘗て古老の傳稱せるを聞けるに、曰く、往昔、是の地に浦島子といふありて、澄江浦に釣せしが、一旦舟に乘りて去り、終に歸り來らざりきと云ふと。浦島子、悵然として自失し、乃ち開きて玉匣を視るに、紫雲ありて匣中に起りしが、俄にして顏容衰萎し、變じて老翁となりぬ。浦島子、恍惚として日を彌り、後、形を錬り神を頤ひて、巖阿に棲息したりしが、終る所を知らず(○按ずるに、釋日本紀に、丹波風土記を引きて曰く、伊與部馬養、與謝郡司となり、文を作りて嶼子が事を記して、世に傳へたりと。然れども、其の文存せず。故に今、日本紀の存する所、及び續浦島子傳に據る。)。

役小角、賀茂役公氏にして、大和葛木上郡茅原村の人なり。敏悟博學にして、最も佛氏を好み、呪

術を善くせり。年三十二にして、家を棄てゝ葛城山に入り、巖窟に居ること三十餘年、松果を食ひ、藤葛を衣元亨釋書。鬼神を驅役して、水を汲み薪を採らしむるに、唯意の欲する所のまゝにし、命を用ひざるものあるときは、則ち咒して之を縛したり。韓國廣足、從ひて學びしが、其の能を害とし、妖妄にして衆を惑はすと誣ひければ續日本紀。文武帝、詔して、小角を繫がんとせしに、小角、空に騰りて亡げ去りぬ。吏、逐捕すること能はずして、其の母を收へしに、小角、自ら出でゝ執に就き元亨釋書。伊豆島に流され續日本紀。赦に逢ひて還ることを得たりしが、復鐵鉢を以て母を盛り、海に浮びて唐に往きぬ元亨釋書○本書に曰く、小角、金峯・葛木の間の嶮崄にして行き難きを以て、山神をして、石橋を架して路を通ぜしめしに、衆神、命を受けて、夜夜巖石を運びしかども、之を久しくして功成らざりければ、小角、督責せしに、山神、訴へて曰く、葛城の一言主神、形醜し。故に、晝は役し難く、毎に夜を待ちて役に就けり。是を以て、緩しと。小角、怒りて、咒して之を深谷に縛せしに、神、宮人に託して曰く、吾は、是管逆冠神なり、役小角、將に國家を窺へり、急に之を治せずんば、則ち危からんと。文武帝、勅して、小角を捕へて、伊豆に流せりと。續日本紀を按ずるに、小角が流されたるは、韓國廣足が讒する所にして、其の事明確なり。故に今、之に據る。本朝神仙傳に曰く、僧道照、高麗に往きて法を說きしとき講筵に國語するものありしが、乃ち小角なりき。幾ど百餘年を經たれば、道照、大に驚き、坐を下りて問訊すれども、殊に答ふる所なく、遂に復來らざりきと。釋書の小角が賛中に、亦古記を載せて曰く、道照、新羅に至りて法華を講ぜしとき、羣虎、側聽せり。中に人語するものあり、曰く、我は、役小角なりと。此の事、年代少しく乖けり。故に、本章に係けずと云ふ。按ずるに、道照は、孝德帝の白雉四年を以て、使に隨ひて、入唐し、文武帝の四年、物化せり。神仙傳に、幾ど百餘年を經たりと云へるは、其の謬甚し。故に取らず。

白箸翁、姓名邑里を知らず。貞觀の末、常に市中に遊び、白箸を賣るを以て業となしたりければ、時人、呼びて白箸翁と曰へり。鬢髮皓白にして、冠履完からず、一皂衣を著て、寒暑、變せず。人の其の年を問へば、每に告ぐるに七十を以てせり。市中に卜を賣るものあり、年八十ばかり、人に語りて曰く、吾、兒たりし時、旣に是の翁を識れり、被服顏容、今と異なることなかりきと。聞くもの、其

の異術あるを疑へり。酒食を與ふるものあれば、多少を問はず、醉飽を取りて止みぬ。或は日を渉りて食はざれども、亦飢色なかりき。放誕・謹愼、時に隨ひて定らざりければ、人、其の際を測り知ることなかりしが、後、病みて市門の側に終りぬ。市人、之を憫み、尸を收めて東河の東に埋めしが、後二十餘年、僧ありて翁を南山に見たるに、石室に居て、香を焚きて經を誦したりければ、問ひて曰く、翁、恙なしやと。翁、笑ひて言はず、遂に去りて往く所を知らず。僧、其の事を以て市人に語りければ、聞くもの、之を異めり。本朝文粹。

大津首、初め、僧となりて、義法と名けたりしが、慶雲中、美努淨麻呂に隨ひ、新羅に往きて學び、年を踰えて歸り、占を善くしたりければ、和銅中、詔して、還俗せしめて今名を賜ひ、從五位下を授けたり。尋で從五位上に進み續日本紀。陰陽頭となり、皇后宮亮を兼ねしが懷風藻。天平の初、諸博士に詔して、弟子を敎授せしめしに、首、其の一となりぬ續日本紀。卒す。年六十六懷風藻。

大津宿禰大浦、世陰陽を習へり。藤原仲麻呂、甚だ之を愛信したりしが、寶字の末、仲麻呂、不軌を謀るに、吉凶を大浦に問ひけるに、大浦、禍の己に及ばんことを恐れて、密に其の狀を告げたり。未だ幾ならずして、仲麻呂反きしかば、褒めて從四位上を授け、連を改めて宿禰を賜へり。左兵衛佐となり、美作守を兼ね、神護の初、功田十五町を賜る。大浦、嘗て和氣王と善くして、數其の宅に飲みたりければ、王の反を謀るに及び、坐して宿禰を除かれ、日向員外介に左遷せられ、位封を

奪はれたり。景雲中、解任して、藏むる所の天文・陰陽の書を沒入せしが、寶龜の初、召し還して、姓位を復し、陰陽頭となし、安藝守を兼ねしむ。六年、官に卒す續日本紀。

藤原朝臣竝藤、參議濱成が曾孫なり。父臣繼は、豐前介となれり。竝藤、陰陽・推步の學を善くし、兼て天文・風星を曉りたりしが、初め、丹波權掾となりたれども、赴かずして、留りて陰陽助となれり。天長・承和の間、筑後・和泉・加賀の守を歷て、陰陽頭となり、嘉祥中、從五位上に敍せらる。仁壽三年、病革りしに、帝、其の才學を重じて、特に正五位下を授けたり。卒す。年六十二文德實錄。

伊岐是雄、壹岐島石田郡の人なり、本姓は卜部、後、今姓を賜りぬ。始祖忍見足屋命より、世龜卜を掌り、子孫傳習し、是雄に至りて、最も其の術に精しく、當時の推重する所となれり。嘉祥中、東宮宮主となり、淸和帝位に卽きて、轉じて宮主となり、貞觀中、從五位下に敍し、丹波權掾に任ぜられたり。卜部平麻呂といふものあり、伊豆の人にして、是雄と時を同じくしたりしが、幼にして龜卜を習ひ、神祇官の卜部となり、卜斷、奇中多かりき。承和の初、卜を善くするを以て遣唐使の員に充てられ、還るに及びて神祇大史となり、天安中、權大祐に轉じて宮主を兼ぬ。貞觀中、參河權介に遷り、從五位下に累進し、備後・丹波の介を歷て、元慶中、卒す三代實錄。

滋岳朝臣川人、本姓は刀岐直文德實錄。博く陰陽學に達し、宿曜・遁甲の術に長じて類聚國史・今昔物語を參取す。善く未然を察したりき。人、或は災厄あれば、川人、豫め之を知り、其の人、救を乞へば、則ち術を以て

之を壓ふるに、必ず奇驗ありき今昔物語。文德の朝に、陰陽權允に擢でられ、陰陽博士を兼ぬ。齊衡元年、姓を滋岳朝臣と賜り、尋で陰陽權助となり文德實錄。貞觀中、從五位下に敍せられ、播磨權大掾を兼ねしが、何もなくして、權介に轉じ、後、陰陽頭に任ぜられ、安藝權介を兼ね、從五位上に進み、陰陽博士たること、故の如く、十六年、卒す。川人、屢勅を奉じて、大和吉野郡の高山に至り、蝗害を攘ふの祭を修し三代實錄。又後來の世事を推考し、記して以て世に傳へたるが、之を川人勘文と謂ふ續古事談。著す所、世要動靜經・指掌宿曜經・滋川新術遁甲書・金匱新經類聚國史・仁和寺書籍目錄。宅肝經等の書ありて、道家の法則となれり仁和寺書籍目錄。用ふる所の大乙式盤に神靈ありて、陰陽家、世寶として焉を傳へたり左經記。川人沒して、弓削是雄あり、是雄沒して、忠行あり、竝に方術を善くし、聲譽、相比せりと云ふ今昔物語。

弓削宿禰是雄、播磨飾磨郡の人なり。其の先は、饒速日命より出で、父安人は、正六位上に敍せられたり三代實錄。是雄、陰陽・推算の術に長じ、占驗、神の如くなりしが政治要略に善家集を引ける。貞觀の初、陰陽師となり、六年、父安人等と同じく本居を改めて、河內の大縣に貫附せり三代實錄。其の年、近江介藤原有蔭、是雄を家に招きて、屬星を祭らしめしに、時に、內豎伴世繼といふもの、來りて有蔭が家に宿したりけるが、凶夢ありければ、是雄をして之を占はしむ。是雄、式を轉じて、大に駭きて曰く、君、若し家に歸らば、必ず鬼の爲に殺されん。愼みて家に入ること勿れと。世繼、羈旅すること、日久しか

りければ、之を聞きて、歎息して問ひて曰く、我、家を思ふこと甚だ切にして、歸らざることを得ず。防護の方ありや否やと。是雄、又占ひて曰く、君が家の寢室の艮の隅に鬼あり。君、須らく劒を佩き弓箭を持ちて、直に寢室に入り、弓を彎き目を瞋し、艮の方に向ひて、呼びて、汝、速に出でよ、出でずんば、我、當に汝を殺すべしと曰ふべし。此の如くせば、則ち以て難を免るべしと。世繼、其の言の如くせしに、一僧ありて、匕首を持ち、出でゝ叩頭して曰く、某、君の婦と姧せしに、近者、君の還らるゝを聞き、將に之を殺さんとせしに、君、既に之を覺られたり。是を以て、自首すと。世繼、立に其の妻を逐ひ、僧を執へて獄に就かしめたり。時人、稱して曰く、管郭が儔なりと。政事要略・今昔物語。未だ幾ならずして、陰陽允となり、十五年、又居を移して右京に貫し、三代實錄。尋で陰陽權助に轉じ、播磨權少目を兼ね、外從五位下に敍せられ、類聚國史。元慶元年、姓連を改めて、宿禰を賜る。三代實錄。既にして、備前權掾を兼ねて、從五位下に進み、類聚國史。仁和の初、陰陽頭となり、三代實錄。寬平中に至りて、聲價、愈〻重かりき。三善淸行、其の術に服し、嘗て歎じて曰く、是雄が術は、死中に生を求め、凶中に吉を得、萬に一を失はざるものなりと。政事要略。

賀茂忠行、大外記峯雄が子なり。賀茂氏系圖。大外記は、類聚符宣鈔に據る。忠行、學和漢を兼ねて、陰陽・推歩を善くし、式徵錯らざりければ、朝野、之を信じたりき。朝野羣載・今昔物語。陰陽師となり、今昔物語。近江掾・丹波介に歷任して、系圖・作者部類。正六位上を授けられ、天曆中、男保憲が奏請を以て、從五位下に敍せられたり。系圖・本朝文粹。

天德三年、帝、試に忠行をして筐中の物を占はしめしに、忠行、占文を獻じて曰く、火色中に在れども、連燒すること能はず、水石餝あれども、衣濕すること能はず、方圓、其の母は唯一、總圓、其の兒は、餘百、宛ら鴈列の連連たるが如く、手に懸け身に副へ、桑林吐吸し、玉を串きて空に係くるが如く、胎露厚膝底〇疑ふらくは、闕誤あらん。蓋し水精の念珠、貫くに朱絲を以てせるならんと。之を披くに、果して然りき朝野群載。天曆の間、都下に一僧あり、會怪を見て、忠行をして之を占はしめしに、曰く、某の日、師が家、當に盜難あるべし。止に財を失ふのみに非ず、或は命を喪ふに至らん。宜しく之を戒むべしと。僧の家、素より富みたりければ、之を聞きて大に懼れ、期に至り、齋戒して戶を閉ぢ客を謝したりしに、日暮、平貞盛、陸奥より至りしが、素より相善ければ、投宿を乞ひけるに、僧、辭して、告ぐるに實を以てす。貞盛曰く、師、若し虞あらば、宜しく貞盛を止めて備となすべきに、反て之を辭するは、豈に失策に非ずやと、遂に留宿せしに、夜半、賊十餘人あり、刀杖を擁して直に庭中に入り、言笑喧閙して、忌憚する所なし。貞盛、起ちて弓矢を取り、潛に賊中に混じて、陽に導者となり、財貨の在る所を指しけるに、賊、殊に覺らずして、前後爭ひて進むを、貞盛、射て先至れるもの一人を斃せり。闇中、賊、其の狀を審にせざれば、貞盛、呼びて曰く、人あり矢を發ち、弦聲甚だ猛し。吾が屬、恐らくは脫れ難からん、當に速に遁れ去るべしと。一賊あり、奮ひて曰く、弱矢緩弓、何ぞ畏忌するに足らん。兒輩、努力せよと。貞盛、又射て之を斃しゝに、賊徒、驚き走りけ

るを、貞盛、追射して、更に四人を斃し、一人を擒にせり。因て、餘黨を索めて、盡く之を獲たれば、僧、卒に難を免れたり今昔物語。四子、保憲・保胤・保明・保遠系圖。保胤は、姓を慶滋と改めしが本朝文粹。文學傳に在り。保明は、從四位上、文章博士・能登守系圖・作者部類。保遠は、正五位下、權陰陽博士・主計助系圖。

保憲、幼にして奇才あり。忠行、之を異とし、盡く方術の蘊奥を傳へたりしが、長ずるに及びて、聲譽あり今昔物語。蚤に曆博士となりて、從五位下に敘せられ、班列、忠行が上に在りければ、保憲、以爲らく、父子の道に乖けりと。天曆六年、上書して曰く、父兄に先ちて爵を帶ぶるは、古人、之を恥ぢ、今も、亦之を恥づ。榮班を推して親に讓るは、賢者、之を思ひ、愚も、亦之を思ふ。親父忠行、心、古今を尋ね、學、和唐を兼ね、七略を訪ひて門戶を叩き、九流を涉りて淺深を酌み、學を嗜むの情、老いて彌篤し。保憲、過庭日淺く、纔に推步を一遇に窺ひ、奉公勞成り、已に榮爵を三朝に忝なくせり。而るに、老父、齡傾き、靑衫、柴扉の裏を改めず、愚子、年少く、朱衣、漫に周行の間に曳く。曉夕の溫淸、進退、步を失ひ、蒲柳、秋を經て彌脆く、水菽、日に幷ひて屢空しく、忠誠を天闕に盡すの年は長けれども、孝養を私門に致すの日は短し。方今、聖上、已に孝を以て天下を治め給ふ。臣下、何ぞ孝の心中に留ることを忘れん。望み請ふ、天慈、曲て哀矜を降し、此の朝請の名を以て、暮年の父に讓らしめ給へ。然らば則ち、父、榮班に登りて、五品の號に誇ることを得、子、初服に返るとも、

猶萬戸の侯に勝らん。父を思ふの志に勝へずと朝野羣載。書奏して、特に忠行に從五位下を授けられたり系圖。天德の初、陰陽頭に任ぜられて扶桑略記。天文博士を兼ね日本紀略・扶桑略記。安和中、主計頭となり、穀倉院別當に補せられ二中曆。正五位下に進み、天文博士、故の如く類聚符宣鈔。天延中、曆を造りしを以て從四位下を授けられ朝野羣載。尋で從四位上に敍せられ、貞元二年、卒す。子は、光榮・光國・光輔系圖。一女、才思ありて、和歌を善くせしが、集ありて、世に傳れり續往生傳・保憲女集。光榮は、家學を傳へて、曆博士となり系圖○按ずるに、系圖一本に、天文博士に作れり。安倍晴明と竝び稱せられたり續往生傳。嘗て晴明と短長を較べしに、晴明曰く、師の世に在るや、常に我を以て卿が右に置かれたり。且つ百家の集傳、我が家に在りと。光榮曰く、愛憎は、親疎を以てせず。百家の集の如きは、我も、亦之を傳へたり。曆道に至りては、我、獨之を得て、卿が知らざる所なりと。世に謂ひけらく、晴明は、方術に長じたれども、才學、光榮に如かずと續古事談。寛弘八年敦康親王の居る所の藻井の上に聲ありて、瓦礫を投ぐるが如くなりければ、親王、以て怪となし、光榮に命じて之を占はしめしに、光榮曰く、占文、甚だ凶にして、君上に利あらず。三旬の間、當に變あるべしと。既にして、帝病み、尋で崩じたり。藤原行成、歎じて曰く、光榮が占は、猶諸を掌に指すがごとし、神と謂ひつべしと權記。累に大炊助・右京權大夫を歴て、從四位上に敍せられ、長和中、卒す系圖。子孫、世、陰陽・曆學を以て仕ふ系圖・今昔物語。家書に曆林十卷あり仁和寺書籍目錄。忠行、天文・曆道に兼通して、悉く皆之を保憲に傳へしかば、保憲、因て兩職を掌りしが、後、保憲、曆道

を光榮に、天文を安倍晴明に傳へたれば、分れて兩家の業となれりと云ふ 帝王編年記・職原鈔。

安倍晴明、右大臣御主人が後なり。父益材は、大膳大夫となれり 尊卑分脈。 晴明、初め、賀茂忠行及び其の子保憲に從ひて、陰陽・推算の術を學びしが、職神を役使し、天文を解し、雜占に曉にして、奇中すること、神の如くなりき 今昔物語○忠行及び子保憲に從へるは、職原鈔・安倍系圖に據る。 稍進みて從四位下に敍せられ、累に天文博士・大膳大夫・左京大夫・播磨守を歷たり 系圖。 華山帝、位を遜れて、夜、潛に宮を出でしとき、嬪妾と雖も知らざりしが、是の夜、晴明、暑を庭中に避けたりしに、仰ぎて天象に變あるを見て、大に驚き、走りて朝に造れば、帝、果して在さゞりき 大鏡・元亨釋書。 長德中、術士あり、左大臣藤原道長に告げて曰く、某の日、家に當に怪あるべしと。期に至り、道長、門を杜ぢて客を謝し、唯鎭守府將軍源賴光・醫師丹波忠明 ○按ずるに、賴光を、本書に、義家に作り、忠明を、元亨釋書に、重雅に作れるは、並に誤なり。 僧正觀修及び晴明を招きたりしが、會大和、瓜を獻じたるに、道長、疑ひて食はず。晴明曰く、瓜中に毒ありと。觀修、呪を唱へしに、其の瓜、跳躍圓轉して止まざれば、忠明、針を以て之を刺しゝに、瓜、乃ち動かず。賴光、刀を挺きて之を斫りたるに、中に小蛇ありて、針、其の眼に中り、刀、其の頭を斷ちたりき 古今著聞集。 道長、家に一犬を畜ひ、出づるごとに必ず隨へたりしが、一日、將に法成寺に往かんとせしに、犬、前を遮りて吠え、衣を銜へて之を牽けり。道長、之を異みて、寺門に入らず、晴明を召して之を問ひけるに、晴明曰く、相府を呪咀するものありて、厭物を此に埋めたりと。因て、一所を指示して、之を掘りたる

に、泥封の土器を得たるが、内に朱書一字あり。晴明曰く、世に此の術を知れるものなければ、必ず道滿法師が所爲ならんと（滿を、或は摩に作れり。）乃ち紙を結びて鳥形を作り、呪を誦して之を投げしに、化して鷺となりて飛び去りぬ。因て、人を遣はして其の後に從はしめしに、萬里小路河原院の側の民家に止りければ、衆、其の主を執へて來れば、果して道滿なりしかば、鞫問して實を得、道滿を播磨に放ちたり（宇治拾遺物語・東齋隨筆・十訓鈔。）又園城寺の僧智興が、病みて將に死なんとせしとき、其の徒、晴明に病を祈らんことを請ひけるに、晴明曰く、師の病起たじ、我、祕符あり、以て他人に移すべしと。僧證空、代りて死なんことを請ひければ、晴明、符を書きて之を祈りけるに、智興、立に愈えて、證空、忽ち病みたり（元亨釋書。）嘗て陣座を經たりしとき、藏人某が烏の爲に穢されしを見て、謂へらく、烏は、則ち職神なり。此の人、必ず職神の祟あらんと。之に告げて曰く、子が命、今夕に過ぎじと。其の人、涕泣して救を求めければ、晴明、隨ひて其の家に至り、通夜、之を擁して呪を誦せしに、曉に及びて門を叩くものあり。之を問へば、則ち厭禱を致しゝもの、自ら來りて實を吐き、大に叫びて暴に死し、某は、卒に免かるゝことを得たり（宇治拾遺物語。）晴明が妻、職神を畏れたり。故に、之を一條反橋の側に置き、事あれば則ち召して之を使ひしが（源平盛衰記。）其の門戸、人なきに常に開闔せり。時に、播磨人智德といふものありて、亦方術を能くしたりしが、晴明を試みんと欲し、佯りて術を習はんとするもの、爲して、其の家に造りしに、二童子、焉に從へり。晴明、以爲らく、彼、我が術を試みんと欲す。二童子は、

蓋し職神ならんと。是に於て、心念手印して、密に二童を匿して、謂て曰く、今日、事あれば、請ふ、他日を竢たれよと。智德、去りぬ。少時にして、復來りて曰く、我、二童を失へり。意ふに、卿が匿されたるならんと。晴明、笑ひて曰く、我は、知らざるなりと。智德、叩頭して已まざりければ、晴明曰く、子、我を試みんと欲したるに、而も、我、之を知らずと謂へるか。何ぞ我を料ることの淺きと、乃ち咒を誦せしに、二童、忽に出でしかば、智德、歎服して曰く、古より、職神を使ふは易けれども、他の職神を匿すは、則ち難きに、卿は、神と謂ひつべきなりと、遂に之に師事したり今昔物語。初め、天德中、節刀、災に罹りて、人、其の制を知るものなかりけるに、詔して、晴明に問ひしに、晴明、木樣を作りて之を獻じたり中右記寛治八年。著す所、金烏玉兎集あり、又簠簋袖裏傳と名く本書に據る。又占事略決一卷あり仁和寺書籍目錄。子は、吉平・吉昌○按ずるに、系圖に、吉昌を以て長子となせり。吉平、能く家業を傳へたりしが、長和五年、擢でられて從四位下に敍せられければ、當時、焉を榮とせり小右記。主計頭・陰陽博士に歷任す尊卑分脈。吉平、丹波雅忠と飮み、杯を引きて滿を持したるに、吉平曰く、今、當に地震ひて杯中の酒を覆へすべしと。言未だ竟らざるに、震へり古今著聞集。吉昌は、但馬權守・主稅助・陰陽頭尊卑分脈・系圖。天文博士を歷たり小右記・尊卑分脈・系圖。長和四年、勞を以て、特に敕して、正五位下に敍せしが朝野羣載。寛仁中、卒す小右記。晴明五世の孫は、泰親。

泰親、家學を善くし、占候差はざりしが、世、呼びて指御子と曰へり。其の推す所、諸を掌に指す

が如きを謂へるなり平家物語。嘗て雷の其の家に震して、泰親が背に觸れ、衣、薰灼するに至りて、而して、身、損傷する所なかりけれども玉海・平家物語。頗る其の毒に中れるを覺えければ、地黄酒を劑して、之を服したるに、卽日、瘳ゆることを得たりしかば、人、傳へて以て奇となせり顯廣王記。祇園社、嘗て災に罹りしが、泰親、時に、陰陽博士たりければ、之を占ひて曰く、六月壬子、內裏、當に災あるべしと。期に至りて、土御門內裏、果して火けぬ。人、以て神となせり續古事談。治承三年十一月、京師、地大に震ひ、刻を移して已まざりしが、泰親、馳せ奏して曰く、咎徵細ならず、其の應、邇に在らんと。言未だ畢らざるに、涕泗、交下りければ、左右、皆曰く、方今、天下乂安なるに、何の虞か之あらんと、相顧みて、其の狂躁を笑ひけるが、未だ旬を踰えざるに、平清盛、數千騎を率ゐて、福原より還り、關白基房を流し、廷臣數十人の官を削りて、意、猶歉らずして、法皇を鳥羽殿に幽せり。適巨鼬ありて、廻遶悲鳴し、法皇に向ひて、踊躍して去りければ、法皇、之を惡みて、泰親に問ひしに、對へて曰く、三日の內、當に慶あるべく、後、當に憂あるべしと。法皇、未だ之を信ぜざりしが、清盛が子宗盛、父の狠戾を患へ、諫爭、苦に到りて、法皇を八條烏丸に遷し、防禁、稍弛びぬれば、意、始て安じたりしに、既にして、以仁王、兵を起し、克たずして死しければ、時人、其の術に服せり平家物語。

僧登照、相を善くするを以て聞えたり。人の動止を察し、語音を聽きて、其の貧富壽夭を知り、或は笛聲を聞きて、其の生死を知るに至れり。京師の一條に居りしが、來りて相を乞ふもの相踵げり今昔

物語。嘗て天台座主院源を訪ひしに、院源、問ひて曰く、弟子良因は、何の時阿闍梨に補せられんかと。登照曰く、決して其の事なしと。院源、笑ひて曰く、君が言、信じ難し。彼、才識絶倫なれば、必ず僧位を極めんと。登照、出でゝ人に語りて曰く、良因、年なし、何ぞ阿闍梨に補せらるゝことを得んと。後、果して其の言の如くなりき。一日、藤原道長が家に至りしに、道長、臥して之と語りたりしが、會子頼通、來り謁せり。登照、密に道長に謂て曰く、郎君、既に槐位に躋られたるに、今、加尊の相ありと。道長、驚き起ちて曰く、我、方に攝籙を以て相與へんと欲したるのみと（古事談）。嘗て頼通及び弟敎通を相して曰く、二公、壽八十に至り、共に三世の丞相となられんと。又言ひけらく、藤原伊周は、貶謫の相ありと。後、皆其の言の如くなりぬ（平家物語・源平盛衰記）。東大寺の學徒藏滿、京師に赴き、道に登照に逢ひしに、藏滿、喜びて曰く、我、幸に公に値へり。請ふ、爲に終身の吉凶を道はれよと。登照曰く、汝、精學出身すと雖も、命數四十を過ぎじ。若し本業を棄てゝ、菩提心を發し、精修を勤めなば、或は年壽を延ぶることを得ん。其の他は、我が知る所に非ずと。藏滿、其の言に從ひしが、後、竟に壽を以て終れり（今昔物語・元亨釋書）。登照、嘗て朱雀門を過ぎしに、時に、男女數人ありて、門下に憩へり。登照、之を視て、其の悉く暴死の相あるを見、意に謂らく、若し狂者劍を揮ふことあらんも、害に遭はんものは、二三人に過ぎざれば、應に悉く皆暴死すべからず、想ふに、此の門、傾倒して壓死するならんと。乃ち諸人に告げて避けしめしに、俄頃にして、門倒れ、避けざりしもの二三人、皆

壓死せり今昔物語。 丹波守貞嗣、北山に詣りしに、登照、謂て曰く、君の氣色、甚だ惡し。恐らくは、鬼神の爲に侵されん。當に速に家に歸るべしと。貞嗣曰く、心氣異なることなしと。俄にして、貞嗣、氣絕し、蘇りて家に還りしが、後、三日にして死せり續古事談。 伴廉平といふものありて、登照と時を同じくしたりしが、亦相を善くして、世に聞えたりき古事談・續古事談。

吉田連宜、鹽乘津彥命の後なり。鹽乘津彥、任那に往きて三己汶の地を守りければ、子孫、留りて焉に居たりしが續日本後紀承和四年・姓氏錄。 八世の孫達率吉大尙が弟少尙、化を慕ひて來朝し、世醫術を傳へ、文藝に該通し、子孫、奈良京田村里に家したりしが續日本後紀承和四年。 宜は、其の裔なり文德實錄嘉祥三年。 初め、僧となりて、惠俊と名けたりしが、文武帝、其の材藝を嘉して、還俗せしめ、姓名を吉宜と賜ひて、務廣肆を授けたり續日本紀。 宜、學を好みて、最も醫術に精しかりしが文德實錄嘉祥三年、 從五位上に進み、養老中、醫術科に擢でられて、絁絲布鍬を賜り、神龜の初、從五位下吉智首と、同じく改めて姓を吉田連と賜れり續日本紀。 田字は、諸を地名田村に取りしなり姓氏錄(按ずるに、智首・智須、音讀通ずれば、姓氏錄に載せたる所の智須は、蓋し此と同人ならん。 醫博士となり、天平の初、始て陰陽・醫道・天文・歷數の諸博士をして弟子を敎授せしめけるが、宜、其の首たりき。尋で圖書頭となり、正五位下に進みて、典藥頭を兼ね續日本紀。 後、相模介となりて文德實錄嘉祥三年。 卒す。年七十懷風藻。 子古麻呂は文德實錄嘉祥三年。 延曆中、內藥正・侍醫となり續日本紀。 正五位下に至れり。古麻呂が子は、書主文德實錄嘉祥三年。

書主、人となり恭謹にして、善く容儀を修めたりしが、嵯峨帝の藩に在りし時、頗る知賞せられ、延暦の末、尾張少目となり、大同・弘仁の間、縫殿・內匠の少允、左兵衛權大尉を歴て、左衛門大尉に轉じ、檢非違使の事を行ひ、尋で右近衛將監に遷れり。書主、和琴を善くしたりければ、因て、大歌所別當となれり。時に、新羅人沙良眞熊といふもの、新羅の琴を善くせしが、書主、從ひて受習し、遂に其の技を究めたり。外從五位下に敍し、織部正に除せられ、出で、和泉守となりしに、政績ありければ、從五位上に累進し、備前守に遷りしに、亦清平を以て稱せられ、天長中、左京亮となり、尋で筑後守に任ぜられたれども、病を以て任に赴かず、復左京亮に任ぜられ文德實錄。承和中、族人越中介高世等と、表して姓を改めんことを請ひければ、因て姓を興世朝臣と賜りたり。尋で信濃守・木工頭を歴て、從四位下に累進し續日本紀後・文德實錄。嘉祥三年、治部大輔に遷り、是の歳、卒す。年七十三文德實錄。

菅原朝臣峯嗣、左京の人にして、本姓は、出雲朝臣。父廣貞は、醫術に精しく、正五位下、信濃守となり三代實錄。平城帝の敕を奉じて、安倍眞直等と、大同類聚方百卷を撰べり日本紀略・仁和寺書籍目錄。峯嗣、淳和帝に藩邸に事へ、父の業を繼ぎて、醫得業生に補せられんことを申請し、試を奉じて及第せしが、醫得業生を置くこと、此より始れり。左兵衛醫師となり、天長の初、醫博士に遷りて、內藥佐・侍醫を兼ね、尋で攝津大目を兼ね、博士を物部廣泉に讓りて、主膳正に遷り、兼官、故の如し。淳和帝、位を禪りて、龍潛の舊を思ひ、引きて左右に侍せしめ、寵遇、人に超えたれば、尾張・美濃の權介となりた

れども、任に之かざりき。嘉祥中、越後守となりしが、太后の醫藥を奉じたるを以て、播磨介に轉じ、近地を與へられて以て優異せられ、從五位上に累進して、典藥頭となり、貞觀五年、老を謝し、出で て攝津權守となりしが、退きて豐島郡の山莊に居り、藥を種ゑ閒を守りて、流俗に交らず、士師と同祖なるを以て、今姓に改めたり。峯嗣、家聲を墜さず、處劑、效多かりき。嘗て敕を奉じて、當時の名醫と、金蘭方を撰定し、又針灸法を注せしが、後進、焉を宗とせり三代實錄。

菅原朝臣梶成、右京の人にして、醫術に練達し、最も處方を善くせり。朝廷、其の醫經に明なるを以て、疑義を質問せしめんことを欲して文德實錄。承和の初、遣唐知乘船事となし、唐に赴かしめしが、六年、歸朝せんとして、海中、風に遭ひ、南海に漂著し、賊の爲に劫掠せられて、死するもの數人。梶成等、拒ぎ鬪ふこと甚だ力め、僅にして免るゝことを得、五尺鋒一枚・片蓋横佩一柄・箭一隻を獲たるが、皆中國の兵仗に類せざりき。破船の材を湊合して、小船を造り、乘りて還りて大隅に著きけるを續日本後紀。破船を湊合せることは、文德實錄に據る。太宰府、以聞しけるに、敕符を府に下して曰く、遣唐知乘船事菅原梶成等、一隻の小船に分駕して、大隅國の海畔に廻著せり。梶成等、異域に漂入して、萬死更生しければ、言に苦節を念ふに、誠に務めて恤むべし。都に入るに迨るまで、舊に依りて慰勞し、布帛を量り賜へと。梶成、京師に入りて、得たる所の兵器を獻す續日本後紀。十年、鍼博士となりて、侍醫に轉じ、仁壽三年、進みて外從五位下に敘せられて、卒す文德實錄。

物部朝臣廣泉、伊豫風早郡の人なりしが、後、京師に貫せり。少くして醫術を學び、多く方書を閱せしが、初め、醫博士となりて、典藥允を兼ね、侍醫に遷り、伊豫・讃岐の掾を歷三代實錄。承和の末、內藥正を兼ね續日本後紀・三代實錄・從五位下に累進し三代實錄仁壽・齊衡の間、次侍從となり、姓首を改めて朝臣を賜り文德實錄。貞觀の初、正五位下に累進して、參河權守・內藥正となり、侍醫たること、故の如くなりしが、卒す。年七十六。廣泉、醫術、當時に獨步し、又善く自ら攝養したりければ、年老いて鬚眉皓白なりしかども、皮膚悅澤にして、體氣、猶强かりき。攝養要訣二十卷を撰べり三代實錄。

丹波朝臣雅忠、阿智使主が裔にして、世丹波に居たりしが、曾祖康賴、姓を丹波宿禰と賜り、醫術を以て著れ、右衞門佐に任せられて、針醫博士を兼ね、永觀中、醫心方三十卷を著して之を上れり。祖重雅は、典藥頭・侍醫となりて、丹波權守を兼ね、父忠明も、亦典藥頭・侍醫となりて、丹波介を兼ねたりしが、敕して、姓宿禰を改めて、朝臣を賜へり丹波系圖。雅忠、父祖の業を繼ぎて、醫學得業生となり、長元七年、課試を奉じたり。曾祖康賴以後、課試、久しく廢せられたりしが、是に至りて、復行はれぬ左經記。明年、權醫博士となり、長久の初、備後介を兼ね除目大成鈔。永承中、掃部頭に任せらる。時に、帝、違豫なるに、雅忠、藥を進めて效ありければ、褒めて從四位下を授け扶桑略記・百鍊鈔。侍醫となし、正四位下に敘したり。永保中、丹波介となり、應德の初、權守に遷り除目大成鈔。典藥頭・右衞門佐に至れり系圖。承曆中、高麗王妃、疾みけるに、王、商舶に附して太宰府に牒し、厚幣を以て雅忠を求めたれども、

朝廷、許さずして、太宰府をして報牒せしめしに、扁鵲何ぞ雞林の雲に入らんの語ありき。續本朝文粹・朝野羣載・十訓鈔。是より、世、雅忠を稱して日本扁鵲となせり。寛治二年、卒す。年六十八。歴代皇紀。初め、後朱雀帝、瘡を患へたりしとき、典藥頭和氣相成、診して曰く、膿水止りなば、愈えんと。雅忠、時に、尚弱冠なりしが、退きて人に謂て曰く、恐らくは、爲すべからざらんと。果して、崩じたり。雅忠、嘗て童子ありて告げて、汝が曾祖康頼、懇誠もて我に禱りければ、我、爲に方書を護れること久し、今將に災厄あらんとす。汝、之を戒しめよと曰ふと夢みけるに、雅忠、驚き寤めて之が備を爲しけるが、未だ幾ならずして火災ありしに、方書、遂に焚くることを免れたり。續古事談。子は、忠康・重康。忠康も、亦典藥頭となりて、穀倉院別當を兼ねたり。重康は、圖書頭・施藥院使より、侍醫となりしが、子孫、世、醫を以て仕へたり。系圖。

百濟朝臣河成、本姓は余、其の先は、百濟の人なり。續日本後紀。武藝に長じて、能く強弓を挽き、兼て圖畫を善くせり。大同中、左近衞〇按ずるに、左近衞の下、本書、蓋し脱字あらん。となり、屢召見せられて、寫しゝ所の古人眞・草木等、精妙にして生けるが如くなりき。嘗て宮中に在りて、人をして從者を喚ばしめしに、辭するに、未だ顔容を識らざるを以てせしかば、河成、卽ち紙を取りて之を圖きしに、其の人、案驗して之を得たりしが、世の畫を言ふもの、則を取れり。弘仁十四年、美作權少目に任ぜられ、之を久しくして、外從五位下に叙せられ、承和中、備中・播磨の介を歴て文徳實錄。右京大屬福成等と、姓を百濟

朝臣と賜り、尋で從五位下に進み、安藝介に遷りしに續日本後紀。時人、之を榮とせしが、仁壽三年、卒す文德實錄。

巨勢金岡、貞觀中、神泉苑監となり菅家文草。後、隼人正となりて、從五位下を授けられ官職祕鈔、寺社雜事記所載の巨勢氏系圖。畫を善くして當時の稱首たりき。元慶四年、釋奠に、先聖・先師の像を圖きしが、歷世、之を用ひたり台記、江家次第の註に引ける延久四年記。宇多帝、源直方・藤原興基等をして、弘仁以後諸儒の詩に工なりしものを選ばしめ、金岡に命じて清涼殿の東西障子に圖畫せしめ、又紫宸殿の賢聖障子に畫かしめたり扶桑略記。最も馬を畫くに長じたりしは、世の傳稱する所なり。帝の仁和寺に居るに及びて、馬を殿壁に畫かしめしに、物あり、夜、傍近の稻田を嚙めども、人、其の自る所を知らざりしが、後、畫馬の蹄に泥あるを見たれば、試に其の眼睛を剜りたるに、卽ち止みたりと云ふ古今著聞集。二子、公望・公忠。公望が子深江、深江が子弘高○弘は、或は廣に作れり。世奕、業を受けて、皆畫を善くせり。畫屛を鬻ぐものありけるが、深江、購ひて之を得たるに、弘高、甚だ之を奇とせざりければ、深江曰く、汝、此の原野を能くせんかと。曰く、能はずと。此の巖溪を能くせんかと。曰く、能はずと。深江、徐に謂て曰く、是、家叔公忠の畫かれたる所なり。叔、畫くごとに必ず名を紙背に署せられたりと、試に之を視けるに、果して然りしかば、時人、其の賞鑑を稱したり。後の繪事を言ふもの、巨勢氏を以て宗となす。公望・公忠、竝に妙手と稱せられ、深江、之に次ぎ、弘高以下、聲價、稍衰へたり。金岡は、山を畫くに、十

五層に至るも、遠近濃淡、皆其の態を極めたりけれども、弘高は、五層を過ぐること能はざりき（花鳥餘情に引ける雅亮記）。筆を下すに臨みて、先粉本を起し、布置點綴の未だ安せざるものあれば、思索すること通宵、始て采を施しけるが、一たび出づれば、世に名ありき。其の畫きし所の屛障は、當時の親王・執柄の家、爭ひ傳へて之を寶とし、大饗・臨時客に非ざれば、敢て之を用ひざりき。具平親王、關白道隆に謂て曰く、布障子の如きは、弘高を煩すべからざるなりと。其の時の爲に尙ばれたること、此の如くなりき。弘高、佛乘を崇び、病劇しくして、祝髮して僧となりしが、後、稍愈えければ、帝、其の藝を惜み、敕して、蓄髮せしめ、近江守某が東山の別莊に居らしめたりしが、宅側に堂ありけるに、弘高、爲に地獄の圖を畫きしに、觀るもの、竦然たりき。今の長樂寺是なり（今昔物語）。晩年、又地獄の變相を圖きしに、鬼の鋒を以て罪囚を刺せるあるが、勢甚だ猙獰なりければ、歎じて曰く、我が命、此に盡きんかと。未だ幾ならずして、卒す。時に、飛鳥常則といふものありて、亦公望と畫名を齊しくしたりしが（古今著聞集）。左衞門志となりて、畫所に直し、應和中、敕を奉じて、白澤王が鬼を斬る圖を淸涼殿の西廂の南壁に畫けり（河海鈔に引ける御記。鬼を斬るの二字は、禁祕鈔に據る）。所謂鬼の間是なり（禁祕鈔）。

譯文大日本史卷の二百二十六終

譯文大日本史卷の二百二十七

列傳第一百五十四

叛臣一

吉備田狹

藤原仲麻呂

弓削道鏡

易に曰く、雷電、噬嗑す。先王、以て罰を明にし法を勅ふと。聖人、上九の爻義を釋して曰く、惡積みて掩ふべからず、罪大にして解くべからず、校を荷ひ耳を滅す、凶と。夫四海の廣き、人民の衆き、一統して而して正に居り、敢て搖動するものなく、卑高以て陳るは、君臣の分定れるが故なり。一たび間隔離畔することあれば、小は則ち懲戒し、大は則ち誅戮し、必ず除き去りて、而して、之をして合はしめ、然して後、天下の治、得て成すべきなり。昔者、天祖、經津主・武甕槌の二神に敕して、妖邪を鏟剷し、葦原中國を蕩定せしめ、然る後、皇孫、天磐座を離れて高千穗峰に降れり。時より厥の後、神武、東征して、長髓彦を殲し、景行、西伐して、熊襲梟帥を勦し、肅みて天威を將て、克く前烈に篤くせしが、皆櫜鞬を身にして、風灑雨沐し、之をして合せて而して和ぎ且つ洽からしめ

たるは、斯の道に由らざるはなかりき。中世、多故にして、皇綱、紐解し、姦臣盜賊、憑陵猖獗、或は嬖寵の恩を恃み、或は兇暴の勢に席り、或は山河の固を負み、或は征討の功に矜りて、州郡に割據し、宮闕を震驚するもの、往往之あり。叛亂の迹、同じからずと雖も、而も、誅夷殘滅し、齧きて而して之を合せたるは、則ち一なり。春秋の法、齊豹盜を書して、三叛人、名いへり。故に曰く、或は名を求めて而して得ず、或は蓋はんと欲して而して名章るゝは、不義を懲す所以なりと。彼、庶其牟夷の徒すら、筆誅猶嚴なり。況や、罪惡滔天、輦轂を擾動したるものをや。夫の足利尊氏・北條義時・北條高時等が若き、兵を擧げて闕を犯したるに、今、之を將軍及び家臣に列ねたるは、時勢の變を見す所以なり。叛臣傳を作る。

吉備上道田狹、稚武彥命の後なり。舊事紀に、中彥命の子多佐、始て上道國造となれることを載せたり。多佐・田狹、音訓相通ず。然れども、田狹を中彥の子となせるは、他に見る所なし。而して、日本紀に、御友別の仲子中彥を以て上道臣の祖となし、姓氏錄に據れば、御友別は、則ち稚武彥命の孫なり。故に今、定めて稚武彥の後となす。妻稚媛、國色ありて、二子を生めり。曰く、兄君・弟君。田狹、嘗て宮中に在りて、其の友に誇りて曰く、天下の佳人、吾が婦に若くものなからん。鉛華飾らず、蘭澤加ふることなきに、世を曠しくして儔罕に、當時、獨秀でたりと。雄略帝、聞きて、意に之を得んことを欲し、乃ち田狹を拜して任那國司となし、稚媛を納れて妃となせり。田狹、之を聞きて怨望し、任那に據りて叛き、自ら新羅に往きて援を求む。是の時、新羅、久しく朝貢せざれば、帝、弟君及び吉備海部赤尾に詔して、新羅を征せしむ。時に、西漢の技工歡因知利、帝の側に侍したり

しが、奏して曰く、技工の臣に勝れるもの、多く韓國に在り、請ふ、之を召さんと。因て詔して、弟君等と倶に往き、道を百濟に取り、勅を宣べて其の技工を貢せしむ。弟君等、既に百濟に到り、事竣りて新羅に入りしが、神あり、化して嫗となれるに、弟君、問ふに前程の遠近を以てす。嫗曰く、復行くこと一月にして、當に都に抵るべしと。弟君、路の遠きを難りて、伐たずして還らんとし、百濟の貢技を大島中に聚め、風を候ふと稱して、淹留すること數月。田狹、聞きて之を喜び、密に使をして之を戒めしめて曰く、汝が頸骨、何の堅きことありてか、人を伐たんとする。日聞く、帝、汝が母を幸し給ひて子ありと。恐らくは、禍至ること日なからん。汝、宜しく百濟に據りて日本に通ずることなかるべし。吾、亦任那に據りて復歸らじと。弟君が妻樟媛、心國家に在りければ、乃ち其の謀を知りて、竊に弟君を殺しけるが、帝、日鷹堅磐・固安錢を遣はして之を迎へしめたるに、赤尾等、隨ひて歸りぬ。稚媛、帝に幸せられて、星川皇子を生みしが、帝崩ずるに及びて、皇子、難を作し、克たずして死せり。田狹、亂を聞きて皇子を援けんと欲し、舟師四十艘を帥ゐて來り赴かんとせしかども、道に其の死を聞きて、乃ち逃れ還りぬ。日本紀。本書の一説に云く、弟君、百濟より還りて、漢手人部・衣縫部・宍人部を獻じたりと。後、其の終る所を知らず。

藤原仲麻呂、左大臣武智麻呂が第二子なり。人となり敏警にして、略書記に涉り、大納言阿倍少麻呂に從ひて、算數を學び、其の術に精しかりしが、内舍人・大學少允を歴て、從四位下に累進し、民

部卿となる。河內・攝津、河隄を爭ひしとき、仲麻呂に敕して、之を檢せしめ、帝の紫香樂に幸せしとき、平城を留守せしめたり。天平十五年、參議に任ぜられて、左京大夫を兼ね、帝の難波に幸せしとき、又留守となり、尋で近江守を兼ね、十八年、式部卿となりて、東山道鎭撫使を兼ね、從三位に進み、勝寶元年、大納言に任ぜられて、紫微令・中衞大將を兼ね、從二位に進めり。仲麻呂、甚だ孝謙帝の爲に寵幸せられて、毎に左右に侍せしが、四年、帝、東大寺に幸して、盧舍那佛像を慶し、還りて仲麻呂が田村第に御せり。是より屢幸して、遂に別宮となせり。寶字元年、皇太子を廢し、大炊王を立てゝ皇太子となす。是より先、仲麻呂が子眞從、卒して、其の婦粟田諸姉が寡居したるを、仲麻呂、大炊王をして田村第に居らしめ、諸姉を以て之に妻せしが、是に至りて、儲貳となれり。既にして、紫微內相を置き、仲麻呂を以て之となす。仲麻呂、既に嬖幸せられて、政權己よりすれば、參議橘奈良麻呂、謀りて之を除かんことを欲し、反て爲に滅されて、連坐するもの多く、仲麻呂が兄右大臣豐成も、亦太宰員外帥に左降せられたり。是より、仲麻呂が威、內外に振ひ、百官、目を側つ。奏して言く、臣聞く、功を旌して朽ちざるは、國を有つの通規にして、孝を思ひて窮なきは、家を承くるの大業なりと。緬に古記を尋ぬるに、淡海大津宮御宇皇帝は、天縱の聖君聰明の睿主にして、制度を考正し、章程を創立し、臣が曾祖內大臣に功田百町を賜ひて、宇內を壹匡するの績を褒敍し給ひしが、世世絕えず、傳へて今に至れり。爾來、冠蓋、門に連り、公卿、世を奕ねたれども、

竊に恐る、富貴久しかり難く、榮華凋み易からんことを。是を以て、安くして危きを忘れず。夕惕若厲したりしに、不虞の間、凶徒、逆を作し、殆ど皇室を傾けんとし、將に臣が宗を滅さんとせしかば、未だ先恩を報いざるに、芝蘭、幾ど敗れんとせり。冀はくは、冥福を修して、長く顯榮を保たん。山階寺の維摩會は、內大臣の起しゝ所なれども、願主乘化して、人の紹興することなきこと、三十年間、此の會、中ごろ廢れたりしを、乃ち藤原朝廷に至り、胤子太政大臣、構堂の將に墜ちんとするを傷み、爲山の未だ成らざるを歎き、更に弘誓を發して、先行を追繼し、毎年十月十日、開筵し、內大臣の忌辰に至りて講を終ふ。是皇宗を奉翼し、佛法を住持し、尊靈を引導し、學徒を催勸せんとなり。伏して願はくは、此の功田を以て、永く其の寺に施し、維摩會を助けて、彌興隆せしめ、內大臣の洪業をして、天地と與にして長く傳へ、皇太后の英聲をして、日月と倶にして遠く照さしめんことをと。敕して曰く、備に來表を省るに、德に報ゆること惟深く、勸學の津梁、崇法の師範たり。朕、卿等と、共に茲の因を植ゑん。宜しく所司に告げて、早く施行せしむべしと。二年、淳仁帝、位に卽き、敕して曰く、內相の國に於ける、功勳、已に高し。然るに、報效、未だ行はれず、名字、未だ加らず。宜しく參議・八省卿・博士等に下し、古に準して正議奏聞せしむべし。所無を空言して、聽覽を濫汙することを得ざれと、遂に仲麻呂を以て太保となす。敕して曰く、善を褒め惡を懲すは、聖主の格言、績を賞し勞に酬ゆるは、明王の彝則なり。藤原朝臣仲麻呂、晨昏怠らず、恪勤職を守り、君に事ふるこ

と忠亦に、務を施すこと無私にして、愚拙なるは、則ち其の親をも降し、賢良なるは、則ち其の怨をも擧ぐ。逆徒を未だ戰はざるに殄して、黎元、安きを獲、危基を未だ然らざるに固めて、聖歴、終に長し。國家の亂るゝことなきは、略若き人に由る。其の勞を平章するに、良に嘉賞すべし。夫伊尹は、有莘の媵臣なりしかども、一たび成湯を佐けて、遂に阿衡の號を荷ひ、呂尙は、渭濱の遺老なりしかども、且つ文王を弼けて、終に營丘の封を得たり。況や、乃祖內大臣より以來、世明德ありて、皇室を翼輔し、君は、十帝を歷へ、年は殆ど一百、朝廷、事なく、海內、淸平なりしものをや。是に由りて之を論ずれば、古に準じて匹なく、汎惠の美、斯より美なるはなし。今より以後、宜しく姓中に惠美の二字を加ふべし。暴を禁じ强に勝ち、戈を止め亂を靖ぜり。故に名けて押勝と曰はん。朕が諸舅に在りて、唯卿のみ良に尙し。故に、字して尙舅と稱せん。更に功封三千戶・功田一百町を給ひて、永く傳世の賜となし、以て非常の勳を表し、別に鑄錢・擧稻及び惠美の家印を用ふることを聽さんと

續日本紀○宇佐託宣集に引ける和氣淸麻呂が宇佐に使せる畫記及び水鏡に曰く、帝、仲麻呂を見れば則ち笑む、故に、惠美と曰へりと。今、按ずるに、笑・惠美、訓讀同じ。蓋し二書、實を得たらん。而して、敕文は、其の辭を文飾したるのみ。

是の日、押勝、敕を奉じて、中納言石川朝臣年足・參議文屋眞人智奴等と官名を改む。渤海來聘せしとき、押勝、之を私第に宴せしに、女樂及び綿一萬屯を賜ひ、京師、大風ありて、押勝が家壞れたるに、絁綿若干を賜ひぬ。尋で帶刀資人二十人を加賜し、前を通じて四十人。四年正月、帝、其の第に幸して、五位已上及び從官主典已上に、節部省の絁綿を賜ふこと差あり。後數日、上皇及び帝、內安殿に御して、

押勝に從一位を授け、上皇、口づから勅して曰く、太保を以て乾政官大臣となさんと欲すと。屢辭したり。故に、太保を改めて太師となし、乃ち隨身契を賜ひ、明日、復其の第に幸せり。五年、平城宮を修むれば、徙りて近江の保良宮に御せんとするとき、押勝に稻百萬束を賜ふ。尋で保良宮に行幸し、因て、其の第に宴し、既にして、正一位に進め、近江の淺井・高島二郡の鐵穴各一處、帶刀資人六十人を賜ふ。前を通じて百人、其の夏冬の衣服は、官、之を給す。渤海、來聘して、又其の第に宴したれば、雜色袷衣三十櫃を賜ひぬ。押勝が家、素より豪富なりしに、寵祿、日に加りければ、是に至りて、宅を楊梅宮の南に起し、樓を東西に構へ、高くして禁闕に臨み、南門を櫓となせり。押勝が子眞先・訓儒麻呂・朝獵、參議に進み、小湯麻呂・薩雄・辛加知・執棹、皆衞府・國司に任ぜられ、其の餘の姻戚も、亦顯要に居たり。押勝、衆の怨作を慮りて、猜防益甚しかりしが、時に、僧道鏡、常に上皇に侍し、押勝が寵幸、寖く衰へければ、私に之を除かんことを謀る。八年、上皇に諷しけるは、都督四畿內三關近江丹波播磨等國兵事使となり、管內の兵士、每國二十人、五日ごとに更番せしめ、都督衙に集めて、武藝を簡閱すること、諸國試兵の法に準せんと。奏可す。押勝、私に其の數を倍し、乾政官の印を用ひて之を下す。大外記高丘連比良麻呂、禍の及ばんことを懼れて、密に狀を奏す。押勝、陰陽頭大津連大浦を召し、以て吉凶を問ひけるに、大浦、其の意を察して、亦之を告げしかば、上皇、少納言山村王を遣はして、中宮の鈴印を收めしめしに、押勝、訓儒麻呂をして邀じて之を奪は

しめんとしけるを、近衞物部磯浪、走りて告げしかば、帝、授刀少尉坂上大宿禰苅田麻呂・將曹牡鹿連島足を遣はして、訓儒麻呂を射殺さしむ。押勝、又中衞將監矢田部老を遣はして之を刧さしめしに、授刀紀朝臣船守、之を射殺せり。詔して曰く、太師正一位藤原惠美朝臣押勝、兵を起し逆を作す。因て官位を削り、幷て藤原の姓字を除く。其の職分功封、宜しく悉く沒收すべしと。乃ち使を遣はして、三關を守らしむ。其の夜、仲麻呂、黨與を招合して、宇治より近江に奔りしが、從五位下藤原朝臣藏下麻呂、兵を將ゐて之を討つ。上皇、敕して曰く、聞く、逆臣惠美仲麻呂、官印を盜み取りて逃げ去れりと。身、人臣となりて、飽くまで厚寵を承け、寵極り福滿ちて、自ら深刑に陷り、愚民を刧略して、非望をなさんことを欲す。若し勇士ありて、能く計謀を廻し、急に剪除をなさば、卽ち當に重く賞すべし。又北陸道の諸國、須らく乾政官の印を承くべからずと。山背守日下部宿禰子麻呂・衞門少尉佐伯宿禰伊多智等、直に田原道を取り、先近江に至りて、勢多橋を燒く。仲麻呂、之を見て色を失ひ、高島郡に走りて、前少領角家足が家に宿し、將に越前に走らんとす。夜、星ありて、仲麻呂が臥屋の上に隕ちしが、大さ甕の如し。伊多智等、馳せて越前に至り、守辛加知を斬りしを、仲麻呂、知らずして、氷上鹽燒を擁立して帝となし、眞先・朝獵等を三品となし、精兵數十を遣はして、愛發關に入らしめしに、授刀物部廣成、擊ちて之を却けたれば、仲麻呂、進退據を失ひ、船に乘りて淺井郡鹽津に渡らんとせしに、逆風ありて、船、將に覆らんとせしかば、乃ち山道を取りて、直に

愛發關に赴きしが、伊多智等、射て數人を殺せり。仲麻呂、還りて高島郡三尾碕に至り、佐伯三野・大野眞本等と戰ひ、午より申に及びしに、官軍疲頓したるに、會藏下麻呂が兵至りければ、眞先、衆を引きて退きしが、三野等、勝に乘じて北ぐるを逐ひしに、殺傷、頗る多かりき。仲麻呂、遙に衆の敗れたるを望み、船に乘りて逃げ亡せぬ。官軍、水陸交攻めしに、仲麻呂、勝野・鬼江を阻て、鋭を盡して戰ひたれども、衆、潰えたり。仲麻呂、妻子三四人と江に浮びしに、軍士石村石楯、仲麻呂を獲て之を斬り、首を京師に傳へたり。年五十九。妻子及び從者三十四人、皆之を斬り、又其の黨美濃少掾村國連島主を誅す。敕して、仲麻呂が改めたる所の官名は、悉く舊に復す。詔に曰く、逆臣惠美仲麻呂、性たる凶悖にして、威福せること日久し。然れども、猶含容して、其の自ら悛めんことを冀ひたるに、寵極り勢凌ぎ、遂に大逆を謀れり。乃ち今月十一日を以て、兵を發して、鈴印を掠奪し、竊に氷上鹽燒を立て、乾政官の符を僞造して、兵を三關諸國より發し、奔りて近江國に據り、亡げて越前關に入りたり。官軍、賁赫し、道を分ちて追討せしに、十八日、即ち仲麻呂幷に子孫・同惡相從氷上鹽燒・惠美巨勢麻呂・仲石伴・石川氏人・大伴古薩・阿倍小路等を斬り、逆賊を剪除せしかば、天人、同じく慶べり。宜しく遐邇に布告して、咸く聞知せしむべしと。又敕して、豐成が官位を復せり。子は、眞從・眞先（先を、或は光に作れり。）訓儒麻呂・朝獵・小湯麻呂・刷雄・薩雄・辛加知・執棹。眞從は、勝寶の初、從五位下に敘せられ、父に先ちて卒す。眞先は、寶字中、鎮國衛驍騎將軍となりて、

美濃飛騨信濃按察使を兼ね、參議、正四位上に至りて、太宰帥を兼ねたり。訓儒麻呂は、中宮院に侍して、詔旨を宣傳し、參議に至りて、丹波守を兼ねたり。朝獦は、寶字の初、陸奥守となり、尋で按察使となりて、鎭守將軍を兼ねたるに、敕して、陸奥に桃生城を造らしめ、出羽に雄勝城を造らしめしが、城成りて、詔して曰く、命を盡して君に事ふるは、忠臣の至節、勞に隨ひて賞を酬ゆるは、聖主の格言。昔、先帝、數明詔を降して、雄勝城を造らんとし給ひけれども、其の事、成し難かりければ、前將、既に困みたりき。然るに今、陸奥國按察使兼鎭守將軍正五位下藤原惠美朝臣朝獦等、荒夷を教導して、皇化に馴從せしめ、一戰を勞せずして、造成既に畢れり。又陸奥國牡鹿郡に、河を跨え嶺を凌ぎて桃生柵を作り、賊の肝膽を奪へり。眷みるに言に惟の績、理、應に褒昇すべしと。特に從四位下を授けたり。四年秋、新羅使金貞卷、朝貢せしに、使聘の禮、闕けたることありければ、朝獦に命じて、之を詰問せしめ、遂に之を却けたり。事は、新羅傳に在り。既にして、仁部卿となり、仍按察使を兼ね、又東海道節度使となり、從四位上に至り、兵部卿となり、六年、參議に拜せらる(續日本紀。)初め、神龜中、按察使大野朝臣東人、陸奥の多賀城を築きしが、朝獦、任に在るとき、碑を建て、道程里數を記せり(多賀城碑。)小湯麻呂は、從五位上、薩雄は、右虎賁率、辛加知は、左虎賁督・越前守、執棹は、從五位下、美濃守、皆父と同じく誅せられたり。刷雄は、勝寶三年、遣唐留學生となり、從五位下を授けられ、四年、大使藤原朝臣清河に從ひて、入唐したり。父の誅せられし時、少しく禪學を修めたる

を以て、死を免じて、隱岐に流しゝに、後、召し還して、寶龜中、本位本姓に復して、但馬守となししが、尋で從五位上に進み、刑部の大判事・大輔、上總守を歷て、延曆中、大學・右大舍人・陰陽の頭を歷たり續日本紀。

弓削道鏡、河內の人〇按ずるに、皇胤紹運錄に、施基皇子の子となしたれども、公卿補任及び他書に載せざる所、恐らくは、謬ならん。故に今、取らず。少くして僧となり、禪行を以て聞えたりけるを、孝謙帝、內道場に召し入れて禪師となせり續日本紀。道鏡、僧正義淵に師事せしが、如意輪法・宿曜法を修するに、驗ありければ、是に由りて寵遇せられたり歷代皇紀。寶字中、孝謙上皇、保良宮に幸して不豫なりしに、道鏡、常に側に侍したりければ、帝、以て言を爲しゝに、上皇、說ばずして乃ち還りぬ。尋で使を山階寺に遣はし、詔を宣べて、少僧都慈訓を罷め、道鏡を以て之となせり。是より先、藤原仲麻呂、寵を獲て權を擅にしたりしが、道鏡を得るに及びて、仲麻呂、稍疎斥せられたれば、反を謀りて誅に伏したり。上皇、詔を下して曰く、朕、禪師を見るに、所行、至りて淨く、佛法を繼隆し、帝祚を擁護す。今、朕、剃髮して袈裟を著たりと雖も、朝政を覽ざるべからず。佛典に言ふ、國王、位に在る時、菩薩の淨戒を受持すと。知るべし、出家の形、政治を妨げざることを。是に由りて思惟すれば、出家の天子には、必ず出家の大臣あらん。因て、位を授けて大臣禪師となし、職分封戶、一に大臣に準ぜんと。道鏡、上表して辭せしに、敕して曰く、大臣禪師の表を覽て、具に來意を知りぬ。唯沖虛を守りて、確く退讓を陳べたるのみ。然れども、佛教を興隆せ

んに、高位なくんば、則ち衆を服せしむることを得ず、緇徒を勸奬するに、顯榮に非ずんば、則ち速に進ましめ難からん。今、此の位を施ふるものは、豈に禪師を煩すに俗務を以てするならんや。宜しく斯の意を照にすべしと、卽ち來表を斷てり。帝の廢せられてより、道鏡、寵を恃みて、彌〻恣なり。神護元年、道鏡を以て太政大臣禪師となし、文武百官をして拜賀せしむ〇宇佐託宣集に引ける和氣清麻呂が宇佐に使する畫記に曰く、道鏡曰く、我が僧都に任ぜられたるは、俗士の輕ずる所、請ふ、太政大臣に任ぜられて、朝政を輔成せんと、之を許す。道鏡、劍を帶び、笏を執り、袈裟を著て、恣に除目を行ふ云云と。其の書、道鏡が事を載せたること、甚だ詳なり。然れども、仲麻呂が謀反を以て、道鏡が法王となりて後の事となし、本史と合はず。故に、其の文を裁取して、以て附す。山階寺の僧基眞、詐りて、呪して童子を縛し、人の陰事を說かしめ、毘沙門像を作り、數顆の小珠を前に置きて、佛舍利を現ずと稱せしが、道鏡、衆を眩して、以て己が瑞となさんと欲し、乃ち、帝に、天下に赦して、人ごとに爵一級を賜はんことを諷せしに、帝、大に悅びて、舍利を迎へ、諸氏の容貌あるもの二百人を擇び、金銀朱紫を服せしめ、幡蓋を捧げて、前後に列ね、百官主典已上をして之を拜せしめ、道鏡、善く僧徒を敎導して、舍利を感得したりといふを以て、詔して、法王の位を授け、幷に基眞に法參議・大律師、正四位上を授け、姓物部淨志朝臣。隨身兵八人を賜ひ、僧圓興に法臣の位を授けたり。圓興は、基眞が師なり。法王の月料は、供御に準じ、法臣は、大納言に準じ、法參議は、參議に準ず。是に於て、道鏡、鑾輿に乗り、服食、一に供御に擬し、政、巨細となく決を取らざるはなし。弟淨人、布衣より起りて、八年の間に、從二位、大納言に至り、一族男女の五位に敘せられたるもの十人。景雲元年、法王宮職を置き、造宮卿高麗

王福信を以て大夫となし、大外記高丘宿禰比良麻呂を亮となし、敕旨大丞葛井朝臣道依を大進となし、少進一人・大屬一人・少屬二人。基眞、放肆狂虐にして、卿大夫をも避けざりければ、道路、畏るゝこと虎の如くなりしが、未だ幾ならずして、圓輿を淩突せるに坐して、飛驒に擯けられたり。三年正月、道鏡、大臣以下の賀を西宮の前殿に受くること數日、帝、其の家に宴す。道鏡、五位已上に、人ごとに摺衣一領を與ふ。太宰主神中臣習宜阿曾麻呂、宇佐八幡の神敎を矯めて曰く、道鏡をして位に卽かしめなば、天下太平ならんと。道鏡、之を聞きて、稍覬覦を懷きけるに、帝、之に惑ひて、和氣朝臣清麻呂を遣はして、神敎を受けしめしが、清麻呂、還りて奏すらく、神許し給はずと。道鏡、大に怒りて、清麻呂を貶竄せり。寶龜元年、帝、由義に幸し續日本紀。道鏡と遊處して、狎褻至らざる所なかりしに、道鏡、益帝の意を悅ばせんと欲し、進むるに淫具を以てせしかば、是に因りて、疾を得、平城に歸りて、崩ず水鏡。道鏡、謂らく、威福、己に由れば、人、應に推戴すべしと。山陵の事畢り、留りて陵下に廬したりしに、羣臣、白壁王を立てたり。是を光仁帝となす。坂上大宿禰苅田麻呂、道鏡が罪惡を奏しけるに、令して曰く、聞く、道鏡法師、舐糠の心を狹むこと久しと。陵土未だ乾かざるに、奸謀發覺せり。此則ち神祇の護る所、社稷の佑くる攸。先帝の厚恩を顧みれば、刑を致すに忍びず、死を減じて、造下野藥師寺別當となすと。卽日、發遣し、又習宜阿曾麻呂を貶して多褹島守となせり。神護以來、僧尼の度牒、一に道鏡が印を用ひたりしが、是に至りて、改めて治部省の印を用

ふ。三年、道鏡、貶所に死せしが、庶人の禮を以て之を葬れり續日本紀。

譯文大日本史卷の二百二十七終

譯文大日本史卷の二百二十八

列傳第一百五十五

叛臣二

平將門

藤原純友

平忠常

安倍賴時 子貞任

源義親

平將門、上總介高望が孫にして、鎭守府將軍良將が第三子なり。○扶桑略記・今昔物語に、良將を良持となせり。本書を按ずるに、下總介良持は、良將が弟なり。恐らくは誤ならん。相馬小二郎と稱す。平氏系圖。勇悍、人に過ぎ、最も騎射に工なりしが、少くして攝政忠平に使へ、其の薦に因りて檢非違使たらんことを求めしに、忠平、之を省みざりければ、將門、望を失ひて憤怨し神皇正統記。去りて關東に赴き、下總豐田郡に居り扶桑略記。徒屬を率ゐて、常陸・下總の間を來往し、攻剽を以て事となせり今昔物語。時に、伯父國香、常陸大掾たりしが、將門、攻めて之を殺せり將門記・神皇正統記。源護といふものあり、其の三子、扶・隆・繁、皆將門が爲に殺されしかば、護、力報ゆること能

はずして、居常歎恨したりしに、將門が伯父良兼、下總介となり、姪良正と、竝に護が女を娶れり。良正、良兼に勸めて、將門を殺さしめ、婦家の讎を報いんとす。是より先、良兼、女の事を以て將門と忤ひ（將門記。伯父及び姪は、平氏系圖に據る〇本書に、叔父及び弟に作れり。）又良將と田を爭ひ、互に相怨惡したり（今昔物語。）承平六年、良兼、將門を常陸に擊つ。國香が子左馬允貞盛、往きて良兼に從ひしに、將門、新治郡に迎へて之を禦ぎ、百餘騎を從へ、親ら出で丶詗察して、下野の界上に遇ひしに、良兼、兵數千人、將門、先步卒を麾きて、人馬八十餘を射殺しければ、良兼が兵、恇駭して潰走しけるを、將門、追ひて之を圍めり。已にして以爲らく、夫婦は、親しけれども、瓦に喩へ、親戚は疎けれども、葦に喩ふ。我、此の曹を殺さば、譏を遠近に布かんと。乃ち圍の一角を解きければ、良兼及び從兵千餘人、脫るゝことを得たり（將門記。）朝廷、擅に相攻伐し、百姓を侵擾したるを以て、將門を徵して將に之が罪を加へんとせしに、將門、馳せて京師に詣り、狀を陳じて自ら辨せしかば、輕きに準じて釋さるゝことを得たり（將門記・今昔物語。）七年、良兼、復將門を擊ちて、常陸・下總の間に戰ひしに、將門、軍中に神異ありしを以て、兵を收めて還りけるを、良兼、兵を縱ちて焚掠せしかば、豐田郡の栗栖院・常羽御廚、皆煨燼に罹れり。良兼、將門を獲ざるを憾み、其の奴の子春丸に賂ひ、石井營を覘ひて、悉く要害を得たれば、十二月、夜に乘じて之を襲ふ。將門、兵十八人に滿たず、眼を瞋し大に叫びて進み、馳騁風飛して、多治良利を射殺しければ、良兼が兵、戰はずして逃げたり。良兼、是より、力竭きて復戰ふこと能はず、貞盛、京師に奔る。天慶二年、良

兼卒せしかば。將門記 將門、遂に下總に據れり。常陸人藤原玄明、長官を輕侮し、官物を乾沒せしかば、介藤原維幾、之を罪に抵さんと欲せしに、玄明、懼れて將門に降りければ、將門、其の鄉導に藉りて常陸を取らんと欲し將門記・今昔物語を參取す。乃ち千餘人を率ゐて常陸に赴く扶桑略記。維幾、備を設けて以て待ちたりしが、將門、人を遣はして維幾に謂はしめけるは、玄明を釋さば、則ち、我、便ち兵を罷めんと。維幾、聽かざれば、將門、擊ちて三千人を殺し、維幾を執へて歸り、印鑰を奪ひ、街市を焚掠す將門記・扶桑略記を參取す。武藏權守興世王、凶險にして亂を好みけるが、好を將門に通じ、心を協せて計畫せるを、介源經基、京師に奔りて狀を奏しければ、詔を下して、將門を詰責せしに、將門、常陸・下總・下野・武藏・上總に逼りて、解文を取り、異志なきことを證したれば、朝廷、之を信じたりしが今昔物語・日本紀略を參取す。興世王、將門に說きて曰く、一國を掠取するも、罪赦さる容らずば、坂東を幷せて以て時機を窺んには如かじと。將門、大に喜びて、下野を攻めしに、守藤原弘雅等、迎へ降りければ、上野に至り將門記・今昔物語・日本紀略・扶桑略記。介藤原尙範を逐ひ、乃ち府廳に入りて、官吏を改易す今昔物語・日本紀略・扶桑略記。適〻人あり、來りて八幡使者と稱し、衆に揚言して曰く、朕、將に、位を蔭子將門に讓らんとす、樂を奏して來り迎ふべしと。將門、再拜して命を受け、一軍、忻躍す。將門、自ら新皇と稱せしに、弟將平、諫めて曰く、帝王の興るや、自ら天命あり、阿兄、宜しく熟計せらるべしと。將門、聽かずして曰く、當今、戰捷つものは天子とならん。弓箭の藝に於ては、我、之を性に禀けたれば、復何の憚る所かあらんと將門記・今昔物語。是に於て、下

總に歸り、僞宮を猿島郡石井郷に造りて扶桑略記。磯橋を以て京師の山崎に擬し、大井津を大津に擬し將門記・今昔物語。大臣以下文武百司を置けるに、唯暦博士のみ、其の人を得ざりき今昔物語・扶桑略記。弟將賴を以て下野守となし、將文は相模守、將武は伊豆守、將爲は下總守、多治經明は上野守、興世王は上總守、藤原玄茂は常陸守、文室好立は安房守扶桑略記。諸國の長吏、風を望みて遁れ亡せしが、世、呼びて外都鬼王となせり平氏系圖。信濃・常陸、驛奏相繼ぎければ、官符して、東山・東海の要害を修め、鄰境に守備を增さしむ日本紀略。初め、將門、比叡山に登り京師を下瞰して、窺窬の心あり神皇正統紀。藤原純友と相約して曰く、他日、我、天位に據らば、子を以て關白となさんと大鏡。純友、南海・山陽の間を鈔盜したりしが、將門が起れるを聞き、亦攻めて守宰を殺し、瀕海を擾亂す日本紀略・今昔物語。將門、書を攝政忠平に遺りて、身、追脅を被りて、已むことを得ざるに出でたるに、而も、朝廷の按驗審ならず、措置乖錯せることを訴へて曰く、先年、源護が訴を以て責問を被りて、晨夜道に上りしに、幸に恩赦を蒙り、舊堵に歸著したりき。爾後、良兼、數千の兵を率ゐ、襲ひて將門を攻めしに、背走すること能はずして、之と相防ぎしが、事は、具に下總の上れる所の解文に注せり。公家、既に良兼を追捕する官符を下して、更に將門を召されたれども、心安せざるに依りて、敢て道に上らざりき。又今年夏、貞盛、將門を召問するの官符を奉じて、常陸に到り、國司、牒送せしが、貞盛は、追捕を脱れて京師に奔りたる人、公家、宜しく其の由を糺明せらるべきに、反て得理の官符を給へるは、是矯誣の著しき

ものなり。又常陸介藤原維幾が息爲憲、父の勢に怙藉し、狂暴にして民を害しけるを、將門が從士玄明、愁訴して已まざりければ、將門、其の事を究問せんと欲して、親ら彼の境に莅みしに、爲憲、貞盛と心を同じくして邀へ戰ひけるを、將門、防ぎて之を破れり。是、將門が本意に非ず、事、蓋し已むことを得ざるに出でしなり。而して、自ら計るに、已に一國を滅すも、憲法の赦さゞる所、復百縣に至るとも、其の罪は惟同じからん。是を以て、朝議を候ふの間、坂東諸國を管領せんとす。將門は、柏原帝五世の孫なれば、天下の半を領せんも、誰か不可と謂はん。昔より兵威を振ひて、天下を取るは、史書に見る所、將門が材武は、天の與ふる所なるに、而も、公家、褒賞することなくして、屢譴責に遭ひければ、身を省みて恥多し、面目、何にか施さん。惟憾むらくは、少年の日、名簿を殿下に奉りしに、攝政の時に當りて、意はざりき、此の擧を爲さんとは。歎恨、言ふに勝ふべけんやと。將門記。三年、參議右衞門督藤原忠文を以て征東大將軍となして、之を討たしめ、東山・東海に募りて、殊功を建てんものは、賞するに不次を以てせんとす。將門、武藏・相模を巡りて、留守を置き、賦役を課せしが、貞盛が常陸に在るを聞きて、兵を率ゐて搜討したれども、之を久しくして、所在を知らざれば、以て虞なしとなし、下總に歸りて、兵士を放ち遣はし、留むる所、千人ばかりなりしに、貞盛、之を偵知して、下野押領使藤原秀郷と、兵を率ゐて來り襲ひしに、將門、倉皇として出で拒ぎて、大に敗れたり。貞盛・秀郷、勝に乘じて之を攻めしに、將門、自ら衆寡敵せざるを度り、二將

を險に誘致して之を撃たんと欲し、走りて幸島を保ちたりしに○扶桑略記に、島廣山に作れり。貞盛・秀郷、火を縦ちて其の營を焼き、追ひて島の北山に戰へり。是より先、將門、常に精兵八千人を選び、以て自ら衞りたりしが、時に、未だ集らずして、衆、僅に四百餘人、拒ぎ戰ふこと、甚だ力めたれば、官兵、小しく卻きたれども、貞盛・秀郷、士卒を督して大に戰ひければ、遂に之を敗りぬ。將門、單騎、陣を突きしを、貞盛、射て之を斃し、首を京師に傳へたれば、黨與、皆誅に伏せり今昔物語。

藤原純友、權中納言長良が曾孫なり。父良範は、筑前守・太宰少貳となれり尊卑分脈。純友、性狼戾にして行檢なく、伊豫掾となれり扶桑略記。承平中、南海道、羣盜、大に起り、海中を抄掠し、沿海の郡邑、之が爲に騷然たり。朝廷、紀淑人を以て伊豫守となし、海賊を追捕せしめしに日本紀略・扶桑略記。純友も、亦國の掾たるを以て追捕の事を行ひしが外記日記。賊、淑人が威信に服して、衆を牽ゐて歸降せり日本紀略・扶桑略記。既にして、純友、異謀を蓄へ、任滿ちて還らず日本紀略・外記日記。日振島に居る日本紀略・續本朝文粹。時に、平將門、常陸・下總の間に跨り、威、鄰國を震ひたりければ、純友、餘黨を誘ひて之に應じ、潛に京師を犯さんことを圖り、密に兵士を遣はして、毎夜、火を坊肆に行ちしかば、都下、驚擾せり扶桑略記。備前介藤原子高、蹤跡を伺ひ得て、京師に詣りて之を奏せんと欲せしに、純友、追ひて之を殺し、其の妻孥を虜にし、幷て播磨介島田惟幹を害せり日本紀略・扶桑略記。天慶二年、朝廷、符を下し、純友を敎喩して從五位下を授けたれども、純友、悛めず、狂悖、日に甚しければ、讃岐介藤原國風、來りて之を攻めしに、反て爲に敗

られて、阿波に奔れり。純友、進みて讃岐國府を焚きければ、國風、又淡路に奔り、勇悍を聚めて、讃岐に還る扶桑略記。純友、伊豫・讃岐を略し、又山陽の地を犯しけるに、追捕使左衞門尉在原相安、敗走せり。純友、周防の鑄錢司、土佐の八多郡を燒きければ日本紀略。朝廷、左近衞少將小野好古を以て追捕使長官となし、太宰少貳源經基を次官となし、右衞門尉藤原慶幸を判官となし、志大藏春實を主典となして、分ちて播磨・讃岐に往き、戰艦二百餘を造り、徑に日振島に赴かしめしに、純友、千五百餘艘を艤して、之を逆へんとせしが、官軍、未だ至らざるに、渠帥藤原恒利、來り降りぬ。恒利、具に海陸の險夷及び賊の巢窟を知りたれば扶桑略記。藤原國風、因て鄕導となし、勇悍を選びて之を追擊せしに、純友が軍、大に敗れたり日本紀略・扶桑略記。國風、兵を分ちて、陸路を絕ち、輕舟を遣はして其の泊處を認めしめたれども、風に遇ひて所在を失ひたれば扶桑略記。純友、遁れて太宰府に至りしに、勢、復振ひて、官兵、敗れ退きぬ。純友、太宰府に入り、累代の財物を取り、館舍を焚きければ、管內、震慴せり日本紀略・扶桑略記。參議右衞門督藤原忠文、征夷大將軍となり、諸軍を總べて之を討たんとせしが、未だ發せざるに扶桑略記。小野好古、陸路に由り、藤原慶幸・大藏春實、海路に由り、筑前の博多津に趨きて、之を攻めけるに、純友が衆潰えて、擒斬略盡き、船八百餘艘を獲、羸弱なるは、逃れて海に入りければ、純友、亡げて伊豫に還りしが、警固使橘遠保、之を斬れり扶桑略記・外記日記。子重太丸、年十三、殆ど成人の如くにして、父に從ひて盜をなしたりしが、同時に殺されたり日本紀略・外記日記・今昔物語○尊卑分脈を按ずるに、純友が三子、有信・紀年・伊王丸。有信・紀年は、終る

所を知らず。伊王丸は、蓋し紀略に所謂重太丸ならんか。遠保、純友父子が首を齎して京に歸りしに、畫工に命じて摸寫せしめ、帝、臨みて、之を觀たり今昔物語。

平忠常常、一に經或は恒に作れり。上總介高望が曾孫にして、鎭守府將軍良文が孫なり。良文は、武藏の村岡に居り、村岡五郎と稱し、父忠頼は、村岡次郎と稱したり平氏系圖。忠常、下總に居りしが扶桑略記○左經記に、下野となせるは、誤なり。上總介に任じ百錬鈔・扶桑略記・平氏系圖○編年殘編に、下總權介となせり。從五位下に敍せられ、武藏押領使となり平氏系圖。忠常、世東國に居て、族衆彊盛なりければ、勢を恃みて横暴に陸奥話記・今昔物語。二總の地に盤踞して、貢賦を輸さず、徭役を供せず今昔物語。長元元年、兵を擧げて反き、上總國府を陷れ小右記。安房を侵し、守惟忠を燒殺せしかば、編年殘編。本書に、姓闕けたり。朝廷、檢非違使平直方等をして、東海・東山二道の兵を帥ゐて追討せしめ日本紀略・扶桑略記。明年、又北陸道に官符して、二道の兵と、同じく討たしめたり小右記・日本紀略・扶桑略記。三年、安房守藤原光業、忠常を畏れて、印鑰を弃て、逃れて京師に歸り日本紀略。編年殘編を參取す。直方等、久しく功なければ、詔して、之を召し還し日本紀略・百錬鈔。甲斐守源頼信に敕して、之に代らしめたり日本紀略○百錬鈔・編年殘編に、四年となせるは、誤なり。時に、忠常が族人、武總の間に雄視せり平氏系圖。四年、頼信、軍を進めて常陸に次りしに四年は、左經記に據る。左衞門尉平惟基、焉に屬せり。總常の間、大水あり、忠常、要害を扼して、防守の備をなしたりしに、頼信、人を遣はして之を諭さしめけるに、忠常曰く、僕、素より君の名を聞きたれば、當に身を麾下に委ぬべし。然れども、惟基は、僕が仇家なるに、公の左右に在れば、僕、仇人の前に跪拜するに忍びず、且つ、大

河、船なくして濟ることを得べからざれば、卒に命を奉ぜずと。既にして、頼信、兵を率ゐて直に渉りしに今昔物語○按ずるに、平惟基は、疑ふらくは、卽ち維幹ならん。維幹は、國香が孫なり。國香が子貞盛は、嘗て源經基と同じく平將門を誅したり。頼信は、經基が孫なり。故に、亦維幹と勢を合せたらん。而して、忠常は、將門が從姪にして、將門が故地を據有せり。故に、維幹と世讎たるなり。然れども、今、他書の徵すべきものなければ、附して以て考に備ふ。忠常、倉皇として出でん所を知らず、薙髮して名を常安と改め、二子常昌・常近等と、書を奉じて降り、頼信・忠常を以て、還りて美濃の野上に至りしに、忠常、病死せり。因て、首を斬りて京に入りしに、廷議、忠常、既に降り、且つ東國疲弊したるを以て、窮討を煩はさずして寢みぬ左經記。常昌は、後、下總權介に任ぜられて、千葉介と稱せしが、千葉・上總の二氏は、皆其の後なり平氏系圖。

安倍頼時、初名は頼良陸奥話記・今昔物語。祖父忠頼は、世陸奥に居て、俘囚の酋長となり陸奥話記。父忠良は、陸奥大掾となれり。頼時、安大夫と稱し安藤系圖。父祖の業に藉り、勢益彊大にして、陸奥を橫行し、人民を刧略したれば、部落、皆服して、遂に六郡の豪帥となれり陸奥話記・今昔物語○按ずるに、東鑑に所謂六郡は、伊澤・加賀・江刺・稗拔・志波・岩手なり。西は白河關を界し、東は卒土濱に抵り、衣川の形勝、其の中央に當り、險に據りて關を設け、名けて衣關と曰ひ、海陸を跨有し、資産豐饒なるに東鑑文治五年。貢賦を輸さず、徭役を供せざれども、國主、制することを能はず、永承中、守藤原登任、兵數千人を發して之を討たんとし、秋田城介平重成を以て先鋒となし、親ら後繼となりしに、頼時、諸部の俘囚を以て、鬼切部に逆へ戰ひて、大に之を敗れり。事聞えたれば、朝議、源頼義を以て陸奥守鎭守府將軍となして、之を討たしむ。會大赦ありて、頼

時が自新を許しゝに、賴時、大に喜びて、兵を罷め、國司の嫌名を犯すを以て、今名に改めたり〇賴義・賴良、訓讀相同じ。賴義、任終りて、事を鎭守府に視たりしに、賴時、駿馬・金寶を贈りて、厚く士卒に賂ひければ、賴義、國府に歸らんとす。權守藤原說貞が子光貞・元貞、賴義に從ひて阿久利川に宿したりしに、人ありて、其の營を劫し、人馬を殺傷せしかば、賴義、光貞を召して、問ひけらく、宿昔怨むる所あることなしやと。對へて曰く、賴時が長子貞任、嘗て我が妹を聘せんと欲せしに、我、其の門族を賤みて許さゞりき。意ふに、彼が所爲ならんと。賴義、貞任を收へしめけるに、賴時、怒りて曰く、人の世に在るや、誰か妻子を念はざるものあらん。貞任、不才なりと雖も、我、何ぞ坐ながら其の死を視るに忍びん。我が衆、固より拒ぎ戰ふに足る。如かず、關を閉ぢて、其の來攻を俟たんには。戰若し利あらずんば、闔族、同じく死すとも亦憾むる所なしと。遂に關を閉ぢて復反きぬ。賴義、兵を勒へて之を擊たんとするに、賴時が女壻藤原經淸・平永衡、部下の兵を以て賴義に歸せしが、或、永衡を賴義に惡せしかば、收へて之を斬りしに、經淸、疑懼して、部下の兵を率ゐて賴時に奔れり陸奥話記・今昔物語。賴義、歸りて國府を救ひ、氣仙郡司金爲時をして賴時を攻めしめしに、賴時、弟僧良照をして之を拒がしめけるが、爲時、頗る利ありたりと雖も、後援なくして、一戰して退きぬ。賴時、俘囚安倍富忠が、兵を起して官軍に屬せんとするを聞き、親しく往きて利害を陳說せんとするに、衆二千人に過ぎざりければ、富忠、伏を設けて迎へ、之を嶮岨に擊ち、交戰すること二日、賴時、飛矢に中り、

鳥海に還りて死せり。時に、天喜五年なり陸奥話記。賴時、八子あり。長は旨目にして、井殿と稱したり。次は貞任、次は宗任、鳥海三郎と稱し、次は僧官照、境講師と稱し、次は正任、黑澤尻五郎と稱し○東鑑ずるに、安藤系圖に、官照を以て井殿が名となし、藤崎系圖には、以て家任薙髮の稱となせり。並に誤なり。次は重任、北浦六郎と稱し、次は家任、鳥海彌三郎と稱し安藤系圖○按ずるに、藤崎系圖に、重任を以て正任が兄となせり。恐らくは誤ならん。次は則任、白鳥八郎と稱したり東鑑・藤崎系圖。名は、陸奥話記に據る○本書に、行任に作れり。

貞任、厨川邑に居て、厨川二郎と稱せり。容貌魁偉、皮膚肥白にして、長六尺餘、腰圍七尺四寸、父死するに及びて、遂に其の兵を領せり陸奥話記・今昔物語。天喜五年十一月、貞任、源賴義が來り攻めんとするを聞き、自ら精兵四千餘を帥ゐて、出で丶河崎柵に據り、鳥海に逆へ戰はんとす。時に、大風雪ありて、官軍丶飢困したりければ、貞任、精騎を縱ちて之を衝き、數百人を殺し、更に驍騎二百餘を以て左右翼を張り、夾み擊ちて、大に之を破りければ、賴義、僅に脫れたり。貞任が兵勢、益熾にして、人民を刦略し扶桑略記・陸奥話記。別に藤原經淸をして兵數百を率ゐて、衣川關に出でしめ、使を諸郡に遣はし、私符を用ひて官物を徵す。康平五年、賴義、淸原武則等と、兵を合せて、貞任が叔父僧良照が柵を攻めしに、良照が軍、大に潰えたり。弟宗任、騎八百を將ゐて、柵を出で丶、拒ぎ戰ひて敗れたれば陸奥話記・今昔物語。別に游騎を遣はして、淸原武道が陣を襲はしめしに、又敗られ陸奥話記。遂に柵を棄て丶逃走せり。之を久しくして、官軍、食に乏し陸奥話記・今昔物語。宗任、其の弊に乘じて、磐井以南の諸郡を誘ひ、官軍の糧道を邀じて、其の輜重を奪はしめんとす陸奥話記。貞任、衆に謀りて曰く、聞く、頃日、敵軍、食盡

きて、四散して糧を求むれば、營中の兵、數千に過ぎずと。我、精鋭を以て之を襲はゞ、則ち之を破らんこと必せりと。九月、精兵八千餘を率ゐて、之を襲ひしに、官軍、備ありければ、貞任、大に敗れて營に還りしを、官軍、夜に乘じて逼り攻め、火を放ちて之を燒きければ、營中、大に亂れて、自ら相闘撃し、死傷、甚だ多く、高梨を棄て、石坂柵に宿し、退きて衣川を保ち扶桑略記・陸奥話記。木を刊り路を塞ぎ、嶮に據りて拒守せり。明日、官軍、來り攻めて、藤原業近が柵を燒きしに、貞任、火の起れるを望みて、大に驚き、又退きて鳥海柵を保ちしが陸奥話記・今昔物語。其の驍將平孝忠・金師道・安倍時任・安倍貞行・金依方等、皆戰死せり陸奥話記。既にして、官軍、奄ひ至りしに、貞任・宗任、戰はずして走り、厨川柵を保てり扶桑略記・陸奥話記・今昔物語。其の地、西北は大澤にして、二面に河を阻て、岸の高さ三丈餘、柵上に譙樓を構へ、隍中に刃を樹て、鐵蒺藜を施して、守備甚だ固し。官軍、又之を圍みしに、貞任、矢石を發ち、沸湯を澆ぎて、拒守すること甚だ力め、婦女數十、樓に登りて唱歌し、以て官軍を激せしめければ、頼義、怒りて急に之を攻めけるに、貞任、撃ちて數百人を殺せり陸奥話記。官軍、屋を壞ち塹を塡め、火を放ちて之を燒きしに、會大風、暴に起りて、樓櫓屋舍、一時に焚蕩しければ、賊兵、大に潰亂しけるを、官軍、圍を紓べて之を出し、横に撃ちて殆ど盡さんとするに、貞任、劍を揮ひて出で戰ひければ、官軍、鉾を攢めて、之を刺しゝかども、殊せざりければ、之を大盾に載せて、舁きて頼義が前に至れるに、頼義、其の罪を責めたれども、貞任、言はず、尋で死せり。時に年四十四扶桑略記・陸奥話記・今昔

物語。弟重任及び藤原經清を生擒して、之を斬りしが、弟家任・伯父爲元は、降りぬ陸奥話記・今昔物語。良照は、逃れて出羽に至りしに、守源齊頼が爲に擒へられたり扶桑略記・陸奥話記。貞任、二子あり。長は、千代童子、年十三、容色美しく、驍勇にして祖の風ありしが、貞任が敗れたるとき、柵を出でゝ戰ひ、官軍の爲に獲られしに、頼義、之を矜みて、死を貰さんと欲せしを、武則、進みて諫めて曰く、將軍、小仁を思ひて大害を遺さるゝことなかれと。頼義、其の言を然りとして、之を斬れり扶桑略記・陸奥話記・今昔物語。次は高星、乳母、之を懷にして、遁れて津輕の藤崎に匿れしが、後、遂に其の地を領せり藤崎系圖。初め、貞任が首を京師に傳ふるに、降者をして之を擔はしめて、近江に至れるとき、監者、擔夫に命じて之を洗梳せしめんとせしに、擔夫、櫛を請ひければ、監者曰く、盍ぞ汝が櫛を用ひざると。擔夫、泣を垂れて曰く、我が主、世に在しゝとき、之を仰ぐこと天の如くなりしに、豈に今日、我が櫛を以て主の髮を梳るを思はんやと、嗚咽すること、之を久しくしたれば、觀るもの、愍惻せり扶桑略記・陸奥話記・今昔物語。宗任は、戰敗るゝに及びて、泥淖中に投じて免るゝことを得たりけるが、家任等が降れるを聞きて、弟則任及び金爲行・金則行・金經永・藤原業近・藤原頼久・藤原遠久等を率ゐて、出でゝ降れり陸奥話記・今昔物語。弟正任は、逃れて出羽に匿れたりしが、之を聞きて亦降りぬ陸奥話記。七年春、頼義、宗任・正任・僧良照等五人を以て京師に至り、宗任・家任を伊豫に、良照を太宰府に放ちたり一代要記・百錬鈔・朝野羣載。宗任が、頼義が家に在るや、義家が爲に親近せられたりき古今著聞集○平家物語劍卷に曰く、宗任、京師に至りしに、朝士、相謂て曰く、宗任は、夷人なれば、其の爲す所必ず陋ならんと、梅花を取

りて之に示しゝに、宗任、和歌を以て之に答へて曰く、我が國の梅の花とは見たれども、大宮人はいかゞいふらんと。朝士、愧ぢて退けりと。蓋し、後世、事を好むもの、之を僞れるなり。今取らず。後、僧となりて筑紫に居たるが今昔物語。松浦黨は、其の後なり劍卷。

源義親、鎭守府將軍義家が第二子なり。左兵衛尉となり、對馬守に任じ、從五位上に敍せられしが尊卑分脈。康和中、鎭西を横行して、人民を侵陵しければ、朝廷、兵を發して之を討つ百錬鈔。明年、義家、從士を遣はして之を召しゝに、至らずして、又官使を殺しゝかば中右記。罪を以て隱岐に流したり百錬鈔○尊卑分脈に云く、義親、康和二年を以て命に方ひ、明年、出雲に流さると。古事談に、康和五年となせるは、蓋し誤ならん。而るに、義親、流所に至らず、留りて出雲に在りて、目代を殺し人民を鹵め、官物を掠ひければ百錬鈔。古事談を參取す。嘉承二年、朝廷、平正盛を以て追討使となして、之を討たしめしに尊卑分脈・帝王編年記○歴代皇紀に、永長七年となせるは、誤なり。天仁元年、誅に伏して、首を右獄に梟せり百錬鈔・一代要記・古事談。子は、義信・義俊・義春○一本に、春を泰に作れり。爲義・宗清・義行。義信は、對馬太郎と稱し、從四位下に敍せられ、左兵衛佐に任ぜられたり尊卑分脈。爲義は、義家が傳に在り。義親が既に誅に伏して後、屢義親と僞り稱するものありしが、或は捕へられ、或は殺されたり百錬鈔・中右記・長秋記を參取す。

譯文大日本史卷の二百二十八終

譯文大日本史卷の二百二十九

列傳第一百五十六

叛臣三

藤原信賴

源義朝 子 義平 鎌田政家

藤原信賴、關白道隆が八世の孫にして、從三位忠隆が第三子なり（公卿補任・平治物語・尊卑分脈を參取す。）人となり庸闇にして、他の才能なかりしかども、而も、後白河上皇の爲に嬖幸せられて（平治物語。）累に右兵衞佐・左近衞權中將を歷て、藏人頭に補し、保元三年、參議に任ぜられ、右衞門督を兼ね、權中納言、正三位に進み、檢非違使の別當となる（公卿補任・一代要記・平治物語。）信賴、寵を恃み驕恣にして、藤原通憲と、權勢相軋り、互に事に因りて之を圖らんとす。信賴、意に大將たらんことを望みしかば、上皇、將に之を聽さんとせしを、通憲、固く爭ひて止みぬ。信賴、大に之を銜み、常に病と稱して朝せず、中納言源師仲と相結び、其の家に就きて、日夜、武藝を習ひて、怨を通憲に報いんことを謀りしに、通憲、平清盛と婚を通じたりければ、勢搖動し難かりき。時に、源義朝、孤立して援なく、資望、頗る平氏より輕し。故を以て、平清盛と內相好からざれば、信賴、之を察し、心を傾けて厚く交り、甘言以て之を悅ば

しめ、又、權大納言藤原經宗・右近衛中將藤原成親・檢非違使別當藤原惟方等と、陰に相結び、隙に乘じて發せんとす。平治元年、平淸盛、熊野に如きしかば、信賴、密に義朝に告ぐるに、通憲を除くの謀を以てせしに、義朝、許諾しければ、信賴、大に喜びて、劍馬及び器甲五十聯を贈れり。義朝、又信賴に勸めて、源賴政・源光基・源季實等を召さしめけるに、皆應ぜんことを許せり。是に於て、信賴・義朝、兵五百を率ゐて、夜、三條殿を圍む。信賴、鞍に據りて、呼びて曰く、臣信賴、殊恩を承くること日久し。而るに、通憲、讒を構へて、今將に誅せられんとす。臣、之を聞きて自ら安せず、死を關東に逃れんと欲すと。上皇、愕きて曰く、誰か敢て此の如き謀をなせるぞと。源師仲、素より信賴に黨したりければ、上皇を趣し、車に御して出で、大内に遷らしめ、遂に火を縱ちしに、左兵衛尉大江家仲等、防ぎ戰ひて死せしかば、院中擾亂して、男女、自ら相蹂藉し、死するもの甚だ多かりき。通憲、變を知りて先逃れしに、信賴、其の家を圍みて之を火き、服を變へて遁れんことを慮りて、盡く其の家人を殺し、遂に上皇を擁して大内に入り、一本御書所に幽し、帝を黑戸御所に遷して、源重成・源季實をして兩宮を護衛せしむ。信賴、自ら大臣大將となり、源義朝を以て播磨守となし、源重成以下、皆官に拜し、通憲が子五人の籍を削る。義朝が子義平、平淸盛を安部野に要せんとするの策を陳べたれども、信賴、從ふこと能はず。出雲前司源光泰、通憲を索め得て之を斬り、首を京師に傳へしに、信賴、藤原惟方と車を同じくして、神樂岡に往きて之を觀たり。信

賴、朝餉所に居て、冠服擧止、一に天子の如くし、朝會するごとに羣僚の上に坐し、機務を專決したれば、人、目して惡右衞門督と曰へり。平清盛が京師に歸るに及び、帝、潛に其の第に幸し、上皇は、仁和寺に如きたるを、藤原成親、以て信賴に告げたれども、信賴、酒を嗜みて常に醉ひ、曉に至るも尙未だ覺めざりしが、之を聞きて、信ぜずして曰く、我、惟方・經宗等に委ねたるに、今何ぞ是の事あるを得んと。成親曰く、彼等が所爲のみと。信賴、遽に起き、入りて之を視れば、帝及び上皇、皆在さゞれば、大に驚き悸れて、計、出でん所なく、成親に耳語して曰く、人をして知らしむること勿れと。又、惟方・經宗を索むるに、皆旣に亡げたりければ、信賴、憤惋切齒せり。源義朝、之を聞き、兵二千餘を勒へて禁內に據り、兵を分ちて宮門を守りしに、帝、平清盛に詔して、信賴・義朝を討たしむ。清盛、子重盛・弟賴盛をして、兵を將ゐて分ちて諸門を攻めしむ。信賴、躬に甲を擐て、紫宸殿に居たりしが、兵の至るを聞き、將に出でゝ之を拒がんとすれども、震慴股慄して、階を下ること能はず、體肥大にして、騎するに便ならざれば、左右、扶け抱きて馬に上せしに、錯りて地に投ち、鼻を傷けて、衄血、面を被へり。平重盛、五百餘騎を將ゐて、待賢門を攻めしに、信賴、守を棄てて逃げ還りしかば、平氏の軍、進みて宮庭に入らんとしけるを、源義朝、義平をして拒ぎて之を卻けしめたり。平氏、皆引き還りけるに、義朝、義平と之を追ひて六波羅に至れば、信賴、又平氏の來りて攻めんことを恐れ、徐に出でゝ義朝が軍後に從ひたりしが、河原に至りて、軍を棄てゝ逃げたり。

義朝が兵士、之を追はんことを請ひしに、義朝曰く、之を舍け。彼が如きは、逃れ去ると雖も、少くる所に非ざるなりと。義朝、戰敗れ、關東に赴かんとして、八瀬に至れるとき、信頼、追ひ呼びて曰く、前に予と約したることあるに、何ぞ遽に我を棄つると。義朝、大に怒りて曰く、卿、首として大事を擧げしに、一戰にだも及ばず、何の面目ありてか來りて我を見ると、鞭を揮ひて其の頰を殴ちしに、信頼、俯して答ふること能はず、鞭痕を捫でゝ去りぬ。從士助吉姓闕けたり。進みて曰く、何ぞ故に我が公を辱むる。卿等、若勇あらば、何ぞ戰に克たざりしと。義朝、之を斬らんとせしに、鎌田政家、諫めて止みぬ。信頼が從騎、尚五十人ありしが、相謂て曰く、我が公、人の爲に辱められて、敢て抗せるゝこと能はず、豈に恃むに足らんやと、皆離散せしが、惟助吉のみ焉に從へり。信頼、疲困すること甚しければ、助吉、糒を進むれども、食ふこと能はず、往かんと欲する所を問ふに、信頼曰く、仁和寺に詣りて、哀を上皇に祈らんのみと。夜、蓮臺野を經るとき、延暦寺の僧徒の葬を送りて歸るに會ひしが、信頼を見て以て敗軍の卒なりとなし、將に剽掠せんとす。助吉、詭りて曰く、此は、是六波羅の兵なるが、亡ぐるを追ひて長坂に至らんとし、迷ひて道を失へりと。僧徒、將に之を捨てんとせしに、一人あり、火を取りて之を視れば、信頼、震惕して、遽に馬より下り、自ら甲冑・佩刀を解き、鞍馬を幷せて以て之に授け、拜伏して免れんことを求めければ、僧徒、又助吉を執へて、其の戎服を褫ぎたり。既にして、信頼、仁和寺に抵りて、涕泣して死を宥されんことを請ひければ、上皇、帝に書

を遣りて、死一等を免されんことを請ひしに、帝、報せず。上皇、再び人を遣はして之を乞ひしが、使人の未だ還らざるに、官兵、仁和寺を圍み、信頼を執へて去りぬ。平清盛、其の子重盛をして反狀を問はしめけるに、信頼、悲泣して、答ふること能はず、但云ふ、天魔の所爲なり、願はくは、公、憐みを垂れて以て吾が生を乞はれよと。重盛、清盛に謂て曰く、彼、孱弱なること比なし、之を赦すとも、何の害かあらんと。清盛曰く、信頼は、元惡なり。上皇、營救し給ひしかども、帝、尚聽し給はざりしに、我、何ぞ敢て請はんやと。命じて、之を六條河原に斬らしむ。信頼、刑に臨みて涕泣して曰く、重盛は、仁人なるに、盍ぞ我が死を救はざると、宛轉して號呼すれば、刑するもの、之を斬ること能はず、捽抑して之を刎ねしが、觀るもの、堵の如くなりしに、老翁ありて衆を排して入り、杖を引きて信頼が屍を毆ち、目を瞋して之を罵りて曰く、汝、我が采地を奪ひ、我をして饑寒に至らしめたり、罪惡の極、身首、處を異にせるは、固より其の宜なりと。黨與數十人、咸誅死したり。信頼が兄基通を陸奥に、弟信俊を越後に流す。弟家頼・子信親は、奔竄して出でざりければ、其の官爵を削れり。平治物語。家頼は、尊卑分脈に據る。　信頼敗れて、源師仲も、亦執へられたるが、初め、帝の六波羅に幸するや、鎌田政家、神鏡を取りて之を東國に遷さんと欲せしに、師仲曰く、天皇の神器、安ぞ擅に動搖することを得んと。京師・半井本平治物語。匱を破り、取りて之を懷にし百錬鈔・古事談。義朝が大刀契匱鑰を佩刀に繫げるを見て、亦紿きて之を奪ひ愚管鈔。遂に之を六波羅に致しかば百錬鈔・古事談。是に至りて、自ら陳じて曰く、臣、

本叛かざりき。信頼・政家が神鏡を奪はんと欲せしを、臣、竊に之を藏めたり。臣が賊に黨せざること明けし。曏に、信頼と相周旋したりしは、唯其の威權を懼れてのみ、不軌を圖るに至りては、則ち未だ嘗て與り知らざりしなりと。平治物語。政家は、杉原本平治物語に據る。罪を定めて下野に流しゝが、公卿補任。仁安元年、召し還せり。世に、伏見源中納言と稱す。公卿補任・一代要記・尊卑分脈。

源義朝、左衞門大尉爲義が長子なり。尊卑分脈・保元物語。坂東に生長し、驍武にして勇略あり。保元物語○按ずるに、東鑑治承四年に、頼朝、鎌倉に至り、故左典廐の龜谷の舊跡を訪れたることを載せたり。此に據れば則ち、義朝は、蓋し嘗て鎌倉に居たりき。義平も、亦鎌倉惡源太と稱したること、以て證となすべし。下野守に任ぜらる。尊卑分脈・保元物語。鳥羽法皇、美福門院を寵して、近衞帝を生みしに、法皇、之を鍾愛して、崇徳帝をして遽に位を近衞帝に禪らしめたれば、崇徳上皇、意常に怏怏たり。久壽二年、帝崩じて、後白河帝、位に卽き、保元元年、法皇崩ぜしが、上皇、兵を白河殿に集め、以て再び大位に登らんことを圖る。是より先、法皇、豫め亂の起らんことを知り、手づから將帥十人の名を錄して、之を美福門院に付せしが、義朝、其の首に居り、且つ義朝及び檢非違使源義康等に命じて、禁内を衞護せしめんとせり。難の起るに及びて、爲義、頼賢・爲朝等の諸子を帥ゐて、白河殿に赴きしに保元物語。義朝、獨禁内に赴けり。時に、關白忠通已下の公卿、會議して決せず、計、出でん所なければ、義朝、軍機を失はんことを恐れて、屢之を趣しゝに、愚管鈔。帝、義朝を召して謀を諮へり。義朝、奏して曰く、軍機は、一に非ず。而も、敵の備へざるを掩ひ、勝を一時に取るは、夜戰に若くはなし。臣、聞く、南都の僧徒、吉野十津河の兵

を驅りて、今夜、已に宇治に次れりと。明朝、方に京師に入らん。敵軍の未だ集らざるに及びて、之を擊たば、功を爲し易からんと。帝、之に從ひ（保元物語。）敕して曰く、汝、親を棄て丶義に赴けるは、其の志、嘉すべし。今、授くるに大將の任を以てす。忠を輸し功を建てなば、他日、汝が昇殿を許さんこと、請ふ所の如くせんと。義朝曰く、士の戰場に赴くに、何ぞ餘命を期せん。若し敕許を蒙らば、卽今昇殿して、以て素願を遂げんと。戎服しながら進みて殿階に昇りければ、少納言入道信西、帝に白して曰く、義朝が曾祖及び祖父は、昇殿を聽されたりと雖も、父爲義は、見に檢非違使たり。而るに今、其の子を以て驟に昇殿を聽されなば、恐らくは、國典を虧かんと。帝曰く、亂を撥め難を靖ずるは、武將に非ずして誰ぞ、必ずしも常制に拘ることなかれと。義朝、感喜して出で、乃ち執る所の鞭を以て、命じて之を階下の車を止むる所に繫けしめければ、兵士、之を怪みけるに、義朝曰く、我、今日、昇殿することを得たり。若し命を敵鋒に隕さば、誰か此の賞ありしを知らん。故に、之の如くせりと（京師・杉原・鎌倉本保元物語。）乃ち精騎四百餘を率ゐて（保元物語諸異本、兵數、各〻なり。今、京師・杉原・鎌倉の三本に從ふ。）大炊御門河原に陣せしが、安藝守平清盛、三條河原の東堤に陣し、夜に乘じ、竝び進みて之を攻めけるに、賴賢・爲朝、邀へ戰へるを、義朝、兵を縱ちて急に擊ちければ、爲朝等、退きて白河殿を守れり。旣にして、天、曙けたり。義朝、使を馳せて奏して曰く、臣等、急に之を攻めしに、而も、守禦甚だ固ければ、火攻を除くの外、復他の術なし。只恐る、延きて法勝寺に及ばんことを、是を以て敢てせずと。報じて曰

く、須らく便宜に隨ふべし。若し、伽藍、災に罹らば、再び造らんも難からじと。是に於て、火を上風に縱ちて之を燒きしかば、白河殿、遂に陷りぬ。保元物語。上皇、倉皇として宮を出でしが、義朝、之を追へども及ばざりしに、逃兵の法勝寺に匿れたるを聞き、就きて之を索めたれども、又得ざりければ、之を焚かんことを請ひしに、許されざりき。京師・杉原・半井本保元物語。義朝、闕に詣りて捷を奏せしに、帝、功を賞して左馬權頭となしゝが、○京師・杉原・半井本、左を右に作れり。義朝、之を欲せず、乃ち奏陳すらく、先臣滿仲、嘗て此の官を忝なくしたれば、臣、此の命を蒙るは、實に舊職を襲ふとなす。然れども、臣、既に助となりたり。而るに今、纔に權頭に轉ぜんは、榮寵する所以に非ざるなりと。帝、之を然りとし、左馬頭藤原高季を遷して左京大夫となし、義朝を以て之に代へたり。既にして、帝、清盛をして爲義及び其の諸子を搜索せしめしが、爲義、病みて遠く遁るゝこと能はず、潛に義朝が所に來りて生を祈る。是の時、清盛が叔父右馬助忠正及び其の諸子、上皇の徵に應ぜしが、軍の敗るゝに及びて、清盛に就きて降を請ひけれども、清盛、雅より忠正と協はず、且つ義朝をして爲義を殺さしめんと欲し、遂に忠正を斬れり。帝、義朝に命じて爲義を誅せしめんとせしかば、義朝、屢之を宥さんことを請ひけるに、帝、怒りて曰く、清盛、既に叔父を殺せり。汝、何ぞ命を拒む。若し遲回せば、朕、清盛に命じて之を誅せしめんと。義朝、悲懼して爲さん所を知らず、其の臣鎌田政家を召して曰く、今、詔旨に從はゞ、則ち逆罪を犯さん。否ずんば則ち、違敕に坐せん、之を爲さんこと何如と。政家曰く、是の事、至りて

重し、臣子の得て言ひ難き所。然れども、判官殿、已に朝敵となられたれば、終に戮を免れられざらん。其の他人の手に死なしめられんよりは、自ら之を爲されんには如かじと。義朝、意決し保元物語。政家をして爲義を紿かしめて曰く、義朝・清盛が戰功、何の優劣かあらん。意はざりき、朝議、夐に清盛が下に出でんとは。義朝、亦何の顏ありてか之に堪へん。將に大人を奉じて關東に奔らんとすれども、恐らくは、道路梗澁して、羣行に宜しからじ。義朝、當に驛路に由りて去るべければ、大人は、宜しく紀伊より舟行せらるべしと。爲義、之を信じて、車に乘りて出でしが、七條朱雀に至りしとき、政家、之を斬りぬ。義朝、首を奉じて闕に詣り鎌倉本保元物語〇京師・杉原本保元物語に曰く、義朝、政家を召して、之に詣りけるに、政家曰く、判官殿、已に朝敵となられたれば、其の他人の手に死なしめられんよりは、自ら之を爲されんには如かじと。義朝曰く、然らば則ち、汝、之を圖れと。政家曰く、公、自ら之を言へと。義朝、乃ち涕を斂めて、爲義を見て曰く、不測の變、將に大人に及ばんとす、義朝、當に身命を以て、百方之を贖ふべし、惟大人、宜しく此に在るべからず。恐らくは、讒言を招きて後禍を釀さん。義朝、東山に庵室あれば、大人、暫く移居せられよと。爲義、大に悅びて曰く、人の至寶は、子に過ぐるものなし。誰か我が身を以て、他人の命を救はんと。未だ孰か是なるを知らず。姑く本書に從ふ。尋で其の弟五人を殺せり保元物語。清盛が擧族、重賞を受け平治物語。帝の親臣信西に因緣して、羽翼漸く成れり。義朝、嘗て信西が子是憲を以て壻となさんと欲せしに、信西、許さずして曰く、我が兒は、學生なれば、宜しく卿に壻たるべからずと、詞色、矜傲なりしかば、義朝、之を銜みぬ愚管鈔。帝の位を二條帝に禪るに及び、仍機務を躬らしたりしが、寵臣藤原信頼、雅より信西と隙ありければ、義朝が、內に不平を懷けるを知り、引きて己が黨となして、謀りて信西を除かんと欲し、義朝を見るごとに、好言もて之を遇して曰く、我、今途に當りたれば、子が爲に之を左右せんに、國莊・官

階、何を望みてか聽されざらんと。義朝、悅びて深く相結約したり。平治元年十二月、淸盛、子重盛と熊野に如きしが、信賴、以爲らく、時を得たりと、乃ち義朝に說きて曰く、信西は、上皇の乳母壻なるを以て、寵幸、時を傾け、政、巨細となく皆其の意に出で、我が奏議する所、每に沮格をなす、實に讒佞詖僻の尤なるものなり。信西をして久しく事權に與らしめば、遂に禍基を成さん。且つ、上皇、亦頗る之を厭ひ給へり。然れども、罪迹、未だ著れざれば、是を以て、隱忍し給へるのみ。淸盛、信西と姻好ありて、每に源氏を讒害せんと欲すれば、當今の世、子も、亦終を保つこと能はざらんと。義朝曰く、保元中、吾が親族、誅死して殆ど盡きぬ。今、吾、孤立したれば、淸盛、閒に乘じて讒を構ふること、吾も、亦固より之を知れり。明公、此の擧あらんには、時、失ふべからず、宜しく存亡を一擧に決すべし。吾が族賴政・光基等も、亦常に此の隙を窺へり。明公、宜しく此の輩を招きて相謀らるべしと。信賴、大に悅び、卽ち贈るに寶刀・駿馬を以てせしに、義朝、謝して曰く、戰陣の貴ぶ所は、馬に若くはなし。是の龍蹄に乘りて陣を突かば、何に向ひてか摧破せざらんと。還るに及びて、信賴、追て盔甲五十領を贈りぬ。乃ち賴政・光基等を召して、密に其の意を告げしに、賴政等曰く、義朝は、一族の長なるに、旣に公の擧に應じぬ。僕等、敢て率從せざらんやと。遂に謀を合せて兵を擧ぐ。義朝、信賴と五百餘騎を帥ゐ、直に進みて三條殿を犯し、火を上風に放ちしに、百司・宮女、死傷犇竄す。信西が西洞院の宅を焚きしに、信西が服を變へて逃げ出でんことを疑ひ、多く婢

妾を殺し、帝及び上皇を宮中に幽せり。信頼、乃ち禁内に據りて、自ら大臣大將となり、義朝を以て從四位下に敍し、之に播磨を與へ、仍で守に任じ（平治物語。從四位下は、愚管鈔・東鑑に據る。）其の子藏人賴朝を以て右兵衞佐に任ず（愚管鈔・公卿補任。）清盛、途に變を聞きて、急に京師に還り、大納言藤原經宗・檢非違使別當藤原惟方と、謀を合せ、帝を奉じて潛に清盛が六波羅第に幸せしめしに、上皇も、亦中夜、微服して、獨仁和寺に幸せり。信賴・義朝、大に懼れて、將士の亡げ去るものあらんを疑ひ、見兵を檢籍するに、猶二千餘騎あり。義朝、又賴政・光基が貳心を懷攜したるを察し、殺して之を除かんと欲したれども、然れども、内亂を致さんことを恐れて止みぬ。遂に陽明・待賢・郁芳の三門及び昭明・建禮の二門の傍の小門を開き、南西北の三面を閉ぢ、白旗二十餘旒を揭げ、兵士、南殿の前後の諸壺に塡咽せり。清盛、子重盛・弟賴盛等をして、兵三千餘騎を將ゐて之を攻めしめしに、重盛、自ら兵五百騎を率ゐて、待賢門に向ひければ、信賴、恇怯にして、一箭をも發せず、守を棄て丶走りぬ。重盛、進みて大庭の椋樹の下に至りしに、義朝、呼びて曰く、惡源太は在らずや、信賴、怯弱にして、既已に敗られたれば、汝、速に擊ちて之を卻けよと。義平、乃ち精鋭十六騎を率ゐて、力戰して之を卻けたり。賴盛は、郁芳門を攻めけるが、義朝、縱横奮戰せしに、賴盛、引き去りければ、勢に乘じて追擊せり。官軍、間を窺ひて、禁内に突入しければ、義朝、還ること能はず、進みて六波羅を攻めんとせしに、會賴政が官軍に屬したれば、義平、敗れて退けり。義朝、士馬俱に疲れて、進退、措を失ひ、死を一戰に

決せんと欲せしが、政家、固く諫めければ、義朝、兵を引きて退きしに、官兵、後を躡みて三條河原に至れり。政家、軍士に謂て曰く、頭殿、今思ふ所ありて故に避くるをなされんとす。卿が曹、暫く後拒をなせと。平賀義信、馬を旋して力戰せしに、義朝、左右を顧みて之を救はしめたれば、佐佐木秀義・首藤俊通等、競ひ進みて接戰せしが、俊通、戰沒したり。義朝、間を得て、去りて千束に至る比ひ、比叡山西塔の僧兵、羣聚して路を遮りしが、齋藤實盛が奇策を以て、僅に脱れ去ることを得たり。信頼も、亦奔逃して來り、與に倶に東行せんと欲せしに、義朝、怒りて毆ちて之を辱めたり。會、横川の僧兵、砦を龍華越に設けて之を要せしが、従士、皆馬より下り、鹿角を破りて過ぎんとせしに、僧兵、注射すること雨の如くなれば、義朝が叔祖父陸奥六郎義隆、矢に中りて死せしかば、義朝、命じて其の首を收めしめしに、子朝長も、亦重創を被りたり。義朝、大に怒りて、衆を厲して奮撃し、殺傷、甚だ衆かりければ、僧徒、潰走せり。進みて堅田浦に至り、義隆が首を視て、歎じて曰く、八幡殿の遺體、唯斯の人ありしのみなるに、今、是の懿親を喪ひたれば、我、益憑なしと、涕を揮ひて、自ら其の首を湖水に沈め、直に湖を濟らんと欲せしが、風濤、大に起りたれば、因て轉じて路を勢多に取れり。義朝、従士に謂て曰く、此の行、宜しく衆と倶にすべからず。卿等、各路を易へて去れ。夙誓諭らずば、再び東國に會せよと。咸固く従はんことを請へども、義朝、許さゞりければ、實盛等二十餘人、此より辭し去りて、唯義平・朝長・頼朝及び式部丞源重成（本書に、式部大輔に作れり。今、尊卑分脈に從ふ。）平賀義信

鎌田政家及び金王、之に從へり。行きて鏡驛に至り、敵の不破關を守れるを聞き、更に小關より小野に抵りしに、時に、大雨雪ありて、馬、縮慄して前まざれば、義朝及び從士、皆甲を脫ぎて徒歩し、艱苦辛楚して、纔に美濃の青墓驛に至り、富媼大炊が家に投じたるに、頼朝、後れて至らざりき。義朝、再び兵を起して平氏を撃たんと欲し、義平・朝長を各道に分ち遣はして兵を募らしむ。義朝、嘗て大炊が女延壽を嬖して、一女を生めり。故を以て、大炊、供給すること甚だ厚かりしが、邑人、之を聞き、羣起して之を圍みけるに、重成、義朝に謂て曰く、我、當に此に死して、公の爲に圍を潰すべしと、單騎衝突して、遂に林中に入り、詐りて義朝と稱し、十餘人を射殺して、自ら其の面を劈ぎ、腹を剺きて死せり。是に繇りて、義朝、脫るゝことを得たれば、尾張の野間に往きて、長田莊司平忠致に就き、鎧馬を乞ひて關東に赴かんと欲し、又義信を遣はして兵を募らしめしに、義信曰く、忠致、資力多しと雖も、而も、其の人、時に趨り勢に附き、情僞、保すべからずと。義朝、從はずして曰く、忠致は、政家が婦翁なれば、我、其の他なきを保せん。汝、深く猜疑すること莫れと、遂に意を決して赴かんとす。然るに、道路梗塞したれば、義朝、之を患へたりしに（平治物語。）大炊が兄平三眞遠といふものあり、剃髮して鷲栖源光と稱し（東鑑○平治物語に、源光を玄光に作り、而して、大炊が弟となせり。今、本書に從ふ。）素より俠を以て聞えたりければ、政家が計を以て、金王を遣はし之と相謀らしめしに、源光、悅びて舟を具へ、義朝・政家等を載せて、之を覆ふに柴を以てし、將に野間に送らんとし、株瀨河を下りて折戸を過ぎしに、（○鎌倉本平治物語に、折津に作れり。）

津吏、疑ひて之を止めけるを、源光、聞かざる爲して過ぎんとするに、乃ち矢を發ちて之を射れば、源光、船を廻して岸に抵りしに、津吏、船に入りて柴を發きて搜索す。源光、窘迫して、意に義朝をして自裁せしめんと欲し、故に謂て曰く、借如、義朝、奔敗に至られたりとも、從者、亦必ず數十人に下らじ、何ぞ孤僧に依託して、柴船の中に鼠伏せられんや。縱在すとも、必ず卿等が獲る所となられじ。度るに已に自殺せられたらんと。義朝・政家、耳語して曰く、源光、我に死を勸むと。政家曰く、姑く之を待たれよと。津吏も、亦深く究めずして去りぬ京都・杉原・半井・鎌倉本平治物語。明日、內海に至りしに、忠致、之を待つこと甚だ厚し。義朝、夙に發せんとせしに、忠致、固く留めて曰く、明日は、元旦なり、請ふ、三日を過ぎて發せられよと。義朝、其の意に違ふこと能はずして、遂に信宿したりしが、忠宗、其の子景宗と、密に義朝を殺さんことを謀り、三日夕に至り、爲に湯沐を具へ、壯士三人を浴室に伏せて、隙を窺ひて之を刺さしめんとせしが、時に、金王、兵を執りて浴に侍したり。故を以て、發することを得ざりしに、義朝、浴衣を求むれども、之を久しくして進めざれば、金王、自ら往きて之を取らんとせしに、壯士、間を得て入りければ、義朝、其の一人を曳き倒しゝかども、二人、左右より之を刺し殺せり。時に年三十八按ずるに、愚管鈔に、以て、政家、忠致が變を爲すを覺りて之を白しければ、義朝、其の脫るべからざるを知り、政家に命じて首を斬らしめしに、政家、卽ち之を斬り、相繼ぎて自殺したりとなせり。今、本書に從ふ。金王、走り還りて、立に三人を斬る。源光・金王、忠致父子を覓むれども得ず、乃ち數人を殺傷して去りぬ。忠致、義朝が首を京師に傳へければ、之を左獄の樗樹に梟しゝに平治物語。

染工五郎といふもの、嘗て義朝が恩顧を蒙りたりければ、因て其の首を請ひて、之を左獄の門側に瘞めたり（源平盛衰記。）賴朝が覆業成るに洎びて、朝に奏して、一伽藍を建て、義朝が廟を其の中に造れり。後白河法皇、敕して、義朝・政家が枯顱を索めて、諸を東獄の門側に獲、檢非違使大江公朝をして鎌倉に送らしめしに、賴朝、素服して、稻瀨川に出でゝ之を迎へ、勝長壽院を創めて、之を收め葬りたり（東鑑○按するに、平家物語に曰く、朝廷、使を遣はして、義朝に正二位內大臣を贈りたりと。盛衰記には、太政大臣となせり。他に確據なし。故に今、取らず。）子は、義平・朝長・賴朝・義門・希義・範賴・全成（東鑑・尊卑分脈○平治物語に、全成を全濟に作れり。）義圓・義經（尊卑分脈。）賴朝・範賴・義經は、並に自ら傳あり。朝長は、中宮進に任じ（平治物語・尊卑分脈。）從五位下に敍せられたりしが（尊卑分脈。）義朝が敗るゝに及びて、從ひて龍華越に至り、橫川の僧兵と戰ひしに、矢、其の股に中りたれども、矢を拔きて復戰へり。青墓に抵るに及びて、義平と俱に義朝が命を受けて、兵を甲斐・信濃に募らんとせしに、義平は已に發したれども、而も、朝長は重創を被りたるに、途に風雪に遇ひければ、是に至りて、苦むこと甚しく、已に發して、復還りぬれば、義朝、怒りて曰く、賴朝、汝より幼なしと雖も、而も、此の如く輭弱ならず、汝、宜しく此に留るべしと。朝長曰く、兒が創甚し、如し追ふものゝ爲に獲られなば、必ず大人の羞を遺さん。願はくは、大人、手刃して、後慮を煩はさるゝことなかれと。義朝曰く、吾、汝を以て怯懦となしゝが、今是の言を聞くに、眞に我が子なりと、將に之を斬らんとしけるに、大炊・延壽、遽に之を救へば、義朝曰く、兒をして激勵せしむるなりと、刀を納めて退きぬ。義朝、又朝長が臥處に至り、謂て曰く、

汝、自ら處すること何如と。朝長曰く、固より心に決せり、唯大人の命を待てるのみと。義朝、遂に之を刺し殺し、衣を覆ひて出でたりしが、大炊、之を見て、其の骸を菅中に瘞めたりしに、後、頼盛が將平宗清、墓を發きて、首を京師に傳へたり（平治物語。）義門は、宮內丞・左兵衛尉となりしが、早世したり（尊卑分脈。）希義、駿河の香貫に居りしが、義朝が敗れたる後、其の舅木工頭藤原友忠、之を京師に送りけるに（京師本平治物語○按ずるに、平治物語見行本に、香貫の二字を以て州人の名となせるは、誤なり。）土佐氣良邑に流しゝが、幼にして未だ名字あらざれば、平氏、之を名けて希義と曰へり。其の氣良に居るを以て氣良冠者と稱したりしが、頼朝が兵を起すに及びて、平氏、國人蓮池家綱に命じて之を殺さしめければ（家綱は、東鑑に據る○本書に、家光に作り、長門本平家物語には、清常に作れり。）家綱、希義が居る所に至りて之を告げしに、希義曰く、我、先人の爲に日に法華を誦するに、今日は、未だ課を終へず。汝、暫く之を緩くせよと。家綱、之を許しけるに、希義、徐に經二卷を誦し、畢りて自殺しけるが（平治物語○東鑑に云く、家綱、希義を襲はんと欲せしに、希義、曾て州人夜須行家と相約して、竊に夜須莊に赴きたりければ、家綱、追ひ至りて、之を遂に殺したりと。）首を京師に送りたり。子隆盛と曰へるは、後、殷富門院判官代となりぬ（尊卑分脈。）全成は、小字は今若、義圓・義經と同產なり。義朝が敗るゝに及びて、其の母常磐、三兒を攜へて逃れ匿れたり。而るに、清盛、常磐が容色を悅びて之を納れけるが、是に由りて、今若等、皆死せざることを獲たり。語は、義經が傳に在り。今若、後に僧となりて、今名に改め、醍醐に居りしが、性、慓悍なれば、人呼びて醍醐惡禪師と曰へり（平治物語○尊卑分脈を按ずるに、全成、後に名を隆超と改めたり。而るに、東鑑等の諸書に、見る所なし。故に取らず。）頼朝が兵を起すに及びて、全成、弟義圓と、往き

て之に屬し（東鑑。義圓は、平治物語に據る。）遠江の阿野に居り（尊卑分脈。）阿野法橋と稱したりしが（平治物語・尊卑分脈。）建仁中、人ありて、其の叛を告げゝれば、賴家、武田信光をして之を捕へしめ、常陸に放ちしが、尋で八田知家に命じて、之を殺さしめたり（東鑑。）六子あり、賴保・賴高・賴全・時元・道曉・賴成（尊卑分脈。本書を按ずるに、時元を隆元に作れり。今、東鑑に從へり。）賴全は、播磨公と稱し、東山延年寺に居りしが、全成と同じく殺されたり。時元は、阿野冠者と稱したりしが、承久元年、兵を駿河に集めて、自ら宣言すらく、密旨を奉じて、東國を管領するなりと。平政子、北條義時に命じて、兵を遣はし、撃ちて之を滅さしめたり（東鑑。）義圓、初名は圓成、小字は乙若、圓慧法親王坊官となりて、卿公と稱したりしが、賴朝が兵を擧ぐるに及びて、兄全成と、往きて之に屬し（平治物語。）兵一千騎を率ゐて、叔父行家に從ひ、平氏を尾張の洲股河に防ぎ、先を爭ひて、單騎、夜、河を渡りしが、平氏の邏騎の爲に殺されたり（源平盛衰記・平家物語。）

義平、年甫て十五、叔父春宮帶刀義賢と、武藏の大倉に戰ひて之を斬りしが（平治物語・源平盛衰記。）世に鎌倉惡源太と呼べり。平治の亂起りて、義平、鎌倉より馳せて京師に赴きしが、時に、信賴、恣に諸將士を署したりしかば、義平に官を授けんと欲せしに、義平、辭して曰く、屬保元の亂に、叔父爲朝、遠に藏人に任ぜられたり。然れども、其の不急の授なりしを以て、辭して受けざりしは、實に時宜に合ひて、信西を殲滅したり。世の寧謐を待ちて、國を領し官に任ぜられんも、亦晩しとせじ。嚮に鎌倉に在りしとき、士卒、惡源太と呼ぶに慣れたれば、宜しく舊稱に仍るべし。願はくは、我に少の徒卒を

假されよ、淸盛を安部野に要し、其の不意を撃ちて、之を鏖盡せんと。信賴、從はざりき。重盛が攻めて待賢門に入りしとき、信賴、惶怖して、未だ排陣に及ばずして走りしかば、義朝、怒りて、義平をして之を防がしめしに、義平、鎌田政家・後藤實基・佐佐木秀義・波多野義通・三浦義澄・首藤俊通・齋藤實盛・岡部忠澄・猪股範綱・熊谷直實・平山季重・金子家忠・安達遠基・平廣常・關時員・片桐景重の十六騎と倶に進めり。義平、左右に謂て曰く、櫨匂鎧を擐て、黃豬白馬に乘れるものは、重盛なり。卿等、之を認めなば、馬を躍らせて出でよと。縱横馳突して、直に重盛に赴き、大庭の椋樹の下に戰ひしが、左近櫻・右近橘を環り、之を追ふこと七八匝、勢甚だ厲しかりければ、重盛、退きて大宮巷に至り、再び新兵五百騎を率ゐて、復攻めて大庭に入る。義平、重盛を呼びて曰く、我と子とは、源平の嫡胄たれば、兩兩匹敵するに媿づることなし。請ふ、與に死を決せんと、又驅逐すること五六匝。重盛、又兵を引きて大宮巷に退く。義朝、敵兵の累に至るを以て、人を遣はして激勵し、遄に撃ちて之を卻けしむれば、義平、又十六騎と、大宮巷に出で、之を衝擊せしに、敵兵、奔潰したり。重盛、其の臣與三左衞門景安・新藤左衞門家泰と走りしかば、義平、政家と之を追ひ、二條堀河に至りて、將に之に及ばんとせしに、義平が馬、躓きて伏せり。政家、重盛を射たれども、甲堅くして入らざりければ、義平曰く、馬を射よと。政家、之を射けるに、重盛、馬より墜ちて、屋材の上に立ち、兜鍪墜ちたり。政家、之に迫りしが、景安、遮りて之に當れば、義平、馳せ至りて景安を

刺す。重盛、將に義平と相當らんとせしが、家泰、馬を進めて義平と搏ちけるに、政家、乃ち家泰を刺したれば、重盛、閒を得て、走りて六波羅に歸れり。時に、窮陰沍寒にして、雨ふりて鞍を氷らせければ、政家、手凍えて攀づることを得ざるに、義平、之に敎へて鞍を刻みて上らしめたり。鞍に手形を設くることは、此より始れり。義朝、既に賴盛を卻け、前みて六波羅を攻むれば、義平、將に之に赴かんとせしが、時に、賴政、騎三百餘を六條河原に頓め、觀望して進まず。義平、怒りて曰く、賴政は、首鼠兩端して、勝敗を觀望せり、先之を擊たざるべからずと、五十餘騎を率ゐて搏擊しければ、賴政、敗績して、遂に淸盛に奔れり。義平、攻めて六波羅の門內に入りけるに、淸盛、親しく兵を督して出で戰ひ、交戰ひて晷を移せり。而るに、義平が麾下、旦より數戰を經て、銳氣稍衰へたれば、平軍、交進みて之を防ぎしに、義平、遂に兵を斂めて退けり。義朝が敗走するに及び、從ひて美濃の靑墓に至りしが、義朝、義平・朝長に命じて、兵を諸州に募らしめければ、義平、北國に赴きて招募せんとし、飛驒に至る比ひ、來り屬するもの稍多かりしが、義朝が死問の至るに及びて、衆、咸離散せり。義平、亦將に自殺せんとせしに、既にして、以爲らく、深讐未だ復せざるに、大丈夫、豈に徒に死なんやと。潛に京師に歸りて、平氏を覘伺したり。義朝が舊臣に志內景澄といふものあり、素より賤しくして人の爲に識られざりき。故を以て、義朝が敗後、質を平氏に委ね、以て時變を俟てり。適義平に逢ひ、與に語りて大に喜び、詐りて義平を以て己が奴となして、六波羅に出入せしに、

義平、躬ら厠役を執れり。景澄、舎を三條烏丸に僦りしが（三條烏丸は、異本平治物語に據る。）居停の主人、義平が擧動を熟視して、以爲らく、常人に非じと。景澄、又食ふごとに人をして視させざりければ、主人、益〻疑ひて、竊に障間より之を窺ふに、則ち、景澄、饌を易へて食へり。主人、之を六波羅に告げたれば、清盛、難波經房を遣はし、兵三百を率ゐて之を圍ましめたるに、義平、刀を拔きて躍り出で、立ところに數人を斬り、跳りて屋上に登り、忽爾として見えずなりぬれば（平治物語。）經房、獨景澄を獲て歸りしに、清盛、面其の貳を懷けるを嘲りて、斬に當てしが、景澄曰く、我、世〻源氏に仕へたり。暫く汝に事へたるは、源氏興隆の時を俟ちしのみ。汝、疎漏にして悟らずして、何ぞ我を嘲るを得んと。清盛、怒りて速に之を斬れり。義平、草次露宿して、累に平氏を覘ひて、備に艱苦を嘗め、故舊を東近江に覓めて、將に其の家に投せんとし、途に逢坂を過ぎ、山中に困臥したりしに、會〻、經房、關明神に詣で、因て兵五十騎を分ちて搜索せしかば、義平、蹶然として起ちて之に應せしに、經房、射て其の腕に中てゝ、義平、刀を揮ふこと能はざりければ、兵衆、梁堆して遂に之を虜にし、以て六波羅に歸り、之を麾下に坐せしめたり。義平、怒りて曰く、我、命窮して虜に就けりと雖も、何すれぞ麾下に居らんやと、卽ち自ら起ちて座に入らんとせしに、清盛、出でゝ之に面して曰く、向に、卿、烏丸に圍まれたるとき、能く三百騎を潰して出でたりしに、今、五十騎の爲に虜にせられたるは何と。義平、笑ひて曰く、是命なり。卿も、亦命蹇りなば、遂に此に至らん。吾は勍敵たり、宜しく久しく活すべから

す、疾く斫られよと諸本平治物語。即ち之を六條河原に斬る。時に、年二十。死に臨みて、罵りて曰く、保元中、多く源平の將士を戮するに、毎に夜分を以てせしに、今、白晝、我を殺さんとす、平奴、何ぞ無狀なる。嚮に信頼をして我が言を用ひしめば、平奴、噍類なかりけんをと。經房曰く、卿、何ぞ饒舌なるやと。義平、目を瞋して曰く、汝、善く我を斬れ、否ずんば、必ず雷となりて汝等を震殺せんと。後、經房、果して震死しければ、世、以て祟となせり平治物語○按ずるに、鎌倉本平治物語に、經房を經遠に作り、盛衰記には、經俊に作れり。而るに、一谷の役に、經遠・經房、尚存せり。未だ孰か是なるを知らず。今姑く十訓鈔及び京師・杉原・牛井諸異本平治物語に從ふ。

鎌田政家、本名は正清、二郎と稱せしが平治物語。藤原秀郷が裔にして尊卑分脈。相模の人なり保元物語。父通清は、鎌田權守と號し、源爲義に事へたり尊卑分脈○按ずるに、京師・杉原本保元物語に、通清を政宗に作り、權守を莊司に作れり。未だ孰か是なるを知らず。政家、繼ぎて義朝に事へ、勇敢を以て聞えたり。白河殿の戰に、爲義が子賴賢、出でゝ戰ひ、射て二騎を斃しけるに、義朝、怒りて自ら之に當らんとせしが、政家、轡を控へて之を止めて曰く、主將、豈に自ら輕ずること此の如くならんやと。義朝、聽かざれば、政家、乃ち兵士を麾きて遮り留め、身を奮はして敵に赴かんとせしに、適逸馬ありて、義朝が陣に入りぬ。政家、就きて之を視るに、鏃、鞍を貫きたるが、大さ鑿の如くなれば、以て爲朝が射たる所となせり。義朝曰く、爲朝、年少ければ、筋力、未だ此に至るべからず、是、必ず詐り設けて以て人を怖れしむるならん。汝、一戰して之を挫けと。政家、乃ち百騎を率ゐて之に赴きしが、爲朝、詬りて曰く、爾は、乃ち我が家の郎從なり、吾が彀に當るに足

らずと。政家曰く、昔は主君たり、今は則ち逆徒なり、討たずして何をかせんと。乃ち射て其の冑に中てたるに、爲朝、大に怒り、首藤家末等の猛士二十八騎を率ゐて來り逼りければ、政家、其の鋒の當るべからざるを度り、衆を引きて之を避けしに、爲朝、亦窮追せざりき(保元物語)。平治の亂に、信頼、政家を以て右兵衛尉となし、約して曰く、此の戰、勝つことを得ば、當に酬ゆるに上總を以てすべしと。重盛が待賢門を攻むるに及びて、政家、後藤實基等十六騎と、義平に從ひ、力戰して之を卻けたり。義朝、六波羅を攻めて、戰、利あらざりければ、死を一戰に決せんと欲し、馬に策ちて敵に赴かんとしけるに、政家、馬を扣へて諫めて曰く、古より、源平兩家と稱すと雖も、世、殊に源氏を以て最も勇なりとなせり。然るに、今日の戰、矢竭き刀折れて、士馬、皆創きぬ。之を以て進撃せば、必ず利を得難からん。若し命を卒伍の間に隕し、屍を戎馬の蹄に涴さば、啻に羞を千載に貽すのみに非ず、諸州の親黨、解體して、相率ゐて敵に從はん。暫く迹を山林に晦し、敵をして枕を高くすること能はざらしめんには如かじと。義朝、之に從へり。政家、從ひて尾張の野間に至り、其の婦翁平忠致が家に投ぜしに、義朝、害に遇へり。政家、時に忠致と飲みたりしが、變を聞きて座を起たんとするとき、酒を行せるもの、刀を拔きて之を斫りしが、政家、輒ち其の刀を奪ひ、還て之を刺しけるに、忠致が子景致、後より之を斬れり。時に年三十八(平治物語)。子盛政は、藤太と稱し、次光政は、藤次と稱せしが、義經に事へて、佐藤繼信・忠信と名を齊しくし、世に、義經が四天王と稱したり。盛政は、一谷に戰

死し、光政は、繼信と同じく屋島に戰死せしが、義經、甚だ之を哀惜し、愛する所の駿馬の薄墨と名けたるを以て、之を僧に施し、爲に經を寫し率都婆を立てしめたり。源平盛衰記○按ずるに、東鑑に、頼朝が政所を置くや、藤井俊長といふものを以て案主となしゝが、俊長、鎌田新藤次と稱せりと。則ち蓋し光政が子ならん。附して以て考に備ふ。建久中、頼朝、政家が忠を思ひ、廣く其の胤を求めて一女を得たれば、志濃畿・田名部の二莊を賜ひ、以て之に酬いたりしが。東鑑後、薙髪して金木尼と號せり。尊卑分脈。

譯文大日本史卷の二百二十九終

譯文大日本史卷の二百三十

列傳第一百五十七

叛臣四

源義仲　樋口兼光　弟今井兼平　根井幸親
淺原爲頼
藤原公宗

源義仲、小字は駒王丸源平盛衰記。左衞門大尉爲義が孫なり。父義賢は、春宮帶刀にして源平盛衰記・尊卑分脈。久壽二年、姪義平が爲に殺されたりしが、義仲は、其の第二子なり。時に僅に二歳源平盛衰記・平家物語〇東鑑に、二歳を三歳に作り、而して、死年を書して三十一となせり。元曆元年より之を逆算すれば、久壽元年に至るまで三十一年なり。此に據れば、其の生れたるは、實に久壽元年に在り。東鑑、一書齟齬せり。義平、其の後患をなさんことを慮り、畠山重能に囑し、捜捕して之を殺さしめんとせしに、重能、其の孤弱なるを憐み、之を殺すに忍びず。會、齋藤實盛、武藏より來りしかば、重能、密に其の情を告げて、駒王を以て之に託せり。實盛、之を匿すこと七日、是の時、東國の人士、多くは義朝が部下なれば、實盛、終に免るべからざることを度り、之を信濃に送りて、其の乳母夫權守中原兼遠に託せしに、兼遠、心を傾けて鞠育し、木曾山の下に居らしむ源平盛衰記。乳母夫は、東鑑に據る。保元・平治の亂に、源氏の門族、死亡して略盡き、兵馬の權、悉

く平氏に歸せり平治物語。義仲、幼しと雖も、心に深く家門の衰弊を痛み、慨然として宗黨の爲に讎を復せんの志あり。遊戲するに、常に武技を肄ひ源平盛衰記。起居應對、羣兒に度越したれば、鄕里、目を屬せり。長ずるに及びて、軀幹魁偉にして、膂力倫に邁れ、兼て騎射に便に、飛鳥走獸、射て中てざることなかりければ、兼遠、以て天授となせり長門本平家物語。年十三に至り、高祖義家が故事を襲ひ、石淸水に詣でゝ、自ら元服を加へ、名を義仲と更め、木曾次郎と稱し平家物語。屢〻京師に往來して、平氏を伺察す。

治承四年、以仁王、兵を起して平氏を討たんとし、令を諸國の源氏に下しゝに、義仲、從父兄賴朝と之に應じ、兵を信濃に集めしが、浹旬にして一千餘に至れり。平宗盛、聞きて懼れ、中原兼遠を召して之を責め、命じて義仲を縛送せしむ。兼遠、佯りて之を許し、誓書を進めしに、宗盛、信じて之を釋したり。兼遠、信濃に還りて、義仲をして大姓根井幸親に依らしめ、檄を四境に移して衆を募りけるに源平盛衰記。下野の足利、甲斐の武田、上野の那和等、皆來り附きて、聲勢日に張れり源平盛衰記・平家物語。那和は、異本平家物語に據り、甲斐の武田は、玉海に據る。九月、賴朝、大庭景親と石橋山に戰へるに、義仲、兵を擧げて之に應ぜんと欲す。時に、平氏の黨笠原賴直、將に義仲を攻めんとせしに、義仲が黨村山義直・栗田寺別當範覺等、之を市原に邀へて利を失へり。義直、急を告げゝれば、義仲、兵を發して赴き援けしめしに、賴直、戰はずして走れり東鑑。養和元年六月玉海・吉記・一代要記・皇帝紀鈔及び本書の壽永二年三月の條文に據りて之を訂す。說、城長茂が傳に具せり。越後人城長茂、來り擊つ。長茂、先津張宗親等をして植田越に赴かしめ、而して、自ら兵四萬を將ゐて橫田莊に陣せり。義仲、之を聞

きて、騎二千餘を率ゐて之を逆へしに、族人井上光盛、其の族保科黨三百餘騎を引き（族人は、尊卑分脈に據る。）筑摩河を渉りて先進み、佯りて赤旗幟を張りけるを、長茂、見て以て宗親等が軍を旋して來るものとなし、使を遣はして之を止む。既にして、光盛、猝に旗幟を變へ、直に其の陣後を衝きしに、義仲も、亦兵を縱ちて合擊しければ、長茂が軍、大に潰えて、人馬、河に溺れ、死者、甚だ衆く、長茂、奔りて越後に還りぬ。義仲、追ひて國府に到りけるに、州兵、降るもの相屬す（長門本平家物語。）九月、中宮亮平通盛・但馬守平經正、兵を率ゐて來り攻む。義仲、大に之を越前に敗る（東鑑・百錬鈔。）越前・越中・加賀の豪傑、之を聞きて大に懼れ、胥議して曰く、方今、源平、兵を構へて、郡國、鼎沸し、關東は、咸右兵衞佐に屬し、北國は、多く木曾冠者に屬せり。而るに、吾が曹、適從する所なし。若し猶豫して決せずんば、彼、必ず來り擊たん、往きて之に屬するに如かざるなりと、相率ゐて來り附く。義仲、其の詐あらんことを疑ひしに、新附の兵衆、乃ち誓書を進めければ、義仲、大に悅びて、良馬を人ごとに各一匹を與へたり。是より、北陸道、悉く義仲に歸し、兵勢益〻彊し。武田信光は、義仲が疏族なるが、女を以て義仲が子義高に妻せ、其の歡心を結ばんと欲し、使を遣はして意を致しけるに、義仲、喜ばずして、答て曰く、女あらば、之を將て志水冠者に與へ、巾櫛を執らしめよ。定めて匹敵となすが如きは、則ち、我、願はざるなりと。信光、怒りて、遂に義仲を賴朝に聞して曰く、義仲、越後に克ちてより、北國を臂使し、勢、寖く强大なり。故小松大臣、女あり、宗盛、之を子とし、以て義仲

に妻せんと欲して、潛に書信を通ぜしに、義仲、既に之を許せりと。賴朝、聞きて大に怒る。時に、叔父行家、賴朝と隙あり、奔りて義仲に依りしかば、賴朝、愈怒り、兵を率ゐて信濃に赴く。義仲、將士を召して之を議するに、樋口兼光等曰く、事已に此の如くなれば、宜しく富部・大井に據り、壘を固めて之を拒ぐべしと。義仲、沈吟すること之を久しくして曰く、保元以來、我が宗族、動もすれば輒ち相魚肉し、笑を人に取れり。今、平氏、未だ滅びず、而るに、兵衞佐と怨を結ばんは、計の得たるものに非じ、我、暫く之を避けんと、乃ち越後に如く源平盛衰記・長門本平家物語。賴朝、義仲が引き去りしを聞き、亦兵を引きて武藏に還り、使を義仲に遣はして曰く、當今、平氏、驕横にして、朝廷を陵蔑す。法皇、赫怒し給ひ、吾が宗族に命じて、逆賊を剪除せしめ給はんとす。是、吾と足下と、當に戈を枕にして旦を待ち、力を王室に竭すべきの秋なり。然るに、叔父十郎藏人、報國の忠を存ぜず、濫に私怨を以て賴朝を圖れり。頃聞く、藏人、身を足下に託せしに、足下、之を庇ひて疑はずと。未審、足下の意如何、若し貳心なくんば、捕へて藏人を送れ、然らずんば、志水冠者をして來らしめよ、吾、之を子養せん。二者聽かずんば、當に足下と會獵すべしと。義仲、又之を議するに、小室忠兼曰く、避けて屈を示すは、蓋し大功の終へざらんことを慮るなり。今、其の欲する所に從はずんば、則ち、東北、新に釁を啓き、戰鬪、且に始らんとす、何ぞ平氏を討つに暇あらんや。將軍、固に異謀なくんば、則ち亟に御曹司をして質たらしめらるゝに如かざるなりと。今井兼平曰く、故帶刀殿、惡源太が爲に害

せられ、釁、既に前に開けたり。佐殿も、亦將軍に猜防なきこと能はざれば、孰か能く其の終あることを保せんや。請ふ、早く之を絕たれよと。義仲、終に忠兼が言に從ひ、義高をして任子とならしめ、乃ち報じて曰く、藏人が、公と隙あることを知らず、亦通信して招致せしに非ず、唯宗親の好を存せんとするに因りて、其の來り投ずる任に、館穀せしのみ。寇敵、未だ除かざるに、何ぞ異圖を蓄へんや。藏人は、我に於ても亦叔父たれば、義、遣るべからず。命に從ひて兒息を送りぬ。幼騃にして未だ東西を辨へざれども、冀はくは善く之を視られよと（源平盛衰記。）義仲、悉く兵士の妻を召して、之に謂て曰く、右兵衞佐、質を我に徵せり、拒みて致さずば、其必ず來り擊たん。然らば則ち、汝曹の夫婿、命を鋒鏑に隕さん。故に、我、愛を割きて、兒を鎌倉に質たらしめたるなりと。衆婦、皆泣きて謝せり（長門本平家物語。）壽永二年四月、右近衞中將平維盛等、大擧して來り擊つ。義仲、其の將仁科守弘・林光明等を越前に遣はし、燧山城に據らしめしに、平泉寺長吏齊明、徒屬一千を率ゐて來り附けり。燧城は、南は荒乳・中山に界し、北は柚尾・木邊に連り、東は越の白峰に接し、西は三國港に至りて、北陸道第一の要害たり。木石を塡めて日野河を塞ぎければ、河水盈溢して、道路、海の如く、敵軍、進むこと能はず、相持すること數日。齊明、我が兵の寡少にして、城遂に保つべからざるを度り、乃ち箭書を敵軍に射て、其をして竊に堤を決せしめて、其の兵を導きしかば、敵軍、競ひ進みて之を攻め、城陷りぬ。敵軍、勝に乘じて遂に諸城を陷る。五月、維盛、其の部將越中前司平盛俊を遣はして、

般若野に屯せしむ。義仲、今井兼平をして兵六千を率ゐて撃ちて之を走らせしむ。義仲、越後を發して、越中に入り、衆五萬を得て、無動寺に至り、兵器を飭び、軍士を勤へ、白山社に詣で、僧覺明をして、文を作りて大捷を禱らしめ、進みて般若野に抵り、將士に令して曰く、敵は衆、我は寡、平原廣野に於てせば則ち利なからん。我、先礪波の北麓に陣せば、敵、必ず兵を山中の猿馬場に頓め、以て我が兵勢を覗はん。我、兵を分ちて南麓より出で、前後より掩撃せば、則ち勝たざることなけんと、乃ち北麓に陣す。維盛等、果して猿馬場に陣し、兵十萬を分ちて礪波・志雄の二道より竝び進み、將に越中に入らんとす。義仲、今井兼平に謂て曰く、横田河原の役に、我、三千を以て敵四萬を破りき。今、我五萬、彼十萬なれば、一を以て二に當る。且つ敵軍、遠より來りて疲弊したれば、逸を以て勞を待つ、一戰して破るべしと。乃ち兵を分ちて七隊となし、行家等の諸將を遣はし、道を分ちて俱に進ましめ、自ら精兵三萬を將ゐて、小矢部河を渡り、埴生に屯す。旁に神祠あり、州人に問へば、曰く、八幡社なりと。亦覺明をして、文を作りて捷を禱らしむ。時に、白鳩ありて旗竿の上に翔りたるを、義仲、馬より下りて拜伏し、進みて黑坂に陣せしが、敵と相距ること百餘歩ばかり源平盛衰記・平家物語。射戰して日を竟ふ。義仲、夜に乘じて之を襲はんと欲し、故に其の期を緩くせり。昏に及びて、樋口兼光をして兵三千を率ゐて、鼓螺千許を持ち、中山より鼓譟して進ましむ。兼平・根井幸親等五部の兵合せて一萬餘、南北の黑坂を繞りて進む。義仲、近村の牛四五百を驅りて、炬を角に縛し、策ちて之

を縱ち、軍士、其の後に隨ひ、讙譟衝突して、山谷を震動しければ、敵軍、擾亂して、爭ひて南壑に赴き、崖谷に投じて死するもの一萬八千餘、人馬相踐み、積屍陵を成しゝが、其の將參河守平知度・右兵衞佐平爲盛及び館貞康が首を獲たり。維盛、僅に免れ、散卒を收めて加賀に奔り、宮腰・佐良嶽を保つ。源行家、所部の兵を率ゐて志雄山に向ひしが、軍、利あらず。義仲、之を聞き、自ら騎四萬を率ゐて之に赴きしに、敵將平盛俊、維盛が敗を聞きて、佐良嶽に奔りぬ。義仲、北ぐるを逐ひて加賀に至り、平岳野に陣し、兩軍、兵馬を休め、相持して戰はず。會義仲が芻者、敵軍の偵人の爲に獲られたるに、芻者、紿きて曰く、今夜、將に來り襲はんとすと。曰く、大雨暴風なるに、安ぞ然ることを得んと。曰く、木立林の中に一古祠あり、其の材を取りて炬火を爲り、以て攻路を照さんと欲すと。敵軍、大に懼れ、兵を收めて宵遁げしに、安宅に至りて、河水、大に漲りたれば、溺死するもの千餘人、旦に達し、橋を斷ちて據守せり。六月、義仲、行家が軍を合せ、進みて安宅渡に至れり。時に、水濁りて底を見ざれば、衆、濟ることを得ざりしに、林光明、馬十匹を放ちて之を試みければ、水、僅に馬腹に及べるのみ。義仲、衆を麾きて濟り、大に篠原に戰ひしに、敵軍敗走せるを、長驅して成合・竝松に至り、連に之を破りて、瀨尾兼康及び齋明等を獲たるに、敵、大に潰えて、器械輜重を棄て、間道より遁れて京師に還れり。義仲、齋明が反覆を惡み、尋で之を斬り源平盛衰記。兼康を釋す。兼平、諫めて曰く、兼康は、瞻視異常なり、殺さずんば必ず後患をなさんと。義仲、聽かず平家物語。

既にして、義仲・行家、將に京師に入らんとし、東山・北陸の二道より並び進みて、越前國府に至り、諸將と議して曰く、聞く、叡山の僧兵、險に據りて備を設けたりと、我、輙く京師に入ることを得じ、如何にせば可ならんと。覺明曰く、設令、平氏、山徒を誘ひて、啗すに厚利を以てすとも、三千の衆徒、豈に悉く心を一にせんや。其の間、志を我に通ぜんもの、未だ必ずしも之れなきに非じ。請ふ、牒して之を誘はんと。義仲、焉に從ひ、進みて近江の蒲生に至り、山徒の報を待てり 源平盛衰記。保暦間記を參取す。 而して、芻糧匱乏しけるに、百濟寺に徵して米五百石を得たれば、義仲、悅びて、之に村邑五所を予へ、以て香火を資けたり。延曆寺の僧幸明、雅より覺明と善かりしが、來りて覺明を見たるに、義仲、之に謂て曰く、聞く、山門の衆徒、平氏に黨して、義軍を拒まんと欲すと。是を以て、先に衆徒に牒して、向背の理を諭しゝが、未だ其の欵を得ず。請ふ、子、急に去りて我が爲に衆徒を曉譬せよ、衆徒、我に從はゞ、火を山上に擧げ、以て信とせよと。幸明、還りて義仲が意を諭しけるに、衆徒、悉く應じければ、義仲、大に喜び、七月、覺明を以て前導となし、湖を渡り山に登り、總持院に次りしを、平氏、聞きて大に懼れ、養和帝を奉じて西海に出奔せり。義仲、又湖を渡り、篠原・野州の兵を率ゐて、勢多より京師に入りしに、行家も、亦宇治より至る 源平盛衰記。 二將、法皇に蓮華王院に謁し、面、平氏を討つの宣旨を奉ず 玉海・吉記・平家物語・源平盛衰記。 詔して、義仲が第を京師に賜ふ 平家物語・源平盛衰記。 是より先、源頼朝、鎌倉に居て、關東を略定せしに、諸國、響應し、平氏、日に蹙りぬ。法皇、功を論じて、頼

朝第一、義仲第二、從五位下に敍し、左馬頭に任じ、越後守となし、玉海。義仲、悦ばざりければ、改て伊豫守に任じ百錬鈔・源平盛衰記。院昇殿を許す。法皇、諸平の故地五百餘所を籍し、其の一百四十所を以て義仲に賜ひたれば、行家、將士を賞せんことを請へども、義仲、聽かず。八月、法皇、養和帝の西海に播遷せしを以て、更に立てん所を議せしに、議者、或は謂ふ、世亂るれば長君を立つ、故三條宮の子北陸宮、宜しく大位に卽き給ふべしと。北陸宮は、嘗て僧となりて、亂を北國に避けたりけるが、義兵起るに及び、義仲、之を奉じて京師に入れり源平盛衰記。是に至りて、義仲も、亦其をして帝位を踐ましめんと欲し、大藏卿高階泰經に因りて之を啓す。法皇、素より高倉帝の二皇子を擇びて之を立てんと欲したれども、而も、其の奏に違ひ難ければ、乃ち僧俊堯に命じて、義仲が意を揣り、之を諭さしめて曰く、國家の典故、繼體守文を以て貴しとなす。今、故院の皇子二人、見に在せり。若し本宗を廢して、之を庶孫に求めんは、人神の安せざる所、卿、其異議することなかれと。義仲、復奏して曰く、建立の議、至りて重く、臣等が敢て議する所に非ず。然れども、既に聖問を被りたるに、豈に敢て披瀝せざらんや。嚮に、陛下、脫屣の後、平氏、跋扈して、朝廷を陵侮せり。故三條宮は、義を倡へて、功業成らざりきと雖も、大業、已に天下に伸びたり。今、其の胤子を弃てゝ、更に立てん所を議せば、義に赴くの將士、將何をか望まんと源平盛衰記。法皇、廷臣に下して之を議せしむるに玉海。咸、謂らく、義仲が奏する所、謂なきに非ざるなり。但北陸宮は、嘗て僧となられたれば、宜しく九五に登る

べからずと。然れども、義仲が兇威に懼れて、決すること能はず。官寮に命じて、高倉の二皇子及び北陸宮を卜はしむれば、三宮、吉なり。法皇、寵姫丹波が言を納れて、意、四宮に屬したりければ、再び之を卜はしめけるに、四宮、吉にして、三宮は、吉凶相半し、北陸宮は、凶なりければ、遂に四宮を立てたるに、義仲、大に怒りて曰く、齒を以てせば、則ち宜しく北陸宮を立つべし。卜を以てせば、則ち宜しく三宮を立つべし。烏ぞ四宮を立つることを得んや。事、既に此の如し、三條宮の爲に痛恨せざるべけんやと玉海・源平盛衰記を參取す。既にして、義仲、漸く驕恣にして、部下の兵、京師に縱橫し、院の御領以下公卿の莊田を損害し、民家の資材を掠略すれば、京師、騷然たり。法皇、將に頼朝を召さんとせしに、義仲、悦ばずして、邀へて之を拒がんと欲す。頼朝、使を遣はして、義仲が己を討たんと欲することを訴へ、且つ身の京師に入らざることの便宜を陳ぶ。是に於て、法皇、義仲に上野・信濃の二國を賜ひ、以て其の掠暴を弭め、頼朝・義仲をして和解せしめんと欲す。乃ち其の意を頼朝に諭しゝに、頼朝、亦宣旨を東海・北陸・東山の三道に下して平氏の侵奪せる所の國領及び莊園を本主に還さしめんことを請ひければ、敕して、其の請に從ひ、其の命を用ひざらんものは、頼朝をして糺察して法に處せしむ。然れども、義仲を憚りて、宣旨を北陸に下さず玉海。時に、平氏、屋島を保ちたれば、行家、之を討たんことを請ひけるに、法皇、之を許す。義仲、奏して曰く、行家、勇は則ち勇なり。然れども、屢敗衂を致したれば、宜しく更に其の人を選ぶべしと。法皇、改て義仲に命じ源平盛衰記。手

づから御劍を取りて之に賜ふ玉海。義仲、京師を發して播磨に至り、先足利義淸・高梨高信・海野幸廣を遣はして之を擊たしむ。十月、義仲、播磨より將に備中に赴かんとし、瀨尾兼康を以て鄕導となししに、兼康、畔きて板藏に據りて拒守したれば、義仲、大に怒りて、急に攻めて之を殺せり平家物語・源平盛衰記。義仲が播磨に至るは、歷代皇紀・一代要記・百錬鈔に據る。閏月、義淸・高信・幸廣、平重衡等と、水島に戰ひて敗死す源平盛衰記。義仲、進みて尾島を攻めんと欲せしに、適賴朝、弟義經を遣はし、兵數萬を帥ゐて京師に入らしむるを聞き、兵を引きて還らんとすれば、法皇、使を遣はして之を止めしめたれども、義仲、詔を奉ぜずして、遂に京師に還り、以て義經に備ふ○源平盛衰記に曰く、義仲が將に備中を發せんとするや、十一月二日、樋口兼光、京師より行家が法皇の密旨を以て義仲を討たんとするを告げたれば、義仲、急に軍を京師に旋したり。時に、平氏の族、室津に在れば、行家、託するに征討することを以てして出でたるが、其の實は、義仲を避けたるなりと。今、本書に據るに、義仲、閏月十五日を以て京師に入り、十一月、行家と倶に征討の敕を受けたれば、盛衰記は誤なり。故に取らず。乃ち法皇に奏して曰く、水島の戰に、平氏、一旦利を獲たりと雖も、勢、久しかること能はず。山陰道の兵士、多く備中に在れば、以て之を禦ぐに足らん。陛下、復之を憂へ給ふこと勿れと。義仲、行家と、竊に法皇を奉じて北國に赴かんことを謀りけるに、行家、從はずして、密に之を告げたれば、法皇、驚きて、法印靜賢を遣はし、義仲を諭さしめて曰く、聞く、卿、將に朕を挾みて行く所あらんとすと。又聞く、朕が命を俟たずして、兵を擧げて關東に赴かんとすと。聞く所、如し實ならば、則ち、卿が意、何を爲さんと欲することを知らずと。義仲、奏陳して曰く、臣、陛下に二怨あり。曩に、賴朝を召さんとし給ひしとき、臣、以て不可となしゝに、而も、臣が言を納れ給はざりき。又向に東

海・東山・北陸の諸道に宣旨を下して曰く、若し此の宣旨に違ふものあらば、追討、一に頼朝が命に從はんと。是、實に臣が遺憾なり。臣は、關東に赴きて、怨を頼朝に釋かんと欲するのみ、乘輿を奉じて戰場に臨むが如きに至りては、固より此の事なし。知らず、陛下、何より此の飛語を得給ひし、臣、甚だ焉を懼る。請ふ、敕を奉じて、頼朝を討たん。一行の書を賜り、以て東國の將士に示さんこと、是臣が願なりと。靜賢、既に去りて、義仲、以爲らく、行家、之を泄したらんと、乃ち法皇宮に造り、靜賢及び高階泰經に就き、誓書を奉りて、奏して曰く、臣を讒構したるものは、必ず臣が親族ならん。願はくは、其の人を得て甘心せんと。法皇、慰諭して曰く、聞ける所は、道路の言のみ、卿が黨より出でたるに非ず。朕、固より之を信ぜざれば、以て懷に介すること莫れと。義仲、又奏すらく、向に、頼朝に宣旨暨び御教書を下し給ひしが、若し聖慮に出でたるに非ずば、請ふ、奉行の人を推按せんと、聽かず。義仲が兵士、劫剽滋甚しくして、人民、愁苦すれば、法皇も、亦密に之に備へたり。十一月、法皇、主典代景宗を遣はし、譴責して(景宗、姓闕けたり。)曰く、卿、固より反かざらんことを陳べたりと雖も、人、已に之を證せるに、何を以てか自ら明さんとする。朕、往に命じて西海に赴かしめたるに、卿、源九郎に備ふと稱し、稽緩して發せざりき。豈に不軌を謀らんと欲するに非ずや。事、其の實なくんば、速に西海に赴けと。義仲、對へて曰く、讒謗蠭く興れり、幸に勘覆を被らん。臣が異志なきは、已に之を誓書に明せり、復何の陳ぶる所かあらん。西征の命を承けて未だ發せざるは、實に頼朝

が代官數萬の衆を率ゐて京師に入らんことを恐れてなり。其をして京師に入らざらしめば、則ち西海に赴くべしと。法皇、重て義仲に敕して曰く、賴朝、將に奉獻する所あらんとす。是を以て、使人、京師に入らんとすれども、率ゐる所亦多からじ、明に他の故なし、卿、猜疑すること勿れと。義仲、心に悅ばずと雖も、敢て枝梧せず玉海。又檢非違使平知康を遣はして、諭すに部下を戢めんことを以てせしに、義仲、待接すること倨慢にして、言辭不遜に、知康を調りて曰く、輦下の兒童、卿を呼びて鼓判官と稱せり。卿、豈に人の爲に撾たれんかと。知康、忿恚して、還りて具に其の狀を奏し、遂に法皇に勸めて義仲を討たしむ。法皇、乃ち延暦寺座主・園城寺長吏に詔して、僧兵を召して法住寺殿を守らしめ、知康を以て軍事を董督せしむ。義仲、之を聞き、怒りて將佐に謂て曰く、吾、首として義擧に應じ、逆臣を西海に攘ひしは、豈に曠世の功に非ずや。然るに、何の罪ありてか、俄に誅罰せらる〻。方今、東西路梗り、餽運繼かず。我、五萬の衆を擁して、京師を鎭護せり。然るに、官、芻糧を給せず、軍士、殆ど餧死に至らんとす。若し豪富の積める所を掠取するに非ずんば、何を以てか士卒を養はん。且つ軍國に貴ぶ所のものは馬なり。馬をして羸瘦せしめば、將士、健鬪するに難まん。故に、近郊の禾麥を刈り、以て之を飼へり。士卒の侵掠は、實に飢疲に出でたり。而も、未だ嘗て王公卿士の家に入りて貲財を鹵略せず。貴賤殊なりと雖も、饑渴の身に切なるは一なり。牛馬、強しと雖も、食なければ、則ち用を爲さず。事に權宜あり、何ぞ茲に拘拘たらん。是、皆鼓が所爲なれば、

我、將に往きて彼の鼓を擊ち破らんと欲す。汝等、宜しく速に之が備をなすべしと。兼光・兼平、苦諫して曰く、今、私嫌を以て、怨を至尊に構へなば、神明、必ず之を罰し給はん、宜しく身を束ねて闕に歸し、咎を引き愆を雪ぐべし。其の怨を知康に修めんことは、亦未だ晩からじ。明公、之を熟思せられよと。義仲、性剛愎にして自ら用ひ、欲する所必ず遂ぐれば、兼光等に謂て曰く、吾、兵を信濃に起してより、未だ嘗て怯を人に示さゞりき。至尊と雖も、豈に手を束ねて制を受けんや。若し汝等が言に從ひて、罪を闕下に待たば、反て鼓が爲に擊殺せられん。義仲、死生此に決しぬ、汝等、其の匹夫に敵せんよりは、寧ろ國王に敵せよと。遂に兵を擧げて反き、又兵を分ちて七隊となし、進みて法住寺殿を圍む。兼平をして三百餘騎を率ゐて瓦坂に向はしめ、自ら四百餘騎を帥ゐて西門に向ひけるに、知康、垣に登りて大に罵りければ、義仲、怒りて、風に因りて火を發ちしに、殿堂廬舍、悉く焦土となれり。知康、一矢を發たずして遁れ去り、官軍、大に敗れて、公卿・宮人、士卒の爲に辱められ、座主明雲・長吏圓慧法親王、亦亂兵の爲に射殺されたり。乃ち帝を閑院殿に、法皇を攝政基通が第に徙し、多く公卿を幽す。義仲、既に志を得て、將士に夸言して曰く、天下の事、吾が爲さんと欲する所のまゝなり。汝が曹、公となり卿とならんは、各其の請ふ所に從はん。顧ふに、吾、帝とならば則ち、帝は、幼童なり、吾、復童となるべからず。院とならば則ち、院は、老法師なり、亦法師とならんことを欲せず。惟攝政を視るに、年齒相如き、事體相宜し。吾、其の位に居らんと欲す。

今より以後、汝等、宜しく我を稱して攝政殿と曰ふべしと。兼平、諫めて曰く、夫攝籙は、大織冠の裔にして、世此の職に居り、他姓は、斷じて之に任じたることなしと源平盛衰記。義仲曰く、然らば則ち、判官代たらんと。兼平曰く、此、好官に非ずと長門本平家物語。義仲、低回すること之を久しくして曰く、我、之を得たり、院御廐別當とならん。縱に良馬を馳せんも、亦快からずやと。遂に自ら別當となる源平盛衰記。義仲、幼より北鄙に竄匿し、容姿觀るべしと雖も、擧止朴野なれば、時人、其の事を傳へて以て笑となせり平家物語・源平盛衰記。前關白基房が女、殊色ありしが、基房、之を鍾愛して、女御・皇后を以て自ら期したるに、義仲、逼りて之を娶れり源平盛衰記。因て妻の兄權大納言師家を以て攝政となさんと欲す。然れども、大臣、闕なければ、乃ち基房と謀りて、基通が攝政を褫ひ、藤原實定が內大臣を借りて、師家を以て內大臣・攝政となし、中納言藤原朝方・參議藤原基家・太宰大貳藤原實淸・大藏卿高階泰經・參議平親宗・右近衞中將源雅賢・右馬頭源資時・肥前守源康綱・伊豆守源光遠・兵庫頭藤原章綱・越中守平親家・出雲守藤原朝經・壹岐守平知親・能登守高階隆經・若狹守源政家・備中守源資定・左衞門尉平知康等文武四十餘人の官職を停む玉海・源平盛衰記。基房、事に隨ひて開諭し、爲に禍福を陳べければ、義仲、稍兇暴を輟め、錄する所の廷臣の防禁を弛べ、法皇を西洞院第に移す源平盛衰記。法皇も、亦義仲をして諸平の故地を總領せしめ、以て其の意を悅ばしめたり吉記・百鍊鈔。尋で左馬頭を辭し、從五位上に敍せらる玉海・東鑑。賴朝、義仲が驕肆を聞き、乃ち其の弟範賴・義經に

命じ、大に兵を發して之を討つ源平盛衰記。伊勢に抵りて、宣言すらく、東海・東山二道の莊士を本主に還さゞらんものを糺察すと。是より先、國中、皆義仲が兵士の横暴に苦みたりければ、鈴鹿山に據りて頼朝に應じ、義仲・行家が兵と相拒がんとするに、義仲、又兵を遣はして之を撃たしめたり玉海。是の時、流言あり、室山・水島の戰に、平氏、累に捷ち、將に京師に入らんとすと。義仲、以爲らく、腹背、敵を受けなば、我が事復濟らじと。乃ち平氏と講和して、共に頼朝を撃たんと欲し、書を作りて、宗盛及び二位尼に遺り、且つ其の宗女を得て妻となさんことを請ひしに、宗盛、聽さゞりき長門本平家物語・源平盛衰記〇玉海に曰く、義仲、一尺の鏡を鑄て、八幡の神體に模し、背に誓書を鑄、之を遣りて和親を請へりと。然るに、當時浮說紛紜たりしを、本書は、聞ける所に從ひて之を書したれば、未だ必ずしも確實ならず。故に今、取らず。三年正月、從四位下に敍し東鑑・源平盛衰記に、正五位下に作れり。尋で征夷大將軍に任ぜらる東鑑・職原鈔・源平盛衰記〇玉海・百錬鈔に、征夷を征東に作り、職原鈔・盛衰記には、大字なし。法皇、義仲が暴横を厭ひ、外、優獎を視せども、內、實は義經等を藉りて之を除かんと欲したり。故に、此の授ありき。而も、義仲、悟らずして、大に得色あり。宗盛、和を請ひしかば、法皇、義仲等に下して議せしめたるに、義仲、可かざりき。既にして、範頼・義經、大兵を率ゐて、宇治・勢多より竝び進み、平氏も、亦鎭西を略し、四國を徇へて福原に還り、大擧して將に京師に入らんとするを聞き、惶惑して措を失へり。是の月十七日、行家、義仲に叛きて、河內の石川城に據る。義仲、樋口兼光を遣はし、五百餘騎を率ゐて撃ちて之を破らしめ、首七十餘級を獲たり。東兵、漸く逼りければ、義仲、今井兼平・源義弘を遣はし、五百餘騎を將ゐて勢多に向はしむ。根井幸親・楯親忠、三百餘

騎を帥ゐて宇治に向ひ、橋を撤して之を守る。二十日、東兵、既に河を渡りたれば、幸親等、支ふること能はず、兵を引きて還る源平盛衰記。義仲、分つ所の諸將未だ還らず、兵寡くして勢孤なり玉海。豫め軍敗れなば法皇を取りて北陸に奔らんことを謀れり北陸は、玉海に據る○本書に、西海に作れるは、誤なり。壯士二十人を簡びて自ら從へ、法皇を西洞院第に護りたりしが、是に至りて、法皇に奏して曰く、東賊、已に迫りぬ、宜しく是を醍醐寺に避け給ふべしと。法皇、從はず。義仲、乃ち階下に至り、劍を按じ目を瞋し、駕を備へて頻に幸せんことを趣しければ、宮中、皆色を失ひ、法皇、已むことを得ずして、將に宮を出でんとす。時に、義仲が兵士、馳せて報ずらく、敵、木幡・伏見に至れりと。義仲、乃ち百餘騎を率ゐて出でしに、幸親・親忠、散兵を斂め來り合ひしが、其の衆を併せて、僅に三百餘騎。東兵、既に七條・八條・法性寺・柳原に塡滿し、旌旗、空を蔽へり。義仲、望み見て、從士に謂て曰く、我が命、今日に在り、汝が曹、逃げんと欲するものは去れと。將士、皆曰く、人、誰か死なからん、其の祿を食むものは、當に其の事に死すべしと。義仲、悦びて、乃ち將士を督して、親しく自ら決戰せんとし、畠山重忠等に當りて、衝突縱橫し、陣を冒して出入すること數なりしが、幸親・親忠等の精銳一百餘騎、悉く皆戰死せり。義經、兵三百餘騎を縱ちて、攻擊すること甚だ急なれば、義仲、遂に大に敗れ、僅に七八十騎を率ゐて、法皇宮に趣きしに、近衞小將藤原成經、門を閉ぢて內れず。義經、猛銳十一騎を率ゐて連に射たるに、義仲、又敗走したるを、義經が兵、躡みて之を擊てば、義仲、且つ戰ひ且つ

走りて、三條河原に至れり。敕使河原有直及び弟有則、三百餘騎を率ゐて追ひ迫り、大に呼びて曰く、北陸道朝日將軍〇平家物語に曰く、義仲、左馬頭に任ぜられて、朝日將軍の院宣を賜りたりと。而れども、諸書に確據なし。蓋し義仲が自稱ならん。如何に背を敵に視せらるゝぞ、豈に獨源氏の家聲を墜すことを愧ぢざるのみならんやと。義仲、馬を廻して奮戰したるに、有直が兵、潰え散じ、身、創を被りて遁げ走れり。而して、東兵、相踵ぎて來り撃てば、義仲が從騎、奮鬪して疾く力め、死するものも亦多く、是に至りて、尙十三騎を餘せり。義仲、乃ち勢多に赴かんと欲し、途三條白河を經たるに、畠山重忠、河を隔て、遙に呼べば、義仲、馬を廻して射戰す。既にして、範賴、三萬騎を率ゐて勢多より進みしに、今井兼平、國分寺に屯して、與に戰ひて捷たず、源義弘、戰死したり。兼平、兵を引きて還り、義仲に粟津に逢ひしに、義仲、悅びて、兼平が手を握りて曰く、吾、嚮に京師に自裁せんと欲したりき。然れども、卿と一面せんと欲し、故に崎嶇して此に至れり。今、兵敗れ力竭き、身も、亦重創を被れり、虜とならんは恥なり、自殺するに如かじと。兼平曰く、名將は、死を忍びて恥を雪ぐ。方今、賴朝、東國に據り、平氏、西海に在り。而るに、將軍、北國に歸られなば、則ち天下三分して、鼎足竝峙せん。將軍、宜しく先越前に歸らるべし、兼平、當に留りて之を拒ぐべしと。卽ち散兵を收めて、四五百騎を得たり。既にして、東兵、大に至りければ、義仲が將二河賴重、三十騎を率ゐて之に當り、力戰して死す。一條忠賴等、遞に來りて攻擊しけるに、義仲、殘兵を勵し馳突して圍を潰すこと數。範賴、兵を進めて夾擊せり。是に於て、義仲が兵、戰死して皆

盡き、從ふ所、止兼平一人のみ。義仲、之に謂て曰く、我、常に薄鎧を擐たれば、甚だ輕かりしに、今日は、更に重きを覺ゆと。兼平曰く、鎧、何ぞ遽に重からん、豈に將軍の鋭氣摧折して、孱弱、此に至れるかと。顧みて粟津松原を指して曰く、將軍、彼に至りて決せられよ、兼平、當に追ふものを拒ぐべしと。義仲曰く、我、汝と同じく死なんと欲すと、將に馬に策ちて倶に進まんとす。兼平、馬を扣へて、諫めて曰く、將軍、體疲れ馬羸れたり、若し命を行伍に隕されなば、豈に羞を貽さゞらんやと。義仲、單騎、前林に向ひて馳せ、日、暮るゝに垂とするとき、水田を橫截せんとせしに、馬蹶り、之に鞭てども進まず。義仲、窘迫したるを、石田爲久、射て其の面に中てたれば、瞑眩して馬鬣に伏したるに、遂に追騎の爲に殺されたり（源平盛衰記。）時に年三十一（東鑑・八坂本平家物語〇源平盛衰記に、三十七となせるは、誤なり。）義經、首を京師に傳へ（源平盛衰記・百錬鈔。）赤帛を髻に繫ぎ、書して曰く、賊源義仲と、首を劍に串き（源平盛衰記。）東獄の樗樹に梟す（源平盛衰記・百錬鈔。）二子あり（〇長門本平家物語に、四子義高・力壽・鶴王・餘名王を載せたり。諸書見る所なし。）義高・義宗。義高は、志水冠者と稱し（尊卑分脈。名は、東鑑に據る〇本書に、義基に作れり。）鎌倉に質たり。義仲、誡めて曰く、汝、善く賴朝に侍して、疎斥せらるゝこと勿れ、能く自ら成立して、期するに方面の任を以てせよと。乃ち賴朝が使に附して之を遣り、其の臣海野幸氏（名は、東鑑に據る〇本書に、行氏に作れり。）義高と甲子を同じくしたるが、特に命じて從行せしめたり（源平盛衰記。）賴朝、女を以て之に妻せたるが、義仲が誅に伏するに及びて、賴朝、之を殺さんと欲せしを、侍婢、伺ひ知りて其の妻に告げたれば、故を以て、義高、營を出でゝ遁るゝことを得たり。義高、雙六を好み、幸氏、敵

手となりしが、是の夕、幸氏、義高が臥內に入り、衾を引きて臥し、明日、獨雙六したるを、外人、覺らざりき。既にして、頼朝、其の走りたるを聞きて、大に怒り、堀親家に命じて之を追はしめたるに、入間河原に至り、捕へて之を斬れり東鑑。義宗は、木曾四郎と稱したり尊卑分脈。

樋口兼光、姓は中原、信濃權守兼遠が子にして、樋口二郎と稱す源平盛衰記。弟兼平・根井幸親・楯親忠と、俱に義仲に事へて、之が爪牙たりしが、世に木曾四天王と稱したり平家物語○源平盛衰記に、楯親忠を高梨忠直となせり。礪波の戰に、兼光、兵三千を將ゐて、篠原より平氏の軍を襲ひ撃ちて之を破りしに、平氏、退きて篠原を保ちたれば、義仲、追ひて安宅に至り、遙に敵營を望み、兼光に謂て曰く、兵幾何ぞと。曰く、三百に過ぎじと。曰く、其の將を誰とかすると。曰く、畠山重能なりと。義仲曰く、是關東の精鋭なれば、汝、宜しく先鋒となりて之を摧くべしと。兼光、乃ち兵百五十を簡びて、魚鱗陣を爲り、直に其の陣を衝きて、敵二百餘を殺したれども、自ら百騎を亡ひたれば、兩軍、交綏きたり源平盛衰記○諸本平家物語に曰く、今井兼平・落合兼行、五百餘騎を率ゐて先登し、畠山重能・小山田有重等と決戰し、兩軍、死傷甚だ多く、重能、散卒を收めて退きたれば、兼光、兼行と三百騎を率ゐ、高橋長綱と戰ひて、長綱を斬りたりと。未だ孰か是なるを知らず。源行家が、義仲に背きて石川城に據るに及び○平家物語に、長野城となせり。兵五百を率ゐて攻めて之を拔き、首虜七十餘級を獲たるに、行家、身を挺で、走りしを、追ひて紀伊に至れり。既にして、義仲が軍の利あらざるを聞き、俘を放ち兵を斂めて、急に京師に還らんとし、行きて鳥羽の秋山に至りしに、從兵、稍稍亡げ去りて、從者、纔に三十騎のみ。東軍、兼光が來るを聞き、之を朱雀作道に邀ふ。兼光、四冢に至れるに、兒

玉黨、兼光と姻あれば、因て之に降らんことを勸めたるに、兼光、遂に降りぬ。兒玉黨、源範頼・源義經に就きて、兼光が死を宥さんことを請へり。初め、法住寺の亂に、兼光、兵を縱ちて、多く公卿・宮人を辱めたりき。故を以て、宮人、辭を同じくして曰く、兼光は、義仲が梟將、之を活さば必ず後患を貽さんと。朝議、遂に死に決せり。義仲・兼平が首を傳へて京師に徇ふるに及び、兼光をして其の後に從はしめ、明日、朱雀に斬りたり源平盛衰記・平家物語。弟は、兼平。

兼平、今井四郎と稱す。燧城の守らざるに及び、兵六千を領して越中に入り、平盛俊と般若野に相遇ひて接戰し、旦より昏に至り、大に之を敗りて、二千餘人を斬りたり。義仲が法住寺殿を犯しゝとき、兼平、兵三百餘騎を率ゐて、瓦坂より進み、火を宮殿に放ち源平盛衰記・平家物語。自ら主水正清原近業を射殺したり八坂本平家物語に、近業を親業に作り、如白本に、友業に作れり。今、玉海・源平盛衰記に從ふ。東兵の來り討ちしとき、源義弘と五百餘騎を將ゐて、之を勢多に拒ぎ、橋を撤して之を守り、稻毛重成・榛谷重朝と戰ひしに、義弘、戰死せり。兼平、宇治既に破れて、敵、京師に入りたりと聞き、殘兵數百を帥ゐて還り源平盛衰記・長門本平家物語。義仲に粟津に遇ひしに、散兵稍集りて、四五百騎ばかり。又東兵と戰ひしに、義仲が兵、死傷して殆ど盡きたれば、兼平、義仲に自裁を勸め、單騎、追兵を遮りしが、義仲が死を見て、乃ち大に呼びて曰く、我は、是今井四郎兼平なりと。乃ち陣を冒して搏戰するに、衆、其の勇を憚りて、敢て近かず。箙を顧みれば、尙八矢を餘したれば、射て八騎を殪し、又大に呼びて曰く、日本無雙の勇士、今方に自殺せん、汝が曹、視

て以て我に倣へと、遂に刀を銜み馬より投じて死せり。妹鞆繪、美にして勇に、武技を善くせしが、義仲、之を嬖して、戰ふごとに別に一部を將ゐしめたり。北國の戰に、嚮ふ所、皆功ありしが、義仲が敗るゝに及び、騎從するもの僅に十三人、鞆繪、其の中に在り。東兵、尾擊するを、鞆繪、防ぎ戰ふこと甚だ疾めしに、東兵、披靡せり。義仲、四宮河原に至れば、從騎止七人、鞆繪、尚在り。遠江人內田家吉（源平盛衰記○諸本平家物語に、御田師重に作り、如白本には、恩田爲重。）自ら力六十人を兼ぬと言ひたりしが、鞆繪と馬を接して交搏ちしに、鞆繪、卽ち其の首を斬り、持ちて義仲に視す。義仲、憫然として曰く、可惜勇士、一女子の爲に獲られたり。我、亦其の誰の手に死せんを知らず。異日、人、將に謂はんとす、義仲、死に臨むまで、猶女子を攜へたりと。適名を累すに足らん、汝、此より去れと。鞆繪、固く請ひしに、義仲、慰諭懇至しければ、鞆繪、嗚咽して國に還りぬ。時に年二十八（源平盛衰記。平家物語を參取す。）後、尼となりて、越後の友杉に居たりと云ふ（長門本平家物語○源平盛衰記に曰く、後、賴朝、鞆繪が勇を聞き、召して鎌倉に赴かしめ、之を森五郎に屬せしが、議、已に死に決せしを、和田義盛、請ひて妻となし、男を生めり、所謂朝夷名三郞義秀是なり。義盛、敗れて、鞆繪、潛に越中に逃れ、石黑氏に依りて尼となり、年九十一にして終ると。東鑑を按ずるに、和田氏の滅びたるは、建保元年に在り。時に義秀が年三十八。今、姑く元暦元年義仲が敗死せし年を以て准となして、之を逆算するに、義秀が生れしは、元暦元年の前九年に在り。故に取らず。）

根井幸親、姓は滋野、左衞門尉國親が子にして、根井小彌太と稱す（滋野系圖。）初め、義仲が兵を起すや、平氏、中原兼遠を召して之を責めしに、兼遠、詐りて誓狀を與へ、義仲を捕へ送らんことを約して還りしが、誓に背くことを欲せず、義仲を以て幸親に託し、時を視て動かしめたり。幸親、之を許して、

潛に指畫をなし、本國及び隣境の兵を倡へしに、來り附くもの日に衆く源平盛衰記。養和元年、城長茂が兵を横田川原に敗れり長門本平家物語。既にして、平通盛、來り撃ちけるを、義仲、逆へ戰ふに、幸親、前鋒となりて、之を越前の水津に敗れり東鑑・百錬鈔。礪波の戰に、兵二千を將ゐて、彌勒山に登り、諸將と掩ひ撃ちて大に之を敗り、北ぐるを逐ひて加賀に抵り、幸親、二百五十騎を將ゐて、飛騨景高が五百騎に當りて、搏戰甚だ急に、兩陣、死傷して殆ど盡く。幸親、射て景高が馬に中てしに、景高、馬より墜ちたれば、幸親も、亦馬より下りて、短兵相接したるが、景高、刀折れたれば、幸親、以爲らく、人の厄に乘ずるは勇に非ざるなりと、乃ち刀を投げて相搏ち、遂に之を斃したり。義仲が法住寺殿を犯せるとき、幸親、圓慧法親王を射殺したり。東軍の京師に入るや、子親忠と三百餘騎を率ゐて、宇治に向ひしに、戰、利あらず、兵を引きて退きしが、東兵、之を追ふ。幸親、且つ鬪ひ且つ郤きけるに、河口源三・船越小二郎、竝び進みて幸親に迫る。幸親、左右の手を張りて、之を邀へしに、源三・小二郎、馬を進めて、兩腋より之を抱きければ、幸親、二人を脅持し、小二郎が帶を援りて之を投げたるに、泥淖に投じて死せり。源三、鞍に據りて動かざりしに、幸親、馬を併せて之を投げ死しければ、東兵、辟易して、敢て進むものなかりき。幸親、乃ち散兵を收めて京師に還り、義仲に六條河原に遇ひて、東兵と大に戰ひ、遂に陣に歿せり源平盛衰記。子親忠は、楯六郎と稱し滋野系圖・源平盛衰記。義仲に從ひて、屢〻戰功を樹てしが、幸親と倶に六條河原に戰死せり源平盛衰記。

淺原爲頼〇淺、或は朝に作れり。八郎と稱す。甲斐の人にして、小笠原氏の支族なり。容貌魁偉にして膂力あり、善く勁弓を挽きしが、性素より無頼にして、産業を事とせず、毎に徒衆を諸國に招結して、羣盜を爲し、民間、頗る之を患苦せしかば、朝廷、所在に勅して、之を召し捕らしめたれども、獲ざりき保暦間記。正應三年春、爲頼、潛に京師に至り、夜、其の二子と甲を擐、騎して禁中に入り歴代皇紀。女孺に就きて問ひて曰く、主上は、何處に臥し給へると。紿きて曰く、寢殿に御し給へりと。又問ふ、寢殿は何處ぞと。曰く、南殿の艮の隅なりと。爲頼、言の如くにして入りければ、女孺、急に内に入りて、長姫に因りて變を告げたり。時に、帝、實は中宮に在しければ、乃ち婦人の服を著て、春日殿に幸す。宮人、或は寶器を擕へて帝に從ひ、或は皇太子を抱きて常磐井殿に避く増鏡。爲頼、已に寢殿に入りしに、中宮衞士景政、格鬪して創を被れり景政、姓闕けたり。二條京極の篝兵五十餘人、外よりして入り、闥を排して繼ぎて進みければ、爲頼、自ら免れざるを知り、二子と倶に紫宸殿に至り、各腹を割きて死せしが、三屍を幷せて六波羅に送れり増鏡、島津家・今川家本太平記。時に、其の射たる所の箭を檢せしに、太政大臣爲頼の六字を鏤めたり保暦間記。又其の佩刀は、前參議藤原實盛が家藏の寶刀名は鯰尾なりければ、實盛父子、因て坐して收繫せられたり増鏡・保暦間記、島津家・今川家本太平記・歷代皇紀。初め、伏見帝の登阼するや、龜山上皇、後嵯峨帝の遺詔の意に稱はざるを以て、之を慍りたりければ増鏡。爲頼が宮闕を犯すや、世言ふ、上皇の爲さしむる所ならんと。權大納言藤原公衡、後深草帝に奏して、上皇を六波羅に遷さんことを請ひしに、聽

さゞりき。因て伏見帝の詔を矯めて、咎を上皇に歸せり。是に於て、上皇、誓書を作りて、北條時宗に賜ひ、以て自ら洗雪したりければ、事、是に由りて解くることを得たり増鏡、島津家・今川家本太平記。

藤原公宗、內大臣實衡が子なり。正中二年、參議に任ぜられ、左近衞中將を兼ね、元德二年、權大納言に累進し、正二位に敍せらる公卿補任・尊卑分脈。承久の亂に、其の先公經、北條義時に與して內應をなしければ、義時、深く之を德としたりき。故を以て、家、世鎌倉と扳援を相爲して、勢、朝野を傾け、擧朝、比なく、后妃、多くは其の家より出でたり。北條高時が誅に伏してより、公宗、內に自ら安ぜず、常に北條氏を復せんことを思ひ、高時が弟泰家を舍匿し、日夜、共に亂を作さんことを圖れり。家臣三善文衡、公宗に說きて曰く、國の興亡を知らんと欲せば、政の善惡を察するに如くはなし、政の善惡を知らんと欲せば、賢臣の用捨を觀るに如くはなし。今、朝に立ちて風節を持するもの、獨藤原藤房あるのみなりしに、諫の行はれざるを以て、身を引きて遁れ去りぬ。時事、知るべきのみ。公、何ぞ速に黨舊を招き、以て鎌倉を復せられざると。公宗、乃ち謀りて泰家をして亂を京師に作さしめ、高時が子時行をして關東に起たしめ、名越時兼をして北國に起たしめたり。建武二年、竊に弑逆を圖り、浴室を北山第に爲りて、牀下、多く刃を植ゑ、機を設けて陷るべからしめ、旣に成りて、帝を邀へて游宴し、以て華淸の幸に擬せんとす。帝、之を許したりしが、夜、婦人ありて、神泉苑より來りて曰く、前に虎狼あり、後に熊羆ありと曰ふを夢みたり。帝、寤めて之を怪み、北山に幸するに及びて、神泉

苑を過ぎて池神に祈りしに、水、俄に沸騰したり。帝、益之を怪み、駕を按めて進ます。會公宗が弟公重、馳せて變を上りしかば、駕、卽ち返り、左近衞中將源定平及び結城親光・名和長年に敕して、兵を勒へて公宗及び弟俊季を收へしめんとせしに、俊季、脫れ走りしが、定平等、入りて公宗を捕へたり。公宗、泣きて曰く、我が家、累世寵渥く、辱なく腹挙を託せられたるに、何の缺望する所ありてか逆を謀らん、顧ふに、我が家を娼疾せるものゝ構へたる所ならんのみと。敕して、之を定平が第に幽し、親光をして三善文衞を拷問せしめたるに、三日にして乃ち服しければ、之を六條河原に斬る。帝、大臣を斬戮することを欲せず、公宗を出雲に流しけるが、發するに臨みて、長年等、遂に之を誅し、幷に外族右兵衞佐藤原氏光を斬れり（太平記。幷に氏光を斬ることは、天正本に據る。）時に、公宗が妻、身めることあり、數月にして免し、仁和寺の側に匿れたりしが、定平に敕して、居る所に就きて之を索めしめけるに、侍女春日局、出でゝ使者を見て、詭り對へて曰く、夫人、憂思して、終に破胎に至り、兒、生れて育たざりきと、因て誓ふに和歌を以てして曰く、いつはりを糺の森におく露の、消えしにつけてぬるゝ袖かなと。帝、其の言を憫み、寢めて問はざりき。兒、後長じて實俊と名け（公卿補任・尊卑分脈・太平記。）後光嚴院に仕へて、官、右大臣に至れり（公卿補任・尊卑分脈。）公宗、善く琵琶を彈せしが、其の逆を謀るに方りて、北野社に詣でゝ、禱ること七日、適玉樹を奏せしに、木工頭孝重（姓闕けたり。）之を聞きて曰く、玉樹は、亡國の音、且つ其の彈ずる所、又何ぞ殺聲の多きと。未だ幾ならずして、果して敗れたりと云ふ（太平記。）

譯文大日本史卷の二百三十終

譯文大日本史卷の二百三十一

列傳第一百五十八

逆臣

蘇我馬子　子蝦夷　孫入鹿

弑逆は、人神共に憤る所、而して、天地の容れざる所なり。一たび弑逆の臣あれば、則ち、人人、得て之を誅す。其の首領を保ちて牖下に老死することを得るは、乃ち幸にして免るゝのみ。異邦の史、臣、其の君を弑するもの、歴世絶えず。故に、歐陽修、唐書に創例し、元の史臣、遼金二史に論列したり。皆春秋の意に本きて、生者をして膽落ち、死者をして骨驚かしむ、抑又嚴なり。天朝、丕業隆熙にして、風化淳美に、二千年間、絶て觸瑟の虞なし。敢て弑逆を行ひしもの、唯眉輪王・蘇我馬子の二人のみ。豈に聖子神孫の日に朝し月に夕するの效に非ずや。眉輪王は、附して皇子傳に在り。事に據りて直書すれば、情實自ら見る。婉として章を成すに非ずと雖も、庶幾はくは、盡くして汙さゞらん。逆臣傳を作る。

蘇我馬子、大臣稻目が子なり。性武略に習ひ、且つ才辨ありて、深く佛法を敬ひたり。敏達帝の元年、大臣となる。十三年、鹿深臣・佐伯連（本書に、並に名闕けたり。）百濟に往き、彌勒の石像及び佛像各一軀を

得て還りしに、馬子、之を請ひ求め、鞍部村主司馬達等・池邊直氷田をして、四方に往きて修道者を訪はしめけるが、二人、播磨に抵りて、還俗者高麗慧便といふものを得たり。馬子、之を尊びて以て師となせり。又善信・禪藏・慧善の三尼を度し、崇敬すること尤も篤く、氷田・達等をして衣食を供給せしめ、佛宇を宅の東に造りて、彌勒の石像を置き、三尼を請じて、大に齋會を設けたり。達等、佛舍利を齋飯の上に得て之を獻ぜしかば、馬子、試に鐵礁を以て之を鎚摧せしに、礁鎚共に摧けて、舍利壞れざりき。又之を水に投ぜしに、浮沈して其の欲する所に從ひければ、馬子・氷田・達等、大に驚き異みて、益信じて勤修し、又佛殿を石川の宅に造りぬ。是に於て、佛法、始て世に行はれたり。

十四年二月、塔を大野丘の北に起て、大齋會を設けて、達等が贈りし所の舍利を塔柱の頭に藏めたり。馬子、病ありて之を卜ひけるに、卜者曰く、父、稻目が祭れる所の佛、祟を爲すなりと。馬子、其の占狀を奏せしに、詔して、其の佛を拜して之を祭らしめたり。時に、國內多く疫死しければ、物部守屋連、佛法を滅さんことを奏し、自ら寺に抵りて、佛像・塔殿を燒き、馬子及び其の徒を毀辱し、三尼を執へて之を禁錮しけるに、馬子、啼泣したり。六月、馬子、奏して曰く、臣が疾、久しく瘳えず、三寶の力を得ずんば、則ち救治すべからずと。詔して、三尼を馬子に還しゝに、馬子、大に喜び、乃ち三尼を禮して、新に精舍を營みて之に居らしめたり。帝の崩ずるに及びて、羣臣、殯宮に誄するに、馬子、刀を佩きて誄しければ、守屋、笑ひて曰く、箭に中れる鳥雀の如しと。馬子、恚りしが、

次に守屋に至りしに、守屋、手足震慄しければ、馬子、笑ひて曰く、鈴を懸くべしと。是に由りて、怨隙漸く深かりき。用明帝位に卽きて、馬子、仍大臣たり。二年四月、帝、病篤くして、詔して、佛法を崇めんと欲せしに、守屋、中臣勝海連と、固く不可なることを陳ぶ。馬子曰く、唯詔に之從ふべし、誰か異計を生ずると。乃ち皇弟と、豐國法師を引きて宮に入れしに、守屋、大に怒り、遂に兵を聚めて自ら備へたれば、大伴比羅夫連、手づから弓矢を執り、馬子が槻曲の家を守りぬ。帝の崩ずるに及びて、守屋、穴穗部皇子を立て、天皇となさんことを謀りしに、馬子、皇后炊屋姬命を奉じ、佐伯連丹經手・土師連磐村・的臣眞嚙をして穴穗部皇子を殺さしめたり。既にして、諸皇子及び羣臣に勸めて、守屋を除かんことを謀り、相與に兵を率ゐて、圍みて守屋を攻めけるに、守屋が兵强くして、諸軍、三たび退けり。馬子、廐戶皇子と、誓を發して勝たんことを祈る。馬子、誓ひて曰く、凡そ諸天王・大神王等、我を助けて克つことを獲させ給はゞ、當に寺塔を創建して、三寶を興隆すべしと。誓已りて兵を勵して進み戰ひしが、迹見赤檮、守屋を射殺して、亂平ぎぬ。馬子、法興寺を飛鳥に造りしが、推古帝の四年に至りて成りければ、敕して、子善德を以て寺司となしたり。崇峻帝位に卽きて、大臣たること、故の如し。帝、甚だ馬子が驕恣專權を惡みたりしが、五年十月、山猪を獻ずるものありしに、帝、猪を指して曰く、朕、疾む所あり、何日か之を斬ること猪頭の如くすることを得んと、多く兵仗を宮中に設けたりしかば、馬子、之を聞きて大に懼れ、其の黨を招聚して、潛に弑逆を謀り〇本書の註に、或は云

く、嬪大伴小手子、寵衰へたるを怨み、密に馬子に告ぐろに、天皇の語及び兵仗を設くるの事を以てしたりと。詐りて東國の調を進むと稱し、竊に東漢駒をして弑を行はしめけるに日本紀。宮中の人、大に驚擾しければ、馬子、人をして之を收へしめたり。是に於て、人、始て馬子が所爲なることを知りたれども、而も、敢て言ふものなかりき。馬子、深く駒を德とし、贈遺豐厚にして、常に臥内に出入せしめしかば水鏡・聖德太子傳曆。駒、密に馬子が女河上娘を姦し、竊み匿して妻となせり日本紀。既にして、事覺れしに、馬子、大に怒りて、駒を庭樹に縛し、髮を枝上に繋ぎ、將に之を射んとし、其の罪を責めて曰く、賊奴、驕にして恐、輙ち天皇を弑したりと。駒、大に呼びて曰く、我、當時、唯大臣あることを知りて、天皇あることを知らざりきと。馬子、益怒り、自ら劍を取りて其の腹を刲き、遂に其の首を斬りたり水鏡・聖德太子傳曆。推古帝の時、馬子、彌威福を專にし、其の病むに及びて、男女一千人、之が爲に出家したりき。嘗て皇太子と敕を奉じて、天皇記・國記及び臣・連・伴造・國造等の本記を撰びたりしが、三十二年、馬子、阿曇連本書に、名闕けたり。阿倍臣麻呂をして奏せしめて曰く、葛城縣は、臣が舊里なれば、縣に因りて以て氏となせり。是の故に、常に其の縣を賜りて封戸となさんと欲すと。帝、詔して曰く、朕は、蘇我氏の出にして、而して、大臣は、則ち朕が舅なれば、大臣の言ふ所、從はざることなく、夜は則ち明くるを俟たず、日は則ち昏るゝに至らず。然れども、朕が世に當りて、遽に此の縣を失はゞ、後世、必ず言はん、婦人を以て天下に臨み、愚にして妄に縣邑を失へりと。此の如くならば、則ち豈に惟朕が譏を受くるのみならんや、大臣も、亦不忠

の名を蒙らんと、終に聽さゞりき。三十四年、死す。桃原に葬る。馬子、飛鳥河上に家して、池を穿ち島を築きたりければ、因て島大臣と稱したり日本紀。子は、蝦夷・倉麻呂○日本紀舒明紀の註に、倉麻呂、又名は雄當と。本書に、或は雄正に作れり。倉麻呂が四子、石川麻呂・日向・連子・赤兄蘇我系圖。連子は、大紫、大臣公卿補任。石川麻呂・赤兄は、自ら傳あり。

蝦夷、推古帝の三十四年、大臣となりしが公卿補任。世に豐浦大臣と稱したり○舊事紀に曰く、宗我島大臣、豐浦大臣を生めり。名けて入鹿と曰ふと。誤なり。帝の崩ずるとき、田村皇子・山背大兄王、各遺詔を承けたりしが、葬るに及びて、皇嗣、未だ定まらざりければ、蝦夷、獨之を決せんと欲したり。然れども、羣臣相揆きて和せざらんことを慮り、阿倍臣麻呂と謀りて、廷臣を家に饗し、麻呂をして之に謂はしめて曰く、方今、國家、主なし。若し早く定めずんば、懼らくは變あらん。當に誰をか立てゝ嗣となすべきと。因て、遺詔を擧げて、各をして其の志を言はしめけるに、羣臣、敢て對ふるものなかりき。之を問ふこと再三。是に於て、羣臣、或は田村皇子を揆き、或は山背王を推しけるが、惟蝦夷が弟倉麻呂曰く、今日の事、輙く言ふことを得ず、當に熟思して陳議すべしと。蝦夷、乃ち衆議の和せざるを知れり。而るに、山背王、蝦夷が意の田村皇子に在ることを察し、敢て復爭はざりけるに、惟蝦夷が叔父摩理勢、固く山背王の位に卽かんことを欲せしかば、蝦夷、其の違拒を怒り、兵を遣はして之を殺さしめ、遂に羣臣と田村皇子を翊戴せり。是を舒明帝となす。蝦夷、大臣たること、故の如し。皇極帝の元年、夏秋の交、大

に旱し、縣邑、或は牛馬を殺して以て諸神を祭り、或は頻に市を移し、或は河伯に禱りたれども、皆應なければ、蝦夷、之をして大乘經を諸寺に讀ましめ、又佛菩薩及び四天王の像を大寺の南庭に設け、手づから香爐を執り、雨を祈りたれども、應なかりき。是の年、北越蝦夷、來朝しければ、食を朝に賜ひ、蝦夷も、亦家に饗して、躬自ら慰勞したり。蝦夷、强僭滋甚しく、祖廟を葛城高宮に建て、八佾舞を爲し、歌を作りて之を歌はしめたり。大に國內竝に百八十部の人民を發して、豫め二墓を今來に築き、其の一を大陵と曰ひて、己が墓となし、一を小陵と曰ひて、子入鹿が墓となし、人に謂て曰く、願はくは、死後、民を勞することなからんと。上宮乳部の民を聚めて營作し、役使、息むことなかりければ、上宮大娘姬王、憤を發して歎じて曰く、蘇我臣、國政を專擅して、多く無禮を行へり。天に二日なく、國に二王なきに、何に由りてか任意に大に吾が民を役すると。此より、兩家、怨を構へたり。二年、災異屢起りしかば、蝦夷、將に出でんとせしに、諸巫覡、木綿を樹枝に繫け、其の橋を渡るを候ひ、爭ひて神語を陳べ、紛擾喧嘩して聽悉すべからざりき。十月、蝦夷、病に因りて朝せず、私に紫冠を子入鹿に授けて、以て大臣に擬し、次子を呼びて（本書に、名闕けたり。）物部大臣と曰ひ、其の祖母物部氏の貲財を資りて、大に威福を張りたり。明年、鵂鶹、子を蝦夷が大津宅に生み、劍池の蓮、一莖にして二萼なるものありけるに、蝦夷曰く、我が家、將に榮えんとするの瑞なりと。卽ち金字を以て之を書きて、法興寺に納めたり。是の時、巫覡等、復神語を陳べしが、古老、以謂らく

風を移すの兆なりと。父子、僭逆なること滋甚しかりしが、入鹿が敗るゝに及びて、蝦夷も、亦誅せられたり日本紀。

入鹿、一名は鞍作、又林臣と稱し、人となり暴戾なりき。皇極帝の位に在るとき、入鹿、國政を專にし、威權、父に過ぎたりければ、上下震恐して、其の嚴酷を憚れり。蘇我氏、嘗て上宮の諸王子と隙ありしが、入鹿、將に之を除きて古人大兄を立てゝ天皇となさんとす。古人大兄は、舒明帝の子にして、其の母は、馬子が女なり。二年、小德巨勢臣德太古・大仁土師娑婆連を遣はして、山背大兄を斑鳩に襲はしめしに、王等、逃れて膽駒山に匿れしを、入鹿、聞きて、速に兵を發し、高向臣國押をして往きて之を擊たしめんとせしが、國押、辭して曰く、僕は、帝闕を守りたれば、外出すべからずと。是に於て、入鹿、將に自ら往かんとせしに、古人大兄、遽に來り問ひて曰く、大臣、何に之かんとするかと。入鹿、其の故を告げしに、古人大兄曰く、鼠は、穴に伏して生き、穴を失ひて死すと。入鹿、乃ち往かず、軍士をして攻めて之を殺さしめたり。蝦夷、之を聞きて、嗔り罵りて曰く、吁、爾入鹿、至愚にして、專ら暴惡を行ふ、亦殆からずやと。明年冬、入鹿、二家を甘檮岡に營み、蝦夷が家を稱して宮門と曰ひ、己が家を谷宮門と曰ひ、男女を稱して王子と曰ひ、宅外に柵門を構へて、傍に兵庫を作り、門ごとに水槽各一・木鉤數十を設け、以て火災に備へ、常に力士をして刀を持ちて護衞せしめたり。時に、蝦夷、長直をして鉾削寺を大丹穗山に起てしめ、又家を畝傍山の東に造り

て、城を築き池を環し、庫を起て箭を儲へ、其の出入ごとに、五十の兵士をして、身を繞りて之に從はしめ、健兒を聚めて、名けて東方儐從者と曰ひ、又諸氏人をして入りて侍らしめ、名けて祖子孺者と曰ひ、漢直等、恒に二門に侍したり。天智帝、雅より之を惡みたりしが、遂に藤原鎌足と謀を合せ、入鹿を誅して、其の屍を蝦夷が家に送れり。是に於て、漢直等、親族を聚集して蝦夷が爲に備へければ、天智帝、將軍巨勢臣德太古をして、喩すに君臣の大義を以てせしめしが、高向臣國押、漢直等に謂て曰く、吾儕は、君大郎に坐して當に誅戮せらるべし。大臣も、亦免れざらん。拒ぎ戰ふとも、復誰が爲にせんと、兵を棄てゝ去りしかば、衆、從ひて、散走したり。蝦夷、誅せらるゝに臨み、天皇記・國記・寶貨を取りて自ら之を燒きしが、船史惠尺、其の煨餘の國記を收めて、以て天智帝に獻じたり。帝、其の親族に蝦夷・入鹿を斂葬し及び哭泣することを許したり日本紀。

譯文大日本史卷の二百三十一終

譯文大日本史卷の二百三十二

列傳第一百五十九

諸蕃一

新羅上

鴻荒の世、天神、中國を經營して、未だ外略に遑あらざりき。素盞嗚尊、其の子五十猛命を率ゐて、韓地に往來せしより、樹種を播殖せり。而して、稻飯命、實に新羅國王の祖となりぬ。崇神帝の朝に、任那の人朝貢せしが、是より來るもの日に多し。仲哀帝の九年、神功皇后、新羅を征し、其の王を赦して飼部となせり。此の時に方りて、其の旁の高勾麗・百濟、一時に降附して、西蕃たらんことを請ひければ、廷議、因て內官家を定めて、日本府を任那に置き、以て三韓を統制したり。其の後、肅愼・渤海、亦化を慕ひて來歸したり。大凡諸國使聘の來りて其の款を納れ誠を輸せるものは、懷柔綏撫し、書辭無禮なるものは、太宰府より放還し、或は、奸僞往來するものは、責むるに信義を以てして之を絕ちしは、逆を舍て順を取るの道なり。蝦夷は、東北に僻居して、屢邊陲に寇せしが、日本武尊の東伐より、化に懷き命に歸したり。然れども、其の俗の麤獷なる、動もすれば騷擾を致せば、鎮狄・征夷の職を置きて、跳梁を禁じ、暴發に備へ、歸化して內に嚮へるものは、廼ち一方に處きて其の性を遂げし

めて、喧擾することを獲させざりき。夫の女眞・蒙古の如き、彊を恃み邊に寇すれば、則ち摧陷廓淸し、踵を旋さずして戮に就き、其の毒螫を恣にすることを得ざりき。嗚呼、神聖、柔遠の制、膺懲の意、是に由りて睹るべし。今、其の載籍の徵すべきもの、竝に列ねて傳を作る。

新羅、本辰韓なり。其の地、筑紫の西北、馬韓の東南に在りて、始め、六部ありき。曰く、閼川楊山村・突山高墟村・觜山珍支村・茂山大樹村・金山加里村・明活山高那村。後、嬴秦の人、役を避けて韓地に適きければ、韓、東界百里の地を以て之に與へたり。其の後、秦人の地を避くるもの滋多く、土地稍廣りて、辰韓と雜居せり。其の言語、多くは秦人に似たるあれば、或は之を秦韓と謂ひ、凡て十二國、常に馬韓人を以て主となせり。而して、新羅は、其の一なり。地、五穀に宜しく、蠶桑に饒なり三國史記・東國通鑑。其の俗、最も死者を忌み、死亡せるものは、父母・兄弟・夫婦と雖も、忌み避けて自ら見ず日本紀。高墟村長を蘇伐公と曰へるが、楊山蘿井の林間に馬の嘶くを聞き、往きて之を視て、大卵を獲たるに、之を剖けば嬰兒ありしを、收めて之を養ひしに、稍長じて岐嶷、六部、之を尊びて、立てて君となせり。時に年十三。名は赫居世。始め、得たる所の卵、瓠に似たりき。辰韓、瓠を謂ひて朴となせば、因て以て姓となし、居西干と稱せり。猶王と曰はんが如し。國を徐羅伐と號し、京城を築きて、金城と號せしが、卞韓、來り降りて、國勢、寖く盛なりき。是の歲、崇神帝の六十一年なり三國史記・東國通鑑。垂仁帝の三年、新羅王子天日槍、入朝して、珠玉刀器等の物を獻ぜしが、遂に留りて歸らず日本紀。

赫居世死して、子南解立ち、次次雄と號し、或は慈充と稱したり。方言の巫なり。蓋し神として之を敬畏せしなり。南解、子儒理及び女婿昔脫解に遺命して曰く、我が死後、朴・昔の二姓、年長を以て代位を嗣げと。南解死して、儒理、脫解に讓りければ、脫解曰く、吾聞く、聖智の人は、齒多しと。試に餅を以て之を噬まんと。儒理が齒理、稍く長かりければ、乃ち之を立てゝ、尼師今と號したり。方言の齒理なり。此の後、常に齒の長きを以て位を嗣ぎ、尼師今と稱せり。昔脫解を以て大輔となし、六部の名を改めて、楊山部を梁部となし、姓は李。高墟部を沙梁部となし、姓は崔。大樹部を漸梁部となし、姓は孫。于珍部を本彼部となし、姓は鄭。加利部を漢祇部となし、姓は裴。明活部を習比部となし、姓は薛。六部の女子を分ちて二となし、儒理が二女、各一部を主れり。每歲七月既望、二女、各部內の女子を統べ、每日、早に部庭に集めて紡績せしめ、夜分にして罷め、八月十五日に至りて、其の功の多少を考へ、負者は、酒食を設けて勝者に謝し、相與に歌舞し、之を嘉俳と謂へり。始て官十七等を設く。曰く伊伐飡、曰く伊尺飡、曰く匝飡、曰く波珍飡、曰く大阿飡、皆眞骨に授く。眞骨とは、親族なり。曰く阿飡、重阿飡より四重阿飡に至る。曰く吉飡、曰く沙飡、曰く級伐飡、曰く大柰麻、重大柰麻より九重大柰麻に至る。曰く柰麻、重柰麻より七重柰麻に至る。曰く大舍、曰く舍知、曰く吉士、曰く大烏、曰く小烏、曰く造位。儒理死して、昔脫解を立てたり。脫解は、多婆那國王の子なるが、國は、東海の中に在り。其の王の妻、一大卵を生み、以て不祥となして、之を櫃に藏め、以て

海に投じたるに、櫃、轉じて韓の阿珍浦に至りしが、老嫗あり、之を得て、開き視れば、嬰兒ありしかば、收めて之を養ひたり。壯なるに及びて、身長九尺、智識、人に過ぎたり。櫃の始て來りしとき、鵲ありて、隨ひ鳴きしを以ての故に、姓は昔氏、櫃を解きて出でたれば、因て脫解と名けたり。南解、其の賢なるを聞きて、女を以て之に妻せしが、是に至りて、儒理死し、脫解立ちて、尼師今と號せり。脫解、金城の西に鷄鳴の聲を聞き、瓠公をして往きて認めしめしに、瓠公、城西の始林に至れば、金櫃の樹梢に掛れるありて、白鷄、其の下に鳴けり。脫解、命じて櫃を開かしめしに、一小男兒を獲たり。喜びて左右に謂て曰く、豈に天我に祚するに胤子を以てするに非ずやと。乃ち收めて之を養ひ、名けて閼智と曰へり。閼智は、俗言の小兒なり。金櫃より出でたるを以て、姓は金氏。始林を改めて鷄林と名け、因て以て國號となせり。脫解死して、儒理が子朴婆娑立つ。死す。子朴祇摩立つ。死して子なければ、儒理が長子朴逸聖立つ。死す。子朴阿達羅立つ。死して子なければ、脫解が孫昔伐休立つ。死す。孫昔柰解立つ。三國史記・東國通鑑。仲哀帝の九年四月、神功皇后、詔を下して、西征せんとし、九月、諸國をして船舶を具へ兵甲を練らしめ、吉日を卜して啓行す。皇后、親しく斧鉞を執りて三軍に令し、十月、和珥津より發したるに、大魚ありて、船を挾みて行き、帆開き風順に、楫櫓を勞せずして、便ち新羅に到りければ、海潮、激して國都に迸裹す。新羅の君臣、咸謂らく、國、其海とならんかと。俄にして、王師、海を蔽ひて至り、旌旗、日に燿き、鐘皷の聲、山海に震ひければ、新羅王波

沙寐錦（按ずるに、本書一說に、宇流助富利智干に作れり。今、三國史記・東國通鑑を考ふるに、波沙寐錦は、蓋し婆娑尼師今なり。而るに、婆娑立ちて、死して已に久しく、今歲、昔奈解立ちて五年なり。今、日本紀の文に從ひて輒く改めず。）昏迷して神守なし。既にして、醒めて曰く、東方に神國ありて、日本と曰ひ、聖主ありて、天皇と曰へるが、此、其の神兵なり、敵すべからずと。卽ち素組面縛して、圖籍を封じ、官船の前に降り、叩頭して曰く、今より以後、願はくは、飼部となりて、長に乾坤と、伏して厮役に供せん。船腹を乾さず、春秋に馬梳・馬鞭を獻じ、男女の調賦、敢て航海の遠きを憚ることあらじ。若し此の言に負かば、東日、更に西より出で、阿利那禮河の水、逆に流れ、及び河石、昇りて星辰とならんと。復誓ひて曰く、殊に春秋の朝を闕き、梳鞭の貢を廢せば則ち、天神地祇、共に罰殛せんと。羣臣、或は之を誅せんと謂ひけれども、皇后、聽かずして、乃ち新羅王の縛を解き、赦して飼部となし、重寶府庫を封じ、圖籍文書を收めたり。皇后、執る所の矛を以て、新羅王の門に樹て、以て後葉の識となしけるが、矛、今猶存せり（日本紀○按ずるに、八幡愚童訓・太平記に曰く、皇后、弓消を以て石上に畫して曰く、新羅王は、日本の犬なりと。按ずるに、皇后の新羅を征せしは、問罪の師に非ずして、降服朝貢せしむるに止れるのみなれば、國王を辱むること、此の如く已甚しかるべからず。二書の載せたる所、未だ何の據あることを知らず。蓋し、上世、火酢芹命の苗裔諸隼人等が吠狗に代りて奉事せし說ありしを以て、附會して此の說をなしゝのみ。）皇后、凱旋するに及び、大矢田宿禰を留めて、其の地を鎭撫せしめしが（姓氏錄）、波沙寐錦、波珍干岐微叱許智を以て質となし、金銀・綾羅・縑絹八十艘を以て、官軍に從ひて貢上せしめたり。是より、以て例となし、毎歲、調賦八十艘を貢せり。乙酉歲、新羅、汙禮斯伐・毛麻利叱智・富羅母智等を遣はして朝貢せしめ、仍て微叱許智を返さんことを請へり。而るに、許されざらんことを恐れて、故に微叱許智に私して、佯り奏

せしめて曰く、使者汙禮斯伐・毛麻利等、臣に告げて曰く、我が王、臣が久しく還らざるを以て、悉く妻子を收めて孥となせりと。伏して願はくは、暫く本土に還りて、虛實を審にして歸らんと。皇太后、之を聽して、葛城襲津彥をして之を送らしめしに、共に對馬に到り、鉏海水門に泊れり。時に、新羅の使者毛麻利等、竊に微叱許智をして單舸にて逃れしめ、乃ち芻靈を造りて床に臥せ、陽に微叱許智が病狀をなし、襲津彥に告げて曰く、微叱許智、病みて將に死なんとすと。襲津彥、人をして往きて視させしに、卽ち詐されたることを知り、毛麻利等三人を執へて一檻に納れ、之を燒き死して、直に新羅に至り、蹈鞴津に屯し、攻めて草羅城を拔き、虜獲して歸りたり 日本紀○按ずるに、東國通鑑に、履中帝の三年、新羅金寶聖立ちて、奈勿が子未斯欣を以て、來りて朝に質たらしむ。允恭帝の七年、奈勿が子訥祇、寶聖を殺して自立し、其の弟未斯欣を見んと思ひ、朴堤上をして偽りて罪を獲て來奔せしむ。訥祇、陽に未斯欣・堤上が家屬を收む。時に、國家、將に新羅に事あらんとす。仍て朴堤上・未斯欣をして鄕導をなさしめ、從ひて海島に至りしに、堤上、潛に未斯欣をして船に乘りて逃げしめたり。乃ち堤上を囚へて之を焚き殺せり。堤上は、婆娑五世の孫なりと。此の事、日本紀所載と甚だ相類せり。而して、微叱許智・未斯欣、音も亦近し。但年代甚だ下れり。姑く此に註して、以て考に備ふ。

奈解死して、伐休が孫昔助賁立つ。卒す。弟昔沾解立つ 三國史記・東國通鑑。 丁卯歲、使を遣はして朝貢せしめけるに、時に、新羅、百濟の貢物を劫奪したり。是に於て、使者を拘責し、千熊長彥に命じて、往きて新羅王を詰責せしめたり 日本紀○東國通鑑を按ずるに、戊辰歲、王師、新羅を攻めて之を破りしが、是より先、葛邪古、新羅に聘せられ、于老をして賓接せしめしに、于老、戲れて言ふ、早晚、汝が王を以て鹽奴となし、王妃を爨婢となさんと。天皇、聞きて大に怒り、今茲四月、于朱道君をして來り討たしめければ、沾解、柚村に走れり。于老、沾解に請ひて曰く、今日の役、臣に由りて致せり、請ふ、身を以て之に當らんと。便ち官軍の營に詣りて曰く、前日の言は、之に戲れたるのみ、豈に師徒を勞し討を賜ふことを意はんやと。官軍、于老を執へ、薪を積みて之を燔き殺せり。後、我が使の新羅に至るや、于老が妻、新羅王に請ひて、私に之を饗し、其の醉に因りて之を焚き殺せり。于老は、奈解が子、伊飡角干舒弗邯となれりと。又日本紀の一說を考ふるに、曰く、神功皇后、始て新羅を平げたるとき、其の王宇流助富利智干、迎へ拜しけるを、卽ち執へて海邊に至り、其の脚を臏り、石上に匍匐せしめ、之を斬りて沙中に埋め、一人を留め

て新羅宰となせり。王の妻、誘きて新羅宰に問ひ、具に屍を埋めし所を知り、則ち國人と謀りて、新羅宰を殺し、王の屍を出して改め葬り、宰の屍を取りて、王の棚下に厝き、之を窆めて曰く、尊卑次第、固より當に此の如くなるべしと。皇后、怒りて、大に軍衆を興し、新羅を殲滅せんと欲せしかば、新羅人、怖れて、共に王の妻を殺して以て謝したりと。今、二書を併せ考ふるに、其の事、甚だ相類せり。蓋し葛邪古とは、葛城襲津彦を指せるか、宇流助富利智干とは、蓋し角干于老ならん。而して、古書、各錯誤多くして、詳に考ふべからず。今、姑く此に注して、參考に備ふ。　己巳歲、荒田別・鹿我別を以て將軍となし、百濟の將木羅斤資及び久氐等を帥ゐて、新羅を討ちて之を破り、比自㶱・南加羅・㖨國・安羅・多羅・卓淳・加羅の七國を平定し、兵を移して、西のかた古奚津に至り、南蠻忱彌・多禮を屠りしに、百濟王、兵を帥ゐて來り會ひければ、比利・辟中・布彌支・半古の四村、風を望みて降附したり日本紀。　沾解卒して、子なければ、女婿金味鄒立つ。味鄒は、金閼智六代の孫なり三國史記・東國通鑑。　壬午歲、葛城襲津彦を遣はし、兵を將ゐて新羅の貢を闕きしことを責めしめければ○本書の一説に、百濟記を引きて曰く、新羅、美女二人を盛飾して、襲津彦を迎へしに、襲津彦、之を納れて、復進討の意なく、卻て新羅の爲に加羅國を伐ちしかば、皇太后、大に怒り、木羅斤資等に命じて、加羅を安輯せしめたりと。今、採らず。　應神帝の七年、使を遣はして朝貢せしめ、十四年、弓月君、百二十縣の人口を率ゐて歸化せんとせしに、新羅、擁閼して通ぜざれば、弓月君、特に途を百濟に取りて、來歸し、其の從民、悉く加羅に留りたれば、襲津彦に詔して、往きて之を召さしめたり。而るに、襲津彦、亦新羅の爲に遏められて、歸ることを得ざりき日本紀。　味鄒卒して、助賁が子昔儒禮立つ三國史記・東國通鑑。　十六年、平羣木菟宿禰・的戸田宿禰に詔して、重兵を將ゐて、新羅の境に莅み、襲津彦が歸らざるの狀を問はしめけるに、新羅、其の罪に服したれば、木菟、襲津彦等と、弓月の人口を以て歸りたり日本紀。　儒禮卒して、助賁が孫昔基臨立つ東國通鑑○按ずるに、三國史記に、助賁が長子に作れり。　三十一年、使をして調賦を貢せしめしに、船、攝津

の武庫水門に泊れり。時に、諸國の造進船も、亦大に武庫に集りたるに、新羅の船、火を失して、諸國の船に延燒しければ、新羅、懼れて船匠を貢せり日本紀。　基臨卒して、于老が子昔訖解立つ三國史記・東國通鑑。仁德帝の十一年、使をして朝貢せしめければ、命じて其の人を役し、茨田堤を築かしめたり。十七年、的砥田宿禰・賢遺臣を遣はして、貢を闕きたるを責めしめしに、訖解、卽ち絹一千四百六十匹及び雜調八十艘を貢せり日本紀。　訖解卒して、金味鄒が弟末仇が子金柰勿立つ三國史記・東國通鑑。　五十三年、田道を遣はして新羅の貢を闕きたるを責めしめ、且つ詔して曰く、彼、若し服せずば、則ち兵を擧げて之を擊てと。田道、精兵を將て進みしに、新羅、果して兵を發して之を拒ぎければ、田道、塞を固めて出でず、新羅の候卒一人を執へて、其の虛實を誘問せしに、對へて曰く、强力なるものありて百衝と曰ひ、每に右軍の前鋒たり。今、若し其の左を擊たば、則ち敗れんと。田道、精騎を簡びて其の左を突きしに、新羅の軍、果して潰えたり。因て、兵を縱ちて之に乘じ、數百人を殺し、四邑の民を虜にして、以て歸れり日本紀。　柰勿卒して、金實聖立つ三國史記・東國通鑑。　允恭帝の三年、帝、不念、醫を新羅に徵しに、實聖、金波鎭漢紀武をして來らしめけるが按ずるに、漢は、祇部の人、姓は金、位は波珍飡、々は某人なり。今、舊本に從ひて、輙く改めず。何もなくして、帝の病愈えたれば、厚く賞して遣り歸せり日本紀・古事記。　實聖は、金柰勿が子訥祇が爲に殺されたり。金訥祇自立して、麻立干と稱す三國史記・東國通鑑に、金大問曰く、麻立干は、橛なり、徐居正曰く、橛は、位を表するの稱なり。　四十二年、允恭帝崩ず。時に、新羅、久しく職貢を闕きたりしが、帝の崩じたるを聞きて、大に驚き、卽ち使をして調賦八十艘・樂工

八十人を貢し、對馬に至りて大に哭し、難波津に至りて咸素服し、貢物・樂器を捧げ、或は哭し、或は歌ひ、哀を殯宮に奉り、山陵の事畢りて歸れり。其の使、京城の耳成山・畝傍山を愛するものあり、琴引坂に到りて、二山を顧みて曰く、宇泥咩巴梛、彌彌巴梛と。時に、倭の飼部、此の語を聞き、疑ひて以爲らく、采女に通じたるなりと。卽ち還りて之を奏せり（畝傍・宇泥咩・采女、訓讀相通ず。）是に於て、悉く使者を收へて推問せしに、使者、啓して曰く、京城の兩山を愛して言ひたるのみ、實に采女を犯さゞるなりと。乃ち釋して放還せしが、訥祇、聞きて大に恨み、更に貢物船數を減じたり（日本紀。）訥祇卒して、子金慈悲立つ（三國史記・東國通鑑。）雄略帝、位に卽きて、八年に及べども、新羅、朝貢せず。慈悲、王師の來り誅せんことを懼れて、好を高勾麗に修めければ、高勾麗、兵一百を遣はして助け守りたり。後、高勾麗の軍士、假を取りて國に歸るとき、新羅人を以て馬卒となし、行〻語りて曰く、汝が國、吾が國の爲に倂せられんこと久しからじと。新羅の卒、之を聞き、陽り病みて稍後れ、遂に逃げ還りて、具に其の語を告げゝれば、慈悲、高勾麗の、己を圖れることを知り、陰に國中に令して曰く、所在悉く家內の雄雞を殺せと（日本紀。舊唐書を考ふるに、高麗人、頭に折風を著けて、形、弁の如く、士人は、二鳥羽を揷めりと。新羅、諷して告げたるは、蓋し此を指せるか。）國人、其の意の在る所を知りて、盡く高勾麗を殺しゝに、一人、脫れ還るものありければ、高勾麗、卽ち兵を發して、直に新羅に入り、筑足流城を圍みて、歌舞して樂を興したり。金慈悲、夜、城外四面の歌舞を聞き、乃ち人を任那に使はして、救を乞はしむ。日本府行軍元帥膳臣斑鳩・吉備臣小梨・難波吉士赤目子、往き

て之を援けしに、膳臣斑鳩、高勾麗と相守ること十餘日、奇を設けて大に之を敗れり。而して、二國の怨、此より生ぜり○本書の注に云く、二國とは、新羅・高麗を謂ふなりと。斑鳩、慈悲に謂て曰く、汝、至弱を以て至强を陵げり、若し官軍の援なくんば、則ち、國、汝が有に非ざらん、今より已後、亦能く天朝に背かんかと。九年、帝、親ら新羅を征せんと欲せしに、適、神、帝に誥げて曰く、往き給ふことなかれと。是に由りて、行くことを罷め、紀小弓宿禰・蘇我韓子宿禰・大伴談連・小鹿火宿禰に敕して、將軍となし、新羅を討たしむ。紀小弓宿禰等、陛辭しけるとき、天皇、親しく轂を推して勞遣したり。小弓等、新羅に至りて、行く郡縣を屠り、進みて喙地に至りしに、慈悲、數百騎と、夜、遁れしを、小弓、追ひて敵將を斬りければ、喙地、已に定りたれども、遺衆、屯聚して下らざりき。小弓、大伴談連と、兵を會せて之を攻めしに、談、戰死し、小弓も、亦疾みて薨せしかば、諸將、和せず、小鹿火、小弓が喪を護りて還れり日本紀。金慈悲卒して、子金炤智立つ三國史記・東國通鑑。二十三年、吉備臣尾代、征新羅將軍となり、行きて吉備國に至りしが、時に、帝崩じて、帥ゐる所の蝦夷叛きしかば、尾代、撃ちて之を殺し、遂に行くことを果さずして歸りぬ。清寧帝の三年、使を遣はして朝貢せしめ、繼體帝の七年、汝得至をして朝貢せしめたり日本紀。金炤智卒して、金奈勿が曾孫金智大路立つ。新羅、赫居西が國を建てしより、或は徐羅伐と號し、或は雞林・斯羅斯盧と號して、國號を定むることなく、或は自ら稱して、居西干・次次雄・尼師今・麻立干と曰ひたりしが、是に至りて、國號を定めて新羅と曰ひ、始て王と稱せり。

智大路卒し、諡して智證と曰へり。新羅の諡、是より始れり。子金原宗立つ三國史記・東國通鑑。二十一年、是より先、新羅、任那を攻めて、南加羅・㖨己呑を取れり。是に至りて近江の毛野臣に詔して、兵六萬を將ゐて新羅を攻めしめ、南加羅・㖨己呑等の侵地を復せしが、會筑紫國造磐井叛きければ、新羅、密に貨を磐井に行へたり。磐井、火・豐の二國に據りて、高句麗・百濟等の貢物を掠奪し、海路を梗斷しければ、毛野、前むことを得ざりき。二十三年、加羅の多沙津を以て百濟に賜ひしに、加羅王阿利斯、之を怨みて、好を新羅に結び、金原宗が女を取りしが、其の從者、皆新羅の服を著たりければ、阿利斯、怒りて悉く之を逐ひたり。金原宗、怒りて其の女を還さんことを請ひしに、阿利斯、遣らざりければ、金原宗、加羅を攻めて、八城を拔きたり。是に於て、復近江毛野臣に詔して、新羅に敕諭して、加羅・㖨己呑の地を反さしめければ、毛野、安羅に至りて、新羅王を召しゝに、新羅、累に蕃國の官家を破りしを以て、頗る危懼を懷き、小臣夫智奈麻禮・奚奈麻禮等を遣はし、來りて詔旨を聽かしめたり。時に、任那王己能末多干岐、入朝して奏言すらく、新羅、屢疆を踰えて臣が蕃を侵掠せりと。是に於て、毛野に詔して、新羅に宣諭し、任那の侵地を反さしめければ、毛野、熊川に至りて、新羅・百濟の二王を召しゝに、新羅王佐利遲三國史記・東國通鑑を按ずるに、新羅王、名は金原宗。今、本書に從ひて改めず。久遲布禮を遣はして、來りて詔を受けしめたり。毛野、新羅王の躬ら來らざるを以て、其の使を責め還しけるに、新羅、改て上臣干岐伊叱夫禮智を遣はし、衆三千を牽ゐて、來りて詔旨を聽かしめ、多多羅原に

次ること三月、伊叱夫禮智が部下、糧に乏しく、出でゝ食を乞ふものあり。毛野が傔人母樹御狩、人家に匿れ、其の過ぐるを候ひて、手を戟にして之を撃ちしに、食を乞ふもの曰く、詔を待つこと三月、尙未だ敕を聽くことを得ず、是我が上臣を誘ひ殺さんと欲するならんと、卽ち還りて伊叱夫禮智に告げたれば、伊叱夫禮智、戮辱せられんことを懼れて、遂に多多羅等の四村を掠めて去りぬ日本紀○按ずるに、本書に、一に云く、金官・背戊・安多・委陀の四村と。金原宗卒して、法興と謚し、弟立宗が子金彡麥宗立つ三國史記・東國通鑑。欽明帝の元年、使を遣はして朝貢せしむ。十二年、百濟の兵を會せて、高句麗を攻めしに、百濟、先攻めて平壤を破り、漢城六郡の地を略しければ、新羅、勝に乘じて、高硯以內十郡の地を取りたり日本紀・東國通鑑。十三年、百濟、平壤・漢城を棄つ。新羅、因て牛頭方・尼頭方を取り、入りて漢城に居る。十五年、百濟王明、攻めて函山城を燒き○東國通鑑に、管山城に作れり。百濟王子餘昌、復兵を率ゐて來り攻め、久陀牟羅塞に屯せり。百濟王明、兵を帥ゐて追ひ至りしに、新羅、明が來るを聞き、大に國兵を發し、其の後を斷ちて、大に之を破れり。奴卒苦都○本書の註に云く、又名は谷智、東國通鑑に、裨將高干都力に作れり。百濟王明を獲、其の餘斬獲する所、甚だ多かりしが、餘昌、身を脫れて走れり。新羅、勢に乘して窮追せんと欲せしに、一將あり、曰く、不可なり、日本天皇、任那の事を以て、我を憎み給へること已に久し、今、復百濟の官家を滅さば、必ず後患を招かんと。是に由りて止みぬ。二十一年、於至己智柰末を遣はして調賦を獻ぜしめしに、饗を賜ふこと例に過ぎたりければ、於至己智、大に喜びて、還りて曰く、調賦の使者は、國家の重ずる所

にして、私議の輕ずる所なり。然れども、進退の間、百姓の命、實に焉に懸れり。苟も選用の中らざることあらば、則ち豈に惟國命を辱むるのみならんや。禍亂の起ること、未だ必ずしも此に由らずんばあらず。今より後、宜しく其の選を重ずべしと。彡麥宗、之を嘉せり。二十二年、久禮叱及伐干を遣はして調賦を獻ぜしめしに〇按ずるに、及伐干は、級伐飡なり。司賓饗禮、常より減じたりければ、久禮叱怒り、辭せずして還れり。是の歲、復奴氐大舍を遣はして、前の調賦を獻ぜしめしに、掌客額田部某、奴氐を以て百濟の下に列しければ、奴氐、怒りて、肯て館に就かず、遂に歸りて穴門に至れり。時に、穴門の客館を繕修したりしが、奴氐、問ひて曰く、繕修、何の爲にかすると。工匠、河內押勝、紿きて曰く、西方無禮の使者を問はんが爲の故に之を治むと。奴氐、急に途を取りて還り、其の言を以て之に告げたれば、是に於て、阿羅波斯山に城き、以て之に備へたり。二十三年、攻て任那を取る〇按ずるに、東國通鑑に曰く、大伽耶を滅すと。詳に任那傳に載す。大將軍紀男麻呂宿禰に命じて、哆唎に出で、副將軍河邊臣瓊缶を居曾山に出でしめ、任那を滅すの罪を問はしめたり。男麻呂が軍、任那に至りて、薦集部首登弭を百濟に遣はし、軍事を約束せしめしに、登弭、其の書を途に遺しければ、新羅、之を得て、具に軍計を知り、猝に兵を發して來り攻めたれば、男麻呂、擊ちて之を破り、軍を斂めて百濟に入れり。河邊臣瓊缶、單身輕しく進みしが、遂に爲に虜にせられたり。調吉士伊企儺も亦擒はれしが、屈せずして死せり。秋、新羅、使を遣はして、調賦を獻ぜしめしが、使人、朝廷、新羅の任那を滅しゝを怒れることを知り、懼れて敢て歸らんことを

請はざりければ、卽ち之を河內の更荒郡に編して民となしたり。冬、又使を遣はして入貢せしめしに、使人、又留りて歸らざりければ、卽ち之を攝津三島郡に編して民となしたり。三十二年、坂田耳子郎君を新羅に遣はしゝに、夏、帝崩じ、遺詔して、新羅を討ちて任那を復建せしめしが、新羅使未叱號失消等、來りて國喪を弔ひ、哀を殯宮に奉じたり。敏達帝の三年、使を遣はして入貢せしむ。四年、新羅、未だ任那を建てざるを以て、難波吉士磐金を遣はして按ずるに、本書に、金子に作り、或は單に金に作れり。今、推古帝六年の文に從ふ。新羅に使せしめしに、是の歲、使を遣はして調賦を貢すること、常例より多く、又別に多多羅・須奈羅・和陀・發鬼四邑の調を獻じたり日本紀。五年、彡麥宗卒して、眞興と諡す。子金輪立つ三國史記・東國通鑑。八年枳叱政奈末を遣はして、調賦及び佛像を獻ぜしめたり日本紀。是の歲、金輪卒して、眞智と諡す。兄銅輪が子金伯淨立つ東國通鑑。九年、安刀奈末・失消奈末を遣はして朝貢せしめたれども、納れずして之を卻け還したり。十一年、復安刀奈末・失消奈末をして朝貢せしめたれども、復納れざりき。十二年、使を遣はして入貢せしむ。十三年、難波吉士木蓮子を新羅に遣はす。崇峻帝の四年、紀男麻呂宿禰・巨勢臣比良夫○聖德太子傳に、巨勢臣猿に作れり。大伴囓連・葛城烏奈良臣を以て將軍となし、兵二萬餘人を帥ゐて新羅を征せしむ。行きて筑紫に至り、先難波吉士磐金を新羅に遣はして、任那を建てんことを告げしめしに、明年、帝、弑に遇ひて崩じたり。是を以て、軍、發することを得ず、筑紫に留れり。推古帝の五年、復難波吉士磐金を新羅に遣はす。六年、孔雀一隻を獻ず。八年、新羅、任那を攻む○按ずるに、新羅、已に任那を滅せり。上に至

りて、新羅、又任那を攻むとは、疑ふべし。蓋し朝廷、兵を以て之を威しゝかば、故に、新羅、懼れて任那の侵地を復したるか。今、考ふべからず。是に於て、境部某を大將軍となし、穗積某を副將軍となし、兵一萬餘を帥ゐて、新羅を攻めしめしに、五城を拔きたれば、金伯淨、白旗を擧げて官軍の營に詣り、多多羅・素奈羅・佛知鬼・委陀・南加羅・阿羅の六城を割きて降らんことを請へり。境部等、使を馳せて上奏したれば、迺ち難波吉士神を新羅に遣はして、情狀を察せしめけるに、伯淨、亦使を遣はして奏請せしめて曰く、天に神あり、地に天皇あり、此を除くの外、亦何ぞ畏るゝことあらん。今より以後、二國和好して、復相攻めず、船柁を乾さず、毎歲朝貢せんと。是に於て、詔して、軍を班しゝに、新羅、又任那を侵せり。九年、間諜迦摩多、對馬に到りしかば、捕へて上野に流し、詔して、新羅を討たんことを議る。十年、來目皇子を以て征新羅大將軍となしゝに、兵二萬五千を帥ゐて筑紫に到り、船艦軍糧を調具したりしが、明年、來目、疾みて薨じたれば、當麻皇子を以て之に代らしめけるに、其の妃舍人姬・適薨じたり。是を以て、行くことを果さゞりき。十六年、新羅人、多く歸化す。十八年、沙喙部○三國史記・東國通鑑を按ずるに、沙喙部は、蓋し沙梁部の訛なり。奈末竹世士を遣はして入貢せしむ。十九年、沙喙部奈末北叱智をして朝貢せしむ。二十四年、奈末竹世士をして佛像を貢せしむ。二十九年、奈伊彌買をして表を奉りて朝貢せしむ。新羅の上表、此に始りぬ。三十一年、奈末智洗爾を遣はして朝貢せしめ、因て、佛像・金塔・舍利・大小幡を獻ず。是の歲、新羅、任那を攻めて復之を取りければ、詔して、新羅を討たんことを議り、乃ち難波吉士磐金を新羅に、吉士倉下を任那に遣は

し、に、伯淨、八大夫を遣はして啓せしめて曰く、任那は、小國にして、天皇の附庸國たり。伯淨、何ぞ敢て自ら有たん、乃ち柰末智洗遲及び任那人達率柰末遲をして二國の調賦を貢せしむと。未だ至らざるに、大德境部臣雄摩呂・小德中臣連國等、衆數萬を帥ゐて新羅を討ちしに、伯淨、恐怖して、上表して罪を謝しければ、詔して、之を釋したり。初め、磐金が行きしとき、新羅、飾船一艘を以て津に迎へ勞ひしが、磐金、問ひて曰く、何國の船ぞと。對へて曰く、新羅の船と。磐金曰く、曷ぞ任那の船なき、卽時に更に一船を增せと。此より、始て迎船二艘を以てせり日本紀。舒明帝の四年、伯淨卒して、眞平と謚す。子なければ、國人、長女德曼を立つ三國史記・東國通鑑。使を遣はして入唐使三田耜及び唐使高表仁等を送らしむ。十年、使を遣はして朝貢せしむ。十一年、使を遣はして、入唐學問僧惠雲等を送り至らしめたれば、使者に冠位一級を賜ふ。十二年、使を遣はして朝貢せしめ、併て入唐學生高向漢人玄理等を送らしめたれば、使者に爵一級を賜ふ。皇極帝の元年、草壁吉士眞跡を新羅に使はしけるに、德曼、賀騰極・弔大喪の二使を遣はして入朝せしめたり。孝德帝の大化元年・二年、累に朝貢す。小德高向漢人玄理を遣はして、質を新羅に徵さしめ、仍て詔して、任那の調を罷めしむ日本紀〇按ずるに、去年、百濟の使、任那の調使を兼ねしかば、則ち之を責め還しぬ。是に至りて、任那の調を罷めしめしは、蓋し、朝廷、任那の獨立すること能はざるを知り、遂に新羅をして之を有たしめたらん。故に質を徵したるか。三年、德曼卒して、善德と謚す。金伯淨が弟國飯が女勝曼立つ三國史記・東國通鑑。上臣大阿飡金春秋を遣はして、高向漢人玄理に從ひ入りて質たらしめ、孔雀・鸚鵡各一隻を獻ず。春秋、姿顏美しくして、談笑を善くせり。

四年、入貢す。五年、小華下三輪君色夫・大山上掃部連角麻呂を新羅に遣はす。沙喙部沙飡金多遂、代りて朝に質となりしに、侍郎二人・丞一人・達官郎一人・中客五人・才伎十人・譯語一人・雜傔十六人、及び僧一人、總て三十七人、之に從へり。白雉元年、入貢す。明年、貢調使沙飡知萬、筑紫に至りたるに、皆唐國の服を著たりければ、朝廷、其の恣に俗を移し服を更へたるを以て、訶譴して放ち還す。大臣巨勢德太古、奏請して曰く、今を失ひて討たずんば、後、必ず悔ゆることあらん。請ふ、難波より筑紫に至るまで、盛に舟船を陳ね、兵備を嚴にして、以て國威を視し、其の使を讓責せば、則ち師徒を勞せずして自ら服せんと。帝、聽さず。三年・四年、竝に入貢す。五年秋、使を遣はして、入唐使吉士長丹等を送らしむ。冬、帝崩ず。巨勢稻持を新羅に使はして、帝の喪を赴げしめたるに、十二月、使を遣はして大行皇帝の喪を弔はしむ日本紀。是の歲、勝曼卒して、眞德と諡す。伊飡金春秋立つ。春秋は、金輪が孫なり。初め、百濟の將軍允忠、新羅の大邪城を攻め陷れたるとき、春秋が女婿金品釋、妻子を殺して自殺せしかば、春秋、之が爲に怨を百濟に報いんと欲し、德曼に請ひて、自ら高勾麗に使し、大對盧蓋金に因りて一名は、蓋蘇文。師を乞ひけるに、高勾麗、之を執ふること六旬、春秋、僅に脫れ還れり。是に於て、深く百濟を讎とし、高勾麗を怨み、厚く唐に結びて、以て志を二國に逞しくせんと欲し、屢援を唐に請へり。時に、百濟・高勾麗、和を通じて、二國の兵、倶に新羅を攻めければ、春秋、又使を唐に遣はして、師を乞はしめけるに、唐主李世民、師を興して高勾麗を討ちし

が、新羅、兵三萬を以て之を助けたれども、唐主、遂に志を得ずして師を班せり。春秋、又自ら唐に往き、辭を卑くし禮を厚くして、百濟の朝貢の道を塞ぎたるを訴へければ、唐主、爲に師二十萬を出すことを許せり。春秋、因て服色を改めて、唐の制服を受け、子文汪を留めて侍衞せんことを請ひけるに、竝に之を許したり。是に至りて、勝曼卒して、春秋立つ。時に、百濟の君臣、淫奢にして、國事を恤へざりければ、春秋、幷呑の計益急なり 東國通鑑。日本紀の一說に高麗僧道顯が日本世紀を引ける。 齊明帝の元年、春秋、使を遣はして朝貢せしめ、級飡彌武、代りて質となる。彌武、尋で死す。明年、入貢す。三年、金春秋に詔して、學問僧知達及び間人連御廐等を唐に送らしめんとせしに、春秋、詔を奉ぜざりき。明年、僧智達等、新羅の船に乘りて唐に入る。六年、春秋、子仁問を唐に遣はして師を乞はしめけるに、唐將蘇定方、兵十三萬を將ゐて、新羅と倶に百濟を攻めて之を滅さんとすれば 日本紀及び本書註・東國通鑑。 齊明帝、諸國に詔して、軍船器械を造修せしむ。七年春、帝、親ら舟師を帥ゐて新羅を征せんと欲したるに、其の秋、帝、朝倉の行宮に崩じければ、皇太子、喪服して軍政を聽く。前將軍大華下阿曇比羅夫連・小華下河邊百枝臣等の四將軍を遣はして、百濟を救ひ新羅を討たしむ 日本紀。 是の歲、金春秋卒して、武烈と諡し、太宗と稱す。子金法敏立つ 三國史記・東國通鑑。 癸亥歲、前將軍上毛野君稚子・中將軍巨勢神前臣譯語・後將軍阿部引田臣比羅夫等を遣はし、兵二萬七千人を帥ゐて、新羅を攻めしめ、沙鼻歧・奴江の二城を取る。此の時、百濟王扶餘豐、其の佐平福信を殺して、内、又大に亂れたり。法敏、乃ち唐將

孫仁師と、進みて州柔を攻めければ〇按ずるに、周留城に作れり。東國通鑑官軍、之を救ひて、唐軍と白村江に戰はんとす〇按ずるに、唐書・東國通鑑、並に白江口に作れり。官軍整はざるに、唐兵、夾み撃ちければ、官軍、敗績し、扶餘豐、高麗に走り、百濟、遂に滅びぬ。丁卯歲、金法敏、使を遣はして齊明帝の葬に會せしむ。天智帝の元年秋、沙湌金東嚴等を遣はして貢調せしめければ、敕して、新羅王に貢調船一隻・絹五十匹・綿五百斤・韋一百枚を賜ひ、幷に其の上臣大角干金庾信に船一隻を賜ひ、東嚴等に附して之を遣はしたり。是の歲、法敏、唐將李勣等に會ひ、高勾麗を攻めて之を滅せり。新羅僧道行、草薙劍を盜みて、將に新羅に走らんとせしに、中路、風雨晦暝にして、進むことを得ずして止みぬ日本紀。初め、三國の時、新羅、最も小弱なりしが、後、任那を蠶食し、遂に唐兵に因りて、百濟・高勾麗を滅しぬ。唐、二國を郡縣にしたりと雖も、新羅、多く其の地を竊取して之を有ち、土疆稍廣し文獻通考・東國通鑑。二年、沙湌督儒を遣はして貢調せしむ。四年夏、使を遣はして貢調せしめ、水牛一頭・山雞一雙を獻ず。秋、沙湌金萬物を遣はして貢調せしめければ、新羅王に絹五十匹・絁五十匹・綿一千斤・韋一百枚を賜ふ。弘文帝の元年、金押實を遣はして貢調せしむ。天武帝の元年夏、韓阿湌金承元・阿湌金祇山・大舍霜雪を遣はして騰極を賀し、一吉湌金薩儒・韓奈麻金池山をして天智帝の喪を弔はしめけるが、特に賀騰極使をして京師に入らしめ、其の餘は、筑紫より發ち回したり。秋、韓奈麻金利益を遣はして、高麗の朝貢使大兄碩于等を送らしむ。三年、王子金忠元・大監級湌金比蘇・大監奈末金天冲・弟監大奈麻朴武麻・

弟監大舍金洛水を遣はして貢調せしむ。柰麻金風那・金孝福をして金忠元を送らしめ、復級飡朴勤修・大柰麻金美賀をして高麗の朝貢使を送らしめ、小錦上大伴連國麻呂をして報聘せしむ。四年、沙飡金清平をして政を請はしめ、級飡金好儒・弟監大舍金欽吉をして貢調せしむ。大柰麻金揚原をして高麗の朝貢使を送らしむ。五年、阿飡朴刺破等、漂ひて血鹿島に至りしが、金清平等に附して送り還す。六年、柰麻加良井山金紅世、筑紫に至りて言ふ、國王、級飡金消勿・大柰麻金世世を遣はして貢調せしめしに、海中、暴颷に遇ひて、舟咸四散し、如く所を知らずと。明年春、柰麻甘勿那をして高麗の朝貢使上部大相桓父等を送らしむ。冬、阿飡金頴那・沙飡薩藥生をして金銀鐵鼎・金・銀・刀・旗・錦・絹・布・皮・馬・狗・騾・駱駝を貢せしめ、別に金・銀・刀・旗を皇后・皇太子に獻ず。八年夏、柰麻考那を遣はして、高麗の朝貢使を送らしむ。冬、沙飡金若弼・大柰麻金原升をして貢調せしむ。九年、沙喙部一吉飡金忠平・大柰麻金壹世を遣はして、金・銀・銅・鐵・錦・絹・鹿皮・細布を貢せしめ、又別に金・銀・霞幡皮を帝及び皇后・皇太子に獻じ、且つ國哀を赴ぐ日本紀。是の歲、法敏卒して、文武と謚す。子金政明立つ三國史記・東國通鑑。十年、大柰麻金釋起をして高麗使を送らしむ。十一年、沙飡金主山・大那末金長志をして調を貢せしむ。十二年、大那末金物儒、入唐學生土師宿禰甥等を送る。十三年、高向朝臣麻呂等、新羅に使して還る。金政明、馬・狗・鸚鵡・鵲及び寶器數種を獻ず。冬、波珍飡金智祥・大阿飡金健勳等をして政を請はしめ、金・銀・霞錦・綾羅・虎豹皮・鍱金器・藥物、及

び細馬・騾・犬狗を貢せしむ。智祥等、別に金・銀・羅綾・屏風等各六十種を獻じ、又別に物を皇后・皇太子及び諸親王に獻ず。持統帝の元年春、直廣肆田中朝臣法麻呂・追大貳守君苅田を新羅に遣はして國喪を赴げしむ。秋、王子金霜林・級飡金薩摹・金仁述・大舍蘇陽信を遣はして、國政を奏し調賦を貢せしめしが、霜林等、別に物を獻ずること數あり。太宰府、國喪を霜林等に告げゝるに、皆喪服を著て、東に向ひ、三たび拜し三たび哭を發す。三年、級飡金道那等を遣はして、天武帝の喪を奉弔せしむ。土師宿禰根麻呂に命じて、金道那等に問はしめて曰く、太政官卿、敕宣を奉じて、道那等に問ふ、去年、田中朝臣法麻呂、往きて大行天皇の喪を告げたりき。時に、汝が國云く、古例に蘇判位を用ひて〇三國史記に云く、匝飡、又云く、蘇判、第三等なり。敕を奉じたれば、今、當に古例に復るべしと。法麻呂、先例に非ざるを以て、詔命を宣べずして還りぬ。若し前事を言はゞ、白雉五年、巨勢稻持をして大行天皇の喪を告げしめしとき、翳飡〇按ずるに、三國史記・東國通鑑に、翳飡なし。金春秋、伊飡たり。伊飡、或は翳飡と名けたるか。此の時、金春秋、敕を奉じたり。然るに、蘇判位を用ひたりと言ふは、是汝が妄なり。先に、近江御宇天皇の喪に、一吉飡金薩儒をして奉弔せしめたり。而るに今、級飡を遣はしたるは、亦前例に違へり。汝が國、我が遠皇祖の代より、舳艫相接し、船楫を乾さず、累世朝貢せり。今、調賦を省減して、更に別獻と稱するは、矯飾詐僞して、故典を乖亂せり。是を以て、調賦及び別獻の物、並に之を封還す。汝道那等、還りて汝が王に告げよ、天朝、廣慈にして、深く既往を咎めざれば、更に前過を悛悔して、將來を戒愼せよと。四年

春、新羅の級飡北助智・韓奈麻許滿等、歸化す。秋、大奈末金高訓をして筑紫人大伴部博麻及び入唐學問僧智宗等を送らしむ。六年、級飡朴億德・金深薩を遣はして貢調せしむ（日本紀）。是の歲、政明卒して、神文と謚す。子理洪立つ（三國史記・東國通鑑）。明年、沙飡金江南・韓奈麻金陽原を遣はして、來りて王の喪を赴げしめければ、直廣肆息長眞人老・勤大貳大伴宿禰子君をして往きて弔ひ、幷に物を賻らしむ。

九年春、王子金良琳・補命薩飡（〇三國史記に云く、沙飡又薩飡と云ふ。）朴強國・韓奈麻金周漢・金忠仙等をして國政を奏し、調賦を貢せしむ（日本紀）。

譯文大日本史卷の二百三十二終

譯文大日本史卷の二百三十三

列傳第一百六十

諸蕃二

新羅下

文武帝の元年冬、新羅、一吉飡金弼德・奈麻金任想等をして朝貢せしむ。四年夏、佐伯宿禰麻呂等、新羅に使す。是の冬、薩飡金所毛、入朝して、王母の喪を赴げしが、金所毛、病みて死しければ、絁一百五十匹・綿九百三十二斤・布一百段を賻り、副使級飡金順慶等は、物を賜ひて發ち回す續日本紀。大寶三年、理洪卒して、孝昭と諡す。弟金興光立つ三國史記・東國通鑑。薩飡金福護・級飡金孝元等をして入朝せしめ、王の喪を赴げゝれば、詔して曰く、新羅國使薩飡金福護が表に云く、寡君、不幸にして去秋より疾み、今春を以て薨じ、永く聖朝を辭せりと。朕、其の蕃君を思ふ。異域に居ると雖も、覆載に至りては、允に愛子に同じ。壽命終あるは、人倫の大期と雖も、而も、此の言を聞きてより、哀感已に甚し。宜しく使を差はして弔賻せしむべし。其の使福護等は、遠く滄波を渉りて、辛勤矜むべし。所司、宜しく優賜を加ふべしと。乃ち波多朝臣廣足・額田宿禰人足を遣はし、往きて弔祭せしめ、新羅王に錦二匹・絁四十匹を賜ふ。慶雲二年、貢調使一吉飡金儒吉、入朝す。三年、金儒吉、蕃に還る。

王に敕書を賜ひて曰く、天皇、敬みて新羅王に問ふ。使人一吉飡金儒吉・薩飡金今古等至り、進むる所の調物幷に之を具へたり。王、國を有ちてより以還、職貢虧くることなく、行李相屬し、欵誠已に著れたれば、嘉尙已むことなし。春首猶寒し。比恙なしや。國境の内、當に幷に平安なるべし。使人、今還らんとすれば、往意を旨宣し、幷に土物を寄すること別の如しと。冬、美努連淨麻呂、新羅に使す。敕書を賜ひて曰く、天皇、敬みて新羅王に問ふ。朕、虛薄を以て、謬りて景運を承く、慚らくは、練石の才なく、徒に握鏡の任を奉ず。日旰くるまで飡を忘れて、翼翼の懷愈積み、宵分くるまで寢を輟めて、業業の想彌深し。冀はくは、覆載の仁を覃し、遐に寰區の表を被はん。況や、王、世國境に居て、人民を撫寧し、深く竝舟の至誠を秉りて、長く朝貢の厚禮を修む。庶はくは、磐石、基を開き、茂響を厲岫に騰せ、維城、固を作し、芳規を鳧池に振はん。國内安樂にして、風俗淳和ならん。寒氣嚴切なるに、比如何ぞや。今、故に大使從五位下美努連淨麻呂・副使從六位下對馬連堅石等を遣はして、往意を指宣せしめ、更に多く及ばずと。元明帝の和銅二年、金信福等をして朝貢せしめければ、宴を朝堂に賜ひて、王及び信福等に物を賜ふこと差あり。右大臣藤原朝臣不比人等、信福等を辨官廳に延きて、謂て曰く、古より、新羅國使の入朝せしとき、未だ嘗て執政大臣と言はざりき。而れども、今日は、披晤して、更に二國の好を結ばんと欲するなりと。使人、皆坐を避けて拜して曰く、信福等は、本國の卑賤の人、幸に使命を受けて、聖朝に赴くことを得たり。今、復引見せられて、厚く恩諭を承け、

伏して欣懼を増すと。夏、信福等、蕃に還る。七年、重阿飡金元靜等をして入貢せしむ。元正帝の養老三年、貢調使級飡金長言等、入朝す。七年、韓奈麻金貞宿・昔楊節、入貢す。聖武帝の神龜二年夏、薩飡金造近・金奏勳等、朝貢す。秋、金奏勳等、蕃に還りければ、新羅王に璽書を賜ひて曰く、貢調使薩飡金奏勳等、奏して言す、伊飡金順貞、去年六月晦日に死せりと。順貞は、汝が國卿、彼境を撫綏し、本朝に忠事したりき。哀しい哉、賢臣は國の基、朕が股肱たるを、今や則ち亡く、我が吉士を殲せり。故に、賻物の黄絁一百匹・綿百屯を贈り、爾が績を遺れず、式て遊魂を奬めんと。天平四年、韓奈麻金長孫等をして入貢せしめ、別に鸚鵡・鴝鵒・蜀狗・獵狗・驢・騾を獻ず。因て、朝貢の年期を請ひければ、詔して、三年に一たび朝貢することを許す。六年、貢調使級伐飡金相貞等、太宰府に至り、明年、京師に入る。中納言、正三位多治比眞人縣守をして、新羅の使を兵部曹に召し、入朝の由を問はしめけるに、使人言ふ、國號を王城國と改めたりと。其の私に國號を改めたるを以て、之を放ち卻く。八年、阿倍朝臣繼麻呂を新羅に遣はしゝに、明年、繼麻呂、歸りて奏すらく、新羅、常禮を失ひ、詔命を奉せずと。是に於て、六位以上に詔して、各意見を陳べしめ、乃ち大伴宿禰三中等を新羅に遣はす 續日本紀。 是の歲、興光卒して、聖德と謚す。子金承慶立つ 三國史記・東國通鑑。 十年、太宰府言す、級飡金想純等一百五十七人、入貢したれども、京師に入らしめず、太宰府より放ち回せりと 續日本紀。十四年、承慶卒して、孝成と謚す 弟金軒英立つ 三國史記・東國通鑑。按するに、本書に、憲英に作れり。今、續日本紀に從ふ。 是の歲、太宰府言

す、沙飡金欽英等一百八十七人、入貢したれども、新京に宮室を創めたるが未だ成らざるを以て、太宰府より放ち還したりと。續日本紀。十五年春、筑前國司言す、新羅使薩飡金序貞等、入貢したりと。從五位下多治比眞人土作を遣はして、新羅の調を檢校せしめしに、土作言す、新羅の貢調、土毛と改稱して、其の書、具に物數を注したり。之を舊典に稽ふるに、大に常禮を失へりと。是に於て、太政官、處分して、水手已上を徵して京に入らしめ、失禮無狀を責めて卻け回す。孝謙帝の天平勝寶四年、新羅王子韓阿飡金泰廉及び貢調使金暄・送王子使金弼言等七百餘人、入朝せしが、泰廉、奏して曰く、新羅國王、日本照臨天皇の朝廷に白す、新羅、累世朝貢して、舟楫絕えず、今、國王、親しく來朝して御調を貢進せんと欲す。而れども、顧念するに、一日も主なければ、則ち國政弛亂す、是を以て、謹みて王子韓阿飡泰廉を遣はして、代りて入朝せしむと。泰廉、又奏して言す、普天率土、王臣に非ざるはなし、泰廉、入朝して、聖世に遇ふことを得、私に備ふる所の國土の微物あり、願はくは奉進することを得んと。詔して、之を許し、泰廉等を朝堂に饗して、詔して曰く、昔、我が息長足姬皇后、新羅を綏撫し、以て西方の藩屏となせり。而るに、前王承慶・大夫思恭等、狀辭怠慢にして、恒禮を闕失せり。因て、使を發して罪を問はんと欲したり。而るに、今王軒英、前過を改悔して、親しく來庭せんと欲す。而して、國事を顧ふが爲の故に、子泰廉等を遣はし、代りて入朝せしめ、併て御調を貢せしむ。朕、深く王の勤欵を嘉す。今より以後、王親をして入朝せしめんには、宜しく以て

辭奏すべし。若し臣下を遣はして入朝せしめんには、必ず表文を賫さしむべしと。泰廉等、還らんとして、難波館に在りしに、勅して、使を遣はして絁布幷に酒肴を賜ふ。五年、從五位下小野朝臣田守、新羅に使す○按するに、三國史記に曰く、是の歲、日本の使至りしに、禮甚だ倨りたれば、王見ざりきと。淳仁帝の天平寶字二年、新羅の男女四十八人・僧尼三十四人、歸化したれば、之を武藏國に處らしめ、始て新羅郡を置く。三年、太宰府に勅して曰く、頃年、新羅の歸化するもの、舳艫絶えず、想ふに、彼、賦役の苛に勝へず、遠く墳墓の鄕を辭せるならん。言に其の意を念ふに、豈に顧戀なからんや。宜しく再三引問すべし。情願して鄕に還らんとするものは、資糧を給して放ち還すべしと。詔を北陸・山陰・山陽・南海の四道の諸國に降して、船五百艘を造らしめ、竝に閑月を逐ひて營造せしめ、三年を以て限となす。新羅を征せんが爲なり。四年、新羅一百三十一人、歸化したれば、武藏國に移す。秋、級湌金貞卷、朝貢す。陸奧出羽按察使藤原朝臣朝獵に詔して、使する所を問はしめけるに、貞卷曰く、職貢を修めざること、久しく歲月を積めり。故に、謹みて貞卷等をして御調を貢進せしむと。且つ謂ふ、敝邦、未だ聖朝風俗の語に習はず、仍て學語生二人を進むと。朝獵、問ひて曰く、玉帛を執りて朝聘を行ふは、則ち忠信を表すなり。向者、王子泰廉、入朝して、奏して曰く、今より以往、事、皆古制に遵はんと。其の後、小野朝臣田守、朝命を奉じて出で、使せしに、汝が禮待、闕くることありき。是を以て、田守、朝命を宣べずして還りぬ。汝が王、已に忠信の禮を棄てたれば、則ち玉帛の聘、何ぞ見んと。貞卷曰く、田守が來りし日、貞卷、出

で、外官たりき。且つ賤人、國事を預り知らざりきと。朝獵曰く、王子、尙言信なし、使人微賤にして、與に言ふことあるに足らず。汝、本國に還りて、但言へ、忠信の禮、仍舊の調、明驗の言、專對の人、四者備具して來れと。五年、美濃・武藏兩國の少年各二十人をして新羅語を習はしむ。西征せんが爲なり。藤原朝臣朝獵、東海道節度使となり、管內十二國の船兵を檢定して、船一百五十一隻・兵一萬五千七百人・水手七千五百二十人を率ゐ得たり。從三位百濟王敬福、南海道節度使となりて、所管十二國の船一百二十一隻・兵一萬二千五百人・水手四千九百三十人を檢定し、正四位下吉備朝臣眞備、西海道節度使となりて、所管八國の船一百二十一隻・兵一萬二千五百人・水手四千九百三十人を檢定して、皆三年の田租を免じ、兵法を練習せしむ。七年、級飡金體信等二百餘人、朝貢しければ、左少辨大原眞人今城をして問はしめて曰く、前使金貞卷、朝の約束を受けて、朝聘の禮を改めんとしたるが、卿等が來ること何如と。體信曰く、使臣、國王の敎を承けて、常調を貢進するのみ、餘事は、敢て知る所に非ずと。乾政官、處分して、體信等を徵して京師に入らしめ、例に依りて饗賜し、體信に謂て曰く、汝、還りて汝が王に告げよ。今より以往、王子來朝するに非ずば、宜しく執政の臣をして入朝せしめよと。八年、大奈麻金才伯等、太宰府に至りて言く、唐使韓朝彩、來りて云ふ、唐國、前者、日本僧戒融を送れり。而るに、達否未だ審ならず。因て、本國に命じて其の消息を問はしむと。朝彩、已に道に上り、今、新羅の西津に在り、本國の謝恩使金容、太宰府の報牒を得んが爲に、朝彩

に寄附し、國に在りて未だ發せずと。乾政官、處分して、太宰府に命じて牒報せしめければ、太宰府、才伯に問ひて曰く、比來、新羅の歸化の民言ふ、本國、兵を發して、以て日本に備へたりと、其の實如何と。對へて曰く、此の事なきにしも非ず、但、小民、未だ其の所以を知らずして云爾るのみ、比年、唐國、擾亂したれば、弊邑、其の餘寇の來り侵さんことを慮れり、是を以て、甲兵を徴發し、緣海を防守するは、海賊の不虞に備へたるなりと。續日本紀。稱德帝の天平神護元年、軒英卒して、景德と謚す。子乾運立つ。三國史記。東國通鑑。光仁帝の寶龜元年、級飡金初正等一百八十七人、對馬島に至る。右中辨大伴宿禰伯麻呂を太宰府に遣はし、初正を召して使する所を問はしめけるに、初正曰く、本國王子金隱居、唐より歸りしとき、入唐大使藤原朝臣清河・學生朝衡等、書を附したり。是を以て、本國王、初正等を差はして、其の書を贈らしむ。因て、幷に土毛を貢せしむるのみと。伯麻呂曰く、新羅の貢調、其の來るや尙し、今、何ぞ改めて土毛と稱すると。初正、對へて曰く、使、貢調に非ず、故に、土毛と稱すと。朝議、其の使の恒典に違へるを以て、京師に入ることを許さず、太宰府をして初正等を勞慰せしめ、國王に絁・綿・絲等の物を賜ひて放ち還さしむ。五年、禮府卿沙飡金三玄等二百三十五人、太宰府に至りければ、河內守紀朝臣廣純、檢問新羅入朝使となりしが、三玄曰く、本國王の教を受けて、舊好を修め聘問を敦くせんことを請ひ、竝に國の信物及び入唐大使藤原清河が書を致すと。廣純、之を詰りて曰く、舊好を修め聘問を敦くすとは、是亢隣の言、供職の禮に非ざるなり。且つ貢調を改め

て國信と稱し、古常を變改したるは、其の義如何と。對へて曰く、本國上宰金順貞が時、舟楫相尋ぎ、常に職貢を修めたり。今、其の孫邕、位を嗣ぎて、執政、家聲を追尋し、心を供奉に係けたり。故に曰く、舊好を修めて毎に相聘問せんと。且つ三玄、本貢調使に非ず、但使次に因りて聊か土毛を進むるのみ、故に、御調と稱せずと。檢問使、奏して曰く、新羅、臣と稱して貢調すること、由來尙し。而るに、今、新意を妄作し、舊章を變改し、調を信物と稱し、朝を修好と稱せり。悖慢無禮にして、古典に反違せり。請ふ、資糧を給して、卽時に放ち還さんと、之に從ふ。太宰府に敕して曰く、比年、新羅の流民、舟楫、蹤を尋げり。其の情狀を原ぬるに、實は歸化するに非ず、或は風漂を被り、舟船破壞して、歸るべきに由なく、遂に留りて王民となるものあり。其の本主、朕を何とか謂はん。凡そ漂流の民、船糧なきものは、所司、宜しく資給發遣し、以て寬弘の仁を示すべしと。十年、下道朝臣長人、新羅に使す。遣唐判官海上眞人三狩等を迎へんが爲なり。冬、太宰府言す、新羅使金蘭孫等至れりと。敕して曰く、諸蕃の入朝は、恒典ありと雖も、府は、更に反覆檢問すべし。其の表文あるものは、渤海蕃の例に準へ、寫案して進奏せよと。尋で太宰府に敕して、唐使高鶴林等五人及び新羅貢調使、共に入京を許さしむ。明年春正月、天皇、大極殿に御して朝を受く。唐使及び新羅使薩飡金蘭孫等、拜賀して方物を獻じ、奏して曰く、新羅國王白す、新羅、開國より以降、聖朝に奉事して、世皇化を承け、職貢闕くることなかりしが、比年以來、奸賊内に作り、道路梗斷して、久しく貢調を闕

けり。是を以て、謹みて薩飡金蘭孫・級飡金巖等を遣はして、御調を貢進し、兼て元正を賀し、又例に依りて學語生を進め、幷に遣唐判官海上三狩等を送りて之を還すと。詔して、薩飡金蘭孫に正五品上を、副使級飡金巖に正五品下を、大判官韓柰麻薩仲業・小判官柰麻金貞樂・通事金蘇忠三人に從五品下を授け、宴を朝堂に設けて、物を賜ふこと差あり。新羅王に璽書を賜ひて曰く、天皇、敬みて新羅國王に問ふ、朕、寡薄を以て、業を纂ぎ基を承く。蒼生を理育するに、寧ぞ中外を隔てん。王、遠祖より、恒に海服を守り、上表して貢調すること、其の來るや尙し。日者、蕃禮に虧違し、積歲朝せず、輕使ありと雖も、而も、表奏なし。是に由りて、泰廉が還りし日、已に約束を具へ、貞卷が來りし時、重て諭告を加へたり。其の後、累に使したれども、曾て承行せず。今、蘭孫等、猶口奏を陳べたれば、理、須らく例に依りて境より放ち還すべし。但三狩を送れるは、事既に輕からず。故に、賓禮を修めて、以て來意に答へたり。王、宜しく之を察すべし。後使は、必ず表函を賚し、禮を以て進退すべし。今、筑紫府・對馬等の戍に敕して、表文を將たざらんものは、境に入らしむることなからしめたり。宜しく之を察知すべし。春景韶和、想ふに、王、佳ならん。今、還使に因りて、答信の物を附す、書指、多く及ばずと續日本紀。是の歲、乾運、其の臣金良相が爲に殺されたり。惠恭と謚す。良相、自立して王となる。桓武帝の延曆四年、良相卒して、宣德と謚す。國人、金敬信を立てしが、十四年、卒して、元聖と謚す。孫俊邕立ち、二年にして卒して、昭聖と謚す。子重熙立つ三國史記・東國通鑑。十八

年、正六位上大伴宿禰峰麻呂を遣新羅使となしゝが、尋で之を停めたり日本紀略。平城帝の大同四年、金彦昇、重熙を殺し、哀莊と謚す。彦昇、自立す三國史記・東國通鑑。嵯峨帝の弘仁四年、新羅一百十人、船五艘に乘りて、肥前國小近島に至りしが、島民、九人を射殺し、一清等一百一人を虜にす。五年、詔して曰く、新羅王子の來朝は、渤海蕃の例に準へん。若し、彼、隣好と稱せば、禮遇を須ひず、卽ち放還に從ひ、若し船糧なからんものは、所在の官司、商量して之を給せよと。冬、商人三十一人、漂ひて長門國に至り、辛波古知等二十六人、博多津に至る。七年、淸石珍等一百八十人、歸化す。八年春、金男昌等三十三人、夏、遠山知等一百三十四人、並に歸化す。九年、張春等十四人、來りて驢を獻ず。十一年、是より先、新羅の投化民七百人を遠江・駿河の二國に移しゝが、是の歲春、二國の新羅、叛きて民舍を焚き劫め、伊豆國の倉穀を盜み、船に乘りて去りしを、相模・武藏の兵、追捕して、悉く之を獲たり日本紀略。淳和帝の天長三年、彦昇卒して、憲德と謚す。子景徽立つ三國史記・東國通鑑。仁明帝の承和元年、新羅人、太宰府に至りしに、緣海の民、射て之を傷けしかば、太政官、處分して、府司を譴責し、其の傷者に醫藥を賜ひ、粮を給ひて放ち還したり續日本後紀。三年、景徽卒し、謚して興德と曰ふ。敬信が曾孫悌隆立つ三國史記・東國通鑑。是の歲、藤原朝臣常嗣、唐に使す。太政官、舊例に準じて、新羅に牒して曰く、今、使を遣はして巨唐に修聘せしむ。海、當時に晏ければ、利涉を知ると雖も、風濤或は變じて、猶非常を慮る。脫し使船の彼の境に漂著するあらば、則ち之を扶けて送り還し、滯遏せ

しめざれと。因て、武藏權大掾紀宿禰三津を遣はし、牒を齎して發遣せしむ。冬、紀宿禰三津、新羅より歸りしが、三津、畏怯して使旨を失ひ、新羅に至りて言ふ、好を通じ聘を修むと。新羅、太政官の牒と相違へるを疑ひ、再三詰問せしに、三津、不文にして口吃り、愈迷惑して分疏すること能はざりければ、新羅、太政官に牒して曰く、紀三津、詐りて朝聘と稱し、兼て贄賚あり、公牒を檢するに及びて、假僞にして實に非ずといへり。三津が狀を得たるに、偁く、王命を奉承し、專ら來りて好を通ずと。函を開き牒を覽るに及びて、但云ふ、巨唐に修聘す、脫し使船の彼の界に漂著することあらば、則ち之を送過し、滯遏せしむることなかれと。主司、再び專使を發して詰問するに、口と牒と、虛實辨ずることなし。既に交隣の使に非ず、必ず衷に由るの賂に非じ。事、實を撫るなし、豈に虛しく受けしめんや。且つ太政官の篆跡分明、小野篁が船帆、飛びて已に遠し、未だ必ずしも重て三津を遣はして唐國に聘せしめざらん。知らず、島嶼の人、東西の利を窺ひ、官印を偸み學び、公牒を假りて、用て斥候の難に備へ、自ら貨泉の遊を逞しくするならんか。然れども、兩國相通じて、必ず詭詐することなし。專對に非ざるよりは、憑となすに足らず。所司、再三請ひて以て、政刑、用を章にせり。但姦類は、主司、務て大體を存じ、過を舍て功を責め、小人荒迫の罪を恕し、大國寬弘の理を申ねば、彼此、何ぞ妨げん。況や、貞觀中、高表仁、彼に到りし後、惟我を是賴み、唇齒相須ること、其の來るや久し。事須らく太政官に牒し、幷に菁州に牒し、事を量りて過海程粮を給し、本國に放還す

べくして處分を請ふといへれば、判を奉じ狀に準じ、太政官に牒す。請ふ、詳悉を垂れよと。是に於て、詔して、三津を切責す續日本後紀。五年、悌隆、其の臣金明が爲に殺され、僖康と諡す。明年、金陽、金明を誅して金祐徵を立てしが、其の歲、卒して、神武と諡す。子慶膺立つ三國史記・東國通鑑。明年、其の臣張寶高○東國通鑑に、張保皐に作れり。使を遣はして方物を獻ぜしめしが、八年、太宰府に敕して云く、新羅の張寶高、去年、馬鞭等を獻じぬ。寶高は、外藩の臣たるに、私に方物を貢せり。之を舊章に稽ふるに、物宜に合はざれば、禮を以て防閑し、早く返郤に從へ。其の隨身の物、交易を得んと願はゞ、之を聽し、更に程粮を給して放ち回せと。九年、新羅の李少貞等四十人、筑紫の大津に至りければ、太宰府、人を遣はして勘問せしめしに、李少貞等言ふ、張寶高死して、其の副將李昌珍等、叛亂を圖らんと欲したれば、武珍州將閻文、兵を發して、討ちて之を平げたり。但恐る、逋誅の餘賊、忽ち貴朝に至りて、邊境を擾亂せんことを。若し舟船ありて此に至らんに、文符を執らざらんものは、請ふ、切に所在に命じて、推勘收捉せられよと。又言ふ、廻易使李忠・楊圓は、乃ち是張寶高が子弟の遺る所、請ふ、速に發ち回されよ。仍て閻文が筑紫府に上る牒狀を齎し來れりと。廷議して曰く、少貞が齎す所の牒を視るに、太宰府に上るの文なし。卽ち知る、少貞、奸詐にして往來し、國家を欺妄するものなるを。今、李忠等と少貞と同行せしめんは、此、何ぞ迷獸を以て餓虎に投ずるに異ならん。請ふ、先責めて少貞等を還し、其の後、李忠等を放ち回さんと、之に從ふ。張寶高が攝する所の島民呂系等、投化し、因て、筑前

國司文室朝臣宮田麻呂が、李忠が賫す所の雜物を奪ひたるを告げたり。乃ち太宰府に詔して勘問せしめ、其の取る所の雜物を錄して、悉く之を還し與へ、粮賫を給して放ち還さしむ。是の歲、太宰府、奏して曰く、新羅の朝貢、其の來るや尙し。而るに、聖武皇帝の代より起りて、聖朝に迄るまで、舊例を用ひず、常に姦心を懷き、苞茅貢せず、事を商賈に寄せ、國の消息を窺へり。方今、民窮して食乏し。若し不虞あらば、何を用てか之を防がん。伏して請ふ、新羅人は、一切禁斷して、境に入らしむること勿らんと。敕して曰く、德澤遠に洎べば、外藩歸化す。專ら境に入るを禁ぜんは、事、不仁に似たり。宜しく之を流來に比し、粮を給して放ち還すべし。商賈の輩、帆を飛して來らんものは、賫す所の物、民間の廻易を聽し、事畢らば、速に放ち卻くべしと。十二年、新羅、我が漂流民五十餘人を送りて、太宰府に至る續日本後紀。文德帝の齊衡三年、流民三十人、太宰府に至りしが、粮を給して放ち還したり文德實錄。天安元年、慶膺卒して、文聖と諡す。金誼靖立つ。淸和帝の貞觀三年、誼靖卒して、憲安と諡す。金膺廉立つ三國史記・東國通鑑。五年、僧無著・普嵩・淸願等三人・流民五十七人及び細羅國人五十四人、丹後・因幡・博多等の處に至りしが、細羅人は、言語通せず、其の長頭屎烏舍、僅に文字を知り、書答して曰く、新羅の東方の別島細羅國人なりと。所司に敕して、程粮を給して放ち還さしむ。八年、太宰府、驛を馳せて奏すらく、肥前國基肄郡擬大領山春永、同郡の人川邊豐稻に語りて曰く、新羅人珍賓長と共に新羅國に入り、兵弩器械を造りて、對馬島を攻め取らんことを圖り、同謀者四十餘人と。十一年、太

宰府言す、新羅の賊、船二艘に乘りて、博多津に至り、豐前國の年貢の絹綿を盜み取りたれば、卽時に兵を發して之を追ひたれども、遂に賊を獲ざりきと。十二年、對馬島の人卜部乙屎麻呂、鸕鷀を捕へんが爲めに新羅の境に至りしに、新羅、執へて之を獄に繫ぎしが、乙屎麻呂、大船を造れるを視て、竊に守衞の卒に問ひければ、答へて曰く、將に對馬島を攻めんとすと。乙屎、竊に禁を脫れて逃げ還り、其の狀を告げたりと。因て敕して曰く、新羅の凶賊、事を賈販に託し、來りて侵暴をなさんとす。蠆尾を收めずば、將に毒螫を行はんとす。須らく緣海諸郡及び因幡・伯耆等の國をして、嚴に守備を謹ましむべしと。尋で太宰府に敕して、新羅人潤淸・宣堅等三十人及び管內所在の新羅に、食馬を給して京に入らしむ。府司、奏して曰く、蕞爾たる新羅、凶毒狠戾、迺者、對馬島卜部乙屎、彼の國に執へらへれ、獄を脫れて逃げ還りて、彼が兵士を練習せる狀を告げぬ。彼、其の計の洩れたるを疑ひ、是に於て、七人を差遣し、詐りて流來と稱して、竊に聲息を伺ふ。凡そ仁を垂れて放ち還すは、尋常の典なれども、若し狡奸往來せば、當に顯戮を加ふべし。加之、潤淸等、僑寓すること積年、能く國家の事を知れり。今、若し放ち歸さば、弱を敵に示すなり。且つ管內所在新羅の口及び其の後投化と稱して來れるもの、內皆逆謀を懷けり。若し外難あらば、必ず內應をなさん。請ふ、天長元年の格に準じて、新舊を論ぜず、幷に陸奧の空閑地に遷して、覬覦の奸心を絕たんと、之に從ふ。是の歲、潤淸等二十人を諸國に分ち移す。筑後權史生佐伯直繼、新羅の國牒を得て之を上り、太宰大貳藤原朝臣元

利萬侶と新羅國王と謀を通せりと告げたれば、乃ち直繼を以て檢非違使に附し、太宰府に敕して、元利萬侶及び浪人淸原宗繼・中臣年麻呂等を逮へて、京師に至らしめ、大內記安倍朝臣興行を推密告使となす。十五年、新羅の船一艘、對馬島に至りたれば、卽時に放ち卻く。十六年、金四・金五等十二人、對馬に至りたれば、速に放ち還す。三代實錄。 十七年、膺廉卒して、景文と謚す。子金晸立つ。光孝帝の仁和元年、晸卒して、憲康と謚す。弟金晃立つ三國史記・東國通鑑。 太宰府言す、新羅國使判官徐善行・錄事高興善等四十八人、船一艘に乘りて、肥後國天草郡に至りたれば、其の來由を問ひしに、答へて曰く、前年、漂蕩して、適海岸に著き、厚く官糧を賜りて、本鄉に歸ることを得たり。今、仁恩を奉謝せんと欲し、故に國牒信物を賫して來朝したりと。因て、府官に命じて檢省を加へしめしに、府官、奏して曰く、徐善行等、事を奉謝に寄せて、牒貨相兼ねたり。而るに、惟執事の省牒のみありて、國王の啓なし。其の牒、函子に納れず、紙を以て之を裹み、題して新羅國執事牒して日本國に上ると言ひ、其の上に印五字を蹈めり。謹みて先例を檢するに、事、故實に乖けり。仍て牒文幷に貨物を錄して進奏すと。敕して曰く、新羅、禍心を包藏して、邊徼を覬覦せり。須らく其の姦慝を懲し、以て重法に從ふべし。然れども、朝家、仁を好み、之を刑に措くに忍びず。因て、釋して其の首領を全くせしめん。府、宜しく速に之を發ち回すべしと。三代實錄。 四年、晃卒して、定康と謚す。女弟曼立つ。時に、弓裔・甄萱等、亂を作して、國內騷擾し三國史記。東國通鑑。 甄萱、自ら新羅西南都統指揮兵馬制置持節都督と稱せり

東國通鑑。宇多帝の寛平六年、新羅の賊船四十五艘、來りて對馬島に寇せしが、守文室眞人善友、擊ちて之を破り、賊三百餘人を射殺し、船十一艘及び甲冑・大刀・弓矢・桙楯等の物を獲たり。醍醐帝の延喜二十二年、甄萱、輝嵒をして對馬に至らしめ扶桑略記。牒を太宰府に奉りて曰く、伏して思ふに、當國の貴國を仰ぐや、禮、父事よりも敦く、情、孩提に比し、唯穀を扶け鞭を執るに甘ず。豈に深に航し險に棧するを憚らんや。而るに、質子逃遁してより、隣言矯誣して、一千年の盟約、斯に渝り、三百歳の生靈、此に到れり。春秋に云はずや、親仁善隣は、國の寶なりと、魯論語に曰く、舊惡を念はずと。是宜しく恩は含垢に深く化は慕羶を致すべし。今、專价を差はす、冀はくは、卑儀を藏め給へと。因て、太宰府に敕して牒移して曰く、都統甄公、內國亂を撥め、外主盟を守る。彼の勳賢を聞くに、孰か欽賞せざらんや。然るに、任土の琛は藩主の貢する所、朝天の禮は、陪臣、何ぞ專にせん。大匠に代りて刀を採り、庖人を慕ひて肉を割く、誠に攀龍を切ると雖も、猶相鼠を忘るゝことを嫌ふ。縱宰府忍びて金闕の前に達すとも、而も、憲臺、恐らくは玉條の下に安せん。仍表函方物は、卽ち却廻に從ふ。宜しく之を典章に稽へて疎隔に處すること莫れ。過ちて改めずんば、其の餘を如何せん。但、輝嵒、遠く花浪に疲れ、漸く葭灰に移れり。官糧を量給して、聊か歸路を資けん。今、狀を以て牒すと本朝文粹。曼卒して、眞聖と諡す。金嶢立つ。弓裔、自ら泰封と號し、甄萱、後百濟と號す。嶢卒して、孝恭と諡す。子なければ、國人、朴景暉を立てゝ王となす。卒して、神德と諡す。子朴昇英

立つ。泰封の諸將、王建を立てゝ王となし、國を高麗と稱す。弓裔、敗死す。昇英卒して、景明と諡す。朴魏膺立つ。甄萱、兵を將ゐて魏膺を攻めて之を殺す。景哀と諡す。金傅立つ（三國史記・東國通鑑。）延長七年春、新羅の船、耽羅島に至りて、海藻等の物を交易せしが、漂ひて對馬島に至りけるに、島司坂上宿禰經國、厚く賑給を加へ、檢非違使秦造滋景・通事長岑宿禰望通を遣はして、全州に送還せしめたり。甄萱、時に數十州の地を有ち、自ら大王と稱したりしが、滋景に謂て曰く、萱、宿心あり、三韓職貢の例を以て、日本國に奉ぜんと欲し、前年、已に方物を獻じ忠款を輸したり。而るに、陪臣の貢調なるを以て、卽ち回却せられたり。今、已に寡人と稱せり。是を以て、重て丹誠を陳べ、前貢を修めんと欲す。而るに今、卿等、此に至れるは、萱が幸なりと。辭色甚だ悅び、望通を留め、滋景を放ちて先歸らしめ、其の臣張彥澄をして書を經國に贈らしめ、漂民を送還せられたることを謝せり。夏、復張彥澄を遣はして來らしめ、幷に書を太宰府に贈らしめしが、彥澄、府に赴かんとするを、經國、拘へて遣らざれば、彥澄、懇に曰く、本國、化に嚮ふの情切なり。故に、重て彥澄を差はし、來りて誠款を布かしめんとす。而るに、貴府、拘へて遣らず、使人、何ぞ復命する所あらんと。經國、聽さず、人を遣はして、書を太宰府に送らしめければ、府、卽ち太政官に申しゝに、太政官、處分して、府及び島司に命じて、書を報じて之を絕たしめたり。其の略に曰く、人臣の禮、何ぞ境を踰ゆるの好あらんや。前に、頂を溺らすの危を援け、適手を授くるの惠を成しゝは、是隣好を求むるに非ず、唯人

命を重ずるが爲なるのみ。貢調の禮に至りては、藩王の修むる所、人臣の私すべきに非ず。縱千萬の面を換ふとも、何ぞ其の詞を一二にすることを得んや。爰に典法を守り、贈る所の方寄、敢て依領せず。既に却歸に從ひ、彥澄等に資粮を給ひて放ち廻すべしと扶桑略記。金傳立ちて八年、遂に高麗王王建に降りて、新羅滅びぬ三國史記・東國通鑑。是の歲、朱雀帝の承平五年なり。

譯文大日本史卷の二百三十三終

譯文大日本史卷の二百三十四

列傳第一百六十一

諸蕃三

高勾麗

高麗

高勾麗、或は高麗と稱す東富記・隋書。古の朝鮮の地なり。朝鮮の肇、未だ君長あらざりしが、神人ありて降り生れたりければ、國人、推し立てゝ君となし、檀君と曰ひ、國を朝鮮と號せり。周武王、箕子を朝鮮に封ぜしに、世を傳ふること四十一、箕準に至りて、燕人衞滿が爲に逐はれて、韓地に走りければ、衞滿、悉く朝鮮の地を有ちたり。孫衞右渠に至りて、漢武帝、之を滅し、其の地を以て郡となしければ、衞氏亡びたり。高氏は、扶餘より起りて、漸く朝鮮の地を有てり。高氏、其の先は、扶餘王金蛙より出でたり。金蛙、女子を得て、室内に閉ぢたりしに、日光に照らされて、卵を生み、男子、殼を破りて出でたるが、名けて朱蒙と曰へり。其の俗言に、朱蒙とは、善く射ることなり。朱蒙、卒本扶餘の沸流水の上に都して、國を高勾麗と號せしかば、因て高氏を姓となせり。國に、內部・東部・西部・南部・北部あり、合て五部。其の官に、大對盧・大使・小使・大相・乙相・位頭・大兄・主簿

あり三國史記・東國通鑑・隋書を參取す。是の歲、崇神帝の六十一年なり。朱蒙、遂に沸流・荇人の二國を取り、東沃沮を滅し、靺鞨を攘ひ、立ちて十九年にして死し、東明聖王と諡す。三子あり、長を沸流と曰ひ、次は溫祚。溫祚は、是百濟の始祖たり。朱蒙、嘗て北扶餘に在りて、子類利を生み、立てゝ嗣となしゝが、類利死して、瑠璃明王と號す。子無恤立つ。此の時、梁貊・蓋馬・勾茶・樂浪等を取りて、高勾麗の地寖く廣し。無恤死して、大武神王と號す。弟解邑朱立つ。死して、閔中王と號す。子解憂立ちて、暴戾なりければ、國人、之を殺して、類利が孫宮を立つ。立ちて九十餘年にして、國を弟遂成に傳へ、太祖大王と稱す。遂成立ちて、亦無道なりければ、其の臣明臨答夫、之を殺し、次大王と號す。宮が弟伯固を立つ。死して、新大王と號す。子男武立つ。死して、故國川王と號す。弟延優立つ三國史記・東國通鑑。是の歲、仲哀帝の六年なり。九年、神功皇后、西征せしに、高麗、百濟と、俱に降を請ひければ、因て內官家を定めたり日本紀。延優卒して、山上王と號す。子憂位居立ち、平壤に城きて都を移す。卒して、東川王と號す。子然弗立つ。卒して、中川王と號す。子藥盧立つ三國史記・東國通鑑。應神帝の七年、朝貢す。大臣武內宿禰、其の人を役して池を作り、因て號して韓人池と曰へり日本紀。藥盧卒して、西川王と號す。子相夫立つ三國史記・東國通鑑。二十八年秋、使を遣はして朝貢せしめたるに、表文無禮なりしかば、皇太子、怒りて、其の表を裂き破り、使者を責還せり日本紀。相夫、驕逸にして猜忌多かりければ、其の國相倉助利が爲に廢せられて、自ら縊死せしが、烽上王と號す。藥盧が孫乙弗立つ三國史記・東國通鑑。三十七年、阿知

使主・都加使主、呉に使して、途を高麗に取りけるに、高麗、久禮波・久禮志の二人をして之を送りて呉に至らしめたり。仁徳帝の十二年、使を遣はして、鐵盾・鐵的を貢せしめければ、使者を朝に宴し、羣臣の善く射るものを選びて之を射させしに、盾人宿禰、鐵的を射て之を洞きければ、高麗の使、其の精強を歎じたり日本紀。乙弗卒して、美川王と號す。子釗立つ三國史記・東國通鑑。五十八年、使を遣はして、朝貢せしむ日本紀。五十九年、百濟、平壤城を攻めしに、釗、流矢に中りて卒す。故國原王と號す。子丘夫立つ。卒して、小獸林王と號す。母弟伊連立つ。卒して、故國壤王と號す。子談徳立つ。卒して、廣開土王と號す。子臣璉立つ三國史記・東國通鑑。雄略帝の八年、高麗、新羅と好を通じて、兵一百人を遣はし、新羅を助け守りて、百濟に備へたりしに、新羅、誤りて助守の兵を殺しければ、高麗、怒りて新羅を攻めたり。新羅、救を任那の日本府に請ひしかば、膳臣斑鳩等、往きて援けて、大に高麗の軍を破れり。二十年、高麗、百濟を攻むること七日夜、遂に之を陷れて、其の王及び王妃・王子を生擒し、悉く之を殺せり七日夜以下、本書の註に百濟記を引ける。高麗の兵、請ひて其の遺衆を殲し、悉く百濟を取らんとす。臣璉曰く、百濟は、日本の官家なり、其の王、入りて朝に侍るは、四隣の共に知れる所なりと、可かずして止みぬ。二十三年、帝、末多を立てゝ百濟王となし、兵を以て其の國に衞送せしめ、別に筑紫の安致臣・馬飼臣に詔して、舟師を率ゐて高麗を討たしむ。淸寧帝の三年、使を遣はして朝貢せしむ。仁賢帝の四年、臣璉卒して、長壽王と號す。孫羅雲立つ臣璉卒す以下は、三國史記・東國通鑑に據る。六年、日鷹吉士を遣はして、高麗

高句麗

に使せしめしに、高麗、工匠須流枳・奴流枳等を獻じたり。繼體帝の十年、安定等をして朝貢せしむ日本紀。 十三年、羅雲卒して、文咨明王と號す。子興安立つ三國史記・東國通鑑。 二十五年、高麗、興安を殺す日本紀の一説に百濟本紀を引ける○按ずるに、三國史記・東國通鑑には、殺すと言はず。 弟寶延立つ三國史記・東國通鑑。 欽明帝の元年、使を遣はして朝貢せしむ日本紀。 六年、寶延卒して、安原王と號す。子平成立つ三國史記・東國通鑑。 始め、高麗王に、三夫人ありしが、正夫人は、子なく、中夫人は、其の舅氏は麤羣、小夫人は、細羣が女にして、竝に子ありき。寶延が病篤きに及びて、細羣・麤羣、各其の夫人の子を立てんことを爭ひて、大に宮門に戰ひしが、細羣敗れて、死するもの二千餘人日本紀の註に百濟本紀を引ける。 十二年、百濟、高麗を攻めて、平壤等の六郡を取りければ、高麗、新羅と連和せり。十四年、百濟王子餘昌、高麗を攻め、高麗王を東聖山の上に擊ちて之を走らす日本紀。 二十年、平成卒して、陽原王と號す。子陽香立つ三國史記・東國通鑑に、陽成に作れり。今、日本紀の一説に從ふ。 二十三年、大將軍大伴連狹手彥、高麗を討ちて之を破りしかば、高麗王陽香、墻を踰えて比津留都に走りぬ。狹手彥、兵を縱ちて其の宮に入り、七織帳・鐵屋等及び諸財物を得て歸れり。 二十六年、高麗の頭霧唎耶陛等、歸化す。三十一年、越人江渟裙代、京に詣りて奏して曰く、高麗の子船、漂ひて本國に至りしに、郡司道君、隱匿して奏せず。故に、以聞すと。詔して曰く、高麗、路に迷ひて越海に至り、風浪に辛苦せりと雖も、尙性命を全うせり。有司、宜しく山城相良郡に於て使館を築き、厚く之を供給すべしと。膳臣傾子を越に遣はして、高麗使を饗せしむ。初め、使の至りしとき、道君、自

ら國主と稱して、其の貢物を奪へり。是に至りて、傾子至りて、道君、迎拜して地に伏せしに、高麗使、具に其の狀を告げゝれば、傾子、悉く其の奪ふ所を追ひて之を還したり。三十二年、帝、不豫、尋で崩ず。是を以て、高麗、獻る物を表して未だ奏上せざりき。敏達帝位に卽きて、高麗使、表及び貢獻の物を上りければ、帝、惻然として、哀悼極て甚し。其の表は、烏羽に書きたりけるを、王辰爾、羽を飯上に蒸し、帛を以て羽に印し、悉く字を寫して之を讀みたり。高麗の大使、副使に謂て曰く、汝、我が言を用ひずして、妄に國調を分ち、輒く微者に與へしは、是汝が過なり。國王、之を聞かれなば、必ず汝を誅せられんと。副使、懼れて、大使を殺し、以て口を斷たんと欲す。大使、其の計を聞きて、衣帶を裝束し、潛に出でゝ使館の庭に立ち、旁皇して爲さん所を知らざりしに、俄に一人あり、杖を以て大使の頭を打ちて去りしが、次に一人あり、又進みて頭と手とを打ちて之を破りけるに、血流れて面に被りたれども、大使、尙動かず、立ながら其の血を拭ひたりしに、又一人あり、進みて其の腹を刺して、遂に之を殺せり。明旦、領客東漢坂上子麻呂、其の由を推問せしに、副使曰く、天皇、妻を大使に賜へり。然るに、敕に違ひて受けず、無禮滋甚し。是を以て、臣等、謀議して之を殺したりと。有司に命じて、禮を以て收め葬らしめたり。二年、高麗使、越海に至り、風に遇ひて溺死するもの多し。朝廷、其の頻に路に迷へるを疑ひ、船糧を給して發ち回し、吉備海部直難波を以て送使となしたるに、難波、風浪を畏れて行くことを欲せず、高麗の二人を執へ、海に投

じて歸り、奏して曰く、海中鯨魚多くして、船を通ずることを得ざりきと。帝、其の僞なるを識り、沒して官奴となす。明年秋、高麗使至りて、奏して曰く、臣等、去年、船人大島首磐日に從ひて、送使の船と倶に發せしが、臣等、已に還りて本蕃に至りたれども、而も、送使の舟は、今年に至れども、尚未だ來らず。故に、磐日が還るに因りて、別に臣等を差はし、送使の來らざるを問はしめたりと。帝、難波を召して之を詰問せしに、難波、對ふること能ざりしかば、帝、其の罪を數めて、遂に之を法に寘けり（日本紀）。崇峻帝の三年、陽香卒して、平原王と號す。子元立つ（三國史記・東國通鑑）。推古帝の九年、新羅、任那を攻めければ、大伴連囓を高麗に遣はし、兵を發して任那を援けしむ。十三年、皇太子及び大臣に詔して、丈六佛像を造らしめけるに、高麗王大興、之を聞きて（三國史記・東國通鑑を按ずるに、此の時、高麗王、名は元、嬰陽王と號せり。今、日本紀の文に從ひて、輙く改めず。）黄金三百兩を貢す。十八年、僧曇徵（徵を、或は徽に作れり。）法定をして入朝せしむ。二十六年、使を遣はして朝貢せしめ、因て奏して曰く、隋主、三十萬の衆を興して來り攻めしかば、即ち拒ぎて之を卻けたり。因て、隋の俘貞公・普通の二人、及び鼓吹・弩・抛石等の十事、幷に土物・駱駝を獻ずと（日本紀）。是の歳、元卒して、嬰陽王と號す。弟建武立つ（三國史記・東國通鑑）。三十三年、僧惠灌をして入朝せしむ。舒明帝の二年、宴子拔・若德等をして朝貢せしむ。皇極帝の元年、使を遣はして朝貢せしめしが、使者言ふ、去年六月、弟王子卒し、秋九月、大臣伊梨柯須彌、國王を殺し、幷に伊梨渠世斯等百八十餘人を殺し、乃ち弟王兒臧を立てゝ王となし、其の族都須流金流を以て大臣となせりと

日本紀。三國史記・東國通鑑を按ずるに、高麗の蓋蘇文、其の君建武を殺して、王姪臧を立つ。蓋蘇文、一名は蓋金、東部大人たり。計を以て諸部大人百餘人を殺し、自ら莫離支となれるが、本書と合へり。而るに、二書、此の事を以て今年十月に係けたり。本書に據るに、此の使の來れるは、今年二月に在り。而るに、去年と言へるは、疑ふべし。本書二年の文を考ふるに、曰く、太宰府言す、高麗使至ると。羣卿、相語りて曰く、高麗、己亥の年より朝せず。而るに、今年、入朝したりと。此の文に據れば、此の使の來れるは、蓋し二年に在りしならん。此に是の歳に係けたるは、疑ふらくは誤ならん。今、姑く舊文に仍りて、輙く改めず。己亥は、舒明帝の十一年なり。而るに、本書に、高麗の入貢を載せざるは、蓋し脫文ならん。

四年、高麗の學僧等言す、同學鞍作得志が高麗に在りしとき、虎を以て友となし、奇術を得て、或は枯山をして變りて青山と成し、黄地を變へて白水と作らしむ。虎、又針術及び針を授け、治めて差えざることなし。得志、常に針を以て柱の中に隱し厝きたるに。後、虎、柱を折り針を取りて去りぬ。高麗、得志が歸らんと欲するの意を知りて、之を毒殺したりと。孝德帝の大化元年、使を遣はして朝貢せしむ。是より、頻年入貢す日本紀、及び本書の一說。白雉五年、帝崩じければ、使を遣はして來り弔はしむ。齊明帝の元年、使を遣はして、入貢せしむ。二年、大使達沙・副使伊利之等をして朝貢せしめければ、膳臣葉積・坂合部連磐鍬等を遣はして報聘せしむ。五年、又入貢す。時に、使人、羆皮一張を持ちて市に鬻ぎ、價を稱して綿六十斤と曰へり。畫師子麻呂は、本高麗の人なるが、此の事を聞きて、官の羆皮七十枚を借りて席となし、同姓の使となりて來れるものを迎へて、家に宴しけるに、向に皮を鬻げるもの、大に慙ぢて歸れり。明年、乙相賀取文等一百餘人をして入貢せしむ。七年秋、唐將軍蘇定方・突厥契苾加力、水陸二路より高麗の城下に逼る。冬、高麗、使を遣はして言はしめけらく、是の冬、寒さ極めて烈しく、江水凍合せり。唐軍、雲車衝輣にて城に逼りたれば、城兵、奮戰して之を卻け、更に唐

の二壘を取り、今は、唯二塞を餘せるのみ。已に夜攻の計をなしけるに、唐軍、鋭竭き力屈し、士卒、皆膝を抱きて哭せりと。時に、齊明帝崩じ、皇太子、素服して、海表の軍政を聽きたりければ、乃ち兵を發して高麗を救ひしが、軍、百濟の加巴利濱に泊り、兵士、火を爇きたるに、灰忽ち陷りて孔となり、響ありて鳴鏑の如し。咸謂ふ、高麗・百濟、亡滅の徵なりと。壬戌歲、唐人・新羅人、高麗を攻めければ、高麗、援を乞へり。仍て、軍將を遣はして疏留城を保たしめけるに、是に由りて、唐人、其の南界を略することを得ず、新羅、其の西壘を踰えざりき。癸亥歲、唐兵、百濟を滅し、百濟王豐、逃げて高麗に至る。甲子歲、高麗の大臣蓋金死す。諸子に遺命して曰く、汝等兄弟、和すること水魚の如くして、爵位を爭ふことなかれ。若し我が言の如くせずば、則ち必ず鄰嗤とならんと。按ずるに、三國史記・東國通鑑に、蓋金が死は、丙寅歲に在るを、日本紀には、是の歲の事となせり。今、姑く之に從ふ。丙寅歲、前部能婁・乙相奄鄒をして朝貢せしむ。丁卯歲、齊明帝を小市岡上陵に葬りしに、高麗使、哀を道上に擧げたり。是の歲、蓋金が子大兄男生、出でゝ諸部を按せしに、其の二弟男建・男產、人の誘說を信じて、國內城に據り、拒ぎて納れざりければ、男生、唐に奔りて高麗を滅さんことを謀る。男建・男產及び國內城の名は、三國史記・東國通鑑に據る○按ずるに、三國史記・東國通鑑に、男生が唐に降れるを丙寅歲となしたれども、本書には、是の歲に係けたり。今、姑く之に從ふ。天智帝の元年、使を遣はして入貢せしむ。是の歲、唐將軍李勣、男生を以て鄕導となし、高麗を攻めて之を滅す。男生の名は、三國史記・東國通鑑に據る。初め、高麗の仲牟王の國を建つるや○按ずるに、仲牟は、朱蒙なり。時に言ふ、國を治むること千歲ならんと。其の母曰く、若し善く之を治めば、則ち得

べけん、若し千歳を得ずば、但當に七百年を有つべしと。是に至りて、高麗亡びしが、果して七百年の末に當れりと云ふ。四年、高麗、上部大相可婁をして朝貢せしむ〇按ずるに、東國通鑑に、高麗、已に亡び、新羅、私に高安勝を封じて高麗王となせり。其の高麗朝貢と稱せるは、蓋し是ならん。新羅、別に人を差はして、其の使を送らしむるは、以て常となす。故に、新羅使を送ることを載せず。弘文帝の元年、前部富加抃等をして朝貢せしむ。天武帝の元年、上部位頭大兄邯子・前部大兄碩子をして朝貢せしむ。三年、大兄富干・大兄多武、朝貢す。四年、後部主博博、疑ふらくは簿の誤ならん。阿干・前部大兄德富、朝貢す。七年、上部大相桓欠に〇本書富干を富于に作り、阿干を河于に作り、桓欠を桓父に作れり。今、釋日本紀に據りて之を訂す。下部大相師需婁、朝貢す。八年、南部大使卯問・西部大兄俊德、入貢す。十年、下部助有卦・婁毛切・大古昴加をして朝貢せしめしが、此より後、朝貢絶えたり日本紀〇東國通鑑を按ずるに、唐の弘道元年、新羅、高安勝を以て蘇判位となし、姓を金氏と改め、高麗、遂に絶えたり。天武帝の十一年に當れり。又文獻通考を按ずるに、具に五部の別稱を載せたるが、前部は、卽ち南部にして、後部は、卽ち北部なり。此に上部・下部と稱したるは、見る所なし。蓋し亦部中の別稱ならん。

高麗王王建、其の種姓の所出を詳にせず。其の父を隆と曰ひ、新羅の漢州松嶽郡の人なり。隆、其の國の大に亂れたるを視て、竊に三韓を幷呑せんの志ありき。隆、建を生めり。幼にして聰慧にして、奇貌ありしが、年十七、一僧あり、見て之を奇とせり。時に、弓裔・甄萱、新羅の州郡に割據して、各自ら王と稱したりしが、建、乃ち弓裔に投じたり。弓裔、建を以て鐵圓太守となしゝに、隆も、亦尋で之に歸し、金城太守となる。弓裔、國號を泰封と曰へり。其の人となり猜忌にして殺を嗜めり。是を以て、將士附かずして、遂に弓裔を逐ひ、建を推し立てゝ王となし、國を高麗と號し、遂に

新羅を滅して、悉く其の故地を有てり東國通鑑。　朱雀帝の承平七年、建、使を遣はして書を奉り日本紀略。　因て入貢せんことを請ひしに、廷議、其の請ふ所を許さずして、報牒を逐りしが經信記承暦四年。　天慶二年、使を遣はして、又之を請はしめたれども經信記。年は、日本紀略に據る。　遂に聽さず、太宰府をして其の國の廣評省に移牒せしめ日本紀略。　但商賈を通ずるの事に至りては、舊に准じて禁ぜざりき朝野羣載。日本紀略天延二年。　建死して、武立つ。死す。次に堯立ちて、死す。次に昭立つ東國通鑑。　圓融帝の天祿三年、其の國の南涼府の使、牒を齎して對馬島に至りければ日本紀略。　太宰府をして報せしむ百錬鈔。　昭死して、伷立つ。死す。次に治立つ東國通鑑。　一條帝の長德三年、其の國、使を遣はして來らしめけるに、牒文、例に乖きたれば、朝廷、其の詐謀あらんことを疑ひて報せず、緣邊の郡に命じて、豫め備へしめたり百錬鈔○按ずるに、本書に、是の冬、高麗の賊、西邊に寇し、明年、太宰府をして高麗の城を擊たしむるの文あり。紀略には、以て南蠻の賊となせり。故に書せず。　治死す。次に誦立つ東國通鑑。　長保四年、其の民、苛政に苦みて、命に堪へず、多く流亡して九州の地に投ず百錬鈔。　寬弘元年、高麗の蕃徒・芋陵島人、漂ひて因幡に至りければ雜記。高麗の蕃徒は、本朝麗藻に據り、芋陵は、東國通鑑に據る○本書に、芋陵を于陵となし、麗藻には、迂陵。今之を訂す。公任集に云く、新羅の宇流麻島人至ると。宇流麻は、卽ち芋陵島なり。　資糧を給して本國に回歸せしめたり本朝麗藻。　誦死す。次に詢立つ東國通鑑。　後一條帝の寬仁三年、女眞の賊、西邊に寇しければ、太宰權帥藤原隆家、兵を發して、擊ちて之を卻けしが、虜獲の中に、多く高麗人ありき。乃ち通事をして所由を推問せしめたるに、皆曰く、賊、初め、我が本國に寇しければ、吾が輩、出でゝ之を拒ぎたるに、返て賊の爲に虜にせられたるなりと朝野羣載・小右記。　何もなくして、高麗の商末斤達、

漂ひて筑前志摩郡に至りしが、卽ち曰く、僕、向に宋に之きて交易せり。今、將に國に歸らんとし、漂ひて貴國に至れるなりと。府司、素より虜者の言を信ぜず。斤達が至るに及びて、亦之を疑ひ、虜者と斤達とを併せて、皆之を錮禁す。初め、賊の來るや、緣海の居民、虜掠せらるゝもの多く、對馬島判官代長岑諸近、家を擧りて虜となりしが、已にして、諸近一人、脫れて還り、尋で又出亡し、二旬を經て、諸近、其の伯母及び婦女十人を率ゐて還り、島司に告げて曰く、僕、前日、家に還りしとき、竊に慮らく、老母及び眷族を棄てゝ獨存せんは、人道に乖けり。命を賊地に委ねて、母の存亡を知るに如かずと。因て、竊に禁を犯して海を渡り、而して、高麗に赴き、將に刀伊地に至らんとせしに、適高麗の通事仁禮に遭ひけるが、禮、語りて曰く、賊、初め、本國に寇しければ、有司、兵を發して之を擊ちしに、賊、逃けて日本に赴きぬ。乃ち郡縣に命じて、戰艦千餘艘を儲へ、番を分ちて賊に備へしむ。賊、復び來り侵すに及びて、襲擊して之を破り、殺獲すること算なし。但賊船中に、多く日本人あり、盡く之を收へて三百餘人を得たれば、今、將に貴國に送還せんとし、議既に定れり。卿、須らく早く國に還りて其の狀を告ぐべしと。乃ち金海府に至りて、我が邦人に就きて母の存亡を問ひしに、皆曰く、汝が家族、伯母を除くの外は、悉く海中に沒せられたりと。乃ち將に伯母と俱に還らんとせり。然れども、既已に禁を犯して海を渡りたれば、證驗なくして還ること能はず、因て、我が國の婦女十人を請ひ得たり。今、率ゐる所の女子等是なりと。島司、更に諸近が率ゐる所の女子等に就

きて之を問ひしに、女子の中に事を辨ずるもの二人あり。一は、筑前人内藏石女、一は、對馬人多治比阿古見。答へて曰く、賊、官兵と相拒ぐ間、箭に中りて死するもの相繼ぎて斷えず。乃ち轉じて高麗に至り、毎夜、陸地に上りて人物を侵掠し、晝は則ち、島嶼の間に隱れ、虜中の强壯なるものを選びて、之を船に留め、其の餘は、皆海に投ず。居ること二旬餘にして、高麗の船數百艘あり、來りて賊を擊ちしが、其の勢、甚だ猛かりしに、賊も、亦力を勵して之を防ぎたり。高麗の戰艦の制、高大にして常に異なり、屋上に層樓あり、樓上に櫓を立つること、左右各四枚、枚別に水手五六人、乘る所の兵士二十餘人、下亦檝を懸くること、左右各七八枚、儲ふる所の兵仗に鐵甲冑・鉾・鐵搭等ありて、兵士、各之を執れり。又船面に鐵を以て角を造りて、賊船を衝き破り、又大石を蓄へて、賊船を打ち破りければ、賊船覆沒して、死するもの甚だ衆かりき。賊、遂に之を防ぐこと能はずして、悉く虜掠する所の男女を取りて海に投げ、船を馳せて逃げたり。何もなくして、高麗船の漂沒を扶けたるものあり。因て、蘇息を得たるもの三十餘人、妾等、其の中に在りき。戰訖りて、妾等を送り、金海府に致しゝが、路中、各驛馬を給し、毎驛、食を給するに、皆銀器を用ひ、供給尤も豐に、有司、語りて曰く、我が國、日本を敬重す、故に、厚く汝が輩を遇するのみと。既にして、府に至れば、白布を以て衣に充て、且つ美食を給したり。府に在ること三旬許にして、長岑諸近至り、妾等十人を請ひ得て還らんとせしが、纜を解くの日、國官、命じて資糧を給し、且つ告げて曰く、近日、

當に專使を遣はして、盡く其の國人を送還すべし。汝等、先歸りて白狀すべしと。妾等、因て諸近に從ひて還れりと。島司、諸近と石女等とを併せて、之を太宰府に送りしかば、府、具に錄して官議を請ふ。議、未だ決せざるに小右記。 高麗使鄭子良、對馬に至りて、男女二百七十人を還す小右記・左經記○左經記に、或は新羅に作れるは、誤り。 廷議、子良を召して太宰府に至らしめ、事旨を詳陳せしむ。是に於て、諸近及び向に拘れし高麗人、皆釋さるゝことを得たり。始め、子良が來りし時、其の國安東護府の對島に送るの牒を持ち、即ち曰く、本國、彼の府を以て東方を鎭むるの總攝府となす。其の他、盡く府號を改めて州となし、彼の府に統屬せしむ。故に、彼の府より牒送する所なりと。廷議、以爲らく、高麗の、賊を擊ちて我が人を還せるは、實に擧國の大事なり。須らく國廳特に牒送すべし。而るに、別府、對馬に牒したれば、我も、亦當に太宰府をして移牒せしむべしと。議定る小右記。 明年、鄭子良をして本國に還らしめ、特に黃金三百兩を子良に賜ひ、且つ資糧を給して、悉く拘へたる所の高麗人を還したり日本紀略・左經記を參取す。黃金三百兩は、大鏡に據る。

詢死す。次に欽立つ。死す。次に亨立つ。死す。次に徽立つ東國通鑑。 後冷泉帝の永承六年、其の國、牒を送りて日向の女の彼の國に在りしものを還したれば百錬抄。 乃ち報牒す經信記○八幡愚童訓に云く、天喜中に、高麗、壹岐島の僧常行が母を還す。是向に刀伊の爲に虜にせられて其の國に在りしものなりと。按ずるに、其の事、相類せり。附して以て考に備ふ。 白河帝の承曆四年、商客、高麗に之きて交易し、歸るに及びて、其の禮賓省の太宰府に移すの牒及び其の獻ずる所の物を持ちて至る。牒に曰く、當省、伏して聖旨を奉じて、訪聞す。貴國、能く風疾を理療する醫人ありと。今、商客王則貞が故鄉に回歸

するに因り、便に因りて通牒し、及び王則貞が處に於て風疾の緣由を說き示せり。請ふ、彼處に上等の醫人を選擇して、來年早春、發遣到來せしめられよ。風疾を理療して、若し功効を見さば、定めて輕酬せじ。今、先華錦及び大綾・中綾各一十段、麝香一十臍を送り、王則貞に分附して、知太宰府官員處に賫し持ちて將ち去らしめ、且つ信儀に充つ。到らば、宜しく收領せらるべし。牒具に前の如し。當省奉ずる所の聖旨、備に錄して前に在り。請ふ、貴府、若し端的に能く風疾を療する好醫人あらば、發遣前來を許容し、仍て匹段麝香を收領せられよ、謹みて牒すと。續本朝文粹・朝野群載・經信記。 太宰府、上奏せしが、廷議、牒文の無禮なるを以て、太宰府をして移牒せしめ、其の信物を卻還せしめて曰く、貴國、懽盟の後、數千祀を逾え、和親の義、長く百王に垂れたり。方今、霧露を燕寢の中に犯し、醫療を蓋波の外に求め、風を望み德を想ふ、能く依依たらざらんや。抑牒狀の詞、頗る故事に睽き、處分を改めて聖旨と曰へるは、蕃王の稱すべきに非ず。遐陬に宅りて上邦に跨るは、誠に彝倫の道斁る。況や、亦商人の旅艇に託し、殊俗の單書を寄せ、執圭の使至らず、封函の禮、既に虧けたり。雙魚、猶鳳池の月に達し難し、扁鵲、何ぞ鷄林の雲に入ることを得んや。凡そ厥の方物、皆卻還に從ふ。今、狀を以て牒すと。續本朝文粹・朝野群載・水左記。 徽死す。次に運立つ。死す。次に昱立つ。國を顒に傳ふ。顒死す。次に俁立つ。死す。次に楷立つ。死す。次に晛立つ東國通鑑。 二條帝の永曆元年、百濟の金海府、對馬の島民を拘へ百鍊鈔。尋で又對馬の商人を拘ふ百鍊鈔・山槐記。 晛廢せられて、次に晧立つ東國通鑑。 後鳥羽帝の文治元

年、對馬守藤原親光、平宗盛が爲に迫られ、遁れて高麗に至りしに、高麗王、給するに食邑を以てす。既にして、源頼朝、使を遣はして、親光を迎へしめけるに、國王、命じて船三艘を艤し、珍貨を與へて送還せしむ。東鑑。 皓廢せられて、次に晫立つ。死す。次に諆立つ。廢せらる。次に祺立つ。死す。次に瞮立つ。東國通鑑。 後堀河帝の貞應二年、高麗人、漂ひて越後の寺泊浦に至りしが、東鑑。按するに、百錬鈔に、白石浦に作れり。存するもの僅に四人、船の長さ十餘丈、百錬鈔。 齎す所の弓二張、革を以て弦となし、頗る蝦夷弓に類せり。胡簶一口、大刀・刀各一柄、帶一、緒を以て之を組み、中央に銀簡あり、長さ七寸、闊さ二寸、銘四字あり、字體異樣にして讀むべからず。其の他食器類あり。東鑑。 明年、京に入りて、六角堂の側に居りしが、蓄ふる所の器物、多くは銀を用ひたれば、聚り觀るもの甚だ多かりしかば、朝廷、六波羅に命じて之を逐はしめたり。百錬鈔。 嘉祿二年、肥前の松浦黨、對馬の島氏を誘ひ、戰艦數十艘に乘りて、高麗の全羅州を侵し、人物を掠略せしに、明月記・百錬鈔。 國人、出で、戰ひければ、松浦の兵、死するもの且に半ならんとし、餘衆、銀器等の物を掠めて還りぬ。明月記。 明年、高麗使、太宰府に至りて、百錬鈔・皇帝紀鈔・東鑑脱漏。 前年の侵掠を譴めければ、少貳武藤資頼、事を具して關東に聞し、姦民九十人を捕へて之を斬り、私に報牒を送る。是に於て、朝議して曰く、高麗の牒文、無禮なりしに、資頼、官議に由らずして、島民を捕斬し、私に報牒を送りたるは、大に國體を損せり。吏に命じて其の罪を治めんと百錬鈔。事を具して關東に聞するは、東鑑脱漏に據る。 寛喜三年、筑前の鏡社の神民、高麗に至りて、夜、民家を襲ひ、器財を掠奪しければ、北條

泰時、守護に命じて犯民を捕へしむ。東鑑。　四條帝の仁治元年、高麗の牒使、對馬に至る。百練抄。平戸記。　瞮死す。次に楨立つ。東國通鑑。　龜山帝の文永五年、楨、其の臣潘阜をして書を奉り方物を獻せしめ、且つ蒙古の書を致さしむ。一代要記・帝王編年記・五代帝王物語・關東評定傳。　其の書の略に曰く、我が國、蒙古國に臣事したるが、皇帝、仁明にして、好を貴國に通ぜんと欲す。寡人、詔を奉ずるに、其の旨、嚴切なり。茲に已むことを獲ずして、某官をして皇帝の書を奉じて前め去らしむ。貴國、一介の使を遣はし、以て往きて之を觀させなば何如。貴國、商量せられよと。五代帝王物語・關東評定傳。按ずるに、二書に、高麗の書を載すること甚だ略せり。今、東國通鑑を參取す。　報せずして、太宰府より卻還す。五代帝王物語。　六年春、高麗使、蒙古使に從ひて對馬に至りしかども、納れず。帝王編年記・五代帝王物語。　秋、又金有成・高柔等をして國書及び蒙古の書を持ち來らしめ、太宰府に至りしかども、報せざりしが、高柔、奇夢に感じ、毛冠を安樂寺に奉りて去れり。關東評定傳。　八年、高麗、書を奉りて、蒙古將に來寇せんとするの狀を告げゝれば、吉續記。　西邊の將士に命じて、豫め備へしむ。島津文書。　九年、蒙古の張鐸、高麗の書を持ちて來りしかども、報せず。關東評定傳。　十一年、高麗、軍八千を以て蒙古を助け、來りて壹岐・對馬・太宰府等の處に寇す。一代要記・關東評定傳・日蓮註畫讚。高麗軍の數は、東國通鑑に據る。　是の年、楨死す。次に昛立つ。東國通鑑。　後宇多帝の建治元年、昛、其の譯語郎將徐贊等と蒙古使杜世忠等とをして倶に來らしめければ、執へて鎌倉に斬り。帝王編年記・關東評定傳。徐贊の名は、東國通鑑に據る。　乃ち緣海の郡國に命じて戰艦を造り、諸國の兵を募り、將に高麗を征せんとし島津文書・野上文書。　未だ發せざるに、弘安四年、高麗、船九百艘・軍一萬・梢工水手一萬五千・兵糧十一萬碩

を以て蒙古軍を助け、金方慶等を以て之を統べしめ、來りて鎭西に寇す。適暴風に遇ひ、人船、覆溺して、軍を亡ふこと七千餘人八幡愚童訓・日蓮註畫讚を參取す。人名軍數は、東國通鑑に據る。伏見帝の正應四年、高麗の金有成、又國書を持ちて至りしに東國通鑑。兵を用ふるの語ありければ公卿勅使參宮次第。北條貞時、之を拘留す。初め、高麗の趙彝、蒙古の爲に說きけらく、我が國通ずべし、忻都・洪茶丘等、之を誘はん。其の用ふる所の船糧軍器は、高麗に命じて幹辦せしむれども、高麗、小國にして、誅求に堪へず、公私共に苦めりと。花園帝の延慶元年、昛死す。次に璋立つ。國を燾に傳ふ。燾、禎に傳へ、禎、昕に傳ふ。昕死す。次に眡立つ東國通鑑。後村上帝の正平の初、西邊浮浪の徒、船數千艘を以て、高麗及び元の地を侵し、屢人物を掠略し、以て常となす。時に、兵亂に屬して、朝制、遠きに及ばず、能く之を禁ずることなかりしかば、數年の間、彼の緣海の郡邑、荒蕪して、民居、殆ど盡きたり太平記。六年、眡、國を顓に傳ふ東國通鑑。二十二年、顓、其の臣中請大夫前典儀金一及・千戶左右衞保勝中郎將金龍・檢校左右衞保中郎將於重文等を遣はして、國書及び元の中書省の書を持ち、攝津の兵庫津に至りて、邊民の侵害を禁ぜんことを請はしめけるに善鄰國寶記・太平記。鳩嶺雜事記を參取す。足利義滿、之を天龍寺に館せしめ、僧妙葩をして接伴せしむ善鄰國寶記・太平記・普明國師行狀を參取す。還るに及び、信物を贈答して、報書を送らず。但當時國亂に屬し、制御及ばざるを以て辭となせり太平記○按ずるに、善鄰國寶記に、以て報書を送るとなせり。蓋し義滿、自ら之に答へず、妙葩をして報書を送らしめしのみ。顓死す。次に辛禑立つ。禑は、異姓なるを、顓、嘗て己が子となしたりしが、是に至りて王となりぬ東國通鑑。後龜山帝の天授元年、其の臣羅

興儒を遣はして來聘せしめ東寺文書。海寇を禁じ且つ信を通ぜんことを請ふ東國通鑑。足利義滿、之を京師に召し東寺文書。拘留して遣らず。初め、高麗の僧の我に投ずるものありしが、興儒、因て釋されんことを請ひければ、義滿、之を聽して、本國に放ち還す。四年、復鄭夢周をして來らしめければ、九州探題今川貞世、俘掠の民數百人を放ち還す。五年、復李自庸をして來らしめければ、今川貞世、命じて其の民二百三十人を還す。元中五年、辛禑、廢せられて、子昌立つ。明年、其の諸臣、昌を江華に放ち、王氏の宗室瑤を立てゝ王となしゝに、居ること四年にして、原州に遯れしかば、其の臣李成桂、代りて王となりぬ東國通鑑。成桂は、明史に據る。後小松帝の明德三年、高麗、僧をして來らしめ、復海寇を禁じ好を結ばんことを請ひけるに、足利義滿、僧中津に命じて報書を遣らしむ。其の畧に曰く、海隅の小民、敎化を毀壞し、制敎に遵はず、實に我が君臣の恥づる所なり。當に申ねて鎭西の守臣に命じて、賊船を禁遏し、俘虜を放ち還さしむべし。其の信を通じ好を結ぶに至りては、我も亦欲する所なり。然れども、我が國の將臣、古來、海外通問の例なし、故に、直に來敎に答ふること克はず。僧をして代り報せしむ。慢禮に非ざるなりと善鄰國寶記。應永四年、高麗、國號を改めて朝鮮と曰ふ和漢合運。五年、特に使を遣はして來聘せしめて、復前請を申ねければ、足利義滿、始て其の請ふ所を聽しゝが善鄰國寶記。其の後、聘問絕えず。然れども、高氏職貢の比に非ずして、皆帥臣境外の私交なり。

譯文大日本史卷の二百三十四終

譯文大日本史卷の二百三十五

列傳第一百六十二

諸蕃四

百濟上

百濟、其の先は、扶餘種より出で、溫祚と曰へり。初め、朝鮮の箕準、燕人衞滿が爲に逐はるゝや、海に浮びて南に奔り、韓地の金馬渚に居り、自ら韓王と號して、五十餘國を統べたりしが、是を馬韓と曰ひ、大國は萬餘家、小は數千家、各長帥ありて、大なるは臣智と名け、其の次を邑借となせり。其の民、土著して種植し、蠶桑を知り、綿帛を作り、山海の間に散居して、城郭なく、土室を作り、戸を開くに上に向ひ、俗、紀綱少く、金銀錦罽を重せず、瓔珠を貴び、用ひて以て髮を飾り耳に垂る。男子は、帛袍草蹻して、性頗る勇悍、善く弓楯矛櫓を用ふ。又辰韓・弁韓あり、各十二國を統べて、馬韓に服屬せり。辰・弁の二韓は、後、新羅の爲に倂せられたり。箕氏、馬韓を有ちて、世を傳ふること亦二百年、溫祚、之を滅しゝかば、箕氏、遂に絕えたり。溫祚、其の父を高朱蒙と曰ひしが、卽ち高勾麗の始祖なり。朱蒙、始て北扶餘に在りて、子類利を生めり。後、卒本抹餘に至り、扶餘王の女を取りて、二子を生みしが、長を沸流と曰ひ、次を溫祚と曰へり。類利、已に長じて、北扶

餘より走り、卒本扶餘に至りしに、朱蒙、立てゝ太子となしければ、沸流・溫祚、之を怨みぬ。又類利が爲に容れられざらんことを懼れて、烏干・馬黎等十人と南に奔り、沸流は、彌鄒に居り、溫祚は、河南の慰禮城に居りしが、馬韓王箕氏、東北百里の地を割きて之に與へたり。溫祚、烏干等十臣を以て輔となし、國を十濟と號す。沸流、彌鄒の水土濕鹹なるを以て、安居することを得ざるに、慰禮の都邑既に定り、人民安堵せるを見て、慙恚して死しければ、其の臣民、皆慰禮に歸せり。乃ち國號を改めて百濟と曰ひ、高勾麗の先と同じく扶餘より出でたるを以ての故に、姓は扶餘氏。是の歲、垂仁帝の十二年なり。溫祚、都漢山に移りて、漢江の西北に築き、師を潛めて馬韓を襲ひ、悉く其の地を取りしが、其の官を設くるに、內臣・內頭・內法・衞士あり、其の兵官は、皆佐平一品官を以て之となせり。又達率・恩率・德率・扞率・奈率・將德・施德・固德・季德・對德・文督・武督・佐軍・振武・克虞等の官あり。溫祚死して、子多婁立つ。死す。子己婁立つ。死す。子蓋婁立つ。死す。子肖古立つ。是の歲、成務帝の三十四年なり三國史記・東國通鑑。仲哀帝の九年、神功皇后、西征せしに、肖古、新羅の已に圖籍を收めて降りたるを聞き、密に人をして其の軍勢を伺はしめしが、終に敵すべからざることを知りて、自ら營外に詣り、叩頭して曰く、願はくは、世西蕃となりて、每歲朝貢せんと。因て、其の降を受けて、內屯官家を定めたり。甲子歲、久氐・彌州流・莫古をして朝貢せしめ、途を卓淳に假りしに、其の王末錦旱岐、久氐等に謂て曰く、東方に日本國ありと聞くこと久し。願ふに、海遠くして浪嶮し

く、大船を得るに非ずば、何を以てか能く達せんと。是に於て、久氐等、歸りて船舶を具ふ。丙寅歳、斯摩宿禰〇本書の註に云く、未だ何人たることを詳にせずと。卓淳國に使して、末錦旱岐が言を聞き、仍て傔人爾波移及び卓淳人過古を遣はして、百濟王を慰勞せしめしに、百濟王肖古、大に喜びて、便ち庫府を開き、爾波移に示して曰く、我、此の珍寶を有ちて貴朝に貢せんと欲すれども、未だ路津を知らざりしに、今、使者幸に至りぬれば、我、尋で將に使を遣はして貢獻せしむべしと。厚く爾波移に贈りて、之を還したり日本紀〇按ずるに、本書に、百濟王の名を載すること、多く三國史記・東國通鑑と異なり。今、姑く本文に從ひて、敢て改めず。其の三國史記・東國通鑑の序する所の百濟の世次は、詳に下に註す。初め、神功攝政の十四年、肖古死す。仇首立つ。攝政の三十三年、死す。古尓立つ。應神の十七年、死す。責稽立つ。二十九年、死す。子汾西立つ。三十五年、汾西殺さる。比流立つ。仁德の二十二年、死す。契立つ。仁德の三十四年、死す。近肖古立つ。仁德の六十三年、死す。近仇首立つ。仁德の七十二年、死す。枕流立つ。七十三年、死す。辰斯立つ。七十九年、死す。阿莘立つ。八十五年、腆支入りて日本に質たり。履仲の六年、阿莘死す。腆支立つ。允恭の九年、死す。久尓辛立つ。允恭の十六年、死す。毘有立つ。安康の二年、毘有死す。蓋鹵立つ。二書に次でたる所の百濟の世傳、此の如くにして、甚だ日本紀と異なり。蓋鹵王已下は、皆日本紀と合へり。丁卯歳、久氐・彌州流・莫古をして朝貢せしめしが、時に、新羅の貢調使も、亦來りければ、命じて二國の貢獻物を勘校せしめたるに、新羅の貢物は、珍奇多かりけれども、百濟の貢物は、甚だ劣りたり。卽ち使者を詰問せしに、久氐等、對へて曰く、臣等、途を失ひて、沙比新羅に至りしに、新羅人に拘囚せらるゝこと三月、殆ど將に殺されんとせしを、久氐等、天を仰ぎて咒詛しければ、新羅、怖れて殺さず、我が貢物を劫奪して、己が賤物と換へ、且つ脅して曰く、若し此の事を泄さば、還らん日、必ず汝等を殺さんと。今日、幸に死せざることを得たるは、固より大國の威なりと。乃ち新羅の使を召して之を責め、復千熊長彥に詔して、新羅に如きて、其の

王を責讓せしめたり。己巳歲、荒田別・鹿我別を以て將軍となして、新羅を討たしめしに、久氐等、之に從ひて卓淳國に至りしが、荒田別等、兵少きを以て、沙白蓋盧を遣はして、軍を百濟に徵さしめければ、百濟、木羅斤資・沙沙奴跪をして精兵を領して來り會せしめ、俱に新羅を擊ちて、比自㶱・南加羅・㖨國・安羅・多羅・卓淳・加羅の七國を取り、兵を移して西のかた古奚津に至り、南蠻忱彌・多禮の二城を屠り、其の地を以て百濟に賜へり。是に於て、百濟王肖古及び其の子貴須、兵を帥ゐて、來りて荒田別等に意流村に會ひ、千熊長彥も、亦自ら新羅に使し、來りて此に會ひしが、荒田別等、師を帥ゐて還りぬ。千熊長彥、百濟王と俱に其の國に至り、辟支山に登りて盟ひ、復古沙山に登りて、與に盤石の上に坐せしが、百濟王、盟ひて曰く、草を藉きて坐となさば、恐らくは火に燒かれん。木を舖きて坐となさば、恐らくは水に流されん。故に、今盤石の上に坐せり。今より以後、千秋萬歲、常に西蕃と稱し、春秋に朝貢して、闕くることなく懈ることなからんと。乃ち久氐等をして千熊長彥に從ひて入朝せしめければ、皇太后、久氐等に問ひて曰く、海西の諸韓、既に汝が國に賜へり。今復頻に來るは何ぞやと。久氐等曰く、天朝の鴻澤、遠く覃び、吾が王、感戴に任へず。故に、朝使の還るに因りて、臣久氐を遣はして聖恩を奉謝せしむと。皇太后、悅びて、多沙城を增し賜ひぬ。明年、復久氐をして朝貢せしめしに、皇太后、千熊長彥を百濟に使はして、宣慰して曰く、朕、祗みて神祇の誨を奉じ、海西の諸韓を平定したり。今、王、克く職貢を修めて、屢忠誠を輸し、懇款至れ

り。朕、甚だ嘉尙す。乃ち千熊長彥をして往きて朕が此の意を述べしむ。王、其能く封疆を保ちて、永く好聘を敦くせよと。百濟王父子、稽顙して地に伏し、啓して曰く、大朝の鴻恩、天地より重し、何の日何の時か敢て之を忘れん。聖皇、上に在して、明なること日月の如し。今、臣、下に在りて、固きこと山岳の如し。永く西蕃となりて、世世渝ることなからんと。壬申歲秋、久氐、千熊長彥を從りて至り、七枝刀・七子鏡及び寶器數事を獻ず。久氐、奏して曰く、弊邑の西界、七日行に、谷那鐵山といふありて、鐵を產すれば、尋で當に貢獻すべしと。復奏して曰く、我が王、常に子孫を誡めて曰く、今、我が事ふる所の海東の天皇、聖恩洪大にして、海西を割きて我に賜へり。是に繇りて、我が國式て安く、社稷式て固し。汝等、能く吾が言に遵ひて、奉貢絕たずんば、死すと雖も何をか恨みんと。此の後、每歲、朝貢す。乙亥歲、肖古卒す。明年、貴須立つ。甲申歲、貴須卒す。子枕流立つ。二歲にして卒す。子阿花、年少ければ、叔父辰斯、自立して、職貢を修めず。應神帝、怒りて、紀角宿禰・羽田矢代宿禰・石川宿禰・木菟宿禰をして其の無禮を責讓せしめしに、百濟、辰斯を殺して以て謝せしかば、紀角宿禰等、阿花を立てゝ王となして歸りぬ（日本紀○三國史記に、或は阿芳に作り、東國通鑑には、阿莘に作れり。）八年、阿花立ちて、亦久しく朝貢せず。是に於て、枕彌・多禮及び峴南・支侵・谷那・東韓の地を削る。阿花、乃ち王子直支をして（日本紀の註に百濟記を引ける○按ずるに、東國通鑑に、腆支に作り、三國史記に、直支に作りて、本書と合へり。）入謝せしめしに、留りて朝に侍したり。十四年、縫衣女二人を獻ず。十五年、阿直岐をして馬二疋を獻せしめしに、阿直岐、

留りて朝に仕へたりしが、明年、王仁を徴して至りぬ。是の歲、阿花卒せしかば、帝、詔して、直支を立てゝ百濟王となし、東韓の地甘羅・高難・爾林城等を賜ひて之を遣はしゝに、直支、妹新齊都媛を遣はし、入りて後宮に侍せしめたり。直支卒して日本紀○按ずるに、本書に云く、二十五年、直支卒す、三十九年、直支、妹新齊都媛を進むと。蓋し必ず一の誤あらん。故に年を係けず。子久爾辛立ちしが、年尚幼なれば、大倭木滿致、王の母と奸淫して、甚だ枉暴なり。木滿致は、木羅斤資が子なり○按ずるに、三國史記に、木劦滿致に作れり。木羅斤資、嘗て將軍荒田別等に從ひ、新羅を討ちて功ありければ、木滿致、父の功を負みて、朝旨を受けたりと稱し、專ら任那及び百濟を制す。帝、之を聞きて大に怒り、木滿致を召す日本紀及び本書の註に百濟記を引ける。仁德帝の四十一年、紀角宿禰を百濟に遣はして、國郡の疆場を分ち定め、審に鄕土の物產を錄せしむ。時に、百濟王の孫酒君、無禮なりければ、紀角宿禰、怒りて之を讓めしに、百濟王、懼れて、鐵鎖を以て酒君を縛して、葛城襲津彥に依りて罪を謝す。襲津彥等、酒君を以て歸れり日本紀。允恭帝の十六年、久爾辛卒して、毘有立つ。安康帝の二年、毘有卒して東國通鑑。加須利君立つ日本紀○按ずるに本書の註に曰く、蓋鹵王なりと。三國史記・東國通鑑には、蓋鹵王、名は餘慶に作れり。此より已下は、三國史記・東國通鑑の載する所にして、百濟の世傳、皆日本紀と合へり。雄略帝の位に卽くや、加須利君、慕尼夫人の女池津を進めて、入りて後宮に侍せしめしに日本紀及び本書の註に百濟新撰を引ける○池津は、新撰に、適稽に作れり。池津、石川楯と姦しければ、帝、怒りて、大連大伴室屋に詔して、二人の四支を木に張り、之を燒き殺さしむ。加須利君、之を聞きて曰く、向に、女子を貢して、已に我が國名を辱かしめたり。今より采女を貢すべからずと。乃ち弟軍君に告げて○本書の註に、或は昆支君に作れり。曰く、汝、宜しく往きて日本の朝に侍るべしと。

軍君曰く、願はくは、君の侍御を賜りて後行かんと。加須利君、愛妾を以て軍君に付して曰く、此の婦、懷胎したり。子を產まば、當に速に此に送致すべしと。遂に與に辭して訣れしが、軍君、筑紫の各羅島に至りしとき、婦、兒を產みしが、名けて島君と曰ひて、即ち舟に載せて送り還したり。是を武寧王となす。百濟の人、此の島を呼びて生島と曰へり。軍君、京師に侍衞したりしが、後、五子を生めり。十九年、高麗王臣璉、百濟を攻むること七日夜、加須利君を生獲して之を殺しければ、百濟の遺衆、倉下に屯聚せしに、高麗の諸將、臣璉に謂て曰く、百濟人の心操、非常にして、每に見るものをして自失せしむ。今に乘じて之を滅さずんば、則ち、後、必ず制し難からんと。臣璉曰く、百濟の日本官家に、其の王子の常に入りて宿衞せるは、四方の知れる所なり。今、悉く之を滅さんは、是怨を大國に結ぶなれば、不可なりとし、日本紀○按ずるに、本書に、二十年に係けたり。東國通鑑等を考ふるに、乙卯歳となし、本書の註に百濟記を引きて、亦乙卯歳となせり。乙卯は十九年なること、本書に追書したり。故に、二十年に係けたり。今、之を訂す。帝、百濟の敗れたるを聞きて、久麻那利の地を以て、汶洲王に賜ふ。汶洲王は、加須利が弟なり。國人、皆云く、百濟の臣屬、已に亡びて、惟倉下の兵を餘せるのみ。今、興復せるは、實に日本天皇の再造に賴るなりと。日本紀及び本書の一說○東國通鑑に、汶洲を、或は文周に作れり。汶洲立ちて三年、其の臣解仇が爲に殺されければ、汶洲が子文斤、解仇を誅して立ちしが、三年にして、卒す三國史記・東國通鑑○按ずるに、文斤は、二書共に三斤に作れり。今、日本紀に從ふ。帝、文斤が卒したるを聞き、軍君が第二子末多が幼年にして聰慧なるを以て、立てゝ百濟王となし、帝、親しく其の頭を撫でゝ、慰諭すること殷勤、筑紫の兵五百人を以て護送せり。是を東城王

となす○按ずるに、三國史記・東國通鑑に、末多を、或は牟大に作り、或は摩牟に作れり。別に安致臣・馬飼臣等に詔して、舟師を率ゐて高麗を討たしむ。是の歲、百濟の貢賦、常歲に倍せり。清寧帝の三年、使を遣はして朝貢せしむ。顯宗帝の三年、紀大盤宿禰、任那に據りて、高麗に交通し、三韓に王たらんと欲して、官府を營脩して自ら神聖と稱して、任那の左魯那奇・他甲背等が計を用ひ、百濟の適莫爾解を爾林に殺し、帶山城を築きて、東道を拒塞しければ、末多、怒りて、領軍古爾解・內頭莫古解等を遣はして、帶山城を攻めしめしに、大磐、敗れ走りしが、佐魯那奇・他甲背等三百餘人を獲て之を殺したり。末多、稍無道なりければ、百姓、大に苦みて命に堪へざりしに日本紀。其の臣苟加が爲に殺されたり三國史記・東國通鑑。國人、加須利君が子島君を立てしが日本紀○按ずるに、三國史記・東國通鑑に、末多が子に作れるは、誤なり。日本紀の註に、百濟新撰を引きて云く、末多、無道なりければ、國人、之を除きて、武寧王諱は斯麻を立つ、昆支王子の子にして、末多が異母兄なりと。此の說、亦非なり。本書の註に云く、昆支、日本に赴くの時に、斯麻を筑紫の各羅島に產めり。故に、名けて島君と曰ふ。島・斯麻、國音通ず。其の事、前に詳なり。然らば則ち、斯麻は、蓋鹵王の子たること明なりと。此の說是なり。名を餘隆と改めたり東國通鑑。是の歲、武烈帝の三年なり日本紀。本書に、四年に係けたり。今、東國通鑑に據る○按ずるに、本書に云く、是の歲、百濟の意多郎卒すと。未だ何人たることを詳にせず。蓋し昆支が子ならん。餘隆、既に立ちて、苟加を誅し東國通鑑。六年、麻那君をして朝貢せしめけるに、朝廷、百濟の年を歷て職貢を修めざりしを以て、留めて遣らざりしが、明年、斯我君をして朝貢せしめ、并に上表して曰く、前貢調使麻那は、臣が骨族に非ず。故に、謹みて斯我をして侍衛に充てしむと。繼體帝の三年、任那の日本府に詔して、百濟の浮浪の民の、逃れて任那に在るものを括出して、之を百濟に還さしむ。六年、穗積臣押山が任に任那に赴くとき、百濟王に馬四十疋を賜ひしに、冬、使

を使はして貢調せしめけるが、斯麻、穗積臣押山に依りて、任那國の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四縣を賜らんことを請ふ。押山、爲に四縣を與ふるの便を奏せしに、大連大伴金村、其の奏を可として、遂に之を許しけるが、勾大兄皇子、後に聞きて大に悔い、日鷹吉士をして宣を改めしめて曰く、任那の官家は、胎中天皇の置き給ひし所、今日得て變革する所に非ず。而るに、議者、旨を失ひ、誤りて使者の請を許せり。故に、皇子勾大兄、某をして來りて前敕を還さんことを請はしむと。百濟の使者、啓して曰く、辱なく詔旨を奉せしに、已に下邑の請を許し給ひたれば、使臣、敢て二命を聽かずと。時人、押山・金村、百濟の賂を受けたりと言へり。明年、姐彌文貴將軍・洲利卽爾將軍、穗積臣押山に從ひて入朝し、五經博士段楊爾を貢せしに○楊を、或は陽に作れり。姐彌文貴等、奏して曰く、伴跛國、臣が本蕃の己汶の地を侵奪したり。伏して請ふらくは、天皇、幸に聖斷を垂れ給ひて、本蕃に還し賜はんことをと。秋、太子淳陀卒す○本書に、入朝の年月を闕けり。冬、百濟の姐彌文貴、新羅の汶得至、安羅の辛已奚・賁巴委佐、伴跛の既殿奚・竹汶至等を召し、諭して、己汶帶沙を以て、百濟に判ち賜はしむ。伴跛、又戢支を遣はして入朝せしめ、珍寶を獻じて、己汶の地を乞はしめたれども、許さず。是に於て、伴跛、子呑帶沙に築きて、烽候を嚴にし、以て我に備へ、又爾列・比麻・須比等に築きて、新羅に逼る。九年、文貴等が歸るとき、帝、物部某を百濟に使はし、○本書の註に百濟本紀を引きて曰く、物部至至連なりと。物部が沙都島に至れるとき、伴跛人叛きければ、物部、舟師五百を率ゐて、直に帶沙江に至り、伴跛人と戰ひて敗れ、

物部、僅に身を脱れて、汶慕羅に走れり〇本書に云く、島名なりと。明年、百濟、前部木刕不麻甲背を遣はして、物部某を己汶に迎へ勞はしむ。秋、百濟の州利卽次將軍、物部に從ひて入朝して、己汶の地を賜へることを謝す。五經博士漢人高安茂來りて、博士段楊爾に代る。復灼莫古等を遣はして、高麗使安定等を送らしむ。十七年、餘隆卒して、武寧と諡す。子明立つ。是を聖明王となす日本紀〇按ずるに、三國史記・東國通鑑に、明穠に作れり。都を泗沘に移し、國號を改めて、南扶餘と曰ふ三國史記・東國通鑑。二十三年、明、下哆利國守穗積臣押山に謂て曰く、朝貢使、毎に島曲に避け、或は風濤に遇ひ、淹留すること日久しく、賚す所の物、咸爛壞して色なし。請ふ、加羅の多沙津を賜りて朝貢の津となさんと。押山、爲に奏請しけるに、朝廷、物部伊勢連父根・吉士老をして津を以て扶餘に賜はしむ日本紀〇按ずるに、三國史記・東國通鑑に云く、明、國號を改めて扶餘と號すと。而るに、此より下、皆復百濟と書したり。日本紀に、扶餘と書したるは、始て此に見えたり。蓋し舊號に復せるならん。而るに、下皆又百濟と書したり。是に於て、加羅王、怒りて、好を新羅に結ぶ。尋で復新羅と隙あり、新羅、加羅を攻めて八城を拔く。明年、近江毛野臣をして安羅に往かしめ、新羅に敕諭して、侵す所の南加羅・㖨・己呑の地を反さしめしに、百濟、亦將軍君尹貴・麻那甲背麻鹵等を遣はし、往きて敕旨を聽かしめけるが、毛野、遠を綏ずるの才なく、新羅・百濟と禮を爭ひければ、詔命を宣べずして、任那に居ること三歲、爭訟、滋興り、人情、大に騷げり。任那の阿利斯等、厭苦して、陰に奴須久利を百濟に使はして、兵を請はしめければ、百濟、卽ち奴須久利を械めて、新羅と倶に任那を圍み、阿利斯等を責めて曰く、速に毛野を出せと。毛野、城に嬰りて固守しけるに、二國の兵、之を

圍みて月を踰えたり。天皇、毛野が使を奉ずること無狀にして、韓地を擾動せしめたることを聞き、使を遣はして徵し還さしめければ、百濟・新羅の兵、大に掠めて還りぬ。安閑帝の元年、下部脩德嫡德孫・上部都德己州己婁を遣はして朝貢せしむ。欽明帝の元年、使を遣はして朝貢せしむ。二年、百濟に詔諭して、任那の侵地を經略せしめしに、百濟王明、任那の日本府帥吉備臣〈○本書の註に云く、名闕けたりと。〉安羅人・加羅人・多羅人等を會し、議して曰く、昔、我が速古王・貴首王の世に、安羅・加羅・卓淳の旱岐等、常に使を遣はして往來し、厚く親好を結べり。是を以て、隣敵、敢て侮らざりき。今、南加羅・卓淳の二國、忽ち新羅に誑されて、自ら敗滅を取り、天皇をして震怒せしめ、任那人をして憤恨せしめたるは、是寡人が過なり。我、深く懲り自ら悔い、其の過を補はんことを思ひ、前者、下部中佐平麻鹵・城方甲背昧怒等を加羅に遣はして、任那の日本府と、相共に盟約せしめたり。爾せしより後、未だ嘗て一日も任那を建てんことを忘れず。今、又詔を奉ずるに、曰く、速に任那を建てよと。卿等、何の策ありてか以て朝旨に答へんとする。今、復新羅を徵して詔命を宣べ、以て彼が情狀を察せんかと。任那の旱岐等、答へて曰く、向者、再三新羅に告諭せしかども、而も、彼、竟に報答せざりき。今、復之を徵すとも、恐らくは益なからん。大王、宜しく使を天朝に遣はし、具に其の事を奏して、更に別に任那を建てんことを議せらるべし。然れども、任那の境、新羅と接したれば、恐らくは、旦夕、三國覆轍の禍あらんと。明曰く、三國の滅びたる所以は、新羅、强を以て之を吞みしに非

ず。其の喙・己呑は、加羅・新羅の間に介りて、連年、兵を被り、勢孤にして援絶え、任那、急に應ずることを得ざりければ、此に由りて亡されたり。其の南加羅は、蕞爾たる小國、固より自立すること能はず。其の卓淳は、上下、貳を攜へ、終に新羅の甘言を餌みて、自ら滅亡を取れり。此に由りて之を觀れば、三國の敗れたること、良に以あるなり。昔、新羅、援を高麗に乞ひて、任那・百濟を攻めたりしとき、我、卽ち防ぎて之を却けたりき。彼、二國の兵を以てすら、尙克つこと能はざりき。今、新羅、安ぞ能く獨任那を滅さんや。寡人、卿等と力を勠せ心を同じくせば、任那、復すべし。若し使人未だ廻らずんば、卒に不虞あらん。寡人、應に赴き援くべし。以て憂となすことなかれと。秋、明、河内直が〇本書註に、百濟本紀を引きて云く、加不至費直の語の訛なりと。未だ詳ならず。安羅の日本府に在りて新羅と交通せるを聞き、前部奈率鼻利莫古等を安羅に遣はして、新羅の任那執事を召し、任那執事に謂はしめて曰く、昔、我が速古王・貴主王、故旱岐等と約して兄弟となりければ、我、汝を以て子弟となし、汝、我れを以て父兄となし、共に天朝に事へて、俱に強敵を距ぎ、國を安じ家を全うし、以て今日に至れり。是の故に、厚く隣好を脩め、終始渝らざるは、是寡人が願ふ所なり。卿等、何に由りてか、輕しく浮言を信じ、忽ち舊好を渝へたるぞ。寡人、焉を恨む。蓋し聞く、人の後となるものは、能く先軌を負荷し、克く堂構を昌にし、以て前烈を成すを貴ぶと。今、卿等、奮然として咎を悔い過を悛め、追て先世和親の好を修め、敬みて天皇の詔命に順ひ、南加羅・喙・己呑等の地を復し、任那の舊貫を還附し、永く兄弟となりて、俱に大

國に奉事せんこと、是寡人が寢食に庶幾ふ所なり。夫新羅の姦計狡謀は、天下の與に知る所なり。頃聞く、卿等、其の甘言を聞きて、守備を弛解したりと。寡人、毎に卿等が爲に之を危めり。且つ竊に之を聞く、任那と新羅と會せし時、蜂蛇の妖ありきと。夫妖祥災異は、天の人に告誡する所以なり。而るに、卿等、妖の至れるを見て、以て怪となさず、禍踵ぎて知らざるは、甚だ嘆息すべし。古人の、追悔すとも及ぶことなしと云ひしは、此の謂なり。卿等、寡人が言に從ひて、大國の命を聽き、長に本土を有ちて、永く舊民を御せんは、甘言を信じて、家國を亡失し、以て人の俘虜たるに孰與ぞや。卿等、宜しく熟計審思すべしと。明、復日本府執事に謂て曰く、詔旨を奉ずるに、曰く、任那、夕に滅びなば、則ち汝が國、朝に孤とならん、宜しく任那を興建して、以て汝が援となすべしと。慰諭し給ふこと殷勤なれば、喜懼交至り、氣塞りて胸を塡め、盛旨に答ふる所以を知らず。今、退て新羅の情狀を察するに、其の志、此に止らざらん。諸君、久しく任那に在れば、亦是審にせらるゝ所ならん。天皇、新羅に敕諭して、南加羅・㖨・己呑の地を反さしめ給ふこと、但數十年のみに非ず、新羅、面に敬して唯諾せりと雖も、退きては侵地を反すの意なし。惟是甘言卑辭もて、媚を諸君に求め、朝庭に諛事せるのみにして、其の志、釁を窺ひて任那を呑噬するに在るなり。然るに、彼、猶未だ敢て動かざるは、近くは百濟に羞ぢ、遠くは天朝を懼れてなり。今、其の備なきに乘じて、其の不虞を掩はゞ、則ち新羅破るべく、任那復すべし。此の如くせば則ち、天皇の怒釋け、諸君も、亦厚く朝章

を蒙りて、身、當時に榮え、功烈、世を照さん。諸君、察せずして、輕しく甘言を信ぜば、則ち惟任那を滅すのみに非ず、永く譏を域外に遺さん。願はくは、諸君、熟之を計り、他に欺かるゝこと勿れと。明、河内直が新羅に交通せるを以て、深く之を切責し、紀臣奈率彌麻沙・中部奈率己連を遣はして、朝貢せしめ、卞韓・任那の政を奏せしむ。四年秋、前部奈率眞牟貴文・護德己州己婁等、入朝して、扶南の財物及び奴二口を獻ず。冬津守連を百濟に遣はし、詔して、百濟の置きし所の任那・卞韓の郡令・城主を罷めて、悉く日本府に屬せしめ、且つ璽書もて諭して曰く、爾、屢表奏して、當に任那を建つべしと稱すること、十數年に逮べり。而るに、猶未だ敢て興建せず。夫任那は、汝が國の棟梁たり。如し棟梁を折らば、誰か屋宇を成さんや。朕が念、茲に在り、爾、須らく早く任那を建つべし。任那建たば則ち、河内直等、自ら當に罷め歸るべしと。明、乃ち三佐平內頭諸臣を會して之を議せしに、三佐平等、對へて曰く、我が置く所の郡令・城主、卞韓に在るものは、罷むべからず。其の任那を建つるの事は、宜しく早く詔旨に從ふべしと。尋で又前詔を宣べて、羣臣に歷問せしに、上佐平沙宅己婁・中佐平木劦麻那・下佐平木尹貴・德率鼻利莫古・東城道天・木劦昧淳・國雖多・奈率燕比善那等、議して曰く、臣等、稟性愚暗にして、都て智略なし。然れども、竊に謂ふ、任那を建てんことは、宜しく早く詔を奉ずべしと。而るに、河內直。移那斯麻都等（移那斯を、或は阿賢移那斯に作り、麻都を、或は佐魯麻都に作れり。本書の註に云く、二人の名なりと。未だ詳ならず。今、本書に稱する所に從ひて之を書す。）安羅に在れば、任那、恐らくは興建し難からん。請ふ、使を遣はして、

任那執事・諸國旱岐等を召さしめ、倶に相會議して、抗表奏論すべしと。明曰く、羣臣の議、甚だ寡人が心に稱へりと。是の月、施徳高分屋をして〇或は高分に作れり。日本府及び任那執事に謂はしめて曰く、請ふ、相見て事を計らんと。日本府及び任那、答へて曰く、歳迫りたれば、當に正旦を過ぎて往きて會すべしと。五年正月、又使を遣はして之を促さしめたるに、辭するに時祭を以てしたり。百濟、又之を促しければ、日本府及び任那、皆賤者を遣はしたり。是を以て、遂に會議することを得ずして罷みぬ。百濟、更に施徳馬武・施徳高分屋等を遣はし、日本府及び任那に謂はしめて曰く、我が使、天朝より歸り、津守連名闕けたり。亦尋で至りしが、詔旨、竝に云く、卿等と謀りて早く良圖を建て、朕が望む所に副へと。又云く、其の間の事、應に審に奏聞すべしと。是を以て、三たび使介を馳せたり。而るに、尙未だ來意あらず。我、當に三月十日を以て使を天朝に遣はし、狀を具して審に奏せしめんとす。卿等も、亦各使を發して、往きて天皇の敕を聽かしめよと。又河内直を讓めて曰く、昔より唯卿が惡をのみ聞けり。任那の日に縮るは、職として汝に之由る。汝、是微なりと雖も、譬へば燎火の山野を然くが如く、急に撲滅せずんば、則ち其の災延て村邑に及ばん。卿をして此に久しからしめば、則ち唯任那を破敗せしむるのみに非ず、遂に海西の官家をして長く天闕に奉ずることを得ざらしめん。故に今、具に汝が行の惡しきを奏せんと。又日本府卿・任那旱岐に謂て曰く、夫任那を建てんことは、天皇の威を藉るに非ずんば、誰か能く之を建てん。故に、卿等と會議せんと欲したりき。而

るに、卿等、何の故に來らざりしぞと。日本府、答へて曰く、任那執事の會に赴くことを得ざりしは、此我が遣はさゞりしに由れるなり。我、向に使を遣はして朝旨を諮訪せしめしに、曰く、朝廷、印歌臣○本書の註に云く、語訛れりと。未だ詳ならず。を新羅に使はし、津守連を百濟に使はしたれば、日本府の臣等、二人の至るを待ちて詔命を聽き、自ら往くことを勞せざれと。尋で印歌臣が新羅に至れるを聞き、人をして之を問はしめしに、曰く、日本府及び任那、倶に新羅に就きて朝命を聽けと。未だ貴國に就きて聽けといふを聞かず。津守連、尋で此に至り、亦曰く、今、我が百濟に使せしは、百濟の置きし所の卞韓の郡令・城主を罷めんが爲なりと。是亦未だ貴國に就きて朝命を聽けといふを聞かず。故に、任那を抑へて遣らず、而して、亦自ら往かざりきと。百濟、奈率阿毛得文等を遣はし、上表して曰く、再び詔書を奉ずるに、當に日本府の臣及び任那の諸旱岐等と相議して、早く任那を建つべしといへり。伏して聖旨を承け、敢て暫も停らず、卽ち日本府執事○本書の註に、百濟記を引きて曰く、烏故殿臣と、蓋し的臣なり。及び任那の諸旱岐を召したり。而るに、日本府・任那、皆曰く、新年已に近きたれば、正旦を過ぎて往かんと、久しくして就かざれば、復使を遣はして之を促しゝに、對ふるに、祭祀の時至れるを以てせり。使すること三回したれども、執事・旱岐、竝に躬ら來らず、人をして代りて來らしめたり。而るに、其の人、微賤にして、與に事を議るに足らざりき。故に、卽時、之を放ち回したり。夫任那は、安羅を以て兄となし、安羅は、日本府を以て天となせり。今、的臣・吉備臣・河内直等、咸阿賢移那斯・佐魯麻都○按ずるに、吉備臣・的臣・河内直の三人は、日

本府を鎭むるものにして、名闕けたり。阿賢移那斯・佐魯麻都は、詳に上に註せり。が指撝に從ひ、敢て專決するを得ず。此の二人は、是微賤と雖も、日本府に專橫し、其の任那を抑へて遣らざりしも、亦是の二人の所爲なり。假し斯の人をして久しく安羅に在りて其の毒を逞しくせしめば、則ち任那終に滅び、海西の諸國も、亦職貢を奉ずることを得ざらん。伏して請ふ、此の二人を他處に移して、而る後、新に日本府に敕諭して、更に任那を建てんことを議せん。謹みて奈率彌麻沙・奈率己連を差はし、已麻奴跪を從へ、表を奉じて入朝し〇本書の註に云ふ、已麻奴跪は津守連なり。伏して天裁を乞はしむと。帝、答敕して曰く、的臣等〇本書の註に云く、的臣・吉備弟君臣・河内直、都て三人なりと。私に新羅に往來せるは、是朕が心に非ざるなり。曩日、印支彌〇本書の註に曰く、未だ詳ならず。阿鹵旱岐と在りし時、新羅の爲に逼られて、耕種することを得ざりしかども、卿が國、路迴にして、急を救ふこと能はざりしに、的臣が新羅に往來するに由りて、方に耕種することを得たり。此、朕が嘗て聞きし所なり。今、已に任那を建てなば、則ち移那斯・麻都、自然に當に罷め歸るべし。王、以て念を勞すること勿れと。明、復使を遣はして、上表して曰く、伏して詔旨を承け、喜懼兼懷く。是に知りぬ、新羅、奸計もて讒を構へ、朝廷の聽を誤らしめたることを。向に、我、印支彌・許勢臣を留めたる時に在りて〇本書の註に、百濟本紀を引きて曰く、我、印支彌を留めたる後、既洒臣に至りし時と。未だ詳ならず。新羅、未だ封疆を踰えて他界を侵したることあらず、安羅も、亦未だ嘗て寇至の患あらざりき。今茲春、新羅の卓淳を取るや、遂に我が久禮山の戍を驅出して之を有ち、安羅と界を分ちて耕植し、互に相侵軼せず。然るに、移那斯・麻都、過ちて疆界を侵せり。故に、彼

が爲に驅逐せられたれば、臣、時に及びて赴き援けたり。是を以て、任那、時に隨ひて耕種することを得、新羅も、亦敢て侵略を恣にすることを得ざりき。臣、又嘗て聞きけらく、新羅、春秋ごとに、多く甲兵を聚むと。或は云ふ、安羅と荷山とを襲はんと欲すと。或は云ふ、將に加羅を襲はんとすと。臣、卽ち將士を遣はして任那を助守せしめ、預め不虞に備へたり。是を以て、新羅の姦計、未だ發することを得ざるなり。然るに、奸人、誣て百濟路迴にして急に應ずることを得ず、的臣が新羅に往來するに由りて方に耕種することを得たりと奏したり。是皆奸佞の徒、邪說を構造し、天朝を欺罔せしなり。臣、切に謂らく、的臣等、安羅に在るときは、任那、興復すべきこと難からんと。伏して乞ふ、天裁、早く之が處をなし給へ。臣、又佐魯麻都を覘ふに、其の狀、甚だ常に非ず、麻都は、是韓腹の所生なりと雖も、而も、位大連に居り、日本執事の間に廁り、榮班貴盛の列に入れり。而るに今、新羅の奈麻禮の冠を著け、公然として往來し、曾て顧憚の色なし。是皆道路の視る所、其の心新羅に歸服せること、知るべきなり。臣、伏して諸國敗亡の狀を歷觀するに、皆貳心あるもの之が內應をなすに由れり。喙國・卓淳、以て鑒誡となすべし。今、麻都が心、已に新羅に歸せり。臣、任那の滅びんこと久しからざらんを恐る。任那、若し滅びなば則ち、臣が國、孤にして危からん。伏して冀はくは、玄鑒し給へ。幸に臣が微誠を察して、速に奸臣を除き、早く任那を建て給はんは、是國家の慶にして、寡人が願なりと。日本紀。帝、報ぜず日本紀の註に百濟記を引ける。百濟、復使を遣はして日本府及び任

那を召さしむ。是に於て、日本府の吉備臣、新羅の下旱岐大不孫・久取柔利、加羅の上首位古殿奚・卒麻君・斯二岐君、散半奚君が兒、多羅の二首位訖乾智・子他旱岐・久嵯旱岐等、並に百濟に赴く。明曰く、任那國、古より我と約して子弟たり。新羅、無道にして、約に背き信に違ひ、卓淳股肱の國を滅せり。寡人、常に任那の爲に仇を報い地を復し、永く兄弟となりて、共に天朝に事へんことを願ふ。而るに、良圖未だ建たず。今、我、三策あり、卿等、擇びて其の善に從へ。曾て聞きけらく、新羅・安羅兩國の境に大江ありと。吾、其の要害に據り六城を築かんと欲す。天兵三千を請ひ、城ごとに五百人をして之を守らしめ、我、別に兵士を出し、時に賊境を蹂亂して、彼をして田作せしむることを得ざらしめ、而して、其の怠疲を伺ひて之を擊たば、久禮山の五城、兵を投じて降らん。久禮山擧りなば、則ち、卓淳、從ひて復すべし。其の策一なり。南韓に郡令・城主を置かば、豈に敢て朝命に違背し、貢調の路を塞斷せんや。顧ふに、北敵、强大にして、我が國、日に微弱なり。若し郡令・城主を置かずば、則ち以て北敵を禦ぐべからず、亦以て新羅を制すべからず。故に、之を置きて、以て隣敵を防遏し、任那を屛蔽して、我、之を天朝に奏せんと欲す。其の策二なり。吉備臣・河内直・移那斯・麻都、去らずば則ち、任那は、決して建つることを得ざらん。今、抗表奏請して、此の四人を他處に移さんと欲す。其の策三なりと。吉備臣及び旱岐等曰く、大王の三策、甚だ善し。請ふ、還りて日本府の大臣及び安羅王・加羅王に諮り、倶に使を發して天朝に奏聞せんと 日本紀○按ずるに、吉備臣、會に在り、百濟王の己を追ふの策を聞きて、其の答、此の如くなるべからず。且

つ任那興建の議、本書の文理錯亂し、人名訛謬ありて、考定すべからず。姑く本文に從ひて之を書し、以て後考を待つ。

譯文大日本史卷の二百三十五終

譯文大日本史卷の二百三十六

列傳第百六十三

諸蕃五

百濟下

欽明帝の六年、春、膳巴臣提便、百濟に使す。夏、百濟王明、奈率其㥄・施德次酒をして入朝せしむ。秋、百濟、丈六の佛像を造りしが、明、自ら願文を作れり、曰く蓋し聞く、丈六の佛を造れば、功德甚だ大なりと。伏して願はくは、天皇、勝善の德を獲給ひ、天皇の彌移居國〇按ずるに。彌移居は、所謂官家なり、國音通ず。倶に福祐を蒙り、普天の下、一切衆生も、亦皆解脱を得んことを。故に、敬ひて之を造ると。七年、中部奈率己連等、蕃に還る。仍て、良馬七十疋・船一十隻を賜ふ。夏、中部奈率掠葉禮等をして貢調せしむ。八年、前部德率眞慕宣文・奈率歌麻等をして援を乞はしめ、下部東城子言、來りて、德率汶休麻那に代りて宿衞す。明年春、高麗、馬津城を圍みければ、眞慕宣文等、辭して蕃に歸りしに、詔して曰く、援兵、必ず發せん。汝、速に王に報せよと。帝、尋で使を遣はし、詔して曰く、德率宣文等が歸後、消息如何。聞く、汝が國、狛賊の爲に逼らると。宜しく任那と同じく謀りて之を禦ぐべしと。〇按ずるに、本書に、此の詔を以て六月に係けたり。今、詔文を考ふるに、當に德率宣文等が歸後、掠葉禮が入朝前に在るべし。夏、中部扞率掠葉禮等、入朝して、奏して曰く、德率宣

文等至り、祗みて恩詔を承け、喜躍勝ふることなし。今春、馬津城の役に、虜中の語を聞けるに、曰く、安羅と日本府との招來に由ると。臣、疑ひて未だ信ぜず。然れども、以て其の由る所を究めずんばあるべからず。故に、安羅及び日本府執事を召したれども來らず。是を以て、愈〻疑懼を懷けり。伏して願はくは、可畏天皇〇本書の注に曰く、西蕃、天皇を稱して可畏天皇となすと。下皆之に效へ。暫く援師を停めて、先勘當を賜へと。詔して曰く、書奏を省て之を具にす。安羅及び日本府の隣難を救はざりしは、朕が疾める所なり。其の使を高麗に通ぜりと曰ふは、朕が命ぜざる所、輕しく信ずべからざるなり。願はくは、王、襟を開き帶を緩べ、恬然として自ら安じ、深く疑懼すること勿く、宜しく前敕に依りて、任那と力を戮せ、固く封疆を守り、北敵を扞禦すべし。朕、當に若干人を發して、安羅の空間地に實つべしと。冬、百濟の爲に得爾辛に築く。十年、將德久貴・固德馬次文歸る。詔して曰く、延那斯〇延那斯は、蓋し移那斯なり。今、本文に從ひて改めず。麻都が陰に高麗に交通せることは、朕、當に勘問を加へしむべく、調へたる所の救兵は、來請に依りて之を停めんと。十一年、帝、使を遣はして高麗の兵事を問はしむ〇本書の註に、百濟記を引きて曰く、日本の使阿比多と。詔に曰く、朕、聞く、北敵强暴なりと。故に、矢三十具を賜ふ。朕、復聞く、奈率馬武は、王が股肱の臣にして、上を納め下に傳へ、能く王を輔佐すと。若し家國無事にして、永く官家を保ち、以て朕に事へんことを欲せば、宜しく毎に馬武を以て大使となして入朝せしむべしと。使還るとき、因て高麗の虜六口を獻じ、別に中部奈率皮久斤等をして狛虜十口を獻ぜしめたり。十二年春、麥種一千石を以て

百濟に賜ふ。秋、明、新羅・任那の兵を會め、高麗を伐ちて、漢城の地を獲、又軍を進めて平壤の六郡を取り、悉く故地を復せり。十三年夏、百濟・加羅・安羅、中部德率木劦今敦等を遣はし、來り奏せしめて曰く、新羅、高麗と好を通じ、謀を合せて、將に諸蕃國を滅さんとす。故に、臣等を遣はし、謹みて援師を請はしむと。冬、明、西部姫氏達率怒唎斯致契等を遣はして、釋迦佛の金銅像一軀、幡蓋・經論を獻じ、幷て上表して、流通禮拜の功德を讃して云く、是の法は、諸法中に於て、最も殊勝となす。解し難く入り難くして、周公・孔子も、尙知ること能はず。此の法、能く無量無邊の福德果報を生じ、乃至無上菩提を成辨す。譬へば、人、隨意珠を懷けば、用ふる所に逐ひて盡く情に依るが如く、此の妙法寶も、亦復然り。祈願、情に依りて乏しき所なし。且つ夫遠く天竺よりして、爰に三韓に洎ぶまで、敎に依りて奉持し、尊敬せざることなし。百濟王臣明、謹みて陪臣怒唎斯致を遣はして、帝國に傳へ奉り、畿內に流通せしめんとす。佛の記する所の、我が法果して東流なるなりと。帝、羣臣に歷問しけるに、大連物部尾輿・中臣連鎌子、奏すらく、是蕃國の神、拜すべからずと。乃ち佛像を難波堀江に投ず。是の歲、百濟、漢城・平壤を棄てたり。十四年春、上部德率科野次酒等をして救を請はしめしが、前使人中部扞率木劦今敦等、辭して蕃に還りぬ。〇按ずるに、木劦今敦、十三年の入朝に、德率なりしに、今歲の歸國に、扞率と書せるは、疑ふべし。三國史記を按ずるに、德率は四品、扞率は五品なり。本書、必ず一の誤あらん。夏、內臣〇本書の註に、名闕けたり。を遣はして、明に良馬二疋・船二隻・弓五十張・箭五十具を賜ひ、敕して曰く、援兵の數、唯、王の請ふ所のまゝにすと。別に敕して、醫・易・

暦の博士の當に交代すべきものは、還使に附して相代へ、其の卜書・暦本・藥種も、亦宜しく附送すべしと。秋、上部奈率科野・新羅下部固德汶休帶山等をして上表せしめて曰く、去年、臣等、同じく議し、內臣德率次酒・任那大夫等を遣はして、海表の諸彌移居の事を奏してより、伏して恩詔を待てること、春草の甘雨を仰ぐが如し。今年、忽ち聞く、新羅、狛と謀を通じて云く、百濟、任那と頻に日本に朝するは、是必ず兵を乞ひて我が國を伐たんとなり。如かず、日本の兵の未だ發せざるに先ちて、攻めて安羅を取り、日本の路を絶たんにはと。臣等、其の謀を聞きて、深く危懼を懷けり。故に、使を馳せて以聞す。伏して願はくは、天慈、幸に愍卹を垂れ、速に海表の彌移居國を救ひ給へ。軍衆の用ふる所の衣糧は、臣、應に辨給すべし。且つ海表の諸蕃、甚だ弓馬に乏しく、古より今に迄るまで、皆給を官庫に仰ぎたるが、今、强敵熾盛なれば、宜しく武備に資すべし。伏して垂賜を願ふと。且つ奏して曰く、的臣、天敕を奉じ、來りて臣が蕃を撫し、夙夜乾乾として、勤て庶務を修む。是に由りて、海表の諸蕃、皆其の善を稱し、謂らく、當に萬歲海表を肅清すべしと。今、不幸にして云に亡せぬ。深く用て追悼す。伏して願はくは、天慈、速に其の代を遣はし、以て任那を鎭め給へと。冬、百濟王子餘昌、國兵を將ゐて高麗を攻め、軍、夜、百合野に次りたりけるに、高麗、兵を潛めて奄ひ至り、急に鼓しければ、餘昌、大に驚きて、桴鼓相應じ、通夜、塞を固めて堅く守りしが、天曙くれば、高麗の兵、鉅野に綿亘し、飾騎五人、轡を並べて來り、呼びて曰く、兒蕃、傳へ道ふ、客あり野宿せる

を、何ぞ迎へ勞はざると。我が王、即ち下臣に命じ、來りて從者を勞ひ、敬みて尊姓年爵を問はしむと。餘昌、答へて曰く、姓は是同姓、位は是扞率、年二十九と。餘昌、問ふこと、亦前の如くして、乃ち標を立てゝ合戰せしに、百濟の兵、鉾を以て高麗の勇士を馬上に刺して之を墮し、首を斬り鉾に貫きて衆に視せば、高麗の軍將、大に怒る。百濟、勝に乘じて急鼓し、士氣益振ひ、遂に大に之を敗りしに、高麗王高平成、東聖山に走りぬ高麗王の名は、東國通鑑に據る。十五年、中部施德木劦文次等、筑紫府に至りて、救軍の數を問ひ、且つ曰く、今年の役、前よりも甚だ危し、願はくは、師出づること期を違へらるゝこと勿れと。內臣佐伯連、敕を奉じて、兵一千・馬百疋・船四十隻を許す。尋で下部扞率將軍三貴・上部奈率物部烏等をして兵を乞はしむ。德率東城子莫古、來りて東城子言に代り、五經博士王柳貴、固德馬丁安に代り、僧曇慧等九人、僧道深等七人に代り、易博士施德王道良・曆博士固德王保孫・醫博士奈率王有㥄陀・採藥師施德潘量豐・固德丁有陀・樂人施德三斤・季德己麻次・季德進奴・對德進陀、皆請に依りて之を代へたり。夏、內臣、舟師を帥ゐて百濟を援く。冬、明、下部扞率汶斯干奴を遣はして、上表して曰く、百濟王臣明及び安羅日本府臣、任那諸國旱岐等、奏す、新羅、無道にして、狛と心を同じくして、海表の彌移居を滅さんことを謀れば、臣等、危怖し、仰ぎて王師を待ちしに、六月、有至臣○按ずるに、有至臣は、即ち內臣なり。國音通ず。師を帥ゐて至れり。是に於て、上下歡喜し、便ち十二月九日を以て新羅を攻めしが、臣、先に東方令物部莫哥武連に令して、本部の兵を領して函山城○東國通鑑に、管山城に作れり。を

攻めしが、有至臣が帥ゐる所の筑紫物部莫奇・委沙奇、能く火箭を射ければ、天皇の威靈に藉りて、卽日酉時を以て、城を焚きて之を拔きたり。若し但新羅のみならば、有至臣が軍にて足りなん。彼、若し狛と勢を合せば、則ち恐らくは成功すべきこと難からん。伏して願はくは、竹斯島上の諸軍に命じて悉く赴援せしめば、則ち誠に憂ふべきことなからん。軍事、方に棘し、因て單艇を馳せて奏聞し、謹みて好錦二疋・毾㲪一領・斧三百口、虜にしたる所の新羅の男二口・女五口を獻ずと。日本紀。

餘昌、已に函山を拔き、勝に乘じて新羅を滅さんと欲せしに、耆老、諫めて曰く、天、未だ與せず、禍、將に及ばんとするを懼ると。餘昌曰く、卿等、老いたり、何ぞ怯き。我、大國に事へたれば、何の懼るゝことか之あらんと。遂に深く新羅に入りて、久陀牟羅塞を築く。明、餘昌が久しく行陣に勞れたらんを憂念し、自ら往きて慰勞せしに、新羅、明が親しく來れりと聞き、卽ち兵を發して之を圍みければ、百濟の軍、大に敗れたり。新羅の奴卒、名は苦都〇本書の註に、更名を谷智、東國通鑑には、裨將高于都力に作れり。明と遇ひけるに、苦都、再拜して曰く、苦都は賤奴なり、大王は名主なり。今、賤奴をして名主を殺さしむ。願はくは王の名を聞きて、常に心に忘るゝことなく、之を後世に傳へんと。明曰く、王の首、合に奴の手を受くべからずと。苦都曰く、我が國の法、盟ふ所に違背すれば、國王の首と曰ふと雖も、當に奴の手を受くべしと。明、胡床に踞し、天を仰ぎて大息し、涕下り、乃ち佩刀を解き、苦都に授けて、斬を受けたるが日本紀及び本書の一說。新羅、禮を以て其の首を葬り、屍を百濟に送れり日本紀の一說〇本書に云く、苦都、坎を掘りて之を埋めたりと。今、一

說に從ふ。

時に、新羅、餘昌を圍むこと急なりければ、士卒、惶駭して爲さん所を知らざりしに、筑紫國造、射を善くし、矢を發ちて雨のごとく注ぎければ、新羅の驍騎、之に中りて馬より墜ち、其の矢、鞍の前後の橋を洞し、其の餘、弦に應じて踣れざることなければ、新羅の圍兵、披靡せしが、餘昌、乃ち間に乘じて脫走することを得たり。因て、國造を褒めて鞍橋君と曰へり。新羅、窮追して之を滅さんと欲せしが、一將ありて、曰く、不可なり。日本天皇、任那の事を以て、我を憎み給ふこと已に深し。今、況や、復百濟の官家を滅さんか、必ず後の患を招かんと。故に、止りて追はざりき。明年、餘昌、弟惠を遣はして來朝せしめしに、帝、始て明が戰沒したるを聞きて震悼し、使を遣はして王子惠を津に迎へ勞はしめたり。許勢臣、王子惠に問ひて曰く、此に留らんか、將歸らんかと。惠、答へて曰く、朝廷、憐を亡國に垂れ給はゞ、賴に偏師を假り、天威に依りて以て大讐を報ぜんこと、惠が願なり。惠が去留、唯命是從はんと。蘇我臣、問ひて曰く、王、妙しく天道地理に達し、名、四方に聞えたりければ、意に謂らく、永く多福を保ちて、西藩を統領し、以て朝廷に奉ずるならんと。今、何の咎ありてか以て茲の禍を致せると。惠、答へて曰く、惠、稟性愚闇にして、大計を知らず。何況や、禍福の倚る所をやと。蘇我臣、復惠に謂て曰く、昔、大泊瀨天皇の世に在りて、汝が國、高麗の爲に攻められて、危きこと累卵よりも甚しかりしかば、天皇、神祇伯に命じて、策を神宮に受け、往きて汝が國を救はしめ給ひき。是に由りて、汝が國、靜謐にして、社稷、安寧なりければ、乃ち汝が

國に命じて其の神を祭らしめ給ひき。其の神は、則ち天地割判し、草木言語せる時、天より降りて、始て邦を建て給ひたる神なり。今、汝が國、輟めて祀らず。是を以て、禍亂、荐に興り、社稷、以て危し。今に方りて、神宮を修理し、欽みて祭祀を奉じなば、則ち、社稷、再び昌ゆべしと。餘昌、其の臣下に謂て曰く、我、出家修道して、先王の冥福に資せんと欲するは、何如と。諸臣、諫めて曰く、新羅・高麗は、共に天を戴かざるの仇なり。王子、若し出家せられなば、誰か其の仇を報い、誰か國の恥を雪がん。臣等、請ふ、爲に國民を度して、以て王子の願を遂げられよと。餘昌、之に從ひ、乃ち百人を度して、其の冥福を薦めたり。十七年、王子惠、國に歸りければ、兵仗・良馬を賜ひて之を遣り、其の從者に、皆物を賜ふこと差あり。惠等、感喜す。阿部臣・佐伯連等、筑紫の舟師を帥ゐて衞送し、別に筑紫火君〇本書の註に、百濟本紀を引きて云く、筑紫君兒火中君が弟と。に詔して、勇士一千を率ゐ、送りて彌氐津に至らしめ、以て要衝に備へたり。十八年春、餘昌、嗣ぎて立つ。是を威德王となす〇東國通鑑に云く、聖明敗死し、其の年、餘昌立つと。二十三年、大將軍紀男麻呂宿禰・副將河邊臣瓊缶、新羅を伐ち、大將軍大伴連狹手彥、兵數萬を領して高麗を伐つ。幷て百濟に詔して、策應せしめしに、狹手彥、擊ちて高麗の軍を敗りしが、瓊缶、新羅を攻め、律に失ひ功なくして歸りぬ。敏達帝の四年、昌、使をして貢獻せしむること、常例よりも多し。吉士譯語田彥を百濟に使はして、任那興復の事を計らしむ。六年、大別王、小黑吉士と、百濟を宰す〇本書の註に曰く、王人、使を三韓に奉ずるものは、自ら稱して宰と曰ふと。大別王は、所出を詳にせず、小黑は、名闕けたり。冬、大別王等、歸りしに、昌、附して經論及び僧尼・

呪禁・造佛工・造佛寺工六人を獻じたり。十二年、吉備海部直羽島を百濟に遣はして、日羅を徵しけるに、昌、日羅が才を愛して、遣ることを肯せざりければ、羽島、日羅が計を用ひて、色を盛にして宣敕して日羅を徵しけるに、昌、怖れて、恩率・德爾・余怒・歌奴知・參官・柁師・德率・次干德等をして、日羅を送りて至らしめければ、帝、大に悅びたり。恩率・參官、日羅が悉く己が國の事を言ひたりと意ひて、發するに臨み、密に德爾・余怒に命じて、後に日羅を殺さしめければ、帝、大に怒りて、德爾等を捕へ、獄に下して鞫問せしに、皆罪に伏せり。乃ち德爾を以て日羅が族に賜ひて甘心せしむ。恩率・參官、海中、風濤に遇ひて、舟船漂散せしが、恩率は、溺死したり。崇峻帝の元年、恩率首信・德率蓋文等、朝貢して、幷に佛舍利及び僧聆照等六人・寺工・鑪盤・瓦師・畫工數人を獻ず。推古帝の五年、王子阿佐、朝貢す日本紀。六年、昌卒して、第二子季明立つ東國通鑑。七年、使をして駱駝・驢各一疋・羊二頭・白雉一隻を獻せしむ日本紀。是の歲、季明卒して、惠王と謚す、長子宣立つ。是を法王となす。八年、宣卒して、子璋立つ。是を武王となす三國史記・東國通鑑。九年、新羅、任那を攻めければ、坂本臣糠手を遣はし、百濟に詔して、任那を救はしむ。十七年、百濟の僧俗八十五人、風に逢ひて肥後國葦北津に漂著しければ、難波吉士德麻呂・船史龍等をして其の國に送り還さしむ。二十年、百濟人、投化せしが、其の人、身面皆斑白なりければ、其の人に異なりたるを惡みて、之を海島に投せんと欲せしに、其の人、謂て曰く、若し臣が斑皮を惡まれなば、白斑の牛馬も、亦國に用ふべからざるか。臣、少拔あ

り、能く山岳の形を構ふと。乃ち試に須彌山の形及び呉橋を南庭に造れり。因て之に命じて路子工と曰ひ、又芝耆麻呂とも名けたり。又一人あり、味摩之と名けしが、呉樂を善くしたれば、因て少年をして之を習はしめたり。二十三年、百濟使、入唐使犬上君御田鍬等に從ひて入朝す。舒明帝の二年、恩率素子・德率武德をして朝貢せしむ。三年、璋、王子豐をして入りて朝に質たらしむ○本書に云く、義慈、王子豐璋を納れて質となすと。東國通鑑を按ずるに、今歳、武王璋立ちて三十二年なり。義慈が立ちしは、舒明の十三年に在り。本書に、義慈に作れるは、恐らくは非なり。故に、之を改む。豐璋は、舊唐書及び三國史記・東國通鑑には、單に豐に作れるを、本書、誤りて百濟王璋と王子豐が名とを以て合せて豐璋に作れるなり。今、併て之を改む。七年、達率柔等を遣はして朝貢せしむ。十年・十二年、累に朝貢す日本紀。是の歳、璋卒して、子義慈立つ三國史記・東國通鑑。皇極帝の元年春、使をして舒明帝の喪を弔はしめたれば、阿曇山背連比羅夫等、館に就きて百濟の消息を問ひけるに、使者曰く、百濟王、臣に命じて曰く、聞く、塞上、朝廷に在りて、常に不法を爲せりと。汝、歸るの日、塞上を請ひて倶に來れと。朝廷、許さず○按ずるに、本書に、又弔使傔人の語を載せて云く、去年、大佐平智積死し、又百濟の使人、崑崙の使を海に投じ、今年正月、國王の母薨じ、又弟王子兒翹岐及び其の母の妹の女子四人、內佐平岐味の高名あるもの四十餘人、海島に放たると。今、下文を按ずるに、此の後、智積、入朝し、翹岐も、亦徵されて來朝したれば、傔人の語、疑ふべし。知らず、此の事、智積が歸國後に在り、傔人の後に至るもの之を語りしが、本書を訂すもの、誤りて此に載せたるか、考ふべからず。國勝連水鷄、百濟に使し、王子翹岐を召して、阿曇山背連が家に居らしむ○按ずるに、翹岐及び智積が來りしは、何月に在ることを詳にせず。本書、恐らくは錯誤あらん。今、舊文に從ひて輙く改めず。夏、翹岐、延見せられしが、大臣蘇我蝦夷、翹岐等を畝傍邸に宴したれども、惟塞上のみ預らざりき。蝦夷、翹岐に馬一疋・鐵二十鋌を贈りたり。翹岐が兒、病死せしかば、翹岐、妻子を將ゐて、移りて百濟大井家に居り、人を遣はして、兒を石川に葬らしめたり。凡そ百濟の風俗、死

者を畏忌して、父母・兄弟・夫婦と雖も、終に自ら臨ます。新羅も亦同じ。七月、翹岐及び大佐平智積等を朝に饗し〇本書の一說に曰く、智積及び子德率某・恩率軍善と。健兒に命じて相撲はしめしが、宴罷みて、智積、出でゝ翹岐を門に拜す。百濟の質達率長福に、位小德を授け、中客已下、位を授くること各差あり。二年、達率自斯・恩率軍善をして朝貢せしめけるが、朝廷、羣大夫を難波に遣はして、貢調の例に違へるを責めしめしに、自斯等、對へて曰く、卽今備ふべしと。自斯は、達率武子が子、武子、時に朝に質たり〇武子が質たりし年、未だ詳ならず。是の歲、百濟太子餘豐〇本書に、璋の字なし。前文は、誤りて璋字を加へたること明なり。密房四枚を以て三輪山に放養したれども、終に蕃息せざりき。四年、使を遣はして朝貢せしむ。孝德帝の大化元年、佐平緣福等、朝貢し、兼て任那の調使を領せしが、緣福等に詔して曰く、昔、我が遠皇祖、百濟國を以て內官家となし、任那を以て百濟に附屬せり。其の後、三輪栗隈君東人、任那の國界を觀察し、其の方土の產する所、調賦の出づる所、具に圖籍に錄せしに、今の貢獻、闕乏する所多し。是を以て、之を卻還す。今より以後、貢獻する物は、具に出づる所の國郡の名を題せよと。又敕して、鬼部達率意斯が妻子を徵す。白雉二年・三年・四年、並に朝貢す。五年秋、朝貢し、冬、復來りて孝德帝の喪を弔ふ日本紀〇本書の一說に曰く、帝の時、三韓、每歲、朝貢せりと。齊明帝の元年、西部達率余宜受・東部恩率調信仁、朝貢す。凡て一百餘人日本紀の一說。二年、使を遣はして朝貢せしむ。西海使佐伯連栲繩・小山下難波吉士國勝、百濟より還りて、鸚鵡一隻を獻ず。三年、西海使少華下阿曇連頰垂・小山下津臣傴僂、百濟より還りて、駱駝一・驢二を獻ず

（日本紀。）六年、新羅王金春秋、師を唐に乞ひて、倶に百濟を攻む（日本紀の一說に高麗僧道顯の日本世紀を引ける。）初め、義慈立ちて二年、將軍允忠をして攻めて新羅の大邪城を拔かしめけるに、金春秋が女婿金品釋及び妻子、皆之に死せしかば、春秋、怨骨髓に入りたりしが、新羅王眞德が死するに及び、春秋、代り立ちて、厚く好を唐に結べり。時に、義慈、高麗と連和して、屢兵を出して新羅を攻めければ、金春秋、之を怨むこと益深し（三國史記・東國通鑑。）義慈、初め、孝友の聲ありて、海東曾子と稱せられたりしかども（舊唐書・三國史記・東國通鑑。）後、稍荒淫にして、夫人・妓妾、擅に國柄を弄び、賢良を誅殺し（日本紀の註に僧道顯が日本世紀を引ける〇東國通鑑を按ずるに、王、宮人と、日夜、淫酗耽樂すれば、佐平成忠、之を諫めけるに、義慈、怒りて之を囚へしが、成忠、食はずして死せりと。）國、又屢怪異ありしが（三國史記・東國通鑑。）阿曇連頰垂、百濟に使して歸り、亦云く、始に至りし時、會百濟、新羅を伐ちて還り、軍馬あり、自ら寺の金堂を繞りて、晝夜息まず、唯草を食む時、少く止りしのみと（日本紀。）是の歲七月、唐の大將軍蘇定方、舟師を率ゐて尾資津（〇東國通鑑に、徳物島に作れり。）に軍し、新羅王金春秋、馬步軍を將ゐて怒受利山に屯し、夾み攻むること三日。城陷り（日本紀の一說。）蘇定方、義慈及び其の妻恩古、太子隆・諸王十三人・大佐平沙宅千福國・辨成・孫登等を以て唐に歸る（日本紀一說に伊吉博德が書を引ける。）九月、達率沙彌覺從等、來りて難を告ぐ。百濟の西部恩率鬼室福信、任射岐山（〇本書の一說に云く、北任敍利山と。）に據り、達率餘自信（信、本進に作れり。本書の下文に據りて之を改む。）中部久麻怒利山城（〇本書の一說に云く、都都岐留山と。）に據りて、散卒を收集せしが、新羅の兵、之を攻む。時に、福信が士卒、未だ兵刃あらず、皆棓を以て戰ひ、大に新羅の軍を破りて、悉く其の兵仗器械を奪へり。是に於て、兵氣稍振ひ、遂に入りて王城

を保ちしに、國人、之に歸するもの衆し。冬、福信、佐平貴知等を遣はして援を乞はしめ、唐俘一百餘人を獻じ、幷て王子餘豐を請ひて曰く、唐人、新羅と我が疆場を蕩撹して、我が社稷を傾覆し、君臣、皆爲に虜にせられたれども、百濟、遙に天皇の威靈に賴りて、更に義徒を鳩集し、再び邦を建つることを得たり。伏して願はくは、王子餘豐を迎へて以て社稷を主らしめんと。帝、乃ち詔を下して曰く、師を乞ひ救を請ふは、之を古昔に聞き、危きを扶け絶えたるを繼ぐは、恒典に著れたり。故に、戈を枕にし膽を嘗めて、必ず拯救に資せり。今、百濟、本邦の喪亂を以て、依るところ靡く告ぐるところ靡く、窮し來りて我に歸せり。是を以て、爾將士に命じ、百道倶に進みて、雲會雷動し、倶に沙喙に集りて、其の鯨鯢を翦り、彼の倒懸を紓べしむ。其の王子餘豐は、有司、宜しく禮を備へ時を以て發遣すべしと。帝、將に筑紫に幸して救軍を遣はさんとし、乃ち先難波宮に幸して、詔して、軍器を修繕せしめたり。又駿河國に敕して、軍艦を造らしめしが、已に成りければ、挽きて績麻郊に至りしに、夜中、故なくして、艫舳、自ら反りて岸に向へり。七年春、帝、船に御して西征し、磐瀨の行宮に次る。夏、百濟の福信、使を遣はして表を奉り、王子糺解を迎へんことを請ふ○本書に、糺解來朝の文を闕けり。七月、帝崩じ、皇太子、喪服して海表の軍政を聽く。八月、前將軍大華下阿曇連比邏夫・小華下河邊百枝臣・後將軍大華下阿陪引田臣比邏夫・大山上守大石・大山上物部連熊、百濟を救ふ日本紀。九月、皇太子、織冠を以て百濟王子豐に授け、多臣蔣敷が妹を以て之に妻せ、大山下狹井連檳

榔・小山下秦造田來津をして、兵五千餘人を帥ゐて、王子豐及び其の叔父忠勝等を衞送せしめしに日本紀及び本書の一說。福信、迎拜稽首して、卽ち國政を豐に復す。壬戌歲、百濟の佐平鬼室福信に、矢十萬隻・絲五百斤・綿一千斤・布一千端・韋一千枚・稻種三千斛を賜ひ、別に豐に布三百端を賜へり。夏五月、大將軍阿曇連比邏夫等、舟師一百七十艘を率ゐて繼ぎて發せしが、詔して、豐を立てゝ百濟王となし、金策を福信に賜ひて、其の勳勞を褒奬せしに、豐及び福信、稽首して勅を奉じ、衆、皆感喜流涕したり。六月、達率萬智を遣はし入朝せしめて、恩を謝す。冬、豐及び其の臣福信、州柔城○東國通鑑に、州柔を、周留城に作れり。地名、多く本書と異なり。より移りて避城に居らんことを議せしに、秦造田來津、諫めて曰く、避城は、敵境に密邇し、一夜にして兵を行るべし。若し不虞あらば、悔ゆとも及ぶことなからんと。豐等、聽かず、遂に移りて避城に居る。明年春、達率金受をして朝貢せしむ。新羅の兵、百濟の南畔の四州を燒きて、安德等の城○東國通鑑に云く、居列・居督・沙平・德安の四城と。を陷る。是に由りて、避城、賊を去ること益近く、勢保つことを得ず、乃ち還りて州柔に居る。福信、使を遣はして、唐の俘續守言等を獻ず。三月、前將軍上毛野君稚子・間人連大蓋・中將軍巨勢神前臣譯語・三輪君根麻呂・後將軍阿陪引田臣比邏夫・大宅臣鎌柄を遣はし、兵二萬七千人を率ゐて新羅を攻めしむ。夏六月、沙鼻・奴江の二城を取る日本紀。時に、福信、權を專にして、豐と相猜みければ三國史記・東國通鑑。或、之を豐に讒せしに、豐、之を信ず續日本紀。犬上○名闕けたり。糺解を石城に見る。糺解、仍て福信が罪を語りしかば、豐、便ち之を執へて、革を以て掌を穿ちて之

を縛し、諸臣に問ひて曰く、福信、罪あり、斬るべしや不やと。達率執得曰く、此の惡逆人、合に放つべからずと。福信、執得に唾して罵りて曰く、腐狗癡奴と。豐、健兒に命じて之を斬り、其の首を醢にす。秋、新羅、豐が福信を殺せりと聞き、直に入りて州柔を取らんことを謀る。豐、將士に謂て曰く、日本將軍廬原君、健兒萬餘を帥ゐて來れり。我、當に自ら白村に往きて慰勞すべければ、卿等、固く城を守りて待てと。既にして、新羅の兵、奄ひ至りて州柔を圍み、唐將軍劉仁軌等（劉仁軌は、舊唐書・東國通鑑に據る。）船を白村江に列ぬ（○舊唐書・東國通鑑に、白江口に作れり。）日本船師の先至れるもの、唐の兵と會して利あらず、諸將、先を爭ひて進みしに、唐兵の爲に夾擊せられて、官軍敗績し、溺死するもの衆し。秦造田來津、天を仰ぎて切齒し、數十人を殺して戰死せしが、豐、高麗に走りて、州柔陷りぬ。軍民、相謂て曰く、州柔陷りたれば、事、奈何ともすることなし。百濟の名、今日に絶えたりと。乃ち其の妻子と辭訣し、氐禮城に至りて、日本軍に會す。佐平餘自信（○東國通鑑に曰く、遲受信、任存城を保つと。蓋し此の人ならんか。）達率木素貴子・谷那晉首・憶禮福留等、王師と倶に來りて、百濟、遂に滅びぬ。甲子年、百濟王義慈が子善光等を難波に置く（○續日本紀に、禪廣に作れり。）乙丑年、佐平福信が百濟に功ありしを以て、達率鬼室集斯に小錦下を授け、百濟の男女四百餘人を以て近江神前郡に置く。天智帝の元年、末都師父を遣はして朝貢せしむ（○舊唐書に曰く、唐麟德二年、百濟太子隆を以て熊津都督となして國に歸らしむ。隆、衆の携散を畏れ、逃れて唐に歸し、儀鳳中、帶方郡王に封ぜらる。隆、新羅の强きを畏れ、敢て舊國に入らず、治を高麗に寄せて死す。武氏、其の孫敬を以て王を襲がしむと。今按ずるに、百濟使は、蓋し是隆等が遣はしゝ所ならん。）二年、佐平餘自信・佐平鬼室集斯及び男女七百餘人を近江蒲生郡に移し、餘自信・沙宅紹明已下、各才

に随ひて錄用す。四年、百濟の臺久用・善羿眞子等、相繼ぎて朝貢す日本紀。善光が子孫、朝に仕へたり續日本紀。

譯文大日本史卷の二百三十六終

譯文大日本史卷の二百三十七

列傳第一百六十四

諸蕃六

任那

耽羅

任那、筑紫を去ること二千餘里、北のかた海を阻てゝ、雞林の西南に在り。崇神帝の六十五年秋、其の國、蘇那曷叱智等をして朝貢せしめしが、或は言ふ、其の人、額に角あり、始て越國笥飯浦に至りければ、因て、其の所を名けて角鹿と曰ふと。土人、問ひて曰く、何國の人ぞと。對へて曰く、意富加羅國王の子、名は都怒我阿羅斯等、又名は于斯岐阿利叱智干岐、日本國に聖皇ありと聞けり。是を以て、歸化せんとして穴門に至りしに、國人伊都都比古、紿きて曰く、吾は國王なりと。臣、其の僞なることを知りて、乃ち去り、所在に淹留し、出雲を經て此に至れりと。會 崇神帝崩じて、垂仁帝、位に卽き、阿羅斯等に詔して曰く、汝をして早く來らしめば、必ず先天皇に事へたりけんを、今、先天皇の御名を追取し、汝が國名を改めて彌摩那と曰はんと日本紀及び本書の一說○按ずるに、崇神天皇の諱は、御問城入彥、御問城・彌摩那、國音相近し。彌摩那、後に改めて任那に作れり。音亦通ず。任那王に赤絹一百匹を賜ひ、厚く阿羅斯等に賜ひて歸らしめしが、途に新羅の

爲に鈔掠せられたり。是に由りて、二國、相好からず。仲哀帝の九年、神功皇后、西征して、三韓、平底し、始て內官家を置けり。己巳歲、將軍荒田別・鹿我別、新羅を伐ちて、比自㶱・南加羅・㖨國・安羅・多羅・卓淳・加羅の七國を取る。後、又斯二岐國・卒麻國・古嵯國・子他國・散半下國・乞飡國・稔禮國を取りて、總て任那と言ひ、日本府を置きて、諸韓國を統制せしが、又別に王及び旱岐ありて、各本國を治めたり（按ずるに、任那は、三國史記・東國輿地勝覽に、所見なし。東國通鑑に曰く、牛頭といふものは、任那加良の人なりと。任那は、惟此に見えたるのみ。因て知る、古寧加羅は大伽那にして、任那たること疑なきを。東國通鑑・輿地勝覽に曰く、漢光武の建武十八年、駕洛國王金首露立つ。駕洛國、初め九子あり、曰く我刀、曰く汝刀、曰く彼刀、曰く五刀、曰く留水、曰く留天、曰く神天、曰く神鬼、曰く五天にして、各其の衆を總べ、山野に聚居して君臣の位號なし。九子、禊事を修して適金合を得、開き視るに六金卵ありて皆化して男となりければ、衆、驚きて之を異とし、始て生れたるものを立てゝ主となし、金卵に因みて金氏を姓となし、始て見はれたるを以て首露と名け、國を大駕洛と號し、又伽那と稱し、後金官と改む。餘の五人は、各五伽那主となる、曰く阿羅伽那・古寧伽那・星山伽那・大伽那・小伽那。金首露、立ちて一百五十八年にして死し、居登立つ。次は麻品、次は居叱彌、次は伊尸品、次は坐知、次は希吹、次は銍知、次は鉗知、次は仇衡、凡そ十世四百九十一年、仇衡、新羅に降ると。卽ち繼體帝の崩後壬子歲に當る。輿地勝覽に曰く、大伽那國は、始祖伊珍阿豉王より道設智王に至るまで、凡そ十六世、五百二十年、新羅の眞興王、之を滅せりと。東國通鑑に、亦言く、眞興王の二十三年、大伽那を滅すと。是の歲は、欽明帝の二十三年なれば、日本紀の欽明帝の二十三年、新羅、任那を滅すと合へり。然らば則ち、任那とは、專ら大伽那を指せるなり。卓淳・㖨國等は、詳に考ふべからず。）初め、丙寅歲、斯摩宿禰が（姓闕けたり。）卓淳國に使せしとき、其の王末錦旱岐、斯摩に告げて曰く、甲子歲、百濟人久氐・彌州流・莫古の三人、此に來りて曰く、百濟王の使臣等、日本の朝に使す。故に、來りて路を假ると。時に、海路未だ通ぜざりければ、乃ち告ぐるに實を以てしたるに、久氐、其の國に歸りて船楫を具へ、且つ曰く、貴朝の使至らば、急に相報せよと。今卽ち爲に相報ずべしと。斯摩、卽ち傔人爾波移・卓淳人過古を百濟に遣はして、其の王を慰諭せしめたり（本書の一說に、百濟記を引きて曰く、壬午歲、葛城襲津彥をして、新羅を討たしめしに、襲津彥、新羅の女帶を納れて、捨てゝ討たず反て加羅

を伐ちければ、其の王己本旱岐及び子百久氏・阿首至・國沙利・伊羅麻酒・爾汶至等、其の人民を率ゐて百濟に奔りしに、百濟、厚く之を遇せり。己本旱岐、其の妹既殿至を遣はして入朝せしめ、襲津彦が新羅の美女を納れ、反て加羅を討ちたることを告げたるに、帝、大に怒りて、卽ち木羅斤資に詔して、加羅に往きて、人民を安集し、其の社稷を復せしむと。此の說、本書と異なり。故に採らず。

應神帝の十四年、弓月君、百二十縣の人口を率ゐて歸化せんとし、新羅の爲に閼められて、人口、咸く加羅に留りければ、葛城襲津彦をして其の人口を召さしめしに、襲津彦、亦新羅の爲に遏められて、三年まで還らず。平群木菟宿禰・的戸田宿禰、詔を奉じて、加羅に至り、兵を新羅の境に觀しけるに、新羅、懼れて、襲津彦及び人口を還したり。日本紀。二十五年、大倭木滿致、朝旨を承けたりと稱して、任那に專にしければ、帝、聞きて之を徵し還す。日本紀、本書の一說に百濟記を引ける。雄略帝の七年、吉備上道臣田狹を以て任那國司となす。明年、高麗、新羅を攻めければ、新羅の使人、任那王に告げて曰く、弊邑、高麗の爲に攻められて、危きこと累卵にも過ぎたり。伏して請ふ、王、弊邑の爲に救を日本府行軍元帥に乞へと。任那王、爲に膳臣斑鳩・吉備臣小梨・難波吉士赤目子に新羅を救はんことを請ひければ、斑鳩等、往きて之を救ひ、大に高麗軍を破りて還る。顯宗帝の三年、紀大磐宿禰〇本書に、或は生磐に作れり。任那に據りて、高麗に交通し、三韓を幷呑して、官府を營建し、自ら神聖と稱せんことを欲し、任那の左魯那奇・他甲背等が計を用ひて、百濟の適莫爾解を爾林に殺し、帶山城を築き、東道を梗塞して、運糧の津を斷ちければ、百濟、兵を遣はして帶山城を攻めしに、大磐、兵食共に盡きて逃れ還りしが、百濟、左魯那奇・他甲背等三百餘人を殺せり。繼體帝の三年、任那に詔して、所在の百濟の浮浪民を括出して、百濟に返附せしむ。

六年、穗積臣押山、任那の哆唎國守となる。百濟、表して、任那の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四縣を請ひけるに、押山、奏して曰く、此の四縣は、日本府に遠隔して、百濟に近接し、雞犬別ち難し。今、百濟に賜ひ、合せて一國となさば、久全の策ならんと。大連大伴金村、奏聞せしに、朝廷、其の請を許し、物部大連麤鹿火を以て宣敕使となす。其の妻、諫めて曰く、住吉神、始て高麗・百濟・新羅・任那等を以て胎中天皇に授け給へり。故に、皇太后氣長足姬尊、大臣武內宿禰と議し、國ごとに官家を置きて、海表の藩屏となし給ひければ、其の來るや尙し。今、割きて他國に賜はゞ、恐らくは、綿世の譏あらんと。麤鹿火、其の言を然りとして、遂に疾を以て辭しければ、乃ち改めて他人に命じて之を宣賜せり。勾大兄皇子、後聞きて、大に悔い、人を遣はして宣を改めしめたれども、及ばざりき。時に、流言すらく、大伴金村・穗積押山、百濟の賂を受けたりと。七年、安羅の辛已奚及び賁巴委佐、伴跛の既殿奚及び竹紋致等を朝に徵して、己汶帶沙を以て百濟に賜ひしことを告ぐ。二十一年、近江毛野臣に詔して、兵六萬を率ゐて、新羅の侵しゝ所の南加羅・喙・己呑等の地を復して任那に屬せしむ。〇本書を按ずるに、新羅の南加羅・喙・己呑を滅しゝ年月詳ならず。時に、筑紫國造磐井叛きければ、西海の路梗りて、毛野、進むことを得ず。二十三年、加羅の多沙津を以て百濟に賜ふに、物部伊勢連父根・吉士老、使となりしが、加羅王、老に謂て曰く、多沙津は、官家を置きてより以來、臣が朝貢の津たり。然るに、更めて百濟に賜ふ。臣、未だ何の罪あることを知らずと。老等、慚恥して、敢て面に

宣賜せず、還りて大島に至り、別に錄史を遣はして、百濟に宣賜せしめしが、加羅、之を怨みて、私に好を新羅に結び〇東國通鑑を按ずるに、伽那の新羅と婚せしは、繼體帝の十六年に在りしが、此に至りて離婚せり。其の女を娶りて兒息あり。初め、新羅、女を送るとき、從者、皆本國の服を著たりしが、後、猶肯て改めざれば、阿利斯等、怒りて、之を責め還しけるに、新羅、聞きて大に羞ぢ、其の女を還さんことを請ふ。加羅の己富利知伽〇本書の註に曰く、未だ詳ならずと。曰く、已に配偶となれるに、今、何ぞ更に離別せんと。新羅、怒りて兵を發して、刀伽・古跛・布那牟羅の三城を拔き、尋で北境の五城を拔く。是の月、近江毛野臣、安羅に使し、新羅に勅諭して、南加羅・喙・己呑の地を反さしむ。安羅、高堂を新築して勅使を延きしが、安羅王、後階より昇り、國內の大人、堂に上るもの一二人、百濟・新羅の使、皆堂下に列せしに、毛野、和解の意なく、徒に自ら尊大にして、詔命を宣せず、每日、堂上に會議す。此の如きこと數月。任那王己能末多干岐〇本書の註に曰く、阿利斯等なりと。入朝し、大連大伴金村に啓して曰く、海表の諸蕃、胎中天皇の內官家を置き給ひてより、本土を棄てずして其の故に沿封せられたるに、今、新羅、屢境を踰えて來り攻む。願はくは、新羅に詔して、復侵略を恣にせしめ給ふことなかれと。金村、之を奏しければ、使を遣はして、己能末多干岐を送り、幷て毛野に詔して、速に和解を爲さしむ。毛野、新羅・百濟の二王を召せども、來らざれば、毛野、大に怒りて、詔命を宣せず。新羅、更に上臣伊叱夫禮智をして兵三千を率ゐて來らしめしに、毛野、襲はれんことを懼れて、任那の己叱己利城に入る。新羅の上臣、詔を待つこと三月なるに、毛野

が傔人、新羅の部人と、事を以て相爭ひ、伊叱夫禮智、多羅等四村の人口を掠めて去りぬ〇本書の一說に曰く、金官・背戌・安多・委陀の四村と。二十四年、任那、使をして奏言せしめけるは、毛野臣、久斯牟羅に在りて、舍宅を興造し、淹留すること二歲〇本書の一說に云く、三歲と。遂に和解の意なく、撫御、方を失ひて、諍訟荐に興りければ、乃ち誓湯を置きて、濫に人を沸湯に投じて爛死するもの相枕す。伏して願はくは、毛野臣を徵し還して、諸蕃を安輯し給へと。帝、大に怒りて、人をして之を徵さしめけるに、毛野、還ることを肯せず。任那の阿利斯等、頻に勸むれども、亦還らず。阿利斯等、密に久禮斯己母を新羅に、奴須久利を百濟に遣はして、兵を請ひけるに、二國の兵、來り圍みて月を踰ゆれども、毛野、城に嬰りて固守す。時に、調吉士、任那に使して還り、具に毛野が傲狠にして治體に閑はず、加羅を擾亂することを奏す。卽ち目頰子〇本書の註に曰く、未だ詳ならずと。を遣はして、之を徵し還しゝに、新羅・百濟の兵、騰利枳牟羅等の五城を拔きて去りぬ。宣化帝の二年、新羅、任那に寇するを以て、大伴狹手彥をして往きて任那を鎭め、且つ百濟を救はしむ。欽明帝の元年、使を遣はして貢獻す。二年夏、百濟に詔して、任那の侵地を復せしむ。是に於て、安羅の次旱岐夷呑奚・大不孫・久取柔利、加羅の上首位古殿奚・卒麻旱岐、散半奚旱岐が兒、多羅の下旱岐夷他、斯二岐旱岐が兒、子他旱岐等、任那の日本府の吉備臣〇名闕けたり。と、往きて百濟に會す。語は、百濟傳に詳なり。安羅の日本府の河內直、新羅と交通せしを、百濟王、切に之を責むれば、四年、詔して、百濟の置ける所の任那の下韓の郡令・城主を罷めて、日本府に屬したれども、百

濟、敢て郡令・城主を罷めずして、屢任那の日本府執事を召す。日本府帥、任那旱岐等を抑へて遣らざりしが、百濟の使者、三回したれば、日本府及び任那、已むことを得ずして、各微者を遣はしゝに、百濟、與に議することを得ずして之を還せり。尋で施德馬武等を遣はして、來り謂はしめて曰く、頃日、詔旨を奉じたるに、曰く、日本府の臣等と、早く良圖を建て、速に任那を復して、朕が所望に副へと。我、卿等と任那の事を議せんと欲し、往きて召すこと三次なれども、尙未だ來らず。我、三月十日を以て、使をして其の狀を奏せしめん。卿等も、亦宜しく使を發して來り會せざるの由を奏すべきなりと。別に河內直に謂て曰く、任那の日に蹙るは、職として汝に之由る。故に今當に奏請して汝を追ひ還すべきなりと。日本府、答へて曰く、本朝の使至りたれども、惟百濟の置ける所の任那の郡令・城主を罷むることを聞けるのみ、未だ百濟に就きて詔を聽くことを聞かず。故に、任那を抑へて遣らずと。百濟王、河內直等を惡み、上表して、河內直等を罷めんことを請ひけれども、朝廷、報せず。六年、百濟、中部護德菩提等を遣はして、吳財を日本府執事・任那旱岐に贈る。十二年、百濟と倶に高麗を伐つ。明年、高麗、新羅と謀を通じて、任那・百濟を攻めんと欲す。是に於て、安羅・加羅及び百濟、使を遣はして救を請ふ。二十三年春、新羅、任那を滅す。○本書の一說に曰く、二十一年任那滅ぶと。夏、詔を降し、任那を諭勵して曰く、新羅は、西羌の小醜なり、天に逆ひて無狀、我が恩義に違き、我が官家を破り、我が黎民を毒害し、我が郡縣を殘蕩す。我が氣長足姬尊、神聖聰明にして、周く天下を行

うて、羣庶を劬勞し、萬民を亭育し、新羅の窮し來れるを哀みて、之を滅すに忍びず。其の王の將に戮せられんとするの首を全うし、要害の地を授けて、非次の榮に崇め給へり。我が氣長足姫尊の新羅に於ける、何ぞ薄からん。我が百姓の新羅に於ける、何の怨かあらん、而るに今、新羅、長戟强弩もて、任那を凌蹙し、距牙鉤爪もて、含靈を殘虐し、肝を刳り趾を斮りて、其の快に厭かず、骨を曝し屍を焚きて、其の酷を謂はず。任那の君臣百姓、刀を窮め俎を極め、既に屠られ且つ膾せらる。率土の濱、共に王臣たり。人の禾を食み、人の水を飮む、豈に坐ながら之を聞くに忍びん。況や、夫の嗣子・大臣に在りては、趺蕚の親に處り、柱石の寄に當り、恩を累世に受け、身を當代に榮えしめたるを、肝を瀝ぎ膽を嘗めて、共に逆醜を誅し、天地の痛酷を雪ぎ、君父の仇讐を報ずること能はずんば、則ち臣子の道立たず、死すとも、猶遺憾あらん。勉めよやと。秋、大將軍紀男麻呂宿禰を遣はして、新羅を討ち、任那を滅すの罪を問はしむ。三十二年、帝崩ず。皇太子に遺詔して曰く、朕、疾劇しければ、後事を以て汝に屬す。汝、須らく新羅を伐ちて、任那を封建すべし。國民をして更に夫婦と作ること舊日の如くならしめば、朕、死すとも恨なからんと。敏達帝、位に卽き、皇子・大臣に詔して、任那を建てんことを議す。十三年、難波吉士木蓮子、任那に如く。十四年、帝、不豫、橘豐日皇子に詔して曰く、任那の事を忘るゝこと勿れと。崇峻帝の四年、紀男麻呂宿禰・巨勢臣比羅夫等、兵二萬餘を將ゐて新羅を討たんとし、軍、筑紫に至りしが、明年、帝、弑に遇ひて崩じたり。是

を以て、未だ發せざりしに、驛を馳せて紀男麻呂等を誡めて曰く、內亂を以て外事を怠ること勿れと。推古帝の三年、男麻呂等、筑紫より還る。八年、新羅、任那と相攻むれば○按するに、任那滅びて未だ復せざるに、今、新羅・任那の相攻むるを言へるは疑ふべし。蓋し新羅、紀男麻呂宿禰等が軍の來るを聞きて、權に任那を建てしが、男麻呂が軍還りたれば、是を以て新羅、又任那を攻めたらんか。然れども、明文なければ、詳に考ふべからず。境部臣に命じて大將軍となし、穗積臣を副將軍となし○本書の註に、二人、名闕けたり。萬餘の兵を率ゐて任那を救はしめ、新羅の五城を拔く。新羅、多多羅・素奈羅・佛智鬼・委陀・南迦羅・阿羅羅の六城を割きて服せんことを請ひければ、境部、使を遣はして上奏す。新羅も、亦使を遣はし、表を奉りて曰く、今より以後、倶に隣好を敦くして、相侵伐することなく、船柁を乾さず、每歲、必ず朝貢せんと。乃ち詔して軍を旋しけるに、新羅、又任那を侵す。明年、高麗・百濟に詔して、倶に任那を救はしむ。十八年春、喙部大舍首智買、入貢す。明年、習部大舍親智周智、朝貢す。三十一年、達率奈末智、入朝す。是の歲、新羅、任那を攻めけるに、任那、新羅に降りしかば、大臣羣卿に詔して、新羅を討たんとせしに、中臣連國曰く、任那は、元是我が內官家なるを、今、新羅、縱に兵を發して攻めて之を取れり。請ふ、師旅を戒めて、新羅を征討し、復任那を建て、以て之を百濟に附せんと。田中臣○名闕けたり。曰く、百濟は、反覆の國にして、情僞、信じ難ければ、不可なりと。是を以て、議決せず。先吉士倉下○姓闕けたり。を任那に遣はし、尋で境部臣雄摩侶等に命じて、衆數萬を帥ゐ、進みて新羅を討たしめけるに、新羅、恐怖して服せんことを請ひ、堪遲大舍○本書に、舍を倉に作れるは、誤なり。大舍は、新羅の官名。故に今、之を訂す。を以て任那の貢調使となして入

朝せしめたり。舒明帝の十年、朝貢す。皇極帝の元年、坂本吉士長兄、任那に使す。孝德帝の大化元年、百濟の貢調使、兼て任那の使を領しければ、朝廷、其の使を責めて、貢物を卻還したるに、明年、使を遣はして朝貢せしめたり。小德高向玄理、新羅に使して質子を徵し、遂に任那の調を罷めたり日本紀○按するに、中臣連國等議しけるは、任那、百濟・新羅の爲に蠶食せられて、孤立することを得ずと。故に、之を二國に附せんことを議したれども、議協はずして止み、後、之を新羅に附せり。故に、其の使、每に新羅に從ひて朝貢せしが、後改て百濟に附せしに、百濟、別に任那の使を遣はさず、己が使を以て之を兼れしめ、且つ其の貢を減じたり。故に、又之を新羅に附して、任那の別貢を停め、因て質を新羅に徵したりしか。然れども。本書に載せざる所、他に考ふる所なし。

耽羅、百濟の南海中の小島なり。繼體帝の二年冬十二月、耽羅の人、初て百濟國に通じ、齊明帝の七年夏、始て王子阿波伎等を遣はして貢獻せり。乙丑年、使を遣はして朝貢せしめ、丙寅年、王子姑如等を遣はして貢獻せしめたり。丁卯年、佐平椽磨等を遣はして貢獻せしめければ、綿十四匹・纈十九匹・緋二十四匹・紺布二十四端・桃染布五十八端・斧・鎌・刀子等を賜ひて、放ち回したり。天智帝の二年、王子久麻伎等を遣はして貢獻せしめけるに、耽羅王に、五穀の種を賜へり。天武帝の元年、王子久麻藝都羅宇麻等を遣はして、天智帝の喪を弔はしめたり。時に、天武帝、新に位に卽きしを以て、京師に入れず、太宰府に命じて、旨を諭さしめ、始て耽羅王及び使者久麻藝等に爵位を賜へり。其の爵は、大乙上、其の冠は、錦繡を以て之を飾り、其の國の佐平位に當る。筑紫より發ち回したり。三年、耽羅王姑如及び王子久麻伎、來朝せしが、四年、船一艘を賜ひて、本國に遣り歸す。五年、王子都羅を遣はして朝貢せしむ。七年、使を耽羅に遣はす。十二年、縣犬養宿禰手繦・川原連加尼、耽羅

に使す。持統帝の二年、佐平加羅を遣はし入朝せしめて、方物を獻じければ、詔して、加羅等を筑紫館に饗し、物を賜ひて放ち歸す。八年、王子佐平等を遣はして朝貢せしめけるが日本紀。其の後、新羅の爲に滅されて、朝貢絶えたり三國史記・東國通鑑。

譯文大日本史卷の二百三十七終

譯文大日本史卷の二百三十八

列傳第一百六十五

諸蕃七

渤海上

渤海、本粟末靺鞨、高麗に附きたるものなり。姓は大氏（唐書）。天智帝の元年、高麗、唐の爲に滅されたれば（日本紀）、大氏、衆を率ゐて挹婁の東牟山を保ち、城郭を築きて以て焉に居たり（唐書）。大祚榮といふものあり、驍勇にして騎射を善くせしが、高麗・靺鞨の衆、稍稍之に歸したれば、乃ち國を建てて、自ら震國王と號せり（東國通鑑）。其の地、南は新羅に接し、東は海に窮り、西は契丹（唐書）。盡く扶餘・沃沮・朝鮮の諸國を得て（唐書・東國通鑑）、延袤二千里、州縣館驛なく、處處に村里あり。大抵靺鞨の部落は、高麗人を以て村長となし、大村は都督と曰ひ、次は刺史と曰ひ、其の下を首領と曰ふ。其の土、極寒にして、水田に宜しからず、其の俗、頗る書を知れり。元明帝の和銅六年、祚榮、唐の爵命を受けて、渤海郡王となる（類聚國史）。是より、始て靺鞨の號を去りて、專ら渤海と稱したり。元正帝の養老三年、祚榮死して、子武藝立つ（唐書）。聖武帝の神龜四年、武藝、其の寧遠將軍高仁義等をして來聘せしめしが、途を失ひて蝦夷の境に至りて、仁義等、虜殺せられ、首領高齊德等八人、僅に身を脱れ、國書を齎し

て京師に入る。明年正月、帝、大極殿に御し、高齊德等、朝賀して、國書・方物を上る。其の書に曰く、武藝、啓す、山河域を異にし、國土同じからざれども、風猷を延聽して、但傾仰を增す。伏して惟みるに、大王の天朝、命を受け、日本、基を開きてより、奕葉重ね光して、本枝百世なり。武藝、忝なくも列國に當り、濫に諸蕃を摠べ、高麗の舊居を復し、扶餘の遺俗を有てり。但天涯路阻り、海漢悠悠たるを以て、音耗、未だ通ぜず、吉凶、問ふことを絶てるのみ。仁に親み援を結ばゝ、庶はくは、前經に叶はん。使を通じ隣に聘すること、今日より始めん。謹みて寧遠將軍郎將高仁義・游將軍果毅都尉德周・別將舍航婁(或は、舍那婁に作れり。)等二十四人を遣はして、狀を齎し、幷て貂皮三百張を附して奉送す。土宜、賤しと雖も、用て獻芹の誠を表す。皮幣珍に非ず、還て掩口の誚を慙づ。主理限ありて、披瞻未だ期せず。時に、音徽を嗣ぎて、永く隣好を敦くせんと。詔して、高齊德等八人に、位を授け物を賜ひ、從六位下引田朝臣蟲麻呂を以て送使となし、璽書を賜ひて曰く、天皇、敬みて渤海郡王に問ふ。啓を省て具に知りぬ、舊壤を恢復して、聿に曩好を修めんとするを。朕、以て之を嘉す。宜しく義を佩び仁を懷きて、有境を監撫すべし。滄波隔ると雖も、往來を斷たざらん。便ち首領高齊德が還るに因りて、書幷に信物、綵帛十疋・綾十疋・絁二十疋・絲一百絇・綿二百屯を附し、仍て送使を差はし、發遣して鄉に歸す。漸く熱し、想ふに平安ならんと(續日本紀。)武藝死して、子欽茂立つ。是の歲、聖武帝の天平九年なり(舊唐書。)十一年、遣唐判官平羣朝臣廣成、唐より還り、海中風に遇ひて崑崙に至り、

轉じて復唐に至り、途を渤海に取りしに、欽茂、其の若忽州都督忠武將軍胥要德・雲麾將軍己珍蒙等をして廣成を送らしめけるが、海中、復風に遇ひ、胥要德が船覆りて、溺死し、廣成、己珍蒙等と京師に入る。己珍蒙、其の國書を上りて曰く、欽茂○本書に、欽茂を、欽武に作れるは、誤なり。啓す、山河杳絕し、國土敻遙なれば、風猷を佇望して、唯傾仰を增すのみ。伏して惟みるに、天皇の聖殿、至德遐く暢び、奕葉重ね光して、澤、萬姓に流ぶ。欽茂、忝なくも祖業を繼ぎて、濫に總ぶること始の如く、義洽く情深く、毎に隣好を修めんとす。今、彼の國の使朝臣廣成等、風潮の便を失ひ、漂落して此に投ぜり。毎に優賞を加へ、來春を待ちて發回せんと欲したるに、使等、年に及びて歸り去らんことを苦請し、訴詞至て重く、隣義輕きに非ず。因て、行資を備へて、卽ち發遣を爲す。仍て、若忽州都督胥要德等を差はして使に充て、廣成等を領して、彼の國に送らしめ、幷て大蟲皮・羆皮各七張・豹皮六張・人參三十斤・蜜三升を附して進上す。彼に至らば、請ふ、檢領し給へと。明年、己珍蒙を朝堂に宴して、位を授くること差あり。欽茂に、絁三十疋・絹三十疋・絲一百五十絇・調綿三百屯を賜ひ、己珍蒙等に、絁二十疋・絹十疋・絲五十絇・調綿二百屯を賜ひ、其の餘、物を賜ふこと各差あり。大使胥要德に從二位を、己閼棄蒙に從五位下を贈り、幷に調布一百十五端・庸布六十端を賻せり。帝、中閤門に御し、己珍蒙、本國の樂を奏し、外從五位下大伴宿禰犬養をして報聘せしむ。十八年、渤海の鐵利總て一千一百餘人、化を慕ひて來り歸せしが、出羽國に安置し、衣糧を給して放ち還す。孝謙帝の天平勝寶四

年、欽茂、其の輔國大將軍慕施蒙等七十五人をして來朝せしめけるが、明年夏、京師に入る。慕施蒙等、拜朝して、信物を貢し、奏して曰く、渤海王言す、日本照臨天皇の朝、使命を賜はざること、已に十餘年を經たり。是を以て、慕施蒙等を遣はし、國の信物を賫して、闕廷に奉獻せしむと。慕施蒙等を朝堂に宴し、位を授け祿を賜ふこと各差あり。璽書もて報じて曰く、天皇、敬みて渤海國王に問ふ。朕、寡德を以て、虔みて寶圖を奉じ、黎民を亭育し、八極に照臨す。王、海外に僻居して、遠く入朝せしむ。丹心至明、深く嘉尚すべし。但來啓を省るに、臣の名を稱することなし。仍て、高麗の舊記を尋ぬるに、高氏の上表文に云く、親は是兄弟、義は則ち君臣と、或は援兵を乞ひ、或は踐祚を賀し、朝聘の恒式を修め、忠款の懇誠を効せり。故に、先朝、其の貞節を善し、待つに殊恩を以てし、榮命の隆なること、日に新にして絕ゆることなかりき。惟王の知る所、何ぞ一二言するの暇あらんや。是に由りて、先回の後、既に敕書を賜へり。何ぞ其今歲の朝に、重て上表なき。禮を以て進退するは、彼此共に同じ、季夏、甚だ熱し、頃恙なしや。使人、今還らんとす。往意を指宣し、幷て物を賜ふこと別の如しと。天平寶字二年、小野朝臣田守等、渤海に使して歸りしが、渤海、其の輔國將軍木底州刺史兵署少正開國公楊承慶等二十三人をして來朝せしめしに、明年、京師に入りければ、帝、軒に臨む。楊承慶等、方物幷に國書を獻じて曰く、高麗國王大欽茂言す○按ずるに、此より前は皆渤海と稱し、此に至りて、高麗と稱す。蓋し欽茂、一時舊號を稱せしならん。承聞するに、日本照臨八方聖明皇帝に在りては、天宮に登遐し給へりと。攀號感慕して、默止

すること能はず。是を以て、輔國將軍楊承慶・歸德將軍楊泰師を差はし、表文幷に常貢物を齎して入朝せしむと。大使楊承慶に正三位を、副使楊泰師に從三位を、判官馮方禮に從五位下を授け、其の餘、位を授け物を賜ふこと差あり。太保藤原惠美押勝、請ひて、楊承慶等を田村亭に宴す。敕して、綿一萬屯及び女樂を賜ひて之に賚し、高麗王に敕書を賜ひて曰く、天皇、敬みて高麗國王に問ふ。楊承慶等をして遠く滄海を渉りて國哀を來り弔はしめたるは、誠素慇懃にして、深く酷痛を增す。但時に隨ひて禮を變ずるは、聖哲の通規なれば、吉に從ひ新を履みて、更に餘事なし。兼て復貽る所の信物は、數に依りて之を領せり。即ち還使に因りて土毛絹三十疋・絁三十疋・絲二百絇・綿三百屯を相酬い、殊に爾が忠を嘉し、更に加へて錦四疋・兩面二疋・纈羅四疋・白羅十疋・彩帛三十疋・白綿一百帖を優賜す。物は輕尠なりと雖も、思を寄することは、良に深し。至らば宜しく並に納むべし。國使附來せんに、船の駕去するものなし。仍て單使を差はして、本蕃に送還せしめ、便ち彼の鄕より唐國に達り、前年入唐の大使藤原清河を迎へしめんと欲すれば、宜しく相資くべし。餘寒、未だ退かず、想ふに、王、常の如くならん。遣書、指多からずと。是より先、遣唐大使藤原朝臣清河、唐に留りて還らざりければ、是に至りて、外從五位下高元度を以て迎入唐大使使となし、內藏忌寸全成を副となして、楊承慶と倶に發せしむ。欽茂、唐國安史の亂未だ平がざるを以て、殘害を被らんことを恐れ、仍て使を差はし、元度を唐に送りて清河を迎へしめ、復輔國大將軍玄菟州刺史兼押衙官開國公

高南申を差はして、全成を送り還さしめければ、明年、帝、軒に臨みしに、高南申、方物を獻じ、奏して曰く、國王大欽茂言す、日本朝の遣唐大使藤原朝臣清河が上表幷に常貢物を獻ぜんが爲に、輔國大將軍高南申等を差はして入朝せしむと。帝、厚く優勞して、大使高南申に正三位を、副使高興福に正四位下を、判官李能本等に從五位下を授け、國王に絁三十疋・美濃絁三十疋・絲二百約・調綿三百屯を賜へり。六年、紫綬大夫行政堂左允開國男王新福等をして朝貢せしめければ、物を賜ひて放ち回せり續日本紀。是の歲、唐、欽茂が爵を進めて渤海國王となせり唐書。光仁帝の寶龜二年夏、青綬大夫壹萬福等三百二十餘人、出羽國に至りければ、敕して、常陸國に置き、冬、壹萬福等四十餘人を徵して、元會に預からしたり。明年正月、帝、軒に臨み、壹萬福、方物を貢したるに、表文無禮なりしかば、壹萬福等を責問して、表函幷に貢物を卻還す。壹萬福、謝して曰く臣たるの道、君命に違はず。臣等、封函を誤らず、伏して以て奉進せり。今違例となして、表函を返卻し給ふ。萬福等、誠に深く憂悚して復命する所を知らず。君は、彼是一なり。使命を達せずんば、歸りて必ず罪を獲ん。今已に聖朝に投じたれば、罪の輕重は、敢て避くる所に非ず。請ふ、表文を改め、王に代りて申謝せんと。詔して、之を許し、乃ち更に禮を以て館待し、之を朝堂に宴す。壹萬福、感喜して曰く、國書、例に違ひて、已に表函信物を卻附せられたり。然るに、聖恩鴻洪、矜を萬福等に垂れ給ひ、客例に預りて闕廷に奉拜す。臣等、慶躍に勝へずと。壹萬福に從三位を授け、副使已下に、位を授け物を賜ふこと差あり。

敕書もて欽茂を諭して曰く、天皇、敬みて高麗國王に問ふ。朕、體を纘ぎ基を承けて、區宇に臨馭し、恩覃く德澤ひ、蒼生を寧濟し、率土の濱、化、同軌に輯ぐことあり、普天の下、恩、殊鄰に隔つることなし。昔、高麗王高氏、祖宗奕世、瀛表に介居して、親、兄弟の如く、義、君臣の如く、海に帆し山に梯して、朝貢相繼げり。季歲に逮びて、高氏、淪亡し、爾しより以來、音問寂として絕えたりしが、爰に神龜四年に洎び、王の先考左金吾衞大將軍渤海郡王、使を遣はして來朝せしめ、始て職貢を修めたり。先朝、其の丹款を嘉して、寵待すること優く隆なりき。王、遺風を襲ぎて、前業を纂修し、誠を獻じ職を述べて、家聲を墜さず。今、來書を省るに、頓に文道を改めて、日下、官品・姓名を注せず、書尾、虛しく天孫の僭號を陳ねたり。遠く王の意を度るに、豈に是あらんや。近く事勢を慮るに、疑ふらくは錯誤に似たり。故に、有司に命じて其の賓禮を停めたり。但使人萬福等、深く前咎を悔い、王に代りて申謝したれば、朕、其の遠來を矜みて、其の悛改を聽したり。王、此の意を悉して、永く良圖を念へ。昔者、高氏の世、兵亂休むことなく、朝威を假らんが爲に、彼、兄弟と稱したり。方今、大氏、曾て事故なきに、妄に甥と稱したるは、禮に於て失てり。後歲の使、更に然るべからず。若し能く往を改めて、自ら新にせば、寔に乃ち好を繼ぎて窮なからんのみ。春景、漸く和ぎたり。想ふに、王、佳ならんか。今、回使に因りて、此の懷を指示し、幷て物を贈ること別の如しと。武生連鳥守を以て送使となしゝに、纜を解き海に入りて、暴風に遇ひ、漂ひて能登國に至りしか

ば、敕して、福良津に置けり。四年春、副使正四位上慕昌祿死しければ、從三位を贈る。夏、能登國言す、渤海使烏須弗等至れりと。人を遣はして勘問せしめしに、烏須弗、報じて曰く、渤海・日本、修好往來して、常に兄弟の如し。近年、日本使内雄等、渤海に住りて、音聲を學問したりしが、返却の後、已に十年を經たれども、未だ安否を報ぜず。是に由りて、大使壹萬福等を差はして聘問せしめしに、稍四年を經たるに、未だ還らず。故に、烏須弗等を差はして、來りて面り詔旨を奉せしむ。更に餘事なし。表函・信物、竝に船中に在りと。乃ち使を遣はして烏須弗に告げしめて曰く、前使壹萬福等が進めたる所の表詞、驕慢なりき。故に、其の義を敕諭して、已に放ち歸せり。今、能登國司言す、烏須弗が進むる所の表函、例に違へりと。是に由りて、京師に入ることを許さず、本郷に卻回す。但表函の例に違へるは、使者の過に非ざるなり。海を渉りて遠く來れるは、事、須らく憐矜すべし。仍て路糧を賜ひて放ち還す。且つ此の道を取りて來朝することは、前に已に禁斷したり。今より以後、宜しく舊例に依りて筑紫より來朝すべしと。七年、獻可大夫司賓少令開國男史都蒙等一百六十七人を遣はして、帝の騰極を賀し、幷て彼の王妃の喪を赴げしめけるが、船、將に津に至らんとして、忽ち暴風に逢ひて、漂沒するもの多く、判官高淑源等、溺死し、免れたるもの四十六人なり。敕して、越前國に置きて食を給す。明年正月、史都蒙等を詰りて曰く、寶龜四年、烏須弗が本蕃に歸るとき、太政官、處分しけるは、朝貢使は、宜しく古例に依りて、太宰府に向ふべし、北路を取

ることを得ずと。今、復北路に由れるは何ぞやと。史都蒙、謝して曰く、烏須弗、實に此の旨を承けたり。是に由りて、都蒙等、弊邑の南海府吐號浦より發して、西のかた對馬島の竹屋津を指したるに、海中、風に逢ひて、忽ち禁境に至れり。罪逃るゝ所なしと。二月、史都蒙等三十人を召して、入朝せしむ。都蒙、哀訴して曰く、都蒙等一百六十餘人、遠く踐祚を賀せんとして、海を航して來朝せしに、漂死せるもの一百二十八人、唯都蒙等四十餘人、幸にして免るゝことを獲たり。聖朝の至德に非ざるよりは、何を以てか獨生存することを得ん。況や、敕を奉じて入朝するは、固に至幸となす。但四十餘人は、義、骨肉に同じく、苦樂を共にせんことを期したるに、今、十六人、別に海岸に留るを承くるは、譬へば猶一身を割きて分背するがごとし。仰ぎ望むらくは、宸輝曲照して、同じく入朝を聽し給へと、之を許す。四月、史都蒙、京師に入りて方物を貢し、奏して曰く、渤海國王、遙に聖皇の新に天下に臨み給へることを聞きて、歡慶に勝へず。獻可大夫司賓少令開國男史都蒙を遣はして、來り賀し、幷て國信を獻ぜしむと。詔して、史都蒙に正三位を、大判官高祿思・少判官高鬱琳に、並に正五位上を授け、高淑源に正五位上を贈り物を賻ふ。詔書もて報じて曰く、天皇、敬みて渤海國王に問ふ。都蒙等をして遠く滄溟を渡り來りて踐祚を賀せしむ。顧みるに、寡德にして、叨に洪基を紹ぎたれば、大川を涉りて、濟る所を知るなきが若きを慙づ。王、朝聘を典故に修め、寶曆を維新に慶す。懃懇の誠、實に嘉尙すべし。但都蒙等、忽ち暴風に遇ひて、人船、多く損じたり。言に越鄉を念ひ、倍〻軫悼

を加ふ。故に、舟を造り使を差はし、送りて本土に至らしめ、幷て絹五十疋・絁五十疋・絲二百約・綿三百屯を附し、又都蒙が請に依りて、黃金小一百兩・水銀大一百兩・金漆一缶・漆一缶・海石榴油一缶・水精念珠四貫・檳榔扇十枚を加賜す。至らば宜しく之を領すべし。夏景炎熱なれども、想ふに、平安ならんと。又別に王妃の喪を弔ひ物を賻ひ、大學少允高麗朝臣殿嗣を以て送使となせり。十年、獻可大夫司賓少令張仙壽、正旦を賀し、方物を獻じ、幷て高麗朝臣殿嗣を送る。秋、渤海押領高洋弼及び鐵利三百五十九人、出羽國に至りければ、檢校渤海客使に敕して、其の表文を省させしに、書詞、無禮なり。敕して曰く、渤海の表文、無禮なり。宜しく以聞することなかるべし。及び其の貢道、筑紫に由らず、猶便道を以て解をなす。亦宜しく勘當を加へて以て將來を誡むべしと。既にして、高洋弼、船を賜りて以て歸らんことを苦請しければ、乃ち之を許す。桓武帝の延曆五年、李元泰等をして朝貢せしむ。六年、李元泰等、奏言すらく、去年入朝せしとき、道に賊に遇ひて、柁工・水手、竝に劫殺せられ、國に還るの便を失ひたりと。乃ち越後國に命じて、船一隻・舟師若干を給ひて發ち回さしむ。（續日本紀。）欽茂卒して、族弟元義立ちしに、猜虐なりければ、國人、之を殺して、欽茂が孫華璵を立つ。卒して、欽茂が少子嵩璘立つ。（唐書。）十四年、廷諫大夫工部郎中呂定琳をして來聘し且つ其の國哀を告げしめしに、定琳等、漂ひて志里波村に至り、蝦夷の爲に劫略せられて、從者、散亡せり。出羽國司、其の狀を言しければ、敕して、越後國に移し、例に依りて供給せしむ。明年四月、呂定琳、京

師に入りて方物を獻じ、且つ其の卽位を告げて曰く、伏して惟みるに、天皇陛下、動止萬福、寢膳常に勝れ給はん。嵩璘、視息苟も延びて、奄ち祥制に及び、官僚義に感じ、志を奪ひ情を抑へ、起て洪基を嗣ぎ、祗みて先烈を統べ、朝維、舊に依り、封域、初の如し。顧て自ら思惟するに、實に顧眷を荷へるに、滄溟、地を括み、波浪、天を漫して、奉膳に由なく、徒に傾仰を增すのみ。謹みて廷諫大夫工部郎中呂定琳等を差はし、海を濟りて起居し、兼て舊好を修めしむ。其の少土の物は、具して別狀に在り。荒迷不次と。又喪を告げ、啓して曰く、上天、禍を降し、祖大行大王、大興五十七年三月四日を以て薨背せり。善隣の義、必ず吉凶を問ふに、限るに滄溟を以てしたれば、緩告する所以なり。嵩璘、無狀なれども、禍を招きて自ら滅亡せず。不孝の罪咎、酷罰苦に罹る。謹みて狀し力て奉啓す。荒迷不次、孤孫大嵩璘頓首と。且つ入唐學僧永忠等が書を致せり。五月、呂定琳等、還りけるに、璽書を賜ひて曰く、天皇、敬みて渤海國王に問ふ。朕、運、下武を承け、業、守文に膺り、德澤の覃ぶ攸、既に同軌に洽きことあり、風聲の暢ぶる所、庶はくは殊方に隔なからん。王、新に先基を纘ぎ、肇めて舊服に臨み、徽猷を上國に慕ひて、禮信を闕庭に輸せり。眷るに言に款誠、載せて慶慰に深し。而るに、有司、執奏すらく、勝寶以前數度の啓は、頗る體制を存し、詞義觀るべかりけれども、今、呂定琳が上れる所の啓を檢するに、首尾謹まず。既に舊儀に違へりと。朕以ふに、躬を修むるの道は、禮敬を先となす。苟も斯に乖かば、何ぞ來往を須ひん。但定琳等、邊夷に漂著して、悉く劫掠せら

れ、僅に性命を存せり。言に艱苦を念ひ、懐に憫むことあり。仍て優賞を加へて、存撫發遣す。又先王愁まず、遐壽を終ふることなかりきと。之を聞きて惻然として、情止むこと能はず。今、定琳が還次に因りて、特に絹二十疋・絁二十疋・絲一百絇・綿二百屯を寄せ、以て遠信に充つ。至らば宜しく之を領すべし。夏熱、王及び首領百姓、平安ならば好し。略して此に書を遣はす。一二委すことなしと。上野介御長廣岳・式部大錄桑原秋成等をして押送せしむ。冬十月、御長廣岳等、歸りて其の王の啓を上る。曰く、嵩璘啓す。差使奔波して、貴くも情禮を申べ、休眷を佇承して、瞻望徒に勞す。天皇、顧に敦私を降して、之に使命を貺ふ。佳問耳に盈ち、珍奇目に溢れ、俯仰自ら欣び、伏して慰悅を增す。其定琳等、邊虜を料らず、賊場に陷りたりしを、伏して恤存を垂れ、本國に生還せり。此の天造を奉じて、去留同じく賴れり。嵩璘、猥に寡德を以て、幸に時來に屬し、官は先爵を承け、土は舊封を統べ、制命策書、冬中に錫及ひ、金印紫綬、遼外に光輝せり。禮を勝方に修め、交を貴國に結び、歲時に朝覲して、桅帆相望まんことを思欲し、巨木、材を掄べども、土、之長じ難く、小船、海に汎べば、沒せずんば卽ち危ければ、盛化を慕ふと雖も、艱阻を如何にせん。儻し長く舊好を尋ね、幸に來往を許し給はゞ、則ち送使の數二十を過ぎず、玆を以て限となし、式て永規と作さん。其の隔年の多少は、彼の裁に任聽し、裁定の使は、望むらくは來秋に於てし、許すに往期を以てし給はゞ、則ち德隣常に在り、事と望と則ち足らん。今、廣岳等、使事略畢り、情、時に追びて歸ら

んことを求む。使ち人を差はして使を送り、新命の恩を奉謝せんと欲すれども、使等、辭するに未だ本朝の旨を奉ぜざるを以てす。故に、敢て淹滯せず、意に隨ひ心に依る。謹みて囘次に因りて、土物を奉付すること、具して別狀に在り。自ら鄙薄を知りて、羞愧に勝へずと。是に於て、羣臣、以爲らく、前者、渤海の上疏、定例なく、辭頗る不遜なりしに、今上れる所の啓は、首尾、禮を失はず、誠款、詞に見れたれば、宜しく奉賀すべしと。乃ち闕に詣りて表賀せり。十七年夏、外從五位下內藏宿禰賀茂麻呂、渤海に使す。因て、王に璽書を賜ひて曰く、天皇、敬みて渤海國王に問ふ。前年、廣岳等が還りしとき、啓を省て之を具にし、益用て意を慰めたり。彼の渤海國、隔つるに滄溟を以てすれども、世聘禮を修むること、自りて來ることあり。往者、高氏、緒を嗣ぎて、每に化を慕ひて相尋ねしが、大家、基を復してより、亦風を占ひて絕つことなかりき。中間、書疏傲慢にして、舊儀に乖けることあり。此が爲に、彼の行人を待つに、常禮を以てせざりしに、王、蹤を曩烈に追ひ、聘を當今に修め、因て隔年の裁を請ひ、永歲の則と作さんことを庶ふ。丹款、著るゝ攸、深く嘉することあり。朕、祇みて睿圖に膺り、嗣ぎて神器を奉じ、聲敎滂く洎りて、旣に朔南に偏することなし。區寓殊なりと雖も、豈に懷抱に隔てあらん。所以に、彼の請ふ所に依りて、其の往來を許す。使人の數は、多少を限ること勿れ。但顧ふに、巨海の際なき、一葦の航すべきに非ず、驚風踊浪、動もすれば患害に罹る。若し每年を以て期となさば、艱虞測り叵からん。間つるに六載を以てせば、遠近宜きに合はん。故に、

從五位下行河內國介內藏宿禰賀萬等を差はし、使に充てゝ發遣し、朕が懷を宣告し、幷て信物を附せり。其の數、別の如し。夏中、已に熱し、惟ふに、王、淸好ならん。官吏百姓、竝に之を存問す。略して此に書を遣はす、言、悉くす所なしと。冬、嵩璘、使を遣はして方物を獻ぜしめ、幷て上書して曰く、嵩璘啓す。使賀萬至りぬ。貺へる所の書及び信物、數に依りて領足し、慰悅、實に深し。復巨海天を漫し、滄波日を浴ひ、路倪限なく、望雲霞を斷つと雖も、而も、巽氣帆を送り、指期の舊浦、乾涯の斥候、餱糧を闕くことなきは、豈に彼此の契齊、暗に人道に符し、南北の義感、特に天心に叶へるものに非ずや。嵩璘、舊封を莅有し、先業を纘承し、遠く善奬を蒙りて、聿修、常の如し。天皇、遙に德音を降し、重て使命を貺ひ、恩懷抱に重く、慰諭慇懃なり。況や、復俯記の片書、前請に眷依して、信物を遺らざるに、年期を以てすることを許され、書疏の間、瑕纇を免さるゝを喜び、庇廕の顧、誠に他時に異なるをや。而れども、一葦航し難ければ、審喩を奉知するに、六年を限となしたれども、竊に其の遲からんことを憚る。請ふ、更に嘉圖を貺ひ、幷て通鑑を廻して、其の期限を促め、傍く素懷に合はしめ給へ。然らば則ち、風に向ふの趣、自ら寡情に倦まず、化を慕ふの勤、蹤を高氏に尋ぐべし。又書中許し給へる所、少多を限らずと雖も、聊か使者の情に依りて、行人の數を省約せん。謹みて慰軍大將軍左熊衞都將上柱國開國子大昌泰等を差はして使に充て、信物を奉附すること、具に別狀の如し。土に奇異なく、自ら羞惡を知ると。十八年夏、式部少錄滋野朝臣船白等を遣はして報聘せしめ、

璽書を賜ひて曰く、天皇、敬みて渤海國王に問ふ。昌泰等、賀萬に隨ひて至りしが、啓を得て之を具にしたり。王、逖に風化を慕ひ、重て聘期を請ひ、占雲の譯、肩を交へ、䮕水の貢、踵を繼がんとす。每に美志を念へること、嘉尙止むことなし。故に、專使を遣はして、告ぐるに年期を以てせしむ。而れども、猶其の遲からんことを嫌はゞ、事を更めて覆請せよ。夫六歲を以て制となせるは、本路の難きが爲なり。彼、如し此を辭せずんば、豈に遲促を論ぜん。宜しく其の修聘の使、年限を勞ふることなかるべし。今、昌泰等が還るに因りて、式部省少錄滋野船白等を差はし、使に充てゝ領送し、幷て信物を附す。色目、一別の如し。夏首、正に熱し、惟ふに、王、平安ならん。略して此に懷に代ふ。指繁けれども、及ばずと。五月、內藏宿禰賀茂麻呂歸る。秋、滋野朝臣船白歸りて、渤海の復啓を上る。曰く、嵩璘啓す。使船白等至りぬ。枉て休問を辱なくし、兼て信物の絁絹、數に準じて領足し、懷愧、實に深く、嘉貺厚情、伏して稠疊を知る。前年附啓して、量載の往還を許されんことを請ひ、去歲、書を承け、遂に半紀を以て限となし給ひければ、嵩璘、情勤馳係、程期を縮めんことを求めけるに、天皇、己を舍きて人に從ひ、便ち請ふ所に依り給へり。筐筍の行むる攸、珍奇なしと雖も、特に允依せられなば、荷欣何ぞ極らん。比者、天書降渙し、制使朝に莅みて、嘉命優に加り、寵章總華、班霑燮理し、列等端しく揆る。惟念ふに寡菲なるに、殊に庇廕を蒙る。其の使昌泰等、才、專對に慙ぢ、命を將ふの能に非ざるに、貺を優容に承けて、倍喜慰を增す。而るに今、秋暉暮れんと欲し、序、涼風を維へ

たるに、遠客、歸らんことを思ひ、情勞れて日を望めり。崇く時節に逌べば、廻帆を滯むることなく、旣に心の隨にせんことを許せり。正に宜しく相送るべけれども、未だ期限に及ばざれば、敢て同行せしめず。謹みて回使に因りて、輕尠を奉附す。具して別狀の如しと（類聚國史。）二十三年六月、敕すらく、比年、渤海國使、多く能登國に至れば、停宿の所、忽略にすべからず、宜しく速に客院を造るべしと（日本紀略。）平城帝の大同四年冬、高南容等をして入貢せしむ。嵯峨帝の弘仁元年夏、高南容等を鴻臚館に宴し、物を賜ひて放ち還しゝに、其の首領高多佛、越前國に留りて還らざれば、詔して、越中國に安置して食を給し、史生羽栗朝臣馬長及び習語生をして就きて渤海語を習はしめたり。秋、又高南容をして來貢せしめしが、明年、物を賜ひて放ち回し、正六位上林史東人を以て送使となし、璽書を賜ひて曰く、天皇、敬みて渤海國王に問ふ。南容、入賀したるに、啓を省て之を具にしたり。惟に、資質宏茂、性度弘深にして、敦惠中に輯ぎ、盡恭外に奉じ、代北涯に居り、與國、好を修め、日を浴ふの滄溟○（浴は、本書に汳に作れり。蓋し浴は汳と字形相似たり。故に誤りたるのみ。）企てゝ乃ち到り、天に接するの波浪、葦能く之に抗して、琛を賷し精を効し、慶賀の禮を備へたり。彼の情款を眷みるに、嘉賞何ぞ止まん。朕、嗣ぎて景命に膺り、忝なく睿圖を承け、己に剋ちて以て寰區に臨み、丕に顯して以て兆庶を撫すれども、德、未だ邇を懷けず、化、曷ぞ遐に覃ばん。王、善隣を深くせんことを念ひ、心、事大に切に、劬勞を難らずして、先業を聿修す。況や、南容、荐に至りて、使命を墜さず、船舶窮危なれども、謇志增勵む。來

り請ふことなしと雖も、豈に能く之を忍びん。仍て、駕船に換へて、副使押送し、幷て信物を附せり。至らば宜しく之を領すべし。春寒し、惟に、王、平安ならん。略して此に書を遣はす。旨多けれども、及ばずと（日本後紀）。冬十月、林史東人、渤海より歸り、奏して曰く、渤海の書、禮を失へり。故に、受けざりきと。五年秋、使を遣はして入貢しければ、大使王孝廉に從三位を、副使高景秀に正四位下を、判官高英善・王昇基に正五位下を授け、錄事以下に位を授け物を賜ひて、發ち回しけるに、海中、風に遇ひ、廻りて越前國に至り、孝廉、病みて死しければ、詔して、正三位を贈り、更に信物船糧を賜ひて放ち回せり（日本紀略）。嵩璘卒して、子元瑜立ち、卒して、次に言義立ち、卒して、次に明忠立ち、卒して、次に仁秀立つ（唐書）。十年、仁秀、入覲使李承英等を遣はして來聘せしめければ、例に依りて、位を授け物を賜ひて、放ち回す。十二年、王文矩等をして入貢せしむ。十四年、貞泰・璋璿（○並に姓闕けたり。）等百餘人を遣はしけるが、加賀に至りて、大雪を以て存問使を停めたり。淳和帝の天長元年、敕して、入京を停む。尋で契丹、大猲二口を獻ぜり。二年、高承祖をして入貢せしむ。五年、使を遣はして但馬に至らしめたるに、物を賜ひて放ち還せり（日本紀略○本書に、使の名を載せざれども、後段の渤海の書に據れば、則ち蓋し王文矩なり。）仁秀卒して、孫彝震立つ（唐書・文獻通考）。仁明帝の承和八年、長門國司、渤海使の來れることを狀奏しければ、式部大丞小野朝臣恒柯・小內記豐階公安人、存問兼領渤海客使となり、渤海の國書及び其の中臺省の牒案を寫して進奏す。明年夏、大使賀福延（○或は延福に作れり。）等、京師に入りて、信物及び國書を八省院に獻ず。其の國書に

曰く、渤海國王大彝震啓す。季秋、漸く冷し、伏して惟に、天皇、起居萬福ならん。卽ち此彝震が蒙恩なり。前者、王文矩等、入覲して、初て貴界に到りしに、文矩等、卽ち界より卻回したり。國に到るの日、勘問せしに、入覲することを得ざりきとて、口づから天皇の旨を傳へけるは、年一紀に滿ちて後入覲を許し給へるが、彝震、仰ぎて天皇の衷旨を計るに、頻煩を要せざるならんと。謹みて口傳に依りて、仍前約を守れり。今者、天皇、轉運し、躔次、紀を過ぎたり。覲覿の禮、爰に期を愆たんことを恐れ、使を差はして奉啓し、約の任に覲を命せり。彝震、限るに闊溟を以てして、拜覲することを獲ず、下情、馳戀に任ふることとなし。謹みて政堂省左允賀福延を遣はして奉啓せしむと。別狀に曰く、彝震が祖父の在りし日、高承祖を差はして入覲せしめたる時、天皇、在唐五臺山僧靈仙に黃金百兩を注送して、承祖に寄附し給ひしが、領將、國に到るの日、具に天皇の金を附し給ふの旨を陳べたりければ、祖父王、欽みて眷意を承け、朝唐賀正の使に轉附して、靈仙が所在を尋ねて、其の金を送らしめ、使還るを待ちて金を付したるか否かを問はんと欲したれども、程途海を隔てゝ、期を過ぐれども返らざりき。後年、朝唐使人、卻回の日、前年の使等の歸りて塗里浦に到れるとき、疾風、暴に起りて、皆悉く陷沒したることを知りぬ。是より先、五臺に往き、靈仙を覓めて金を送りしが、時に、靈仙、遷化して、附與することを得ざりければ、其の金も、同じく陷沒したり。此を以て、其の後、文矩が入覲したるとき、啓中に事由を縷陳して、天皇に達せんことを冀ひしに、文矩、覲禮を遂

げずして、啓を將て卻き歸れり。今、再び失命の事由を逆ねんとす。故に、賀福延を遣はして、誠志を諭申す。伏して體悉を望むと。中臺省の牒に曰く、渤海國中臺省、太政官に牒す。應に入覲貴國使政堂省左允賀福延、幷に從徒一百五人を差はし、牒して處分を奉せしむべし。日域は東に遙に、遼陽は西に阻り、兩邦相去ること、萬里にして餘あり、溟漲天を滔し、風雲測り難かるべしと雖も、扶光、地に出づれば、程途、亦或は標し易からん。所以に、親舊の意を展べて拜覲せしむ。須らく每に海を航して以て風を占ひ、長く時を候ひて入覲すべし。年期、限ありと雖も、星軺倘通ずれば、書を賫し使を遣はして、爰に今に至れり。宜しく舊章に遵ひて欽みて覲禮を修むべし。謹みて政堂省左允賀福延を差はして、貴國に覲せしめ、狀に準じて日本國太政官に牒上せんとし、謹み錄して牒上すと。帝、豐樂殿に御し、詔して、大使賀福延に正三位を、副使王寶璋に正四位下を、判官高文暄・烏孝愼に、竝に正五位下を、錄事高文寅・高平信・安歡喜に、竝に從五位下を授け、自餘は、官を授け物を賜ふこと差あり。報書に曰く、天皇、敬みて渤海國王に問ふ。福延等至りて、啓を得て之を具にしたり。惟に、王、明約を奉遵し、舊章を沿酌し、一紀星廻りて、朝勤の期爽はず、萬里溟闊くして、職貢の款仍通せり。言に乃の誠を念ふに、鑒寐に忘るゝなし。前年、聘唐使人卻回して、詳に苾蒭靈仙が化去を知りしが、今別狀を省るに、事、自ら符を合せたり。亦悉く黃金を付遣し、綠浦に陷沒したるは、人逝き賫失せて、元圖諧はざりきと雖も、而も、夫の轉送の勞を思ひ、遙に應接の義を感ずれど

も、悠悠たる天際、足跂むべきに非ず、相見るに由なく、愁焉として已まざるのみ。小國信を附す、色目、別の如し。夏首初蒸、比、平安ならば好し。略して此に還答す。指多けれども、及ばずと。太政官、渤海國中臺省に牒して曰く、入覲使政堂省左允賀福延、來りて聘禮を修む。一紀の龍信を守り、千里の鼇波を淩ぎ、風使に乘じて以て心を企て、日光を仰ぎて影を進む。事、成規あれば、例に準じて奏請せしに、敕報を被りたり。曰く、隣好相尋ぬるは、啻に今日のみに匪ざれども、靜に言に純至なるは、懷に嘉尙す。宜しく優矜を加へて復命を得べしといへり。今使還るの次、璽書幷に信物を附せり。至らば宜しく之を領すべし。但啓函の修飾、舊例に依らざりしかども、官議、瑕を棄てゝ擧げず。自後、奉じて以て之を悛めよ。敕に準じて、牒送す、牒到ること狀に準ぜん。故に牒すと續日本後紀。

譯文大日本史卷の二百三十八終

譯文大日本史卷の二百三十九

列傳第一百六十六

諸蕃八

渤海下

仁明帝の嘉祥元年冬、能登國、奏すらく、渤海の入覲使王文矩等一百餘人來れりと。明年春、少內記縣犬養連貞守・直講山口忌寸西成を以て存問渤海客使となし、能登に至りて、入覲の期に違へることを詰問せしめしが、已にして、貞守等、驛を馳せて渤海王の啓案及び中臺省の牒案を進奏し、又詰問問答書を上りければ、乃ち貞守等を以て領客使を兼ねしめたり。夏、貞守等、王文矩等を引きて京師に入り、左近衞少將良岑朝臣宗貞をして鴻臚館に就きて慰勞せしむ。王文矩、八省院に詣り、信物及び國書を獻じて曰く、彝震啓す、季秋漸く冷し、伏して惟みるに、天皇、起居萬善、此彝震が蒙恩なり。修聘使還りて、年を算すること未だ紀ならざるに、今、更に使を遣はすは、誠に期を守れるに非ず。然りと雖も、古より、隣好は、禮に憑りて相交り、時を曠しくすること一歲なるだに、猶情の疎からんことを恐る。況や、皇律轉廻して、風霜八變し、東南、風に向ひ、瞻望、地あり。寧ぞ能く恬寂として、音塵を續ぐこと罕ならん。謹みて土物を備へ、使に隨ひて奉附す。色目、後紙に在り。伏し

て惟みるに、體鑒せられん。溟漲に沮てらるゝこと遙に、拜覿するに由なく、下情、馳係に任ふることなし。謹みて永寧縣丞王文矩を差はす。奉啓不宣。謹て啓すと。中臺省、太政官に牒して曰く、應に入覲貴國使永寧縣丞王文矩并に行從一百人を差はすべく、牒して處分を奉ず。邈たる兩邦、玆の漲海に阻てられたれども、和好を永代に契り、音書を使程に寄せ、一葉、空に飄りて、積水の遐際に泛び、雙旌、節を擁して、隣情の至誠を達す。往復遙なりと雖も、音耗傳ること稀に、戀懷空しく積む。所以に、紀の盈つるを待つことなく、中舊準に憑り、謹みて永寧縣丞王文矩を差はして、貴國に覲せしめ、狀に準じて日本國太政官に牒上するもの、謹み錄して牒上すと。詔して、大使王文矩に從二位を授く。文矩は、弘仁中、來聘し、正三位に敍せられたり。故に、階を增して從二位に敍す。副使烏孝愼は從四位上、判官馬福山・高應順は、並に正五位下、其の餘、位を授くること差あり。重午、帝、武德殿に御して馬射を覽るに、六軍、節を擁し、百寮、陪侍せり。詔して、王文矩等に命じて、宴に陪せしむ。尋で參議小野朝臣篁等を鴻臚館に遣はして、敕書及び太政官の牒を賜ふ。敕書に曰く、天皇、敬みて渤海國王に問ふ。入貢使文矩等至り、啓を省て之を具にしたり。惟みるに、王、敦志欽仁、心を宅とし惠を懷き、飛驅斷たず。日域を望みて遐を忘れ、貢篚相尋ぎ、遼陽を想ふこと近きが如し。其の勤苦を眷みて、良に乃の誠を嘉す。但修聘の期、一紀を限となすは、先皇の明制、國憲已に成れり。故に、有司、固く文矩等を責むるに、彝規に背けるを以てして、邊より還卻せんことを請ひけれど

も、朕、其の匪躬の故に、遠く重溟を踏み、船破れ物亡せ、人命終に活けるを閔み、便ち入りて朝覲を奉せしめ、軒墀に拜首することを得させ、祿賜榮班、恒典に準據したり。惟乃ち一切の恩、再び恃むべきこと難し。王、宜しく舊章を守りて、昭明を失はず、德以て恒あるべし。唯信順の心を存せば、誰か情禮の薄を嫌はん。夏熱、比淸適なりや。文矩、今還る。略して往意を申べ、幷て王に信物を寄すること、別の如しと。太政官の中臺省に送る牒に曰く、小の大に事ふる、理、自由なり難し。期程を盈縮すること、那ぞ彼に在ることを得ん。事、須らく在所より卻還して、其の愆違を戒むべしと。官、狀を具して奏聞せるに、敕を奉じけるは、文矩等、孤舟已に破れて、百口纔に存せり。其の艱辛を眷みれば、義、深く合に宥すべし。宜しく特に恩隱を賜ひて、入覲を奉ずることを聽し、爵賜匹段、舊章に準據すべし。但權時の制、通行すべからず。詳に所司に告げて、重て違はしむることなかれといへり。覲禮云に畢りぬ、仍て舟船を造り、時に及びて發遣し、璽書幷に國信を附せり。今、狀を以て牒し、牒至ること狀に準ず。故に牒すと（續日本後紀○按ずるに、延曆中、渤海入貢の年期を定め、六年を以て限となせり。今渤海の書及び答詔を見るに、一紀を限となせり。蓋し承和八年の渤海の書に所謂年一紀に滿ちて後入覲を許さるゝもの是なり。）彝震卒して、虔晃立つ（唐書・文獻通考。）淸和帝の貞觀元年春、能登國司言す、渤海の入覲使烏孝愼（○烏を、或は馬に作れり。）副使周元伯等一百餘人、珠洲郡に至れりと。天下諒闇なるを以て、京師に入れず、詔して、加賀國の安置使の處に遷し、大内記安倍朝臣淸行・直講苅田首安雄を以て、存問兼領渤海客使となせり。夏、領客使、渤海國の啓牒及び信物を上る。其の啓に曰く、虔晃啓す。孟

冬漸く寒し。伏して惟みるに、天皇、起居萬福ならん。卽ち是虔晃が蒙恩なり。當國間年の使命、永く先親の禮を展べ、累代の情を將て、任風の影を續ぐことを悦び、恒に紀を隔つることなく、以て今に至れり。虔晃、幸に先緖を承けて、一邦を撫守す。古典の憑る攸、合に禮意を重ずべく、敢て舊貫に仍りて、使程を差付す。紀、盈年に近く、久しく結戀を增し、海津を挂席に期し、翰信を傳心に表す。仍て雲檣を發して、迥に波浪を淩ぎ、萬里の遐想を凝して、寸心を往復し難きの間に係く。伏して恤恨に預らんことを望めども、臣僕、拜覲するに由なく、下情、馳戀に任ふることなきを以て、謹みて政堂省左允烏孝愼を差はす。奉啓不宣。謹て啓すと○按ずるに、此の啓、闕語あるに似たり。諸本を參考するに、亦皆同じ。今、本文に從ひて之を書し、以て後考を待つ。中臺省の牒に曰く、牒して處分を奉ず。扶桑浪崇く、日域邦遐し。風を占ひて席を挂けんことを欲し、歲を限りて音を寄せんことを期すれども、泛泛たる輕舟、淩雲の水を過ぐること罕に、拳拳たる方寸、彌披霧の情を增す。所以に、年を擲ち日を度り、天轉じ律移りて、尋修の舊貫を想ひ、周廻の星紀に近く、親を展ぶることを古典に酌み、好を繼ぐことを前章に遵り、事に憑りて情を表し、善隣の賓禮、戀懷轉切に、前期を待たず、謹みて政堂省左允烏孝愼を差はし、貴國に覲せしめ、狀に準じて牒し上ると。孝愼、禮畢りて還るや、璽書を賜ひて曰く、天皇、敬みて渤海國王に問ふ。書獻悉く至り、披覽して之を具にしたり。惟みるに、王、文武、體に兼ね、忠孝、衷に由り、國に當るの先猷を襲ぎ、仁に親むの舊好に敦く、心を傾け契を久しくして、就日の誠を疎することなく、涉を利

し期を長くして、飛雲の嶮を履せず。乃ち深款を顧みれば、何ぞ懷を増すことなからん。先皇、去年八月を以て昇遐し、遺詔して、奔赴を許さず。朕、寡德を以て、鴻圖を荷託し、先訓を奉じて聿修し、舊記を撰びて以て自ら恤む。則ち會同の禮は、大喪虧くることなく、延正の朝は、春秋の美とする所なりと雖も、然れども、闕庭の遏密は、事、須らく殷頻に隔るべし。邦國、頻に災ありて、人、郵傳に艱むことあり。此に緣りて、傳者を慰藉し、朝に迨びて放還せり。紀を問ふこと賒なるが如く、情を通ずること猶邇きがごとし。今、孝愼に因りて信物を付送し、舊に因りて辨裝す。色目、別の如し。熱さ劇し、王及び所部、平安ならば好し。略して此に書を遣はす、指一二なしと。太政官の中臺省に送れる牒に曰く、滄瀛、測られず、義、含弘に在り、江漢宗とすべく、禮、朝會に存すれども、駿奔惟速に、來ること期に及ばず。有司、平を執りて、肯て客待せず。敕を奉じけるは、孝愼等、遙に聲敎を慕ひ、宸闕を陵ぎて、頻に來り、尋で順歸を懷ひ、龍鄉を辭して以て荐に至る。忠節の效、矜恤、量るべし。況や、魯侯の再朝、春秋貶することなきをや。唯國に凶喪ありて、年、荒祲に屬せるを、將に舊儀を全うせんとして、何ぞ黎庶を苦めん。宜しく殊に迎接を加へて、權に入都を停め、所在に安存して、支賜すること例に準ずべし。復吉凶相問ふは、往迹憑るべく、苦に弔來に意あらば、事、須らく遺制に拘るべく、徒に舟楫を煩さば、將に時規に背かんとす。更に紀盈つるを待ちて、當に隣好を表すべしと。右、今、綸旨に因りて、檢校すること常の如く、船を修めて功を畢へ、

風潮駕すべし。璽書・信物、同じく使に附して廻す。彼の篤誠を留めて、其の歸去を放せり。今、狀を以て牒し、牒至ること狀に準ず。故に牒すと。三年春、出雲國上言すらく、渤海使李居正等一百五人、島根郡に至れりと。散位藤原朝臣春景・兵部少錄葛井連善宗、存問兼領渤海客使となりて、李居正等を諭して曰く、先皇の制に違ひ、輒ち以て弔來せり。且つ啓案を檢省するに、違例多端なれば、理、須らく其の輕慢を責めて、彼より卻還すべし。然れども、居正、位公卿に在り、齡懸車を過ぎたり。因て、特に優恤を加へて京師に入れんと欲すれども、炎旱連旬、農務を妨ぐることあり。是を以て、例に依りて館待せずと。其の國啓・信物は、並に奏達を許さず、絁一百三十五匹・綿一千二百二十五屯を以て、渤海一百五人に頒ち賜ひ、別に居正に絁十匹・綿四十屯を賜ひて、本國に放ち還せり（三代實錄。）虔晃卒して、玄錫立つ（唐書・文獻通考。）十三年冬、入覲使楊成規等百五人、加賀國に至る。十四年春、少外記大春日朝臣安守・直講美努連淸名、存問渤海客使となりて、啓牒の例に違へるを詰問し、少內記都朝臣良香・式部丞平朝臣季長、掌客使となり、常陸少掾多治眞人守善・文章生菅野朝臣惟肖、領歸鄉客使となる。尋で右近衞少將藤原朝臣山蔭を以て郊勞使となして、宇治郡山科に至らしむ。領客使安守、郊勞使と共に、渤海入覲大使政堂省左允正四品慰軍上鎭將軍楊成規・副使右猛賁衞少將正五品李興晟等を引きて京師に入る。右馬頭在原朝臣業平を鴻臚館に遣はし、勞問して時服を賜へり。左近衞中將源朝臣舒・渤海の國書・信物を奏す。玄錫啓す、季秋、極て冷し。伏して惟みるに、天

皇、起居萬福ならん。卽ち此玄錫が蒙恩なり。建邦より肇め、常に貴國と、使を通じ命を傳へ、年を阻てゝ音を寄せ、久要の情、今に至りて彌厚し。玄錫、先祖の遺烈を繼ぎて、舊典の餘風を脩め、盈紀心に感じ、善隣義を顧み、爰に使節に授け、仍て聘覲せしむ。伏して冀はくは、天皇、遠客を俯矜し、例に準じて都に入れ給はゞ、幸甚幸甚。限るに滄波を以てして、拜伏することを獲す。下情、惶懼に任ふることなし。謹みて政堂省左允楊成規を差はし、謹みて起居を奉啓す、不宣。謹みて啓すと。中臺省の牒に曰く、牒して處分を奉ず。天崖路阻りて、日域程遙けく、常に紀を限りて以て和を修め、亦期年にして好を繼ぎ、隣交節あり、使命愆ることなく、音札相通じ、歳月長く久し。今者、星霜變じ易く、雲物屢移り、一紀已に盈つれば、實に當に躬覲すべし。所以に、仰ぎて前典に據り、舊規を廻尅し、日に向ひ情を寄せて、星軺の一使を發し、風を占ひ葉を泛べて、渤海の濶波を踰ゆ。萬里の途程、寸心指す所、往復邈たりと雖も、欽慕良に深し。謹みて政堂省左允楊成規を差はして、貴國に赴かしめ、前好を尋脩す。宜しく狀に準じて日本國太政官に牒すべきもの、謹み錄して牒上す。謹みて牒す。信物は、大蟲皮七張・豹皮六張・熊皮七張・蜜五斛と。詔して、大使楊成規に從三位、副使李興晟に從四位下、判官李國度・賀王眞に、並に正五位下を授け、其の餘、位を授け物を賜ふこと差あり。內藏寮に詔して、渤海の貨物を廻易し、及び京師の人と渤海の人との交關を許し、又官錢四十萬を出して、楊成規等に賜ひ、百貨を買はしむ。成規、掌客使に就きて、私齎を奉獻せんことを請ひ

ければ、詔して之を許し、參議藤原朝臣家宗等を遣はし、鴻臚館に就きて、敕書を賜ひて曰く、天皇、敬みて渤海國王に問ふ。成規等至り、啓を省るに昭然たり。惟みるに、王、家の急繕、粉澤、治を施き、性の貞凝、丹青、信を守り、風猷墜ちず、景式猶全く、舊基を居城に相襲ぎて、先紀を行棹に欺くことなし。言其篤信、來覲既に脩めたり。贈るに翔仁を以てし、放歸、速に如ふ。數千里の波浪、邊涯ありと雖も、十二廻の寒暄、豈に圭晷を促さん。苟も禮に拘るを謂て、誰か隔疎となさん。德や孤ならず、君子を夢想するのみ。國信附還す。到らば宜しく檢受すべし。梅熟せり。王及び境局の小大、恙なしや。懷を略して此を遺はす。何ぞ必ずしも多を煩はさんと。大使已下、再拜舞蹈し、揚成規、膝行して進み、北に向ひ跪きて敕書を受く。太政官、中臺省に牒して曰く、官、狀を具して奏請せしに、敕を奉じたり。曰く、成規等、情を紫闥に翹せ、路を滄溟に識り、我が朝章を守りて、其の國禮を修む。善隣の歎、允に寢興に屬す。宜しく前規に準じて便ち舊好を申ぶべしといへり。敕に準じて處分し、期に及びて卻廻し、璽書並に國信を附す。至らば宜しく之を領すべしと。去年、陰陽寮、奏して曰く、蕃使、入朝せり、當に不祥の事あるべしと。是に由りて、引見せざりけるに、成規等、宮闕を瞻望して、涕泗、衿に盈ち、眷戀として辭せり。成規、頗る詞藻ありければ、學士に命じて、曲宴を賜ひ、饗賚甚だ優かりき。十五年、太宰府奏すらく、漂船二艘ありて、薩摩國甑島郡に至り、其の長崔宗佐。大陳潤等、自ら害して曰く、渤海國賀大唐平徐州使、漂蕩して此に至れりと。國司、之

を推驗せるに、公驗を賷さず。書せし所の年紀相違すれば、疑ふらくは、是新羅人、渤海と僞稱して、竊に邊境を窺ふならん。卽ち二舶を領將して、府に向ひけるに、一舶は、風を得て逃逸したりと。敕して曰く、渤海、我に歸すること尙し。府國の官司、審に勘問を加へ、實に是渤海人ならば、宜しく慰勞を加へ、糧を給して發ち歸すべし。若し新羅の兇黨ならば、速に執禁して以聞せよと。太宰府、復奏すらく、渤海人崔宗佐・門孫宰等、漂ひて肥後國天草郡に至りたれば、唐通事張建忠を遣はして情狀を審驗せしに、是實に渤海の入唐使にして、前者逃逸したる舶なりと。仍て、宗佐等が日記竝に賷せる所の蠟封の函子、雜封書・弓劍等を進む。敕して曰く、宗佐が申狀を討覆し、又表函牒書・印封官銜等を驗覈して、從前の入覲使の上りし所と、契合一の如くなれば、宗佐等、既に奸寇に非ざらん。漂泊艱辛、誠に當に矜恤すべく、其の上りし所の蠟封の函子及び雜物は、秋毫も犯さず、悉く皆返し與ふ。其の船舶、損壞あらば、所在宜しく繕修を加へ、衣糧を支濟して、以て放ち還すべし。但宗佐等、渤海の名官ならば、當に我が國家と彼と相善きを知るべく、則ち漂ひ至れるの日、須らく情實を吐露して以て恩濟を望むべきに、飛帆逃逸したるは、跡、奸僞に類せり。我が仁恕に非ずんば、何ぞ重誅を免れん。宜しく責むるに過契を以てし、其の非を悔ゆることを知らしむべしと。十八年冬、出雲國言す、渤海使楊中遠等、島根郡に至れりと。陽成帝の元慶元年、少外記大春日朝臣安名・前讚岐掾占部連月雄、存問使となる 安名等、渤海王の啓、中臺省の牒を寫して、奏上す。其の啓に曰く、

玄錫啓す。季秋、極て冷し。伏して惟みるに、天皇、起居萬福ならん。卽ち此玄錫が蒙恩なり。廼者、楊成規、貴國に入覲して、徽誡を達することを得、禮畢りて卻返し、璽書・信音を預り臻れば、捧受して喜感せり。後年、本國より唐國に往きし相般檢校官門孫宰等が乘れる所の船一隻、風に從ひて漂流し、貴國の岸に著きしを、天皇、恩念を垂れ、仍て生成を與へ給ひ、別に路粮優賞を賜ひ、竝に生命を全うして本國に還ることを蒙れり。實に是善隣の救援、敦親今日に逢ひ、頸を延べて南望し、伏して深く抃躍す。何の木石か、緘默して深恩を陳謝せざらん。亦舊記を察するに、久しく貴國と、交使往來し、舟車路を織りしに、今、乃ち使節總て絕えて、已に歲年多し。伏して以みるに、禮、往來を尙ぶは、聖人の貴ぶ所、義を聞きて則ち徙るは、君子斯宗ぶ。如何ぞ先祖の規模、常に是の日に奉ぜんことを欲し、後嗣の堂構、必ず前修に繼がんことを庶ひて、懇望に勝へざらん。謹みて政堂省孔目官楊中遠を差はして深恩を謝せしむ。伏して冀はくは、天皇、前制を宣弘し、仍て故實に依り、遠く皇恩を垂れて、舊路を復し給へ。冀はくは、大道を閉ぢず、遠客を恩憐し、例に準じて都に入れ、此の事を提撕し給はゞ、幸甚幸甚。限るに滄浪を以てして、拜覲するに由なく、謹みて起居を奉啓す。不宣。謹て狀すと。中臺省の牒に曰く、應に入貴國申謝幷請客使政堂省孔目官楊中遠等總て一百五人を差はすべく、牒して處分を奉ず。鼇波千里、我に善隣あり、誰か路阻るを謂はん。早く和好を結びて、使期を愆ることなく、先規を崇びて、此の朝、頻に修し、故親を廢して、彼の朝、總て絕つ。近者、專

使楊成規、貴國に入り、後年、本國の往唐國相般檢校官門孫宰等、海岸に著くや、天皇、特に矜念を賜ひ、竝に大恩を蒙れり。況や、已に恤憐の敦を受けて、何ぞ申謝の喜なからん。亦前文を奉尋するに、仰ぎて使を差はすことを得るは、本來由あり。今、只路絶えて、年歳、久しきに彌れば、先例を聿修し、遠く往來の蹤を感じ、常に懇望の懷多く、堂構の念、敢て墜失せず、感激瞻仰の至に勝へず。謹みて政堂省孔目官楊中遠を差はして貴國に入らしめ、恩造を申謝し、幷て嘉客を請ふ。謹みて牒すと。朝議、報聘を允さず。且つ違制の入覲なるを以て、京師に入れず、衣糧を賜ひて發ち廻し、其の國書・信物は、竝に使者に卻附せり。大使楊中遠、珍玩・玳瑁・酒杯等の物を奉獻せんことを願ひたれども、亦許さず。六年、加賀國司言す、渤海入覲使文籍院少監裴頲等一百五人至れりと〇本朝文粹に載する所の、宇多法皇の裴頲に賜ひし書には、裴遡に作り、日本紀略には、裴璆遡に作れり。蓋し誤ならん。明年夏、存問兼領客使大藏善行・高階茂範、裴頲等を引きて京師に入る。右衞門大尉坂上大宿禰茂樹・文章得業生紀朝臣長谷雄等、掌客使となり、式部少輔菅原朝臣道眞、權に治部大輔の事を行ひ、美濃介島田朝臣忠臣、權に玄蕃頭の事を行ふ。大使裴頲、國書・信物を朝堂に上る。帝、豐樂殿に御して、宴を渤海使に賜ひ、大使裴頲に從三位、副使高用に正四位下を授け、其の餘、位を授くること差あり、竝に朝服を賜ひしに、使人、拜舞して出で、更に朝服を著て、入りて堂に昇る。敕して、供御の枇杷子を賜ひ、盛るに銀椀を以てす。重午、帝、武德殿に御して、騎射を觀、裴頲等を召して之を觀させ、錄事以上に續命縷を賜ひ、裴頲も、亦私齋を獻

す。內藏頭和氣朝臣彝範を遣はし、鴻臚館に就きて貨物を交易せしむ。裴頲、高才にして風儀あり。帝、之を嘉し、中使を遣はして、御衣一襲を賜ひ三代實錄。菅原朝臣道眞等に敕して、頲と唱和せしめけるに、道眞、其の才藻を稱しぬ。宇多帝の寬平七年、復裴頲を遣はして入覲せしむ菅家文草。玄錫卒して、諲譔立つ文獻通考。醍醐帝の延喜八年春、伯耆國司言す、渤海入覲使裴璆等至れりと。散位菅原淳茂を以て掌客使となし、兵部丞小野葛根・文章生藤原守眞を領客使となし、左右馬寮及び參議以上に詔して、鞍馬を出して、蕃使入京の用に給せしむ。五月、裴璆等、朝見しければ、之を朝集堂に宴して、物を渤海國王に賜へり。璆は、頲が子なり。中使もて殊に御衣を賜ふ。參議藤原菅根等を遣はし、鴻臚館に就きて、璽書及び太政官の牒を賜ふ扶桑略記に醍醐御記を引ける。日本紀略を參取す○本書に、竝に渤海の國書及び答書を失せり。二十年、裴璆、又入覲して、國書・方物を獻じければ、例に依りて饗賜せり。裴璆、前に入覲せしとき、從三位を授けしが、是に至りて、正三位を進授して、本國に發ち回す日本紀略。扶桑略紀を參取す○二書共に、渤海王の名及び國書・答書を失せり。紀略に曰く、法皇、書を裴璆に賜へりと。延長四年、契丹の阿保機、諸部の兵を率ゐ、渤海の扶餘城を攻めて之を下し、扶餘城を改めて東丹府となし、其の子突欲に命じて、之を鎭めしむ五代史・文獻通考。八年、丹後國司言す、渤海使裴璆等九十三人、竹野郡に至れりと。卽ち存問使を發せしに日本紀略。裴璆、東丹國使と稱したれば、存問使、其の所以を問ひしに、璆等、答へて曰く、璆等、本渤海人なりしかども、今は、降りて東丹の臣となりたりと。其の語、多く契丹の罪惡を稱せり。存問使、狀を具して奏せしに、敕して曰く、東丹國、禮義を失し、

且つ使者、人臣の節なく、謬りて臣下の使を奉じて上國に入れり。宜しく重く詰責し、以て將來を懲すべしと扶桑略記。裴璆、因て謝狀を奉りて曰く、裴璆等、眞に背き僞に向ひ、善と爭ひ惡に從ひ、先主を樽俎の間に救はずして、猥に新王に兵戈の際に諂ふ。況や、陪臣の小使を奉じて、上國の恒規を紊せり。振鷺を望みて面慙し、相鼠を詠じて股戰す。不忠不義、自ら罪過を招き、勘責の旨、俯ち避陳することなし。仍て過狀を進む。裴璆等、誠惶誠恐、謹みて言すと。即ち釋放して還しぬ本朝文粹。

此の後、朝貢、遂に絶えたり和漢合運を考ふるに、宇多帝の寛平四年、藤原敏行、渤海に賜ふ敕書を書したれども、諸書に見る所なし。又本朝文粹を考ふるに、太政官、渤海の中臺省に移す牒あり。其の中に言ふ、文籍院少監王龜謀等、期を違へて入覲す、是を以て、卽ち郤回に從ふと。此亦何の時に在ることを知らず。今、姑く此に註して、以て後考を待つ〇渤海往復の書牒、率皆舛謬にして讀むべからず、譌語あるに似たり。今、皆姑く舊文に從ふ。

譯文大日本史卷の二百三十九終

譯文大日本史卷の二百四十

列傳第一百六十七

諸蕃九

蝦夷上

蝦夷は、東北の夷にして（日本紀。）三種あり、都加留と曰ひ、麤蝦夷と曰ひ、熟蝦夷と曰ふ（日本紀の註に伊吉博徳が書を引ける。）其の人、勇悍強暴にして、射を能くし、常に矢を髻中に藏め、好みて劫盗をなし、趫捷なること飛ぶが如くにして、君長なし。俗、皆文身椎髻して、冬は穴居をなし、夏は出でゝ樔に居り、五穀蠶桑なく、鳥獸を射て食となし、其の羽皮を衣となす。初め、越・陸奥等の邊地に雜居したり。景行帝の二十五年、武内宿禰をして東方の國土風俗を巡察せしめしに、二十七年、武内、歸り奏して曰く、東方に日高見國あり、土地沃壤にして曠く、是を蝦夷と曰へるが、擊ちて取るべしと。四十年、東夷、多く叛きて、邊境騷擾しければ、日本武尊に詔して、東征せしむ。日本武尊、上總より轉じて陸奥に至り、海路を取りて蝦夷の地に至りしに、其の酋魁島津神・國津神、竹水門に屯して、將に拒ぎ戰はんとす。日本武尊、大鏡を船に懸けて進みけるに、蝦夷、膽落ち、乃ち悉く弓を弛べ矢を捨て、面縛して罪を請へり。日本武尊、便ち之を撫納し、遂に信濃・越國等の蝦夷を攻めて、其の巨帥を俘にし、歸り

て伊勢に至り、俘囚を神宮に獻ず。既にして、蝦夷、晝夜喧嘩して、出入禮なければ、之を御諸山の傍に遷す。幾ならずして、又神山の樹を伐り、邑民を劫略しければ、詔して、播磨・讃岐・伊勢・安藝・阿波等の五國に分ち處けり。五十六年、御諸別王に詔して、東國を鎭撫せしむ。時に、蝦夷、大に擾れしかば、御諸別、兵を發して之を攻めしに、蝦夷の首帥足振邊・大羽振邊・遠津闇男邊等、叩頭して地を獻じて、罪を請ふ。因て、其の降を受けて、服せざるものを誅せしかば、東國、大に治りぬ。仁德帝の五十五年、田道、蝦夷を討ちしに、兵、伊寺水門に敗れて、田道、之に死せり。雄略帝の二十三年、吉備臣尾代、新羅を征せんとし、蝦夷五百を率ゐて、行きて吉備國に至りしに、會帝崩じければ、蝦夷、相謂て曰く、天皇、既に崩じ給へり、時失ふべからずと、相率ゐて傍郡を侵掠しければ、尾代、之と娑婆水門に戰ひしが、蝦夷、趫捷にして、能く伏躍して箭を避く。尾代、弓を持ちて空弦を彈じ、因て射て二隊を殪しゝかども、嚢中、矢盡きたれば、船人を雇きて箭を索めしに、船人、恐怖して走りぬ。尾代、弭を執りて歌ひ、歌ひ訖りて、手づから數人を斬り、追ひて丹波の浦掛水門に至り、擊ちて之を殲せり。清寧帝の四年、蝦夷、內附を請ふ。欽明帝の元年、蝦夷、衆を率ゐて歸降す。敏達帝の十年、蝦夷數千、邊に寇しければ、其の魁帥綾糟〇本書の註に、大毛人と曰へり。等を召し、敕諭して曰く、汝蝦夷、昔日、大足彥天皇、其の亂首を誅して、其の歸服を撫し給ひき。今、當に先例に遵ひて、首惡を誅すべしと。綾糟等、大に悚れ、泊瀨川に入りて洗浴し、三諸岳に向ひ、盟ひて曰く、

臣等蝦夷、子子孫孫、清明の心を用て、天闕に事へ奉らん。若し盟に違はゞ、天地諸神及び天皇の靈、臣等が種を絶滅し給へと。是に於て、之を釋す。舒明帝の九年、蝦夷叛きければ、大仁上毛野君形名を以て將軍となして之を討たしめけるに、蝦夷の爲に敗られ、走りて壘に入りけるを、賊、追ひて之を圍めり。時に、兵士逃散しければ、形名が妻、侍婢數十をして、内に在りて弦を鳴さしめ、形名、突出搏戰せしに、蝦夷以爲らく、兵尚多く在りと、稍退きぬ。是に於て、散卒を招集し、又撃ちて悉く之を虜にせり。皇極帝の元年、越の邊境の蝦夷數千、内附しければ、饗を朝に賜ひ、大臣蘇我蝦夷も、亦之を其の家に饗して、厚く撫諭を加へたり。孝德帝の元年、詔して、國郡の刀甲弓矢を收め、惟蝦夷と境を接する地のみは、其の兵數を錄して、本主に假し與へたり。二年、蝦夷、款を納る。四年、磐舟柵を治めて、以て蝦夷に備へ、信濃・越等の民を以て之を戍らしめ、始て柵戸を置けり。齊明帝の元年秋、北越の蝦夷九十五人を朝に饗し、柵養蝦夷九人・津輕蝦夷六人に、冠二階を授けしが、冬、蝦夷、衆を率ゐて内屬す。四年春、阿倍臣比羅夫、舟師一百八十艘を率ゐて、蝦夷の齶田・渟代の二郡を討ちしに、蝦夷、戰はずして降りしかば、比羅夫、師を整へ船を齶田浦に陳ねしに、齶田の酋帥恩荷、進み誓ひて曰く、奴等、肉を以て食となせり。故に、弓矢を持ちたれども、敢て之を執りて官軍に向はず。今より、清白の心を將て、永く天朝を奉ぜん。若し此の言を踐まずんば、齶田浦の神、之を罰し給はんと。乃ち恩荷に小乙上を授けて、渟代・津輕二郡の郡領となし、渡島蝦夷を召して之を

饗し、撫諭して歸す。秋、蝦夷、闕に詣りて朝獻しければ、饗賜すること甚だ厚く、城養蝦夷二人に位一級を授け、渟代郡大領沙尼具那に小乙下を、少領宇婆左に建武を、其の勇健なるもの二人に、各一階を授け、別に沙尼具那等に鮹旗二十頭・鼓二面・弓矢二具・鎧二領を賜ふ。津輕郡大領馬武・少領青蒜等に、位を授け物を賜ふこと、亦沙尼具那等の例の如くし、其の餘、都岐沙羅柵造某に位二級を、判官に位一階を、渟足柵造大伴君稻積に小乙下を授く。又渟代郡大領沙尼具那に詔して、夷及び俘虜の戸口を檢覈せしめたり。五年、陸奥・越二國の蝦夷を甘檮丘の東に饗し日本紀。阿倍臣比羅夫に命じて、再び舟師一百八十艘を率ゐ、蝦夷を討たしむ。比羅夫、飽田○前に、或は齶田に作れり。訓讀通ず。渟代蝦夷二百四十一人・津輕蝦夷一百十二人・膽振鉏蝦夷二十人を召し、大に饗して物を賜ひ、進みて肉入籠に至る。因て、菟蝦夷膽鹿島・菟穗名が言を問ひ、後方羊蹄を以て政所となし、郡領を置き、遂に肅愼を攻めて歸る。是の歲、坂合部連石布・津守連吉祥、唐に使し、陸奥蝦夷男女二人を以て唐主に示しけるに、蝦夷、白鹿皮及び弓三張・矢八十を唐主に獻せり日本紀及び本書の一說○唐書に、天智帝元年の事となせるは誤なり。天智帝の元年・四年、蝦夷、入朝す。天武帝の十年、陸奥蝦夷二十二人に爵を賜ふ。越國蝦夷伊高岐那、奏して曰く、俘人の戸七千に盈ちたれば、請ふ、立てゝ一郡となさんと、之を許す。持統帝の二年、蝦夷一百九十餘人、各調賦を負荷して、誄を天武帝の殯宮に奉りしに、蝦夷の男女二百一十三人を飛鳥寺の西槻本に饗して、冠位を授け、物を賜ふこと差あり。三年、陸奥優嗜曇郡城養蝦夷務大肆脂利・古男・麻呂・鐵折、

鬢髪を剃りて沙門とならんことを請ふ。詔して曰く、麻呂等、少くして容止閑雅に、性亦寡欲なり。宜しく蔬食戒を持し、修道して身を終ふべしと。尋で越蝦夷沙門道信に、佛像一軀・灌頂幡・鐘・鉢各一口、五色綵帛各五尺〇尺、疑ふらくは匹の訛ならん。綿五屯・布一十段・鍬一十枚・鞍一具を賜へり。陸奧蝦夷沙門自得、金銅の藥師・觀世音像各一軀、鐘・婆羅寶張・香爐・幡等の物を請ひたれば、詔して、之を賜ひ、越蝦夷八釣魚等に物を賜ふこと差なり。十年、越度島蝦夷伊奈理武志等に、錦袍・緋紺絁・斧等の物を賜へり日本紀。文武帝の元年、陸奧蝦夷、方物を貢す。二年、越後・陸奧の蝦夷、方物を獻じければ、敕して、越後の磐舟柵を修理せり。三年、越後蝦夷一百六人に爵を賜ふ。元明帝の和銅二年、陸奧・越後の蝦夷、猖獗にして、屢良民を傷害するを以て、巨勢朝臣麻呂、陸奧鎭東將軍となり、佐伯宿禰石湯、征越後蝦夷將軍となり、紀朝臣諸人、副將軍となりて、遠江・駿河・甲斐・信濃・上野・越前・越中等の兵を發し、兩道より竝び進みて、討ちて之を平ぐ。三年春、蝦夷、入朝して正を賀す。七年、尾張・上野・信濃・越後の民二百戸を出羽に徙して、柵戸となす。八年、蝦夷、方物を貢して正旦を賀す。蝦夷及び南島の七十七人に、位を授くること差あり。元正帝の位に卽くや、陸奧蝦夷第三等邑良志別君宇蘇彌奈等、奏して曰く、奴等、親族死亡したれば、子孫、恐らくは狄の爲に鈔略せられん。請ふ、香河村に別に一郡を建てゝ編民と爲らんと、之を許す。蝦夷須賀君古麻比留等言す、先祖以來、貢獻の昆布は、常に北地に採れり。今、國府の郭下、北地を距ること甚だ遠く、往

來、旬を累ぬ。請ふ、閑村に新に一郡を建て、親族と倶に移りて之に居り、內民に比せんと、之を許す。養老四年、陸奧蝦夷叛きて、按察使上毛野朝臣廣人を殺しゝかば、播磨按察使多治比眞人縣守を以て持節征夷將軍となし、下毛野朝臣石代を副將軍となし、阿倍朝臣駿河を持節鎭狄將軍となして、之を討たしめたり。五年、縣守等、蝦夷を破りて歸る。七年、出羽國司多治比眞人家主奏すらく、蝦夷五十二人、功効已に顯れて、未だ酬賞に霑はず。伏して以みるに、芳餌の末、必ず深淵の魚を擊ち、重祿の下、必ず忠節の臣を致す。今、夷狄愚闇にして、忠義を知らず。若し久しく奬酬せずんば、則ち恐る、一旦に解散せんことを。故に、狀を具して奏請すと。勅して、之を許し、勳績に隨ひて、竝に賞爵を加へたり。聖武帝の神龜元年春、陸奧國海道蝦夷、叛きて、大掾佐伯宿禰兒屋麻呂を殺しゝかば、藤原朝臣宇合を以て持節大將軍となし、高橋朝臣安麻呂を副將軍となして、海道蝦夷を征し、小野朝臣牛養を鎭狄將軍となして、出羽を鎭め、坂東九國の兵三萬人をして騎射陣法を習練せしめ、綵帛二百匹・絁一千匹・綿六千屯・布一萬端を以て、陸奧鎭所に輸れり。冬、宇合、蝦夷を討ちて歸る。續日本紀。是の歲、鎭守將軍大野朝臣東人、始て陸奧の多賀柵を置く。多賀城碑。柵は、續日本紀天平九年の文に據る○按するに、碑文に城に作れり。蓋し追書する所なり。天平二年、陸奧言す、田夷村の蝦夷、已に賊心を悛め、久しく朝化に循へり。請ふ、郡を建てゝ編貫せんと、之を許す。九年春、陸奧按察使大野朝臣東人奏すらく、陸奧より出羽柵に至るまで、行程迂回せり。請ふ、男勝より直道を通じて、以て往來に便せんと。詔して、之を可す。藤原朝臣麻呂、持節大

使となりて、佐伯宿禰豐人等と、多賀柵に至り、東人と協議して役を興す。蝦夷の疑懼して叛亂せんことを慮り、使を遣はして東人に諭告す。麻呂及び出羽國司田邊史難波等と、倶に夷地に入りて、石を鑿ち樹を伐り、開く所一百六十里、兵を觀して歸る。孝謙帝の天平寶字二年、陸奥國の歸降せる蝦夷男女千六百九十餘人に、田を給して編著す續日本紀。六年、鎭守將軍藤原朝臣朝獦、多賀城を修築し、石を立てゝ道程里數を紀す。時に、連に土疆を啓きて、蝦夷の國界に抵ること一百二十里なりきと云ふ多賀城碑。神護景雲三年、蝦夷、入朝して正旦を賀しければ、宴を朝堂に賜ひ、爵を授け物を賜へり。是の歲、陸奥の桃生・伊治の二城を築き、坂東八國の民を募り、地の利に就きて耕桑せしめ、以て鎭戍に充てたり。四年、陸奥蝦夷宇漢迷公宇屈波宇等、徒族を率ゐて逃げ還りしかば、人をして之を追喚せしめたれども、背て來らず、使者に謂て曰く、吾、必ず親族と、城柵を侵さんと。是に於て、道島宿禰島足等を陸奥に遣はして、其の虛實を檢せしむ。光仁帝の寶龜四年、陸奥・出羽の蝦夷の俘囚等、入朝しければ、位を授け物を賜ひて放ち歸す。五年春、出羽蝦夷の俘囚に宴を朝堂に賜ひ、位を授け物を賜ひ、尋で詔して、其の入朝を停めたり。秋、蝦夷、邊に寇しければ、陸奥按察使鎭守將軍大伴宿禰駿河麻呂等、之を征せんことを奏請せしに、之に從ひたり。時に、海道蝦夷、橋を燒き道を塞ぎ、急に桃生城を攻めて、其の西郭を破りしに、鎭守の兵、支ふること能はざりしかば、陸奥國司、兵を發して來り援け、駿河麻呂、驛を馳せて急を報ず。是に於て、坂東八國に敕すらく、邊塞急あり、國の

大小に隨ひ、兵二千已下五百以上を發して赴援せよと。冬、駿河麻呂、遠山蝦夷を攻む。遠山は、其の地嶮岨にして、夷俘、聚結して居となせば、是より先、諸將、未だ嘗て進み討つこと能はざりしが、是に至りて、駿河麻呂、直に進みて其の巣窟を衝きしに、蝦夷、奔竄しければ、北ぐるを追ひて窮討し、悉く之を降せり。六年冬、出羽言す、蝦夷、未だ平がざれば、請ふ、國府を遷し、兵九百九十六人を發して、要害を鎭めんと。三歳、敕して、相模・武藏・上野・下野四國の兵を差はして、出羽を戍らしむ。七年春、陸奥、兵二萬人を發して、山海兩道の賊を伐たんことを奏請す。是に於て、出羽に敕して、兵四千人を發し、道男勝よりして、賊の西界を攻む。夏、陸奥鎭守將軍紀朝臣廣純言す、出羽志波村の夷俘叛きたれば、國兵、之を擊ちしかども、利あらざりきと。敕して、下總・下野・常陸等の國の騎兵を發して、之を援け、佐伯宿禰久良麻呂を以て陸奥鎭守副將軍を兼ねて出羽を鎭めしむ。秋、安房・上總・下總・常陸をして船五十隻を造らしめ、陸奥に輸して不虞に備へ、俘囚三百九十五人を以て、太宰府管內諸國に配す。冬、陸奥の軍三千人を發して、膽澤賊を伐ち、出羽の俘囚三百五十八人を太宰管內及び讚岐に遷し、其の七十八人を諸司及び廷臣に賜ひて奴となす。八年夏、陸奥の兵、山海兩道の賊を討つ。出羽蝦夷叛きければ、國兵戰ひ、大に敗れて、器械、多く亡失せり。十一年春、陸奥蝦賊、長岡に寇して、民家を焚きければ、國兵、之を拒ぎて、殺傷相當れり。敕して、兵三千を發して之を討たしむ。陸奥上治郡大領外從五位下伊治公呰麻呂、叛きて、按察使參議

紀朝臣廣純を殺す。呰麻呂は、本夷俘の種なり。嘗て廣純に憾ありしが、陽に奉承を爲して、潛に之を圖らんことを欲せり。牡鹿郡大領道島大楯も、亦毎に呰麻呂を陵侮せしかば、呰麻呂、之を啣めり。是より先、蝦賊、屢叛きければ、廣純、覺鱉城を築きて賊の衝突に備へんことを建議せしが、是に至りて、廣純、俘軍を率ゐて城に入りしに、大楯・呰麻呂、焉に從へり。呰麻呂、俘賊と謀りて、先大楯を殺し、遂に廣純に逼りて之を殺しゝに、俘賊、響應しければ、陸奧介大伴宿禰眞綱、圍を脫れて走れり。賊、多賀城に入り、兵を縱ちて大に掠め、府庫を毀ち、軍糧器械を取りて去り、其の餘しゝ所の物は、火を放ちて之を燒けり。三月、中納言藤原朝臣繼繩、征東大使となり、大伴宿禰益立・紀朝臣古佐美、副使となり、大伴宿禰眞綱は、鎭守副將軍、安倍朝臣家麻呂は、出羽鎭狄將軍となり、益立、陸奧守を兼ぬ。出羽に敕して曰く、度島蝦狄、久しく朝化に懷きて、貢獻、闕かざりしに、當今、歸俘、逆を作せり。將軍・國司、宜しく意を加へて綏撫すべしと。六月、百濟王俊哲を以て鎭守副將軍となし、七月、敕して、坂東の兵を發して多賀城に赴かしめ、下總の國糒六千斛、常陸の國糒一萬斛を割きて軍所に輸る。八月、狄志良須俘囚宇奈古、秋田城を保守せんことを請ひけるを、鎭狄將軍安倍朝臣家麻呂以聞せしに、報じて曰く、秋田城は、前代將相の深く謀りて建てたる所にして、敵を禦ぎ民を保つこと、玆に年あり。一旦擧げて之を棄てんは、甚だ計に非ざるなり。宜しく軍士を遣はして、之が鎭守となして、彼の歸服の情を沮ましむること勿るべし。由理柵は、要害の地なれば、

亦宜しく兵を置き相助けて防禦すべし。往者、國司言ひけらく、秋田は保ち難く、阿邊は治め易しと當時、其の議に從ひたれども、歲月を遷延し、今に至りて、猶未だ徙居するものあらず。此を以て之を言へば、百姓の遷らんことを重るや、明なり。宜しく狄俘及び百姓等に歷問して、具に彼此の利害を言ふべしと。尋で藤原朝臣小黑麻呂を以て持節征東大使となせり。十月、征東・鎭狄の諸將、稽留して機を失ひたるを以て、敕を下して、之を責む。是に於て、征東軍使、謀りて兵二千を遣はして、木を伐り溝を深くし、鷲坐・楯坐・楯石澤・大菅屋・柳澤の五道を塞斷して、賊の奔突に備へしめたり。鎭守副將軍百濟王俊哲、俘賊と戰ひしに、俊哲、兵盡き矢竭き、賊兵、之を圍みければ、俊哲、身を挺でゝ脫走す。天應元年五月、按察使藤原朝臣小黑麻呂、賊勢の稍衰へたることを奏して、軍を旋し、士馬を休息せしめんことを請へども、許さず、敕を下して、其の欺罔を責めたり。初め、征東副使大伴宿禰益立に從四位下を授けて之を遣はしゝに、軍を頓めて進まざりければ、保壘、多く賊の據る所となりしが、大使藤原朝臣小黑麻呂、後れて至りて、稍亡ひし所の諸塞を復せり。九月、益立が從四位の階を奪ひ、十二月、陸奧守內藏忌寸全成を以て鎭守副將軍となす。桓武帝の延曆二年、征東軍の尫弱にして戰に堪へざるを以て、坂東八國に敕して、散位・郡司等の子弟及び浮游の民の軍に充つるに堪ふるものを點定すること、國ごとに一千より五百人已上に至り、訓練敎習して、緩急あらば、國司押領して奔赴せしむ。七年、陸奧出羽按察使多治比眞人宇美に鎭守將

○阿は、疑ふらくは河の誤ならん。

軍を兼ねしめ、安倍猨島臣墨繩を副將軍となし、陸奧に令して三萬五千斛を多賀城に輸らしめ、東海・東山・北陸の諸國をして糒二萬三千斛及び鹽若干を輸らしめ、東海・東山・坂東諸國の步騎五萬二千八百餘人を發し、參議紀朝臣古佐美を征東大使となして、節刀を賜ひ、入間宿禰廣成を副使となす。明年三月、諸國の軍、悉く多賀城に會し、道を分ちて賊地に入る。古佐美、衣川に至り、軍を按じて進まざれば、敕旨、之を促す。六月、征東副將軍入間宿禰廣成・左中軍別將池田朝臣眞枚・前軍別將安倍猨島臣墨繩、各裨將を遣はして、川を濟りて進み擊たしめしに、賊兵、引き去りければ、官軍、火を縱ち、勢に乘じて進み、巢伏村に至りて、將に前軍と合はんとす。而るに、前軍、賊の爲に扼せられて、進むことを得ず。賊衆八百餘、更に進みて拒ぎ戰ひければ、官軍、稍退きぬるに、賊四百許人、繞りて軍後に出でたり。官軍、腹背敵を受けて、遂に支ふること能はず。別將丈部善理等、戰死し、其の餘、殺溺して死するもの甚だ多かりき。既にして、古佐美、運輸繼がざるを以て、兵を罷めんことを奏請すれども、許されず。古佐美等、久しく軍に在りて功を成すこと能はざれば、九月、遂に師を班しゝに、諸將、律を失ひて功なきを以て、其の罪を議せしが、古佐美は、久しく行陣に在りしを以て、特旨もて置きて問はざりしかども、池田朝臣眞枚・猨島臣墨繩等は、貶黜すること差あり。九年春、東海駿河以東・東山信濃以東の諸國に敕して、革甲二千領を造らしめて、征東の用に供し、尋で東海相模以東・東山上野以東の諸國に敕して、軍糒十四萬斛を備へしむ。冬、征東の軍士の功あり

しもの四千八百四十餘人に、勳を授け位を進む〈續日本紀〉。

譯文大日本史卷の二百四十終

譯文大日本史卷の二百四十一

列傳第一百六十八

諸蕃十

蝦夷下
肅愼
女眞
琉球

桓武帝の延曆十一年、敕すらく、如聞、夷爾散南公阿破蘇、化を慕ひて入朝せりと。忠款嘉すべし。國司、宜しく騎三百を發して、國界に迓迎し、專ら威勢を示すべしと。陸奧の俘囚二人に外從五位下を賜ひて類聚國史。日本紀略。以て之を綏懷し、夷俘三人を朝堂に宴して、爵位を授く類聚國史。十三年、征夷大將軍大伴宿禰弟麻呂、大に蝦夷を敗りて、四百五十七人を斬り、百五十人を捕虜し、馬八十五疋を獲、聚落七十五所を燒きたり日本紀略。十八年、出羽の山夷の祿を停めて、山夷と田夷とを論ぜず、功あるものを簡びて之を賜ふ。陸奧の俘囚四人、私に賊地に往還したりければ、捕へて土佐に流す日本後紀○日本紀略に、五人に作れり。十九年、陸奧出羽按察使阪上大宿禰田村麻呂に命じて、諸國の夷俘を檢校せしむ。二十年、征

夷大將軍坂上大宿禰田村麻呂、蝦夷を擊ちて大に之を敗り日本紀略。窮追して閉伊村に至り、其の巢窟を掃除せり日本後紀。二十一年、田村麻呂に命じて、陸奧の膽澤城○按ずるに、和名鈔に曰く、鎭守府は膽澤郡に在りと。卽ち是なり。を築き、諸國浮浪の民四千人を移して之を戍らしめしに、酋帥大墓阿氐利爲・盤具母禮、種族五百餘人を率ゐて降りたれば、田村麻呂、二虜を京師に獻ず。二虜は、奧地の賊首にして、屢邊害をなしたれば、廷議、斬に處せしに、田村麻呂、奏して曰く、二虜は、是賊魁なりと雖も、然れども、已に身を委ねて歸降せり。且つ誠款して云く、願はくは、特恩を蒙りて、首領を全うすることを得ば、則ち、身、還りて夷地に入り、餘種を招降せんと。許さずして、遂に河內に斬る。二十二年、田村麻呂を陸奧に遣はして、志波城を築かしむ日本紀略。二十三年春、將に蝦夷を征せんとするを以て、武藏・上總・下總・常陸・上野・下野・陸奧等の糒一萬四千三百餘斛・米九千六百餘斛を陸奧小田郡中山柵に運ぶ。夏、陸奧言す、志波城より膽澤郡に至る一百六十餘里、山谷嶮遠にして、往還に便ならず。請ふ、一驛を置きて、以て機急に備へんと、之に從ふ。冬、出羽言す、秋田城、建置以來四十餘年、土地墝埆にして、五穀に宜しからず。加ふるに北隅に孤居せるを以て、隣しく相救ふことなし。請ふ、永く停廢に從ひて、河邊府を保たんと。敕して、城を停めて郡となし、民を河邊に徙す。嵯峨帝の弘仁元年冬、陸奧奏すらく、渡島狄二百餘人、氣仙郡に來著せしが、本國の所管に非ざれば、之を歸去せしめんとせしに、狄等曰く、時是寒節、海路越え難し。願はくは、來春を俟ちて本鄉に歸らんと、之を許さんと。二年

春、陸奥の爾薩體・幣伊二村の蝦夷、叛きければ、陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂・鎮守將軍佐伯宿禰耳麻呂・副將軍物部連足繼等に敕して、陸奥・出羽の兵二萬六千人を發して之を討たしむ。是に於て、出羽守大伴宿禰今人、謀りて、勇敢なる俘囚三百餘人を發して、賊の不意に出で、雪を冒し襲ひ討ちて、爾薩體の餘孽六十餘人を誅したり。夏、文室朝臣綿麻呂を以て征夷將軍となし、大伴宿禰今人・佐伯宿禰耳麻呂・坂上大宿禰鷹飼を以て副となして、賊を討たしめ、敕して曰く、夷狄、紀を干すこと、日たる已に久しく、征伐を加へたりと雖も、未だ盡く誅鋤せず。將軍等、今將に兵を出して之を討たんとす。其軍監・軍曹、且つ用具を簡びて奏上せよ。但軍法を犯さば、身を禁じて裁を請ひ、隊長已下は、法に依りて決斷せよ。國の安危、此の一擧に在り、將軍、之を勉めよと。時に、糒鹽器仗、備らざりければ、旬に渉りて發すること能はず。秋、綿麻呂等奏すらく、臣等、初め謂らく、宜しく俘軍一千人を以て、吉彌侯部・於夜志閉等に委ねて幣伊村を襲ひ伐たしむべしと。然るに、彼の村の俘夷、黨類巨多なれば、若し偏軍を以て臨み討たば、恐らくは機事を誤らん。仍て兩國の俘軍各一千を發し、八九月を俟ちて、左右翼を張り、前後より奮擊せんことを欲すと。敕して曰く、宜しく副帥及び國司等と、之を議すべし。國の大事、輕しく略るべからずと。出羽言す、降俘吉彌侯部都留岐言ふ、己等、貳薩體村の夷伊加古等と、久しく仇怨を構へたり。方今、伊加古等、兵を練り衆を整へ、都母村に居て、幣伊村の夷を誘ひ、將に來りて己等を伐たんとす。願はくは、兵粮を賜りて、

先登襲戰せんと。臣等、以爲らく、賊を以て賊を伐つは、軍國の利なり。米一百斛を給して、其の願ふ所を聽さんと、之を許す。文室朝臣綿麻呂、軍一千百人を益さんことを請ふ、之を許す。冬、綿麻呂等、兵を分ち、四道並び進みて、直に賊巢を衝き、窮討して盡く之を滅し、狀を具して以聞せしに、敕して曰く、將軍の兵略、士卒の戰功、此に於て之を知りぬ。蝦夷は、請に依りて中國に移配し、俘囚は、本土に置き、勉て教諭を加へ、勞擾を致さしむること勿れと。初め、桓武帝、蝦夷、叛亂して、歷代平がざるを以て、大伴宿禰弟麻呂及び坂上大宿禰田村麻呂を遣はして之を討たしめ、略平定を致せり。然れども、遺類、尙山谷に逃竄し、間を伺ひて寇鈔せしが、綿麻呂等が餘蘖を誅するに及び、邊患、始て息みければ、帝、大に其の功を賞し、副將以下に及ぶまで、各品秩を進めたり。綿麻呂奏すらく、官軍一擧して、寇賊遺るものなし。當に鎭兵を廢して永く百姓を安ずべし。然れども、城柵等の器仗軍糧、未だ遷納せず。伏して望む、一千人を置きて、以て守衞に充てん。志波城は、屢水害を被れば、須らく便地に遷すべし。伏して望む、二千人を置きて之を守り、遷し訖るを待ちて之を解き、千人を留めて、永く鎭戍となさん。兵士の設は、非常に備へんが爲なるに、既に遺寇なければ、何ぞ兵士を置かん。但邊國の守は、卒に停むべからず。伏して望む、二千人を置きて、餘は悉く之を解かん。寶龜五年より今に至るまで三十八年、百姓罷弊して未だ休息することを得ず。伏して望む、復を給すること四年、其の鎭兵は、次を以て差點し、輪轉して復免せんと、並に之を許す日本後紀。三年、鎭守府

の官員を定め日本後紀・類聚三代格。諸國に俘長を置く日本後紀・類聚國史。陸奥の田夷三百九十六人、姓を改めて公民となり課役を奉ぜんことを請ひしかば、之を許せり。五年、陸奥奏す、膽澤・徳丹の二城、塞表に孤居したるに、城下及び津輕の狄俘、野心測り難ければ、備へざるべからず。請ふ、糒鹽を收置して、以て非常に備へんと、制可す日本後紀。仁明帝の承和二年、是より先、夷俘の境を出づることを禁じたれども、頻年、多く京師に闌入しければ、此に至りて、官符を下し、陸奥出羽按察使及び國司・鎭守府等の官吏を譴責す。六年、陸奥守良岑朝臣木連・鎭守將軍匝瑳宿禰末守、奏して曰く、災異屢見れ、地又頻に震ひ、百姓駭散して、堵に安ずること能はず。多賀・膽澤兩城の間、異類蔓延して、控弦數千、如し警急あらば、防禦すべきこと難し。請ふ、兵一千人を發して、豫め守備を修め、民をして農に赴かしめんと。詔して、之を許す。七年、復奏すらく、奥地の民、庚申を守ると稱し、潰出奔會して抑制すべからず。國威に非ざるよりは、何ぞ駭民を靜めん。請ふ、援兵を調發して、以て物情を鎭めんと、之を可す續日本後紀。文徳帝の齊衡元年、陸奥、去年登らざりしを以て、援兵二千人を發して、以て不虞に備へんことを請ひければ、敕して、一千人を發し、穀一萬を以て俘夷に賑給することを許す。二年、陸奥の俘夷、同種相攻殺しければ、兵二千を發して、非常を警備し、穀一萬斛を發して民俘に賑給せり文徳實錄。清和帝の貞觀十一年、諸國の夷俘を太宰府に移して、新羅の賊に備ふ。十二年、太政官、符を上總國に下し、夷種を敎喩せしめて曰く、折取の夷種、中國に散居すれば、縱盜賊ありとも、其

をして防禦せしめんとす。而るに、今聞く、彼の國の俘夷、猶野心を挾みて、未だ華風に染まず、或は火を行ちて民室を燒き、或は兵を持ちて財物を掠むと。凡そ羣盗の徒、此よりして起る。今禁遏せずんば、後害を如何せん。宜しく勤て捉搦を加へ、若し面を革め皇化に向ふものあらば、殊に優恤を加へ、其の性の吏敎に背くに習へるものは、追ひて奥地に入れ、麤獷の輩をして善良の民を侵牟せしむることなかるべしと。陽成帝の元慶二年春、出羽の夷俘、叛亂し、火を放ちて秋田城を攻めければ、出羽守藤原朝臣興世、鎭兵を以て之を防ぎ、且つ諸郡の兵を促し發し、驛を飛して上奏しけるに、敕して曰く、夷虜、悖逆にして、城邑を焚剽し、犬羊狂心、暴惡を性となす。追討を加へずんば、何ぞ懲艾することあらん。須らく精兵を量發して、其の喉咽を扼すべし。但、時、農要に在り、人、耕種を事とせり。若し多く衆を動かさば、恐らくは農務を妨げん。上兵は謀を伐ち、良將は戰はず。巧に方略を設けて、以て邊民を安せよと。又陸奥國に敕して、豫め兵士を調練し、以て急に應ぜしめたり。夏、出羽權掾小野朝臣春泉・文室眞人有房、兵を領して秋田城に入りしに、賊兵、轉盛にして、悉く城の南北の官舍民屋を燒き、人物を殺掠す。時に、前年の飢荒を經て、百姓困弊し、募兵、戰に赴けども、皆固心なく、春泉・有房等、賊と戰へども、衆寡敵せず、賊、勝に乘じて、遂に秋田城を燒きければ、兵仗・軍糧、累年の積畜、一時に灰燼となりぬ。是に於てか、復敕符を陸奥に降し、兵二千を發して、急に赴き援けしむ。出羽守藤原朝臣興世、孤城拒守し、援軍至らず、四方の應接、兵、給す

ること能はず。飛驛累表して、救を請ふ。興世、先兵六百人を遣はして野代の隘に營せんとせしに、燒山に至る比ひ、賊一千餘人あり、忽ち官軍の後に起りて、五百餘人を殺略し、免かるゝもの五十人、百姓の廬舍、皆悉く燒かれたり。上野・下野・陸奧に敕して、援兵三千人を促し發し、且つ陸奧に敕して、其の時に赴援せざりしことを責む。是に於て、陸奧守源朝臣恭、兵二千を發して之を援け、又興世が請を以て五百人を加發し、驛を飛して之を奏し、且つ請ひけらく、當國の夷、隣敵の警に因りて、恐らくは、狼心を動し蠆尾を掉はん。請ふ、兵二千を發して、要害の處を守らんと、之を許す。因て敕して曰く、本國、或は軍を發するの後、飛驛言上せば、徒に物聽を驚して、事に益なからん。宜しく上野・下野・陸奧・出羽等の國をして、今より以後、驛遞奏上すること、一に延曆十三年の敕の如くすべしと。時に、藤原朝臣保則を以て出羽權守となして、出羽の軍事を統制せしめたれども、未だ至らざりければ、小野朝臣春泉・文室眞人有房、秋田營を守り、最上郡擬大領伴貞道・俘魁玉作宇奈麻呂、官軍五百六十人を率ゐて、賊の形勢を覘ひしに、路に賊兵三百餘人に遇ひ、貞道、流矢に中りて死せり。賊、又來りて戰を挑みたれば、官軍、防ぎ戰ひて之を破り、殺獲する所多かりしが、宇奈麻呂、賊と接し、手づから二人を刃りて、遂に戰死せり。賊、兵を草中に伏せ、俘囚三人を遣はして來らしめ、秋田河以北の地を得て兵を罷めんことを請ふ。官軍、其の詐なることを知り、輕兵百餘人を遣はし、其の伏を射させて、三人を殺せり。出羽權介藤原朝臣統行及び小野朝臣春泉・文室眞人

有房等、秋田の舊城に屯して、軍糧・甲仗を調へ、陸奥押領使大掾藤原朝臣梶長が領する所の兵二千人、及び本國の兵、合て五千餘人、城を守りたりしに、賊兵、奄ひ至りて攻圍しければ、統行等、兵を出し、拒ぎ戰ひて、賊の爲に敗られたり。有房、力戰せしが、矢、左脚に中りて、勇氣愈勵み、殊死して奮鬪し、手づから數人を斬りたれども、官軍、奔竄して、後援するものなければ、有房、獨進むこと能はずして還りぬ。藤原朝臣梶長、賊徒の强盛なるを視て、本兵二千人を率ゐ、間道を取りて陸奥に還れり。六月、小野朝臣春風、鎭守將軍となる。陸奥に敕して曰く、逆虜、猖獗日に甚しく、彼の國の軍士二千人、顧望して敵を避け、亡げて本國に歸れり。勢を斷ち勝を制するは、自ら其の方あるに、今各身軀を重じて、鬪戰に意なく、糧、醜類に資し、力、凶威に屈す。豈に王者の師を回して自ら敗軍の恥を貽すべけんや。宜しく更に亡歸の卒を勒へ、事に幹たるものをして、統領して發遣せしむべし。若し重て亡げ歸るものあらば、處するに軍法を以てすべしと。東海・東山の二道に敕して、精鋭を簡選して軍に赴かしむ。秋、藤原朝臣保則、出羽に至りて、文室眞人有房等を遣はし、兵六百餘を率ゐて秋田河の南に屯せしむ。時に、夷俘の屯結する所、上津野・火內・椙淵・野代・河北・腋本・方口・大河・堤・姉刀・方上・燒岡等凡そ十二村、及び歸化俘の地添河・霜別・助川の三村、皆夷俘の居る所なり。官軍の保つ所の雄勝城〇或は男勝に作れり。尤も衝要の處に當れり。賊兵、將に來りて之を攻めんとす。保則、雄勝・平鹿・山本三郡の倉穀を發して、郡內及び添川・霜別・助川三村の俘囚

に賑給し、其の心を慰悅せしむ。是に於て、俘囚深江彌加止・玉作正月麻呂等、三村の俘囚二百餘人を誘率し、夜、賊の村を襲ひて、其の廬舍を燒き、八十人を殺す。時に、軍中、或は賊俘と津輕夷俘と謀を通ぜりと傳へたり。保則、以謂らく、如し二賊連結せば、害をなすこと更に深からんと。常陸・武藏兩國の軍二千人を發して、以て不虞に備へんことを奏請す。是に於て、諸國に敕して、豫め勇卒を簡鍊せしむ。既にして、賊俘三百餘人、秋田城に詣りて降を乞ひ、文室眞人有房・藤原朝臣滋實の二人、騎從を屏去し、親しく賊營に造りて降を受けんことを約す。會陸奥權介坂上大宿禰好蔭、兵二千餘を將ゐて、流霞道より秋田に至り、盛に軍容を張りて、威を賊に覩し、小野朝臣春風も、亦別敕を奉じ、上津野に入りて、賊類を招撫す。賊首七人、春風に從ひて來りければ、諸將、將に其の降を許さんとせしに、義從の俘囚、請ひて曰く、奴等、國家に奉從するを、賊黨、素より之を怨めり。若し今殄滅せずんば、後必ず相報いん。仇家多種なれば、奴等、恐懼せざることを得ず。且つ降を乞ふの狀、疎慢無禮なり。願はくは其の請を許さるゝことなかれと。是に於て、降俘に命じ、向に奪ひし所の官の甲仗を徵せしに、賊俘、便ち掠めたる所の甲二十二領を進めけるが、出羽權掾清原朝臣令望、其の進むる所の甲の數の少きを疑ひて、以謂らく、夷情測り難し。恐らくは紿かれんと。春風曰く、春風、賊地に入りてより、具に逆類改過の心を知れり。今若し抑へて納れずんば、成を樂む所以に非じと。藤原朝臣保則、其の言に從ひて、之を慰納せり。尋で渡島の夷酋百三人、種類三千人及び

津輕の俘囚の賊に連らざりしもの百餘人を率ゐ、秋田城に詣りて款を納る。明年春、藤原朝臣統行・文室眞人有房等、俘囚を饗して、以て之を撫勞す。出羽の俘囚深江三門・大辟法口・玉作正月麻呂等く、（譯者云、口玉は、大系本三代實錄に據りて之を補ふ。）に敕して、竝に外從五位下を授け、尋で諸國の兵士を解遣し、其の上野・下野兩國の兵の齎しゝ所の甲冑器仗は、出羽に留附せり（三代實錄）。後冷泉帝の天喜四年、陸奧の俘囚安倍賴時叛く。事は、叛臣傳に詳なり。白河帝の永保三年、出羽の俘囚清原武衡・清原家衡叛く。事は、清原武則が傳に見えたり。

肅愼、或は之を靺鞨と謂ひ（隋書）。陸奧宮城郡の治を去ること三千里、多賀城の西北に在り（多賀城碑）。其の地、大抵蝦夷と近接せり。欽明帝の五年、肅愼の船、佐渡島御名部碕に至り、淹留して去らず、春夏、魚を捕へて食となし、其の人、言語通ぜざれば、島人、以爲らく、鬼魅なりと、畏れて敢て近かず。因て、縱に鈔掠を行ひ、稍移りて瀨河浦に就き、水中の毒を飮みて、死するもの殆ど半し、其の骨、巖岫に積みければ、俗、其の處を呼びて肅愼隈と曰へり。齊明帝の四年、越國守阿倍比羅夫臣、肅愼を討ちて歸り、生羆二・羆皮七十枚を獻じ、五年、比羅夫、舟師一百八十艘を率ゐ、蝦夷を討ちて之を降し、進みて肅愼を撃ち、四十九人を獲て歸る（日本紀及び本書の一說）。六年、阿倍比羅夫臣、舟師二百艘及び陸奧蝦夷を率ゐて肅愼を征するとき、渡島蝦夷一千餘、海濱に屯營したりしが、蝦夷二人、比羅夫が軍を望み、疾呼して曰く、肅愼の船師來れりと。比羅夫、二人を喚びて、肅愼の船數及び伏處を問ひしに、

蝦夷、具に之を指言すらく、二十餘艘ありと。卽ち肅愼を喚べども、肯て來らず。比羅夫、命じて彩帛兵鐵を海濱に積みて、之に餌せしに、肅愼、船師を陳ね、羽を木に繫けて旗となし、棹を盪して來りけるが、二の老いたる肅愼ありて、船を下り、彩帛を積める處に至りて、熟視すること數回、單衫を取りて之を著、各布一端を提げ、船に乘りて去れり。俄にして、復來り、更に單衫を脫ぎて故の衣を著、布を置きて去りぬるに、追ひて之を呼べども來らず。其の船、弊賂弁島本書の註に云く、渡島の別島なりと。に至りて、和を乞ひけれども、比羅夫、聽かずして、遂に之と戰ひしが、能登馬身龍、賊の爲に殺されたれども、官軍、悉く賊の妻孥を擒にせり。是に於て、肅愼の兵敗れ、比羅夫、四十七人を虜獲して歸る。天武帝の五年、肅愼七人、新羅使金淸平に從ひて來る。持統帝の十年、肅愼の志良守叡草等に、錦袍袴・緋紺絁・斧を賜ふ日本紀。元正帝の養老四年、渡島津輕津司諸君鞍男を靺鞨に遣はして、風土を觀省せしむ續日本紀。初め、靺鞨に七部ありしが、其の二部を粟末と曰ひ、黑水と曰ひて、皆高麗に屬したり。粟末靺鞨は、姓は、大氏後に渤海となる。渤海は、自ら傳あり。黑水靺鞨は、女眞となれり金史。

女眞は、肅愼の故地に居り、東は海に瀕し、南は高麗に接したり。初め、渤海に役屬し、仍て黑水靺鞨と稱したりしが、契丹の渤海を滅すに及びて、遂に契丹に附き、改て女眞と號し、其の契丹に籍するものを、熟女眞と稱し、契丹の籍に在らざるものを、生女眞と稱せり。其の地に、混同江・長白

山あり。生女眞の酋は、完顏部に居て、完顏氏となりしが、其の始祖を函普と曰へり。函普が玄孫石魯、稍條敎を以て治をなしゝが、是より寖く強くして、武を諸部に耀し、至る所、克く捷てり金史。女眞、世使を宋に通せしが、是に至りて、契丹と戰ひて數之に克てり文獻通考。俗、射を善くし、箭の長さ尺餘にして、能く楯を洞し、且つ人を殺す。其の戰に臨むや、人ごとに楯を持ち、戈矛、前に居り、次は刀、次は弓矢〇文獻通考に、亦云く、兵を用ふるに戈を以て前行となして、硬軍と號し、刀梧、自ら副ひ、弓矢、後に在るは、女眞の陣法なりと。本書と合へり。附して以て考に備ふ。其の船の長さ十餘尋、船ごとに櫂を設くること三四十、乘る所五六十人、陸に上れば則ち、二三十人、刃を奮ひて奔騰し、弓矢を操り楯を負ふもの七八十人、其の後に從ひ、所在の老弱を殺し、壯丁を驅り、資糧を掠め、山野を跋涉し、疾きこと飛隼の如く〇武備志に云く、女眞、馳獵を喜み、巖壁を上下すること飛ぶが如しと。亦本書と合へり。但鳴鏑を怕るゝのみ。後一條帝の寬仁三年三月、五十餘船に駕りて、高麗を襲ひ、沿海の人民を鹵略し、竟に對馬を焚掠して、三百餘人を殺略しければ、守遠晴、走りて太宰府に歸りけるに〇遠晴、姓闕けたり。賊、又壹岐に寇し、殺略殆ど盡き、守藤原理忠、害に遇へり。四月、賊、筑前に入りて、怡土郡を侵す。時に、沿海、地曠く兵寡ければ、太宰權帥藤原隆家、驛を馳せて狀を上り、兵を發して、拒ぎて之を卻けたり。次日、賊、能古島を掠め、進みて警固所に迫りたれば、隆家、又兵を遣はして之を拒ぎしに、賊、退きて能古島に還りぬ。明日、又博多を侵しけるに、兵守なければ、散位平爲忠・平爲賢、警固所より馳せて之に赴けり。適二島の人民、虜略せられて、賊の船中に在りしが、府軍を麾きて、呼びて曰く、馬

を馳せて之を射よと。府軍、鳴鏑を以て之を射たるに、賊、懼れ退きて、又筥前宮を燒かんと欲するを、府兵、射て一人を殪しければ、賊、船に乘りて、去りて能古島に泊れり。時に、大に風ふくこと兩日、賊、進退に困みたれば、隆家、間を以て兵船數十艘を發して追擊することを獲たるに、賊、又船越津を侵せり。府軍、擊ちて之を走らせければ、肥前松浦郡に寇せしを、前介源知、擊ちて之を卻けたり。賊、竟に去りて、再び高麗を侵しゝが、大に高麗の爲に敗られて、死傷略盡きたり。時に、事、不意に起りたれば、壹岐・對馬の人民、殺虜せられたるもの千餘人、牛馬數百、對馬の銀穴、燒毀せられたり。而して、未だ其の何の賊たるを詳にせず、人、稱して刀夷となしたりしが○夷を、或は伊に作れり。高麗の牒狀を得るに及びて、乃ち其の女眞たることを知れり小右記。是の歲、女眞、使を宋に遣はす文獻通考。後、百餘年、阿骨打、始て帝と稱し、國を金と號せり。初め、石魯が子烏古廼、治安元年を以て生れ、稍諸部を役屬せしが、號して景祖となす。子劾里鉢、善く兵を用ひて、勢益强盛なりしが、世祖と號せり。死して、弟頗剌淑立ち、死して、弟盈歌立ち、死して、侄烏雅束立ち、死して、阿骨打立つ。阿骨打は、劾里鉢が子にして、烏雅束が弟なるが、太祖と號す。死して、弟吳乞買立ち、遂に遼・宋を滅して、汴京を陷れ、其の地の半を據有したりしが、後、七世を歷て、蒙古に滅されたり金史。初め、安倍賴時が、亂を陸奥に作すや、其の終に敗衂して破滅を取らんことを懼れ、部族を盡して海外に遁れんことを欲し、先其の子弟と、二十許人を率ゐて、一船に乘り、往きて地勢を視察せんとし、遂に海

港に到り、一巨川を得て之を溯りたりしに、曠原、人なく、水、甚だ廣深なりき。行くこと三十日許、猶其の津を得ざりしに、忽ち足音の波濤の如きを聞きければ、頼時等、惶怖して、萑葦の中に蔽はれて、之を闚ひけるに、千餘騎あり、絳を以て抹額し○舊唐書音樂志に、高麗樂を載せたるに、舞ふもの、絳を以て抹額すとあり。按ずるに、靺鞨は、本高麗に役屬したり。故に、其の俗、此の如きか。河上に立ちて、相告語することあり、馬に鞭ちて流を亂りしが、歩するもの、皆馬に附きて濟れり。頼時、以爲らく、必ず淺處ならんと、就きて之を視るに、其の底を見ざりければ、悚懼して還りしが、幾もなくして、頼時死せり。後、頼時が子宗任、僧となりて筑紫に在り、人に語りて曰く、吾、嘗て聞けり、胡國は、夐に宋の北に在りと。吾、先人に隨ひて其の地に抵るに及びて、乃ち陸奥を去ること亦甚だ遠からざるを知りぬと今昔物語・宇治拾遺物語。 蓋し胡國とは、即ち女眞なり○金史を按ずるに、阿骨打、黃龍府を征し、混同江に次りしに、舟なければ、阿骨打、赭白馬に乗り、徑に逆りて曰く、吾が鞭の指す所を視て行けと。諸軍、之に隨ひしに、水、馬腹に及べり。後、舟人をして其の渡りし處を測らしめしに、深くして其の底を得ざりきと。武備志に、亦云く、馬を浮べて江河を渡り、舟楫を用ひずと。蓋し女眞の俗、此の如く、而して、頼時が反、方に劾里鉢と同時なれば、其の士馬精強にして、川を濟るに、舟筏を假らざりしは、其の說、信ずべし。又地圖を按ずるに、混同は、黑龍江に合ひて海に入り、蝦夷と一水を隔て、陸奥の界を距ること甚だ相懸からず、且つ其の流を溯ること數十日、猶津なきものは、海北の諸水に於て、唯黑龍・混同を然りとすれば、則ち其の女眞の地たりしこと明なり。

琉球國、舊流求に作りしを元亨釋書・下學集○按ずるに、性靈集には、留求に作り、三善清行が撰びし所の僧圓珍が傳には、琉栜に作り、書する所、往往一ならず。今、隋書に據り、流求を以て定めて舊名となす。後、今の字に更めたり齋藤親基記・島津文書。 一名は、阿兒奈波島淡海三船が撰びし所の僧鑒眞が傳、延曆僧錄鈔。訛して沖繩となりぬ長門本平家物語・琉球國圖。 海島の中に居り今昔物語・元亨釋書。東西狹く、南北長く琉球國圖。 薩摩の南を距ること二百里許南浦文集。 多禰島の西南に在りて僧鑒眞傳。 掖玖○又益救。 菴美・度感・信覺・球美・永良部・貴賀○又は貴海。 等の諸島と接近

し琉球國圖○按ずるに、諸島の名、今世用ふる所の文字は、本文と同じからず。今、一に國史諸書に用ひたる所に據りて之を書す。其の俗、鈔掠を以て事となせば、世、以て人を啖ふの國となしたり僧圓珍傳・今昔物語・元亨釋書。性靈集を參取す○按ずるに、隋書に云く、南境の風俗少しく異なり、人死するものあれば、邑里共に之を食ふと。又云く、鬪死者を收取し、共に聚りて食ふと。本文と合へり。初め、中國、南海の諸島を呼びて南島と曰ひしが續日本紀。後、南島と白石・阿甑・黒島・琉黄等の島嶼と、總て之を稱して鬼界島と曰ひ、凡て十二島源平盛衰記・長門本平家物語。鬼界は、卽ち貴賀なり琉球國圖。國人、相傳へけるは、其の始祖を天孫氏となし、阿摩美久と曰へりと清人の中山傳信錄に琉球人の著せる所の中山世鑑を引ける。推古帝の十六年、隋主楊廣、其の羽騎尉朱寬をして海に入りて之を慰撫せしめしに、流求、從はざりければ、寬、其の布甲を取りて還れり。時に、朝使、隋に在りしが、之を見て曰く、此、夷邪久國の人の用ふる所なりと隋書○邪久は、卽ち掖久、音相通ず。蓋し琉球と掖玖と、相去ること甚だ遠からず。故に、其の用ふる所の布甲、適同じかりしのみ。元正帝の靈龜元年春、南島の奄美・夜久・度感・信覺・球美等、入朝したるに、位を授くること差あり續日本紀。孝謙帝の天平勝寶五年冬、遣唐大使藤原朝臣淸河・副使大伴宿禰古麻呂・吉備朝臣眞備、唐僧鑒眞等と、舶を同じくして還りしが、洋中、漂流して阿兒奈波島に至り、風を候ふこと十餘日、南風を得て之を發したり僧鑒眞傳。文德帝の仁壽三年秋、僧圓珍、唐商欽良暉が舶に附して唐に赴きしに、路に颶風に遭ひ、漂ひて琉球に至りしに、遙に數十人の戈矛を執りて岸上に立てるを見たり。時に、風息みて、赴く所を知らざりければ、良暉、哀號して曰く、我等、將に琉球の爲に噬まれんとす。若何せんと。圓珍、佛に祈りけるに、忽ち東南風を得て免るゝことを獲たり僧圓珍傳・今昔物語・元亨釋書。一條帝の長德三年、南蠻の賊、西邊に寇す。明年、太宰府、貴

賀島に令して、南蠻の賊を追捕せしむ日本紀略。初め、大寶・和銅の間、南島の諸夷、多く內附して、來貢すること絕えざりしが續日本紀。是の後、往往離叛し、長寬・承安の際に至りては、十二島中、內屬するもの五、屬せざるもの七。其の屬せざるものは、鬼界以南なり源平盛衰記・長門本平家物語。時に、薩摩人阿多權守平忠景といふものあり、朝命に乖きて、海を越えて鬼界島に至りしかば、筑後守平家貞を遣はして之を討たしめたれども、行くことを果さゞりき。後鳥羽帝の文治四年、源賴朝、天野遠景及び宇都宮信房をして鬼界島を擊たしめて、之を降せり。是より先、薩摩人河邊通綱、賴朝が旨に乖き、亡げて島中に匿れたりしかば、賴朝、又義經が黨與の此に潛匿せんことを疑へり。故に、此の役ありしなり東鑑。初め、源爲朝、伊豆の大島に配流せらるゝや、諸島を侵略して、遂に鬼島に至りて、島人を懾服せしめ、一人を掠めて還り、歲ごとに絹百匹を納れしめたるが保元物語。所謂鬼島も、亦琉球なり。後、爲朝が子、島中に逃れ、天孫氏に代りて王となれりと云ふ南浦文集・中山傳信錄を參取す○按ずるに、傳信錄に云く、舜天は、日本人皇の後裔大里按司朝公が男にして、淳熙七年位に卽く、年十五と。續弘簡錄の註にも、亦琉球人の著せる所の世纘圖を引きて云く、舜天は、爲朝公が男子なりと。而して、宋の淳熙七年は、則ち治承四年に當る。而して、其の年十五と謂へるは、適、保元物語の爲朝が少子嘉應二年五歲の文と合へり。則ち爲朝が子孫、琉球に王たることは、蓋し亦誣ひざるなり。附して以て考に備ふ。足利氏、兵權を執るに及び、琉球王、使を遣はして方物を貢す。自後、時を以て來貢し、薩摩の島津氏、世接伴を掌れりと云ふ足利家內書引付・齋藤親基記・南浦文集・島津文書を參取す。

譯文大日本史卷の二百四十一終

譯文大日本史卷の二百四十二

列傳第一百六十九

諸蕃十一

隋

唐

天地の覆載する所、日月の照臨する所、四海萬國、生類千種にして、風を殊にし俗を異にすれば、遍く擧げ悉く識すべからず。惟ふに、文軌の通ずる所、載籍の存する所、其の國の最も大なるものを隋となす。地廣く人多く、上古より聖賢の君、道德仁義を以て、其の民を化導し、典章制度、大に備りたりしが、下りて近古に及びて、其の禮義文物、人材財用、亦諸國の比に非ず。其の國、隋より以前、秦漢の裔、歸化せるものありきと雖も、而も、未だ使を通じたるものあるを聞かず。而して、彼の史、我が風俗を紀すること、虛實相半し、朝貢封爵等の事を載するが如きに至りては、則ち古今の無き所、蓋し、當時、府を任那に置き、帥臣を分ちて之を鎭制せり。時に、高麗、臣と稱して朝貢せりと雖も、世彼の正朔を奉じ、彼の封爵を受けたれば、意ふに、任那の帥臣たるものも、亦從ひて其の封號を受けしが、抑鎭西の奸民、名を朝使に假りて貢調し、以て射利の資となしたるに、彼の史、從ひて之を

錄せしか。要するに、皆信ずるに足らず。而して、其の實に使を通ぜしは、則ち推古帝の朝より始れり。自後、使聘往來して、史、書することを絶たざれば、此以て錄せざるべからざるなり。因て、諸書を掇拾して、隋・唐・宋・元・明の傳を作る。其の餘、流寓漂至せるもの丶如きも、亦從ひて之を附すと云ふ。

隋國、筑紫の西に在り。隋より以前、其の國號數變せしが、其の文字の得て紀すべきものは、唐虞より始れり。唐堯、聖德ありて、陶唐氏と號せしが、既に老いて舜に讓れり。舜、克く堯の載を熙くし、有虞氏と號せり。舜、禹に讓りしが、夏后氏と號して、世を傳ふること十七。桀、淫驕なりしかば、商湯、之を放ち、代り立ちて、亳に都し、仍て商と號せしが、盤庚、殷に徙りぬ。故に、亦殷と號せり。殷紂、湛湎なりければ、諸侯、享せざりしに、周文王昌、德を修めしかば、民、周に歸したりしが、武王發、殷を伐ちて之に代りたれども、子孫昏亂なりければ、戎狄、之を侵し、平王宜臼、洛に遷れり。是を東周となす。東周惠王閬の十七年は、神武帝の元年に當れりと云ふ。周道、陵遲して、嬴秦、之を滅しけるが、二世にして民叛き、劉季、立ちて天子となり、長安に都す。是を漢高祖となす。世を傳ふること十四。其の臣王莽、簒立して新室と號せしが、漢の宗室劉秀、羣賊を夷げて、漢祚を復せり。是を光武帝となす。亦十四主にして、曹丕、之を簒ひ、許に都して、國を魏と號し、劉備、成都に卽位して、亦漢と號し、孫權、武昌に據りて吳と稱せり。漢は、二主にして、魏の爲に

滅され、魏は、五主にして、司馬炎、之に代りぬ。是を晉武帝となす。洛陽に都したり。孫氏、吳を有つこと四世にして、晉、又之を取りしが、五胡、晉を猾して、司馬氏、遂に振はず、都を建康に遷しゝに、拓跋氏、鮮卑に起り、都を平城に建てゝ、北魏と號せり。是に於て、分れて南北となりぬ。司馬氏、世を傳ふること十三にして、劉裕、之に代れり。是を宋武帝となす。凡そ八主にして、蕭道成、之を滅して、南齊と號せしが、蕭衍が爲に滅されたり。蕭衍、國號を梁と改めしが、凡そ四主にして、陳覇先、之を滅して、國を陳と號せり。拓跋氏、國を有つこと一百四十九年、魏、分れて東西となり、寶炬、長安に都し、是を西魏の文帝となし、善見、鄴に都し、是を東魏の孝靜帝となす。東魏、國を高洋に傳へて、齊と號するもの、凡そ六主にして、宇文覺が爲に滅されたり。宇文覺、國號を周と改めしが、周は、五主にして、位を隋王楊堅に讓れり西土歴代史傳を參取す。楊堅、周に事へて相國となり、隋王に封ぜられしが、遂に周の禪を受けて、帝位に卽き、本封に因りて國を隋と號し、元を開皇と改めたり。是の歲、敏達帝の十年辛丑歲なり。開皇九年、陳を滅して、其の地を併せしが、總て州三十・郡一百・縣四百、是に至りて、南北、混じて一となり、在位二十四年にして殂す。是を高祖となす。太子廣立ちて、大業と改元せしが隋書。實に推古帝の十三年なり。十五年秋、詔して、大禮小野臣妹子をして隋に聘せしめ、鞍作福利を通事となし日本紀。隋主に書を贈れり。其の略に曰く、日出處の天子、書を日沒處の天子に致す、恙なしやと善隣國寶記・隋書。十六年夏、隋主、鴻臚寺掌客裴世淸等をして來聘

せしめければ、使邸を難波高麗館の上に築き、飾船三十艘・飾騎七十五匹を以て迎へ勞ひしに、裴世清等、闕に造りて再拜し、國書・信物を庭に獻じたり。其の書に曰く、皇帝、倭皇に問ふ。使人長吏大禮蘇因高等、至りて懷を具す。朕、欽みて寶命を承けて、區宇に臨御し、德化を弘め、含靈に覃し被らしめんことを思ひ、愛育の情、遐邇を隔つることなし。皇、海表に介居して、民庶を撫寧し、境內安樂に、風俗融和なることを知りぬ。深氣至誠にして、遠く朝貢を修めたり。丹款の美、朕、嘉することあり。稍暄なり。此は常の如し。故に、鴻臚寺掌客裴世清等を遣はして、稍往意を宣べ、幷て物を送ること別の如しと。世清等を朝に宴す日本紀。帝、皇太子に問ひて曰く、書辭、如何と。太子曰く、諸侯に賜ふ書式なり。然れども、皇と曰ひ、帝と曰ふは、其の義一なり。彼の書、皇字を用ひたれば、宜しく答書以て報ずべきなりと。帝、之に從ふ聖德太子傳曆。太子、親ら書を草して曰く、東天皇、敬みて西皇帝に白す。使人鴻臚寺掌客裴世清等至りて、久憶方に解けたり。季秋、薄か冷し。尊、如何、想に清悆ならん。此にも卽ち常の如し。今、大禮蘇因高・大禮乎那利等往く、謹みて白す、不具と。又小野臣妹子をして大使たらしめ、難波吉士雄成を小使となし、鞍作福利を通事となし、學生倭漢直福因・奈羅譯語惠明・高向漢人玄理等八人をして世清等を送らしむ。明年秋、妹子還りたれども、鞍作福利は、留りて歸らず蘇因高は、卽ち妹子、乎那利は、卽ち雄成なり。二十二年、犬上御田鍬・矢田部造を遣はして隋に聘せしむ。明年、犬上御田鍬等、隋より還る日本紀。二十五年、隋主廣、其の臣宇文化及が爲

に弑せられたり。是を煬帝となす。孫侑立ち、位を唐公李淵に禪りて、隋滅びぬ聖德太子傳曆に唐錄を引ける、隋書。唐主、姓は李氏、名は淵、隋の禪を受けて、國を唐と號し、元を武德と改めて、長安に都す唐書。是の年、推古帝の二十六年に當れり。三十一年、學僧惠齊・惠光及び醫惠日・福因、唐より歸り、奏して曰く、唐は、禮儀の國なり、宜しく常に相聘問すべしと日本紀。淵殂す。是を高祖となす。子世民立つ。是を太宗となす。元を貞觀と改む唐書。實に推古帝の三十五年なり。舒明帝の二年秋、犬上御田鍬・大仁醫師惠日をして唐に聘せしむ。四年、唐主、新州刺史高表仁をして御田鍬を送らしむ。明年、吉士雄麻呂等を遣はして高表仁を送らしめしに、對馬に至りて還りぬ日本紀。新州刺史は、舊唐書に據る。唐主殂して、子治立つ。是を高宗となす唐書。孝德帝の白雉四年、小山上吉士長丹・小乙上吉士駒、唐に聘し、室原御田、送使となり、學生巨勢臣藥・冰連老人及び學僧道嚴。定惠・安達・道觀等二十餘人、之に從ふ。又大山下高田首根麻呂、大使となり、少乙上掃部連小麻呂、副使となり、學僧道福・義向等一百二十餘人、倶に發し、土師連八手、送使となりしが、根麻呂等、薩摩の竹島に至り、風に遇ひて覆沒し、唯門部金等五人、生還することを得たり。五年春、大使小錦下河邊臣麻呂・副使大山下藥師惠日・判官大乙上書直麻呂等、唐に聘し、高向史玄理、押使となる。唐主、皇朝の地理、國初の神名を問ひければ、麻呂等、皆問に隨ひて應對せしが、既にして、玄理、唐に卒しぬ○本書の此の下の註に、伊吉博德が書を引きて云く、是の歲、學生冰連老人・高黃金・學僧妙位等十二人及び韓智興・趙元寶、使人と共に歸ると。然れども、此の歲還りしものは、長丹にして、麻呂に非ず。則ち此の註は、宜しく長丹還るの下或は明年麻呂還るの下に在るべし。然れども、他書に徵すべ

きなければ、姑く舊に從ひて、此に附す。　秋七月、遣唐使吉士長丹等還る。齊明帝の元年、河邊臣麻呂等還る日本紀。　五年、坂合部連石布・津守連吉祥・伊吉連博德、唐に使し、蝦夷數人、之に從ふ。石布が船、風に遇ひ漂ひて南海に至り、島賊の爲に刼殺せられたり。吉祥等、越州會稽縣に至り、驛に乘じて東京に赴きしが、時に、唐主、東京に在りければ、使人、廷見せしに、唐主、先天皇の起居を問ひ、次に使者を慰勞し、蝦夷を見て、其の地方・種類を問ふ。蝦夷、白鹿皮及び弓箭を獻せり。時に、唐、將に明年を以て百濟を攻めんとしたりしかば、是を以て、我が使を西京に拘へたり日本紀の註に伊吉博德が書を引ける。　六年、唐の將軍蘇定方等、百濟を攻めて、其の王義慈を虜にす日本紀及び一說。　是に於て、始て我が使を放てり。　七年、吉祥等還る日本紀の註に伊吉博德が書を引ける。　天智帝の壬戌歲、唐、又百濟を攻む。　癸亥歲、我が師、唐の兵と白村江に戰ひて敗績す。　甲子歲、唐の百濟鎭將劉仁願・朝散大夫郭務使等來りしかば、內臣中臣鎌足、沙門智祥を遣はして、物を郭務悰等に賜ふ○按ずるに、善隣國寶記に曰く、郭務悰が來聘せしとき、僧智辨をして問はしめて曰く、表函・獻物ありや不やと。務悰曰く、將軍の牒書・獻物ありと。智辨、奏聞しけるに、廷議以爲らく、彼、唐天子の使に非ざれば、當に京師に入るべからずと。卽ち太宰府をして牒を百濟鎭將に移さしめ、幷て其の意を以て務悰等に告諭し、獻物を卻けて、府より放ち還したりと。司馬上柱國劉德高・右威衞郎將上柱國郭務悰を遣はして來聘せしめ日本紀及び一說。　幷て學僧定惠を送り還す日本紀の註に伊吉博德が書を引ける。　詔して、德高等を筑紫に饗賜し、小錦守君大石・小山坂合部連石積等を遣はして德高等を送らしむ日本紀及び一說。　丁卯歲、唐の百濟鎭將劉仁願、熊津都督府熊山縣令司馬法聰を遣はして、坂合部連石積等を送りて筑紫都督府に至らしめけるに、法聰歸らんとすれば、乃ち小山下伊吉連博

德・大乙下笠臣諸石を以て送使となす。元年冬、唐の兵、高麗を滅す。二年、小錦中河内直鯨をして唐に聘せしむ。四年、唐の百濟鎭將劉仁願、李守眞を遣はして上表す。冬、唐使郭務悰等六百人及び送使沙宅孫登等一千四百人・船四十七艘、比智島に泊す。郭務悰等、人船衆多なるを以て、驟に至らば疑防を致さんことを慮り、先沙門道文等を對馬に遣はして、來朝の意を告げしめしに、對馬國司、太宰府に牒知しければ、府、卽ち驛を馳せて以聞せり。時に、天智帝崩じたりければ、弘文帝の元年春、内小七位阿曇連稻敷を太宰府に遣はして、喪を郭務悰に告げしめしに、郭務悰等、咸服を易へて、哀を擧ぐること三たび、東向して稽首再拜し、書函及び信物を進む。夏、絁一千六百七十三匹・布二千八百五十二端・綿六百六十六斤を以て、郭務悰等に頒ち賜ひ、別に甲冑弓矢を郭務悰に賜ひて、之を發ち回せり。天武帝の三年、唐人三十人、歸化しければ、移して遠江に置く。十二年、入唐學生土師宿禰甥・白猪史寶然、及び百濟の役に唐に沒められたるもの、猪使連子首・三宅連得許、新羅使と倶に來る。持統帝の四年、筑紫軍丁大伴部博麻、唐より歸る。博麻は、齊明帝の七年、百濟を救ふの役に、唐兵の爲に虜にせられたるなり。天智帝の時、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元寶兒の四人、亦唐に在りしが、富杼等、唐人の計る所を聞き、密に歸り奏せんことを圖りけれども、資糧なかりしかば、博麻、富杼に謂て曰く、今願はくは、我が身を賣りて、以て路資に充てんと。富杼、其の計に從ひて、逃れ還ることを得たり。博麻、唐に在ること三十年、是に至りて、新羅

使と倶に至りければ、詔して、奬慰して、水田四町を賜ひ、三族の課役を免じたり(日本紀)。文武帝の大寶元年、守民部卿直大貳粟田朝臣眞人を以て遣唐執節使となし、左大辨高橋朝臣笠間を大使となし、右兵衛督坂合部宿禰大分を副使となしゝに、筑紫に至りて風を候ひ、明年、唐に往く(續日本紀)。是より先、唐主殂して、太子顯、位に卽けり。是を中宗となす。其の母武氏を號して、皇太后となす。武氏、遂に唐主を廢して廬陵王となし、豫王旦を立てゝ帝となし、尋で唐の命を革めて、國號を周と改め、旦が稱を降して皇嗣となせり。粟田朝臣眞人が唐に如きしは、周の長安二年なりき(唐書)。眞人等は歸りたれども、學僧辨正は、唐に留りぬ。辨正、談論を善くせり。臨淄王隆基、時に藩邸に在り、辨正、圍碁を善くするを以て、賞遇せられたり(懷風藻)。武氏殂して、廬陵王、位に復せしが、后韋氏、之を弑して、幼子重茂を立てしに、臨淄王隆基、入りて韋氏を誅して、重茂を廢したり。豫王旦、復帝位に卽く。是を睿宗となす。隆基を立てゝ太子となし、尋で位を太子に讓る。是を玄宗となす(唐書)。元正帝の靈龜二年、多治比眞人縣守、遣唐押使となり、大伴宿禰山守、大使となり、藤原朝臣馬養、副使となりて、唐に聘す。時に、唐の開元四年なり。養老二年、多治比眞人縣守等歸る。聖武帝の天平五年、多治比眞人廣成、遣唐大使となり、中臣連名代、副使となりて、唐に聘し、七年、廣成等歸る。唐人袁晉卿、廣成に從ひて來りしが、後、仕へて玄蕃・大學の頭、安房守となり、姓を淸村と賜りぬ。孝謙帝の天平勝寶四年、正四位下藤原朝臣淸河、大使となり、從四位上大伴宿禰古麻呂、副使となり、及び留學生

藤原朝臣刷雄、唐に聘せしに、明年正月朔、唐主、賀を蓬萊宮含元殿に受けしが、是の日、淸河等をして西畔第二に列せしめ、吐蕃の下に在り、新羅使は、東畔第一にして、大食國の上に在りければ、古麻呂、肯て座に就かずして、掌客に謂て曰く、新羅は、我が屬國なり、其の使者、當に我邦の上に在るべからずと、之を廷爭しければ、唐人、奪ふこと能はずして、改て淸河等を以て東畔第一に坐せしめ、新羅使を引きて西畔第二に列せしめたり。六年、大伴宿禰古麻呂歸りしが、唐僧鑒眞、古麻呂に從ひて來朝す。天平寶字二年、小野朝臣田守、渤海に使して還り、奏して曰く、唐の天寶十四載十一月九日、御史大夫范陽節度使安祿山、反きて帝と僭稱し、國を燕と號し、范陽を改めて靈武郡と作し、其の宅を潛龍宮となし、聖武と改元し、其の子安慶緖を留めて、范陽の郡事を知らしめ、自ら精兵二十餘萬騎を將ゐて進み、十二月、洛陽を攻めて之を陷れ、百官を僞署したれば、唐主、安西節度使哥舒翰をして兵三十萬騎を將ひて潼津關を守らしめ、大將軍封常淸が兵十五萬、洛陽を守りしに、明年、安祿山、將軍孫孝哲を遣はし、兵二萬を帥ゐて潼關を攻めしめければ、哥舒翰、潼津の岸を壞ちて路を塞ぎたるに、孫孝哲、山を鑿ち路を開き、兵を引きて新豐に入り、六月六日、唐主、劒南に奔れり。七月甲子、太子璵、靈武に卽位し、元を改めて至德元載となす。己卯、唐主、益州に至る。平盧留後事徐歸道、果毅都尉行柳城縣兼四府經略判官張元澗を渤海に遣はして、兵を乞はしめけるに、渤海、其の姧あらんことを疑ひ、留めて遣らず。十二月丙午、徐歸道、果して劉正臣を北平

に鴆殺して、竊に祿山に通じたり。僞幽州節度使史思明・安東都護王玄志、其の計を知りて、兵六千餘人を帥ゐ、攻めて柳城を破り、徐歸道を斬りて、自ら權知平盧節度と稱し、北平に鎭す。至德三載四月、王玄志、將軍王進義を遣はして、援を渤海に乞ひ且つ國事を告げしめて曰く、天子、西京に還り、太上皇を蜀に迎へて、別宮に居らしめ、賊徒、稍殄滅に就きたりと。渤海、尙未だ信ぜず、乃ち進義を留めて使を唐に遣はししに、唐、敕書を渤海に降しければ、渤海、田守に附して奏進すと。是に於て、太宰府に敕して曰く、安祿山は、是狂胡の狡竪にして、天に逆ひ上を犯せば、事、必ず利ならじ。彼、西を圖ること能はずんば、則ち還て更に海東を掠めん。古曰く、蜂蠆すら猶毒あり、況や、人に於てをやと。府帥、宜しく此の狀を知りて、預め之が備をなすべしと。時に、前遣唐大使藤原朝臣清河、唐に在りて未だ歸らず、天平寶字三年春、適渤海使至る。便ち外從五位下高元度を以て迎使となし、內藏忌寸全成を判官となし、渤海使楊承慶等と共に發せしめ、且渤使王に詔して、高元度を唐に送らしめければ、元度、渤海使と唐に至れり。明年、唐主、中使をして宣旨せしめて曰く、特進兼秘書監藤原清河、當に請に依りて遣り歸すべし。而れども、殘賊、未だ平がず、道路、艱あらんことを恐る。元度、宜しく南路を取り、先歸りて復命すべしと。即ち中謁者謝時和をして元度等を送りて蘇州に赴かしめ、刺史李岵、大船一艘を具して、越州浦陽府折衝沈惟岳・別將陸張升等をして元度を送らしむ。五年、元度、還りて太宰府に至る。從五位上上毛野公廣濱・外從五位下廣田連小

床等を安藝に遣はし、船を造りて唐使を送れり。初め、元度が還るとき、唐主、亂後、弓材に用ふるもの乏しきを以て、元度に告げて牛角を求めしが、元度、還りて之を奏しければ、東海・東山・北陸・山陰・南海道の諸國をして牛角七千八百を貢せしめ、以て唐に遺り、右虎賁衛督仲眞人石伴を以て遣唐大使となし、上總守石上朝臣宅嗣を副使となせり。六年、石上朝臣宅嗣罷め、左虎賁衛督藤原朝臣田麻呂、副使となる。夏、唐の副使紀喬容等三十八人、狀を列ねて、大使沈惟岳が贓汚して任に堪へざることを太宰府に告げしに、府、之を奏せしかば、報じて曰く、大使・副使は、竝に是彼の命せし所なれば、今、改換すべからず。其の還鄕の祿、亦舊給に依れと。七年、渤海使王新福、奏言すらく、李家太上皇玄宗。少帝肅宗。竝に崩じて、廣平王代宗。攝政せしが、年穀登らず、人民相食みけるに、史朝儀、帝號を僭して、性、頗る仁恕なれば、人心歸附して、兵鋒甚だ彊く、鄧州襄陽、已に史氏に屬し、李家、獨蘇州に在り、朝聘の路、固より未だ通じ易からずと。是に於て、太宰府に敕して曰く、唐國、喪亂して、使命通じ難し。其れ沈惟岳等は、宜しく安置優給すべし。如し土を懷ひて歸らんことを願ふものは、船を給して發遣せよと。沈惟岳等、竟に留りて朝に仕へしが、寶龜中、從五位下に敍し、姓を淸海宿禰と賜ひて、左京に編附したり。光仁帝の寶龜八年、佐伯宿禰今毛人、遣唐大使となり、小野朝臣石根・大神朝臣末足、副使となりしに、今毛人、攝津職に至りて、病みて往くこと能はざれば、副使石根に詔して、節を持ちて先發して、大使の事を行はしめ、判官已下、死罪を犯すものあらば、

持節使の專決を許す。尋で石根に敕すらく、唐に至らん日、彼、若し大使なきを問はゞ、宜しく事を量りて分疏すべしと。七月、石根等、楊州海陵縣に到りしが、觀察使兼長史陳少遊言く、祿山が亂に屬し、館驛彫弊したれば、使人六十人を限りて京師に入らしむと。尋で中書門下の牒を得たるに、又使者の從員を節減せり。持節使及び副使・判官・錄事等四十三人、明年正月十三日を以て長安に到りしに、館待優厚にして、中使の訪問絕えず、數日にして、宣政殿に禮見し、信物を進めければ、唐主、大に喜びて、羣臣に班示し、尋で宴を延英殿に設けて、使人を引見し、中使趙寶英を遣はして、答信物を將て使者を送らしむ。持節使、拜辭して曰く、本國、海路遙遠にして、漂蕩測られず。今、中使云往きて、波濤を冒涉せんに、萬一顚躓せば、恐らくは王命を曠しくせんと。唐主、再び旨を傳へしめて曰く、朕、少信物あり、寶英等を差はして押送せしむ。道義の在る所、以て勞となさゞれと。既にして、趙寶英等、九月を以て纜を解きしに、海中、風に遇ひて、小野朝臣石根等三十八人、趙寶英等二十五人、船破れて溺死し、副使小野朝臣滋野が船、肥前松浦郡橘浦に到り、狀を具して以聞す。卽ち太宰府に敕して、唐使を迎勞せしめ、滋野を促して京師に入れしむ。十年、唐使孫興進・秦怤期、京師に入りしが、領唐客使、奏すらく、唐使の行、左右に旗を建て、亦帶仗官ありて、旗を前後に立てたり。臣等、之を古典に稽ふるに、未だ斯の例を見ず。伏して處分を請ふと。朝議、唯帶仗のみを聽して、旗を建つることなからしむ。又奏すらく、往時、粟田朝臣眞人等、楚州より發し

て、長樂驛に到りし時、五品舍人、郊迎勞問せしが、此の時、未だ拜謝の禮を見ざりき。新羅朝貢使王子泰廉が入京の日、官使、宣命して迎馬を賜ひしに、王子、轡を斂めて、馬上より答謝せり。但渤海使は、皆悉く馬を下り、再拜して舞蹈せり。今、領唐客使は、何の例に准據せんといへれば、便ち行立・進退・饗宴・應對の儀注を撰びて、領客使に下せり。孫興進等、朝見して、國書・信物を上る。乃ち孫興進等を朝堂に宴す。中納言物部朝臣宅嗣、敕を宣して曰く、唐國の天子及び公卿、國内の百姓、平安なりや不や。海路艱險にして、一二使人、或は海中に漂沒し、或は耽羅に困みたりと。朕、之を聞きて、悽愴たり。卿、幸に恙なくして來れり。道次、國宰の供待、法の如くなりしか不かと。孫興進等言す、臣等、來らんとする時、本國の天子及び公卿・百姓、平安なりき。又朝恩遠く覃べば、海路、恙なきことを得たり。道次、國宰の供待、甚だ至れりと。因て、位を授け物を賜ふこと差あり。布勢朝臣清直を以て送唐客使となし、甘南備眞人清野・多治比眞人濱成を判官となして、孫興進を送らしむ。續日本紀。 是の夏、唐主殂して、子适立つ。是を德宗となす。唐書。 冬、唐人高鶴林、新羅貢調使金蘭孫等と倶に入朝せり。續日本紀〇按するに、高鶴は、趙寶英と倶に來り、風に遇ひ漂ひて新羅に到りしが、此に至りて入朝せしか。 桓武帝の延曆十七年、唐人十口、歸化す。二十三年、藤原朝臣葛野麻呂、遣唐大使となり、石川朝臣道益、副使となりて、唐に聘し日本紀略。 留學生橘逸勢・學僧空海、焉に從ひしが善隣國寶記。 往きて唐の福州長溪縣に到りしに日本紀略。州縣の吏、其の符印なきを疑ひて之を責めければ、葛野麻呂、書を福州觀察使に贈れり。略に云く、

我が國主、先祖の貽謀を顧み、今帝の德化を慕ひ、謹みて賀能等賀能・葛野、訓讀通ず。を差はして使に充て、國信を奉獻せしむ。賀能等、萬死波を冒して、再び生日を見るは、聖德の致す所にして、我が力の能くする所に非ざるなり。又大唐の日本を遇するや、八狄雲會し七戎霧合すと云ふと雖も、而も、我が國使に於ては、待つに上客を以てし、面、龍顏に對して、自ら鸞綸を承く。夫の瑣瑣たる諸蕃と、豈に日を同じくして論ずべけんや。又竹符銅契は、本姦詐に備ふ。世淳に人質ならば、文契何ぞ用ひん。是の故に、我が國淳樸已降、常に好隣を事とし、獻ずる所の信物、印書を用ひず、遣はす所の使人、姦僞あることなく、其の風を無盡に相襲げり。加ふるに、使乎の人を以てするに、必ず腹心を擇び、任ずるに腹心を以てす、何ぞ更に契を用ひん。載籍の傳ふる所、東方國あり、其の人愨直、禮義郷、君子國といへるは、蓋し此が爲ならんか。然るに今、州使、責むるに文書を以てし、彼の腹心を疑ひて、船上を檢括し、公私を計數す。斯乃ち、理、法令に合ひ、事、道理を得たり。官吏の道、實に是然るべし。然りと雖も、遠人乍ち到るに、途に觸れて憂多く、海中の愁、猶胸臆に委ね、德酒の味、未だ心腹に飽かざるに、卒然として禁制すれば、手足厝くことなし。又建中以往、使船、直に楊蘇に著きて、漂蕩の苦なく、州縣の諸司、慰勞慇懃に、左右の任使、船物を檢せざりしに、今則ち、事、昔と異なり、遇すること將に望疎からんとすれば、底下の愚人、竊に驚恨を懷く。伏して願はくは、柔遠の惠を垂れ、好隣の義を顧み、其の習俗を縱して、常風を怪まざれ。然らば則ち、涓涓たる百蠻、流

水と與に舜海に朝宗し、喁喁たる萬服、將に葵藿以て領を堯日に引かんとす。常習の小願に任へず、奉啓不宣と性靈集。乃ち十一月を以て長安城に至り、唐主に宣化殿に謁せり。明年、元會に、唐主、賀を含元殿に受く。是の月、唐主殂して、太子誦立つ。是を順宗となす順宗は、唐書に據る〇本書に曰く、母王氏、朝に臨みて制を稱すと。誤なり。今、取らず。秋、葛野麻呂、僧最澄と倶に歸り、唐の變を奏して曰く、唐の淄青道節度使青州刺史李師古、兵馬五十萬を養ひしが、唐主、使を遣はして、國喪を諸道に告げしめしに、青州に至るや、師古、拒みて納れず、兵十萬を帥ゐて、弔喪を以て名となし、自ら鄆州を襲ひければ、諸州、力を戮せて逆へ戰へり。唐主、乃ち中使を遣はして、師古を宣慰せしめたり。蔡州節度使吳少誠、亦多く兵馬を養ひて、竊に窺窬を挾みければ、唐主、又嚮に龍武將軍薛審を吐蕃に遣はして和親せしめんとせしに、至れば則ち、拘留して還さゞれば、審、紿きて曰く、來る所以のものは、公主を嫁せしめんと欲するなりと。吐蕃、乃ち審を放還して婚を議せしに、唐主、怒りて曰く、此吾が知る所に非ず。汝、速に往きて前旨を申べよ。事若し成らずんば、復來り還ること勿れと。審、再び往きしに、吐蕃、拒みて納れざりしが、去年十二月、吐蕃の使者、逃れ還りて、賀正に會せざりき。吐蕃は、長安の西北に在りて、相距ること五百里、侵寇して已まず。唐國、内は節度に迫られ、外は吐蕃を畏れて、京師騷擾し、暫も休息することなしと日本後紀。唐主、久しく病みて、政を聽くこと能はざれば、位を太子純に讓る。是を憲宗となす唐書。是の年、平城帝の大同元年なり。是より先、高階朝臣遠成、唐に使せしが、是に至りて、橘

逸勢・僧空海と倶に歸れり。類聚國史。唐書を參取す〇一代要記に、空海は二年を以て歸るとなせり。嵯峨帝の弘仁十年、唐越州の人周光朝・言升則等、新羅の船に乘りて來りければ、就きて唐の事を問ひしに、光朝曰く、遠鄙の人にして、京邑の事を知らざれども、只聞く、去る元和十一年、圓州節度使李師道反き〇唐書を按ずるに、李師道、淄靑節度使を以て、嵩山僧圓靜と謀叛したるに、本書に、圓州に作れるは、疑ふべし。蓋し圓靜、節度使李師道と反きしを、訛りて圓州に作りしならん。今舊文に仍りて其の實を見す。兵馬五十萬を擁して、極て精銳となす。天子、諸道の兵を發して之を討ちたれども、未だ克滅に就かずして、天下、騷擾せりと日本紀略〇今、唐書を考ふるに、憲宗の元和十四年、李師道、兵馬留後劉悟が爲に殺され、淄靑平分して、三鎭となりしに、周光朝は、邊民にして未だ其の事を知らざるなり。又紀略を考ふるに、弘仁十一年、唐人李少貞、漂ひて出羽に到れり。續日本後紀に據れば、李少貞は新羅人なり。知らず、是適同姓名の人か。李少貞が事は、新羅傳に詳なり。十一年、唐主殂して、太子恒立つ。是を穆宗となす。殂して、太子湛立つ。是を敬宗となす。殂して、宦官、江王昂を奉じて之を立つ。是を文宗となす唐書。是の年、淳和帝の天長四年なり。仁明帝の承和元年、參議左大辨藤原朝臣常嗣、持節大使となり、彈正少弼小野朝臣篁、副使となり、二年、長岑宿禰高名、遣唐判官となる。三年、詔して、故入唐大使贈正二位藤原朝臣清河に、更に從一位を贈り、故留學生贈從二位安倍朝臣仲麻呂に正二位を、其の餘、使を唐に奉じて、身沒せしもの石川朝臣道益等に、位を贈ること差あり。常嗣等發して、風に遭ひて還り、船舶を修む。四年、遣唐第一舶に號を太平良と賜ひ、從五位下を授く。五年夏、常嗣、第一舶に乘りて唐に往き、僧圓仁、焉に從ふ。副使小野朝臣篁は、病と稱して往かず。六年秋、常嗣、歸りて節刀を上りしに、帝、紫宸殿に御して、親しく慰勞を加へぬ續日本後紀。三代實錄に據る。圓仁は、八年、唐主殂して、顯王炎立つ。是を武宗となす。

十四年、唐主殂して、光王忱立つ。是を宣宗となす唐書。嘉祥二年、唐の商舶、太宰府に至る續日本後紀。唐主殂して、太子漼立つ。是を懿宗となす唐書。是の歳、清和帝の貞觀元年なり。三年、高岳親王、僧となり、唐に往きて法を求め、僧宗叡、之に從ふ。八年、唐商張言等四十一人、太宰府に至る三代實錄。宗叡は、扶桑略記に據る。僧宗叡還りしに、唐人李延孝、從ひ來れり扶桑略記。十五年、唐主殂して、太子儇立つ。是を僖宗となす唐書。十六年、唐商崔岌等三十六人、太宰府に至り、十八年、楊清等三十一人、荒津に至りしが、皆歸化の例に準じて、厚く之に賑給せり。陽成帝の元慶元年、延暦寺僧濟詮・安然・玄昭・觀溪、唐に如きて、法を求め（溪を、或は漢に作れり。）唐商崔鐸等六十三人、筑前に至る。初め、清和帝、多治比宿禰安江等を唐に遣はして、香藥を市はしめしが、是に至りて、鐸、安江等を送り、幷に貨物を齎しければ、詔して、例に依りて供給せり。如唐求法僧智聰、唐處士駱漢中等と倶に太宰府に至る。乃ち太宰府に敕して、漢中幷に從者等に衣粮を量り賜ふ。五年、在唐僧中瓘、狀して奏言すらく、高岳親王、流沙を渡らんと欲し、羅越國に至りて薨じ給ひぬと三代實錄。宇多帝の仁和四年、唐主死して、太弟曄立つ。是を昭宗となす唐書。寛平六年五月、唐使、入朝し扶桑略記〇本書に、使人の名を失せり。幷て在唐僧中瓘が太政官に上る表を致せり。七月、詔して、中瓘に黄金を賜ひ、太政官、牒送す。其の略に曰く、奉敕、中瓘が表を省て、之を悉しぬ、久しく兵亂に阻てられしが、今、稍安和なることを。來狀に云く、溫州刺史朱褒、特に人信を發して、遠く東國に投ぜんとすと。波浪渺焉たるに、宿懷を感ずと雖も、之を舊典

に稽ふるに、容納を奈何せん。敢て固より消息を疑はざれども、事理の至る所、罷めんと欲すれども、能はず。如聞、商人、唐國の事を說くの次、多く云ふ、賊寇以來十有餘年、朱褒、獨所部を全うしたれば、天子、特に忠勤を愛すと。事の髣髴たる、由緒を風聞に得たりと雖も、苟くも人君たるもの、孰か耳を傾けて以て之を悅ばざらん。朝議、已に定り、使者を發せんことを欲すれども、辨整の間、或は年月を延べん。大官、問ふことあらば、意を得て之を敍べよ。敕に準じて牒送す。宜しく此の意を知るべし。沙金一百五十小兩、以て中瓘に賜ふ。旅庵の衣鉢、適に分銖を支へよと菅家文草。八月、參議左大辨菅原朝臣道眞、遣唐大使となり、紀朝臣長谷雄、副使となりしが扶桑略記。道眞、狀奏して曰く、臣、謹みて在唐僧中瓘が去年三月商客王訥等に附して到れる所の錄記を按ずるに、唐の凋弊、之を載すること具なり。更に朝せざるの問を告げ、終に唐に聘するの人を停めん。中瓘は、區區たる旅僧と雖も、聖朝の爲に其の誠を盡せり。代馬・越鳥、豈に習性に非ざらん。臣等、伏して舊記を檢するに、度度の使等、或は海を渡りて命に堪へざりしものあり、或は賊に遭ひて遂に身を亡ひしものあり。唯未だ唐に至るを見ざるに、難阻飢寒の悲あり。中瓘が申報せし所の如くならば、未然の事も、推して知るべし。臣等、伏して願はくは、中瓘が錄記の狀を以て、遍く公卿・博士に下して、詳に其の可否を定めしめん。國の大事、獨身の爲のみに非ず。且つ款誠を陳べ、伏して處分を請ふと菅家文草。七年、遂に遣使を罷めたり扶桑略記・菅家傳記。醍醐帝の延喜三年、唐人景球、羊及び白鵝を獻ず扶桑略記。四年、朱全忠、

唐主を弑して、太子祝を立つ。是を哀帝となす。七年、朱全忠、又之を弑して、唐滅びぬ唐書。九年、在唐僧中瓘に沙金百兩を賜ひ、太宰府に敕すらく、唐商の貨物は、使を遣はして檢進するを例としたれども、今、之を停む。宜しく藏人所の牒する所に據りて、審に物色品目を錄し、府官を遣はして檢進すべしと。冬、唐人、孔雀を獻ず。十九年、交易唐物使當麻有業、孔雀を獻ず。唐商鮑置求が貢せし所なり。唐僧長秀・湛譽・智琮等來る。延長四年、興福寺僧寬建、奏請すらく、唐の商舶に就きて、唐に如き法を求め、五臺山を巡禮せんと。之を許して、黄金百兩を賜ひ、宇多法皇も、亦黄金五十兩を賜ひしが、寬建、又本朝文士集を賜らんことを奏請しければ、詔して、菅氏・紀氏各一卷・橘氏二卷・都氏一卷及び小野道風が行草書一卷を賜ひたり扶桑略記。李氏は、二十帝、二百八十九年にして亡び、朱全忠、之に代りて、梁と號せしが、二主、十有七年にして、李存勗、梁を滅して、又國號を唐と改めしに、凡そ四主、十三年にして、石敬塘、契丹の兵を以て之を滅し、國を晉と號し、二主、十二年にして滅び、劉知遠、之に代りて國號を漢と改め、二主、四年にして、郭威が爲に滅されたり。郭威、國號を改めて周と曰ひしが、三主、十年にして、位を趙匡胤に禪れり。唐の季、錢鏐、兩浙の地に據りて、自ら吳越國王と稱せしが、鏐死して、子元瓘立ち、死して、子佐立ち、死して、弟弘俶立つ五代史。按ずるに、本書に、弘俶を單に俶に作れり。今、扶桑略記に從ふ。是の歲、村上帝の天曆元年なり。弘俶、佛を好みけるが、商舶の往來するに因りて、天台智者が敎の盛に此の土に行はるゝを聞き、其の書を購求し、幷て書を右大

唐

臣藤原實賴に贈りたれども、史、其の事を失せり。實賴が答書に曰く、蔣袞再び至りて、一札を枉げられたれば、開封捧讀して、感佩兼ね懷き、筆語重疊、面展に異ならず。幸甚幸甚。袞等、逆旅の間、聊か慰問を加ふれども、邊城程遠ければ、恐らくは疎略あらん。今、交關已に畢り、歸帆初て飛ぶ。秋氣涼し。伏して惟に、大王、動用兼ね勝るゝならん、惠まれたる所の土宜は、容納に憚ることあり。既に境外に交ることを恐る、何ぞ物を掌中に留めん。然れども、遠志拒み難く、忍びて依領し、別に答信を贈る。到らば宜しく收納せらるべし。生涯、海に阻てられて、雲濤幾重、南に翔り北に嚮へども、寒溫を秋鴻に付し難く、東に出で西に流るれども、只瞻望を曉月に寄するのみ。抑天曆元年四月中を以て、職、左相府に昇りぬ。今、封題を見るに、未だ轉ぜざる前に在り。左右の間、願はくは疑を致すこと勿れ。袞等に勅して還す。不宣。沙金二佰兩、甚だ輕微なりと雖も、當土の出す所、聊か寸心を表すと。七年、弘俶、復書を右大臣藤原師輔に贈りけるに、師輔が報書に曰く、蔣丞勳來りて、華札を投傳したり。蒼波萬里、素意一封、重ぬるに嘉惠を以てせられ、歡愓懷に集りぬ。抑人臣の道たる、交りて境を出でず。錦綺珍貨も、國憲を奈何せん。然れども、志緒、或は叢竹の色を織り、德馨、或は沈檀の薰を引く。之を受くれば則ち玉條を忘ると雖も、之を辭せば恐らくは蘭蕙を嫌ふと謂はん。彊て以て容納す。蓋し只君子親仁の義を感じてなり。今、微情を抽でゝ、聊か答書を寄せ、小を以て遺となす。到らば願はくは檢領せられよ。秋初、伏して惟に、動履淸勝な

らん。空しく落日を望みて、長く私戀を繋すのみ。丞勳に勒して還す。書、言を盡さずと（本朝文粹）。初め、天慶中、肥前の沙門、唐に往き、天曆の季に及びて歸りしが、其の國守に語りて曰く、顯德以往、天下、大に飢ゑて、黄巾の結黨、邊州を鈔劫しければ、弘俶、往きて凶黨を討つこと九年、大小二十四戰して、首を斬ること五萬餘級、顯德元年春、飢ゑて、盜賊又起り、烏合蟻結して、郡縣を掠剽しければ、弘俶、兵を將ゐて攻擊し、賊を汶水の上に敗りて、殺溺甚だ衆く、汶水、之が爲に流れず。爾しより以來、天下淸肅なりければ、天子、九錫の命を賜ひて、吳越王に封じたり。幾ならずして、弘俶、病に臥しけるに、忽ち狂呼展轉して擧手謝罪しければ、一僧あり、告げて曰く、王、誓ひて銅塔を造り、印寶篋印經を其の中に安せば、則ち病愈ゆることを得んと。弘俶、合掌禮謝せしに、疾卽ち愈えしかば、弘俶、八萬四千の銅塔を鑄て、塔に印本寶篋印經一部を納めたりと。肥前の沙門、其の塔を得て歸りしが、塔は、高さ九寸餘、四面に成佛菩薩の像を鑄、內に佛像を安じたるが、大さ棗核の如く、及び寶篋印經ありて、經卷の末に、天下兵馬都元帥吳越國王錢弘俶と書きたり（扶桑略記）〇按ずるに、黄巾は、當に黄巢に作るべし。吳越世家を考ふるに、黄昌、錢鏐と倶に起れり。黄昌、後に叛きて皇帝を稱し、國を羅平と號し、中軍、黄な衣、外軍、白な衣たり。此に黄巾と言へるは、或は之を指したるか。弘俶が立ちて周師に從ひ李景を攻めたるは、此の一戰のみ。肥前の沙門、錢氏の吳越を有ちて以來の事を聞き、誤りて弘俶一代の事となしゝならん。故に、紀年を擧げたるに、乖訛多し。今只其の實を存して、彊て彼の史と合せず。

弘俶、後、地を以て宋に入れて、國除かれたり（五代史）。

譯文大日本史卷の二百四十二終

譯文大日本史卷の二百四十三

列傳第一百七十

諸蕃十二

宋　元　遼　金

明

吐火羅　崑崙

宋主、姓は趙、名は匡胤、周に事へて殿前都點檢たりしが、周恭帝の禪を受けて、帝位に卽き、國號を改めて宋と曰へり。是を太祖となす宋史。是の歲、村上帝の天德四年なり帝王編年記・和漢合運。圓融帝の貞元元年、宋主殂して、弟炅立つ。是を太宗となす宋史。天元五年、僧奝然、宋に往く扶桑略記・百錬鈔。宋主、奝然を召して、皇朝の世紀を問ひしに、奝然が答詞、詳備なりければ、宋主、稱嘆して紫衣を賜へり。一條帝の永延元年秋、奝然、宋商鄭仁德が船に乘りて歸る元亨釋書。冬、宋の商人朱仁聰、若狹に至る。二年、奝然、弟子嘉を差はし、宋僧祈乾に因りて書を宋主に奉る扶桑略記。長德三年、朱仁聰、若狹守兼隆を陵侮しければ○兼隆、姓闕けたり。敕して、仁聰等が罪を議せり百錬鈔。是の歲、宋主殂して、太子恒立つ。是を眞宗となす宋史。長保四年、僧寂昭、宋に入りて五臺山に巡禮せんことを奏請したれば、之を許しける

が百錬鈔○按ずるに、扶桑略記・帝王編年記に、並に五年に作り、編年記には、或は寛和二年に作れり。宋主、號を圓通大師と賜へり扶桑略記・宋史。寛弘二年、宋商曾令文來りしかば、三條帝の長和四年、寂昭等五人に戒狀を賜ひ、左大臣藤原道長も、亦書を寂昭に贈れり。宋商周文商、孔雀を獻ず百錬鈔。後一條帝の治安二年、宋主殂して、太子禎立つ。是を仁宗となす宋史。萬壽四年、宋商陳文祐來りしに、寂昭、書を太政大臣藤原道長に贈る百錬鈔。長元三年、寂昭、宋に死す帝王編年記。後朱雀帝の長暦元年、宋商慕安誠等來る百錬鈔。寛德元年、宋人、但馬に至りければ、散位中原長國・民部丞藤原行任等を遣はして存問せしめ○扶桑略記に、行任を生行に作れり。廷議、之を放ち回しゝに、國司源章任、私に其の雜物を奪ひければ、商張守隆等、之を訴ふ○本書に曰く、諸卿廷議すと。而して、其の處分を闕けり。今、考ふべからず。是より先、筑前人清原守武、竊に宋に往きしかば、詔して、其の罪を議して流に處せり百錬鈔。後冷泉帝の永承二年、宋商、太宰府に在り、火を房舍に放ちて逃げたれば、府、卽ち執へて獄に繫ぐ。三年、太宰府、宋曆を獻ぜしが、皇朝曆と合へり扶桑略記・百錬鈔。秋、宋の商舶來りたれども、廷議、之を放ち回す。五年、官符して、宋商張守隆等を但馬に安置す。康平元年、宋の流民守道利、大隅に在りて人を殺しければ、朝議、罪に決す百錬鈔。三年、宋商林表・俟改、越前の敦賀津に至りしが、國司に命じて、卽ち廻却せしめけるに扶桑略記○百錬鈔に、林表を林養に作り、俟改を俊政に作れり。林表等、哀訴して曰く、逆旅の間、日月多く移りて、粮食稍竭き、時、又天寒く風烈しく、海路多難なり。伏して乞ふ、聖朝、幸に憐を遠人に垂れ給へと。乃ち官符して、之を安置す扶桑略記。六年、宋主殂して、英宗曙立つ宋史。治暦二年、宋商王滿、鸚鵡及び

宋

藥種等の物を獻ず扶桑略記・百錬鈔。是より先、宋人盧範、漂ひ來りしかば、詔して、資糧を賜ひて發遣せしに、其の母、盧範に命じて、來りて物を獻じ恩を謝せしめたり百錬鈔。盧範は、扶桑略記に據る。三年、宋主殂して、神宗頊立つ宋史。後三條帝の延久元年、厚く宋人盧範に賜ひて、放ち還す　四年春、大雲寺僧成尋、宋商孫忠が船に乘りて宋に入る扶桑略記。孫忠は、善隣國寶記に據る〇本書に、曾聚に作れり。宋の福州の商潘懷清、太宰府に至りけるに、齎しゝ所に、佛像及び書籍ありければ、朝議、其の物を納れて之を安置せり朝野群載。　五年、宋主、成尋に附して金泥の法華經・一切經及び錦二十段を獻ず百錬鈔〇本書に、成尋歸朝すとなせるは、誤なり。元亨釋書には、成尋、宋主に請ひて、新譯經三百餘卷を獻ずとなせり。　承保二年、宋主、復成尋に附して、貨物を獻じければ、公卿及び諸道に詔して、答ふる所の信物を議せり。白河帝の承曆元年、宋商孫忠に附して〇孫忠が名は、諸書に、異同あり。說、本紀に見えたり。宋主に六丈絹二百疋・水銀五千兩を贈る百錬鈔。　二年、宋商孫吉、牒を持ちて太宰府に至る。牒に曰く、日本國太宰府令藤原經平に賜ふと善隣國寶記。　四年、宋主、復孫忠に附して、錦綺等の物を獻ず百錬鈔。　初め、宋國、屢信物を獻ぜしが、廷議、以爲らく、宋國の通聘、久しく絕えたりしに、比年、累に至るは、情僞知るべからずと。　既にして、孫忠、太宰府に至りければ、府司上言せしに、孫忠、報を待たずして逸し去り、又越前敦賀津に至りて、其の國牒を上る扶桑略記。　牒書に曰く、大宋國明州、日本國に牒すと善隣國寶記。　議者、其の書辭の禮を失せるを疑ひ、遂に答信せず。　特に太宰大貳に令して、和市して之を遣らしむ〇大貳、姓名闕けたり。　永保二年、牒を孫忠に附して、宋に報ず。是の歲、宋商楊宥、鸚鵡を獻ず百錬鈔。　應德二年、宋主殂して、哲宗煦立つ宋史。

堀河帝の寛治二年、宋人張仲、豹を獻じたれども、之を卻く。百錬鈔。康和二年、宋主殂して、徽宗佶立つ。宋史。長治二年、宋泉州綱首李充、太宰府に至りしかば、府官、例に依りて存問せしに、李充等、本國の公憑を進めて交易せんことを請ふ。朝野羣載。鳥羽帝の永久四年、宋人、牒を送る。百錬鈔。元永元年、宋主、商孫俊明・鄭清をして書を贈らしめしが、其の書、甚だ倨りたりければ、善隣國寶記・帝王編年記・歴代皇紀○按ずるに、百錬鈔に、元永元年、宋國の送牒の事を議することを載せたるは、蓋し此なり。學士に詔して、其の書例を議せしめけるに、式部大輔菅原在良、議して曰く、推古天皇の十六年の隋煬帝の書に曰く、皇帝、倭皇に問ふと。天智天皇の十年、郭務悰、來聘せしが、其の書に曰く、大唐皇帝、敬みて日本國天皇に問ふと。先朝の往復は、書例、大率此の如しと。善隣國寶記。是に於て、廷議、以爲らく、宜しく報書すべからずと。但太宰府をして牒を移し幷て答信を贈らしめたり。百錬鈔。崇徳帝の天治二年、金人、宋を攻めしが、宋主、位を太子桓に讓る。是を欽宗となす。金人、宋主父子を以て北行せしに、二主、共に金に殂したりければ、宋主の弟康王構、位に應天府に卽けり。是を高宗となす。走りて臨安を保ち、竟に行朝となせり。二條帝の應保二年、宋主、位を孝宗昚に讓る。宋史。高倉帝の嘉應二年、宋人、平淸盛が福原莊に至りしが、後白河法皇、臨みて焉を覽る。時人、之を譏りて、謂らく、延喜以來、未だ曾て此の事あらざりきと。承安二年、宋國、書幷に信物を奉りしが、廷議、以謂らく、書辭無禮なれば、宜しく之を卻くべしと。後白河法皇、聽かず、明年に至りて、書及び染革三十張・沙金一百兩を宋に贈りて之に報ぜり。玉海○宋史日本傳に曰く、宋乾道九年、明州綱首に附し、入りて其の方物を致すと。乾道九年は、承安三年に當れり。又曰く、

淳熙二年、倭船縢大明、鄭作を毆ちて死すと。安元元年に當れり。平家物語に云く、安元の春、平重盛、金三千五百兩を以て、鎮西の舟子妙典に附して、宋の育王山主僧佛照に寄施すと。宋史の年紀と合へども、未だ果して是なりや否やを知らず。今、姑く此に註し、以て考に備ふ。

宋主殂して、光宗惇立ち、殂して、寧宗擴立ち、殂して、理宗昀立ち、殂して、度宗祺立ち、殂して、恭宗㬎立つ。元兵、來り侵して、宋主、出で降り、北行して沙漠に殂せり。羣臣、宋主の兄昰を立てしが、元の爲に攻められて、硇州に殂す。是を端宗となす。弟昺立ち、亦元の爲に敗られて、厓山の海に殂しければ、趙氏滅びぬ。宋は、十八主、三百二十年。宋史。是の歳、後宇多帝の弘安二年なり。

元主忽必烈、其の先は、蒙古部の人なり。元史。初め、五代梁唐の間、契丹の阿保機、其の旁の小國を幷せ服して、皇帝と稱し、其の居る所の地名を以て姓となし、世里と曰へり、世里は、譯者、之を邪律と謂ふ。五代史。阿保機死して、德光嗣ぎ、攻めて唐の營・平等の州を陷れしに、石敬塘、其の兵を借りて唐を滅し、約して父子となれり。德光、雁門以北十六州の地を取り、幽州を以て燕京となし、後、又晉を滅し、多く其の地を取りて、國號を遼と改めたり。德光死して、兀欲立ち、名を阮と改む。死して、述律立ち、名を璟と改め、死して遼史・五代史。賢立ち、死して、隆緒立ち、屢宋と相攻めしに、宋主恒、歲幣銀十萬兩・絹二十萬匹を以て、爲に和親を約せり宋史・遼史を參照す。堀河帝の寛治中、商舶、契丹に至りしに、契丹の商道言・能算等、亦來りて、事を以て相爭ひければ、遂に之を禁絶す百錬鈔。鳥羽帝の永久中、女眞の完顏阿骨打、又帝を稱して、國を金と號し、名を旻と更む。卒して、弟呉乞買立ち、名を晟と改め、宋と約して、夾みて契丹を攻めて之を滅し、尋で又宋を攻めて汴京を陷れ、宋主父子を執へて去る。

完顔亮に至り、都を燕に汴に移して、殺されしに、烏祿、自立して、名を雍と更め、復燕に都し、孫珣に至りて、再び汴に徙れり金史。蒙古は、世貢を遼・金に奉せしが、鐵木眞に至り、始て帝號を稱し、遂に燕京を攻めて之を取る。鐵木眞死して、太祖と號す。子窩闊台立つ。四條帝の文曆元年、宋と共に金を滅しゝが、死して、太宗と號す。貴由立ち、死して、定宗と號す。蒙哥立ち、死して、憲宗と號す。忽必烈は、其の弟なり元史。龜山帝の文永五年、高麗、其の臣潘阜をして國書及び蒙古の書を持ちて至らしむ關東評定傳・八幡愚童訓○元史に、四年の事となせり。五代帝王物語に曰く、蒙古の趙良弼、高麗使と倶に來ると。元史を按ずるに、當時、國信使に充てられしものは黒的にて、良弼に非ず。故に取らず。蒙古の書の略に曰く、大蒙古國皇帝、書を日本國王に奉る。我が祖宗、天の明命を受けて、區夏を奄有し、遐方異域、威を畏れ德に懷けるもの、悉く數ふべからず。朕が卽位の初、高麗の無辜の民、久しく鋒鏑に瘁れしを以て、卽ち兵を罷めしめて、其の疆域を還し、其の旄倪を反したるに、高麗の君臣、感戴して來り朝し、義は、君臣と雖も、歡は、父子の若きは、計るに、王の君臣も、亦已に之を知らん。高麗は、朕が東藩なり。日本は、高麗に密邇して、開國已來、又時に中國に通じたるに、朕が躬に至りて、一乘の使、以て和好を通ずることなし。尙王國の之を知ること未だ審ならざらんことを恐る。故に、特に使を遣はして書を持ちて、朕が意を布告せしむ。冀はくは、今より以往、問を通じ好を結び、以て相親睦せん。且つ聖人は、四海を以て家となすに、相通好せずんば、豈に一家の理ならんや。以て兵を用ふるに至らんは、夫孰か好む所ぞ。王、其之を圖れと。報ぜずして、其の使を放ち卻け

しに、使者、潛に沿海要害の處を偵伺して去れり八幡愚童訓。六年春、蒙古、其の臣兵部侍郎黑的・禮部侍郎殷弘を遣はし、來りて報書を求めしめたれども、對馬島、拒みて納れざりければ、黑的等、島人塔二郎・彌二郎の二人を虜にして去りぬ五代帝王物語。黑的等が名は、元史に據り、塔二郎等が名は、關東評定傳に據る○元史に、五年の事となせり。秋、高麗の金有成・高柔、蒙古及び其の國の書を持ちて來り、併て塔二郎・彌二郎を還す關東評定傳。八年十月、蒙古、祕書監趙良弼等をして、來りて太宰府に到らしめければ良弼が官は、元史に據る。少貳、其の國書を索めしには○本書に、少卿と書して、其の人を書せず。今、考ふる所なし。良弼曰く、國書は、我、當に自ら國都に致すべし。少くも手を放つべからずと。少貳、以謂らく、蠻夷、宜しく直に帝闕に抵るべからずと、書を索めて止まざりければ、良弼、其の本を錄して之を進めたり。其の書、大抵謂へらく、王者は外なし、高麗は、已に一家たり。王國は、實に隣境たり。故に、嘗て信使を馳せて好を修めんとしたりしに、遂に寂として聞く所なし。今復、趙良弼を遣はす。如し卽ち使を發して之と偕に來らしめ、仁に親み隣を善くせば、國の美事ならん。其或は猶豫して以て兵を用ふるに至らんは、夫誰か爲すことを樂ふ所ぞと吉續記。本書に、其の書の大概を錄す。故に今、元史に據りて、少しく其の意を足す。此の行や、蒙古の意、必す答書を得んとし、十一月を以て期となしたれども、報せす。十二月、良弼、張鐸をして本國に歸らしむ吉續記・關東評定傳。報ぜずは、五代帝王物語に據る○元史に云く、守護の遣はしゝ所の二十六人、張鐸と燕に至りて、元主に見えんことを求めたりと。按ずるに、尊卑分脈に云く、足利義繼、唐に渡ると。疑ふらくは、是卽ち其の一ならん。然れども、諸書の載せざる所。故に取らず。九年五月、張鐸、高麗の書を持ちて、復太宰府に至りたれども、納れず關東評定傳○元史に曰く、十年六月、良弼、復太宰府に至りたれども、納れられずと。十一年、蒙古の船四百五十艘、兵三萬許、對馬島に至りしかば、守護代

右馬允○關東評定傳に、藤馬允に作れり。惟宗助國、族人を率ゐて拒ぎ戰ひ、悉く之に死す。又壹岐島を攻めければ、守護代平景隆、之に死す八幡愚童訓・日蓮注畫贊○愚童訓には、景隆を經高に作れり。蒙古、二島を取り、男子を得れば卽ち悉く之を殺し、女子は、掌を穿ちて舷に縛して、又肥前の松浦を侵し日蓮註畫贊。進みて太宰府・筥崎・今津・佐原等の處に寇す。鎭兵、拒ぎ戰へども、利あらず、死傷するもの多かりしが、少貳景資、射て蒙古の一大將に中てたり八幡愚童訓○本書に曰く、賊將流將公と。東國通鑑を考ふるに、流將の將は、當に復に作るべし。流・劉、音相近し。蓋し元將劉復亨ならん。是の夜、大風雨ありて東國通鑑。賊船、多く漂沒しければ、蒙古、遁れ去れり一代要記・歷代皇紀・皇代略記・東寺長者補任を參取す。遲明、鎭西の兵士、之を追ひたれども及ばず、船一艘百二十人を獲て、之を斬れり八幡愚童訓○一代要記に、船一艘賊六十人を獲たりとなせり。後宇多帝の建治元年四月、是より先、蒙古、國號を元と改めしが、此に至り、禮部侍郎杜世忠・兵部侍郎何文著・計議官撒都魯丁をして、國書を持ち來りて通好を求めしむ關東評定傳。杜世忠等が官は、元史に據る○元史を考ふるに、國號を元と改めしは、實に龜山帝の文永八年なり。然れども、水路遼遠にして、未だ其の事を知らざりしが、是に至りて、使者の來れるに因り、始て之を聞きしなり。故に、此より前は、概して蒙古と書し、此の後は、元と書す。八月、杜世忠・何文著・撒都魯丁等五人を鎌倉に押送し、九月、鎌倉執權相模守北條時宗、收へて之を斬る關東評定傳・保曆間記。弘安二年、元將夏貴・范文虎等、周福・欒忠・僧靈果・通事陳光を遣はして、書を持ち太宰府に至りて、復說くに通和を以てせしめたれば、之を博多に斬る關東評定傳。保曆間記を參取す。是の歲、元、宋を滅せり宋史・元史。四年五月、元、高麗を以て前導となし、兵十數萬、船數千艘、海を蔽ひて來り、直に壹岐島を指し、太宰府に至りて、能古・志賀の二島に陣し、高麗の船、對馬より宗像海に至りて、元の船と合へり。關東の軍及び九國二島の兵、

悉く太宰府に會して、塢を海岸に築くこと、延袤數百町、高さ丈餘、俯して賊船を射るべくし、炬を列ねて之を守りたれば、賊、敢て岸に近かず、尙志賀島に在りしが、草野七郎、夜、襲ひて船一艘を燒き、二十許人を殺せり。是に由りて、賊、巨舟を連鎖し、弩を設けて外に向け、守備甚だ嚴なり。軍士、進み攻むれども、舟皆脆小にして、多く礮石の爲に摧破せられて、死傷甚だ衆し八幡愚童訓。五月は、歷代皇紀・皇年代略記に據る。河野道有、輕舟に駕りて前みけるに、弓弩亂發しければ、部下、多く死し、通有も、亦左肩を傷け、勇氣愈厲めども、賊船、高大にして登るべからず、便ち舟檣に緣り、一躍して上り、玉冠せる一將を虜にして歸りぬ八幡愚童訓・豫章記。既にして、大友貞親貞親が名は、大友系圖に依る。秋田城二郎等、及び九國の兵士、殊死して戰ひければ、賊氣、稍沮みて、轉じて鷹島に至る。會海中、靑龍見れて、硫黃の氣四に塞りければ、其の巨帥、單艇にて先遁れたり八幡愚童訓。七月晦、夜、西北風大に作りて、海水簸蕩し、舟船破壞して、漂溺算なく八幡愚童訓・關東評定傳。屍、潮汐に隨ひて浦に入りければ、浦、之が爲に塞りて、踐みて行くべくなりぬ東國通鑑。敗卒數千、尙鷹島に在りしが、壞船を繕修して、將に逃れ歸らんとしけるを、少貳景資及び鎭西の兵士、勢に乘じて掩擊し、殺獲して粗盡き、降を請ふもの千餘、悉く之を斬る。初め、賊、什器及び耕具を載せて至り、以て久住の計をなしたりしが、此に至りて、大に敗れたり八幡愚童訓。後、聞けば、元兵十萬、生きて還ることを得たるもの三人、高麗の兵一萬、死せるもの七千餘人なりきと云ふ元史・東國通鑑。忽必烈殂して、世祖と號す。子眞金、早く死し、孫鐵穆耳立つ元史。後伏見帝の正安元年、鐵穆耳、

上國の俗、浮圖を崇ぶと聞き、僧一寧を遣はして、來り諭して通好せしめんとせしに、北條貞時、怒りければ、議者、或は之を殺さんと欲したれども、然れども、緇徒なるを以て特に之を宥し、執へて伊豆に放ちたり（元亨釋書・濟北集を參取す。）此の後、遂に絶てり。鐵穆耳殂して、成宗と號し、武宗海山立つ。殂して、仁宗愛育黎拔力八達立つ。殂して、英宗碩德八剌立ち、殂して、鐵木兒立ち、殂して、泰定帝と稱し、明宗和世㻋立ち、殂して、文宗圖帖睦爾立ち、殂して、寧宗懿璘質班立ち、殂して、妥懽貼睦爾立つ。吳王朱元璋が兵、燕に入りて、妥懽貼睦爾、北走せしが（元史。）尋で殂し、順帝と稱す。子愛猷識理達臘、和林を保ちしが、死して、子脱古思帖木兒立ち、其の下の爲に殺されてより、諸部、叛亂すること五世、帝號を知らず。鬼力赤といふものあり、簒立して可汗を稱し、國號を去りて韃靼と稱す。部酋阿魯台、鬼力赤を殺し、本雅失里を別失八里に迎へて之を立てしが、瓦剌馬哈木等が爲に殺されたり。脱脱不花も、亦元の後にして、可汗を稱したりしが、瓦剌也先が爲に殺され、子麻兒可兒立ちて、小王子と號し、韃靼、復熾なり。後數世にして、又小王子と稱するものあり、大元可汗と稱して、最も富强なりしが、東方に徙りて、土蠻と稱したり。其の西北に在るものは、俺答最も強くして、明の燕京を圍めり。其の餘、部落衆多にして、地は、東のかた兀良哈に至り、西のかた瓦剌に至り、迭に出でゝ明の邊患をなし、明と終始せりと云ふ。瓦剌も、亦蒙古の部落にして、部酋也先、明を犯して、明主祁鎭を土木に執へしが、也先死して、瓦剌衰へたり（明史〇唐書に曰く、室韋契丹の別種、蒙瓦部・落坦部たる有つと。明一統志に曰く、蒙古、塔塔兒等の諸部た

の長さ三寸餘、言語通せず。唐人、之を見て曰く、是崑崙國の人なりと。其の人、後、頗る中國の語に習ひ、自ら天竺の人なりと謂ひ、常に一絃琴を彈じて歌ひけるが、聲甚だ哀楚なりき。其の人、川原寺に居らんことを願ひたれば、之を許しゝに、卽ち持ちたる所の貨物を賣りて、屋を西郭外の路傍に作りしが、行人、皆停りて止息せり。其の人、始て綿種を持ちて來りければ、試に紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊豫・土佐等の國及び太宰府をして之を殖ゑしめたり。其の法、陽暖沃壤の地を選びて、穴を堀ること深さ一寸、相去ること各四尺、種を洗ひ水に漬け、一宿を經て、後之を殖うること、一穴に四枚、土を以て其の上を掩ひ、手を以て之を按へ、毎旦、水を灌ぎて、常に潤澤ならしめ、生ふるを待ちて之を芸る。其の人、後移りて近江の國分寺に居たり類聚國史。

譯文大日本史卷の二百四十三終

右大日本史貳百四十三卷剞劂始成而志表則未備也齊昭嘗謂

帝大友實踐天位矣而後世莫能知

後醍醐帝南狩實擁神器矣而後世莫能辨明不有直筆

帝大友終銜寃萬古而

後醍醐帝按劒之憤終不獲伸矣若曰正閏之分非臣子所當議則神

器之重萬世寶鎭授受至嚴以絕覬覦此乃

天祖之所以肇鴻基於無窮者凜々乎可畏也昭々乎不可誣也

大統所歸惟神器是視則萬世之公論自有不可欺者矣此斯書之

所以直書而不疑也是爲跋

嘉永四季辛亥五月

前權中納言從三位源齊昭謹跋

大正元年十月二十五日印刷
大正元年十月三十日發行
大正二年五月二十三日再版
大正三年七月五日三版

(假製本)

譯文大日本史第五冊

編纂兼發行者　國民文庫刊行會
東京市神田區小川町一番地

右代表者　鶴田久作
東京市神田區雉子町三十二番地

印刷者　中島藤太郎
東京市神田區錦町三丁目一番地

印刷所　神田印刷所
東京市神田區錦町三丁目一番地